平成21年度

内部評価実施結果報告書

～20年度実績を振り返って～

平成21年7月

新宿区

はじめに

新宿区では、区の行っている「施策」及び「事業」が区民や地域社会にもたらす成果や実態を客観的に評価し、評価結果を区の政策形成の基礎とすることを目的として、行政評価を実施しています。

区は、平成１９年度に新宿区の新しい時代の羅針盤となる新宿区基本構想と新宿区総合計画（平成２０年度～平成２９年度）を策定するとともに、平成２０年度から平成２３年度までの４年間に計画的・優先的に推進していく事業を中心に、新宿区第一次実行計画（平成２０年度～平成２３年度）を策定しました。

そして両計画を進行管理するための仕組みとして「新宿区外部評価委員会」を設置し、区が実施する「内部評価」に加え、外部評価の仕組みを行政評価に取り入れることで、評価の客観性・透明性をより高めることとしました。

平成２１年度の評価は、総合計画の初年度評価にあたるため、総合計画の施策の体系にある「個別目標」を対象に評価を行うとともに、第一次実行計画で掲げた「計画事業」についても評価を行いました。

効率的で質の高い行政サービスを実現していくためには、限られた行政資源を有効に活用し、公共サービスのあり方を見直していくことが必要です。そのためには、計画の適切な進行管理を図るため、行政活動を「計画」・「実行」・「評価」・「見直し」といったサイクルの中で捉え、継続的に評価を行い、評価結果を公表していくことが大切です。

この報告書は、平成２１年度の内部評価結果をとりまとめたものですが、今後は、この評価結果を踏まえ、外部評価委員会による外部評価を経て、行政評価の客観性・透明性をより一層高め、これからの区政運営に活かしてまいります。

平成２１年７月

新宿区長　　中山　弘子

目　次

１　新宿区の行政評価制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

１．１　制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

１．２　制度導入からの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

１．３　制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

１．４　評価の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

１．５　補助事業評価の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

１．６　計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

２　平成２１年度の行政評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

２．１　評価シートの構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

２．２　評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

２．２．１　個別目標の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

２．２．２　計画事業の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

２．２．３　補助事業の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

３　今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

４　個別目標評価一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

５　個別目標評価シートの見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

６　個別目標評価シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

７　事業評価一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１

８　事業評価シートの見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６

９　事業評価シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８

10　補助事業評価一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３８

11　新宿区補助金等審査委員会答申と補助事業評価の対照表・・・３４０

12　補助事業評価シートの見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４３

13　補助事業評価シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４４

１　新宿区の行政評価制度

１．１ 制度の目的

新宿区では、区の行っている施策及び事業が区民や地域社会にもたらす成果や実態を客観的に評価し、評価結果を区の政策形成の基礎とすることを目的として、行政評価を実施しています。

また、この行政評価を実施することで、具体的には、次の四つの事項を達成することを目指しています。

(1) 行政運営の意思決定サイクル（ＰＤＣＡ（※）サイクル）の下に、行政評価制度を組み込み、常に評価結果を施策と事業の見直しに反映していきます。　**（行政評価を活用した意思決定サイクルの確立）**

（行政運営の意思決定サイクルと行政評価の流れは、３ページの図１をご覧ください。）

(2) 成果に対する厳正な評価を通じて、行政としての関与の妥当性を検証し、これからの公共サービスのあり方を見直すとともに、費用対効果に優れた効率的な区政運営を実現します。

（公共サービスのあり方の見直し･効率的な区政運営の実現）

(3) 誰の目にもわかりやすい評価制度とし、行政としての説明責任を果たし、区政の透明性を向上させます。

（説明責任の確保･透明性の向上）

(4) 評価の過程を通じて、職員の意識改革と組織としての経営意識を涵養し、画一的・硬直的・閉鎖的・縦割りといわれる行政の体質改善を図ります。　**（行政の体質改善）**

※ＰＤＣＡ：Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（見直し）

１．２ 制度導入からの経過

新宿区の行政評価制度は、平成１１年度の事務事業評価の試行にはじまり、平成１３年度には、施策評価・事業評価を行い、評価結果を新宿区後期基本計画・第三次実施計画の策定に反映させてきました。また、平成１４年度は、区民との協働や補助金といった五つのテーマ別評価を試み、協働の視点からの事業の見直しや補助金の見直しへと評価結果を反映しています。

平成１５年度は、財務会計・文書管理等システムの開発にあわせて行政評価システムの開発に取り組んできたため、行政評価そのものを中止としました。また、平成１６年度は、開発中の評価システムを部分的に活用することで、第四次実施計画の策定に評価結果を反映させ

ました。そして、平成１７年度からは、本格的に行政評価システムを導入し、行政評価を再始動させました。

平成１８年度は、平成１７年度に実施した施策と事業を対象に評価を行うとともに、第四次実施計画で掲げた２１の重点項目の視点からも評価を行いました。また、平成１５年度から３か年取り組んだ事業別行政コスト計算書の成果を踏まえ、主に施設整備を行った９事業について、発生主義の考え方を取り入れ、トータルコストに減価償却費を組み入れて、行政評価を実施しました。

平成１９年度は、新宿区基本構想審議会答申における、区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案を受け、区長の附属機関として、新宿区外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」という。）を設置し、行政評価の客観性・透明性を一層高めました。

平成２０年度は、新宿区基本計画と第四次実施計画の最終年度を評価したので、単年度の振り返りだけではなく、それぞれの計画期間（１０年間・３年間）の主な取組みをまとめて評価をしました。

また、区が単独で実施している補助事業（以下「補助事業」という。）についても評価を行い、透明性を高めました。

１．３ 制度の概要

行政評価は、１ページの目的のとおり、行政運営の意思決定サイクルの下に、組み込まれています。（３ページの図１をご覧ください。）

また、行政評価には、各部経営会議からなる評価委員会が実施する内部評価と外部評価委員会が実施する外部評価があります。行政評価全体の流れは、３ページの図２のとおりです。

平成２１年度の内部評価は、平成２０年度から始まった新宿区総合計画（以下「総合計画」という。）（平成２０年度～平成２９年度）における２５の個別目標と、新宿区第一次実行計画（以下「第一次実行計画」という。）（平成２０年度～平成２３年度）における１２９事業の計画事業を対象に実施しました。

さらに、昨年から継続して、行政評価のしくみの中で補助事業の評価も行いました。

評価結果を踏まえて、第一次実行計画について必要な見直しを行うとともに、予算見積もりに活用することで、予算との連動を深めることを目指します。

図１：行政運営の意思決定サイクルと行政評価の流れ

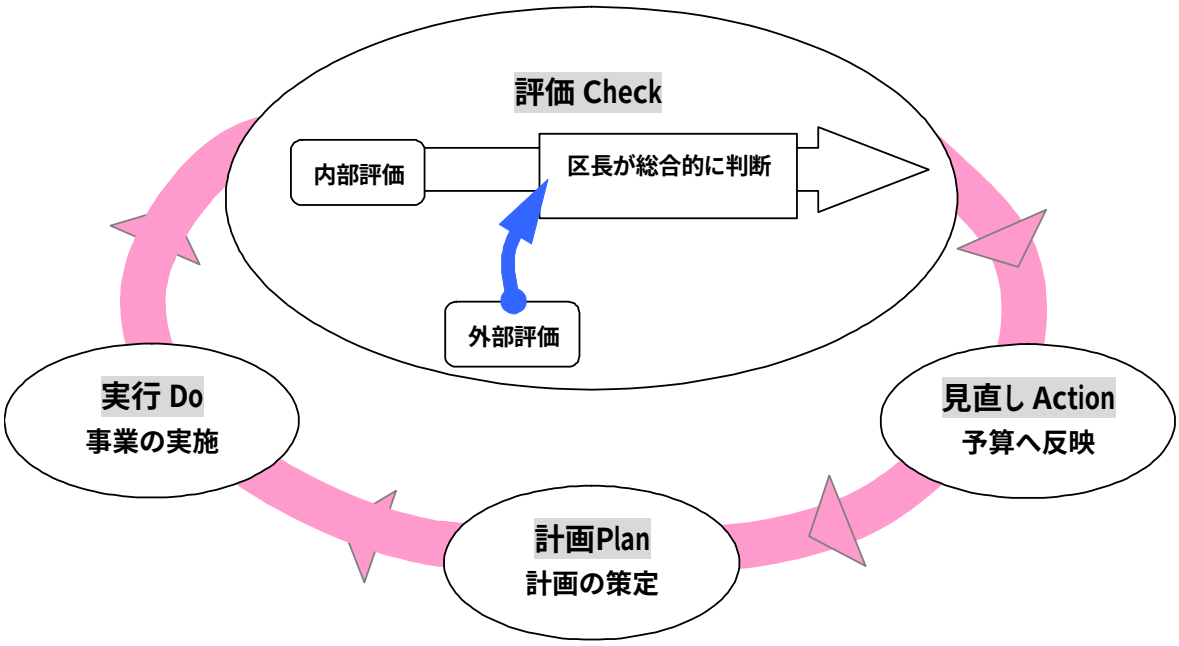

図２行政評価全体の流れ

①内部評価

各部の職員（管理職）で構成された経営会議を評価委員会として、施策と事業の自己評価を行い、決算特別委員会前に公表します。

②外部評価

「新宿区外部評価委員会」は、上記①の内部評価結果を踏まえ、外部評価の視点から評価し、評価後、区長に報告します。
区長はその報告を公表します。

③総合判断

区長は、内部評価・外部評価それぞれに対する区民からの意見を受け付けて、総合判断を行い、予算編成に反映します。
区長はその結果を公表します。

１．４ 評価の対象

平成２０年度から新たに新宿区基本構想（以下「基本構想」という。）、総合計画及び第一次実行計画がスタートしました。

基本構想は、新宿区がめざすまちの姿を実現するための、六つの「まちづくりの基本目標」と六つの区政運営の基本姿勢からなるまちづくりの基本指針です。

総合計画は、基本構想を受けた区の最上位計画であり、基本構想のめざすまちの姿の実現に向け、平成２９年度までの１０年間を計画期間として、まちづくりの方向性を明らかにしたまちづくり編と、区政運営の基本姿勢を受け、まちづくり編を推進し、下支えする区政運営の方向性を示す区政運営編で構成されています。また、施策の体系として、平成２９年度の目標を定めた個別目標と基本的な考えに基づく基本施策からなっています。

第一次実行計画は、総合計画を受けて平成２３年度までに計画的・重点的に進める事業です。総合計画と同様、まちづくり編と区政運営編で構成されており、所要経費を見込んだ計画事業の体系で構築されています。

行政評価は、計画期間の目標を定めた個別目標と計画事業のそれぞれについて、目標の達成状況等の評価を実施していきます。

計画事業の評価は、個々の事業について、事業の意図する成果の達成度、目的・手段の妥当性や実施の効率性等といった観点から評価を行い、今後の方向性の見直しや改革方針を整理しています。

また、個別目標の評価は、計画事業の評価を行った後に、施策を構成する個々の事業の評価内容を分析的に捉えるとともに、施策の目的や方向性に対する達成度といった点からの評価を行い、今後の方向性の見直しや改革方針を整理しています。

１．５　補助事業評価の概要

平成１７年３月に、新宿区補助金等審査委員会から、「区民参加による「協働」型補助金制度の実現にむけて」の答申を受けて、平成１７年度・平成１８年度の２年間で補助事業の見直しを行いました。

この見直しが終了した後も、引き続き評価を行って透明性を高めるために、平成２０年度に補助事業の評価を行政評価に併せて実施しました。

補助事業の評価は、個々の補助事業について、区と補助対象者との役割分担、目標の設定、代替手段・効率性、目標の達成度といった観点から評価を行い、今後の課題や改革方針を整理しています。

今後も継続して補助事業の評価を実施していきます。

１．６ 計画の構成

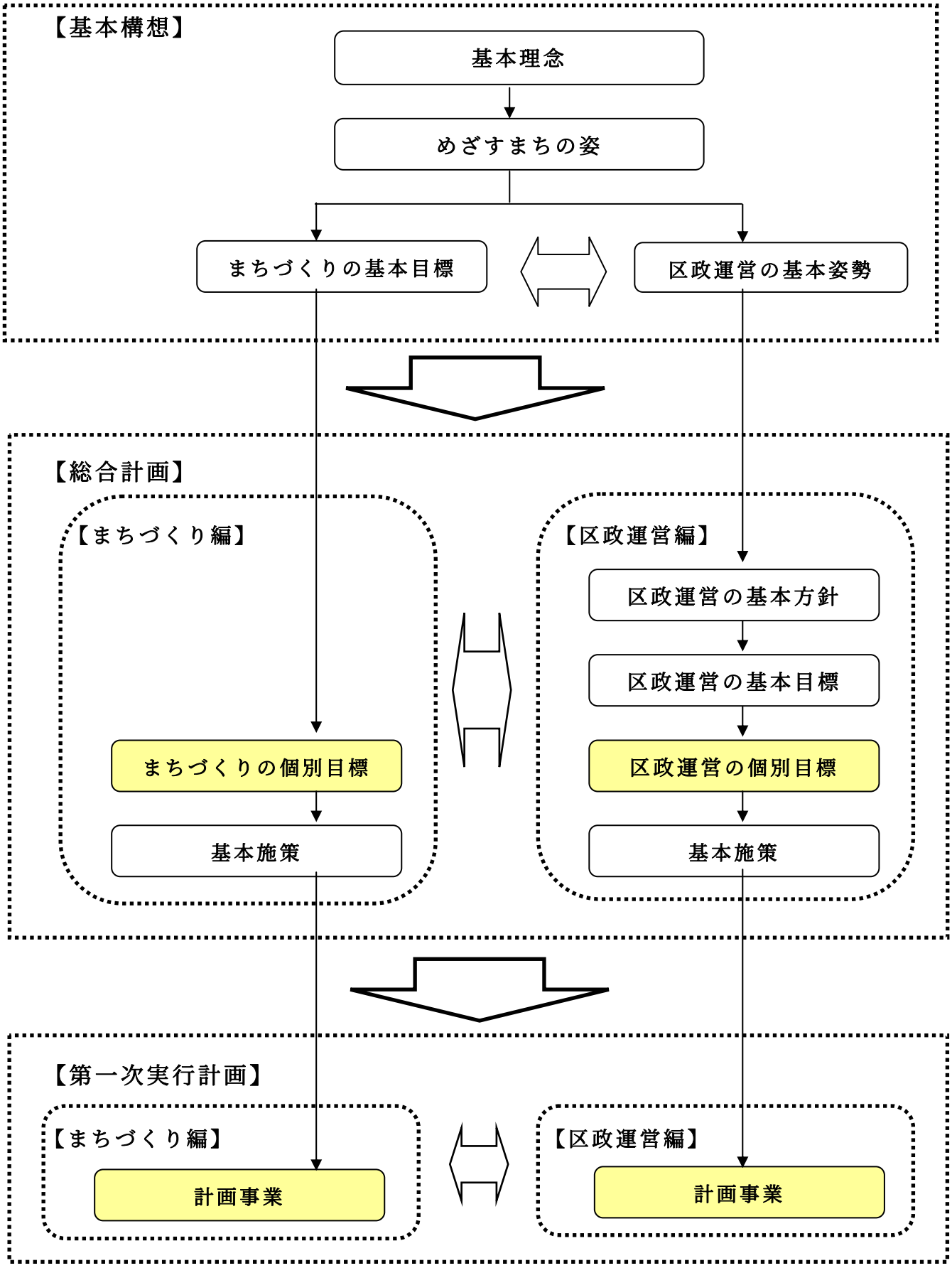
【基本構想】
基本理念
めざすまちの姿
まちづくりの基本目標
区政運営の基本姿勢
【総合計画】
【まちづくり編】
まちづくりの個別目標
基本施策
【区政運営編】
区政運営の基本方針
区政運営の基本目標
区政運営の個別目標
基本施策
【第一次実行計画】
【まちづくり編】
計画事業
【区政運営編】
計画事業

２　平成２１年度の行政評価

２．１ 評価シートの構成

「１．４ 評価の対象」でもふれましたが、行政評価は個別目標の評価と計画事業の評価とで実施しています。

ここでは、計画事業の評価を中心に評価のしくみを説明します。

まず、各主管部では、８ページの図３に示す評価シート１に目的、手段を記入します。その上で、事業の主な実施内容、事業の指標、その指標に対する達成状況を達成水準に記入します。

次に、評価シート２にコスト情報等を記入し、評価の視点に示す「サービスの負担と担い手」「適切な目標設定」「効果的・効率的な視点」「目的（目標水準）の達成度」の四つの点から評価を行い、これらの結果を踏まえて「総合評価」欄の記入を行います。

この四つの評価の視点は、外部評価の視点と同じになるよう見直しました。

進捗状況・今後の取組み方針では、事業の PDCA サイクルの流れが明確になるように次のような見直しを行いました。

①「２０年度状況」の状況認識（課題）欄及び改革方針欄には、前年度の実績を踏まえた課題及びその課題に対する改革方針を記入します。新たに計画事業としたものは、事業化した時点の状況認識と取組方針を記入します。

②「２１年度評価」の２０年度実績の改革方針への対応状況欄及び課題欄には、「２０年度状況」を踏まえた平成２０年度の取組み実績や成果、その取組みを踏まえて分析した今後の検討課題を記入します。

③改革方針欄には、検討課題に対する今後の方向性と改革方針内容についての記入を行います。次回内部評価を実施するときには、この課題と改革方針内容を、状況認識（課題）と改革方針に記入することになります。

四つの視点に基づく評価、総合評価、進捗状況・今後の取組み方針については、各部経営会議からなる評価委員会と行政評価制度を所管する総合政策部とで、評価内容が適切かどうかのチェックを繰り返し、評価の精度を上げています。

個別目標の評価についても、同様の方法で評価を行っています。

また、平成１５年度から３か年取り組んだ事業別行政コスト計算書の効果を生かし、発生主義の考え方として、主に施設整備を行った５事業（※）について、トータルコストに減価償却費を組み入れて、内部評価を実施しています。

発生主義の考え方では、経費が発生する原因が生じた時点をもって費用と認識する「現金の支出を伴わない経費」があります。建物は、鉛筆や紙のような消耗品と異なり、購入した直後に利用しきってしまうものではなく、数十年にわたって利用可能なものです。

建物の建設費は、建物が完成した時点で一括して支払われるのが一般的ですが、発生主義では、長期にわたって建物を利用しているという実態に着目し、建物の施設としての価値を毎年少しずつ利用することで、事業を運営しているという事実を重視して、費用は施設として利用した段階で発生していると考えます。このように、毎年利用している費用額を算出する方法が「減価償却」です。

具体的には、建物の取得価格を施設の利用価値総額とし、施設としての利用ができなくなった時点での建物の価値相当額（残存価値）を差し引いた価格を利用可能年数（耐用年数）で割った金額を、各年度の費用額（償却費）と考えます。

このような発生主義の考え方を行政評価に取り組むことにより、それぞれの事業に要した正確なコストの把握とその評価に努めていきます。

なお、補助事業評価シートの総合評価の区分についても、内部評価の評価シートに合わせて見直しました。

※発生主義の考え方を取り入れた計画事業

6　地域センターの整備（戸塚地区）
10　保護者が選択できる多様な保育環境の整備
17　学校適正配置の推進
36　高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備
69　人にやさしい道路の整備

図3 評価シートの構成

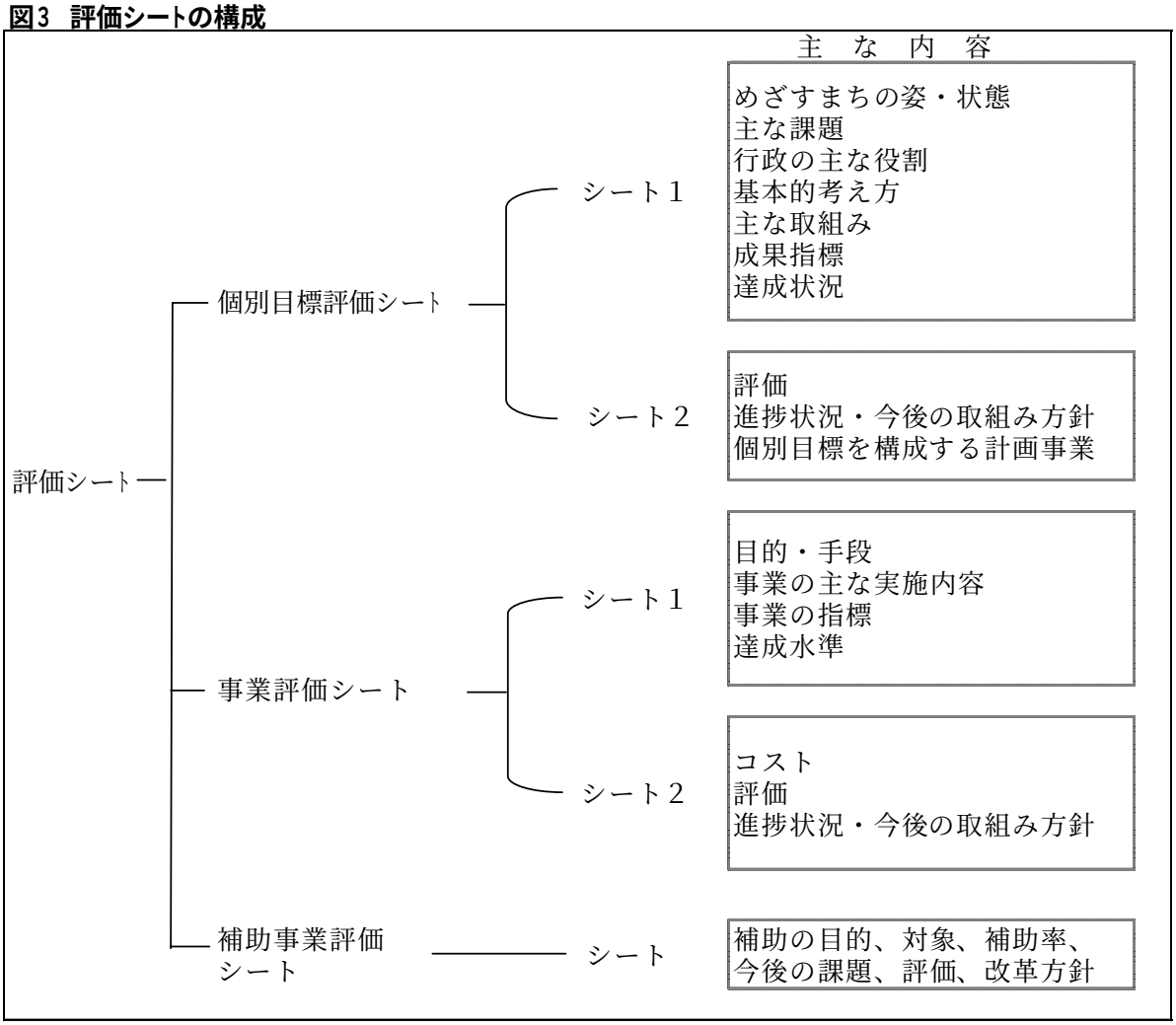

２．２ 評価結果

２．２．１ 個別目標の評価

個別目標の評価結果は、以下のとおりです。

まちづくり編でＡ評価（計画以上に進んでいる）となったものは、「歴史と自然を継承した美しいまち」（P46）です。

Ｃ評価（計画どおりに進んでいない）となったものは、平成２０年度はありません。

区政運営編の個別目標の評価結果は、全てＢ評価（計画どおりに進んでいる）です。

各個別目標の評価については、個別目標評価シート（１８ページ以降）をご覧ください。

【評価結果】
Ａ：計画以上に進んでいる　　Ｂ：計画どおりに進んでいる
Ｃ：計画どおりに進んでいない

【今後の方向性】
継　続：現状のまま継続　　改　善：手段改善　　縮　小：事業縮小
拡　大：事業拡大　　統　合：事業統合　　休廃止：休廃止
その他：その他（制度改正等により今後の事業のあり方を検討など）

[まちづくり編]

評価	今後の方向性							計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	休廃止	その他	
計画以上に進んでいる=A	1	0	0	0	0	0	0	1
計画どおりに進んでいる=B	12	4	0	3	0	0	0	19
計画どおりに進んでいない=C	0	0	0	0	0	0	0	0
計	13	4	0	3	0	0	0	20

[区政運営編]

評価	今後の方向性							計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	休廃止	その他	
計画以上に進んでいる=A	0	0	0	0	0	0	0	0
計画どおりに進んでいる=B	1	2	0	2	0	0	0	5
計画どおりに進んでいない=C	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	2	0	2	0	0	0	5

２．２．２ 計画事業の評価

計画事業の評価結果は、以下のとおりです。

まちづくり編でＡ評価（計画以上に進んでいる）となったものは、「障害のある人への就労支援の充実」（P150）、「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進」（P172）、「樹木、樹林等の保護」（P194）、「景観に配慮したまちづくりの推進」（P220）、「新宿文化ロードの創出」（P236）の５事業です。

Ｃ評価（計画どおりに進んでいない）となったものは、「新型インフルエンザ対策の推進」（P132）、「介護保険サービスの基盤整備」（P138）、「後期高齢者医療制度の実施に伴う支援」（P142）、「区営住宅の再編整備」（P158）、「地域のお宝発掘」（P230）の５事業です。

区政運営編でＡ評価（計画以上に進んでいる）となったものは、ありませんでした。

Ｃ評価（計画どおりに進んでいない）となったものは、「区政の効率性を高めるためのＩＴ利活用の推進」（P264）、「旧四谷第三小学校の活用」（P294）、「三栄町生涯学習館の集会室機能の統合」（P296）、「シルバー人材センター移転後の活用」（P314）、「消費生活センター分館の整備」（P316）の５事業です。

各計画事業の評価については、事業評価シート（７８ページ以降）をご覧ください。

【評価結果】
Ａ：計画以上に進んでいる　　Ｂ：計画どおりに進んでいる
Ｃ：計画どおりに進んでいない

【今後の方向性】
継　続：現状のまま継続　　改　善：手段改善　　縮　小：事業縮小
拡　大：事業拡大　　統　合：事業統合　　休廃止：休廃止
その他：その他（制度改正等により今後の事業のあり方を検討など）

［まちづくり編］

評価	今後の方向性							計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	休廃止	その他	
計画以上に進んでいる=A	3	0	0	2	0	0	0	5
計画どおりに進んでいる=B	55	6	0	14	0	0	1	76
計画どおりに進んでいない=C	1	4	0	0	0	0	0	5
計	59	10	0	16	0	0	1	86

［区政運営編］

評価	今後の方向性							計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	休廃止	その他	
計画以上に進んでいる=A	0	0	0	0	0	0	0	0
計画どおりに進んでいる=B	28	4	0	4	0	0	2	38
計画どおりに進んでいない=C	1	4	0	0	0	0	0	5
計	29	8	0	4	0	0	2	43

２．２．３ 補助事業の評価

補助事業評価の評価結果は、以下のとおりです。

Ａ評価（目標以上の成果）となったものは、「保護樹木・樹林・生垣への助成」（P396）と「屋上緑化、壁面緑化の新設助成」（P398）の２事業です。

Ｃ評価（目標水準を下回ったもの）の補助事業は、「看護高等専修学校事業助成」（P357)、「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」（P385)、「生垣・植樹帯の新設助成ブロック塀等撤去助成」（P397）の３事業です。

各補助事業の評価については、補助事業評価シート（３４５ページ以降）をご覧ください。

「 Ａ 」：目的に対して、目標以上の成果をあげたもの。
「 Ｂ ］：目的どおりに実施し、予定していた成果をあげたもの。
「 Ｃ 」：目標水準を下回り、見直しが必要なもの。
「改正」：制度改正等により見直しが必要なもの。

※昨年の評価区分を見直しました。昨年の評価区分は以下のとおりです。
「 Ａ 」：意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの。
「 Ｂ ］：「予定どおり」又は「概ね予定どおり」に推進し、成果をあげたもの。
「 Ｃ 」：法律・制度の改正等により見直しを求められるもの。
「 Ｄ 」：目標水準を下回り、見直しを求められるもの。

	A	B	C	改正	計
補助事業評価	2	63	3	2	70

３　今後の課題

①計画の適切な進行管理

平成２０年度から取り組んでいる総合計画と第一次実行計画を評価するにあたり、内部評価の評価シートを見直し、記載方法・評価基準の区分や事業の PDCA サイクルの流れがより一層明確になるようにしました。

内部評価の実施結果を踏まえた外部評価の実施結果は１０月に報告される予定です。

今後、内部評価や外部評価の精度の高まりに合わせ、内部評価の評価シートのあり方を検証することで、より一層、計画の適切な進行管理に活かしていきます。

②評価の精度の向上

平成１１年度からスタートした新宿区の行政評価は、実施の規模や評価の対象を毎年変えてきましたが、平成１７年度から新たに導入した行政評価システムを機に、行政評価のしくみをＰＤＣＡのサイクルの中に定着させることで、予算との連動を深めることができました。

今回、評価シートを見直し、計画どおりにできたか否かという明確な評価区分を設定するとともに、状況認識と改革方針、その対応状況と課題分析、そして、さらなる改革方針へと評価の流れが明確になるようにしました。そのことにより、ＰＤＣＡサイクルを意識しながら評価することが可能となり、内部評価の精度をさらに向上させることができました。

その一方で、各部経営会議からなる評価委員会が行う内部評価において、個別目標を構成する事業が複数の部にまたがる事例もあり、個別目標の評価に時間を要しているのが現状です。

そのため、これまで以上に、行政評価制度を所管する総合政策部と各部との間で、評価内容が適切かどうかのチェックを繰り返すことで評価の精度を上げていくとともに、事業が関連する部間の連携強化を図ることで、より一層評価の客観性を高めていきます。

③補助事業評価の適切な進行管理

補助事業については、目的に対する妥当性や補助の存続について、３年程度を基本に見直しをすることとしています。

補助事業については、新宿区補助金等審査委員会の答申を受けて、平成１７年度・平成１８年度で見直しを行ったところですが、来年度で３年が経過することになり見直しの時期を迎えます。見直しにあたっては、補助事業についても、より一層評価の客観性や透明性を高めるため外部評価の仕組みに取り入れることを検討するとともに、評価シートの見直しも行うことで、補助事業の評価の適切な進行管理を行っていきます。

個別目標の評価

4 個別目標評価一覧表

【まちづくり編】

基本目標		個別目標	評価結果	今後の方向性	ページ
Ⅰ 区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	自治のまち新宿	1　参画と協働により自治を切り拓くまち	B	改善	18
		2　コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	B	継続	20
Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	一人ひとりを大切にするまち新宿	1　一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	B	継続	22
		2　子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	B	拡大	24
		3　未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	B	拡大	26
		4　生涯にわたって学び、自らを高められるまち	B	継続	28
		5　心身ともに健やかにくらせるまち	B	改善	30
Ⅲ 安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	安全・安心な共生のまち新宿	1　だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち	B	継続	32
		2　だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち	B	拡大	34
		3　災害に備えるまち	B	継続	36
		4　日常生活の安全・安心を高めるまち	B	継続	38
Ⅳ 持続可能な都市と環境を創造するまち	人と環境にやさしい潤いのあるまち新宿	1　環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち	B	継続	40
		2　都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	B	継続	42
		3　人々の活動を支える都市空間を形成するまち	B	継続	44
Ⅴ まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	景観と地域の個性を創造するまち新宿	1　歴史と自然を継承した美しいまち	A	継続	46
		2　地域の個性を活かした愛着をもてるまち	B	継続	48
		3　ぶらりと道草したくなるまち	B	継続	50
Ⅵ 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	文化芸術創造のまち新宿	1　成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち	B	改善	52
		2　新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち	B	継続	54
		3　ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	B	改善	56

【区政運営編】

Ⅰ 好感度一番の区役所の実現		1 窓口サービスの利便性の向上	B	継続	58
		2 区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行	B	改善	60
		3 分権を担える職員の育成と人事制度等の見直し	B	拡大	62
Ⅱ 公共サービスのあり方の見直し		1 公共サービスの提供体制の見直し	B	改善	64
		2 施設のあり方の見直し	B	拡大	66

個別目標評価シート一覧表の見方

A ： 計画以上に進んでいる　　B：計画どおりに進んでいる　　C：計画どおりに進んでいない

今後の方向性は7種類

継続：現状のまま継続　改善：手段改善　縮小：事業縮小　拡大：事業拡大　統合：事業統合　休廃止：休廃止　その他：その他（制度改正等）

5 個別目標評価シートの見方

（まちづくり編）

基本目標	Ⅰ	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち
個別目標	2	**コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち**

めざすまちの姿・状態

地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流･連携･協力し合い、区民が地域において安心した生活を送ることができるまちの実現をめざします。また、区民や地域団体、NPO※、事業者などが連携･協力し、主体的に地域の課題に取り組む、個人の自主性･自律性と相互の信頼に基づく、開かれた地域コミュニティの実現をめざします。さらに、地区協議会が中心的役割を担いながら、自らの創意工夫により地域課題を解決し、地域コミュニティが多くの公共的役割を果たす「地域自治のまち」をめざします。

主な課題

・ 都市化が進む中で、地域社会の人間関係が希薄になり、地域における相互扶助の機能が低下しています。一方、少子高齢化の急速な進行により、地域課題や区民の需要は多様化･複雑化しており、行政だけで対応することが困難になっています。地域における課題はできる限り地域で解決していくためのしくみづくりが一層求められています。
・ 区政への参画と自らの力で地域課題を解決する地域自治を展開していくために創られた地区協議会に対して、充分な活動ができるように支援していくことが求められています。
・ 町会･自治会や地区協議会といったコミュニティ活動、地域の見守りや環境改善といった社会貢献活動、生き生きとした生涯を送るための生涯学習活動、といった地域における活動を活発にするためには、これを支える人材の育成が重要です。
・ 地域団体の活動･交流が一層盛んになるように、地域のコミュニティづくりの拠点として、地域センターの機能強化が求められています。

行政の主な役割

コミュニティ活動への意識啓発　コミュニティ活動の担い手となる人材の育成支援　コミュニティ活動拠点の整備と利用促進
町会･自治会、NPO団体等の連携支援　地区協議会の条例設置化　地区協議会への権限および財源の付与

基本的考え方

・ 地域における人々の交流や連携を深め、地区協議会を中心に、地域の様々な課題を地域自らの力で解決していけるよう、地区協議会の一層の充実を支援します。そのため、条例により地区協議会の位置づけを明確化するとともに、地域の実情を踏まえて課題解決に取り組めるように、その権限を明確にして、地域課題に柔軟に対応できる財源が付与できるしくみを検討していきます。
・ 地域の個性や特色を活かしたコミュニティづくりを進め、地域コミュニティに参加する楽しさや魅力を高めていきます。また、コミュニティ活動の中心を担っていく人材の育成を図っていきます。
地域活動に参加したいと考えている団塊の世代等のシニア層に対し、多様な地域活動への円滑な参加やこれまでの知識や経験を活かして活躍するためのきっかけをつくります。 また、生涯学習活動を支える、指導者･コーディネーターなどを育成していきます。
・ 地域におけるコミュニティ活動の拠点として、地域センターの利用促進を図るとともに、地域の活動団体等の交流支援を強化します。さらに、図書館や学校などを新たなコミュニティ活動の拠点としてその充実を図ります。

主な取組み

「町会･自治会活性化への支援」「地区協議会の位置づけの明確化と運営の充実」「地区協議会活動への助成」「地域活動を支える担い手の発掘と人材の育成」「生涯現役塾」「「生涯学習指導者･支援者バンクの充実」

成果指標

成果指標
成果を計る測定可能な指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 町会･自治会の加入率	町会･自治会の加入世帯率	46.18% (平成18年度)	60%
2 地域コミュニティ活動への参加率	地域の中でコミュニティ活動を行っている人の割合	46.0%	60%
3 地域センターの利用率	地域センター利用の割合	64.5% (平成18年度8地域センター平均利用率)	80%

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	48.38	50.58	52.78	55	55	
	実績1②		46.45					
	③＝②／①	%	96.0%					
指標2	目標値1①	%	47.5	49.0	50.5	52.0	52.0	
	実績1②		45.4					
	③＝②／①	%	95.6%					
指標3	目標値1①	%	66.5	68.0	69.5	71.0	71.0	
	実績1②		61.8					
	③＝②／①	%	92.9%					

所管部	地域文化部

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	町会･自治会活性化や地区協議会などの周知に係る印刷経費や地区協議会補助金など活動の手段となる経費は行政が負担するものですが、活動は住民によるボランティアによって行われています。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	町会･自治会の加入率と地域センターの利用率は、地域活動への参加という視点から、適切です。地域コミュニティ活動への参加率は、イベントの参加を対象にするかなど、地域コミュニティ活動の範囲についての検討が必要です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	町会･自治会の活性化や地区協議会の課題解決に向けた取り組みは、地域活動が公共的役割を果たしており効果的です。また、活動はボランティアであるため効果的といえます。
④目的(目標水準)の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	すべての目標の達成が90%を越え、地域におけるコミュニティの活性化が図られたといえます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	町会･自治会の活性化や地区協議会の課題解決に向けた事業を支援するとともに、設立3年目を迎えた地区協議会の認知度を高める取り組みなど、地域におけるコミュニティ活動を推進しました。

サービスの負担と担い手の観点から分類し、適正な対応がとられているか

適切な目標設定(区民ニーズを踏まえた目的･目標になっているか･指標は適切か

費用対効果という面から効果的･効率的に行われているか

目的や意図する成果に対してそれが達成できているか

事業の目的や意図する成果に対して達成できているか

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識(課題)		活動の拠点となる施設については、戸塚地区を残すのみと、充実が図られてきました。地区協議会の地域課題解決に向けた事業も開始され、その活動を広く地域に周知していくことが問われています。また、地域活動の主体となる町会･自治会を活性化させ加入を促進するとともに、地域活動の主体となる地域の人材を育成することが求められています。
	改革方針		戸塚地域センターを着工し、コミュニティの拠点づくりを推進します。また、地区協議会を広く地域に周知するための広報活動や町会･自治会の加入率を高めるための活動を支援します。その活動を担う人材を育成する講座を企画し、地域活動を担う人材づくりを進めます。さらに、地区協議会と地域センター管理運営委員会の合同役員会を開催するなど、地域団体の連携を推進します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	7月に戸塚地域センターを着工することができました。地区協議会を周知するため、新聞折り込みのタブロイド判を発行するとともに、区報にも2回にわたり活動紹介しました。町会･自治会の加入率が低いマンション住民に対して加入促進パンフを作成、配布し、さらに建設相談の段階から町会･自治会長と連絡をとるしくみを作り支援しました。また、地域人材塾を開催し、多くの人材を育成することができました。合同役員会は2地区において開催し、連携を進めることができました。
		課題	区民意識調査では、周知活動を行う前の調査ではありますが、地区協議会の認知度は1割台半ばとなっており、更なる周知が必要です。(仮称)自治基本条例で地区協議会の位置づけを規定し、権限及び財源の付与をどのように行うかなどの議論を支援していくことが求められています。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続 □ 手段改善 □ 事業縮小 □ 事業拡大 □ 事業統合 □ 休廃止 □ その他(制度改正等)
		内容	多様化･複雑化する区民ニーズへの対応や、地域活動の拠点整備など地域コミュニティの基盤づくりを推進してきました。今後も、活動の中心となる町会･自治会をはじめとする団体等や地区協議会の位置づけの明確化等住民の自治意識の高揚を図り地域コミュニティの活性化を推進していきます。

状況認識
前々年度実績を踏まえた昨年度の課題

改革方針
前々年度実績を踏まえた、昨年度の改革方針

達成状況
昨年度の取組み実績･成果

事業に関する検討課題
昨年度の実績を踏まえた翌年度の課題

改革方針
事業に関する検討課題を踏まえた事業の方向性と、翌年度事業へのつながり(組織目標と関連)

【計画以上】
計画以上に進んでいる
【計画どおり】
計画どおりに進んでいる
【計画どおりでない】
計画どおりに進んでいない

【継　続】現状のまま継続
【改　善】手段改善
【縮　小】事業縮小
【拡　大】事業拡大
【統　合】事業統合
【休廃止】休廃止
【その他】その他
(制度改正等)

個別目標を構成する計画事業

	計画事業名	総合評価	方向性	頁
4	町会･自治会及び地区協議会活動への支援	計画どおり	継続	
5	地域を担う人材の育成と活用	計画どおり	継続	

	計画事業名	総合評価	方向性	頁
6	地域センターの整備(戸塚地区)	計画どおり	継続	

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	**Ⅰ**	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち
個別目標	**1**	**参画と協働により自治を切り拓くまち**

めざすまちの姿・状態

まちづくりの主役は区民です。区民が暮らしの基盤である自分たちの住む地域のあり方を、地域の持つ個性や資源を活かしながら、自ら考え、自分たちで責任を持って決めることができる「参画と協働による、区民の知恵と力が活きる地域社会」の実現をめざします。

主な課題

・ 自分たちのまち（地域社会）をどのように築いていくかを考えたり、決めたりする場合、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを定めたルールが明確でありません。
・ 区政の企画立案・実施・評価・改善というそれぞれの段階へ区民が参画するための制度が十分に確立されていません。
・ 協働の担い手づくりやまちづくりのリーダーとなる区民や地域団体の育成に関する取組が十分に行われていません。
・ 区民が区政に参画していくために必要な区政情報をはじめとする様々な情報が、十分に区と共有されていません。
・ 少子高齢化が続き、「人口減少社会」に入った今日、これまでの社会制度の支え手が減少する中では、国も自治体もこのままでは持続することができません。地域の実情にあったサービスを展開し、住民自治の確立を図るためには、住民に最も近い立場にある基礎自治体の権能を充実していくことが必要です。

行政の主な役割

参画と協働によるまちづくりルールの確立　　（仮称）自治基本条例の制定　　計画推進に関するチェック機能の充実
協働の担い手となる人材、団体の育成支援と連携化支援　　区政情報及び地域情報の充実
特別区のあり方の見直しと自治権の拡充

基本的考え方

・ 自治体と区民との関係や、それぞれの役割を明確にし、どのように自治を進めていくのかという、自治の基本理念、基本原則を明らかにします。その一環として、まちづくりへの区民の参画や協働のしくみ、区の責務、区政運営の原則など、これからの新宿区におけるまちづくりの基本ルールである（仮称）自治基本条例を、区民、議会及び区が一体となって制定します。
・ 区民のより一層の区政参画を実現していくためには、政策の立案と決定、施策の実施とその評価の各段階で、区民と区とがともに責任ある主体として協力し合っていけるしくみづくりを進めます。
・ まちづくりに積極的に参画する、区民・地域団体・NPO・事業者等間の連携を推進するとともに、様々な学習機会の提供等により、積極的に地域活動に参画できるような環境をつくり、まちづくりの新たな担い手の発掘・育成を行います。
・ 区民の目線での区政情報の提供や公開を充実します。また、区民が知りたい情報をより早く、簡単に入手することができるしくみをつくり、区民が区政に参画していくための基本となる情報の共有化を推進します。
・ 基礎自治体である新宿区の権能を拡充し、国や都との適切な役割分担に基づいた地方分権型の行政システムを構築していきます。

主な取組み

「（仮称）自治基本条例の制定」「特別区のあり方の見直しと自治権の拡充」「協働事業提案制度の実施」「協働支援会議によるＮＰＯ活動資金・協働事業提案の審査、協働事業の評価、協働推進のあり方の検討」「協働推進基金の趣旨普及とＮＰＯ活動資金の助成」「ＮＰＯネットワーク協議会との連携による地域における社会貢献活動団体のネットワークのづくり」「区民活動支援サイト「キラミラネット」を活用した地域活動情報の収集と発信」

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 区政への関心度	区政に関心がある区民の割合	69.40%	73%
2 協働事業提案制度による協働事業の提案数及び事業実施数	協働事業提案制度の公募により提案及び選定され事業を実施した数	提案件数 17件 事業実施数 2事業	提案件数 40件 事業実施数 10事業
3 区に登録しているNPOの数	区のNPO活動団体登録制度における登録団体の数	55団体	100団体

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	73.0	73.0	73.0	73.0		
	実績1②		68.9					
	③＝②／①	%	94.4					
指標2	目標値1①	事業	6	10	10	10	10/年	
	実績1②		5					
	③＝②／①	%	83.3					
指標3	目標値1①	団体	71	75	79	83	83	
	実績1②		71					
	③＝②／①	%	100.0					

所管部	地域文化部･総合政策部

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区民参画の下、一体となり自治の拡充を図ることは、実態に即した行政サービスの提供が可能になります。また、協働支援会議等の第三者や区民の視点を取り入れて行政が具体的な協働の仕組みづくりを進めており、適切と評価します。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	区政への関心度は自治を育むための前提として必要なことであり、区民の区政への参画を計る指標として適切です。多様な主体との協働を推進する取組みについては、実態を踏まえ状況に即した新たな目標設定を検討する必要があります。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	区民参画の下、区民･議会･行政が一体となり、自治基本条例の制定に取組むとともに、地方分権改革に関する様々な機会を通じて意見反映を行い効果的に実施されてます。また、協働推進事業については、一部の課題はあるが、支援会議･NPO･区等が連携しながら効率的に行われていま す。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	区民･議会･行政により、自治基本条例に盛り込むべき事項の検討項目を洗い出せました。都区のあり方検討会では、方向性を示すことができました。また、協働推進事業については積極的に周知等を行い、ほぼ目標値を達成しました。今後、さらに趣旨普及に努めていく必要があります。
総 合 評 価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	区民の参画を得ながら区民･議会･行政が一体となり自治基本条例制定に取り組んでいます。また、基礎自治体としての区の役割を果すため、都と区の事務配分などについて区の考え方をまとめています。また、協働推進事業については、支援会議･NPO･区等が、連携して協働を推進し、一定の成果が得られました。このため、事業全体を通して計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課 題）		新宿区における自治の基本理念や基本原則を明らかにするため、（仮称）新宿区自治基本条例を制定する必要があります。また、基礎自治体である新宿区の機能を拡充するため特別区のあり方の見直し、自治権を拡充する必要があります。また、協働推進事業ついては、多くの区民等の参加を促進するために、さらに周知を図っていく必要があります。社会貢献活動団体のネットワークづくりの拠点設置についても今後検討を行う必要があります。
	改革方針		自治基本条例の制定に向け、区民参画の具体的なあり方について検討していくとともに、都から区への移管事務など「基本的な方向」について区の考え方をまとめていきます。協働推進事業について多くの区民等の参加を促進するため様々な機会を活用した周知を行い、社会貢献活動団体のネットワークづくりの拠点設置に向けての検討を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	自治基本条例の制定に向け区民検討組織を立上げ、区民･議会･行政の3者による具体的な検討を始めるとともに、都区の事務配分の検討対象事務の約3分の2につき一定の方向付けを行いました。また、協働推進事業について、多くの区民等の参加を促進するため様々な機会や媒体等を活用した周知を行い、社会貢献活動団体のネットワークづくりの拠点設置に向けての検討を行いました。
		課 題	自治基本条例の制定にあたっては区民をはじめ地域において十分な合意形成を図ることが重要です。今後さらに、基礎自治体として区が担うべき役割を果すため区の自治権の拡充に努め、大都市基礎自治体としての新宿区あり方についても区の考え方を検討する必要があります。また、協働推進事業については、課題を整理し協働事業のあり方について検討していく必要があり、社会貢献活動団体のネットワークづくりの拠点設置についても、引続き検討を行っていく必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続 ■ 手段改善 □ 事業縮小 □ 事業拡大 □ 事業統合 □ 休廃止 □ その他（制度改正等）
		内 容	自治基本条例制定に向けて広範な区民意見を集約していく取組みとして、区民アンケートの実施や区民から無作為抽出した参加者による区民討議会の開催などを行います。また、大都市基礎自治体としての新宿区あり方について新宿自治創造研究所と連携しながら検討を行うとともに、全庁的に議論を深めながら区としての考え方をまとめ、発信していきます。協働推進事業については、これまでの取組みによって見えてきた課題を整理し、協働事業のあり方について検討を行います。なお、社会貢献活動団体のネットワークづくりの拠点設置についても、引続き検討します。

個別目標を構成する計画事業

	計画事業名	総合評価	方向性	頁
1	（仮称）自治基本条例の制定	計画どおり	拡大	78
2	特別区のあり方の見直しと自治権の拡充	計画どおり	改善	80
3	NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進	計画どおり	改善	82

計画事業名	総合評価	方向性	頁

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	Ⅰ	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち
個別目標	2	**コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち**

めざすまちの姿・状態

地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流･連携･協力し合い、区民が地域において安心した生活を送ることができるまちの実現をめざします。また、区民や地域団体、ＮＰＯ※、事業者などが連携･協力し、主体的に地域の課題に取り組む、個人の自主性･自律性と相互の信頼に基づく、開かれた地域コミュニティの実現をめざします。さらに、地区協議会が中心的役割を担いながら、自らの創意工夫により地域課題を解決し、地域コミュニティが多くの公共的役割を果たす「地域自治のまち」をめざします。

主な課題

・ 都市化が進む中で、地域社会の人間関係が希薄になり、地域における相互扶助の機能が低下しています。一方、少子高齢化の急速な進行により、地域課題や区民の需要は多様化･複雑化しており、行政だけで対応することが困難になっています。地域における課題はできる限り地域で解決していくためのしくみづくりが一層求められています。
・ 区政への参画と自らの力で地域課題を解決する地域自治を展開していくために創られた地区協議会に対して、充分な活動ができるように支援していくことが求められています。
・ 町会･自治会や地区協議会といったコミュニティ活動、地域の見守りや環境改善といった社会貢献活動、生き生きとした生涯を送るための生涯学習活動、といった地域における活動を活発にするためには、これを支える人材の育成が重要です。
・ 地域団体の活動･交流が一層盛んになるように、地域のコミュニティづくりの拠点として、地域センターの機能強化が求められています。

行政の主な役割

コミュニティ活動への意識啓発　コミュニティ活動の担い手となる人材の育成支援　コミュニティ活動拠点の整備と利用促進
町会･自治会、ＮＰＯ団体等の連携支援　地区協議会の条例設置化　地区協議会への権限および財源の付与

基本的考え方

・ 地域における人々の交流や連携を深め、地区協議会を中心に、地域の様々な課題を地域自らの力で解決していけるよう、地区協議会の一層の充実を支援します。そのため、条例により地区協議会の位置づけを明確化するとともに、地域の実情を踏まえて課題解決に取り組めるように、その権限を明確にして、地域課題に柔軟に対応できる財源が付与できるしくみを検討していきます。
・ 地域の個性や特色を活かしたコミュニティづくりを進め、地域コミュニティに参加する楽しさや魅力を高めていきます。また、コミュニティ活動の中心を担っていく人材の育成を図っていきます。
地域活動に参加したいと考えている団塊の世代等のシニア層に対し、多様な地域活動への円滑な参加やこれまでの知識や経験を活かして活躍するためのきっかけをつくります。 また、生涯学習活動を支える、指導者･コーディネーターなどを育成していきます。
・ 地域におけるコミュニティ活動の拠点として、地域センターの利用促進を図るとともに、地域の活動団体等の交流支援を強化します。さらに、図書館や学校などを新たなコミュニティ活動の拠点としてその充実を図ります。

主な取組み

「町会･自治会活性化への支援」「地区協議会の位置づけの明確化と運営の充実」「地区協議会活動への助成」「地域活動を支える担い手の発掘と人材の育成」「生涯現役塾」「「生涯学習指導者･支援者バンクの充実」

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 町会･自治会の加入率	町会･自治会の加入世帯率	46．18%（平成18年度）	60%
2 地域コミュニティ活動への参加率	地域の中でコミュニティ活動を行っている人の割合	46.0%	60%
3 地域センターの利用率	地域センター利用の割合	64.5%（平成18年度8地域センター平均利用率）	80%

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	48.38	50.58	52.78	55	55	
	実績1②		46.45					
	③＝②／①	%	96.0					
指標2	目標値1①	%	47.5	49.0	50.5	52.0	52.0	
	実績1②		45.4					
	③＝②／①	%	95.6					
指標3	目標値1①	%	66.5	68.0	69.5	71.0	71.0	
	実績1②		61.8					
	③＝②／①	%	92.9					

所管部	地域文化部

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	町会･自治会活性化や地区協議会などの周知に係る印刷経費や地区協議会補助金など活動の手段となる経費は行政が負担するものですが、活動は住民によるボランティアによって行われています。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	町会･自治会の加入率と地域センターの利用率は、地域活動への参加という視点から、適切です。地域コミュニティ活動への参加率は、イベントの参加を対象にするかなど、地域コミュニティ活動の範囲についての検討が必要です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	町会･自治会の活性化や地区協議会の課題解決に向けた取り組みは、地域活動が公共的役割を果たしており効果的です。また、活動はボランティアであるため効果的といえます。
④目的(目標水準)の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	すべての目標の達成が90%を越え、地域におけるコミュニティの活性化が図られたといえます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	町会･自治会の活性化や地区協議会の課題解決に向けた事業を支援するとともに、設立3年目を迎えた地区協議会の認知度を高める取り組みなど、地域におけるコミュニティ活動を推進しました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識(課　題)		活動の拠点となる施設については、戸塚地区を残すのみと、充実が図られてきました。地区協議会の地域課題解決に向けた事業も開始され、その活動を広く地域に周知していくことが問われています。また、地域活動の主体となる町会･自治会を活性化させ加入を促進するとともに、地域活動の主体となる地域の人材を育成することが求められています。
	改革方針		戸塚地域センターを着工し、コミュニティの拠点づくりを推進します。また、地区協議会を広く地域に周知するための広報活動や町会･自治会の加入率を高めるための活動を支援します。その活動を担う人材を育成する講座を企画し、地域活動を担う人材づくりを進めます。さらに、地区協議会と地域センター管理運営委員会の合同役員会を開催するなど、地域団体の連携を推進します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	7月に戸塚地域センターを着工することができました。地区協議会を周知するため、新聞折り込みのタブロイド判を発行するとともに、区報にも2回にわたり活動紹介しました。町会･自治会の加入率が低いマンション住民に対して加入促進パンフを作成、配布し、さらに建設相談の段階から町会･自治会長と連絡をとるしくみを作り支援しました。また、地域人材塾を開催し、多くの人材を育成することができました。合同役員会は2地区において開催し、連携を進めることができました。
		課　題	区民意識調査では、周知活動を行う前の調査ではありますが、地区協議会の認知度は1割台半ばとなっており、更なる周知が必要です。(仮称)自治基本条例で地区協議会の位置づけを規定し、権限及び財源の付与をどのように行うかなどの議論を支援していくことが求められています。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他(制度改正等)
		内　容	多様化･複雑化する区民ニーズへの対応や、地域活動の拠点整備など地域コミュニティの基盤づくりを推進してきました。今後も、活動の中心となる町会･自治会をはじめとする団体等や地区協議会の位置づけの明確化等住民の自治意識の高揚を図り地域コミュニティの活性化を推進していきます。

個別目標を構成する計画事業

	計画事業名	総合評価	方向性	頁
4	町会･自治会及び地区協議会活動への支援	計画どおり	継続	84
5	地域を担う人材の育成と活用	計画どおり	継続	86

	計画事業名	総合評価	方向性	頁
6	地域センターの整備(戸塚地区)	計画どおり	継続	88

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	**Ⅱ**	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	**1**	**一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち**

めざすまちの姿・状態

日々の暮らしの中で、誰もが人として尊重され、性別にかかわりなく、職場、家庭、地域などあらゆる分野に、公平に参画できるまちを実現します。また、子どもたちが地域の人々との豊かなつながりの中で、いじめや虐待から守られ、安心してのびのびと成長できるまちをめざします。さらに、高齢者も障害のある人も、尊厳を持っていきいきと地域社会の一員として生活できるよう、物理的なバリアや心のバリアのない地域社会の実現をめざします。

主な課題

・ 人は生まれながらにして、等しく自分らしく幸せに生きる権利を持っています。しかし、現実には、年齢、性別、国籍、障害等による偏見やいじめ、差別といった人権に関する様々な問題が起こっており、人権意識を育む取組は、まだ十分とはいえません。
・ 認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守り、その人の意思を尊重し、その人らしい生活を送ることができることが重要です。
・ 子どもたちの間の陰湿で執拗ないじめ、親による虐待、国内外での児童の買春や児童ポルノの氾濫など、子どもの人権をめぐる状況は大変深刻になっています。
・ 家庭や職場、地域社会などあらゆる分野において、男女が個人として尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることは大変重要です。しかし、依然として男女の固定的な役割分担意識が根強く残されています。
このため、セクシュアル・ハラスメント、配偶者やパートナーからの暴力、職場での性別や雇用形態により生じている格差が深刻な問題となっています。
・ 男女共同参画の視点から、男女とも仕事と子育て、介護、地域活動などとの両立ができるように、また、多様な生き方を選択することができるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする働き方の見直しを進める必要があります。
仕事と子育てのバランスを保ちながら暮らすためには、様々な家庭と子どもの状況に応じた子育て支援サービスの充実や育児休業・看護休暇等を取りやすい職場環境の整備も重要です。

行政の主な役割

児童虐待予防への取組　人権に対する意識啓発　男女共同参画社会の形成に向けた職員・区民・事業者への意識啓発
児童・生徒への人権教育の推進　児童・生徒への男女平等教育の充実　児童・生徒へのノーマライゼーションなどの福祉教育の推進

基本的考え方

・ 年齢、性別、国籍、障害の有無などによる偏見やいじめ、差別がなく、互いに尊重し合う社会をめざし、人権に対する意識を高めていきます。
・ 子ども自身及び保護者が子どもの権利や人権についての理解を深められるよう、環境を整備します。また、悩みを持つ子どもが気軽に相談できる体制を整備するとともに、いじめや虐待から子どもを守る支援の充実を図ります。
・ 介護が必要な高齢者に対するプライバシーの侵害や虐待の防止、権利擁護のための、専門相談体制の整備、成年後見制度の普及、相談機能の強化など、制度の利用推進を図っていきます。
・ すべての区民が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会を実現するため、一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、実践していけるよう環境づくりを推進します。
・ 男女を問わず育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等により生活と仕事のバランスが取れる雇用環境の整備を促進します。

主な取組み

・成年後見人制度の利用促進
・男女共同参画の推進
・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 区民の人権に対する意識	性別、障害の有無、信条、職業、国籍の違いにかかわらずお互いを尊重し認めあっていると思う区民の割合	29.70%	↗
2 男女共同参画に対する意識	家庭生活や職場、地域活動など、社会全体で男女が平等と感じる区民の割合	37.10%	↗

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	30	40				
	実績1②		37					
	③＝②／①	%	123.3					
指標2	目標値1①	%	50	50	50	50	50	
	実績1②		36.7					
	③＝②／①	%	73.4					

所管部	子ども家庭部･福祉部

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	人権意識の向上や男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備や普及啓発などは、行政の担う役割が重要です。また、啓発にあたっては、区民との協働による事業を展開しており適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	人権擁護や男女共同参画の推進にあたり、区民の意識や啓発事業参加者数等を目標としており適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	人権や男女共同参画についての啓発事業や専門家による相談事業は、参加者数、相談件数とも増加しており、人権や男女共同参画に対する意識を高めるうえで、効果的･効率的に実施されています。
④目的(目標水準) の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	意識調査では一部目標値を上まわることができませんでしたが、人権や男女共同参画の啓発事業実施により、相談件数や参加者数が増加しており、おおむね目的を達成しています。
総 合 評 価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	人権や男女共同参画についての啓発事業や専門家による相談事業などは、参加者数や相談件数が増加しており、一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまちづくりに大きく寄与しています。このため、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識(課 題)		人権の侵害がなく誰もが人として尊重され、職場、家庭、地域などあらゆる分野で公平に参画できるまちづくりが必要です。 また、男女とも仕事と子育て、介護、地域活動などとの両立ができるよう、ワーク･ライフ･バランスの推進等働き方の見直しも必要です。
	改革方針		人権や男女共同参画についての意識啓発を充実するとともに、権利擁護のための制度を充実させて、人が互いに尊重しあうまちづくりを行っていきます。 また、ワーク･ライフ･バランスの推進については、区内企業における男女の働き方の見直しを進めていくため、ワーク･ライフ･バランス推進企業認定制度を一層推進していきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	成年後見センターの相談事業の周知による相談件数の増加や、男女共同参画講座の拡大等、それぞれの事業で誰もが人として尊重され、自分らしく成長していけるまちづくりに貢献しました。 また、ワーク･ライフ･バランス推進企業認定制度の推進により、区内企業における男女の働き方の見直しを進めました。
		課 題	誰もが人として尊重され、性別にかかわりなく、職場、家庭、地域などあらゆる分野に、公平に参画できるまちを実現するため、継続的に人権や男女共同参画に対する意識啓発が必要です。 また、ワーク･ライフ･バランスの推進に向け、区内企業に対する継続的な周知と、効果的な支援策等の検討が必要です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続 □ 手段改善 □ 事業縮小 □ 事業拡大 □ 事業統合 □ 休廃止 □ その他(制度改正等)
		内 容	一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまちの実現に向けて、20年度に引き続き、人権や男女共同参画に対する意識啓発として、相談事業や啓発講座等の充実を図っていきます。 また、ワーク･ライフ･バランスの推進に向け、ワーク･ライフ･バランス推進優良企業表彰の実施やワーク･ライフ･バランス推進企業に対する優遇措置等の支援策を検討していきます。

個別目標を構成する計画事業

	計画事業名	総合評価	方向性	頁
7	成年後見人制度の利用促進	計画どおり	継続	90
8	男女共同参画の推進	計画どおり	継続	92
9	ワーク･ライフ･バランス(仕事と生活の調和) の推進	計画どおり	継続	94

計画事業名	総合評価	方向性	頁

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	Ⅱ	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	2	**子どもの育ち･自立を地域でしっかり応援するまち**

めざすまちの姿・状態

子どもを安心して産み、育てられ、すべての子どもたちがのびのびと健やかに成長できるなど、子育てと子どもの自立に対する支援のしくみが十分に整備されているまちをめざします。地域が積極的に受け皿となり、地域のサポート体制をつくるなど、子どもを安心して産み、育てられる環境を実現します。

主な課題

・ 家庭や地域の子育て力が低下する一方で、子どもと家庭にかかわる問題は複雑化･多様化しており、子育てに対する不安が増しています。
・ 虐待を受けた子どもとその家庭や様々な理由から親と暮らすことのできない子どもたち、ひとり親の家庭、障害のある子どもなどには、子どもや家庭に対する一般的な支援に加え、特別な支援が求められています。
・ 子どもが日常生活の中で、いろいろな世代の人々と交わったり、様々な体験や挑戦をする機会が少なくなっています。子どもが遊びや地域社会等での体験の中で、自ら考えて行動し、その結果については自分の責任と自覚することによって、社会性や協調性が育まれます。それは子どもの成長にとって重要であり、様々な体験に関する取組が求められています。
・ 子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事件が多発しており、子どもたちが地域で安全に遊び、過ごせるような環境を整備する取組はますます重要となっています。また、子育て家庭が安心して生活できる住まいやまちづくりが求められています。

行政の主な役割

保育サービスの充実　子育て支援サービスの充実や活動の場の提供とその調整　子どもの健全育成の取組と支援
母子の保健･医療の推進･充実　子どもの安全を守る取組と支援

基本的考え方

・ 子どもを持つすべての家庭が、地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つよう、様々なしくみを整えていきます。
・ 都市の利便性を活かした多様な生活形態、働き方による多種多様なニーズや時代の変化に対応する子育て支援サービスを提供するとともに、子どもの成長と発達を見据えた一貫した保育と幼児教育を実施することにより、保護者が選択できる保育環境の整備と家庭と地域の子育て力の向上を図っていきます。
・ 地域の中に、子どもが様々な体験や遊びができる環境や機会をつくっていきます。放課後の子どもの居場所づくりを進め、遊びや自主的な活動などを通して、子どもの成長する力を伸ばしていきます。
・ 特別な支援を必要とする子どもや家庭の状況を的確に把握した上で、子どもの健やかな育ちと自立を促進する観点から、子どもと家庭に対してそれぞれのニーズに応じた適切な支援を進めていきます。
・ 子どもを犯罪や事故等の被害から守るための取組や、子どもたちが安心して外出できる環境の整備、良質な居住環境の確保などに取り組んでいきます。

主な取組み

①私立認可保育所の整備　②認証保育所への支援　③幼稚園と保育園の連携･一元化
④私立幼稚園保護者の負担軽減　⑤放課後子どもひろばの充実　⑥学童クラブの充実
⑦子ども家庭支援センターの拡充　⑧一時保育の充実　⑨ひろば型一時保育の充実
⑩絵本でふれあう子育て支援　⑪子ども発達センターの移転と児童デイサービスの拡充

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 子育て支援に関する地域活動状況	子育て支援に関する活動に参加している人や参加意欲を持っている人の割合	56.5%	70%
2 子育てが楽しいと感じられる保護者の割合	(保育園在園児の) 保護者が子育てを楽しいと感じている割合	90.8% (平成18年度)	100%
3 保育園の待機児童数	4月1日現在における認可保育園の待機児童数	26人	0人 (早急に目標達成しその後も維持する)

達成状況

		単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%						調査未実施のため実績なし。21年度以降は実施予定
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①	%	100	100	100	100		
	実績1②		90.4					
	③＝②／①	%	90.4					
指標3	目標値1①	人	0	0	0	0		
	実績1②		60					
	③＝①－②	人	-60					

所管部	子ども家庭部･福祉部

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	次代を担う子どもの育成は、家庭とともに行政や地域が連携して進める必要があり適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	目標は区民意識と、実績数の両方の視点で設定しており適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	業務委託や区民活動への補助等、様々な手法を活用し効果的･効率的な視点を重視しており適切です。
④目的（目標水準）の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	保育園保護者の満足度は高いものの、社会状況や保護者のライフスタイルの変化により、高まる保育ニーズに対応することができず、保育園待機児童解消の目標水準を達成できませんでした。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	計画どおり施設整備や環境整備を進めましたが、保育園待機児童解消のために計画の見直しが必要です。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		子どもを安心して産み、育てられる環境が求められています。そのため保護者への支援とともに、子ども自身が遊びや様々な体験をとおして、のびのびと健やかに成長し自立していける環境の整備を進める必要があります。
	改革方針		地域の中で区民が選択できる保育や子育て支援サービスの幅を広げるとともに、子どもがのびのびと健やかに自立していける環境の充実を図ります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	私立認可保育所の整備や認証保育所への支援、幼稚園と保育園の連携･一元化等を進め、保護者が選択できる保育サービスの幅を広げました。また、新たに6校の小学校で放課後子どもひろばを開始し、子どもが安全に活動できる居場所の拡充するとともに、児童館や学童クラブに民間活力を導入しサービスの拡充を図りました。さらに、子ども家庭支援センターの拡充準備、一時保育の充実、子ども発達センターの移転準備など子育て支援サービス向上にも努めました。
		課　題	引き続き需要に応えられるよう、多様な保育サービスの提供を行うとともに、公有地や既存施設の活用も視野に入れた待機児童解消策を実施する必要があります。また子どもの居場所は、あり方や地域毎の充足率を検討する必要があります。さらに、一時保育など身近な地域で利用できる子育て支援サービスの充実が必要です。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	保育や子どもの居場所について、急増する区民需要に応えるため、公有地や既存施設のさらなる有効活用を進めるとともに、運営手法の見直しによるサービスの拡充を図ります。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
10 保護者が選択できる多様な保育環境の整備	計画どおり	拡大	96
11 子どもの居場所づくりの充実	計画どおり	継続	98
12 地域における子育て支援サービスの充実	計画どおり	拡大	100
13 子ども発達センターの移転と児童デイサービスの拡充	計画どおり	継続	102

計画事業名	総合評価	方向性	頁

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	Ⅱ	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	3	**未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち**

めざすまちの姿・状態

未来を担う子どもが、多様な考え方や生き方などそれぞれの個性を互いに認め合い、自ら考え、行動できる「生きる力」を育むまちを実現します。そのため、子どもが個性や能力を伸ばし、それぞれの可能性を開花させるための基礎を培う、より質の高い学校教育を受けられるようにするとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じた教育の責任を果たし、三者が一体となって取組を進めるまちをめざします。

主な課題

・ 都市化や国際化、少子高齢化の進展などにより教育環境が大きく変化し、また、子どものモラルや学ぶ意欲の低下が指摘される中で、豊かな人間性を備え確かな学力と個性や創造力を伸ばす学校教育の充実が求められています。また、障害のある幼児・児童・生徒がその能力や個性を最大限に伸ばすための適切な教育環境を整備する必要があります。さらに、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる幼児期の教育の重要性が増してきており、就学前の子どもの育ちをより豊かなものとし、学校教育につなげていくことが求められています。

・ 学校教育における多様な課題への対応や学校の自立性・主体性を発揮するための学校支援体制の整備を進める必要があります。また、児童・生徒の減少による小規模校の増加が学校の運営等に様々な影響を及ぼしているとともに、学校施設の老朽化も進行しており、教育環境の整備を計画的に進めていくことが求められています。

・ 核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中、子どもが家庭や地域において健やかに成長していくよう、地域や保護者の声が反映される地域に根ざした学校づくりを進める必要があります。そのため、家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たしながら、協働と連携のもと、子どもを育てる環境づくりが求められています。

行政の主な役割

学校・家庭・地域の連携とそのための環境づくり、取組への支援　子どもの生きる力を育てる学校教育
教育効果を高める教育環境づくり　子どもが活動する機会の提供

基本的考え方

・ 豊かな人間性と社会のルールを守る規範意識を備えた社会人として成長できる心を育んでいきます。また、自ら判断し行動する自主・自律の精神を養い「確かな学力」を育むため、個に応じたきめ細かな指導の徹底と個性や創造力を伸ばす教育を推進します。障害のある子どもには、それぞれの教育ニーズに応じた支援体制を構築するなど、特別支援教育を推進していきます。さらに、幼児教育の充実を図り、就学前から小学校への連続性を重視した教育を行うとともに、より良い教育環境をつくるため、幼稚園の規模や配置について検討していきます。

・ 児童・生徒一人ひとりの個性や地域の特性を活かせる特色ある学校づくりや教育の質を高めるための学校支援を行っていきます。また、よりよい教育環境をつくるため、学校の規模や配置について検討を行うとともに、学校施設の計画的な整備を行い、児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい学校づくりを進めます。

・ 学校でのよりよい教育活動のため、学校評価に基づく学校運営を行うとともに、家庭や地域の教育力との協働・連携により、地域に信頼され、地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていきます。また、家庭や地域における教育力は学習機会の整備や支援を行い高めていきます。

主な取組み

○確かな学力推進委員（区費講師）を全校配置　○授業改善推進プランの作成支援　○授業改善推進員の派遣
○「特色ある学校づくり教育活動計画」に基づく学習活動　○巡回指導・相談体制の構築
○情緒障害等通級指導学級の設置　○日本語サポート指導　○学校適正配置の推進（牛込地区）
○学校施設の計画的整備（西戸山地区中学校）　○区立幼稚園の適正配置の推進　○小学校空調整備工事

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 分かる授業の実践	授業が分かりやすくなったと感じる児童・生徒の割合	60.6%	80%
2 学校評価実施率	第三者評価を含めた新しい学校評価を実施する学校の割合	0%	100%
3 学校・家庭・地域が協力した教育の取組	学校・家庭・地域が協力して教育に取り組んでいると感じる区民の割合	24.9%	↗

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0/年	
	実績1②		60.0					
	③＝②／①	%	85.7					
指標2	目標値1①	%			100.0	100.0	100.0/年	20～21年度に調査検討・22年度から実施
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①	%	24.9					
	実績1②		25.7					
	③＝②／①	%	103.2					

所管部	教育委員会事務局

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	学校教育の充実及び教育環境の整備については、区が主体となり家庭や地域と連携をとりながら進めていくことが必要なため適切であると評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	子どもの「確かな学力」の向上を図るためにより分かる授業の実践が必要です。また、開かれた学校づくりを進めるため学校評価及び学校・家庭・地域が協力した教育の取組は適切な目標設定と考えます。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	多様化する教育ニーズに合わせ、計画的に事業を行っており、効果的に学校教育の充実及び教育環境の整備が行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	授業が分かりやすくなったと感じる児童・生徒の割合は19年度より0.6ポイント下回りましたが、確かな学力の育成や、支援を要する子どもへの教育など、学校や個の状態に応じた事業は確実に進捗しています。また、学校・家庭・地域の連携が進むとともに教育環境も改善されるなど、目的をほぼ達成できました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	学校教育の充実及び教育環境の整備について、計画どおりに事業を推進しました。今後もより質の高い学校教育を実現する必要があります。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		子どもたちが自ら考え、行動できる「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域が連携し、それぞれの機能を補完しあいながら運営していくことが必要です。 また、確かな学力の育成のため、教員の授業力向上、一人ひとりのニーズに合わせた適切な指導や支援、教育環境の整備を推進する必要があります。
	改革方針		子どもたちがより質の高い学校教育を受けられるよう教育環境の充実を図るとともに、地域住民や保護者などが学校運営に参加できるよう推進していきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	区講師の研修内容の充実、創意工夫ある教育活動、巡回指導や情緒障害等通級学級の設置などを行い、様々な教育課題に対応しました。また、地域協働学校（コミュニティ・スクール）のモデル校の指定、保護者対象の入学前プログラムなど、学校・家庭・地域の連携について推進しました。 さらに、学校適正配置の推進については、対象保護者や地域関係者への説明を行い、また学校施設については特別教室の空調設備工事を行い、教育環境の整備促進に努めました。
		課　題	今後も、子どもが個性や能力を伸ばし、それぞれの可能性を開花させるための基礎を培う、より質の高い学校教育を実現する必要があります。 また、家庭の教育力の向上及び地域の学校運営への積極的な参画を向上するため、実績を検証しながら推進する必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	義務教育で身につけるべき基礎的学力の向上を図るため、学校のサポート体制を充実し、子どもの学力や学習の状況等に応じたきめ細やかな指導を行います。また、よりわかる授業の実現と子どもと向き合う時間の確保のため、学校の情報化を進めます。 さらに、教員と保護者が協力して保護者の学びなどについて支援していくとともに、学校の管理運営に地域が参画し学校が地域にかかわるという双方向の関係を支援していきます。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
14　確かな学力の育成	計画どおり	継続	104
15　特色ある教育活動の推進	計画どおり	継続	106
16　特別な支援を必要とする児童生徒への支援	計画どおり	拡大	108
17　学校適正配置の推進	計画どおり	継続	110

計画事業名	総合評価	方向性	頁
18　学校施設の改善	計画どおり	継続	112
19　地域との協働連携による学校の運営	計画どおり	継続	114
20　家庭の教育力向上支援	計画どおり	継続	116

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	Ⅱ	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	4	**生涯にわたって学び、自らを高められるまち**

めざすまちの姿・状態

区民一人ひとりが生涯を通じて、健康で生きがいのある人生を送り、自己実現を図るため、趣味や特技を活かして学習やスポーツなどに積極的に取り組むまちをめざします。

主な課題

・ ライフスタイルや社会が大きく変化する中、暮らしの豊かさや人生の充実感につながる生涯学習・生涯スポーツの需要はより高まり、多様化しています。また、自発的に学習やスポーツ活動を行っている多くの区民は、活動から得た知識や技術を社会に活かしたいと考えています。
・ 情報の活用や知的価値が重視される中、図書館には、ビジネス支援、医療・健康支援など区民の知りたい要望に応え、的確な情報提供ができるよう、その機能強化が求められています。

行政の主な役割

生涯学習・スポーツ活動の総合的な情報提供
生涯学習・スポーツ活動が円滑に進むための調整
図書館機能の充実と中央図書館の再構築の検討

基本的考え方

・ 区民一人ひとりが、意欲を持って主体的に多様な学習やスポーツに取り組めるよう、情報提供の充実を図るとともに様々な文化・スポーツ等に親しむ機会の充実を図ります。また、学習した成果が地域で活かせるしくみづくりもあわせて進めていきます。
・ 区民の主体的な学習を支援するために、幅広い利用者のニーズに応じた情報を提供できるよう、図書館サービスの充実を図ります。
さらに、今後は、図書館の文化・情報発信基地としての機能強化を図るため、情報センターとしての再構築に向け、中央図書館のあり方の抜本的な見直しの検討を行います。

主な取組み

○総合運動場の整備　○スポーツ施設の整備　○総合型地域スポーツ・文化クラブの設立・活動支援
○新図書館建設における他地自体アンケート調査の実施　○図書館IT化の推進（利用者向けパソコン設置）
○図書館にIT機能を装備したレファレンス専用カウンターを設置　○継続的な図書館の環境づくり
○身近な読書環境の整備　○学校における読書環境の整備

成果指標

	指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1	学習・スポーツ活動の実施状況	学習・スポーツ活動を継続的に行っている区民の割合	51.7%	↗
2	中央図書館のレファレンス件数	レファレンス(必要な資料や情報を必要な人に、的確に案内すること)件数	30件/1日	60件/1日
3	図書館における子どもの年間貸出冊数	図書館の子どもの年間貸出冊数	376,000冊	414,000冊（10%増）

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	51.7					
	実績1②		41.5					
	③＝②／①	%	80.3					
指標2	目標値1①	件	60	60	60	60	60/日	
	実績1②		57					
	③＝②／①	%	95.7					
指標3	目標値1①	冊	391,000	391,000	391,000	391,000	391,000/年	
	実績1②		393,432					
	③＝②／①	%	100.6					
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	教育委員会事務局･地域文化部

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスと負担の担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	総合運動場、スポーツ施設及び図書館の整備は区の責務であることから適切であると評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	スポーツ活動や施設のあり方については、エリアマネジメントの方針等に基づき計画化されており目標設定は適切です。また、図書館サービスの充実を図るうえで適切な目標設定になっています。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	スポーツ活動や施設のあり方については、幅広く課題を整理し、区民ニーズを踏まえて検討していく必要があります。また、図書館サービスでは、図書館のIT化など新たなサービスを提供でき、効果的に事業を実施
④目的（達成水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	学習･スポーツ活動を継続的に行っている区民の割合については19年度から10.2ポイント下回りましたが、個々の事業において20年度に掲げた目標水準を達成したため、目標を達成したと評価します。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	年度ごとに掲げた目標については概ね達成しました。しかし、総合運動場の整備や総合型クラブの育成といった最終目標の達成までには、まだ多くの課題が残っています。また、新しい中央図書館の建設に向けた更なる検討や図書館の利用促進を図る必要があります。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		総合運動場及びスポーツ環境の整備には、多くの課題があります。 また、図書館サービスにおいては、利用者の需要に応じたサービスの充実を図る必要があります。
	改革方針		総合運動場及びスポーツ環境の整備については、関係部署の職員である検討会を設け、課題を整理しながら多面的な検討を進めていく必要があります。 また、図書館サービスについては、IT化の推進など図書館利用者のニーズに対応したサービスの提供を行うとともに、新中央図書館のあり方の具体的な内容について検討を行う必要があります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	スポーツ活動や施設のあり方について、関係部署の職員で構成する検討組織を立ち上げました。また、新中央図書館のあり方を検討するために他自治体へアンケート調査を実施しました。さらに、既存の図書館についてもIT化の推進、図書館への利用登録の推進を行い、サービスの向上に努めました。
		課　題	スポーツ活動や施設のあり方等、幅広く課題を整理し、エリアマネジメントの方針や現在の区民ニーズ等を踏まえて検討する必要があります。 また、今後も図書館の利便性の向上を促進するため、環境整備やサービスの充実を図る必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	関係部署の職員で構成する検討会の中で総合運動場整備を含めたスポーツ活動や施設のあり方等、幅広く課題を整理し、エリアマネジメントの方針や現在の区民ニーズ等を踏まえて検討します。 また、図書館と学校の連携等により子どもの読書活動の推進および新しい中央図書館の建設に向けた更なる検討を行います。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
21 総合運動場及びスポーツ環境の整備	計画どおり	継続	118
22 新しい中央図書館のあり方の検討	計画どおり	継続	120
23 図書館サービスの充実	計画どおり	継続	122
24 子ども読書活動の推進	計画どおり	拡大	124

計画事業名	総合評価	方向性	頁

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	Ⅱ	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	5	**心身ともに健やかにくらせるまち**

めざすまちの姿・状態

区民一人ひとりが健康に対する意識を高く持って積極的に健康づくりに取り組み、身近なところに健康づくりを実践することができる環境が整備されたまちをめざします。また、充実した保健･医療体制が整備されており、誰もが適切な保健･医療サービスを受けることができるまちをめざします。

主な課題

・ 健康寿命を延ばすためには、がんや心疾患･脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の予防と早期発見が必要です。健康づくりは区民一人ひとりが健康への意識をもって自主的に行うことが基本です。そのため、区民のライフステージに合わせた自主的な健康づくりへの支援を推進していくことが求められています。
・ 健康づくりのため、また最近は、介護予防※の観点からも、適度の運動等を行うことが求められています。
・ 心身の健康をめざすには、子どものうちから食に親しむことにより、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育の推進が求められています。
・ 新型インフルエンザやＳＡＲＳ等の新たな感染症問題、BSE(牛海綿状脳症)等の食の安全の問題、また、アスベスト問題やシックハウス問題など、多様化する健康問題への的確な対応が求められています。
・ 目まぐるしく変化する社会状況の中で、精神状態が安定せず、心身の不調や不適応を訴える人が増えています。ストレスは早めに気付き、上手に対処することが何より重要で、過剰なストレスを放置しておくことによって精神疾患を含む適応障害が引き起こされることもあります。そのためには本人の自己管理はもとより、周囲の気付きも求められています。また、ストレスとその対処に対して正しい知識の普及と、気軽に相談できる場が求められています。

行政の主な役割

意識啓発事業、情報提供　区民一人ひとりの健康づくりへの支援　地域における健康づくり活動への支援
健康づくりのための環境整備　地域保健･医療･福祉体制の充実　感染症など危機管理への総合的な体制づくり

基本的考え方

・ 区民自らが健康づくりを実践するよう、健康に対する意識の啓発を行っていきます。医療機関等との連携はもとよりあらゆる機会を通じ、各種検診の受診率向上を図るとともに、運動･栄養･休養の調和がとれた望ましい生活習慣の普及を促進し、生活習慣病※の予防を図ります。また、病気で長期療養することになっても、住み慣れた地域で適切な保健･医療･福祉サービスを受けられるよう、サービス体制を整備します。
・ 健康づくりが行えるよう、子どもから高齢者まで多くの区民が身近な地域で気軽に運動等を行える環境を整えていきます。
・ 食育※を推進できるよう、食育※の必要性を啓発するとともに、食育※を推進できる環境を整えていきます。
・ 区民の生命と健康を守るため、特に社会的影響の大きな感染症については、日頃からの予防啓発等により発生防止に努め、事態が発生した場合は体制を強化し感染拡大の防止を図ります。また、食品の監視指導･検査や情報提供を充実し、食の安全を図ります。さらに、区民が健康で安心して暮らせる生活環境を確保するため、住まいの居住環境の向上を図ります。
・ 心の健康については、講演会やセミナー等を実施し、うつ病等についての正しい知識の普及･啓発を進めるとともに、区民が気軽に相談できる相談事業を実施し、問題の早期発見に努めます。

主な取組み

･食育の普及啓発、歯から始める子育て支援事業の実施、元気館事業の推進等、一人ひとりの健康づくりを支える取組みを実施します。
･新型インフルエンザ対策、エイズ対策、食品衛生の普及啓発等、多様化する課題に対応した保健･公衆衛生を推進するための取組みを行います。

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 健康に対する状態	現在の健康状態を良いと感じている人の割合	70.9%	↑
2 心の問題について気軽に相談できる場所の認知度	心の問題について気軽に相談できる場所を知っている人の割合	29.5%	↑
3 毎年の健康診断の受診	毎年健康診断を受診している人の割合	62.7%	↑

達成状況

		単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%						次回調査22年度 (新宿区健康づくり区民意識調査)
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①	%						次回調査22年度 (新宿区健康づくり区民意識調査)
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①	%						次回調査22年度 (新宿区健康づくり区民意識調査)
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	健康部･教育委員会事務局

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	健康づくりのための環境整備や普及啓発、感染症など健康危機管理への総合的な体制づくりは区の役割りとして適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	自分自身が健康であると実感し、また、健康管理に対して何らかの行動を起こしている区民が増加することは、成果をはかる要素として重要です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	本目標を構成する各計画事業において、業務委託や指定管理者制度を導入し、また、地域組織や医療機関等と連携･役割分担するなど、効果的･効率的に事業を運営しています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	成果指標の達成度は新宿区健康づくり区民意識調査の次回調査時（22年度）に把握しますが、本目標を構成する各計画事業の指標は概ね達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	本目標を構成する各計画事業の指標はおおむね達成し、施策が計画通りに進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		心身の健康づくりの新たな視点として、食育の推進に取り組む必要があります。新型インフルエンザをはじめ多様化する健康問題への的確な対応が求められています。心の健康について、本人の自己管理はもとより、周囲の気付きが求められています。また、正しい知識の普及と相談体制の整備が必要です。
	改革方針		食育を推進できるよう、講演会･フォーラム等により食育の必要性を啓発するとともに、食育を推進できる環境を整えていきます。また、新型インフルエンザの発生に備えて、健康危機管理体制を充実し、危機管理対応力を高めていきます。心の健康づくりを一層推進するとともに、事業を総合的に展開することで、社会的問題となっている自殺対策にも繋げ、区として自殺防止に取り組んでいきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	20年3月に策定した食育推進計画に基づき、食育ボランティアの育成及び食育講座･フォーラム等を実施し、食育を推進しました。また、新型インフルエンザへ対策では、防護服着脱訓練の実施、防護服･医療品等の備蓄等、健康危機管理体制の充実を図りました。また、21年度より実施するメンタルヘルス事業や自殺総合対策(経常事業)の実施準備を行い、心の健康づくりを支援する体制づくりを進めました。
		課　題	新型インフルエンザ対策では、21年2月に国の新型インフルエンザ対策行動計画が改定され、また、同年4月に都の医療提供体制ガイドラインが改定されたことに伴い、18年度に策定した区の行動計画も改訂する必要があります。 また、疾患によっては男女で罹りやすさや病状の進行速度が異なるといった性別による差異を考慮する重要性が明らかとなってきました。これに伴い、一人ひとりの女性が生涯を通じた健康づくりを実践するための支援策が求められています。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	新型インフルエンザへの対応として、医療機関及び各関係機関との連携強化、及び新型インフルエンザ対策行動計画の見直しを含めた健康危機管理体制の強化を図ります。 また、女性の健康支援については、女性の健康づくりを推進するための具体的･効果的な対策の樹立を図ります。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
25　歯から始める子育て支援	計画どおり	継続	126
26　食育の推進	計画どおり	継続	128
27　元気館事業の推進	計画どおり	継続	130

計画事業名	総合評価	方向性	頁
28　新型インフルエンザ対策の推進	計画どおりでない	改善	132
29　エイズ対策の推進	計画どおり	継続	134

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	**Ⅲ**	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち
個別目標	**1**	**だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち**

めざすまちの姿・状態

疾病や障害、介護が必要など様々な境遇にあっても、地域の人々との支え合いにより、住み慣れた地域の中でその人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちをめざし、区はセーフティネット機能の充実を積極的に図っていきます。

主な課題

・ 毎日の生活の中で、または長い人生において、障害や疾病、高齢化、失業等により、一人ひとりの努力だけでは解決できず、何らかの支援を必要とすることがあります。
・ 5人に一人が65歳以上の高齢者という社会が目前に迫っている中、区民の誰もが介護を必要とする状態になったり、家族など身近な人を介護する立場になる可能性が高くなっています。
・ 65歳以上の約1割、85歳以上では4人に1人が認知症になると推計されています。多くの方は、地域で在宅生活を送ることになりますが、本人や家族が認知症の進行に気付かず、悪質商法の被害や外出時の事故などにあう事例が多くみられます。
・ 介護が必要となった場合でも、人は尊厳を持って住み慣れた地域で自分らしい生活を営む権利があります。しかし、現状では、障害や介護が必要な状態になった場合に、住みなれた地域で安心して暮らし続けるための在宅・施設サービスの整備は未だ十分とはいえない状況にあります。
・ 疾病や失業等により自分の努力だけでは自立して生活することが困難な状況に陥った人々や一人暮らしの高齢者等を、地域社会で支えていくことが必要となっています。しかし、都市化の進んだ新宿区では、近所づき合いが希薄になるなど地域社会の結びつきが弱くなっており、支えを必要とする人々が地域社会の中で孤立する懸念があります。
・ 長く続いた不況の影響から、生活保護を受ける人の増加傾向が続いています。特にホームレスが多い新宿区にとっては、ホームレスの自立支援は大きな課題です。また、ホームレスが地域の公園などに居続けることにより、地域住民との間にあつれきが発生するケースも見られます。

行政の主な役割

介護・福祉サービスのサービス供給体制の整備・基盤整備　地域福祉活動への支援、コーディネート　関係機関などとの連携強化
高齢者、障害のある人とその家族への相談体制の充実　地域見守りネットワークの充実　セーフティネットの整備

基本的考え方

・ すべての区民が日々の暮らしの中で、健康維持・介護予防が気軽にできる環境を整備します。
・ 地域社会で孤立しがちな一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などに対する、地域の見守り活動を支援していきます。
また、高齢者が認知症になっても、住み慣れた地域で安心して在宅生活が送れるよう、地域の支えあいのしくみづくりを推進します。
・ 介護が必要となった時に、住み慣れた地域の中で必要なサービスが受けられるよう、相談体制の確保や、サービス・施設の整備を進めます。また介護を行う家族が抱える様々な身体的・精神的負担を軽減し、家族の健康・生活を守ります。
・ 障害のある人とその家族が、それぞれの状態に応じて地域で安心していきいきした生活ができるよう、施設・グループホーム等の設置、整備を促進し、サービスの充実を図ります。
・ 生活に困窮している人、また、自立した生活が一時的に困難な状況にある人に対し、最低限度の生活を保障するとともに、地域社会の一員として自立した生活が送れるよう支援します。
・ 真に困っている人の最後のセーフティネットとして生活保護制度が機能し、すべての区民が個々の状況に合わせて自立し安定した生活が送れるよう、就労や地域への社会参加などそれぞれの人に合った支援を行います。
・ ホームレスに対しては、東京都と共同して就労による自立支援を促進し、社会生活への復帰を後押しします。また、NPOとも連携し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい自立支援を進めていきます。

主な取組み

一人暮らし高齢者への情報誌の訪問配布等、旧東戸山中学校活用による事業者選定・地域説明及び建築確認申請（小規模多機能型居宅介護）、通所介護等食費助成事業、入院時負担軽減支援金の支給、障害者入所支援施設（知的）の設置促進に係る区有地の活用検討、ホームレスの自立支援の推進

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 区民の地域福祉活動への協働意識	「高齢者の見守りを住民同士で行う」と考える区民の割合	8.2%	30%
2 介護サービスを利用した在宅生活の継続	「介護サービスを受けたい場所」の「在宅」の割合	一般高齢者　60.4% 居宅ｻｰﾋﾞｽ利用者70.3%	一般高齢者　70% 居宅ｻｰﾋﾞｽ利用者　80%
3 障害者の社会参加のしやすさ	障害があっても積極的に社会参加しやすいまちだと思う割合	16.2%	⇗
4 生活保護の被保護者の就労割合	被保護世帯のうち、福祉を受けながら就労している世帯も含めた就労世帯の割合	非保護世帯就労率11%	被保護世帯就労率20%
5 ホームレスの減少	新宿区のホームレスの人数	346人 （平成19年2月）	200人

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①						15%	20年度の統計なし
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①						一般65%　居宅75%	次回調査は22年度
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							20年度の統計なし
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							20年度の統計なし
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標5	目標値1①	人	299	288	230	200		
	実績1②		299					
	③＝②／①	%	100.0					

所管部	福祉部･健康部

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	住み慣れた地域の中で安心して暮らしていけるまちづくりは行政の責務であり、積極的に支援を行う必要があります。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	それぞれの指標は、目標を達成するために必要な事項を具体的に示しており、いずれも適切な目標といえます。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	地域の人々やボランティアとの協働により事業が進められている面も大きく、社会資源の活用という点では効果的に事業運営がなされています。
④目的（目標水準）の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	高齢者の見守りやホームレスの自立支援に関する事業では達成度が高い反面、施設整備に関する事業では達成度が伸び悩んでいます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	施設整備及び後期高齢者医療制度の実施は計画どおりではありませんが、高齢者に対する見守りは着実に成果を上げています。全体としては概ね計画どおりの進捗状況であると判断します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況		状況認識（課　題）	高齢者や障害者を地域で支え、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためのしくみづくりが求められています。医療制度の周知や施設を整備することで、これらの方々を支援していく必要があります。また、派遣切り等による相談者の増加に対応して、ホームレス対策を見直す必要があります。
		改革方針	高齢者の見守り協力員事業を積極的に進めるとともに、区有地活用による施設整備を着実に進めていきます。さらに、「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を改定し、計画を充実させます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	見守り協力員事業では、事業内容周知のために関連部局による連絡会を開催しました。また、施設整備では、介護報酬改定の動向を踏まえた整備手法を検討します。さらに、ホームレスの自立支援では、計画策定委員会を立ち上げ、平成22年2月の計画改定を目指します。
		課　題	高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、認知症ケアに関わる人々へ認知症高齢者への対応力を向上させる必要があります。また、区有地の活用方針を確定させて施設設置を目指す法人との連携を強化することが求められます。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	認知症高齢者の介護者を対象とした講座等を新たに開催するとともに、見守り協力員事業の周知についての有効な手法を考案していきます。また、区有地の活用による施設整備を引き続き着実に進めていきます。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
30 高齢者を地域で支えるしくみづくり	計画どおり	拡大	136
31 介護保険サービスの基盤整備	計画どおりでない	継続	138
32 介護保険制度改正に伴う支援	計画どおり	拡大	140
33 後期高齢者医療制度の実施に伴う支援	計画どおりでない	継続	142

計画事業名	総合評価	方向性	頁
34 障害者の福祉サービス基盤整備	計画どおり	継続	144
35 ホームレス及び支援を必要とする人の自立促進	計画どおり	改善	146

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	**III**	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち
個別目標	**2**	**だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち**

めざすまちの姿・状態

誰もが生きがいを持ち、豊かな気持ちで日々を暮らし、生涯にわたって活躍することのできるまちをめざします。

主な課題

・ 高齢者の約8割は介護等の必要もなく自立して元気に活動しています。かつては仕事中心の生活を送ってきた人も、高齢期を迎え、退職した後には地域社会で活動したいと考える人が増えています。こうした高齢者が能力を活かして生きがいを感じながら暮らすことのできる環境づくりが求められています。
・ 障害のある人の就労意欲の向上のための支援とともに職業準備訓練や職業定着支援等の就労につなげる支援が必要です。
・ 社会の変化や近年の厳しい雇用情勢の下で、就労の不安定化や親への依存の長期化など、若者の「社会的自立の遅れ」という問題が発生しており、社会全体で若者の自立を促進することが求められています。
・ 住まいは毎日の安定した暮らしを支える最も重要な基盤であり、欠くことはできません。高齢者や障害のある人、失業した人など、自立した生活が困難となりつつある人も含め、すべての区民が住宅を確保できるよう支援していく必要があります。
・ 区民の2割が高齢者となる中で、区内の住宅の6割以上が高齢者等のための設備がありません。また、住宅の老朽化が進んでいる地域も見られます。安全で安心した生活を送るために、誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境の整備が求められています。

行政の主な役割

高齢者・障害のある人の社会参加・就労、自立等への支援　　良質な住宅供給の誘導　　多様な住宅の供給
若者の自立支援とそのための情報提供

基本的考え方

・ 自らの経験や能力を活かし、地域で社会参加できるよう、高齢者や、今後退職等を迎える方を対象に、様々な情報提供や参加の機会づくりなどの支援を行っていきます。
・ 区民、NPO、行政等の協働により、疾病や障害のある人、その介護をしている人、経済的に困難な状況にある人など、あらゆる立場の人が生きがいを持ち、心豊かに暮らすことのできる社会環境を整備します。
・ 障害のある人の社会参加や自己実現、スポーツ・趣味活動が行いやすくなるよう、施設等の整備とともに、必要な制度の整備や心理的な負担軽減なども含めた環境整備や支援を行います。また、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、物理的なバリア、制度的バリア、心のバリアを取り除くための総合的な取組を推進します。
・ 職業訓練や就職のあっせんなど、障害のある人の就労を支援します。
・ 若者が社会的に自立するには、就業による自立、親からの精神的・経済的自立、社会に関心を持ち公共に参画することなど、多様な課題があります。また、これらの課題は相互に密接に関わり合っています。このため、若者の自立支援にあたっては、施策を総合的、包括的に実施するとともに、自立のありようは一様でないことに留意し、若者一人ひとりにとってふさわしい自立のあり方を考え、その支援を行っていきます。
・ コミュニティビジネスを基軸とした新宿ならではの地域型就労支援のしくみづくりを地域や産業界との連携の下で推進します。その中核となる「（仮称）新宿仕事センター」を設立し、就労意欲はあっても現実的に就労に結びついていない障害のある人、高齢者、若年非就業者に対して、多様な就労機会の提供やコーディネートを行うなどの就労支援を行います。
・ 高齢者や障害のある人など様々な状況にある人が、それぞれのニーズに即した住宅に住むことができるよう、既存の公共住宅の活用や事業者等と連携した多様な住宅の供給、住み替え等に対する支援などを行います。

主な取組み

高田馬場シニア活動館の開設（平成20年4月）、区役所内インターンシップの充実、障害者や若年非就業者を対象とした就労に関する総合相談窓口の運営、災害時居住支援（支援実績：9世帯　1,305千円　延473日分）、マンション管理セミナーの実施（実績：開催2回　延参加人数83名）、早稲田南町地区における区営住宅の整備手法検討

成果指標

	指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1	高齢者で生きがいを感じている人の割合	高齢者で生きがいを感じている人の割合	94.10%	⇧
2	一般企業へ就労する障害者が増えること	福祉施設等での就労から一般企業での就労（一般就労）に移行する障害者数を増やすこと	福祉施設から一般就労への移行者数年13人（平成17年度実績）	⇧（平成23年度末の目標値　年26人以上）
3	精神障害者の日中活動の利用者数	障害者自立支援法に基づく日中活動（生活介護、自立訓練、就労移行・継続支援、地域活動支援センターなど）の利用者数	25人（1所）（平成19年4月）	350人（7所）（平成23年度末）
4	最低居住面積水準未満の住宅の割合	最低居住面積水準未満の主世帯数／住宅総数	11%（平成15年）	5%（平成27年）

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①							20年度の統計なし
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							20年度の統計なし
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							20年度の統計なし
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							21年7月以降に結果公表（20年10月調査）
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	福祉部･地域文化部･都市計画部

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	高齢者が生きがいを感じながら暮らせる環境づくりや障害者の就労意欲向上、また、誰もが安心して住み続けられる住環境の整備などは、行政が積極的にサービスを提供するべきものです。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	成果指標は課題に対する具体的な解決策を示したもので、いずれの指標も達成状況を把握するものとして適切と考えます。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	区民、NPO、行政等の協働や既存の公共住宅の活用など、地域資源の活用や既存の施設を活用することで、効率的な事業が運営されています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	シニア活動館や就労支援施設を予定通りに開設することができました。また、マンション管理セミナーや管理相談では計画以上の実績を上げることができました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	「区営住宅の再編整備（早稲田南町地区）」で目標達成ができなかった部分がありましたが、全体の事業の進捗状況からは、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		社会貢献活動の拠点とする新たな機能を持ったシニア活動館では、多様なニーズに対応できる事業を展開していく必要があります。また、今後は分譲マンションの老朽化や居住者の高齢化により管理組合が十分に機能しなくなっていくことが考えられることから、維持管理に対する支援や区のマンション相談体制を充実させる必要があります。
	改革方針		シニア活動館については、利用者懇談会などの実施により、利用者ニーズを的確に把握します。就労支援では、新たに「障害者による地域緑化推進事業」を立ち上げ、障害者の就労支援の充実を図ります。また、分譲マンションの良好な維持管理や再生への支援を促進するため、アドバイザーを派遣するしくみの創設やマンション管理相談員の資質向上を図ります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	高田馬場シニア活動館では、地域住民主体の運営委員会を発足させ、今後のシニア活動館のあり方について検討しました。障害者の就労支援では新たに「障害者による地域緑化推進事業」を立ち上げました。また、「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」を実施して良好な維持管理等を支援するとともに、マンション管理相談員の資質向上に向けた事業を実施しました。
		課　題	社会貢献活動の拠点として、シニア活動館における事業の充実をはじめ、活動のしくみづくりが必要です。「障害者による地域緑化推進事業」は、今後、就労移行支援･就労継続支援事業へ移行した事業所への拡大が必要です。また、「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」は、20年度の助成実施がなかったことから、制度の利用を促進していく必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	シニア活動館においては、社会貢献活動の拠点としての機能を高めていきます。また、新宿区勤労者･仕事支援センターとの連携を緊密に図りながら就労支援を行うとともに、緑化推進事業を拡大していきます。さらに、20年度に実施した「分譲マンション実態調査」の内容を踏まえ、新たな分譲マンション施策について、その方向性を検討していきます。

個別目標を構成する計画事業

	計画事業名	総合評価	方向性	頁
36	高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備	計画どおり	継続	148
37	障害のある人への就労支援の充実	計画以上	拡大	150
38	新宿区勤労者･仕事支援センターによる就労支援	計画どおり	拡大	152
39	特別な支援を必要とする人への居住支援	計画どおり	拡大	154

	計画事業名	総合評価	方向性	頁
40	分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援	計画どおり	継続	156
41	区営住宅の再編整備（早稲田南町地区）	計画どおりでない	改善	158

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	Ⅲ	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち
個別目標	3	**災害に備えるまち**

めざすまちの姿・状態

「減災社会」をめざし、区民と区の協働により、災害に強い都市づくりや地域ぐるみで防災に取り組んでいく体制づくりなど、災害に強い人とまちをつくり、安心して生活でき、逃げないですむまちをめざします。

主な課題

・ 近年、全国各地で大規模自然災害により大きな被害が発生する事例が見られ、災害が発生した際に区民の安全を確保する緊急・応急対策の充実が求められています。
・ 昼間人口を多く抱える新宿区にとって、震災時の帰宅困難者対策は大きな課題であり、対策の強化が求められています。また、超高層ビル群や大規模地下街、繁華街など、多くの人々が集まる場所での災害対策も大きな課題です。
・ 全国的に異常気象による集中豪雨が多発し、地盤の雨水浸透力の低下などによる水害が増加しており、神田川や妙正寺川を有する新宿区においては、治水対策の一層の強化が強く求められています。
・ 東京を首都直下地震が襲う可能性は極めて高いとされ、地域の防災力向上に向けた取組の強化が必要となっています。地域の防災力向上のためには事前の備えが不可欠ですが、平時は防災意識が薄れがちとなり、意識を高揚させるための取組の強化が求められています。
・ 区内には、低層の木造建築物が密集し、道路が狭く、防災面や居住環境面で課題を抱える地区があります。このような地区では、地域に住む方々が主体となり、地域の将来像を見据えた計画的なまちづくりを展開していく必要があります。

行政の主な役割

地域防災計画に基づく体制づくり　防災まちづくりの推進　防災に関する啓発と訓練の実施　公共施設の防災性の向上
災害に強い都市づくりのための情報提供と支援　まちづくりに貢献する市街地再開発事業等の支援
都市基盤の整備と不燃化の推進　総合的な治水対策の促進

基本的考え方

・ 地震等の災害に強いまちづくりを進めるため、道路、橋りょう等の都市施設の整備や建築物の耐震化や不燃化など都市空間の防災性向上に取り組みます。
・ 災害が発生した時に、被害を最小限にとどめ、区民の安全を確保し、生活を維持していくために、防災拠点や避難施設の整備・充実を図ります。
・ 都市型水害に備えるため、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の整備を促進するとともに、雨水流出抑制施設の整備やハザードマップ等による啓発活動など、総合的な治水対策を促進します。
・ 区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、被災時に互いに助け合う体制を構築し、地域社会の災害への対応能力を向上します。また、災害時要援護者※に対する安全対策や災害時の医療体制の整備を進め、地域の防災力を強化します。
・ 建築物の耐震化を促進していきます。また、木造住宅密集地域などにおいて、良質で防災性の高い建築物への建て替えを行うとともに公園・街路などの整備を行う面的なまちづくりを支援し市街地の防災性を向上させ、災害に強い安全なまちづくりをめざします。

主な取組み

・耐震診断（木造・非木造）診断費助成、耐震補強工事費等助成を行いました。中間・完了検査受験率、定期報告率の向上のため啓発活動を行いました。
・一時集合場所として「富久さくら公園」を開園しました。若葉３－２北地区で建替促進事業計画を作成、若葉２－１１地区はまちづくり相談員を派遣しました。再開発はそれぞれの地区の事業進捗に応じた支援を行いました。

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 住宅の耐震化率	新耐震基準（昭和56年基準）または、これと同等の耐震性能を有する住宅戸数の割合	約８２％（平成15年）	90%以上（平成27年）
2 避難場所・避難所の理解度	一時集合場所、第一次避難所、広域避難場所を理解している区民の割合	23.8%	80%
3 家庭内の防災対策の普及	家庭内の防災対策実施率	81.5%	90%

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	85.0	85.7	86.4	87.2		
	実績1②		84.9					
	③＝②／①	%	99.9					
指標2	目標値1①	%	29.4	35.0	40.7	46.3		
	実績1②		47.9					
	③＝②／①	%	162.8					
指標3	目標値1①	%	82.4	83.2	84.1	84.9		
	実績1②		77.0					
	③＝②／①	%	93.5					

所管部	都市計画部･みどり土木部･区長室

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	地域の防災性向上のため、区が費用助成を行うことや、関係者間の調整を図ること、また道路･公園を確保し整備することは適切といえます。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	各事業は防災性の向上、住環境の改善を図るための目標を設定しており、適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	各事業において、補助金の投入、業務の委託、民間活力の活用などをおこない、効果的、効率的に事業を進めています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	一部に実行計画の見直し等を行った事業はあるものの、各事業について、ほぼ目標を達成しており、達成度は高いといえます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	耐震化支援事業、木密地区整備促進事業において一部目標に達しない部分がありましたが、事業全体を通して計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		耐震化支援事業は、費用負担や認知度から補強工事まで行う件数が少ないことが課題です。安全･安心な建築物づくりは定期報告率の向上に努める必要があります。道路･公園の防災性の向上は、地域住民の防災意識を高めることが重要です。道路の無電柱化は計画段階の十分な調整が必要です。木密事業は地区計画等のまちづくりルールの見直しを含めた検討が必要です。再開発は関係権利者等の合意形成、事業採算性の確保が重要となります。
	改革方針		耐震化支援事業は啓発活動、制度見直しを行います。安全･安心な建築物づくりは定期報告率向上のための方策を考えます。道路･公園の防災性の向上は設備改修の実施と富久地区で公園サポーター結成を推進します。道路の無電柱化は技術的検討と十分な事前調整を行います。木密事業は地区計画等のまちづくりのルールの見直しを含めた検討を行います。再開発は合意形成の進捗、事業採算性の確保のため再開発組合等への指導･助言･調整を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	耐震化支援事業は工事監理の実施検討、啓発活動で耐震診断の件数増となりました。安全･安心な建築物づくりは建築現場に職員が訪問し啓発活動を行いました。道路･公園の防災性の向上は事業の現状説明、公園サポーターの組織などを行い、防災意識向上につながりました。道路の無電柱化は詳細設計を行いました。木密事業はまちづくりルールの見直しを含む事業推進方策の検討を行いました。再開発は指導･助言･調整を行った結果、1地区本体工事着手、2地区都市計画決定を行いました。
		課　題	耐震化支援事業は対象住宅への積極的な取り組みが求められています。安全･安心な建築物づくりは新築以外の既存建築物の適正な維持管理についての検討も必要です。道路･公園の防災性向上は各地区で必要な準備作業･検討を行うことが重要です。道路の無電柱化は高度な技術を伴うため十分な調整や外部委託が必要です。木密事業は合意形成を更に進め事業推進方策を引き続き検討する必要があります。再開発は工事費高騰のため事業計画の見直しや採算性確保に向けた調整が必要です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	耐震化支援事業は普及啓発活動を進めるとともにモデル地区を検討します。安全･安心な建築物づくりは定期報告率の目標を100%に設定し、啓発活動を行います。道路･公園の防災性向上は各地区の進捗状況により、用地買収、設備改修、公園サポーターの結成を推進します。道路の無電柱化は、1路線を事業追加し、外部委託により事業を推進します。木密事業は地元意向の把握や合意形成を図りながら、地区計画等まちづくりルールの変更のたたき台を作成します。再開発は事業計画の見直しや採算性確保に向けて市街地再開発組合等を指導･助言し、調整を図り、事業を着実に促進していきます。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
42 建築物の耐震性強化	計画どおり	拡大	160
43 道路･公園の防災性の向上	計画どおり	継続	162
44 道路の無電柱化整備	計画どおり	拡大	164
45 木造住宅密集地区整備促進	計画どおり	継続	166

計画事業名	総合評価	方向性	頁
46 再開発による市街地の整備	計画どおり	継続	168
47 地域防災拠点と避難施設の充実	計画どおり	継続	170

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	III	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち
個別目標	4	**日常生活の安全･安心を高めるまち**

めざすまちの姿・状態

すべての区民が、日々の生活のあらゆる場面で不安を感じることなく、安全に暮らすことのできるまちをめざします。

主な課題

・ 安全･安心のまちづくりに対する関心が高まり、地域における防犯活動も活発に行われていますが、依然として犯罪に対する区民の不安は解消されておらず、より一層の取組が求められています。
・ 子どもが被害者となる犯罪や、ひったくり、空き巣等身近な犯罪が多く発生しており、地域の目で犯罪を防ぐ力を高めることが必要となっています。
・ 多様化する詐欺行為など一般市民を対象とした犯罪が増加し、誰もが被害者となる不安を感じています。
・ 悪質商法や契約上のトラブル、食品の安全性など消費生活に関する相談や苦情は多様化し、深刻化しており、消費者問題への的確かつ速やかな対応が求められています。
特に、被害が潜在化しやすい高齢者や障害のある人などは、次々に悪質商法の被害を受け、生活にも支障をきたすなど深刻な問題となっています。被害の早期発見が求められています。

行政の主な役割

まちの安全点検の推進
防犯に関する啓発と防犯活動への支援
消費生活相談と情報提供の充実
犯罪や悪質商法の被害を防止する地域のしくみづくり

基本的考え方

・ 区民の防犯意識を高揚し、それぞれの地域の実情にあった活動や警察･消防との連携を通じ、犯罪がまちの中で起こりにくい状態をめざします。
　また、振り込め詐欺のような犯罪に対しても、関係機関･団体との連携協働のもと、啓発や防止に努めていきます。
・ 消費者への情報提供、消費者教育の推進等、消費者の自立を支援する施策を充実していきます。あわせて、高齢者をはじめ、悪質商法の標的にされている人々への啓発や情報提供、相談等の対応や、地域の見守り機能や相談機能の強化を図り、潜在化複雑化している消費者問題へ関係機関･団体との連携協働のもと的確に対応していきます。

主な取組み

・ 新宿区民の安全･安心の推進に関する条例に基づく安全推進地域活動重点地区に対して、パトロールに使用するジャンパーの貸与、ステッカー表示等によるPR活動を行うことで、安全･安心まちづくりの気運を盛り上げたり、また、関係部署との連携を図りながら、より強力に推進しています。
・ 区内の民有灯については、定期的に照度調査を実施し、調査結果を踏まえた町会等の申請に基づき順次改修工事を進め、防犯性の向上を図り、安全で快適なまちづくりを目指し、町会等を支援しています。

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 区民の日常生活における安心度	居住地域で犯罪への不安を感じない区民の割合	22.80%	↗
2 犯罪件数	新宿区内の刑法犯発生件数	11,386件	↘
3 消費者問題に対する関心度	悪質商法や消費者問題に対して関心がある区民の割合	82.50%	↗

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	22.80	27.90				
	実績1②		27.90					
	③＝②／①		122.4					
指標2	目標値1①	件	11,386	11,068				
	実績1②		11,068					
	③＝①/②		102.9					
指標3	目標値1①	%	82.50%	80.20%				
	実績1②		80.20%					
	③＝②／①		97.2					

所管部	区長室･みどり土木部

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区民の行う自主防犯活動及び民有灯改修工事等への支援活動等は、区民が行う防犯活動への参加気運を高めるきっかけとなっており、地域の防犯力向上のため適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	地域住民の防犯意識及び地域の防犯力の向上を図る上で、安全･安心条例に基づく自主防犯活動団体である重点地区を区内全域に広めることと民有灯の新設改修工事事業の目標設定は適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	安全･安心のまちづくりを推進するため、区･区民･警察による協働の形で進めている本事業は、区民の防犯意識の向上、地域の犯罪発生抑止力となっており、効果的･効率的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	地域住民の防犯意識や地域の防犯力が向上したことに加え、積極的に警察へ情報提供等を行ったことで、区民の中に区民･区･警察が協働で安全･安心のまちづくりに取り組んでいるという意識が高まっています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	それぞれの地域の実情にあった各種施策を実行した結果、地域住民の防犯意識の向上に繋がり、自主防犯活動が活発となって重点地区指定の増加や民有灯の増設により地域の防犯力が上がって全体の犯罪発生件数は減少したが、振り込め詐欺や強盗等の犯罪は増加傾向にある他、悪質商法を始めとした消費者問題への関心が高まっていることから、より強力に推進していく必要があります。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		自主防犯活動を行っている方は、高齢者が多く、いかにすれば若い世代の人達も活動に参加してもらえるようになるかということと、民有灯の改良改修を行なうことにより、より質の高い防犯性の向上を図り安全で快適なまちづくりのため支援していくことが必要です。
	改革方針		･ 年々重点地区やボランティアグループが増加傾向にあり、若年層もそれ伴い増加しているものの、より強力に推進していき、町会等が費用を負担することなく、民有灯の改修を行います。 ･ 警察等関係部署との連携を強化し多様化する犯罪に迅速に対応して区民の不安解消に努めていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	･ 重点地区やボランティアグループに支援活動の際に啓発活動を積極的に行い、また、町会等が費用を負担することなく民有灯の改良改修工事を行ないました。 ･ 区民の行う自主防犯パトロール等の活動に積極的に参加し、その際に情報提供や相談に応じる等して犯罪への不安解消や犯罪被害発生時に迅速に対応しました。
		課　題	･ 重点及びボランティアグループは増加傾向にあるものの、未指定地区もあることから、各種活動を通じて未指定地区解消に努めるとともに、民有灯については、町会等が費用を負担することなく、申請に基づき継続して順次改修工事を行う必要があります。 ･ 防犯意識は高まっているものの、多様化している各種犯罪犯罪情報を区民に浸透させることは難しいが、警察等関係部署との連携を強化して自治会等の団体を通じて各種施策を推進していきます。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	重点地区やボランティアグループに対する支援について啓発活動をすることで、住民や地域からの参加気運などを高めるとともに住民や地域の連帯感を醸成し、安全安心まちづくりを推進していきます。また、PTAなどと連携して若い世代を取り込んだり、民有灯の改良改修工事を3年間で集中的に行っていき、「安全で安心してくらせるまちづくり」を継続していきます。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
48 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	計画以上	継続	172
49 民有灯の改修支援	計画どおり	継続	174

計画事業名	総合評価	方向性	頁

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	**Ⅳ**	持続可能な都市と環境を創造するまち
個別目標	**1**	**環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち**

めざすまちの姿・状態

ごみの減量、リサイクルしやすい商品の利用、省エネルギーの推進、新エネルギーの利用など、日々の暮らしの中で、できる限り環境に負荷をかけない生活スタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和するまちをつくり、未来に引き継いでいきます。

主な課題

・ 限りある貴重な資源を効果的に利用するために、大量生産、大量消費、大量廃棄型ではない持続可能な資源循環型の社会システムを確立することが求められています。
・ 平成18年2月に新宿区省エネルギー環境指針を策定し、区内の温室効果ガス排出量の削減目標を定めました。家庭、事業所における温室効果ガス排出量の増加が著しい新宿区においては、区民、事業者と区が一体となって具体的な対策を進めることが求められています。
・ 来街者の多い駅周辺を中心に、路上喫煙やごみのポイ捨てなどへの対策を強化するとともに、騒音など活発な経済活動に伴う生活環境への悪影響を抑制することが求められています。
・ 地球環境への負荷を軽減し、生活環境や自然環境を守り育む取組みを推進するために、すべての世代に対する環境に関する啓発や環境学習の充実が求められています。また、環境保全の視点に立った総合的なまちづくりが求められています。

行政の主な役割

環境マネジメントシステムなどによる率先行動　環境保全活動の普及・啓発・支援　地球温暖化対策の推進
ごみの減量化とリサイクルの推進　公害対策の推進　環境学習・環境教育の推進

基本的考え方

・ 区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を実践し、ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組むことにより、資源循環型社会を構築していきます。
・ 区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて、エネルギーの効率的な利用や無駄の少ない生活・事業スタイルを確立することなどにより、温室効果ガスの排出削減や地球環境保全の取組み、みどりと潤いを増す施策の充実など、地球温暖化対策・ヒートアイランド対策を進めていきます。
・ きれいなまちをめざし、区民、事業者等と協力して、路上喫煙禁止、ポイ捨て防止等の指導・啓発や地域の美化活動の実践などを積極的に進めていきます。また、事業者に対する適切な指導により、活発な経済活動と生活環境とが調和したまちづくりを進めます。
・ 学校教育や生涯学習の場における環境教育の機会を充実するとともに、情報や活動の拠点となる環境学習情報センターの活用を図りながら、環境学習に役立つ様々な情報の区民、事業者等への提供を強化します。また、区民、事業者等との連携により、環境全般にわたる総合的な施策を進めます。

主な取組み

・リサイクル活動団体への支援、びん・缶・ペットボトル等の資源回収の実施
・新宿区３Ｒ推進協議会によるごみ減量の取組み、エコ自慢ポイントの推進
・区民向けみどりのカーテンの普及、事業所の省エネルギー診断、区有施設への太陽光発電設備の導入
・路上喫煙パトロール、キャンペーン、路上喫煙対策協力員による普及啓発の実施、路面標示、標識の設置

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 区民一人一日あたりの区収集ごみ量の推移	平成17年度（865ｇ）を基準にした減少率 区民一人一日あたり区収集ごみ量=年間区収集ごみ量／人口／365日 （参考）平成17年度年間収集ごみ量　96,442トン	865ｇ （平成１７年度）	50%減
2 資源化率の推移	資源回収量（集団回収含む）／（区収集ごみ量＋資源回収量（集団回収含む））	18.7%	35%
3 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量	区における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の平成2年度比増減 当該年度区内ＣＯ2排出量－平成2年度排出量／平成2年度排出量	2,464kt （平成2年度）	2.0%減

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	ｇ	750	720	685	650	650	
	実績1②		725					
	③＝①／②	%	103.4					
指標2	目標値1①	%	21	22	23	25	25	
	実績1②		21.2					
	③＝②／①	%	101.0					
指標3	目標値1①	%	12.0	8.5	5.0	5.0	5.0	23区温室効果ガス排出量算定手法により3年後に検証
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	環境清掃部･みどり土木部･教育委員会事務局

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区が費用負担をしますが、区民･事業者等と区が連携し、協働しながら取組みを進めています。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	ごみの減量、資源化の推進、温室効果ガスの削減に取り組むことは、未来へ引き継ぐことができる、環境に配慮したまちの創造につながります。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	区民･事業者の自主的な活動への支援や協働による取組み、業者委託による実施等、効率性を工夫し、実効性を上げています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	ごみの減量、資源化率の向上は、普及啓発効果もあり目標を達成しています。温室効果ガス削減量については、区民･事業者へのアンケート形式による簡易算定で3万tを超える効果が算出されました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	新宿区３Ｒ推進協議会の取組みや区民向け・事業者向けの地球温暖化対策等により、区民・事業者と行政が一体となって持続可能な都市と環境の創造を推進しています。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		持続可能な都市と環境の創造に向けて、資源化率の向上や温室効果ガス排出量の削減に取り組む上で、区民･事業者･区の連携と適切な情報提供により、「見える化」を図ることが必要です。
	改革方針		区民･事業者･区によって構成される新宿区3R推進協議会の設置や、家庭･事業所におけるCO2削減量の簡易算定、土日･休日の路上喫煙パトロールを実施し、協働による取組みを推進していきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	びん･缶･ペットボトル･プラスチック等の資源回収を強化し、区民･事業者の参加によるCO2削減運動の成果を簡易算定し「見える化」を図り、路上喫煙パトロールによる巡回指導も土日･祝日の体制を強化しました。
		課　題	容器包装プラスチックの資源化の促進、CO2削減運動のより一層の普及啓発、喫煙スポットの整備が求められています。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	資源化率の向上を目指し、狭小路地地区拠点回収を実施するほか、CO2削減パンフレットの内容を更新し、より効果的なPRにより参加者を増やしていくとともに、様々な環境配慮行動をポイント化し、蓄積したポイントにより区民･事業者が植林を行う制度を構築します。また、喫煙者、非喫煙者が共生できる施設整備等の方策を検討します。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
50 ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進	計画どおり	拡大	176
51 地球温暖化対策の推進	計画どおり	改善	178
52 清潔できれいなトイレづくり	計画どおり	継続	180
53 路上喫煙対策の推進	計画どおり	継続	182

計画事業名	総合評価	方向性	頁
54 環境学習･環境教育の推進	計画どおり	継続	184

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	**Ⅳ**	持続可能な都市と環境を創造するまち
個別目標	**2**	**都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち**

めざすまちの姿・状態

新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全･再生･整備を図り、やすらぎと潤いのあるまちをめざします。

主な課題

・ 新宿区のみどりは年々失われており、残された貴重なみどりを保全･育成するとともに、都市のインフラの一つとしてみどりを創出する取組が求められています。
・ 神田川や妙正寺川など新宿区の水辺空間は周辺の都市的な土地利用、空間利用の中で十分に活用されておらず、その再生と活用が求められています。

行政の主な役割

公共空間におけるみどりと水辺の保全･創出
みどりと水辺の保全･創出に関する情報提供

基本的考え方

・ 新宿区の外周に沿った神田川、妙正寺川などの水辺とそれに連続するみどりをつなぎ、「水とみどりの環」として、都市に潤いを与えるみどりの骨格を形成していきます。また、新宿御苑周辺、落合斜面緑地などのまとまったみどりを「七つの都市の森」として位置づけ、みどりの保全･拡充を図っていきます。
・ 樹木や樹林などの貴重なみどりを保全するとともに、まちづくりを進める中で地域にみどりが広がるよう地域緑化を推進していきます。
・ 生き物が生息できるよう自然やそれに近い環境を保全･再生していきます。また、まちを歩く人が心地よさを感じられるよう目に見えるみどりを増やすとともに、神田川、妙正寺川などを自然と調和した水辺空間として整備し、水やみどりに親しめる環境づくりを進めていきます。

主な取組み

・ 公共施設の緑化、りっぱな街路樹づくりをはじめ、区民ふれあいの森の整備、玉川上水を偲ぶ流れの創出などにより公共空間にみどりの拠点と軸を創ります。
・ 区内に残された貴重な樹木、樹林等の保護をすすめるとともに、屋上、壁面等の新たな空間を緑化します。
・ 神田川と地域の拠点に、アユやトンボ等の生息できる環境づくりをすすめます。

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 道路の緑被率	区の総面積に対する道路の緑被地の割合	8.55%（平成17年度）	10.00%
2 緑被率	区の面積に対する樹木、樹林、草地、屋上緑地の割合	17.47%（平成17年度）	18.50%
3 保護樹木の指定本数	保護樹木に指定した総本数	1,014本（平成18年度）	1,100本

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	8.55	8.55			8.55	22年度調査予定（1回/5年調査）
	実績1②		8.55					
	③＝②／①	%	100.0					
指標2	目標値1①	%	17.47	17.47			17.47	22年度調査予定（1回/5年調査）
	実績1②		17.47					
	③＝②／①	%	100.0					
指標3	目標値1①	本	1,054	1,054	1,054	1,054	1,054	23年度100% 1,054本維持
	実績1②		1,054					
	③＝②／①	%	100.0					

所管部	みどり土木部

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	公共施設の緑化を推進することは区の責務です。また、民間緑化に対しては区が適切な支援を行っています。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	公園づくり、緑化、快適な道路、親しめる河川と、区民のニーズを踏まえた目標になっています。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	公共施設では区による緑化と区民との協働、民間施設では区による補助と支援により緑化を進めており、費用対効果の面から効果的･効率的です。
④目的（目標の水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	個別施策では当初目標をほぼ達成しています。保護樹木の指定では目標を大幅に上回る成果がでています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	公共、民間施設ともみどりの保全･創出･整備が計画通り進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		公共施設緑化での区民との協働、民間施設でのみどりの保全、創出が進むためには、区民等がみどりの重要性を認識し、意識向上を図ることが必要です。また、開発等での民有地の緑の喪失をいかに減らすかが課題です。水辺の親水化については、神田川ふれあいコーナーの内容について、区民と協議しながら検討することが課題です。
	改革方針		公共施設では、学校だけでなく、緑化を行っていないその他の区有公共施設で実施します。また、民間施設では、平成20年度は屋上、壁面緑化の助成制度を実施するなど緑化の拡充を図ります。水辺の整備では、河川や河川沿いの管理通路と公園を一体的に整備する「河川公園」の具現化を検討します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	公共施設では、学校のほか、庁舎等の区有公共施設5か所の緑化を実施しました。また、平成20年4月より、屋上等緑化助成制度を開始しました。 戸塚地域センター入口部水槽設置等検討委託を実施しました。
		課　題	区民ふれあいの森整備、玉川上水を偲ぶ流れの創出に際しては、地域との十分な意見交換が必要です。また、壁面緑化については、工法、効果についてより区民にPRすることが必要です。神田川ふれあいコーナーについては、展示･運営内容を確定し22年2月までに施設をオープンする必要があります。、
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	区民ふれあいの森整備、玉川上水を偲ぶ流れの創出に際して、区民との協働、シンポジウムの開催等に取り組みます。また、壁面緑化については、啓発パネル、パンフレット、区広報を活用してPRを図ります。 神田川ふれあいコーナーの、展示･運営内容を委託により検討していきます。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
55　区民ふれあいの森の整備	計画どおり	継続	186
56　玉川上水を偲ぶ流れの創出	計画どおり	継続	188
57　新宿りっぱな街路樹運動	計画どおり	継続	190
58　新宿らしい都市緑化の推進	計画どおり	拡大	192

計画事業名	総合評価	方向性	頁
59　樹木、樹林等の保護	計画以上	拡大	194
60　アユやトンボ等の生息できる環境づくり	計画どおり	継続	196

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	**Ⅳ**	持続可能な都市と環境を創造するまち
個別目標	**3**	**人々の活動を支える都市空間を形成するまち**

めざすまちの姿・状態

都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、都市の骨格となる道路・交通施設等を充実するとともに、歩く人にやさしい歩行空間や利用しやすい公共交通機関の充実したまちをめざします。

主な課題

・ 障害があっても、一人ひとりの個性や能力にあった自立した生活を行うことができる条件整備が求められています。また、新宿区では都市空間のバリアフリー化は進んできていますが、障害のある人が自由に行動するには、十分でありません。
・ 人々の活動を支えるための利用しやすい公共交通の整備や自転車等（自転車、原動機付自転車及び自動二輪車）の適正利用を支える都市環境の整備が求められています。
・ 新宿で暮らし、活動するすべての人々が快適に過ごすことができるよう、人と環境に配慮した道路施設の改善が求められています。
・ 都市機能の高度な集積に対応し、円滑なアクセスが可能な道路網の整備が求められています。
・ 高齢社会への対応や障害のある人の社会参加促進に向けて、誰もが自由に行動できる人にやさしい都市空間づくりが求められています。
・ 区内の交通事故件数は依然として高い水準にあり、道路交通環境の安全性向上が求められています。
　また、高齢社会の到来は、高齢者が交通事故に被害者としてだけでなく、加害者にもなるという問題を生み出しています。

行政の主な役割

・道路・交通体系の整備　　・安全な歩行環境づくり　　・道路・橋りょう・公園の維持・管理　・放置自転車対策等の推進
・公共施設のバリアフリー化の推進　　・関係機関との連携強化　・交通安全運動の普及・啓発　・交通安全施設等の整備

基本的考え方

・ 人々が利用する建物や公園、道路、公共交通機関など、区民の生活を取り巻く空間を、誰もが暮らしやすい「ユニバーサルデザイン」の考え方を基本としたまちづくりによって改善していきます。
・ 新宿駅及びその周辺の道路や公共施設等のバリアフリー化を推進し、国際的なにぎわい交流を創造する中心とし、魅力ある都市空間づくりを進めていきます。
　また、高田馬場駅周辺では、駅の出入口や周辺道路を誰もが歩きやすく、利用しやすい環境に整備するとともに、魅力とにぎわいのある駅前空間づくりを進めます。
・ 公共交通機関の利便性向上の促進、支援や交通結節点の整備による乗換えの円滑化など、公共交通の利用促進のための取組を進めます。
・ 自転車等の利用を支える環境を整備し、自転車等の適正利用を進めます。
・ 歩道の確保、幅員拡大など道路の環境改善を進めるとともに、自動車利用者、歩行者などあらゆる立場の人々への交通安全教育を強化します。
・ 幹線道路の拡充や交通需要の適切なコントロールなど、渋滞のない快適な道路交通ネットワークの形成を図ります。また、橋りょうの整備を進めます。
・ 人と環境に配慮した道路空間の改善を図り、歩行空間の確保と快適な空間の形成を進めます。
・ 区民、事業者の理解と協力のもとに、幅員4m未満の細街路を「新宿区細街路拡幅整備条例」の規定に基づき拡幅整備していきます。

主な取組み

・交通バリアフリーは、下落合駅のエレベーター設置補助を行いました。
・新宿駅周辺、高田馬場駅周辺、中井駅周辺については、それぞれの事業進捗に応じて、協議・調整等を進めました。
・地域活性化バスについては、21年度中の運行開始に向けた準備を進めました。
・都市計画道路の整備は補助72号線の用地取得を進めました。
・人にやさしい道路の整備では、景観向上、環境負荷の軽減を図る道路の改良を行いました。

成果指標

指標名	指標の定義	目標 19年度	目標 29年度
1 鉄道駅のバリアフリー化率	エレベーター又はスロープにより高低差が解消され、駅出入口からプラットホームまで、車いす利用者等が円滑に移動できる経路が1以上確保された鉄道駅の割合	67.40%	100%
2 放置自転車台数	駅周辺の道路上に放置された自転車台数	4，300台（平成18年10月）	2，395台
3 都市計画道路の完成率	区内の都市計画道路完成延長／区内の都市計画道路延長	58.0%（平成17年）	70%
4 道路の歩きやすさ満足度	安全で快適な歩きやすい道路だと感じる人の割合	17.30%	↗
5 細街路の整備	区細街路拡幅整備条例に基づく細街路整備状況	約28km 約7%（平成19年3月）	約94km 約24%

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	80	90	100	100	100	
	実績1②		71.4					
	③＝②／①	%	89.3					
指標2	目標値1①	台	3,693	3,234	2,911	2,620	2,620	毎年1割減
	実績1②		3,608					
	③＝②／①	%	97.7					
指標3	目標値1①	%						東京都により集計中
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①	%	17.3	20.6				新宿区区政モニターアンケートによる
	実績1②		20.6					
	③＝②／①	%	119.0					
指標5	目標値1①	km	6	6	6	6	毎年度6km	
	実績1②		6.08					
	③＝②／①	%	101.3					

所管部	都市計画部、みどり土木部

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	行政と事業者、区民や地元関係者と協働･協力し、必要な支援を行い、役割分担の中で事業を進めており、適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	目標設定は各事業の内容や期間により、区民ニーズや利便性の向上、社会状況等を踏まえ、適切に設定しました。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	各事業における調整を効果的･効率的に行うために、庁内検討組織や地元との協議会等を設けて進めています。また、効率的に事業を進めるため、必要な事業では委託等を行いました。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	放置自転車の数はほぼ目標値まで減少しており、細街路の拡幅整備も進んでいます。道路の歩きやすさ満足度も向上しており、各事業を通じて、全般的に目標は達成できたと評価します。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	鉄道駅のバリアフリー化は目標数値には達していませんが、各事業とも、それぞれ必要な調整･協議や事業実施を行いながら進めており、概ね計画どおりと評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		新宿･高田馬場･中井駅周辺整備はそれぞれの進捗状況･周辺状況に応じて、必要な協議･調整等を進行う必要があります。放置自転車対策や交通バリアフリー、人にやさしい道路整備については地元の区民の方や利用者との協働により事業を進める必要があります。都市計画道路の整備は未買収地の買収を完了させることが課題です。
	改革方針		駅周辺整備については、それぞれの課題解決に必要となる計画の策定や協議を行います。放置自転車対策･交通バリアフリー･人にやさしい道路整備は、それぞれ地元区民の方や協議会、関係事業者と協力し実施します。都市計画道路整備は地権者との交渉を進めます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	駅周辺整備は、実現化に向けた方策検討、整備計画策定、実行計画の見直しなどを行いました。放置自転車対策は地元区民の方との協力を積極的に行い道路上の駐輪場整備を進めました。交通バリアフリーは推進委員等とともに調査や意見交換を行いました。人にやさしい道路整備は次期整備地区を決定し地元関係者と協働で行っていくこととなりました。都市計画道路の整備は着実に用地買収を進めました。
		課　題	駅周辺整備は、それぞれの進捗状況に応じて、事業者と連携して着実な事業進捗を図り、また整備方針等の実現化のため引き続き関係者と協議を進める必要等があります。放置自転車対策は駐輪場整備をさらに進めるため、地域の区民の方々の理解を深めることが重要です。交通バリアフリーは利用者と事業者の相互理解を支援する必要があります。人にやさしい道路整備は整備手法の方向性を決定する必要があります。都市計画道路の整備は未買収地を買収することが課題です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	駅周辺整備は必要な整備計画を策定し、着実な事業進捗のため、鉄道事業者、地元、区との間でさらに行政協議や検討を進めます。放置自転車対策は、引き続き駐輪場の整備と啓発活動を行います。交通バリアフリーは利用者と事業者の意見交換を行い、よりよいものとなるよう努めます。人にやさしい道路整備は、地元と調整を進め、整備手法をまとめます。都市計画道路の整備は第Ⅱ期区間の全線開通のため、未買収地の買収と工事を推進し、第Ⅰ期区間の事業計画を明確化します。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
61　ユニバーサルデザイン･ガイドラインの策定と推進	計画どおり	継続	198
62　交通バリアフリーの整備推進	計画どおり	継続	200
63　新宿駅周辺地区の整備推進	計画どおり	継続	202
64　高田馬場駅周辺の整備促進	計画どおり	継続	204
65　中井駅周辺の整備推進	計画どおり	継続	206
66　自転車等の適正利用の推進	計画どおり	継続	208

計画事業名	総合評価	方向性	頁
67　地域活性化バスの整備促進	計画どおり	継続	210
68　都市計画道路の整備（補助72号線）	計画どおり	継続	212
69　人にやさしい道路の整備	計画どおり	継続	214
70　細街路の整備	計画どおり	継続	216
71　まちをつなぐ橋の整備	計画どおり	継続	218

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	**Ⅴ**	まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち
個別目標	**1**	**歴史と自然を継承した美しいまち**

めざすまちの姿・状態

まちなみや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、みどりや水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちの実現をめざします。

主な課題

・ 景観をそれぞれの地域が有する資源と捉え、地域特性に応じた良好な景観を守り、育て、次世代に受け継いでいくことが求められています。
・ 経済効率のみを重視した建築行為等によって個性的なまちなみが損なわれる事例が増加しています。

行政の主な役割

良好な景観づくりの情報提供
良好な景観づくり施策の展開

基本的考え方

・ 地域特性に応じたきめ細やかな単位での景観誘導や多様な主体との連携により、景観まちづくりを進めていきます。

主な取組み

・ 東京都と協議を行い、景観法に基づく景観行政団体となりました。
・ また、区民会議や、景観まちづくり審議会を活用し、パブリック・コメント等の手続きを経て、区民や専門家の意見を踏まえて、景観法に基づく景観計画を策定しました。さらに、景観事前協議を行い、良好な景観形成を推進しました。
・ 地域の景観特性に基づく区分地区の指定を行いました。

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 地域の景観特性に基づく区分地区策定面積	地域の景観特性に基づく区分地区の策定面積	0ha	200ha（区の面積の約1割）
2 景観に対する区民意識	まちなみや景観が良いと感じる区民の割合	28.1%	⇗

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	ha	40	10	10	10	70	平成23年度に70ha
	実績1②		193				193	
	③＝②／①	%	482.5				275.0	
指標2	目標値1①	%	28.1	40.4				新宿区区政モニターアンケートによる。
	実績1②		40.4					
	③＝②／①	%	143.8					

所管部	都市計画部

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	地域の景観特性に基づく区分地区指定は、区が景観法や景観まちづくり条例に基づき定めるものであり、区民の生活に資するまちなみや景観を形成することに、区が積極的に関与することは適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	区分地区策定面積や、景観に対する区民意識を目標とすることは、現在のまちなみや景観を維持し、受け継いでいくという景観行政を推進する上でも適切であると評価します。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	区分地区指定等を含む景観計画の策定に関わる作業は、地域住民、事業者の意向を踏まえ、かつ東京都や周辺区と連携しながら効率的に進められており、費用は効率的に使用されています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	地域の景観特性に基づく区分地区の指定については、計画の目標値を上方修正しており、また景観に対する区民意識も高まっていることから、目的の達成度は高いといえます。
総合評価	■ 計画以上に進んでいる □ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	地域の景観特性に基づく区分地区については、計画以上の指定をすることができました。また景観に対する区民意識も高まっています。これらのことから、良好な景観の形成に対する成果は得られていると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		総合計画との整合性を図りながら、景観計画素案を取りまとめました。景観行政団体となって、この素案を法定の計画としていくためには、パブリックコメント制度などで住民の意見を聞くほか、周辺区との整合性も図りながら、きめ細かく策定していく必要があります。
	改革方針		総合計画との整合性を図りつつ、特に地形や土地利用の歴史を充分に踏まえ、今後の景観まちづくりを効果的に誘導していくための景観計画を策定していきます。そのためにも平成20年度中に景観行政団体となるよう取り組んでいきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	総合計画との整合性を図り、パブリックコメント制度などで住民の意見を聞き、東京都や周辺区との整合性も図りながら、景観まちづくり計画を計画予定よりも早く策定しました。
		課　題	現在の景観やまちなみを維持し、よりよいものとしていくために、景観計画の円滑な運用を実施する必要があります。特に、区独自の施策である景観事前協議については、景観法に基づく諸制度を整合性を取りながら、必要な見直しを行い、実施する必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	景観計画の円滑な運用を実施します。特に景観事前協議制度については、景観法による行為の届出制度と併せて効果的な運用を実施するとともに、協議の効率化と、きめ細かな景観誘導を行うことができるよう、提出書類や協議方法などの運用について、必要な見直しを行います。また、地域の景観特性に基づく区分地区指定については、対象面積の拡大や地区の追加を図ります。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
72 景観に配慮したまちづくりの推進	計画以上	継続	220

計画事業名	総合評価	方向性	頁

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	**Ⅴ**	まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち
個別目標	**2**	**地域の個性を活かした愛着をもてるまち**

めざすまちの姿・状態

地域の個性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着がもてるまちをめざします。

主な課題

・ 区民の生活者としての視点に基づくまちづくりを進めていくため、区民が能動的、自発的に地域のまちづくり活動に参画できるしくみが求められています。
・ 地域の個性や魅力を活かしたまちづくりを検討していくため、まちに関わる多様な主体の参画とともに、勉強会の開催や専門家の派遣などの支援を行う必要があります。

行政の主な役割

都市基盤の整備促進
地域個性を活かしたまちづくりへの支援
住民主導によるまちづくりへの支援

基本的考え方

・ 地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、住民主導による地域の個性を活かしたまちづくりを進めていきます。

主な取組み

・地域特性に沿ったまちの将来像の実現を目指すものである地区計画制度を活用した、地域主体のまちづくりを推進しました。
・2地区で地区計画策定を行い、1地区で地区計画変更を行いました。
・地区計画が策定されている地区では、地区計画届出審査によりまちづくりを推進しました。

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 地区計画等策定面積	地区計画等の策定面積	101.5ha（平成19年10月）	区の面積の約5割の区域（911ha）
2 地域特性を踏まえたまちづくり	地域の土地利用の特性を踏まえたまちづくりが行われていると感じる区民の割合	10.1%	⇗

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	ha	141.5	201.5	301.5	401.5		
	実績1②		107.0					
	③＝②／①	%	75.6					
指標2	目標値1①	%	10.1	21.8				新宿区区政モニターアンケートによる
	実績1②		21.8					
	③＝②／①	%	215.8					

所管部	都市計画部

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	地区計画については、区が都市計画決定で定めることから、積極的に関与することが適切と評価します。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	現在、区内には地区計画ではなく、まちづくり方針等によりまちづくりを進めている地区が3地区約52haあります。今後は、こうした目標水準の実績値に反映されない地域をどのように目標に反映していくか検討する必要があります。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	地区計画の策定やまちづくりの推進に関わる作業は、住民を主体として効率的に進められ、費用は効果的に使用されています。
④目的（目標水準）の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	平成20年度の地区計画策定面積は約5.5haです。しかしながら、来年度の地区計画策定に向け作業を着実に進めたほか、目標水準の実績値に反映されない地区計画変更（約7ha）を行いました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	2地区で地区計画策定を行い、1地区で地区計画変更を行いました。また新宿六丁目西北地区及び神楽坂地区で地区計画届出審査を行いました。さらに、地区計画ではなくまちづくり方針等によりまちづくりを進めている地区で支援を行ったことに加え、3地区で来年度の地区計画策定の手続きを進めました。地域特性を踏まえたまちづくりが行われていると感じる区民の割合も増加しています。このため事業全体を通し、地域主体のまちづくりを推進する成果は得られていると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		地域特性を活かしたまちづくりを推進していくためには、地区計画制度の活用が有効です。その上で、任意のまちづくり構想やガイドライン等を活用した方がふさわしい地域もあります。こうした実情を踏まえ適切な制度を選択しながら、柔軟にまちづくりを推進していく必要があります。
	改革方針		現在、多くの地区でまちづくり活動が展開されています。また、新たな地区におけるまちづくりの相談も予想されます。今後は、地域の課題にきめ細かく対応し、地域住民との協働によるまちづくり活動を積極的に支援していくため、地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進に引き続き取り組んでいきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	地区計画届出審査によりまちづくりを推進しました。また、まちづくりに関する地域住民の気運に応じて、地区計画策定業務委託やまちづくり相談員派遣などにより、地区計画策定に向けた支援を行いました。
		課　題	地域特性を活かしたまちづくりを推進していくためには、地区計画制度の活用が有効です。その上で、任意のまちづくり構想やガイドライン等を活用した方がふさわしい地域もあります。こうした実情を踏まえ適切な手法を選択しながら、柔軟にまちづくりを推進していく必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	住環境の保全とまちの安全性の向上、環境と調和した潤いある市街地の形成など地域の課題解決に向け、地区計画等のまちづくり制度を活用し、区民との協働によるきめ細かな土地利用を誘導していきます。また、想定地区以外の地区についても、地域に積極的に地区計画策定を働きかけていきます。なお、地区計画ではなく、まちづくり方針等によりまちづくりを進めている地区があるため、こうした地域をどのように目標に反映していくか検討する必要があります。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
73 地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進	計画どおり	その他	222

計画事業名	総合評価	方向性	頁

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	**V**	まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち
個別目標	**3**	**ぶらりと道草したくなるまち**

めざすまちの姿・状態

歩くことが楽しくなるまちづくりを進めるとともに、誰もが安心して利用できる身近な公園や広場を充実させ、地域に住む人だけでなく新宿を訪れる人にとっても、歩きたくなり、ふと立ち寄りたくなる魅力ある楽しいまちをめざします。

主な課題

・ 新宿に住み集う人が潤いとやすらぎを感じながら散策できるよう、また、多くの人が集いにぎわう新宿駅周辺を誰もが快適に歩くことができるよう、歩行者空間を整備していくことが求められています。
・ 新宿区の公園は画一的な整備内容のものが多く、また、施設が老朽化し、利用しやすさにおいて課題があると思われる公園があります。今後は誰もが利用しやすく、区民が誇れる地域の公園として整備･管理･運営していくことが求められています。
また、都市の基幹となる公園の拡充が求められています。
・ 多くの人が集い訪れる魅力とポテンシャルのある新宿では、まちを新たな都市空間として活用していくための取組やしくみづくりが求められています。

行政の主な役割

道路･交通体系･公園の整備　　魅力的な歩行環境づくり　　公園･道路の維持･管理
まちの「広場的利用」の推進　　関係機関との連携

基本的考え方

・ みどりと潤いのある散策路や安全な歩行空間を整備するとともに、新宿駅周辺における歩行者ネットワークを整備し、誰もが歩きたくなる歩行者空間を充実していきます。
・ 地区の公園を、誰もが楽しく、快適に利用できるよう整備を進めるとともに、改修の際の計画案づくりや維持管理を地域住民と協働で行うことにより、地域の特色を活かした、区民が愛着を持てる公園づくりを進めます。
　また、都市の基幹となる公園の整備を進めます。
・ 道路空間、公園、公共施設、公開空地などの、オープンスペースを、区民の生活や活動の場（地区の庭）として、また多くの人が集まり、交流し、活躍できる場として、環境整備やしくみづくりを行い、まちの「広場的利用」を推進します。

主な取組み

・ まちの記憶や水とみどりを活かした散歩道や案内施設を整備し、誰もが歩きたくなる道づくりを進めていきます。また、健康いきがいづくりのためのウオーキングコースを設定します。
・ 誰もが利用したくなる公園を目指して、公園づくり基本計画を策定するとともに、地域住民との協働により魅力ある身近な公園整備を進めていきます。

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 歩行系道路の整備状況	1平方キロメートルあたりの歩行系道路の整備延長	1,198m/km²（21,840m/18.23km²）	1,290m/km²（総延長＋1,670m）
2 区民一人当たりの公園面積	供用中の公園面積／（住民基本台帳人口+外国人登録人口）	3.83㎡（平成19年4月）	3.9㎡（公園全体の面積2ha増）
3 公園サポーターが登録している公園比率	公園サポーターの登録がある公園の数／全区立公園数	40%（171園中70園）	60%（171園中103園）
4 公園利用者満足度	公園の利用に関して満足している区民の割合	55.9%	↗

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	m	550	550			550	21年度100%
	実績1②		250					
	③＝②／①	%	45.5					
指標2	目標値1①	㎡	3.84	3.84	3.85	3.86	3.86	毎年度100%
	実績1②		3.79					
	③＝②／①	%	98.7					
指標3	目標値1①	%	45	46	47	48	48	毎年度100%
	実績1②		45					
	③＝②／①	%	100					
指標4	目標値1①							公園づくり基本計画策定後、実施予定
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	みどり土木部

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	行政として、地域住民と協働で行うことにより、地域の特性を活かした整備を行い、役割分担の中で適切に事業を進めました。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	目標設定は、区民のニーズや利便性の向上を考慮し、適切に設定しました。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	関係機関との調整を行い、他の事業と連携した整備や、既存ストックの有効利用により、整備の重点化が図られる等、効率的に事業を進めました。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	一部目標値に達成していないものの、整備は確実に進展しているため、総合的には目的を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	各事業を通じて、適切な目標設定のもと、効率的な事業展開が図られたため、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		散歩道やウォーキング整備は、引続き関係機関と調整していく必要があります。通称名の選定については、区民から多くの意見を取り入れる工夫が必要です。公園づくり基本計画は、多様化する区民ニーズや利用形態に対応するため、地域の意見を取込みながら進めていく必要があります。
	改革方針		通称名の選定は、学識経験者の参加のもと公募等を行い、応募された通称名の路線数を踏まえ、選定数の拡大を視野に入れて検討していきます。公園づくり基本計画は、パブリックコメント等により広く区民の意見を取込み、地域の特性を活かした計画を検討していきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	散歩道整備は引続き実施し、通称名の選定は検討委員会の委員の選定や、通称名選定基準（案）や募集要項（案）等を策定しました。公園づくり基本計画は基礎資料となる現況調査等を、町会・地区協議会委員・利用者へのアンケート調査により実施しました。
		課　題	地域の利用者の視点に立ち、まちの特性を活かした整備を進める必要があり、歩くことが楽しくなるようなまちづくりを進めるとともに、誰もが安心して利用できる身近な公園を充実させる必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	散歩道整備は地域の意見を取入れる等、自然やまちの文化・歴史を身近に感じ、歩くことが楽しくなるような整備を進めます。通称名の選定は、公募を行い、地域に親しまれ愛される名称を選定し、通称名板の整備を行います。公園づくり基本計画は、地区協議会への方針の提案やパブリックコメントを実施し、広く区民の声を取入れ、地域の特性を活かした誰もが利用しやすく、区民が愛着を持てる公園づくりの基本計画を策定し、事業を推進していきます。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
74　歩きたくなる道づくり	計画どおり	継続	224
75　魅力ある身近な公園づくりの推進	計画どおり	継続	226

計画事業名	総合評価	方向性	頁

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	Ⅵ	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち
個別目標	1	**成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち**

めざすまちの姿・状態

新宿区には、豊かな伝統や歴史が息づき、多様な文化が育まれてきました。また、新たな最先端の文化も生み出されています。これらの文化を広く発信していくまちをめざします。

主な課題

・新宿には由緒ある名所・旧跡、著名な文豪、画家、文化人の足跡など、様々な貴重な文化・歴史資源があります。まちへの愛着と誇りが育み、新たな文化を創造していくため、文化・歴史資源を発掘、整備し活用していくことが必要です。
・文化の創造や、文化を支える人材の育成・活用など、ソフト面の環境整備が必要です。
・区民が文化・芸術に触れる機会を拡げるためには、文化・芸術に関する情報を幅広く、的確に、効果的に共有し、発信、提供していくことが求められています。
・区民が享受者としてではなく、表現者として、また愛好家や支援者として、文化・芸術の一翼を担うことができるような仕組み作りが求められています。

行政の主な役割

文化・芸術に関する活動の支援と情報の発信を行うとともに、歴史や伝統文化の保存と継承の支援をしていきます。また、区内で、区民、地域団体、学校、企業等の文化芸術活動の担い手が自主的に活発な活動を行なっていくための、基本的な指針となる条例の制定や、これに基づく文化芸術振興の仕組みづくりを担います。

基本的考え方

・地域の誇りや愛着を育むために、地域にゆかりのある文化人や地域に埋もれている歴史や文化財などを掘り起こし、保存し、伝えていく仕組み作りをしていきます。
・専門家や愛好家などによる価値ある文化、生活情報を広く区民に発信、提供していくしくみやネットワークづくりをしていきます。
・様々な文化、芸術に触れあう機会や体験を通じて、子どもたちをはじめとした次代を担う人材を育成し、文化の継承、発展を図っていきます。

主な取組み

1.佐伯祐三アトリエについて地域の参画を得て整備公開方針を決定し、これに基づく取組みを進めた。2.夏目漱石を情報発信するイベントを2つ実施した。3.地域のお宝情報を年間を通して募集し、情報発信イベントを実施した。4.文化体験プログラムを子どもから大人向けまで全21種を通年で実施した。5.新宿区全体で文化芸術の振興を図っていくための指針として、(仮称)文化芸術基本条例の制定に向けて文化芸術を実践する13名の委員から成る懇談会を立ち上げ、検討を実施した。

成果指標

指標名	指標の定義	目標 20年度	目標 29年度
1 歴史資源の整備・活用状況	区が整備・活用を行う文化・歴史的資源 (平成19年度実績：0件)	↗	↗
2 区の伝統文化や文化財への関心度	区の伝統文化や文化財への関心の有無や深さ (平成19年度実績：69.9％)	↗	↗
3 文化芸術活動の状況	文化芸術の鑑賞や創作、表現活動など、文化芸術に触れる機会がある区民の割合 (平成19年度実績：70.7%)	↗	↗
4			

達成状況

		単位	20年度(現状)	21年度(目標)	22年度(目標)	23年度(目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	件	↗	↗	↗	↗	↗	区有でない文化歴史資源もあるため、予め目標値を設けることは困難
	実績1②		0					
	③＝②／①	%	—					
指標2	目標値1①	%	↗	↗	↗	↗	↗	平成20年度区政モニターアンケート(第4回)より
	実績1②		68.2					
	③＝②／①	%	—					
指標3	目標値1①	%	↗	↗	↗	↗	↗	平成20年度区政モニターアンケート(第4回)より
	実績1②		56.8					
	③＝②／①	%	—					
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	地域文化部

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区内の貴重な文化歴史資源の復元･整備･活用や、新宿区全体で、文化芸術振興を図っていくための基本方針の制定や仕組みづくりについては、民間では難しく、区の負担や区が条例を制定すること等により実現していくことは、適切であると言えます。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	文化歴史資源については区有でないものもあり、目標値の設定が困難です。また、文化芸術活動状況についても、測定根拠となる区政ﾓﾆﾀｰｱﾝｹｰﾄの19年度基準値についても複数年の平均値とする等、改善の余地があります。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	歴史文化資源の整備活用や文化芸術振興の指針や仕組み作りを行うためには、高度な専門性やﾈｯﾄﾜｰｸを持つ個人、団体等と連携が必要です。学識経験者や芸団協等との連携により、効果的･効率的な施策の推進が図れたと判断します。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	視点②のとおり、指標自体に改善の余地があること、事業の進行は概ねｽｹｼﾞｭｰﾙどおりであったこと、個別事業においては、事後ｱﾝｹｰﾄで満足度は非常に高かったこと等から、指標の達成度については不十分ですが、目的の達成度は高いと判断します。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	指標は達成できませんでしたが、視点②のとおり指標自体に改善の余地があること、視点④のとおり目的の達成度は高いと判断できたこと、いずれの事業も区民や地域団体と連携して、役割分担を明確にしながら実施したこと等から、協働の視点や、効果性･効率性の観点も踏まえ、概ね計画どおりに進行していると評価できます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		区内には多くの文化歴史資源が残されていますが、保存や活用方法等が十分でないものがあります。また、新宿区全体で文化芸術の振興を図っていくため、区民、地域団体、学校、企業、行政等がそれぞれ文化芸術の担い手として、主体的に活発な活動ができるようにしていく必要があります。
	改革方針		区内には様々な文化歴史資源の中には、全国的に重要なものもあり、保存、活用、発信等に当たり、広く意見を聴くとともに、積極的に情報発信も行っていきます。 また、新宿区全体で文化芸術の振興を図るため、その指針となる条例を制定することとし、広く文化芸術活動を行なっている方々の意見を聴きながら、取組みを進めていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	佐伯祐三ｱﾄﾘｴの整備･活用については、庁内ﾜｰｷﾝｸﾞを3回実施し、課題の論点を整理するとともに、地域住民を中心に23名からなる検討会を5回実施し、方向性をまとめました。また、(仮称)文化芸術基本条例の制定に当たり、区民、団体代表、有識者等13名からなる懇談会やその専門部会を立ち上げ、年度内は4回開催し、検討を進めました。その他、ｲﾍﾞﾝﾄ等に当たり、芸団協やNPO法人漱石山房等の地域団体と連携して実施しました。
		課　題	区内の文化歴史資源は多様であり、文化芸術活動の担い手も非常に多彩です。文化歴史資源を整備･保存･活用したり、文化芸術活動を更に活性化していくためには、機会を捉えて、区民、地域団体、学校、企業、専門家等の意見を更に広く聴き、連携を深めていくとともに、情報発信を強めていくことが必要です。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	文化歴史資源の保存、活用や(仮称)文化芸術基本条例の制定に当たり、広く区民等の意見を聴きながら取組みを進めてきましたが、条例については、条例素案や懇談会報告書等をﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄに付して、更に幅広く意見を聞いていきます。また、地域団体等と連携して小冊子、ホームページ、ｲﾍﾞﾝﾄ等による情報提供や発信を強化して、成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち･新宿を広く情報発信していきます。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
76　文化･歴史資源の整備･活用	計画どおり	拡大	228
77　地域のお宝発掘	計画どおりでない	改善	230

計画事業名	総合評価	方向性	頁
78　文化体験ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの展開	計画どおり	改善	232

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	Ⅵ	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち
個別目標	2	**新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち**

めざすまちの姿・状態

新宿の持つ歴史と異種産業の混在集積した都市特性とを活かし、活気ある産業を呼び起こし、新宿ならではの新たな産業を生み出していくとともに、企業の事業活動拠点としても魅力的なまちをめざします。

主な課題

・ 特定地域に集積する特徴ある産業や、伝統や文化を担う業種などの競争力を強化し、地域の特性に合わせた産業として支援していくことが求められています。
・ 異種産業の融合は新しい産業を生む潜在力となっています。それらの異種産業間の交流の機会をより多く提供することが必要です。
・ 情報産業、ファッションやアート産業、伝統産業・地場産業等の創造性を活かした新しい試みを支援していくことが求められています。
・ 地域の特性を活かしたまちの活性化や地域が抱える課題をビジネスの手法により解決していくしくみづくりが求められていま

行政の主な役割

産業の活性化のための基盤整備
創業・起業・就業の支援
異業種交流の促進
産業に関する情報提供

基本的考え方

・ 伝統産業・地場産業における技能の保存、継承、発展に努め、文化、芸術との連携のしくみづくりを支援します。
・ 新宿の持つ歴史と異種産業の混在集積した都市特性を活かした新しい産業の創造、起業を支援します。
・ 伝統産業・地場産業や個性的な文化・観光産業などを、新たな創造型産業として振興を図ります。
・ 空き店舗の活用など商店街の活性化や地域のニーズに対応したコミュニティビジネス※の育成を図ります。
・ 学校、企業、地域などと連携して、産業を支える創造的な人材、マネジメント能力のある人材を育成するとともに、若者の就業・創業を支援し、雇用の安定を図ります。
・ 新宿区のこれからの産業振興にあたって欠かせない、「賑わい産業」の大きな核である「文化創造産業」の誘致・育成・振興を図るための施策を展開していきます。
・ 新宿の文化、観光の振興のために誘致してきた吉本興業、宝塚造形芸術大学、芸能花伝舎との連携を軸に、新たな新宿の文化、観光産業を育成することを目的に、「ビジターズ産業（賑わい産業）」の活性化を図る「（仮称）新宿文化ロード」を創出していきます。

主な取組み

・文化創造産業の誘致・育成・振興にむけた取組み
・新宿文化ロードイベント
・文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援
・中小企業向け融資制度

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 創業資金の融資件数	中小企業向け創業資金の融資件数の実績	43件（平成18年度）	約50%増 60件
2 情報技術活用促進資金の融資件数	中小企業向け情報技術（IT）活用促進資金の融資件数の実績	10件（平成18年度）	約3倍 30件

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	件	60					
	実績1②		68					
	③＝②／①	%	113.3					
指標2	目標値1①	件	30					
	実績1②		5					
	③＝②／①	%	16.7					

所管部	地域文化部

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	産業の活性化や新たな産業の創出を目標としており、行政が主体となって担うべきものだと考えられるため、適切です。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	様々な事業を実施しており、融資件数の目標だけでなく、視点をかえた目標設定も必要です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	事業が多岐にわたるため、各事業担当間で情報の共有を図り、効果的･効率的に事業を進めました。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	情報技術活用促進資金の融資件数については、前年度と比較して減少していますが、創業資金の融資件数については、すでに29年度目標を達成しており、全体としての達成度は高いと評価できます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	目標設定に課題がありますが、各事業の進捗状況は順調であり、全体として計画どおりに進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		事業が多岐にわたるため、全体としての情報の共有や各事業の連携を図っていく必要があります。
	改革方針		事業間の連携や情報の共有化を図ります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	各事業担当で情報交換を行い、事業内容や進捗状況の把握に努めました。
		課　題	各事業は積極的に進められており、指標目標も達成しています。一方で、個々の事業の達成状況にとらわれ、活力ある産業の呼び起こしという視点にかけるため、この点を全体の共有意識として持つことが課題です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	各事業間でより一層の情報共有に努め、可能な部分は連携を行うなど効果的･効率的な運営に努めます。また、情報共有を図るなかで、全体としての課題を発見し活力ある産業の推進を図ります。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
79　文化創造産業の誘致	計画どおり	継続	234
80　新宿文化ロードの創出	計画以上	継続	236
81　文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援	計画どおり	継続	238

計画事業名	総合評価	方向性	頁

個別目標評価シート　　（まちづくり編）

基本目標	Ⅵ	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち
個別目標	3	**ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち**

めざすまちの姿・状態

働きの場、学びの場、遊びの場としての多様な魅力を高めて、誰にも愛される魅力あふれるまち、区民が誇れ、新宿を訪れる人が繰り返し訪れたくなる交流とふれあいのあるまちをめざします。

主な課題

・ 観光情報の収集･提供、観光施策の企画･調査･実施など多様な主体の協力、連携による体制の整備が求められています。
・ 新宿にある豊富な魅力や文化･観光資源について、情報の収集･整理･共有･発信を進め、新宿の持つ魅力を再発見･再認識できる環境の整備が求められています。
・ 新宿が創造･発信している最先端の情報、歴史･文化資源、観光資源などを活かし、国内外の交流を推進していくことが求められています。
・ 文化･芸術や産業にかかわる団体、専門家、国、都、他区市町村、企業、NPOなどとの連携のあり方を検討していくことが求められています。
・ 日本を代表する繁華街、歌舞伎町は、映画館･劇場･飲食店･性風俗関連の特殊営業店が混在しており、暴力団や違法性風俗店の存在などにより危険な街歌舞伎町というマイナスのイメージが根強く残っています。このような歌舞伎町の持つマイナスのイメージをプラスに変え、まちの再生を図るために、官民合同の取組として歌舞伎町ルネッサンスの取組が行われています。この取組を着実に進めることにより、誰もが安心して楽しめるまちへと歌舞伎町を再生していくことが求められています。
・ 商店主の高齢化や空き店舗の増加などによる商店街の空洞化や消費者ニーズの多様化など商店街を取り巻く環境の変化への対応が求められています。
・ 戦後半世紀以上を経過し、戦争の悲惨さを直接に継承する人が少なくなっている中で、若い世代に平和の大切さの認識を一層深めていくことが大切です。
・ 区民の約1割が外国籍となる中で、言葉やコミュニケーションの問題等により、外国人が必要な行政サービスを十分に受けることができないケースがあります。外国人が区民として必要なすべての行政サービスが受けられる環境整備が必要です。
・ 区民として暮らす外国人が増加する中で、生活習慣の違いやコミュニケーション不足等により、外国人と日本人との間であつれきが生じるケースも見られます。外国人と日本人が互いに理解し合い、ともに暮らしやすい環境づくりに取り組むことが求められています。

行政の主な役割

歌舞伎町地区のまちづくり推進　多様な主体との連携促進や支援　観光案内制度の整備　観光情報の発信、観光資源情報などの環境整備　商店街への支援　国際･国内交流の推進　平和に対する意識啓発　外国人と日本人の相互理解の促進、支援

基本的考え方

・ 新宿の文化･観光資源を広く情報発信するため、関係機関と連携･協働して、PR体制の整備を進めます。
・ 多様性や懐の深さといった新宿らしさを十分に楽しめる観光資源、観光ルートなどを活用するための環境整備を進めます。
・ 国内、国外から多くの来訪者があるまちの特徴を活かして、来訪者間での、また来訪者と区民との文化交流などを支援し、ふれあいの場を提供していきます。
・ 地域の伝統産業に従事する専門技術者や芸術家との交流を促進して、付加価値の高い多種多様な新宿ブランド、地域ブランドの確立･発展を支援します。
・ 歌舞伎町において放置自転車対策の強化、置き看板の撤去･指導を行うとともに、年間を通じてシネシティ広場を中心に様々なイベントなどを行うことにより、歌舞伎町から新たな文化を創造し広く発信していきます。
　また、安全･安心の確保策や地域活性化の方策など、歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生するための対策について、地元や関係機関、有識者等からなる歌舞伎町ルネッサンス推進協議会と一体となって推進していきます。
・ 地域特性に合わせた、個性的で魅力ある商店街づくりを支援し、地域のコミュニケーションの場、ふれあいの場として、商店街の活性化を図ります。
・ 区民一人ひとりに平和の大切さ、尊さを再認識してもらうために、様々な機会で、平和意識の普及、啓発に努めていきます。
・ 情報提供の方法や内容の充実など外国人の行政サービス利用への支援を強化するとともに、多文化共生社会※の実現に向けた外国人と日本人のコミュニケーションの支援や相互理解を推進します。さらに、地域住民や活動団体のネットワークを強化し、主体的に事業を行えるよう支援します。

主な取組み

1　文化観光関係者からなる文化観光推進委員会の設置と「新宿の魅力を発信」する新たなしくみの検討、観光マップの作成、まち歩きツアーの実施等　2　商店街イベント事業補助金、空き店舗活用支援事業実施要綱の制定や公募･審査の実施等　3　歌舞伎町クリーン作戦による環境浄化･美化活動、大久保公園やシネシティ広場でイベント展開、歌舞伎町タウン･マネージメントの設立･運営、まちづくり誘導方針の改正　4　平和展、親と子の平和派遣事業、平和派遣報告会等の実施　5　新宿多文化共生プラザの運営、ネットワーク連絡会の開催など

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 観光マップ利用者数	観光マップの年間利用者数	37,370人（平成18年度）	50,000人
2 区内各商店会の加入店舗率	各商店会が新宿区商店会連合会に報告する商店会加入店舗数の割合	83.1%（平成18年度）	90%
3 しんじゅく多文化共生プラザを拠点とした外国人と日本人の交流の促進	しんじゅく多文化共生プラザの月平均の利用者数	利用者数 1,464人／月（平成18年度平均）	利用者数 1,876人／月

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	人	40,000	42,000	43,000	44,000		単年度ごとの水準
	実績1②		57,003					
	③＝②／①	%	142.5					
指標2	目標値1①	店舗	5,197	4,216	4,274	4,332		単年度ごとの水準
	実績1②		4,158					
	③＝②／①	%	80.0					
指標3	目標値1①	人	1,639	1,680	1,721	1,762		単年度ごとの水準
	実績1②		1,748					
	③＝②／①	%	106.7					

所管部	地域文化部･区長室･教育委員会事務局･総務部

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	本個別目標に掲げる「めざすまちの姿･状態」を実現していくためには、個別目標を構成する各計画事業において、多様な主体がそれぞれの役割を担っていくことが必要です。新宿の魅力の発信、歌舞伎町地区のまちづくり推進をはじめとして、各事業において行政や各主体は適切な役割を果たしており、サービスと負担の担い手は適切であると評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	本個別目標に掲げる「めざすまちの姿･状態」を実現していくために、新宿の魅力の発信や商店街活性化支援、多文化共生のまちづくりなど、概ね適切に目標が設定されていますが、歌舞伎町地区のまちづくりの推進においては、安全･安心なまちづくりを推進していく上で、新たな目標設定をしていくことが必要です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	個別目標を構成する各事業は効果的効率的に行われているものと評価しますが、観光情報の発信にあたっては、商業的な情報など、利用者から視て、より効果的な観光情報の取り扱いを検討していくことが必要です。また、空き店舗活用支援については申請件数の増加を図るPRに効果的に取り組むなどの課題があります。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	新宿の魅力の発信や商店街活性化の支援、歌舞伎町のまちづくりの推進、平和啓発事業の推進や地域と育む外国人参加の促進など、多くの取り組みが目的や目標水準を達成している状況であるため、達成度は高いものと評価します。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	左頁の主な取り組みに示すように、新宿のまちの多様な魅力を高めて、区民が誇れ、繰り返し訪れたくなるまちを実現していくために、着実にその取り組みは進めてきています。様々な取り組みを進める中では、観光における商業的な情報の取り扱いや歌舞伎町のまちづくりを進める上でのより効果的な目標設定、空き店舗対策における需要と供給を結びつけるPRのあり方など、課題が浮き彫りになった部分もありますが、取り組み全体としては「計画どおり進んでいる」ものと評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		新宿のまちの多様な魅力を高めて、区民が誇れ、繰り返し訪れたくなるまちを実現していくためには、年間を通して、新宿全体で、まちの持つ魅力を掘り起こし、創造･発信していく新たなしくみや情報発信のあり方を考えていくことが必要です。また、商店街の活性化の支援や、歌舞伎町のイメージアップ、タウン･マネージメントの仕組みづくりも検討していくことが必要です。さらには、戦後60年が経過する中で、平和の大切さの認識を一層深めていくことや、外国人と日本人が互いに理解しあい、ともに地域で生活できる環境を整備していくことが必要です。
	改革方針		文化･観光に関わる推進体制を整備し、施策間の連携を図り、新宿の魅力を発信できるしくみづくりを行います。また、魅力ある商店街づくりを進めるほか、空き店舗対策などの商店街の活性化支援に取り組みます。そして、歌舞伎町の総合的なまちづくりを進めるためのタウンマネージメント組織を確立や、多くの若い世代に平和の大切さを伝えるための平和啓発事業、外国人と日本人の相互理解を基本とした多文化共生のまちづくりに取り組みます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	上記の改革方針を踏まえ、文化観光情報の発掘･収集･発信など施策間の連携を図り、一元的に所管する組織として、文化観光国際課を設置するとともに、文化観光関係者からなる文化観光推進委員会で「新宿の魅力を発信」する新たなしくみの検討し、観光マップの作成などを行いました。また、魅力ある商店街づくりのための補助金交付や、空き店舗活用事業の創設、歌舞伎町のタウンマネージメント組織の整備などを行いました。さらには、より多くの人に参加してもらえるよう平和派遣報告会と映画会を一緒に実施するなど、各事業の取組みの中で、実施方法の見直しを図りました。
		課　題	「新宿の魅力を発信」する新たなしくみとしての（仮称）文化観光ビューローについては、設立に向けて、新宿区観光協会等の関係機関との調整が必要です。また、新宿の魅力を伝えるためには多言語による観光情報の提供や商業的な情報も取り扱っていけるようにしていくことが必要です。そして、歌舞伎町の更なるイメージアップや、空き店舗対策における需要と供給を結びつけるPRのあり方について検討していくことも課題です。さらには、より多くの若い世代に平和について考える契機となるパンフレットづくりなどの検討や、多文化共生を進めるためのネットワーク連絡会が主体的に活動が行える体制づくりが必要です。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	「新宿の魅力を発信」する（仮称）文化観光ビューローについては第一次実行計画にスケジュールに従い、その検討･準備を進めるとともに、商業的な情報も取り扱えるしくみとしていきます。また、観光マップは多言語化を図るよう見直します。そして、商店街活性化のためのモデル商店街（3商店街）の創出や空き店舗活用支援事業におけるPR活動、歌舞伎町のイメージアップに向けての情報発信力の強化や多彩なイベントの実施等の取り組みを進めていきます。さらに、新たに、平和マップを作成し、小中学校に配布するほか、多文化共生においては日本語学習や防災等、具体的なテーマに即した部会活動を活性化させるな等、現行の取り組みを基本としつつ、手段を改善し、その取り組みを強化していきます。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
82　新宿の魅力の発信	計画どおり	拡大	240
83　歌舞伎町地区のまちづくり推進	計画どおり	継続	242
84　商店街活性化支援	計画どおり	継続	244

計画事業名	総合評価	方向性	頁
85　平和啓発事業の推進	計画どおり	改善	246
86　地域と育む外国人参加の促進	計画どおり	継続	248

個別目標評価シート　　（区政運営編）

基本目標	**Ⅰ**	好感度一番の区役所の実現
個別目標	**1**	**窓口サービスの利便性の向上**

めざす区政運営

区政の主役は区民です。区は、基礎自治体として、区民生活を支えるため、区と区民の接点の拡充を図る必要があります。そのためには、区の施設の窓口だけでなく、区民生活の身近なところにおいても情報技術（IT）を活用した窓口サービスの整備を図ることで、窓口サービスの一層の向上をめざします。

主な課題

・ 多様なライフスタイルに対応できるように、夜間・休日における問合せへの応対や住民票の写し及び印鑑証明書の交付などを行い、窓口サービスの充実を図る必要があります。
・ また、区民の生活実態に着目し、区民生活の身近なところでも、区民の需要に応えられるきめ細かい行政を展開していく必要があります。

基本的考え方

・ コールセンターを設置し、土日・夜間も含め、電話により区政に関する簡易な問合せに対して回答するとともに、年度末などの繁忙期における休日窓口の開設、区税等のコンビニでの収納など、多様なライフスタイルに対応できるように、窓口サービスを充実していきます。
・ ホームページでの区政情報の提供を充実するとともに、電子マネーやインターネットバンキングを利用した電子決済システムなど新たな決済手段の研究など、ITを利用した区民サービスの充実に努めることで、利便性の向上を図ります。

主な取組み

・コールセンターの管理運営及びデータベース化したＦＡＱの充実を図っています。
・軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、個人住民税に加え、個人住民税・普徴督促分と後期高齢者医療保険料のコンビニ収納を20年度から開始しました。
・現行ホームページの調査・分析及び地域ポータル、情報プレートについての調査・検討を行いました。
・証明書自動交付機システムの設計・開発及び機器設置環境の整備を行いました。
・図書館資料へのICタグ貼付及び自動貸出機の全館設置を完了しました。

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 コールセンターの受付件数	コールセンターの受付件数（ホームページのＦＡＱ（よくある質問と回答）システムへのアクセス件数を含む）	コールセンター 平成20年3月開設	
2 証明書発行数に占める証明書自動交付機による証明書発行の割合	証明書発行数に占める証明書自動交付機による証明書発行の割合（住民票の写しの発行）	平成21年度稼動	

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	件	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000/年	毎年度100%
	実績1②		81,165					
	③＝②／①	%	90.2					
指標2	目標値1①	%		20	25	30	30	21～23年度に達成する水準
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	区長室･総合政策部･総務部･地域文化部･福祉部･健康部･教育委員会事務局

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区民の多様なライフスタイルをふまえ、自動交付機、コールセンター、コンビニ収納などサービスを担うにふさわしい手法･担い手により事業を遂行するものであり、適切であると評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	コールセンターの受付件数やコンビニ収納利用率等の向上は区民の利便性向上を示すものであり、目標設定として適切であると評価します。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	コンビニ収納における区民サービスの向上と納付促進の両立、地域ポータルにおける広告収入による自立的運営を目指していること、そして自動交付機の稼働率を高めることは、効率的かつ効果的であると評価します。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	図書館のICタグ、自動貸出機などは作業を完了し、コンビニ収納は予定の業務において開始し、その他事業についても次年度以降の段階に向け必要な準備を整えたことから、達成度が高いと評価します。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	窓口サービスの利便性を向上することに向け、適切に状況と目的をとらえ20年度に達成すべき事業を遂行しているため、総合的に見ても計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		閉庁している夜間･休日や区民のライフスタイルに対応した窓口サービスが不十分であることが課題です。区民がいつでも必要な情報を問合せたり調べることができ、時間にとらわれず各種料金の納付ができ、必要なサービスを受けられるよう利便性の向上を図ることが必要です。
	改革方針		区民に身近なところでITを活用した窓口サービスの向上を図っていきます。コールセンター、ホームページ、地域ポータルサイト、情報プレートなどでいつでもどこでも必要な情報を得られるようにし、24時間365日コンビニで各種料金の納付を可能にし、自動交付機で夜間･休日でも証明書を取得でき、図書館サービスを便利に利用できるよう事業を遂行していきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	コールセンターにおいては特に高齢者層への周知を図り活用を促しました。コンビニ収納においては後期高齢者医療保険料等へ対象事業の拡大を図りました。自動交付機、ホームページ、地域ポータルなどは有効な運用に向け調査･検討を実施しました。図書館においては図書館資料にICタグを貼付し自動貸出機を導入しました。
		課　題	コールセンターやコンビニ収納についてはさらなる周知強化により利用を促進することが課題です。自動交付機においては、稼動に向け進捗管理を徹底し、稼働後の利用促進を図ることが課題です。ホームページや多様なメディア活用においては、区民ニーズとともにITを巡る状況にも柔軟に対応しつつ、実現に向けた取り組みが必要です。図書館においてはＡＶ資料についての活用方法検討や機器の操作習熟等が課題です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	区民の多様なライフスタイルに応じた窓口サービスの充実のため、各計画事業において、計画どおり遂行するとともに、周知徹底を図り、実施体制等を区民の利用状況等に応じて見直しを図っていきます。また、コンビニ収納における対象事業の拡大を図るとともに、新たな電子納付手段についても導入を検討していきます。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
87 コールセンターの設置による多様なライフスタイルに対応した区政情報の提供	計画どおり	継続	250
88 コンビニ収納の活用	計画どおり	拡大	252
89 区政情報サービスの提供	計画どおり	改善	254

計画事業名	総合評価	方向性	頁
90 証明書自動交付機の導入	計画どおり	継続	256
91 図書館におけるICタグ及び自動貸出機の導入	計画どおり	継続	258

個別目標評価シート　　(区政運営編)

基本目標	**1**	好感度一番の区役所の実現
個別目標	**2**	**区民参画の推進と効果的･効率的な事業の遂行**

めざすまちの姿・状態

区は、施策の企画立案･実施･評価･改善の各段階への区民参画を、制度として確立します。
このことにより、区民に成果の見える効果的･効率的な区政運営をめざします。

主な課題

・ 施策の企画立案･実施･評価･改善の各段階へ区民が参画するための制度が十分に確立されていません。
・ 総合計画策定にあたり、新宿区基本構想審議会から、行政評価に新たに外部評価を組み込む「区民と専門家等によるチェックのしくみの創設」が提案されました。これを受け、区は総合計画を進行管理するしくみを、制度として確立していく必要があります。
・ 人員や予算などの限られた行政資源を、効果的･効率的に活用することが、区政運営の基本です。

基本的考え方

・ 施策の企画立案･実施･評価･改善の各段階への区民参画を進めるとともに、総合計画･実行計画の適切な進行管理を図るため、行政評価に外部評価のしくみを導入し、区政における施策形成過程の一層の客観性･透明性を高めます。
・ 区の財政状況と行政コストの内容を明確にするため、新たな公会計制度の検討を進めるとともに、行政評価結果を予算編成過程に反映することで、予算編成過程の透明性を一層高めていきます。
・ 行政内部の事務処理については、福祉情報システムや介護支援システムなど、すでに個別業務でITを利活用しています。今後は、個別業務システムの連携による情報の共有化や、データ検索･加工･分析などの職員のスキル向上を図り、IT利活用の効果を拡大していきます。

主な取組み

・ 行政評価については、外部評価の実施(2年め)及び第一次実行計画の評価に向けての準備
・ 区民意見システムの開発･導入
・ ITガイドライン案の作成･評価及びIT成熟度調査の実施

成果指標

指標名		指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1	区民意見を受けてから適正な期間内で処理できる割合	区民意見を受けてから2週間以内に完了した処理の、全体に占める割合	2週間以内に回答した割合 60% (平成18年度)	⇗

達成状況

		単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	80.0	80.0	80.0	80.0		
	実績1②		33.4					
	③＝②／①	%	41.8					23年度100%

所管部	総合政策部、区長室

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区民参画を制度として確立し、区民に成果の見える効果的･効率的な区政運営を目指すことは、行政の重要な役割です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	区民参画による効果的･効率的な区政運営のため、行政評価における外部評価の実施･手法確立、区民の意見の有効活用と迅速な対応、IT活用の推進は重要であり、適切な目標です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	行政評価での外部評価実施、区民意見の有効活用、IT利活用により、区民参画の推進と限られた行政資源の効果的･効率的活用を図ることができます。
④目的（目標水準）の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	区民意見への対応については、意見の多様化･複雑化に伴い、指標とした迅速さの面では達成度が低かったのですが、21年3月区民意見システムの開発が予定どおり完了たため、改善が見込まれます。行政評価については外部評価の精度が上がりましたが、IT利活用についてはガイドライン完成に至らず、全体としては達成度が低かったといえます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	行政評価制度においては外部評価の精度を一層高めることができました。区民意見システムの開発は予定どおり20年度完了し、今後、意見の区政への有効な反映が見込まれます。また、ITガイドライン策定作業と併せ、ITの調達･開発に係る支援体制の強化を図ったことで、全庁的なIT成熟度平均値は目標値を越える成果が得られました。 これらのことから、指標の達成度は低かったのですが、全体としては計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		行政評価手法の見直しの一環で設置された外部評価委員会は2年目を迎え、行政運営の意思決定サイクルの透明性を高めて進行管理していくツールとして、さらに活用していく必要があります。また、より区民満足度の高い区政運営を実現するため、区民からの意見の分析と施策への反映が求められています。事務改善や制度の見直しを一層推進するため、意見のデータベース化が課題です。事務事業の効率化にはITを更に利用していく必要があります。
	改革方針		行政評価については、内部評価と外部評価のスケジュール見直しや、評価の予算への反映についての工夫を図り、総合計画･実行計画の適切な進行管理を図ります。区民意見システムについては20年度中に開発、導入します。ITの利活用については企画立案･調達･運用評価･改善に関する考え方や手順の明確化を図ります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	行政評価については、全体のスケジュールを見直し、外部評価委員会の検討時間確保のための工夫や予算への反映についての検証を行い、精度向上を図りました。また、21年3月に区民意見システムを全庁に導入しました。IT利活用についてはIT成熟度調査結果とその外部評価を実施して、課題を明確化しました。
		課　題	行政評価については、内部評価の方法について、第一次実行計画の評価方法としての視点をもって見直していく必要があります。 区民意見システムについては有効活用が課題です。 IT利活用については企画立案･調達･運用評価･改善に係るガイドラインの充実を図る必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	行政評価については、第一次実行計画初年度評価結果及び外部評価委員の意見を踏まえつつ、行政評価を用いた総合計画及び実行計画の進行を管理する手法について、さらに精緻化を進めます。 区民意見については、システムの活用による意見への迅速な対応、意見の分析手法の研究を行うとともに、分析結果の予算要求や行政評価への活用方法の検討を行い、各課における運用開始に向けた準備を進めていきます。 ITの利活用については、ITガイドラインの評価･見直しとともに、ガイドライン研修を実施し、効率的で効果的な行政サービスの実現に寄与していきます。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
92　行政評価制度の確立	計画どおり	改善	260
93　区民意見の分析と施策への有効活用	計画どおり	継続	262
94　区政の効率性を高めるためのIT利活用の推進	計画どおりでない	改善	264

計画事業名	総合評価	方向性	頁

個別目標評価シート　　(区政運営編)

基本目標	**Ⅰ**	高感度一番の区役所の実現
個別目標	**3**	**分権を担える職員の育成と人事制度等の見直し**

めざすまちの姿・状態

分権時代にふさわしい政策形成能力を持ち、区民とともにまちづくりを担っていける職員を育成することで、地域の特性を活かした区民本位の区政運営をめざします。

主な課題

・ 区民が主体のまちづくりを進めていくためには、現場現実を重視し、区民の目線でまちの課題を発見し、創造性豊かな実効性のある政策を立案することのできる職員の育成が求められています。
・ 職員一人ひとりが常に、明確な目標と意欲を持って職務に従事するためには、組織目標と職員の個人目標とが一致するとともに、職員の意欲や能力、職務の実績が適切に評価され、人事給与制度に反映されるしくみが必要です。

基本的考え方

・ 区民の目線から地域の課題と需要を把握し、区が果たすべき役割を的確にとらえ、区民とともにまちづくりを推進することができる専門能力と意欲を持った職員を育成します。また、分権時代にふさわしい職員を育成するため、「新宿区人材育成基本方針」を見直し、取り組んでいきます。
・ 職員が持つ能力を引き出し、育成するとともに、職員の努力や業績を適正に評価し、その結果を任用･給与･配置管理等の処遇に反映させるなど職員の意欲向上と人材育成につながる職場環境づくりを推進します。

主な取組み

人材育成センター設置、人材育成アドバイザーを活用した職員フォローアップ制度の実施、研修体系の再構築
新宿自治創造研究所の運営、研究テーマの設定･調査、講演会･フォーラムの開催
目標管理型人事考課制度の実施、趣旨普及

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1 目標管理型人事考課制度による意欲向上率	アンケートで、新人事考課制度によって意欲が向上したと回答する職員の割合	平成19年1月制度開始 平成20年度給与へ反映 平成21年度調査実施予定	↑
2 自主研究グループ数	自発的に能力向上をめざし活動している自主研究グループの数	4グループ	↑
3 接遇応対力の向上度	職員の窓口応対の印象が「良い」と感じる人の割合	42.60%	↑

達成状況

		単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	-	50	-	70		アンケートは21年度と23年度の実施
	実績1②		-					
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①	グループ	5	5	6	6		
	実績1②		5					
	③＝②／①	%	100.0					
指標3	目標値1①	%	47	48	49	50		
	実績1②		40.5					
	③＝②／①	%	86.2					

所管部	総務部･総合政策部

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	組織を構成する職員の人事管理や人材育成、能力開発、また政策研究に関する事業であるため区が実施することが適切です。必要に応じて、学識経験者や民間のコンサルタントとも連携しています。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	研修実施の効果や職員の意欲の向上など、各事業の目的に沿い、かつ可能な限り数値で把握可能な指標であり、適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	職場内外で育成の機会を作り、学識経験者や民間のコンサルタントとの連携で民間の視点や先進自治体の事例を取り入れる一方、既存の資源（システム等）も活用しており、適切です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	自主研究グループ数は目標を達成しました。接遇応対力の向上度はやや低い達成度ですが、人材育成センター事業、人事考課制度の運用、新宿自治創造研究所の設置･稼動など、概ね事業計画どおりに実施しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	人材育成センターの開設とこれに伴う職員フォローアップ制度の構築、研修体系の再構築、新宿自治創造研究所におけるプロジェクトチーム編成と研究への着手、人事考課制度の整備や趣旨周知は計画どおり実施できました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		区民が主体のまちづくりのために、創造性が豊かで実効性のある政策を立案･実行できる職員の育成が必要です。具体的には人材育成センターの設置･運営、目標管理型人事考課制度の運用により、新宿区人材育成基本方針にも掲げた取組みを具現化していく必要があります。また、新宿自治創造研究所を設置し、政策研究の着手を確実に行う必要があります。
	改革方針		人材育成センターの活用による人材育成事業の構築、新宿自治創造研究所の設置と研究への着手、目標管理型人事考課制度の趣旨普及を実施します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	人材育成センターを活用した人材育成事業の構築や職員フォローアップ制度の設計、研修体系の再構築をしました。新宿自治創造研究所では組織を縦断したプロジェクトチームも発足し、研究に着手したほか、講演会や自主勉強会を開催しました。目標管理型人事考課制度については研修を継続実施し、実施要領の改正と手引き作成を行いました。
		課　題	人材育成センターを活用し、職場での人材育成や職員の主体的な能力開発を支援していくことが必要です。新宿自治創造研究所では、職員の政策形成能力向上の契機とするべく、研究内容等について、より一層情報発信していく必要があります。人事考課制度については、職員の育成という点における実効性を高めていく必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	人材育成センターを運営し、人材育成アドバイザーを活用した人材育成事業の実施や職員フォローアップ制度を中心とした職員育成事業を実施します。 新宿自治創造研究所では、職員を対象に研究所所蔵の図書についての貸し出しを新たに行うとともに、自治にかかる文献や先進事例等についての情報整理も行い、職員へ情報として発信します。 人事考課制度については、職員意識調査の実施により課題を抽出し、実効性を高める対策を打ち出します。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
95 人材育成センター開設による分権時代にふさわしい職員の育成	計画どおり	拡大	266
96 新宿自治創造研究所の設置による政策形成能力の向上	計画どおり	改善	268
97 目標管理型人事考課制度の推進	計画どおり	改善	270

計画事業名	総合評価	方向性	頁

個別目標評価シート　　（区政運営編）

基本目標	**Ⅱ**	公共サービスのあり方見直し
個別目標	**1**	**公共サービスの提供体制の見直し**

めざすまちの姿・状態

区民や地域団体、NPO、事業者など多様な主体が公共サービスの担い手として活動している中で、民間の柔軟性・多様性が十分活かされるよう、区との役割分担をさらに進めます。

区は、基礎自治体として、区民生活を支えるために、人員や予算等の限られた行政資源を、効果的・効率的に活用していきます。

主な課題

・ 区民や地域団体、NPO、事業者など多様な主体が、それぞれの特色や強みを活かした公共サービスの担い手になることが求められています。

・ 社会福祉事業団や生涯学習財団など、区の外郭団体はそれぞれの設置目的に基づいて、機動性や柔軟性、効率性等の優れた面を活かして活動しています。今後は、公共サービスを提供する主体の一つとして、新たな需要に対応していくために、類似した目的や内容を有する団体の再編・統合を検討するなど、経営改善に向けた見直しが必要になります。

・ 区税等の財源は、行政サービスを提供するために必要な費用であり、地方分権が進む中で基礎自治体の基盤をなすものです。適切な区税等の収入の確保を図るためには、収納率の一層の向上に努める必要があります。

・ 幼稚園などのように民間事業者と区が類似の事業を行っているものがあり、利用者の負担水準に格差のある場合があります。このように同種・類似サービスを提供する主体の違いにより利用者の負担水準に格差がある場合は、その格差を是正していく必要があります。

基本的考え方

・ 区民や地域団体、NPO、事業者など多様な主体と区との役割分担を明確にし、区民ニーズに的確に対応した公共サービスを提供していきます。

また、民間委託等による事業については、適切な進行管理を行っていきます。

・ 外郭団体は、公共サービスを提供する主体の一つとして、現在の事業が区民ニーズに合致したものか、設立当初の目的と乖離を生じていないかを検証するとともに、新たな需要に対応していくため、類似した目的や内容を有する団体の再編・統合を含めた見直しを検討していきます。

・ 区税等の財源について収納率の一層の向上に努めることにより、負担の公平性を確保し、基礎自治体※としての自主性・自立性を高めていきます。

・ サービスの提供主体の違いにより、利用者の負担水準に格差がある場合は、その格差を是正していきます。

主な取組み

児童館2所（早稲田南町・西新宿児童館）、シニア活動館1所（信濃町シニア活動館）、地域交流館2所（早稲田南町・西早稲田地域交流館）、図書館3所（戸山・北新宿・中町図書館）において条例の新設や事業者の選定などの指定管理者制度への移行準備を行いました。

また、既存の指定管理者の事業評価をそれぞれ実施しました。

成果指標

	指標名	指標の定義	基準 19年度	目標 29年度
1	指定管理者制度へ移行した施設におけるサービスの向上と維持管理経費の節減度	指定管理者制度へ移行した施設において、利用者がサービスの向上を感じる割合が増えるとともに、維持管理経費が節減できていることを把握する	各施設指定管理者の事業評価のデータによる	移行時は、経費が前年度を下回る。移行後は、利用者がサービスの向上を感じる割合が前年度を上回り、経費は前年度を上回らない
2	外郭団体の補助金収入依存度	自主的運営を図る	各外郭団体の収支計算書による	↘

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	円	0					20年度に指定管理制度へ移行した施設はありません。
	実績1②		0					
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①	%	―	18.7				前年度の実績＝翌年度の目標値
	実績1②		18.7					
	③＝②／①	%	―					

所管部	総合政策部･福祉部･子ども家庭部･教育委員会事務局

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区との役割分担を明確にして、区民や地域団体、NPO、事業者など多様な主体がそれぞれの特色や強みを活かし、区民ニーズに的確に対応した公共サービスを提供することは、担い手として適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	多様な主体が公共サービスの担い手として活動している中で、民間の柔軟性･多様性が十分活かされるよう、区との役割分担をさらに進めるために指定管理に関する目標設定は適切です。また、外郭団体の自主的運営を図るよう、補助金収入の依存度を低くしていく目標設定は適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	基礎自治体として区民生活を支えるために、公共サービスの提供体制の見直しを図り民間の柔軟性･多様性を活用していくことは、人員や予算等の限られた行政資源を活用していくうえで効果的･効率的です。
④目的(目標水準)の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	20年度の指定管理者制度導入は準備のみで、移行した施設はありません。 (19年度は2施設導入のうち、1施設は新設、1施設で20,681千円減額) 外郭団体の補助金収入は18.7%ですので、自主的運営は進んでいます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	児童館･シニア活動館･地域交流館･図書館は、条例改正を行い指定管理者制度導入の仕組みづくり及びそれに伴う選定作業など、指定管理者による管理への移行準備を計画のとおりに行いました。また、児童館･ことぶき館･保育園の用務業務の見直しも計画のとおり進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識(課　題)		児童館、ことぶき館、社会教育会館は少子高齢社会に対応した施設整備の方向性を示すとともに、より多くの区民が交流できる施設として機能転換を図り、図書館はサービスの拡充をします。その際には、柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るために、指定管理者制度を活用する必要があります。また、行政サービスを提供するため、区税等の収納率の向上に努める必要がほか、サービスを提供する主体の違いによる利用者の負担水準の格差を是正する必要があります。
	改革方針		事業の充実、施設の有効利用を行うため、民間のアイデイアを活かした柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図ることができる指定管理者制度導入に向けて、条例の改正及び事業者選定を行います。また、用務業務の見直しは、用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替えます。 また、私立幼稚園保護者の負担軽減を図るため、入園料補助金の補助額を増額します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	児童館2所、シニア活動館1所、地域交流館2所、図書館3所において事業者の選定などの指定管理者制度への移行準備を行いました。さらに、より効果的な指定管理者制度の活用を図るため、指定管理者制度の活用方針を新たにしたほか、指定管理者6事業者に対し、試行的に労働環境モニタリングを実施しました。保育園は用務業務職員の退職に併せ3園、大久保児童館･ことぶき館は用務業務職員の任期満了に伴い、それぞれ用務業務委託を導入しました。 また、20年度区税の収納率については、90%を超えており、私立幼稚園の保護者負担軽減補助金の増額も実施しました。
		課　題	柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るため、20年度の選定作業内容と選定した指定管理者の事業履行状況を確認しつつ、引き続き指定管理者制度の導入を進める必要があります。また、活用方針のその趣旨を関係課に周知するとともに、指定管理者制度の導入から5年が経過していることを踏まえ、指定期間の弾力化など運用上の共通課題の検討や、労働環境モニタリングに向けた調整を全庁的に行う必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他(制度改正等)
		内　容	指定管理者制度による効率的な施設管理を図るため、事業者選定を計画のとおり進めます。また、活用方針マニュアルを整備するとともに、全庁的な指定管理者制度検討連絡会を設置し、指定管理者制度の運用における課題等の検討や情報共有を行っていきます。また、指定管理者における適正な雇用関係の維持が、より質の高い公共サービス提供の基礎となることから、指定管理者へ労働環境のモニタリングも実施していきます。

個別目標を構成する計画事業

	計画事業名	総合評価	方向性	頁
98	あゆみの家における指定管理者制度の活用	計画どおり	継続	272
99	児童館における指定管理者制度の活用	計画どおり	継続	274
100	シニア活動館における指定管理者制度の活用	計画どおり	継続	276
101	地域交流館における指定管理者制度の活用	計画どおり	継続	278
102	図書館における指定管理者制度の活用	計画どおり	継続	280

	計画事業名	総合評価	方向性	頁
103	情報処理業務の外注化による専門性の活用	計画どおり	拡大	282
104	児童館･ことぶき館用務業務の見直し	計画どおり	継続	284
105	保育園用務業務の見直し	計画どおり	継続	286
106	学校給食調理業務の民間委託	計画どおり	継続	288

個別目標評価シート　　(区政運営編)

基本目標	**II**	公共サービスのあり方見直し
個別目標	**2**	**施設のあり方の見直し**

めざすまちの姿・状態

老朽化した施設や、役割を終えた施設については、建物の老朽度、維持管理費、修繕経費などを総合的に考慮し、施設の機能転換を図ります。そして、地域の施設需要に応えられる施設をめざすとともに、施設の効果的･効率的な活用、施設経費の抑制を図ります。

主な課題

・ ことぶき館･児童館･社会教育会館の持つ機能の転換を図り、少子高齢社会に対応した施設の整備の方向性を示すとともに、より多くの区民が交流できる施設として整備していく必要があります。
・ 多くの区民が交流できる施設が増加していく中で、施設の機能統合について、十分な検討を進めていく必要があります。
・ 新たな需要への対応と、施設経費の抑制が図れるよう、施設全体の配置計画を検討する必要があります。
・ 建物や道路･公園などの施設は、経過年数とともに老朽化しますが、計画的な大規模改修が十分でなく、設備の劣化等による不具合が目立ってきています。
・ 廃止となった施設で地域の需要がないものについては、財源確保の視点から、施設や土地の有効活用について検討する必要があります。

基本的考え方

・ ことぶき館を高齢者の社会貢献などの地域活動の場、介護予防などの健康の維持増進の場と位置づけるとともに、区民相互が交流できる場へと機能転換していきます。
　児童館の一部は、乳幼児や中高生等の居場所を整備するとともに、子育ての悩みや不安を相談できる体制と、要保護児童支援のしくみをもった施設として機能転換していきます。
　社会教育会館は、多様で多世代にわたる人づくりを進める生涯学習の場として、誰もが利用できる協働と自治の学びを進めるコミュニティ施設として機能転換していきます。
・ 新たな需要への対応と、施設経費の抑制が図れるよう、施設全体の配置計画を検討します。
・ 建物等の資産については、中長期修繕計画をたて、大規模改修工事を「予防保全」の考え方により実施するとともに、建設廃材の排出縮減、既存資源の有効活用、効率的な維持管理という観点から、長期活用を図っていきます。
・ 施設の再編･統廃合後は、地域において新たな需要が認められる場合は、施設経費の抑制が図れるよう、施設全体の配置計画の中で、跡活用を検討していきます。それ以外の場合は、機能統合、施設廃止を進め、財源確保のために有効活用していきます。

主な取組み

施設の効果的･効率的な活用について、各地区における施設活用検討会での検討及び方針決定
施設の機能転換（児童館･ことぶき館）による交流拠点の整備及び区民ニーズへ対応

成果指標

指標名	指標の定義	基準 19年度	目　標 29年度
1 集会室機能の稼働率	地域内の集会室機能をもった施設の稼働率 利用された区分数／延区分数	地域内の集会室機能をもった施設の実績による	前年度を下回らない
2 土地信託事業の運営による配当金	土地信託事業の運営による配当金	806,397千円（平成18年度）	⇗

達成状況

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	65.8	69.5				
	実績1②		69.5					
	③＝②／①	%	105.6					
指標2	目標値1①	千円	806,397					毎年基準金額よりＵＰ
	実績1②		1,307,242					
	③＝②／①	%	162.1					

所管部	総合政策部･区長室･総務部･地域文化部･福祉部･子ども家庭部･健康部･環境清掃部･都市計画部･教育委員会事務局

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	施設の機能転換や施設活用検討は、施設の行政需要や地域の声を聞きながら行政が担うべきものであり、担い手として適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	施設が地域の施設需要に応えられているかを図るうえで、集会室機能の稼働率増加の目標設定は適切です。また、施設が財源確保のため有効に活用されているかを図るうえで、土地信託事業の運営による配当金増加の目標設定は適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	集会室機能の稼働率を踏まえて地域の施設需要を捉え、施設の再編･統廃合･機能統合など、施設全体の配置計画の検討を進めることは効果的です。また、財産として有効活用していくことは効果的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	各地域内での交流の拠点となる集会室等の稼働率も増加し、土地信託事業の運営による配当金も上がっており、順調です。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	機能転換を実施するに当たり、建物の老朽度、維持管理費、修繕経費など施設経費の抑制を図りつつ、施設の整備を行いました。また施設の活用検討では、施設活用検討会を改組し、地域需要を考慮し、より効果的な施設活用の検討を進めました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		多くの区民が交流できる施設が増加していく中で、施設の機能統合について、十分な検討を進めていく必要があります。 また、新たな需要への対応と、施設経費の抑制が図れるよう、施設全体の配置計画を検討する必要があります。
	改革方針		ことぶき館を区民相互が交流できる場･児童館を要保護児童支援の仕組みをもった施設･社会教育会館を誰もが利用できる協働と自治の学びを進めるコミュニティ施設として、それぞれ機能転換していきます。また、新たな需要への対応と施設経費の抑制が図れるよう、施設全体の配置計画を地域ごとの施設活用検討会で検討します。
年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	ことぶき館1館をシニア活動館へ、社会教育会館6館を生涯学習館として機能転換をし、新たな需要に対応しました。 施設活用検討会において施設活用方針の検討をしました。
		課　題	施設活用検討の対象施設を拡大し、施設や土地の有効活用についてより効果的に検討する必要があります。その際には、待機児童解消などの新たな行政需要にも対応していく必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	ことぶき館･児童館の機能転換を推進しつつ、施設経費の抑制が図りながら地域の需要に合った施設活用について十分な検討を行います。また、待機児童の解消も含め、新たな行政需要にも対応しながら施設や土地の有効活用を検討していきます。

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
107 施設の機能転換	計画どおり	継続	290
108 信濃町児童館等の整備と機能転換	計画どおり	その他	292
109 旧四谷第三小学校の活用	計画どおりでない	改善	294
110 三栄町生涯学習館の集会室機能の統合	計画どおりでない	継続	296
111 旧東戸山中学校の活用	計画どおり	継続	298
112 戸山児童館等のあり方検討	計画どおりでない	継続	300
113 旧新宿第一保育園の活用	計画どおり	継続	302
114 旧戸山中学校の活用	計画どおり	継続	304
115 大久保児童館等のあり方検討	計画どおり	継続	306
116 戸塚小売市場廃止後の活用	計画どおり	継続	308
117 高田馬場三丁目地区の施設活用	計画どおり	継続	310
118 戸塚特別出張所移転後の活用	計画どおり	継続	312

計画事業名	総合評価	方向性	頁
119 シルバー人材センター移転後の活用	計画どおりでない	改善	314
120 消費生活センターの機能充実	計画どおりでない	改善	316
121 リサイクル活動センターの機能充実	計画どおり	継続	318
122 高田馬場福祉作業所の整備	計画どおり	継続	320
123 高田馬場福祉作業所移転後の活用	計画どおり	継続	322
124 西戸山第二中学校統合後の活用	計画どおり	拡大	324
125 西落合児童館等の整備と西落合ことぶき館廃止後の活用	計画どおり	その他	326
126 落合社会教育会館廃止後の活用	計画どおり	継続	328
127 子ども発達センター移転後のあゆみの家の整備	計画どおり	継続	330
128 西新宿保育園移転後の活用	計画どおり	継続	332
129 中長期修繕計画に基づく施設の維持保全	計画どおり	継続	334

計画事業の評価

7　事業評価一覧表　　【まちづくり編】

基本目標		個別目標	基本施策	計画事業	評価結果	今後の方向性	ページ
Ⅰ 区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	自治のまち新宿	1 参画と協働により自治を切り拓くまち	① 自治の基本理念、基本原則の確立	1 （仮称）自治基本条例の制定	B	拡大	78
				2 特別区のあり方の見直しと自治権の拡充	B	改善	80
			② 協働の推進に向けた支援の充実	3 NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進	B	改善	82
		2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	① 地域自治のしくみと支援策の拡充	4 町会・自治会及び地区協議会活動への支援	B	継続	84
			② コミュニティ活動の充実と担い手の育成	5 地域を担う人材の育成と活用	B	継続	86
				6 地域センターの整備（戸塚地区）	B	継続	88
Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	一人ひとりを大切にするまち新宿	1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	① 人権の尊重	7 成年後見制度の利用促進	B	継続	90
			② 男女共同参画の推進	8 男女共同参画の推進	B	継続	92
			③ 個人の生活を尊重した働き方の見直し	9 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	B	継続	94
		2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	① 地域において子どもが育つ場の整備・充実	10 保護者が選択できる多様な保育環境の整備	B	拡大	96
				11 子どもの居場所づくりの充実	B	継続	98
			② 地域で安心して子育てができるしくみづくり	12 地域における子育て支援サービスの充実	B	拡大	100
			③ 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進	13 子ども発達センターの移転と児童デイサービスの拡充	B	継続	102
		3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	① 子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実	14 確かな学力の育成	B	継続	104
				15 特色ある教育活動の推進	B	継続	106
				16 特別な支援を必要とする児童生徒への支援	B	拡大	108
			② 学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり	17 学校適正配置の推進	B	継続	110
				18 学校施設の改善	B	継続	112
			③ 家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり	19 地域との協働連携による学校の運営	B	継続	114
				20 家庭の教育力向上支援	B	継続	116
		4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち	① 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	21 総合運動場及びスポーツ環境の整備	B	継続	118
			② 中央図書館の再構築	22 新しい中央図書館のあり方の検討	B	継続	120
			③ 図書館機能の充実	23 図書館サービスの充実	B	継続	122
				24 子ども読書活動の推進	B	拡大	124
		5 心身ともに健やかにくらせるまち	① 一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進	25 歯から始める子育て支援	B	継続	126
				26 食育の推進	B	継続	128
				27 元気館事業の推進	B	継続	130
			② 多様化する課題に対応した保健・公衆衛生の推進	28 新型インフルエンザ対策の推進	C	改善	132
				29 エイズ対策の推進	B	継続	134

基本目標		個別目標	基本施策	計画事業	評価結果	今後の方向性	ページ
III 安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	安全・安心な共生のまち新宿	1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち	① 高齢者とその家族を支えるサービスの充実	30 高齢者を地域で支えるしくみづくり	B	拡大	136
				31 介護保険サービスの基盤整備	C	継続	138
				32 介護保険制度改正に伴う支援	B	拡大	140
				33 後期高齢者医療制度の実施に伴う支援	C	改善	142
			② 障害のある人とその家族の生活を支えるサービスの充実	34 障害者の福祉サービス基盤整備	B	継続	144
			③ セーフティネットの整備・充実	35 ホームレス及び支援を要する人の自立促進	B	改善	146
		2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち	① 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供	36 高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備	B	継続	148
			② 障害のある人の社会参加・就労支援	37 障害のある人への就労支援の充実	A	拡大	150
			③ 新たな就労支援のしくみづくり	38 新宿勤労者・仕事支援センターによる就労支援	B	拡大	152
			④ だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり	39 特別な支援を必要とする人への居住支援	B	拡大	154
				40 分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援	B	継続	156
				41 区営住宅の再編整備（早稲田南町地区）	C	改善	158
		3 災害に備えるまち	① 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	42 建築物の耐震性強化	B	拡大	160
				43 道路・公園の防災性の向上	B	継続	162
				44 道路の無電柱化整備	B	拡大	164
				45 木造住宅密集地区整備促進	B	継続	166
				46 再開発による市街地の整備	B	継続	168
			② 災害に強い体制づくり	47 地域防災拠点と避難施設の充実	B	継続	170
		4 日常生活の安全・安心を高めるまち	① 犯罪の不安のないまちづくり	48 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	A	継続	172
				49 民有灯の改修支援	B	継続	174
IV 持続可能な都市と環境を創造するまち	人と環境にやさしい潤いのあるまち新宿	1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち	① 資源循環型社会の構築	50 ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進	B	拡大	176
			② 地球温暖化対策の推進	51 地球温暖化対策の推進	B	改善	178
			③ 良好な生活環境づくりの推進	52 清潔できれいなトイレづくり	B	継続	180
				53 路上喫煙対策の推進	B	継続	182
			④ 環境問題への意識啓発	54 環境学習・環境教育の推進	B	継続	184
		2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	① 水とみどりの環の形成	55 区民ふれあいの森の整備	B	継続	186
				56 玉川上水を偲ぶ流れの創出	B	継続	188
			② みどりを残し、まちへ広げる	57 新宿りっぱな街路樹運動	B	継続	190
				58 新宿らしい都市緑化の推進	B	拡大	192
				59 樹木、樹林等の保護	A	拡大	194
				60 アユやトンボ等の生息できる環境づくり	B	継続	196

基本目標		個別目標	基本施策	計画事業	評価結果	今後の方向性	ページ
Ⅳ 持続可能な都市と環境を創造するまち	人と環境にやさしい潤いのあるまち 新宿	3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち	① だれもが自由に安全に行動できる都市空間づくり	61 ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進	B	継続	198
				62 交通バリアフリーの整備推進	B	継続	200
				63 新宿駅周辺地区の整備推進	B	継続	202
				64 高田馬場駅周辺の整備推進	B	継続	204
				65 中井駅周辺の整備推進	B	継続	206
			② 交通環境の整備	66 自転車等の適正利用の推進	B	継続	208
				67 地域活性化バスの整備促進	B	継続	210
			③ 道路環境の整備	68 都市計画道路の整備（補助第72号線）	B	継続	212
				69 人にやさしい道路の整備	B	継続	214
				70 細街路の整備	B	継続	216
				71 まちをつなぐ橋の整備	B	継続	218
Ⅴ まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	景観と地域の個性を創造するまち 新宿	1 歴史と自然を継承した美しいまち	① 地域特性に応じた景観の創出・誘導	72 景観に配慮したまちづくりの推進	A	継続	220
		2 地域の個性を活かした愛着をもてるまち	① 地域主体のまちづくりとそれを支えるしくみづくり	73 地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進	B	その他	222
		3 ぶらりと道草したくなるまち	① 楽しく歩けるネットワークづくり	74 歩きたくなる道づくり	B	継続	224
			② 魅力ある身近な公園づくりの推進	75 魅力ある身近な公園づくりの推進	B	継続	226
Ⅵ 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	文化芸術創造のまち 新宿	1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち	① 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信	76 文化・歴史資源の整備・活用	B	継続	228
			② 区民による新しい文化の創造	77 地域のお宝発掘	C	改善	230
				78 文化体験プログラムの展開	B	改善	232
		2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち	① 文化芸術創造産業の育成	79 文化創造産業の誘致	B	継続	234
				80 新宿文化ロードの創出	A	継続	236
				81 文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援	B	継続	238
		3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	① 新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信	82 新宿の魅力の発信	B	拡大	240
				83 歌舞伎町地区のまちづくり推進	B	継続	242
			② 誰もが、訪れたくなる活気と魅力あふれる商店街づくり	84 商店街活性化支援	B	継続	244
			③ 平和都市の推進	85 平和啓発事業の推進	B	改善	246
			④ 多文化共生のまちづくりの推進	86 地域と育む外国人参加の促進	B	継続	248

事業評価シート一覧表の見方

A ： 計画以上に進んでいる　　B ： 計画どおりに進んでいる　　C ： 計画どおりに進んでいない

今後の方向性は7種類

継続：現状のまま継続　　改善：手段改善　　縮小：事業縮小　　拡大：事業拡大　　統合：事業統合　　休廃止：休廃止
その他：その他（制度改正等）

7 事業評価一覧表　　【区政運営編】

基本目標	個別目標	基本施策	計画事業		評価結果	今後の方向性	ページ
Ⅰ 好感度一番の区役所の実現	1 窓口サービスの利便性の向上	① 窓口サービスの充実	87	コールセンターの設置による多様なライフスタイルに対応した区政情報の提供	B	継続	250
			88	コンビニ収納の活用	B	拡大	252
		② ＩＴ利活用による利便性の向上	89	区政情報提供サービスの充実	B	改善	254
			90	証明書自動交付機の導入	B	継続	256
			91	図書館におけるＩＣタグ及び自動貸出機の導入	B	継続	258
	2 区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行	① 区民意見を区政に反映するしくみの確立	92	行政評価制度の確立	B	改善	260
			93	区民意見の分析と施策への有効活用	B	継続	262
		② 透明性の確保の充実					
		③ ＩＴ利活用による効率性の向上	94	区政の効率性を高めるためのＩＴ利活用の推進	C	改善	264
	3 分権を担える職員の育成と人事制度等の見直し	① 職員の能力開発、意識改革の推進	95	人材育成センターの開設による分権時代にふさわしい職員の育成	B	拡大	266
			96	新宿自治創造研究所の設置による政策形成能力の向上	B	改善	268
		② 人事制度等の見直し	97	目標管理型人事考課制度の推進	B	改善	270
Ⅱ 公共サービスのあり方の見直し	1 公共サービスの提供体制の見直し	① 多様な主体による公共サービスの提供	指定管理者制度の活用	98 あゆみの家における指定管理者制度の活用	B	継続	272
				99 児童館における指定管理者制度の活用	B	継続	274
				100 シニア活動館における指定管理者制度の活用	B	継続	276
				101 地域交流館における指定管理者制度の活用	B	継続	278
				102 図書館における指定管理者制度の活用	B	継続	280
			民間委託等の推進	103 情報処理業務の外注化による専門性の活用	B	拡大	282
				104 児童館・ことぶき館用務業務の見直し	B	継続	284
				105 保育園用務業務の見直し	B	継続	286
				106 学校給食調理業務の民間委託	B	継続	288
	2 施設のあり方の見直し	① 施設の機能転換	107	施設の機能転換	B	継続	290
		② 各地区の施設活用	四谷地区	108 信濃町児童館等の整備と機能転換	B	その他	292
				109 旧四谷第三小学校の活用	C	改善	294
				110 三栄町生涯学習館の集会室機能の統合	C	継続	296
			若松・大久保地区	111 旧東戸山中学校の活用	B	継続	298
				112 戸山児童館等のあり方検討	B	継続	300
				113 旧新宿第一保育園の活用	B	継続	302
				114 旧戸山中学校の活用	B	継続	304
				115 大久保児童館等のあり方検討	B	継続	306

基本目標	個別目標	基本施策	計画事業		評価結果	今後の方向性	ページ
Ⅱ 公共サービスのあり方の見直し	2 施設のあり方の見直し	② 各地区の施設活用	戸塚地区	116 戸塚小売市場廃止後の活用	B	継続	308
				117 高田馬場三丁目地区の施設活用	B	継続	310
				118 戸塚特別出張所移転後の活用	B	継続	312
				119 シルバー人材センター移転後の活用	C	改善	314
				120 消費生活センターの機能充実	C	改善	316
				121 リサイクル活動センターの機能充実	B	継続	318
				122 高田馬場福祉作業所の整備	B	継続	320
				123 高田馬場福祉作業所移転後の活用	B	継続	322
				124 西戸山第二中学校統合後の活用	B	拡大	324
			落合第二地区	125 西落合児童館等の整備と西落合ことぶき館廃止後の活用	B	その他	326
				126 落合社会教育会館廃止後の活用	B	継続	328
				127 子ども発達センター移転後のあゆみの家の整備	B	継続	330
			地角区筈	128 西新宿保育園移転後の活用	B	継続	332
		③ 資産（建物等）の長寿命化		129 中長期修繕計画に基づく施設の維持保全	B	継続	334

事業評価シート一覧表の見方

A ： 計画以上に進んでいる　　B ： 計画どおりに進んでいる　C ： 計画どおりに進んでいない

今後の方向性は7種類

継続：現状のまま継続　改善：手段改善　縮小：事業縮小　拡大：事業拡大　統合：事業統合　休廃止：休廃止
その他：その他（制度改正等）

8 事業評価シートの見方

基本目標	Ⅰ	個別目標	1	基本施策	②
計画事業	3	NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進			

目的
実施により
達成される
事柄

目的

地域を支えるNPOや地域活動団体などの多様な主体との協働を促進するため、地域活動団体等の連携協力･情報交換の場を提供するとともに、協働推進基金による財政支援を行います。また、協働事業提案制度を拡充することで、地域活動団体等と区の協働を推進していきます。

手段
計画事業
を実現する
ための方法

手段

①協働事業提案制度の拡充　②協働支援会議の運営　③協働推進基金を活用したNPO活動資金助成
④NPOをはじめ地域を支える社会活動団体のネットワークの拡充　⑤地域活動推進のための情報提供

事業の主な実施内容

平成20年度

①	協働事業提案制度の実施	④	NPOネットワーク協議会との連携による地域における社会貢献活動団体のネットワークのづくり
②	協働支援会議によるNPO活動資金･協働事業提案の審査、協働事業の評価、協働推進のあり方の検討	⑤	区民活動支援サイト「キラミラネット」を活用した地域活動情報の収集と発信
③	協働推進基金の趣旨普及とNPO活動資金の助成	⑥	

事業の指標

指標
事業成果
を計る指標

指標名	定義	目標水準
1 採択事業数（年間）	協働事業提案制度審査会により選定され、事業化した数	10事業
2 NPO活動資金助成　申請件数	区民を対象とした社会貢献事業に助成する、協働推進基金を活用した活動資金助成の申請件数	30件/年
3 NPOネットワーク協議会加盟数	NPOネットワーク協議会に加盟している団体数	23年度に50団体
4 サイト加入団体数	区民活動支援サイトに加入している団体数	23年度に100団体

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	事業	6	10	10	10	10/年	
	実績1②		5					
	③＝②／①	%	83.3					23年度100%
指標2	目標値1①	件	30	30	30	30	30/年	
	実績1②		16					
	③＝②／①	%	53.3					毎年度100%
指標3	目標値1①	団体	28	7	7	8	50	
	実績1②		28					
	③＝②／①	%	100.0					23年度100%
指標4	目標値1①	団体	73	9	9	9	100	
	実績1②		73					
	③＝②／①	%	100.0					23年度100%

トータルコスト
決算数値

所管部 地域文化部 所管課 地域調整課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	10,945				10,945	
人件費		22,814				22,814	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		33,759				33,759	
財源内訳							
一般財源	千円	30,987				30,987	
特定財源		2,772				2,772	
一般財源投入率	%	91.8				91.8	
職員							
常勤職員	人	2.7				2.7	
非常勤職員	人	0				0	

減価償却算出の考え方
施設の残存価格を整備費の１０％とし、「定額法」により耐用年数に応じて減価償却費を算出した

耐用年数
基本的に税法上規定に基づいている

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	協働支援会議による第三者の視点及びNPOネットワーク協議会による行政にはない視点を取り入れて、行政が具体的な協働推進のしくみづくりを進めていくことは適切と評価します。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	多様な主体との協働を推進するそれぞれの取組みについて、実績等を踏まえて、適切な目標設定となるよう、検討を行う必要があります。
③効果的･効率的な視点	□ 効果的･効率的である ■ 改善が必要である	協働支援会議･NPOネットワーク協議会･区等が、それぞれの経験や能力を生かした役割を担い連携することによって、効率的に行われています。しかし、協働事業や協働支援会議の進め方、区民活動支援サイトの活性化には、改善が必要です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	協働提案事業、区民活動支援サイトは積極的に周知等を行った結果、ほぼ目標値を達成しました。一方で、協働推進基金の寄附金及び助成金は、さらに周知を行い、趣旨普及に努めていく必要があります。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	協働推進基金の寄附金及び助成申請数は目標を達成することができませんでしたが、協働支援会議･NPOネットワーク協議会･区等が、それぞれの経験や能力を生かした役割を担い連携して協働を推進していくことによって、一定の成果が得られました。このため、事業全体を通して計画どおりに進んでいると評価します。

サービスの負担と担い手の観点から分類し、適正な対応がとられているか

適切な目標設定（区民ニーズを踏まえた目的･目標になっているか･指標は適切か

費用対効果という面から効果的･効率的に行われているか

目的や意図する成果に対してそれが達成できているか

事業の目的や意図する成果に対して達成できているか

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		協働事業提案、協働推進基金及び区民支援サイトについては、多くの区民等の参加を促進するために、さらに周知を図っていく必要があります。さらに、社会貢献活動団体のネットワークづくりを促進していくために、交流の場としての（仮称）NPOふれあいひろばの設置について検討を行う必要があります。
	改革方針		協働事業提案、協働推進基金及び区民支援サイトについて、多くの区民等の参加を促進するために、様々な機会を活用した周知を行います。また、（仮称）NPOふれあいひろばの設置に向けての検討を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	協働事業提案、協働推進基金及び区民支援サイトについて、多くの区民等の参加を促進するために、様々な機会や電子媒体への掲載等を活用した周知を行いました。また、（仮称）NPOふれあいひろばの設置に向けての検討を行いました。
		課　題	提案制度導入から3年間に実施した、協働事業の審査や評価によって見えてきた課題を整理し、改めて協働事業のあり方について検討していく必要があります。また、協働推進基金を活用したNPO活動資金助成についても、これまでの課題を整理し、検討を行う必要があります。さらに、（仮称）NPOふれあいひろばの設置については、引続き検討を行っていく必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	提案制度をよりよい制度としていくために、導入した18年度からの取組みでてきた課題を整理し、協働事業のあり方について検討を行います。また、協働推進基金を活用したNPO活動資金助成についても、これまでの課題を整理し、検討を行います。さらに、社会貢献活動団体のネットワークづくりという原点に立ち戻って、（仮称）NPOふれあいひろばの設置を引続き検討していくこととします。

状況認識
前々年度実績を踏まえた昨年度の課題

改革方針
前々年度実績を踏まえた、昨年度の改革方針

達成状況
昨年度の取組み実績･成果

事業に関する検討課題
昨年度の実績を踏まえた翌年度の課題

改革方針
事業に関する検討課題を踏まえた事業の方向性と、翌年度事業へのつながり（組織目標と関連）

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅰ	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	1	（仮称）自治基本条例の制定			

目的

新宿区における自治の基本理念や基本原則、方向性を明らかにするために、区民、議会、行政が一体となり、（仮称）新宿区自治基本条例の制定に向けて取組みます。

手段

制定においては、区民･議会･行政が一体となり取り組んでいきます。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	自治基本条例の制定に向けた地域懇談会の開催（10地区）	④	
②	（仮称）新宿区自治基本条例検討連絡会議の開催（7回）	⑤	
③	新宿区自治基本条例区民検討会議の開催（14回）	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	条例の制定状況	条例の制定	２１年度末を目途に条例制定
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①			1			条例の制定	２１年度条例制定
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	総合政策部	所管課	企画政策課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	3,171				3,171	
人件費		16,053				16,053	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		19,224				19,224	
財源内訳							
一般財源	千円	19,224				19,224	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1.9				1.9	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区民の参画の下、議会･行政が一体となり取り組んでいます。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	自治基本条例の制定にあたっては、新宿らしい住民自治のあり方を見据え、区民参画のもと十分な意見交換を行いながら取り組むことが重要であることから、制定時期については区民･議会･行政とが合意を図って目標設定する必要があります。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	区民･議会･行政が一体となり、町会･自治会、地区協議会、NPOなどの地域団体と公募からなる幅広い区民の参画のもと検討を行っています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	20年度においては、区民検討会議、議会、行政において、条例に盛り込むべき事項の検討項目を洗い出すことができました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	20年度においては、幅広い区民の方の参加を得ながら、区民･議会･行政が一体となり条例制定に向けて取り組むことができ、ほぼ計画どおり進みました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		新宿区における自治の基本理念や基本原則、方向性を明らかにするため、（仮称）新宿区自治基本条例を制定する必要があります。制定にあたっては十分な合意形成が必要です。
	改革方針		自治基本条例の制定にあたっては区民･議会･行政が一体となり取組む重要であることから、区長･議長による制定に向けた基本方針及び検討体制等に関する協議書が取り交わされました。今後、区民参画の具体的なあり方について検討していきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	区民参画の方法として地区協議会、町会自治会、NPO団体の団体推薦委員と公募委員32名からなる区民検討組織として自治基本条例区民検討会議（以下、区民検討会議といいます。）を20年7月発足し、区民検討会議からの代表6名を区民･議会･行政の検討機関である（仮称）自治基本条例検討連絡会議（以下検討連絡会議といいます。）に参加いただき、三者による条例の骨子案の策定に向けた具体的な検討が始まりました。
		課　題	今後、区民･議会･行政の三者それぞれが検討した条例に盛り込むべき事項を検討連絡会議の場でいかに十分な意見交換を行いながら条例の骨子案にまとめていくかが課題になります。また、三者で作成した条例骨子案をもとに、広く区民の意見を聴く仕組みをつくり、区民の合意形成を図っていくかが重要です。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	区民検討会議や検討連絡会議などで十分な検討が行えるよう会議運営を行っていきます。また、広範な区民意見を集約していく取組みとして、報告会や地域懇談会の開催、区民アンケートの実施、区民から無作為抽出した参加者による区民討議会の開催などを行います。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅰ	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	2	特別区のあり方の見直しと自治権の拡充			

目的

住民に最も身近な基礎自治体としての特別区のあり方を見直し、自治権の拡充を図ることで、“自己決定･自己責任”に基づく自立した行財政運営が行えるよう都と協議し、検討していきます。

手段

都区のあり方検討委員会や全国市長会などでの地方分権改革に関する検討の場を通じて意見反映を行っていきます。

事業の主な実施内容

平成２０年度			
①	全国市長会への国の義務付け･枠付けの廃止の要望	④	
②	都区の事務配分の方向性についての新宿区としての事務評価	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	都から区への更なる権限移譲と適正な財源移譲の実現状況	権限移譲と適正な財源移譲の実現 都区事務配分の方向性の検討項目数（累計）	更なる権限移譲と適正な財源移譲の実現
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	項目	444	444			444	21年度444項目が100％
	実績1②		286					
	③＝②／①	%	66.4					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	総合政策部	所管課	企画政策課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	0				0	
人件費		3,380				3,380	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		3,380				3,380	
財源内訳							
一般財源	千円	3,380				3,380	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0.4				0.4	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	事務権限や財源など特別区の自治権の拡充を図ることは、実態に即した多様な行政サービスの提供が可能になります。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	住民に最も身近な基礎自治体としての特別区のあり方を見直し、自治権の拡充を図ることで、“自己決定･自己責任”に基づく自立した行政運営が行うことができます。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	都区のあり方検討委員会や全国市長会などでの地方分権改革に関する様々な機会を通じて積極的に意見反映を行っています。
④目的（目標水準）の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	検討すべき事務444項目のうち、およそ3分の1が未検討となっており、検討した事務においても都との間で合意に至ってない事務もあります。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	都区の事務配分の検討対象事務の約3分の1の事務について、21年度引き続き検討することになりましたが、地域との連携が重要視されている児童相談所設置に関する事務や教職員の人事権に関する事務などを含む50項目の事務について、区に移管することで都と合意できたことは大きな意味がありました。今後とも区の考え方を取りまとめながら進めていきます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		住民に最も身近な基礎自治体として特別区のあり方を見直し、自治権な拡充を図ることで、“自己決定･自己責任”に基づく自立した行財政運営が行えるように、都区のあり方について都と協議しながら検討する必要があります。
	改革方針		「都区のあり方検討委員会」において都区の新たな役割分担について検討が行われ、その検討結果を受けて20年度末までに、都から区への移管事務や区域のあり方、税財政についての「基本的な方向」について区の考え方をまとめていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	都区の事務配分の検討対象事務444項目のうち、おおよそ3分の2にあたる286項目について一定の方向付けを行いました。また、事務配分の検討結果については、50項目の事務について、区に移管することで都と合意できました。
		課　題	区民に最も身近な基礎自治体として、区が担うべき事務については、引き続き区に移管すべきとの考えに基づき判断していく必要があります。また、大都市基礎自治体としての新宿区のあり方についても、区としての基本的考え方を検討していく必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	都区の事務の検討に際しては、区民に最も身近な基礎自治体として、区が担うべき事務については、引き続き区に移管すべきとの考えに基づき積極的に「都区のあり方検討委員会」や「全国市長会」を通じて主張していきます。また、「大都市基礎自治体としての新宿区」のあり方について、新宿自治創造研究所と連携しながら検討を行うとともに、特別区職員による特別区制度研究会に参加し、「基礎自治体連合の具体化に向けた法制度」についての調査･検討を行う過程等を踏まえて全庁的に議論を深めながら区としての考え方をまとめ、発信していきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅰ	個別目標	1	基本施策	②
計画事業	3	NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進			

目的

地域を支えるNPOや地域活動団体などの多様な主体との協働を促進するため、地域活動団体等の連携協力･情報交換の場を提供するとともに、協働推進基金による財政支援を行います。また、協働事業提案制度を拡充することで、地域活動団体等と区の協働を推進していきます。

手段

①協働事業提案制度の拡充　②協働支援会議の運営　③協働推進基金を活用したNPO活動資金助成　④NPOをはじめ地域を支える社会活動団体のネットワークの拡充　⑤地域活動推進のための情報提供

事業の主な実施内容

平成20年度

①	協働事業提案制度の実施	④	NPOネットワーク協議会との連携による地域における社会貢献活動団体のネットワークのづくり
②	協働支援会議によるNPO活動資金･協働事業提案の審査、協働事業の評価、協働推進のあり方の検討	⑤	区民活動支援サイト「キラミラネット」を活用した地域活動情報の収集と発信
③	協働推進基金の趣旨普及とNPO活動資金の助成	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 採択事業数	協働事業提案制度審査会により選定され、事業化した数	10事業/年
2 NPO活動資金助成　申請件数	区民を対象とした社会貢献事業に助成する、協働推進基金を活用した活動資金助成の申請件数	30件/年
3 NPOネットワーク協議会加盟数	NPOネットワーク協議会に加盟している団体数	23年度に50団体
4 サイト加入団体数	区民活動支援サイトに加入している団体数	23年度に100団体

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	事業	6	10	10	10	10/年	
	実績1②		5					
	③＝②／①	%	83.3					23年度100%
指標2	目標値1①	件	30	30	30	30	30/年	
	実績1②		16					
	③＝②／①	%	53.3					毎年度100%
指標3	目標値1①	団体	28	7	7	8	50	
	実績1②		28					
	③＝②／①	%	100.0					23年度100%
指標4	目標値1①	団体	73	9	9	9	100	
	実績1②		73					
	③＝②／①	%	100.0					23年度100%

所管部	地域文化部	所管課	地域調整課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	10,945				10,945	
人件費		22,814				22,814	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		33,759				33,759	
財源内訳							
一般財源	千円	30,987				30,987	
特定財源		2,772				2,772	
一般財源投入率	%	91.8				91.8	
職員							
常勤職員	人	2.7				2.7	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	協働支援会議による第三者の視点及びNPOネットワーク協議会による行政にはない視点を取り入れて、行政が具体的な協働推進のしくみづくりを進めていくことは適切と評価します。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	多様な主体との協働を推進するそれぞれの取組みについて、実績等を踏まえて、適切な目標設定となるよう、検討を行う必要があります。
③効果的･効率的な視点	□ 効果的･効率的である ■ 改善が必要である	協働支援会議･NPOネットワーク協議会･区等が、それぞれの経験や能力を生かした役割を担い連携することによって、効率的に行われています。しかし、協働事業や協働支援会議の進め方、区民活動支援サイトの活性化には、改善が必要です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	協働提案事業、区民活動支援サイトは積極的に周知等を行った結果、ほぼ目標値を達成しました。一方で、協働推進基金の寄附金及び助成金は、さらに周知を行い、趣旨普及に努めていく必要があります。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	協働推進基金の寄附金及び助成申請数は目標を達成することができませんでしたが、協働支援会議･NPOネットワーク協議会･区等が、それぞれの経験や能力を生かした役割を担い連携して協働を推進していくことによって、一定の成果が得られました。このため、事業全体を通して計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		協働事業提案、協働推進基金及び区民支援サイトについては、多くの区民等の参加を促進するために、さらに周知を図っていく必要があります。さらに、社会貢献活動団体のネットワークづくりを促進していくために、交流の場としての（仮称）NPOふれあいひろばの設置について検討を行う必要があります。
	改革方針		協働事業提案、協働推進基金及び区民支援サイトについて、多くの区民等の参加を促進するために、様々な機会を活用した周知を行います。また、（仮称）NPOふれあいひろばの設置に向けての検討を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	協働事業提案、協働推進基金及び区民支援サイトについて、多くの区民等の参加を促進するために、様々な機会や電子媒体への掲載等を活用した周知を行いました。また、（仮称）NPOふれあいひろばの設置に向けての検討を行いました。
		課　題	提案制度導入から3年間に実施した、協働事業の審査や評価によって見えてきた課題を整理し、改めて協働事業のあり方について検討していく必要があります。また、協働推進基金を活用したNPO活動資金助成についても、これまでの課題を整理し、検討を行う必要があります。さらに、（仮称）NPOふれあいひろばの設置については、引続き検討を行っていく必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	提案制度をよりよい制度としていくために、導入した18年度からの取組みでてきた課題を整理し、協働事業のあり方について検討を行います。また、協働推進基金を活用したNPO活動資金助成についても、これまでの課題を整理し、検討を行います。さらに、社会貢献活動団体のネットワークづくりという原点に立ち戻って、（仮称）NPOふれあいひろばの設置を引続き検討していくこととします。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅰ	個別目標	2	基本施策	①
計画事業	4	町会･自治会及び地区協議会活動への支援			

目的

区民や地域団体、NPO、事業者などが連携･協力し、主体的に地域の課題に取り組む、個人の自主性･自律性と相互信頼に基づく、開かれた地域コミュニティの実現を追求し、地域コミュニティが多くの公共的役割を果たす「地域自治のまち」をめざします。

手段

地域における人々の交流や連携を深め、地区協議会を中心に、地域のさまざまな課題を地域自らの力で解決していけるよう、地区協議会の一層の充実を支援します。また、地域の中で、コミュニティづくりの中心として活動している町会･自治会の活性化を支援します。

事業の主な実施内容

平成20年度

①	マンション住民を対象に、加入促進するパンフレットを作成しました。	④	10の地区協議会の事業に、補助金を交付し、活動を支援しました。
②	地区協議会の周知のためタブロイド版広報紙を発行するとともに、広報しんじゅくに掲載し活動状況を2回に分けて掲載しました。	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	町会･自治会の加入率	町会･自治会の加入世帯率	55％（平成23年度までに）
2	地区協議会と地域センターの合同役員会等の設置地区数	地区協議会と地域センターの連携を推進する	10地区(平成23年度までに)
3	新たな財政的支援制度の構築	地区協議会の自主的な活動がより効果的に行う制度を構築する	構築
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	48.38	50.58	52.78	55	55	
	実績1②		46.45					
	③＝②／①	%	96.0					
指標2	目標値1①	地区	3	2	2	3	10	（）内は、設置に向けての準備会等を含む
	実績1②		2（5）					
	③＝②／①	%	67.0（167.0）					
指標3	目標値1①	地区	検討	検討	構築	運営	運営	
	実績1②		検討					
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	地域文化部	所管課	生涯学習コミュニティ課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	37,279				37,279	
人件費		87,870				87,870	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		125,149				125,149	
財源内訳							
一般財源	千円	125,149				125,149	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	10.4				10.4	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	活動周知のための印刷経費や補助金は活動支援する行政が負担するものですが、活動の担い手はすべて区民によるボランティアによって支えられており、行政と住民の協働の観点から適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	それぞれの事業について、地域コミュニティの推進を図る上で適切な目標が設定されています。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	町会･自治会や地区協議会の活動は、区民が主体となった活動で、公共的役割を担い、住民自治の実践の場であるため、効果的･効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	それぞれの目標水準について、ほぼ達成できています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	さまざまな地域団体との連携を深め、地区協議会を中心とした、地域の課題解決にむけた活動が進められています。また、その活動を支え、コミュニティづくりの中心として日常的に活動している町会･自治会の活動も広がりを見せています。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		地域活動の主体となる町会･自治会は、マンション集合住宅の未加入者が多いことが問題です。地区協議会は発足して3年を経過しましたが、地域での認知度が低いという課題を抱えています。また、（仮称）自治基本条例の中で、位置づけの明確化が求められています。
	改革方針		マンション集合住宅居住者の町会･自治会への加入促進策を検討します。また、地区協議会の周知度を高める方策を検討し、地域の様々な団体と連携を強化します。さらに、地区協議会の位置づけの議論が充分できるように支援します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	マンション･集合住宅居住者向けの加入促進パンフを作成し、町会･自治会の活性化を支援しています。また地区協議会は、周知活動を強化し、地域センター管理運営委員会との合同役員会の開催に向けた準備を進めています。地区協議会連絡会の中で、位置づけについての意見交換を行いました。
		課　題	地域自治を進めるには、町会･自治会の加入率を高め、地区協議会が区政への参画や地域での課題解決の場として、地域の諸団体との連携を強め、その機能を一層充実させることが求められています。さらに、引き続き、地区協議会が自主的な活動が担えるよう新たな財政支援制度への移行が求められています。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	地域自治を進めるため、町会･自治会の活性化を支援し加入率を高め、地区協議会が区政への参画や地域での課題解決の場として、地域の諸団体との連携を強め、その機能を一層充実させることができるよう支援します。さらに、引き続き、地区協議会が自主的な活動が担えるよう新たな財政支援制度への移行に向けた検討を進めます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅰ	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	5	地域を担う人材の育成と活用			

目的

地域における自治の推進には、地域活動･社会貢献活動を担う人材の活性化と能力向上が求められます。そうした地域活動･社会貢献活動を支える多様な地域人材の育成と活躍の場づくりを進めます。

手段

地域において様々な地域活動や社会貢献活動を行っている人材の育成及び新たに活動を行いたいという人材の発掘のための講座を開催します。
また、それら地域人材が地域に還元されるために既存人材登録者制度を再構築し、活躍の場づくりを行います。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	地域活動の重要な要素である「企画」と「広報」手法を見直し、実践するための講座を開催しました。	④	
②	地域活動を体験するための講座を開催し、年間を通じて多くの団体での地域活動を体験してもらいました。また、それら体験を情報発信するための小冊子を作成しました。	⑤	
③	スポーツ･文化、両部門の人材バンク制度を統合し、それら人材の活用事業を実施しました。	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 人材育成講座の開催	人材育成講座の受講修了者人数	平成20～23年度までで160人
2 地域活動参加割合	講座受講者のうち地域活動に参加した者の割合	平成23年度に８０％の水準達成
3 区内で活動する個人･団体の登録者数	人材バンク登録者の人数	平成20～23年度までで登録者数合計550人
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	人	40	40	40	40	160	
	実績1②		181					
	③＝②／①	%	452.5					
指標2	目標値1①	%	80	80	80	80	80	
	実績1②		82.7					
	③＝②／①	%	103.4					
指標3	目標値1①	人	460	30	30	30	550	
	実績1②		530					
	③＝②／①	%	115.2					
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	地域文化部	所管課	生涯学習コミュニティ課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	8,109				8,109	
人件費		22,032				22,032	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		30,141				30,141	
財源内訳							
一般財源	千円	27,123				27,123	
特定財源		3,018				3,018	
一般財源投入率	%	90.0				90.0	
職員							
常勤職員	人	2.5				2.5	
非常勤職員	人	0.3				0.3	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	多様な地域人材の育成と発掘及び活躍の場づくりを通し、地域活動・社会貢献活動を活性化させ、さらにはそれら人材のいきがいづくりの場をも目標とする本事業は行政が負担する事業として適切です。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	事業手法の変更や新たな課題への対応を適切に評価するために、既存指標のほかに新たな視点の指標を設ける必要があります。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	地域人材の育成・発掘→地域活動体験→活躍の場づくり支援という連続した事業展開により、幅広い地域人材の発掘、育成、活躍の場の提供がなされており、効果的・効率的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	事業実施後の参加者の継続意欲は高く、各指標において目標を達成していることからも達成度は高いと言えます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	それぞれの展開における参加者同士のネットワークも構築されており、それら地域人材は積極的に地域活動との関わりを持ってきています。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		多様かつ幅広い年代層において、地域活動・社会貢献への意識が高まっており、また活動可能時間が増加している人材も多くなってきています。
	改革方針		多様かつ幅広い年代層が参加可能な講座を展開し、多様な視点を養うことが必要です。また、それら人材の活躍の場づくりの方法を探るとともに、人材のネットワーク化が必要です。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	事業説明会を開き、また多くの団体への周知活動を行うことで多様な人材の参加を促し、地域活動の重要な要素である「企画」と「広報」の手法を学ぶ講座を展開しました。また地域活動への体験参加、登録制度の統合を実施し、人材の交流とネットワーク化を図りました。
		課　題	それぞれに展開されている事業の情報共有により、一層の効果的成果が期待されます。より多様かつ幅広い年代層の参加や既存地域団体等の人材を地域リーダーとして活躍できるような育成支援、及び登録制度の充実、積極的活用により人材交流とネットワーク化の一層の活性化を図る必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	それぞれに展開してきた事業を、合同開催等により一部共有することにより、効率的で、多様かつ幅広い年代層へのアプローチを可能にしていきます。また、登録制度を積極的に活用し、それぞれの事業での活用等により、本事業の総合的な完成度を高めます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅰ	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	6	地域センターの整備（戸塚地区）			

目的

地域住民の連帯･自治意識を醸成し、地域コミュニティを育成するとともに、住民参加の区政を確保する場を提供します。

手段

戸塚特別出張所管内を中心とした全区民を対象に、地域コミュニティ活動の拠点として地域センターを整備します。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	8月に建設工事の着工。（平成２２年２月開設予定）	④	
②	地域住民で組織する建設準備会が管理運営準備会に名称変更して、施設の使用方法等を検討。	⑤	
③	管理運営準備会を経て、管理運営委員会が設立。運営基準等をまとめる。	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 地域センター化の達成率	センター化された所/全特別出張所	平成21年度に10地区全てをセンター化する。
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	事業	9	10	10	10	10	
	実績1②		9					
	③＝②／①	%	100.0					21年度100%
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	地域文化部	所管課	戸塚特別出張所、生涯学習コミュニティ課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	369,732				369,732	事業費については、18年度から発生主義の考え方を取り入れています。（20年度落二　工事費754,575千円×90%÷50年＝13,583千円
人件費		0				0	
事務費		8,034				8,034	
減価償却費		13,583				13,583	
総計		391,349				391,349	
財源内訳							
一般財源	千円	391,349				391,349	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0.5				0.5	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	地域コミュニティ活動の拠点として区が場を提供し、地域特性や区民ニーズ等を活かした運営について、地域住民が主体となる管理運営委員会が担うなど、適切な役割となっています。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	地域住民が集い、コミュニティ活動の拠点となる地域センターを設置することで、住民相互の交流が促進され、住民の自治意識高揚につながっていくなど、適切な目標設定と言えます。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	管理運営に関する事項は、地域住民による管理運営委員会が検討しており、住民ニーズを反映させることができます。建物の維持管理を区が、運営を住民組織が行うことで効率的･効果的運営が期待できます。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	地域センター建設工事は計画どおりに進められています。運営に関する事項は、管理運営委員会において検討を重ね、基準の整備が進んでいるため、目標は達成されているといえます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	工事が計画に沿って円滑に遂行されていることや、地域センターの開設に向けて地域住民が区とともに計画の段階から参画しており、計画どおりに進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		近隣住民や周辺事業者に配慮した運営について検討する必要があり、障害者･高齢者･子どもを連れた人等、誰もが利用しやすい施設にすることが必要です。 また、管理運営委員会が指定管理申請を円滑に行うための支援も必要です。
	改革方針		周辺に配慮した運営基準を作成するため、管理運営員会に必要な助言を行います。 障害者等に配慮した施設とするため、施設課や設計業者と綿密な打合せを行います。 指定管理申請に必要な事項を提示し、管理運営委員会を支援していきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	運営基準作成のために的確な助言を行い、管理運営委員会が運営基準を作成しました。 障害者等に配慮した施設とするため、多目的トイレの仕様等、施設課と検討を重ねました。指定管理申請に必要な書類等の作成を支援し、20年度でほぼ案が完成しました。
		課　題	近隣住民や周辺事業者に配慮した運営に関する事項について、今後も協議が必要です。住民が利用しやすい運営方法を、管理運営委員会と協議しながら進めていくことが求められます。指定管理議決後の事務局体制の整備等、管理運営委員会の活動を支援していくことが必要です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	周辺に配慮し、住民が利用しやすい運営基準を作成するため、管理運営員会に必要な助言や情報提供を行います。 指定管理申請から議決後の事務局体制整備まで、管理運営委員会に適切な支援をしていきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	7	成年後見制度の利用促進			

目的

認知症高齢者、知的障害者等が判断能力の低下等によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるように、成年後見制度の積極的な活用を図れる体制をつくります。

手段

推進機関として新宿区社会福祉協議会に成年後見センターを設置し、成年後見制度の利用に関わる人を支援していきます。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	成年後見制度推進機関運営委員会の開催（計7回）	④	
②	成年後見・権利擁護相談（644件） （うち、専門員による相談件数141件）	⑤	
③	講演会・出前講座等の開催（計17回・延420人参加）	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	成年後見・権利擁護相談件数	成年後見・権利擁護相談において専門員が行う相談件数	相談件数　毎年度170件
2	後見人養成講習修了者等の受入人数	東京都実施の後見人養成講習修了者等の受入人数	受入人数　毎年度3人（平成23年度までに12人）
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	件	170	170	170	170	680	
	実績1②		141					
	③＝②／①	%	82.9					
指標2	目標値1①	人	3	3	3	3	12	
	実績1②		3					
	③＝②／①	%	100.0					
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	福祉部	所管課	地域福祉課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	25,536				25,536	
人件費		0				0	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		25,536				25,536	
財源内訳							
一般財源	千円	20,311				20,311	
特定財源		5,225				5,225	
一般財源投入率	%	79.5				79.5	
職員							
常勤職員	人	0				0	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	本事業は、新宿区社会福祉協議会に委託して実施しています。判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度を普及させ、制度の利用支援を図ることは行政の重要な役割です。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	外部評価での指摘を受け、相談件数だけではなく相談後の申立て件数など、成年後見制度の推進状況が明らかになる新たな指標について検討していきます。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	成年後見センターでは専門員による相談窓口を設け、総合的に利用者を支援しています。本事業は地域福祉権利擁護事業と密接に関連して、効果的･効率的に運営されています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	講演会等の実施により成年後見センターの認知度が高まり、相談件数が平成19年度と比較して23%増加しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	成年後見センターの開設により、相談件数が平成18年度と比較して約2倍に増加しました。これは、周知活動が奏功して区民の福祉増進に大きく寄与したものと評価します。今後は、相談者に対するフォローや社会貢献型後見人の育成と支援のあり方等について検討していく必要があります。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		成年後見センターを開設して以来、相談件数は平成18年度と比較して約2倍に増加しました。これは、周知活動が奏功して区民の福祉増進に大きく寄与したものと考えます。
	改革方針		社会貢献型後見人養成講習の修了者は、主に地域福祉権利擁護事業の生活支援員として活動していますが、今後は専門職後見人（司法書士等）の業務補助ができるよう関係機関に働きかけていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	社会貢献型後見人養成講習の修了者について、研修参加や実習活動を通じてスキルアップを図りました。
		課　題	相談後の申立て件数など、成年後見制度の推進状況を明らかにする新たな指標が必要です。また、社会貢献型後見人の育成と支援のあり方等について検討していく必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	今後も成年後見制度に関する身近な相談･支援機関として制度のPRや利用者の支援に努めていきます。今後は、制度の推進状況を明らかにする新たな指標の設定を検討していきます。また、社会貢献型後見人の育成と支援の仕組みづくりを検討していきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	1	基本施策	②
計画事業	8	男女共同参画の推進			

目的

男女が性別に関わりなく、あらゆる分野に共に参画することのできる男女共同参画社会を実現していくため、意識啓発や相談体制の充実、配偶者等暴力防止に向けた取り組みなど様々な施策を積極的に行っていきます。

手段

①男女共同参画への意識啓発
②女性問題に関する相談体制の充実
③区政における女性の参画の促進

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	男女共同参画セミナーの実施	④	総合相談の実施
②	区民団体の学習活動支援	⑤	女性問題に関する相談機関連携会議の開催
③	情報誌の発行	⑥	審議会の女性委員の比率調査の実施

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	家庭生活や職場、地域活動などで男女が平等と感じる区民の割合	区政モニターアンケートにおけるさまざまな分野での男女平等意識の設問で「平等である」の回答率	毎年度50%
2	啓発事業参加者数（年間）	開催したすべての講座の参加者合計数	毎年度690人
3	総合相談新規の受付件数（年間）	受けた相談の件数	毎年度950件
4	審議会等における女性委員の比率	審議会等委員の総数のうち女性委員の占める割合	毎年度40%

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	50	50	50	50	50	
	実績1②		36.7					
	③＝②／①	%	73.4					毎年度１００%
指標2	目標値1①	人	690	690	690	690	690	
	実績1②		1182					
	③＝②／①	%	171.3					毎年度１００%
指標3	目標値1①	件	950	950	950	950	950	
	実績1②		945					
	③＝②／①	%	99.5					毎年度１００%
指標4	目標値1①	%	40	40	40	40	40	
	実績1②		36.7					
	③＝②／①	%	91.8					毎年度１００%

所管部	子ども家庭部	所管課	男女共同参画課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	17,159				17,159	
人件費		20,890				20,890	
事務費		411				411	
減価償却費		0				0	
総計		38,460				38,460	
財源内訳							
一般財源	千円	38,460				38,460	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	2				2	
非常勤職員	人	1.5				1.5	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	男女共同参画セミナーや情報誌の発行において、区民との協働による企画運営を進めており、男女共同参画の意識啓発について適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	講座の開催、情報誌の発行、相談の実施など、男女共同参画に関する施策の推進にあたり、区民のニーズに応えるための目標設定をしており適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	講座はテーマや対象者を絞り多様な内容とし、相談室は各分野の専門家が複雑で多様な相談に対応しています。講座参加者数や相談件数は増えており、効果的･効率的といえます。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	啓発講座の参加者数は、講座数を増やし、区民それぞれのニーズにあった講座を実施することにより、目標水準を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	家庭生活等さまざまな分野での男女平等と感じる区民の割合は、まだ目標に達していませんが、その他の指標は90%を超える成果が得られました。このため事業全体をとおし、男女共同参画の推進については計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		家庭や職場、地域社会などにおいて、男女が個人として尊重され、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることが大切です。このため、男女共同参画に関する理解を深め実践していけるよう、環境づくりを推進していく必要があります。
	改革方針		男女共同参画課が男女共同参画推進センターに移ったことにより、月曜日も開館し、これに伴い相談日の拡充や講座開催数を増やします。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	講座開催数を15回から25回に増やしました。また、総合相談事業の名称を「女性総合相談」から「悩みごと相談室」に変更し、月曜日の実施及び土曜日午後に男性相談員による相談を新たに設けました。
		課　題	審議会等における女性委員の比率を上げるために、審議会等を所管する各課に比率向上に向けた計画を依頼しました。この経過及び効果については、十分に検証していく必要があります。また、悩みごと相談室については、民生･児童委員の会合に出席するなど周知につとめましたが、なお一層の周知が必要です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	20年度に各事業の拡充を行い、それぞれ成果を得ていますが、男女共同参画社会の実現のために、引き続き事業の精査を行いながら一層の充実を目指していきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	1	基本施策	③
計画事業	9	ワーク･ライフ･バランス（仕事と生活の調和）の推進			

目的

個人の生活を尊重した働き方の見直しが社会の関心を集めています。仕事と生活の調和を図る、ワーク･ライフ･バランスの実現を目指し、推進企業認定制度の実施をはじめ、企業への支援、働きかけを関係部署と連携して推進していきます。

ワーク･ライフ･バランスや男女雇用機会均等、次世代育成支援などについて積極的に推進している企業を「ワーク･ライフ･バランス推進企業」として認定します。また、ワーク･ライフ･バランスを推進するために専門的な側面からの助言や指導が必要な企業に対して、コンサルタントを派遣するなど、働きやすい職場環境づくりに向けた取り組みを推進します。

手段

ワーク･ライフ･バランス推進企業認定制度の実施

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	ワーク･ライフ･バランス推進企業の認定	④	
②	コンサルタントの派遣	⑤	
③	ワーク･ライフ･バランスセミナーの実施	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	ワーク･ライフ･バランス推進企業認定数（累計）	職場におけるワーク･ライフ･バランスや男女雇用機会均等を推進している企業を、ワーク･ライフ･バランス推進企業として認定する数	23年度に40社
2	コンサルタントを派遣する企業数（累計）	ワーク･ライフ･バランス推進企業認定制度に申請した企業のうち、希望によりコンサルタントを派遣した企業数	23年度に120社
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	社	10	20	30	40	40	
	実績1②		20					
	③＝②／①	%	200.0					23年度100%
指標2	目標値1①	社	30	60	90	120	120	
	実績1②		5					
	③＝②／①	%	16.7					23年度100%
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部 子ども家庭部 所管課 男女共同参画課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	2,761				2,761	
人件費		14,004				14,004	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		16,765				16,765	
財源内訳							
一般財源	千円	14,040				14,040	
特定財源		2,725				2,725	
一般財源投入率	%	83.7				83.7	
職員							
常勤職員	人	1.5				1.5	
非常勤職員	人	0.5				0.5	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進について、区が認定制度を実施することは適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定やコンサルタントの派遣は、企業における働きやすい職場環境に向けた取組みの支援であることから適切です。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	コンサルタント業務委託によりワーク・ライフ・バランス推進企業認定及びコンサルティングに際して専門的な側面からの助言が行われるため、効果的・効率的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定によりワーク・ライフ・バランスを積極的に推進している企業数20社を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	コンサルタントの派遣企業数については目標を下回る5社でしたが、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定によりワーク・ライフ・バランスを積極的に推進している企業数20社達成の成果が得られました。このため事業全体を通しワーク・ライフ・バランスの推進については計画通りに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		制度を整備することが難しい企業もあるため、啓発とともに具体的な支援の必要があります。また、企業を対象としたアンケートにより、企業のニーズを踏まえた支援策を充実していく必要があります。
	改革方針		ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の充実を図るために、コンサルタント企業からの情報収集やワーク・ライフ・バランス推進認定企業に対する新たな優遇措置の検討を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	企業のニーズを把握するため、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度申請企業に対するヒアリング時のアンケート等を行いました。また、ワーク・ライフ・バランス推進認定企業に対する優遇措置について関係部署と連携し検討しました。
		課　題	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度申請企業における就業規則等の制度構築（作成）支援を促進するため、コンサルタント派遣義務化を検討する必要があります。また、ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰を行い、これからワーク・ライフ・バランスを推進しようと考えている企業の模範となる企業を紹介する必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	区内中小企業における男性従業員の働き方を見直すため、男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業を新たに実施し育児・介護休業制度等の利用を促進する必要があります。また、ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰の実施や優遇措置等の支援策を検討するとともに、引き続きワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の周知に努め、区内企業のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組みを支援していきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	①
計画事業	10	保護者が選択できる多様な保育環境の整備			

目的

就労機会の増大、価値観やライフスタイルの変化に合わせて、保護者が選択できる保育環境を整備していきます。
私立認可保育所の整備や認証保育所への支援、また幼稚園と保育園の連携･一元化などを進めることにより、多様で多角的な保育環境の整備を図り、保育園入所待機児童の解消や保護者のニーズに即した保育サービスの提供を目指します。また、公立幼稚園と私立幼稚園の入園料及び保育料に格差があるため、私立幼稚園の保護者負担軽減補助金を充実し、保護者の選択の幅を広げます。

手段

①私立認可保育所の整備　②認証保育所への支援
③幼稚園と保育園の連携･一元化　④私立幼稚園保護者の負担軽減

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	私立認可保育所の整備 私立認可保育所建設事業助成等（高田馬場第一保育園･中落合第一保育園）	④	私立幼稚園保護者の負担軽減 私立幼稚園保護者への入園料、保育料負担軽減補助
②	認証保育所への支援 A型新規開設2所への開設準備経費補助及び既存園への運営費補助及び保育料助成	⑤	
③	幼稚園と保育園の連携･一元化 （仮称）西新宿子ども園建設に伴う設計委託等及び愛日幼稚園･中町保育園の子ども園化検討	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	私立認可保育園数（累計）	民設民営方式により運営されている認可保育園数（累計）	23年度に13園
2	認証保育所数（累計）	東京都独自の基準を満たし認証を受けた保育所数（累計）	23年度にA型13所、B型2所
3	子ども園の開設（累計）	幼保一元化による子ども園の開設（累計）	23年度に3園
4	保護者負担軽減補助金受給者数	保護者負担軽減補助金を受給した保護者の数	毎年度1,239名

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	園	11	11	12	13	13	
	実績1②		11					
	③＝②／①	%	100.0					23年度100%
指標2	目標値1①	園	9	12	15	15	15	
	実績1②		8					
	③＝②／①	%	88.9					23年度100%
指標3	目標値1①	園	1	1	2	3	3	
	実績1②		1					
	③＝②／①	%	100.0					23年度100%
指標4	目標値1①	人	1,239	1,239	1,239	1,239	1,239	
	実績1②		1,204					
	③＝②／①	%	97.2					毎年度100%

所管部	子ども家庭部	所管課	保育課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	777,196				777,196	私立認可保育園の整備補助金については発生主義の考え方を取り入れているため、事業費には含まない。 四谷子ども園の工事費については、発生主義の考え方により事業費を計上。 （減価償却費の算定） 工事費554,693千円×90%（残存価値10%）÷耐用年数47年＝10,622千円
人件費		59,143				59,143	
事務費		890				890	
減価償却費		10,622				10,622	
総計		847,851				847,851	
財源内訳							
一般財源	千円	797,006				797,006	
特定財源		50,845				50,845	
一般財源投入率	%	94.0				94.0	
職員							
常勤職員	人	7				7	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	定員の拡充や保育サービスの充実及び子どもの育っていく環境の整備について、ソフト面でもハード面においても区が主体的に担っていくことは、適切と評価できます。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	保護者の選択の幅が広がっていく負担軽減の目標は適切といえますが、一方で待機児童の増加という現実を踏まえ、保育園等の受入枠の確保を目指した目標については、上方修正が必要です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	民間活力を導入しコストを意識した事業展開や実績に基づく補助金支給形態の採用により、各事業は予定通り進行しています。よって、効果的･効率的と判断できます。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	保育園や子ども園等の施設数増及び負担軽減補助金の受給者数増の実績からは、事業目的の達成度は高いと判断できます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	私立保育園と子ども園の建設事業が順調に進み、認証保育所の開設数増により待機児童の受け皿の幅が広がりました。また私立幼稚園保護者負担軽減は在園児数の増につながるなど保護者のサービス選択肢の幅が広がりました。このため事業全体を総合的に判断すると、計画の内容･水準は概ね達成しているものと評価できます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		区民の生活形態や働き方は、都市の利便性により多様となっています。子育て支援サービスについても多種多様なニーズや時代の変化に対応するために、保護者が選択できる保育環境の整備を図っていくことが求められています。
	改革方針		都市の利便性を活かした多様な生活形態、働き方による多種多様なニーズや時代の変化に対応する子育て支援サービスを提供するとともに、子どもの成長と発達を見据えた一貫した保育と幼児教育を実施することにより、保護者が選択できる保育環境の整備を図っていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	保育園入所待機児童の解消や保護者のニーズに即した保育サービスの提供を図るため、私立認可保育所の整備や認証保育所への支援、また幼稚園と保育園の連携･一元化を進めました。また私立幼稚園の保護者負担軽減補助を充実し、保護者の選択肢の幅を広げました。
		課　題	20年4月1日現在の待機児童数は60人で、19年4月1日の26人に比べ大幅に増加に転じました。このような状況の中では、公有地及び既存の公共施設の活用も視野に入れて待機児童解消に向けていく必要があります。子ども園については、今後の地域展開や私立幼稚園の子ども園化等を推進していく必要があります。また、私立幼稚園保護者負担軽減については、引き続き制度の周知を図っていく必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	待機児童の解消に向けては、総合的検討を行い、公有地及び既存の公共施設の活用も視野に入れ、保育園施設及び定員増の具体化に取り組みます。子ども園については、子ども園化の地域展開や私立幼稚園の子ども園化に向けての指導助言等のため、引き続き調査検討します。また、私立幼稚園保護者負担軽減については、引き続き制度の周知を図っていきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	①
計画事業	11	子どもの居場所づくりの充実			

目的

子どもがさまざまな体験や遊びをできる「子どもの居場所づくり」を充実し、遊びや自主的な活動を通じて、子どもの成長する力を伸ばしていきます。

手段

①放課後子どもひろばの拡充
②学童クラブの充実

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	放課後子どもひろばの開設（6校）	④	西新宿・早稲田南町・榎町・信濃町・四谷第六小学校内学童クラブの児童指導業務委託事業者をプロポーザルにより選定
②	放課後子どもひろばの平成21年度実施校（6校）の決定	⑤	民間学童クラブ（3所）の運営費を助成
③	四谷第六小学校内・江戸川小学校内学童クラブの開設準備	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	放課後子どもひろばの実施小学校数（累計）	小学校を活用した子ども同士が交流できる遊びと学びの場の実施校数	23年度に29校
2	学童クラブ数（累計）	学校施設等の活用による学童クラブを加えた公設の学童クラブ数	23年度に27所
3	児童指導業務委託箇所数（累計）	延長保育を実施する児童指導業務委託を行う学童クラブ数	23年度に16所
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	校	12	18	24	29	29	
	実績1②		12					
	③＝②／①	%	100.0					毎年度100%
指標2	目標値1①	所	24	26	26	27	27	
	実績1②		24					
	③＝②／①	%	100.0					毎年度100%
指標3	目標値1①	所	7	9	12	16	16	
	実績1②		7					
	③＝②／①	%	100.0					毎年度100%
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	子ども家庭部	所管課	子どもサービス課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	292,585				292,585	
人件費		16,898				16,898	
事務費		1,344				1,344	
減価償却費		0				0	
総計		310,827				310,827	
財源内訳							
一般財源	千円	204,419				204,419	
特定財源		106,408				106,408	
一般財源投入率	%	65.8				65.8	
職員							
常勤職員	人	2				2	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	子どもの居場所づくりを充実させるためには、区の既存施設の活用や施設のあり方を見直すなかで整備する必要があり、区が担っていくことは適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	区内の小学校や地域性を配慮した目標設定となっており適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	業務委託により、コストの削減や柔軟な職員配置など効果的･効率的に業務を遂行しています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	放課後子どもひろばの実施、学童クラブの開設･業務委託について目標水準を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	放課後子どもひろばの開設や、学童クラブの業務委託による保育時間の延長、新たな学童クラブの開設など子どもの居場所の充実のための事業は計画どおりに進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事件が多発しており、子どもたちが地域で安全に遊び、過ごせるような環境を整備する必要があります。また、保護者の就労状況の多様化に伴い、学童クラブの利用時間の延長など区民ニーズにこたえていく必要があります。
	改革方針		子どもたちが安心して交流できる居場所として全小学校内での放課後子どもひろば実施を目標とし、順次事業開始していきます。また、保護者の多様な就労状況に伴う学童クラブの延長利用需要に効率的に対応するため、計画的に業務委託をしていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	平成20年度は新たに小学校内に6校の放課後子どもひろばを開設しました。学童クラブは、保護者の意向を反映しながら、21年度に開始する業務委託の事業者をプロポーザルで決定しました。
		課　題	学童クラブ受託事業者が、選定の過程で提案した内容どおりの運営を行っていくか確認していく必要があります。また、受託事業者が寡占にならないよう、複数の事業者が参入できるような選定方式を行う必要があります。子どもの居場所として放課後子どもひろばと学童クラブのあり方を検討し整理する必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	質の高い居場所の提供を行うため、事業者の選定方法を工夫し、区と事業者が切磋琢磨し事業運営を行うほか、放課後子どもひろばと学童クラブのあり方を検討し、居場所づくりの充実を図っていきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅱ	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	12	地域における子育て支援サービスの充実			

目的

地域の中で安心して、子育てができ、子どもたちが健やかに育つように、子育てに関する相談体制や子育て支援サービスの充実を図ります。

手段

①子ども家庭支援センターの拡充②一時保育の充実
③ひろば型一時保育の充実④絵本でふれあう子育て支援事業

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	榎町･信濃町子ども家庭支援センターの開設準備（条例改正、運営時間･運営体制の検討、施設改修）	④	3～4か月児健診時での読み聞かせと絵本配布
②	空き利用型一時保育･専用室型一時保育の実施	⑤	
③	榎町子ども家庭支援センターでのひろば型一時保育の開設準備（条例改正、施設改修、非常勤職員採用）	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	子ども家庭支援センター数（累計）	子育てに関する総合相談や虐待防止事業を行う子ども家庭支援センター機能と児童館機能を併せもった子ども家庭支援センターの開設数	23年度に4所
2	専用室型の実施箇所数（累計）	一時保育用の専用室を備えた施設の箇所数	23年度に7所
3	ひろば型の実施箇所数	乳幼児親子が日常的につどう場所を活用した一時保育の実施箇所数	23年度に3所
4	3～4か月児健診時の絵本の読み聞かせ参加者の割合	保健センターで行う乳幼児健診（3～4か月）で実施する絵本の読み聞かせ参加者の割合	23年度に65%

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	所	1	3	3	4	4	
	実績1②		1					
	③＝②／①	%	100.0					毎年度100%
指標2	目標値1①	所	4	4	5	7	7	
	実績1②		4					
	③＝②／①	%	100.0					毎年度100%
指標3	目標値1①	所	1	2	2	3	3	
	実績1②		1					
	③＝②／①	%	100.0					毎年度100%
指標4	目標値1①	%	65	65	65	65	65	
	実績1②		66					
	③＝②／①	%	101.5					毎年度100%

所管部	子ども家庭部	所管課	子どもサービス課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	74,044				74,044	
人件費		47,567				47,567	
事務費		1,544				1,544	
減価償却費		0				0	
総計		123,155				123,155	
財源内訳							
一般財源	千円	102,821				102,821	
特定財源		20,334				20,334	
一般財源投入率	%	83.5				83.5	
職員							
常勤職員	人	5				5	
非常勤職員	人	2				2	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	子どもと家庭のケースワークや地域との連携について、行政が責任を持って実施することは適切です。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	子育て支援のための施設は地域バランスを考慮して配置しており適切ですが、需用増への対応や利用層の拡大のため、目標値の見直しが必要です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	行政が主体となりながらも、一部業務委託を取り入れるなど、効率的な事業運営を行っています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	子ども家庭支援センターの開設準備、ひろば型一時保育の実施準備、専用室型一時保育の定員を拡充すること、読み聞かせの参加割合の目標値を上回ったことにより、目標水準を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	子ども家庭支援センターへの機能転換に向けた条例改正や施設整備、一時保育の定員拡大、ひろば型一時保育室への改修、絵本の読み聞かせに参加する親子の割合の目標値達成により、子育て支援のための施策は計画どおり進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		家庭や地域の子育て力が低下する一方で、子どもと家庭にかかわる問題は複雑化･多様化しており、子育てに対する不安が増しています。また、子どもが日常生活の中で、いろいろな世代の人々と交わったり、様々な体験をする機会が少なくなっています。
	改革方針		子どもを持つすべての家庭が、地域の中で安心して子育てができるよう、様々なしくみを整えるとともに、多様な生活形態や働き方に応じた多種多様なニーズに対応する子育て支援サービスを提供します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	子育てに関する相談体制や子育て支援サービスの充実を図るため、21年度からの子ども家庭支援センターでのサービス拡充、ひろば型一時保育の実施、専用室型の定員拡大について検討しました。また絵本を通して親子がふれあえるよう、参加親子の拡大について取組みました。
		課　題	増え続ける子育て相談や虐待防止への迅速な対応のため、子ども家庭支援センターの連携を強化する必要があります。また、一時保育の利用者の増加に対応するため、専用室の増設を検討する必要があります。絵本の読み聞かせについては、より子どもが読書に親しめる環境づくりを行うため、対象を拡大する必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	子ども家庭支援センター間の連携を強め、子育て支援をより推進していくために、相談管理システムを導入し、情報共有を図ります。ひろば型一時保育は、利用の状況を検証し、より利用しやすい方法を検討します。専用室型一時保育は、増大している需要を満たすため拡充を進めます。絵本の読み聞かせは、参加する対象年齢を拡大します。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	③
計画事業	13	子ども発達センター移転と児童デイサービスの拡充			

目的

心身に障害のある子どもや発達に遅れのある子どもの発達支援と家族への支援を一層推進するために「子ども発達センター」を現在併設されている「あゆみの家」から分離し、旧東戸山中学校跡地へ移転します。新施設においては、子育てに関わる誰もがより気軽に相談できる環境を提供していきます。また、現在、学齢前の子どもを対象としている児童デイサービスを小学校低学年まで拡大し、軽度発達障害児を中心とした発達支援を行っていきます。

手段

①旧東戸山中学校跡地に建設中の仮称子ども総合センター内に移転。
②児童デイサービスの対象年齢を拡大。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	発達相談事業	④	在宅児訪問支援事業
②	自立支援法に基づく児童デイサービス事業	⑤	
③	障害幼児一時預かり事業	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 年間相談件数	発達･子育て等の新規相談(電話･来所)の年間総数	新規相談280件(23年度末)
2 児童デイサービス年間利用登録者数	年度末時点での利用登録者数	130件(23年度末)
3		
4		

達成水準

		単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	件	280	280	280	280		
	実績1②		117					
	③＝②／①	%	41.8					23年度100%
指標2	目標値1①	件	130	130	130	130		
	実績1②		135					目標件数再検討
	③＝②／①	%	103.8					
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	福祉部	所管課	あゆみの家

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	25,891				25,891	
人件費		128,464				128,464	
事務費		1,119				1,119	
減価償却費		0				0	
総計		155,474				155,474	
財源内訳							
一般財源	千円	136,167				136,167	
特定財源		19,307				19,307	
一般財源投入率	%	87.6				87.6	
職員							
常勤職員	人	13				13	
非常勤職員	人	7				7	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	総合的な子育てサービスの充実を図ることは、区の役割であり適切です。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	デイサービス事業の年間利用登録者数は、目標に達しているため新たな目標を検討します。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	事業内容を地域に広く周知するため、パンフレットの配布や関係機関（保健センター･家庭支援センター等）との連携を図り、効果的に進めました。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	デイサービス年間利用登録者数は、既に目標を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	デイサービス年間利用登録者数についてはすでに目標を達成したほか、事業全体を通じて計画通りに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		心身に障害のある子どもや発達に遅れのある子どもの発達支援と家族等への支援を一層推進し、子育て支援が充実できる施設となるよう環境を整える必要があります。
	改革方針		他機関と連携しながら、基本設計等の新施設構想について検討します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	関連部署との連携を図るために　作業部会を開催してきました。また、施設･機能面での詳細を確認し、実施設計へ反映させるために、係内ミーティングを重ね、意見集約をしてきました。
		課　題	移転準備を進めるために必要備品の検討･事業拡充に伴う職員体制の検討を行う必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	移転に伴い、他の部署や他機関と連携して事業内容を精査し、事業拡充に向けた職員体制の検討と移転費用を予算化していく必要があります。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	3	基本施策	①
計画事業	14	確かな学力の育成			

目的

区立学校の子どもたちが一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、基礎･基本の確実な定着と「確かな学力」を育むため、個に応じたきめ細かい指導を行います。

手段

①確かな学力推進員（区費講師）を全校配置　②授業改善推進プランの作成支援　③授業改善推進員の派遣

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	確かな学力推進委員（区費講師）を全校配置し、各学校の実情に応じたきめ細かい指導を徹底	④	
②	各学校の学力調査等に基づく授業改善推進プランの作成支援を行う	⑤	
③	授業改善推進員を派遣し、新規採用教員等若手教員への指導を行い、教員の授業力の向上を図る	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	授業がわかりやすくなったと感じる児童･生徒の割合	確かな学力の育成に関する意識調査数値	23年度に70%
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0／年	
	実績1②		60.0					
	③＝②／①	%	85.7					23年度100%
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	教育委員会事務局	所管課	教育指導課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	156,662				156,662	
人件費		4,225				4,225	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		160,887				160,887	
財源内訳							
一般財源	千円	160,887				160,887	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0.5				0.5	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	基礎的･基本的学力の定着や教員の授業力の向上は、公立学校としての責務であり、適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	学力の向上と授業のわかりやすさは密接な関係にあることから適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	意識調査により一定の成果が確認されているため、効果的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	授業がわかりやすくなったと感じる児童生徒の割合は対前年比で0．6ポイント下がりましたが、その他の取り組みの成果を踏まえ、目的達成ができていると評価します。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	意識調査による「授業が分かりやすくなった」と感じる児童･生徒の割合は、0．6ポイント下がりましたが、同調査内の区費講師の配置と授業改善推進員の派遣による成果がみられるため、事業全体を通し、確かな学力の育成について、順調に進行していると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		確かな学力推進員の指導力や資質の向上のための研修会等の充実を図る必要があります。 区費講師の有効活用の促進のために、学校の組織的な対応の一層の充実が必要です。
	改革方針		確かな学力推進員の児童･生徒の個々の学習課題に対応した指導力や資質の向上のための効果的な研修会を実施します。また、学校に対して、区費講師の有効活用を促すよう取り組みます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	区費講師の授業力の向上のために、研修内容の充実を図るとともに、校園長会等を通して区費講師の有効活用について指導しました。
		課　題	確かな学力推進員の配置による「授業がわかりやすくなった」と感じる児童･生徒の割合が低下したため、その原因の分析をし改善を図る必要があります。また、学校の抱える課題がますます多様になっている状況を踏まえ、確かな学力推進員の効果的な活用について、さらに検討する必要があります。また、確かな学力推進員の指導力向上のための研修会の内容の充実が必要です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	各学校の状況や課題にきめ細かく対応するため、確かな学力推進員を引き続き、全校配置します。また、確かな学力推進員の有効活用について学校への指導･助言を継続して行うとともに、研修内容の充実を図ります。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	3	基本施策	①
計画事業	15	特色ある教育活動の推進			

目的

各学校（園）の中・長期的な視点に立った特色ある教育活動の展開を具現化するため、「特色ある学校づくり教育活動計画」や各校の教育目標に沿って、計画的な学習活動を実施します。

手段

①「総合的な学習の時間」などを通じ、地域や学校の実態に応じた創意工夫を活かした学習活動を実施
②教員の資質・能力向上のための校内研修の実施

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	「特色ある学校づくり教育活動計画」に基づく学習活動	④	
②	教育の資質・能力向上のための校内研修を全校で実施	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	各学校の教育方針等の保護者への周知度	確かな学力の育成に関する意識調査による各学校の教育方針等の保護者への周知度	23年度に75%
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0／年	
	実績1②		73.4					
	③＝②／①	%	97.9					23年度100%
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	教育委員会事務局	所管課	教育指導課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	36,100				36,100	
人件費		25,347				25,347	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		61,447				61,447	
財源内訳							
一般財源	千円	61,447				61,447	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	3				3	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	地域･保護者から信頼される地域（コミュニティ）の中心（核）となる学校をつくるために、各学校の特色ある学校づくりを支援することが、区教育委員会の責務であり、適切であると評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	特色ある学校づくりでは、校長の学校経営方針等を地域･保護者に対する理解促進が必要であるため適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	各学校長の裁量権を拡充することで、学校の実態に即した主体的な事業運営を行うことができ、効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	各学校から保護者会等において校長の経営方針を周知したことにより、確かな学力の育成に関する意識調査による保護者周知度の目標に対し97.9%を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	校長の経営方針の保護者等への周知を図るとともに、特色ある学校づくり教育活動計画を実行し、成果が見られました。このため、本事業については順調に進行していると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		学校（園）長の裁量権を拡充していく中で、より自主的で自律的な教育活動を進める必要があります。
	改革方針		学校（園）長の経営計画に基づき、「特色ある学校づくり教育活動計画」を作成した内容を実施し、より自主的で自律的な教育活動を進めていく必要があります。また、経営方針の周知をさらに継続的に行っていく必要があります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	各学校において、中期的な目標を立てて確かな学力の向上や創意工夫ある教育活動を展開してきました。経営方針の保護者への周知や、事業内容や予算編成の段階で、校(園)長の裁量権を拡大していく取り組みにより、順調に事業を実施しました。
		課　題	経営方針の継続的な理解促進を図ることで保護者や地域に教育活動が理解され、学校により自主的･自律的に教育活動が展開されるようにする必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	各学校において、中期的な目標を立てて「特色ある学校づくり」を進めることで、確かな学力の向上や創意工夫ある教育活動に一定の成果が出てきました。その取組みを継続し、学校の取組みを保護者･地域への周知を一層図り、学校と保護者･地域の双方向の関係を築く必要があります。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	3	基本施策	①
計画事業	16	特別な支援を必要とする児童生徒への支援			

目的

障害のある幼児･児童･生徒一人ひとりの自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、適切な指導や必要な支援を行います。また、通常の学級に在籍するＬＤ（学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の発達障害のある幼児児童生徒に対しても、その能力を最大限に伸ばし、成長･発達するよう、学校内の指導体制への支援及び就学相談の充実、教育環境の整備を図ります。

さらに、編入してきた外国籍児童･生徒などのために、学校において、日本語及び学校生活に関する適応指導を行います。

手段

①巡回指導･相談体制の構築
②情緒障害等通級指導学級の設置
③日本語サポート指導

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	巡回指導･相談体制の構築	④	
②	情緒障害等通級指導学級の設置 ･天神小学校1学級増設（3学級→4学級） ･設置校を牛込第三中学校に設定（22年4月開設予定）	⑤	
③	日本語サポート指導	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	設定目標回数に対する支援チームの派遣率	専門家による支援チームの派遣目標回数129回に対する割合	100%
2	情緒障害等通級指導学級の設置	通級指導が必要な発達障害等の児童･生徒への支援を充実させるための情緒障害等通級指導学級数	23年度に 小学校2校8学級 中学校2校4学級
3	日本語を母語としない子どもの日本語の習得度	日本語を母語としない子どもの日本語の習得度	日常の授業が受けられる程度の日本語の習得度の向上
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0/年	
	実績1②		100.0					
	③＝②／①	%	100.0					23年度100%
指標2	目標値1①	級	3校9学級	3校10学級	4校12学級			
	実績1②		3校9学級					小学校1学級増設 中学校1校2学級新設
	③＝②／①	%	100.0					毎年度100%
指標3	目標値1①							平成21年度から開始する日本語検定により習得度の推移を図ることができるようになる。
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	教育委員会事務局	所管課	教育指導課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	111,080				111,080	
人件費		21,123				21,123	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		132,203				132,203	
財源内訳							
一般財源	千円	132,203				132,203	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	2.5				2.5	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	よりきめ細やかな指導及び支援を行うために、区が区費講師・指導員等の派遣や情緒障害等通級指導学級の設置を行う必要があるので、適切であると評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	増加傾向を示す障害のある児童・生徒や外国籍児童・生徒にとって、一人一人の様々なニーズに対応した支援となっているため、適切な目標設定です。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	特別な支援を必要とする児童・生徒に、支援チームや情緒障害等通級指導学級による専門的な指導は効果的であるため、適切であると評価します。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	計画どおり、支援チームの派遣及び情緒障害等通級指導学級の増設を行っており、目標水準を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	専門家による支援チームを129回派遣しました。 また、計画事業に基づき、情緒障害等通級指導学級を天神小学校に1学級増設しましたが、さらに戸塚第二小学校にも1学級増設を行っており、計画以上に進んでいます。 このことにより、特別な支援を必要とする児童・生徒へ適切な支援を行うための、教育環境の整備は計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		特別な支援を必要とする児童・生徒へ適切な指導及び支援を行うために、児童・生徒のニーズを把握し、教育環境の整備を図ることが必要です。
	改革方針		学校や個人の課題に合った支援のあり方を検討し、専門家による支援チームの派遣を行います。 また、区立小・中学校に情緒障害等通級指導学級を増設・新設します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	巡回相談等に関する事業についてのアンケート調査を実施し、学校のニーズの把握に努めました。 情緒障害等通級指導学級については、天神小学校の青空学級を3学級から4学級に増設しました。また、中学校については、設置校を牛込第三中学校に決定し、改修工事等の準備を進めることができました。 日本語サポート指導の初期指導から教科学習指導へのあり方について検討しました。
		課　題	区費講師等の有効活用のためには、学校が組織として対応していくことが大切であり、教員の意識改革と指導力向上が課題です。日本語サポートでは、放課後に教科指導のサポートを追加する必要があります。 また、情緒障害等通級指導学級は、今後その必要性がますます高くなっていくことが予想されます。今後の需要に応えていくため、情緒障害等通級指導学級設置の調査・検討を続けていく必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	教員の意識改革と指導力向上のため、研修内容の充実を図ります。 情緒障害等通級指導学級設置の調査・検討を行っていきます。 また、日本語サポートは、事業を拡大し、放課後のサポートを実施することにしました。加えて、日本語の習得状況の検証のために日本語検定を実施します。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	3	基本施策	②
計画事業	17	学校適正配置の推進			

目的

区立小･中学校及び幼稚園の小規模校の適正規模･適正配置を推進していくことで、集団教育による社会性の育成や多様な学習方法等への対応など教育効果を高めるとともに、統合新校を建設することにより、学校施設の効率的な施設整備を進めていきます。

手段

①学校適正配置の推進（牛込地区）
②学校施設の計画的整備（西戸山地区中学校）
③区立幼稚園の適正配置の推進

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	対象校保護者への説明 （学校適正配置の推進）	④	建設業者の決定 （学校施設の計画的整備）
②	地域関係者への情報提供 （学校適正配置の推進）	⑤	学級編制基準の検討 （区立幼稚園の適正配置の推進）
③	実施設計の完了 （学校施設の計画的整備）	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	学校適正配置の推進状況	牛込地区における学校適正配置の推進	牛込地区における学校適正配置の推進
2	西戸山地区中学校の整備	西戸山地区中学校整備の進捗率	統合新校開校 （23年4月）
3	区立幼稚園の適正配置の推進状況	幼稚園保育の場にふさわしい魅力ある幼稚園環境実現のための適正な幼稚園配置	適正配置の推進
4			

達成水準

		単位	20年度 （現状）	21年度 （目標）	22年度 （目標）	23年度 （目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①			1				学校適正配置に向けたPTA等との協議を実施
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①				1			22年度に新校舎落成
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①					1		適正化手法の検討
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	教育委員会事務局	所管課	教育施設課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	612,656				612,656	
人件費		43,089				43,089	
事務費		0				0	
減価償却費		134,214				134,214	
総計		789,959				789,959	
財源内訳							
一般財源	千円	789,959				789,959	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	5.1				5.1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	良好な教育環境の整備は、学校設置者としての区の責務であるため、適切であると評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	区立小･中学校及び幼稚園の小規模校の適正規模･適正配置を推進していくことで、集団教育による社会性の育成や多様な学習方法等への対応など教育効果を高めることができるため、適切であると評価します。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	統合新校を建設することにより、学校及び幼稚園の効率的な施設整備につながります。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	牛込地区学校適正配置については、統合協議会の設置に至っておらず、目的は達成されていませんが、西戸山地区中学校の学校施設の整備及び区立幼稚園の適正配置については計画どおりに進んでいます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	牛込地区学校適正配置については、統合協議会の設置に至っていませんが、西戸山地区中学校の学校施設の整備及び区立幼稚園の適正配置については計画どおりに進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		よりよい教育環境を整備するため、地域事情を踏まえた適正配置を進める必要があります。また、第七次学校適正配置計画に基づき、平成23年4月に新宿西戸山中学校の開校に向けて学校施設を整備する必要があります。
	改革方針		学校適正配置に取り組む際には、対象校保護者の同意を得た後「統合協議会」を設置します。この中で、統合の時期、統合新校の位置及び名称等を協議します。また、第七次学校適正配置計画に基づき、学校施設を整備していきます。区立幼稚園の適正配置については、関連事業の動きを見ながら適正化手法を検討していきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	牛込地区学校適正配置については、統合対象校を絞り、保護者等に取り組みの説明を行いました。新宿西戸山中学校の建設については、第七次学校適正配置計画どおり進捗しています。区立幼稚園については、学級編制基準により学級編制を行いました。
		課　題	牛込地区学校適正配置については、統合対象校4校のうち3校の保護者の合意を得られていないため、引き続き説明し理解を得る必要があります。区立幼稚園においては、園児数の減少が続いている状況を踏まえ、私立幼稚園も含めた幼児教育の充実を図る中で、地域事情を踏まえた幼稚園配置の適正化手法の検討を進める必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	よりよい教育環境の実現を目指し、牛込地区においては引き続き学校適正配置を進める必要があります。また、第七次学校適正配置計画に基づき、平成23年4月に新宿西戸山中学校の開校に向けて、学校施設を整備していきます。区立幼稚園の適正配置においては、子ども園化の推進や学級編制基準の運用などから適正化手法の検討を行うこととします。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	3	基本施策	②
計画事業	18	学校施設の改善			

目的

特別教室等の空調整備を行うことにより、学校施設の良好な教育環境を確保するための環境整備を行います。

手段

小･中学校の普通教室、図書室及び特別教室のうち音楽室とコンピュータ室については、既に空調整備を完了しています。今後は残りの特別教室のうち、理科室、図工（美術）室、家庭科（技術）室、生活科室、少人数学習で使用する教室及びＰＴＡや地域の活動に使用する会議室の空調整備を行います。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	小学校空調整備工事　15校（82室）	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	空調整備が完了している小･中学校数	対象校に対する達成率	20年度、21年度で小学校を完了し、22年度に中学校を完了させる
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	校	15	10	9		34	22年度完了
	実績1②		15					
	③＝②／①	%	100.0					毎年度100％
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	教育委員会事務局	所管課	教育施設課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	246,780				246,780	
人件費		10,984				10,984	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		257,764				257,764	
財源内訳							
一般財源	千円	181,964				181,964	
特定財源		75,800				75,800	
一般財源投入率	%	70.6				70.6	
職員							
常勤職員	人	1.3				1.3	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	学校の空調化については、良好な学習･教育環境の整備を行う上で、学校設置者としての区の責務です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	学校の空調化については、児童･生徒･園児の学習意欲、学習能率の向上に大きく寄与していることから、適切です。 なお、第一次実行計画ローリングにより、21年度の目標について、小学校12校から小学校10校へ変更しています。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	統廃合を控えた学校については、レンタル設置し、効率的な対応をとっています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	計画どおり予定していた工事（小学校空調整備15校）が完了しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	施設面での学校間格差の縮小は重要です。空調化は、良好な学習･教育環境の整備を行う上で、学校設置者としての区の責務であるため、計画が順調に進んでいることは評価できると考えます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		小･中学校の普通教室、図書室及び特別教室のうち音楽室とコンピュータ室については、既に空調整備を完了しています。今後は残りの特別教室のうち、理科室、図工（美術）室、家庭科（技術）室、生活科室、少人数学習で使用する教室及びＰＴＡや地域の活動に使用する会議室の空調整備を行います。
	改革方針		順次、学校の特別教室の空調化を進めていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	小･中学校の特別教室のうち、小学校15校について完了し、計画どおり進んでいます。
		課　題	空調化は児童･生徒のみならず、地域住民の施設利用を考慮すると成果期待性も大きいといえます。また、施設面での学校間格差の縮小も重要となっています。今後も滞りなく工事を進めていくことが必要です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	小･中学校の普通教室、図書室及び幼稚園の保育室、遊戯室の空調化は既に完了しています。今後は、小学校残り10校、中学校9校の空調化を進めます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	3	基本施策	③
計画事業	19	地域との協働連携による学校の運営			

目的

地域の住民や保護者などが学校運営や学校評価に参画する新たなしくみを作り、地域と協働連携した学校運営を行っていきます。

手段

①地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進
②学校評価の充実

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	地域協働学校推進推進モデル校の指定（四谷中学校） 四谷中の取組みの検証	④	
②	新たな学校評価のしくみの調査研究 意識調査の実施	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	地域協働学校（コミュニティ・スクール）の指定校（累計）	地域協働学校の指定校数	3校
2	新たな学校評価の導入状況	第三者評価を含めた新しい学校評価を実施する学校の割合	全校実施
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	校			2	1	3	平成22年度指定校決定予定
	実績1②							
	③＝②／①	%						23年100%
指標2	目標値1①	%			100.0	100.0	100.0/年	20～21年度調査・研究 22年度から実施（全校）
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	教育委員会事務局	所管課	教育指導課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	3,342				3,342	
人件費		5,069				5,069	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		8,411				8,411	
財源内訳							
一般財源	千円	8,411				8,411	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0.6				0.6	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	地域コミュニティの核となる開かれた学校の充実のために、学校と保護者や地域が連携して学校運営を行うことは適切な手法と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	学校運営の改善に資する新たな評価制度と地域連携の取組みについては、実績を検証しながら進める必要があることから、目標設定は適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	モデル校を指定し、実践的な調査研究を進めており、効率的かつ効果的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	モデル校（四谷中）においては、保護者や地域と連携した調査研究を行いました。また、学校評価の目的や評価の進め方についてまとめた資料を作成するなど、ほぼ目的は達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	地域協働学校のモデル校では、調査研究が進んでいるものの、新宿区としての地域協働学校のあり方の検討が不十分であるなど、課題が残るものもありましたが、地域との連携による学校運営は着実に成果を上げており、計画通りに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		学校評価の取組みについては、新しい学校評価の形を学校へ周知していく必要があります。地域協働学校は、モデル校を指定し、その検証を図ることが必要です。
	改革方針		各学校での取組みの充実を図るため、学校評価に関する資料を作成し、学校への周知啓発を行います。教育委員会事務局内に、地域協働学校のあり方を検討する組織を設置し、モデル校の検証を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	学校評価の目的や評価の進め方をまとめた資料を作成し、学校への周知を図りました。 地域協働学校の推進においては、モデル校での調査研究は進んだものの、新宿区としてのあり方を検討する組織が設置できず、次年度の課題となっています。
		課　題	学校評価では、関係者評価の項目の整理等、また第三者評価についての検討を行う必要があります。 地域協働学校の推進では、事務局内に地域協働学校推進委員会を設置し、モデル校の検証を行い、新宿版地域協働学校のあり方を検討する必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	前年度に引き続き、学校評価検討委員会を開催し、関係者評価の項目の整理等や第三者評価等のあり方について検討します。 21年度中に、新宿区版地域協働学校を決定し、地域協働学校を2校指定します。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	3	基本施策	③
計画事業	20	家庭の教育力向上支援			

目的

入学前の保護者が集まる健康診断または保護者会の機会を活用し、学校との連携による子どもの仲間づくりプログラムや、入学を機に保護者としての意識を再認識するためのワークショップ、親子のコミュニケーションをテーマとしたプログラム等を実施し、家庭の教育力向上を支援するとともに、子どもと親と学校の良好な関係をつくります。

手段

新入学児童対象の健康診断あるいは保護者会時と、その後の土曜か日曜日に、コーチングの講師による保護者対象のワークショップを実施することで、家庭の教育力の向上を支援します。同時に児童向けのプログラムを実施します。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	入学前プログラムの実施	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 保護者対象のワークショップ等への参加率	健康診断時及び保護者会時のワークショップ参加者数／診断時及び保護者会の参加者数	100%
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0/年	
	実績1②		97.0					
	③＝②／①	%	97.0					23年度100%
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	教育委員会事務局	所管課	教育政策課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	5,454				5,454	
人件費		11,110				11,110	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		16,564				16,564	
財源内訳							
一般財源	千円	16,564				16,564	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	1				1	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	ワークショップ手法による講座展開は、社会教育を担当する行政が専門講師を活用しており、適切な手法です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	教育基本法の改正でも家庭教育支援の充実を求められており、必要かつ適正です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	保護者にとって、子どもの成長に最も関心のある時期を捉えて実施することで効果的に行うことができます。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	毎回、各会場で参加者の振り返りを行っているが、想定以上の定着度が認められ、目的を達成しています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	各校の保護者会等の実施状況によりワークショップ等に確保できる時間の差があり、学校との事前調整について課題が残るものもありましたが、概ね計画どおりに進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		19年度から小学校全校で実施しているが、学校からの事前周知が徹底されないなど、学校との連携が不十分な面がありました。また、国公立、私立小学校への進学希望等で、健康診断時には入学する学校が未定であることが増えており、保護者のワークショップ等への関心が低くなっているため、事前周知を徹底し関心を高める必要があります。
	改革方針		学校長、副校長の理解を促し、入学前から入学後への円滑な移行を目指します。また、このプログラムで得たノウハウなどを実際にどう家庭教育に活かしたかなどの検討を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	学校との打合せを綿密に行い、学校の行事への悪影響を避けるとともに、学校にとって入学前プログラムを実施する効果を認識してもらうことで、円滑な進行を図りました。また、プログラム実施後の評価を学校長に聴取するなど、次回以降の調整を図りました。
		課　題	対応を図った成果はでていますが、私立校進学を視野にいれている保護者などの関心度は依然低いといえます。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	学校との事前調整や実施をしながらの修正を引き続き行い、学校の需要にあった内容にするよう改善します。 また、関連事業として、入学後のフォローアップ講座を試行し、学校と保護者が共有できる親子の関わり方を提示します。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	4	基本施策	①
計画事業	21	総合運動場及びスポーツ環境の整備			

目的

スポーツ･文化活動の場を整備し、子どもから高齢者までが個々の目的やレベルに応じて多様なスポーツ･文化活動に親しめる環境を充実していきます。

手段

関係部署の職員で構成する検討会を設け、総合運動場整備を含めたスポーツ活動や施設のあり方等、幅広く課題を整理し、エリアマネジメントの方針や現在の区民ニーズ等を踏まえて検討していきます。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	総合運動場の整備	④	
②	スポーツ施設の整備	⑤	
③	総合型地域スポーツ･文化クラブの設立･活動支援	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	総合運動場整備の進捗状況	総合運動場整備計画策定	100%
2	建設から15年以上経過しているスポーツ施設の整備状況	3所整備（21年度）	100%
3	小･中学校における地域スポーツ･文化事業の実施回数（年間）	年60回/各校	100%
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①		検討会設置	検討	検討	整備計画策定	総合運動場整備計画策定	
	実績1②		検討会設置					
	③＝②／①	%	100.0					
指標2	目標値1①		2	1	0	0	3	
	実績1②		2					
	③＝②／①	%	100.0					
指標3	目標値1①	回	60	60	60	60	240	
	実績1②		69					
	③＝②／①	%	115.0					
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部 地域文化部 所管課 生涯学習コミュニティ課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	215,478				215,478	
人件費		2,535				2,535	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		218,013				218,013	
財源内訳							
一般財源	千円	218,013				218,013	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0.3				0.3	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	総合運動場及びスポーツ環境の整備は重要な区の責務です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	スポーツ活動や施設のあり方等、幅広く課題を整理し、エリアマネジメントの方針や現在の区民ニーズ等を踏まえて検討していく必要があり、適切な目標設定と言えます。
③効果的･効率的な視点	□ 効果的･効率的である ■ 改善が必要である	スポーツ活動や施設のあり方等、幅広く課題を整理し、現在の区民ニーズ等を踏まえて検討が必要です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	幅広く課題を整理し、検討していく組織の立ち上げ等、今後に向けた体制づくりができたと評価できます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	年度ごとに掲げた目標については達成していますが、総合運動場の整備や総合型クラブの育成といった最終目標の達成までには、まだ多くの課題が残っており、今後、区民ニーズ等を踏まえた検討を行っていきます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		総合運動場及びスポーツ環境の整備には、国･都との交渉停滞や区財政的な負担増など多くの課題があります。
	改革方針		関係部署の職員で構成する検討会を設け、課題を整理しながらスポーツ活動や施設のあり方等を整理し、エリアマネジメントの方針や現在の区民ニーズ等を踏まえて多面的な検討を進めていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	関係部署の職員で構成する検討組織を立ち上げました。
		課　題	スポーツ活動や施設のあり方等、幅広く課題を整理し、エリアマネジメントの方針や現在の区民ニーズ等を踏まえて検討する必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	関係部署の職員で構成する検討会をの中で総合運動場整備を含めたスポーツ活動や施設のあり方等、幅広く課題を整理し、エリアマネジメントの方針や現在の区民ニーズ等を踏まえて検討します。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	4	基本施策	②
計画事業	22	新しい中央図書館のあり方の検討			

目的

中央図書館の役割や機能を抜本的に見直し、IT社会に対応した情報センターとしての機能を強化した新中央図書館の整備を検討します。

手段

新中央図書館のあり方の具体的な内容については、専門家と区民による検討組織を設置し、一定の方向性をまとめます。

事業の主な実施内容

平成20年度			
①	他自治体の新図書館建設における、自治体アンケート調査の実施	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	新しい中央図書館のあり方の検討の進捗状況	専門家と区民による検討組織を立ち上げ、検討していきます。	あり方の方向性のまとめを平成22年度までに行います。
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	事業			1			平成22年度までに方向性決定。
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①	事業						
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①	事業						
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①	事業						
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部 教育委員会事務局 所管課 中央図書館

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	図書館機能を含めた総合的な複合施設を考えるには、区の関与は適切であると評価します。このような複合的な公共施設のあり方を検討するためには、区が主体となり、学識経験者や区民等の意見を聴きながら進めていく必要があります。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	2年間で検討組織を立上げ、22年度に方向性を打ち出す目標は適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	中央図書館を中心として、他の部署との連携を始めており、効率的な検討が行われています。今後の検討組織立上げを見込んで、更なる連携強化を図ります。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	新図書館を設置した各自治体における、手法等の研究をしました。また、移転先の施設建設についてのイメージを持てるように、他の部署からの必要な情報の収集や検討を行いました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	他自治体における、コンセプトや基本計画策定のための手法を調査し、検討方法や委員会の定数･内訳の確認など一定の成果が得られました。今後、新しい中央図書館の建設に向けて、基本コンセプトなど更なる検討を重ねていきます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		中央図書館の役割や機能を抜本的に見直し、IT社会に対応した情報センターとしての機能を強化した、新中央図書館のあり方を検討します。
	改革方針		移転先を旧戸山中学校跡地として、平成21年度に専門家と区民による検討組織を設置し、平成22年度までに一定の方向性をまとめます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	他自治体における、コンセプトや基本計画策定のための手法の検討をしました。新中央図書館のあり方の方向性をまとめるためには、更なる検討が必要です。
		課　題	新中央図書館として「区民に役立つ中央図書館」を目指し、具体的な検討を図りつつ、コンセプトを明確にしていきます。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	新中央図書館のあり方の方向性をまとめるために、専門家や区民による検討組織を21年度に立ち上げ検討を開始します。また、利用者や区民一般の方に対し図書館の利用意向調査を実施し、その結果を分析し、検討組織での検討に活用していきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	4	基本施策	③
計画事業	23	図書館サービスの充実			

目的

IT等を活用し、図書館利用者のニーズや、インターネット社会に対応した図書館サービスの充実を図り、地域におけるコミュニティや知の拠点をめざします。

手段

①図書館IT化の推進
②区民に役立つ情報センター

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	インターネットが利用できる利用者向けパソコンを中央図書館に4台、各地域館に各1台、計12台を設置する。	④	
②	IT機能を装備したレファレンス専用カウンターを全館に設置。新聞や科学情報の有料データベースを導入し、利用者のレファレンスに活用。	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	インターネットが利用できる利用者向けパソコンの設置	利用者自身の操作によりインターネットが利用できるパソコンの設置	全館導入(中央図書館4台、地域館計8台)
2	レファレンス件数(1日あたり)	利用者の調査研究等に必要な資料や情報を的確に案内するサービスの相談件数	平成23年度　60件/日(全図書館)
3			
4			

達成水準

		単位	20年度(現状)	21年度(目標)	22年度(目標)	23年度(目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	台	12					21年度以降保守管理
	実績1②		12					
	③＝②／①	%	100.0					20年度100%
指標2	目標値1①	件	60	60	60	60	60/日	
	実績1②		57					
	③＝②／①	%	95.0					23年度100%
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	教育委員会事務局	所管課	中央図書館

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	24,077				24,077	
人件費		92,939				92,939	
事務費		13				13	
減価償却費		0				0	
総計		117,029				117,029	
財源内訳							
一般財源	千円	117,029				117,029	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	11				11	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	図書館サービスの充実を図ることは行政の責務であるため適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	利用者向けパソコンの設置台数、レファレンスサービスの相談件数ともに図書館サービスの充実を図るために必要な台数・件数であり、適切です。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	利用者向けパソコンについては地域館の利用率が低いため利用促進を図る必要があります。レファレンスカウンターについてはワンストップサービスが実施できており、効率的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	インターネットが利用できる利用者向けパソコン及びIT機能を装備したレファレンスカウンターを全館に設置しました。 21年度からは保守管理を実施します。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	20年度に予定した事業については達成しましたが、インターネットが利用できる利用者向けパソコンについては地域館の利用率が低いため、利用促進を図っていく必要があります。また、レファレンス件数の伸び率を更に高めていく必要があります。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		IT等を活用し、図書館利用者のニーズやインターネット社会に対応した図書館ｻｰﾋﾞｽの充実を図る必要があります。
	改革方針		図書館サービスを充実するため、インターネットが利用できる利用者向けパソコン及びIT機能を装備したレファレンスカウンターを設置します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	利用者向けパソコン及びIT機能を装備したレファレンスカウンターを全館に設置しました。
		課　題	インターネットが利用できる利用者向けパソコンについては地域館の利用率が低いため、利用促進を図っていく必要があります。また、利用者からの相談回数の多い質問などに図書館ホームページ等を活用した情報発信を検討する必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	インターネットが利用できる利用者向けパソコンについては、一部有料データベースが利用できること等、有益な情報を前面に出すようなPRを行い、利用促進を図っていくこととします。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	4	基本施策	③
計画事業	24	子ども読書活動の推進			

目的

「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」（20～23年度）に基づき、子どもが、自主的に読書活動を行うことができるように、読書に関する親力の向上講座や読書塾の開設、学校図書館への司書派遣など読書環境を整備します。

手段

区内在住の子どもを対象に読書に関する親力の向上講座や読書塾の開設、学校図書館への司書派遣などを実施します。また、「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況を客観的に測定するために、各年度の取組みを「数値」として把握し評価します。

事業の主な実施内容

平成20年度			
①	継続的な図書館の環境づくり 21年度に開催する親力向上のための講演会の検討 読書塾の事業計画案の作成	④	
②	身近な読書環境の整備 新たな学校支援貸出制度の立ち上げ	⑤	
③	学校における読書環境の整備 21年度からの各学校への司書派遣検討	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	区立図書館を利用した子どもの人数	区立図書館の子どもの延べ利用人数（対象者＝区内在住者）	平成23年度に115,000人
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	人	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000/年	
	実績1②		102,065					
	③＝②／①	%	88.8					23年度100%
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①							
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①							
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①							

所管部	教育委員会事務局	所管課	中央図書館

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	10,356				10,356	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		18,805				18,805	
財源内訳							
一般財源	千円	18,805				18,805	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	1				1	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	第二次新宿区子ども読書活動推進計画では子どもが読書活動をしていくため、区が主体となって取組みを行い、また、家庭・地域をはじめ図書館、学校などの役割を明確にしているため、適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	新宿区のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるように目標を設定していることから適切です。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	こども図書館を拠点として、関係課と連携を強化し、効率的に行われています。さらに、図書館と学校の連携がより強くなることにより、事業実施の効率性がさらに高まります。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	第二次新宿区子ども読書活動推進計画で数値目標を設定し、計画の実効性を高めています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	平成20年度は第二次新宿区子ども読書推進計画の初年度だが、区立図書館を利用した子どもの人数等、前年度と比較し増加することができました。引き続き、子どもの読書への関心を高めることができるように、具体的な事業を展開していきます。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課題）		子どもの読書活動の推進にあたっては、引き続き、家庭、地域、学校、行政が連携して取組んでいく必要があります。
	改革方針		第二次新宿区子ども読書活動推進計画に沿って、具体化して事業を展開していきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	図書館への利用登録の推進を積極的に行い、区立図書館の子どもの利用人数、年間貸出冊数を増加することができました。
		課題	子どもが自主的に読書活動を行うことができるように、様々な読書環境の整備が必要です。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続 □ 手段改善 □ 事業縮小 ■ 事業拡大 □ 事業統合 □ 休廃止 □ その他（制度改正等）
		内容	子どもたちにとって読書がより身近なものとなり、大切な本と出合えるよう21年度は図書館司書の小中学校への派遣、親力向上のための講演会、読書塾の開催等新規事業を行っていくこととします。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	5	基本施策	①
計画事業	25	歯から始める子育て支援			

目的

子どもの歯科保健の課題は、むし歯予防から歯並びや口腔機能に関するものに変化してきています。そのため、従来のむし歯予防事業を充実させることに加え、健全な口腔機能の発達を目指す事業を展開していきます。

手段

①歯から始める子育て支援体制の構築
②もぐもぐごっくん支援事業

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	デンタルサポーター研修会の開催と登録	④	講習会の開催　保健センター4所　各1回
②	資料「歯から始める子育て支援」の作成	⑤	個別相談の実施　保健センター4所　各6回
③	デンタルサポーター（歯科医療機関）名簿の作成	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 デンタルサポーターの数	歯科医療機関従事者の研修受講者数 （区内歯科医療機関数の20%以上）	90人
2 乳幼児口腔機能講習会参加者数	乳幼児口腔機能講習会参加者数	23年度末　480人 （120人×4年分）
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	人	90	90	90	90		
	実績1②		183					
	③＝②／①	%	203.3					23年度100%
指標2	目標値1①	人	120	240	360	480		
	実績1②		86					
	③＝②／①	%	71.7					毎年度100%
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	健康部	所管課	健康推進課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	885				885	
人件費		1,690				1,690	
事務費		233				233	
減価償却費		0				0	
総計		2,808				2,808	
財源内訳							
一般財源	千円	2,808				2,808	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0.2				0.2	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	歯科医療従事者や子育て支援専門職と連携し、コーディネートを行うことや、担い手の少ない口腔機能の発達支援を行政が実施することは、適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	子どもの歯科保健の課題にあわせ、地域で支える体制づくりや、むし歯予防だけでなく、口腔機能も含め、トータル的に対応できることから適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	地域で支えられるむし歯予防の充実は、組織を通じて行い、地域での対応が難しい口腔機能に関しては、専門の歯科医師で対応することにより、効果的･効率的に行われています。
④目的(目標水準)の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	地域で支える体制づくりは、目標水準に達しましたが、口腔機能の知識を周知するための講習会の参加者数は目標水準の約70%にとどまりました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	講習会の参加者数は、目標水準に達しませんでしたが、講習会参加者の満足度は高い状態にあります。また、地域で歯科保健を支える体制づくりは、円滑に進んでいることから、事業全体を通し、計画通りに進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識(課題)		乳幼児とその保護者が安心して受診できる歯科医院の情報が少ない状況です。また、むし歯以外の飲み込み･噛み方など口腔機能の発達に対する相談に応じる体制づくりが必要です。
	改革方針		地域の歯科医療従事者や保育園･幼稚園等の子育て支援専門職と連携し、地域で乳幼児とその保護者の歯科保健を支える環境づくりを進めます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	デンタルサポーターの養成を行い、協力歯科医療機関の登録を行い、乳幼児を連れた保護者の受診が可能な歯科医療機関などを掲載した名簿の作成を行いました。また、もぐもぐごっくん講習会の開催と、個別相談を行いました。
		課題	子育て支援専門職のデンタルサポーター登録システムを構築する必要があります。 もぐもぐごっくん講習会の周知の強化と参加しやすい環境づくりを行う必要があります。 20年度、1歳児の歯科相談を充実したことから、もぐもぐごっくん個別相談ではさらに専門性の高い相談に対応できるよう整理する必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続 □ 手段改善 □ 事業縮小 □ 事業拡大 □ 事業統合 □ 休廃止 □ その他(制度改正等)
		内容	子育て支援専門職が、デンタルサポーターに登録しやすいよう、組織的に働きかけます。 もぐもぐごっくん講習会の周知を保育園･幼稚園等に行うとともに、託児従事者の人員を増やします。 もぐもぐごっくん個別相談については、他の歯科相談との整合性を図り、子どもの発達状況に応じて、より支援の必要な対象者に実施して行きます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	5	基本施策	①
計画事業	26	食育の推進			

目的

子どものうちから料理に親しむことにより、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを目指します。
食事作りの楽しさを多くの子どもに実感してもらうために、児童館を会場に、計画的にできるだけ多くの機会を提供します。また、それをささえる食育ボランティアの仕組みを作り、区民参加の食育を実現します。

手段

1 講演会を開催し、広く区民に食育について普及、啓発を行います。
2 食育ボランティアを育成し、登録者名簿を作成し、児童館を中心に食育活動を展開します。
3 学校において、食の教育推進リーダーを中心とした食に関する指導を行います。

事業の主な実施内容

平成20年度

①	食育講演会の開催	④	食の教育推進リーダー連絡会の実施（年間2回）
②	食育ボランティアの育成、児童館等での食育活動の実施	⑤	食の教育に関する実践事例集の作成
③	食育フォーラムの開催及びメニューコンクールの実施	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	食育ボランティアの登録者数	新宿区食育ボランティア制度実施要領に基づく登録者数（平成20年～23年の累計）	毎年度20人
2	食事ﾊﾞﾗﾝｽｶﾞｲﾄﾞの内容を知っている人の割合	健康づくり区民意識調査で「内容を知っている」と回答した人の割合	23年度までに50%以上
3	食の教育リーダーを中心とした食に関する指導	食の教育推進リーダーによる授業実践や校内組織による取り組み	毎年度全校（63校）で実施
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	人	20	40	60	80	合計80	
	実績1②		20					
	③＝②／①	%	100.0					毎年度100%
指標2	目標値1①	%				50.0	50.0	次回調査22年度
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①	校数	63	63	63	63	63	
	実績1②		63					
	③＝②／①	%	100.0					毎年度100%
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	健康部	所管課	健康推進課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	1,176				1,176	
人件費		6,336				6,336	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		7,512				7,512	
財源内訳							
一般財源	千円	7,082				7,082	
特定財源		430				430	
一般財源投入率	%	94.3				94.3	
職員							
常勤職員	人	0.8				0.8	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	食育祭では事業企画を民間業者に委託することにより、華やかな親しみやすい内容になり適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	子ども、大人、地域、学校とバラエティに富む目標設定で適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	住民参加型の啓発事業を実施しており、効果的･効率的に行われています。
④目的(目標水準)の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	食育ボランティアの登録者数、食の教育リーダーを中心とした食に関する指導は目標を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	各事業が順調に、計画どおりに進んでいます。 なお、食事バランスガイドの認識度の調査（健康づくり区民意識調査）は健康づくり行動計画の策定に合わせ5年毎に実施しています。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		食育推進計画に基づいて、食育ボランティアの育成、児童館等の講座、食フォーラムを開催し、各幼稚園、小･中学校においても食の教育推進リーダーを中心とした取り組みを行います。
	改革方針		取り組み内容の充実を図りながら実行します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	食育推進計画に基づいて、食育ボランティアの育成、児童館等の講座、食フォーラムを開催しました。また、各幼稚園、小･中学校においても食の教育推進リーダーを中心とした取り組みを行いその実践事例集を作成しました。
		課　題	学校における食育の取り組み内容が一部の学年や学級に集中している場合があります。 食育ボランティアの人材が、管理栄養士･栄養士に偏っているため、より幅広い人材の確保が必要です。学校･保育園等との連携を蜜にして総合的な取り組みをすることが必要です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	食育は子どもとその親を対象とする部分が大きいため、学校･保育園等との連携を密にして総合的な取り組みをしていきます。また、引き続き各事業の内容を充実させていきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	5	基本施策	①
計画事業	27	元気館事業の推進			

目的

区民の運動習慣のきっかけづくりと地域での健康づくり活動の活性化を図ります。

手段

指定管理者の運営により、健康づくりのために誰でも気軽に利用できる軽運動プログラムや生活習慣病予防講座等を実施します。また、健康づくり活動を行う自主グループ・その他の団体に対する施設の貸出事業を行います。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	健康増進プログラムの充実：利用者延べ人数　44,207人	④	
②	高齢者筋力向上事業：利用者延べ人数　2,557人	⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 健康増進プログラムの利用率	健康増進プログラムを利用する人の定員に対する率	平成23年度までに65%
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	
	実績1②		57.0					
	③＝②／①	%	87.7					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	健康部	所管課	健康推進課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	23,779				23,779	
人件費		4,224				4,224	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		28,003				28,003	
財源内訳							
一般財源	千円	28,003				28,003	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0.5				0.5	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	指定管理者により運営しており適切です。また元気館利用者が自らの負担によりサービスを受けており、適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	健康増進プログラムの利用率を目標として設定したことは、区民ニーズに対応したサービスを目指すことにつながるため、適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	この事業は指定管理者制度により運営しており、幅広いプログラムのメニューがあります。また、随時区民ニーズをプログラムに反映させており、効果的に事業を実施しています。
④目的(目標水準)の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	一部、定員に満たないプログラムがあるものの、区民ニーズに対応したプログラムを取り入れたことで、参加者数は増加しています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	プログラム参加者数は増えていますが、更に区民ニーズを反映させプログラムの充実を図っていきます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識(課 題)		健康増進プログラムについては、コース型の利用人数及び利用率は自主事業を増やしたことにより減少していますが、フリー型の実施プログラムの再編成等で利用率が増加しています。高齢者の運動機能向上プログラムについては、更にプログラム内容等の充実を図るとともに、広報等で積極的に周知し、利用者の増加を目指していくことが必要です。
	改革方針		元気館事業に加え、生活習慣病を予防するための講座等を開催します。利用率の低い健康増進プログラムは、内容の充実や利用率の高いメニューを増やし、運営の効率化を図ります。今後とも引き続き利用者や社会のニーズ等に対応したプログラムを取り入れる必要があります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	指定管理者の選定の際に、区民ニーズに対応した内容のプログラムを取り入れるなど、プログラムの見直しを行い、一層の充実を図りました。
		課 題	引き続き、区民ニーズを的確に把握し、ニーズに対応したプログラムの見直しを迅速に行い、利用率アップを図る必要があります。そのために、指定管理者との連携を図っていきます。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続 □ 手段改善 □ 事業縮小 □ 事業拡大 □ 事業統合 □ 休廃止 □ その他(制度改正等)
		内 容	アンケートの実施等により区民ニーズを把握し、多くの区民に利用してもらえるような魅力あるプログラムを実施します。また、指定管理者との連絡を密にして、連携を図っていきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	5	基本施策	②
計画事業	28	新型インフルエンザ対策の推進			

目的

新型インフルエンザに対して、健康危機管理体制を充実し、危機管理対応力を高めていくための必要な対策を講じます。

手段

① 訓練及び発生時に備えた、備蓄用品、装備品等を整備する。
② 新型インフルエンザ対策連絡会において関係機関との連携を強化する。
③ 区職員及び関係機関と連携した訓練を実施する。
④ 発生動向の把握及び情報の提供を行なう。 必要に応じて対応マニュアル等の見直し、改訂を行なう。
⑤ 新型インフルエンザ等の健康危機に対応するため、保健所の整備を検討する。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	感染症防護服･サージカルマスク等医療用品の購入、備蓄	④	広報しんじゅく 新型インフルエンザ特集（8月5日号） 区民向け講演会（2月17日開催） パンフレットの配布、ホームページによる情報提供
②	新型インフルエンザ対策連絡会の開催 1回 （12月12日開催）	⑤	感染症防護服着脱訓練（職員対象）
③	東京都新型インフルエンザ対応訓練への参加 （1回） 新型インフルエンザ疑い対策総合措置訓練への参加 （1回）	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	新型インフルエンザ対策連絡会の開催数	区内医療機関関係者、警察･消防関係者、庁内関係各課長を構成員として、新型インフルエンザに関する情報共有と連携を強化する対策連絡会	年 3回
2	新型インフルエンザ対応訓練の実施回数	職員及び医療機関関係者等との新型インフルエンザ発生時を想定した患者対応等の訓練	年 2回以上
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	回	3	3	3	3		
	実績1②		1					
	③＝②／①	%	33.3					毎年度100%
指標2	目標値1①	回	2	3	3	3		
	実績1②		2					
	③＝②／①	%	100.0					毎年度100%
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	健康部	所管課	保健予防課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	12,573				12,573	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		21,022				21,022	
財源内訳							
一般財源	千円	15,022				15,022	
特定財源		6,000				6,000	
一般財源投入率	%	71.5				71.5	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	新型インフルエンザ対策の推進については、感染症法や国のガイドライン・行動計画、東京都の医療体制整備と連携して行う必要があることから適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	新型インフルエンザ対策の危機管理体制の整備は区民のニーズを踏まえたものであるため適切です。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	新型インフルエンザ発生時に必要な防護服・マスク及び薬品等の備蓄をしました。購入時は入札し、業者を選定する等効率的に実施しています。
④目的(目標水準)の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	新型インフルエンザ発生時に必要な防護服・マスク及び薬品等は、ほぼ目標どおり備蓄しましたが、連絡会は目標回数を実施できませんでした。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる □ 計画どおりに進んでいる ■ 計画どおりに進んでいない	医療機関及び関係機関との連絡会を計画上3回のところ1回しか実施しておらず、医療機関や各関係機関との連携が不足しています。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識(課題)		新型インフルエンザ発生時に発熱外来や保健所の積極的疫学調査(関係者調査)で使用する医療品の備蓄が十分ではなかったため、整備すべきものを検討し、購入・備蓄を行う必要があります。
	改革方針		防護服着脱訓練や医療機関関係者との連絡会を行います。また、保健センター等に医療品等の備蓄を進めます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	購入すべき医療用品の詳細を確定するため、防護服着脱訓練を実施し、必要な医療品を購入しました。また、感染症担当者会を開催するなど関係部署との連携を図り、防護服、医療品等の備蓄を行いました。
		課題	関係機関と保健所を中心とした新型インフルエンザ対応訓練を実施できなかったため、発生時を想定した訓練を実施する必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続 ■ 手段改善 □ 事業縮小 □ 事業拡大 □ 事業統合 □ 休廃止 □ その他(制度改正等)
		内容	医療機関及び各関係機関との連携強化、及び新型インフルエンザ対策行動計画の見直しを含めた健康危機管理体制の強化を図ります。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	II	個別目標	5	基本施策	②
計画事業	29	エイズ対策の推進			

目的

エイズ及び性感染症の感染及びまん延防止、並びに社会的偏見を解消します。

手段

対象：青少年・外国人・同性愛者など
手段：検査受診時等での相談及び指導の充実、教育現場との連携、国・都・関係機関等との連携により、エイズ（性感染症）対策基盤整備、効果的な事業実施を図ります。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	HIV/性感染症検査 検査体制　28回（うち男性同性愛者対象2回、夜間2回） HIV検査981件・クラミジア検査951件	④	HIV検査啓発用カード(男性同性愛者対象)の作成 (1,500枚)
②	相談業務（カッコ内は外国人） 来所相談1,945名(323名)　電話相談310名(127名)	⑤	
③	性感染症講演会(8名)　　はたちのつどいでのイベント(189名)	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	はたちのつどい参加者アンケートにおけるエイズ・性感染症に関する正しい知識を持つ人の割合（正解率）	一般区民への正しい知識の普及向上を目指すことは、感染予防及びまん延を防止することとなる。【正解率＝延べ正解数/参加者×設問数】	90%以上
2	HIV抗体検査受診者数	HIV抗体検査の受診者数	年９００人
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	
	実績1②		94.9					
	③＝②／①	%	105.4					毎年度100%
指標2	目標値1①	人	900	900	900	900	900	
	実績1②		981					
	③＝②／①	%	109.0					毎年度100%
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	健康部	所管課	保健予防課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	9,071				9,071	
人件費		5,914				5,914	
事務費		215				215	
		0				0	
総計		15,200				15,200	
財源内訳							
一般財源	千円	10,625				10,625	
特定財源		4,575				4,575	
一般財源投入率	%	69.9				69.9	
職員							
常勤職員	人	0.7				0.7	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	検査受検者のプライバシー保護、知識情報の提供、感染予防、偏見･差別のない社会づくり、感染者への適正な対応等行政としての関与は妥当です。また、感染者数が増加しているため行政として予防啓発をおこなうことは必要です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	感染者の増加に伴い、検査機会及び検査･相談体制の充実を図り、エイズの早期発見･早期治療を目指したもので適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	医師による結果説明や保健師によるカウンセリング等、検査･結果時の来所相談、また保健所･保健センターでの電話相談による性感染症の理解度は高く、効果的に事業実施しています。
④目的(目標水準)の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	HIV抗体検査時の相談･実施方法の内容充実及び受診者の増加、外国人に対する相談体制の充実を図りました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	HIV抗体検査による患者の早期発見、早期治療により、区民の健康づくりの進展及び公衆衛生に寄与しています。また外国人への相談体制充実を含め、予防及び治療に向けた環境が整い、成果をあげています。検査の機会についても通常検査とは別に夜間検査を2回、男性同性愛者対象検査を2回実施し、充実を図りました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識(課　題)		HIV感染者は増加の一途をたどっており、早期発見･早期治療に結びつく抗体検査の充実及び啓発について、国や都などとの広域的な連携を強化していくことが必要です。特に近年の報告で感染報告数が増加している同性愛者に対する啓発が重要です。 また、若年層に性感染症のり患が増えていることから、青少年への正しい知識の普及啓発について、教育関係機関等と連携を強めていくことが必要です。
	改革方針		HIV感染者･エイズ患者は増加傾向が続いており、エイズ対策は今後も推進していく必要があります。エイズ関係団体と連携をしながら、電話相談や、新宿区の出張講座等を利用し感染予防のための知識を広く普及していくことが重要です。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	検査の案内等をエイズ関係団体のホームページに掲載してもらうなど、費用をかけずに効率的に周知しました。また、男性同性愛者対象の検査を実施する際に、関係団体の協力を得てチラシを作成･配布し、ホームページに掲載してもらうことで周知を図りました。
		課　題	検査機会の充実を図った結果、HIV検査受検者数は増加し、目標人数には達し一定の成果を上げたといえます。しかし、同時にHIV感染者は増加しているのが現状です。 抗体検査･結果時の相談だけでなく、電話相談や講演会の機会を利用し、感染予防のための知識の伝達、普及啓発をすすめていくことが課題です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他(制度改正等)
		内　容	抗体検査･結果時の相談に加え、保健所･保健センターでの来所･電話相談、また区の出張講座を利用し、感染予防のための正しい知識の普及啓発に努めます。 また、近年受検が増加している外国人への対応についても関係機関との連携をより強めていくことが必要です。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	30	高齢者を地域で支えるしくみづくり			

目的

高齢者が地域の一員として尊重され、安心して在宅生活を続けられるよう、広く区民との連携を行うことで地域コミュニティによる日常的な支えあいのしくみをつくります。

手段

①高齢者の孤独死防止に向けた取組みの推進②認知症高齢者を地域で支えるしくみづくり③地域見守り活動の推進

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	一人暮し高齢者への情報紙の訪問配布等	④	職員の認知症サポーターの養成＜全管理職･窓口職場職員＞（新規）
②	孤独死防止に関する意見交換会の開催	⑤	ふれあい訪問（ふれあい訪問･見守り協力員事業推進員の訪問）延べ2,401回実施
③	地域の認知症サポーターの養成＜定例講座･出前講座＞（新規）	⑥	見守り訪問（見守り協力員：ボランティアの訪問）

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	意見交換会等への区民参加者数	町会、自治会、民生委員等の区民参加者数	23年度までに　延べ1,000人
2	区民等の認知症サポーターの養成数	認知症サポーター養成講座を受講した区民等の人数	地域の認知症サポーター450人/年度（～23年度1800人） 職員の認知症サポーター100人/年度（～23年度400人）
3	地域見守り対象者数	地域見守り協力員が訪問する、地域見守り対象者数	平成23年度 680人
4	見守り協力員数	ボランティアで当事業の担い手である地域見守り協力員数	平成23年度 400人

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	人	250	500	750	1,000	1,000	
	実績1②		171					
	③＝②／①	%	68.4					毎年度100%
指標2	目標値1①	人	550	1,100	1,650	2,200	2,200	
	実績1②		1219					
	③＝②／①	%	221.6					毎年度100%
指標3	目標値1①	人	510	580	630	680	680	
	実績1②		651					
	③＝②／①	%	127.6					毎年度100%
指標4	目標値1①	人	300	340	370	400	400	
	実績1②		322					
	③＝②／①	%	107.3					毎年度100%

所管部	福祉部	所管課	高齢者サービス課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	32,997				32,997	
人件費		36,457				36,457	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		69,454				69,454	
財源内訳							
一般財源	千円	49,475				49,475	
特定財源		19,979				19,979	
一般財源投入率	%	71.2				71.2	
職員							
常勤職員	人	4				4	
非常勤職員	人	1				1	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区の負担のもと、ボランティアを含めた区民の活動により高齢者を地域で支えるしくみをつくることは適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	区民に地域での支え合いの機運の醸成を高めるうえで必要な目標設定であることから適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	情報紙を職員手作りで行うとともに、認知症サポーター養成講座の講師を職員が務めているため、費用対効果という面から効果的･効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	認知症サポーターの養成数は、ふれあいトーク宅配便等、様々なツールを活用し目標を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	高齢者を地域で支えるしくみは着実に構築されてきています。また、目的の達成度も高いことから、事業全体を通して計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		高齢者を地域で支えていくため、区民との連携のもとで認知症になっても住みなれた地域で安心して暮し続けられるようにするための新しいしくみを構築していく必要があります。見守り協力員事業は、見守りを必要とする方への周知を促進していく必要があります。
	改革方針		地域や職員向けの認知症サポーター養成講座を実施します。見守り協力員事業を積極的に周知します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	地域や職員向けの認知症サポーター養成講座を実施しました。見守り協力員事業を周知するため、関連部局による連絡会を開催しました。
		課　題	高齢者が認知症になっても安心して住みなれた地域で生活していくためには、在宅生活を支える介護者への支援策の充実を図るとともに、介護サービス事業者等、認知症ケアに関わる人達の認知症への対応力を向上していく必要があります。見守り協力員事業の周知を、あらゆる機会を捉え拡大していく必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	新たに、認知症の方の介護者を対象とした認知症介護者教室、介護サービス事業所等を対象とした認知症支援事業者研修、認知症サポーターになった方を対象としたステップアップ研修等を実施していきます。また、引き続き見守り協力員事業を周知するために連絡会での協議を重ね、有効な対策を考案していく必要があります。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	31	介護保険サービスの基盤整備			

目的

第3期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス及び特別養護老人ホーム等を整備します。
なお、20年度に策定する第4期介護保険事業計画を踏まえ、21年度からの整備計画を見直し、実行していきます。

手段

民設民営方式により、小規模多機能型居宅介護、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及び特別養護老人ホームを整備します。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	【小規模多機能型居宅介護】○旧東戸山中学校活用：事業者選定、地域説明、建築確認申請、○事業者2者公募：住吉町にて曙光会を選定、入札終了	④	【認知症高齢者グループホーム】○防火対策1所（笑がおの園新宿）
②	【小規模特別養護老人ホーム】○旧東戸山中学校活用：事業者選定、地域説明、建築確認申請	⑤	【特別養護老人ホーム】○百人町四丁目国有地活用：平成20年6月開設、○矢来町都有地活用：地域説明、建築確認、入札
③	【認知症高齢者グループホーム】○旧東戸山中活用：事業者選定、地域説明、建築確認申請、○矢来町都有地活用：地域説明、建築確認、入札、○既存改修：改修（3人増）	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員	区内小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員数の合計	224人
2	小規模特別養護老人ホームの定員数	区内小規模特別養護老人ホームの定員数の合計	29人
3	認知症高齢者グループホームの定員数	区内認知症高齢者グループホームの定員数の合計	150人
4	特別養護老人ホーム数（累計）	区内特別養護老人ホーム数の合計	区内6所

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	人	224	224	224	224	224	
	実績1②		24					
	③＝②／①	%	10.7					
指標2	目標値1①	人	29	29	29	29	29	
	実績1②		0					
	③＝②／①	%	0.0					
指標3	目標値1①	人	150	150	150	150	150	
	実績1②		78					
	③＝②／①	%	52.0					
指標4	目標値1①	所	6	6	6	6	6	
	実績1②		5					
	③＝②／①	%	83.3					

所管部	福祉部	所管課	介護保険課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	7,257				7,257	
人件費		25,347				25,347	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		32,604				32,604	
財源内訳							
一般財源	千円	29,281				29,281	
特定財源		3,323				3,323	
一般財源投入率	%	54.2				89.8	
職員							
常勤職員	人	3				3	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	サービスと負担の担い手については、民間事業者によるサービス提供を原則とする介護保険制度の特徴から適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	在宅生活が困難になった区民のニーズに応えようとするものであり、指標はそれぞれの施設整備の定員数であることから適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	本事業は、施設整備事業費の一部のみ区補助金を活用することにより介護保険サービスを整備しようとするものであり、費用対効果という観点から効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	特別養護老人ホームの整備は目途が立ちましたが、特に小規模多機能型居宅介護の整備が進みませんでした。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる □ 計画どおりに進んでいる ■ 計画どおりに進んでいない	特別養護老人ホームの整備は、開設時期が遅れたこと、小規模多機能型居宅介護の整備が進まなかったこと等から、計画どおりに進んでいません。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		旧東戸山中学校活用事業及び矢来町都有地活用事業を着実に進める必要があります。また、小規模多機能型居宅介護は全国で整備が遅れており、全国的な課題であると認識しています。認知症高齢者グループホームの防火対策は、スプリンクラーの規格が示されなかったため、整備できませんでした。
	改革方針		旧東戸山中学校及び矢来町都有地活用事業を着実に進めていきます。また、小規模多機能型居宅介護は、厚生労働省で介護報酬の検討が始まっており、平成21年度の介護報酬改定の動向を踏まえて整備手法を検討します。防火対策は、消防庁によるスプリンクラー規格制定を待って対応します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	旧東戸山中学校活用事業及び矢来町都有地活用事業の両事業とも、当初目標よりも時期は遅れましたが、着工の目途が立ちました。防火対策は、施設面積が小さくスプリンクラー設置義務のない事業所の設備整備を行いました。
		課　題	旧東戸山中学校活用事業及び矢来町都有地活用事業とも、引き続き着実に整備を進めていく必要があります。また、小規模多機能型居宅介護を含む地域密着型サービスは、平成21年度から都市部の介護報酬の増額、各種加算制度の創設を内容とする制度改正がありましたので、事業者の参入意向を踏まえる必要があります。防火対策は、年度末になりスプリンクラーの規格が示されたので、21年度に整備を行います。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	旧東戸山中学校及び矢来町都有地の両活用事業を、引き続き着実に進めていきます。小規模多機能型居宅介護は、平成21年度の介護報酬改定の効果を見定めて整備を進めます。防火対策は、整備が義務付けられた区内認知症高齢者グループホームに働きかけを行い、防火設備の整備を推進します。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	32	介護保険制度改正に伴う支援			

目的

介護保険制度改正に伴う支援策として、①平成17年10月1日改正により、食費体制加算廃止に伴い、通所サービスを利用した住民税世帯非課税者を対象に食費にかかる費用の一部を軽減することで、閉じこもり防止など、介護予防にもつながる通所サービスの利用促進を図る。また、②平成18年4月1日改正により、特殊寝台等貸与の対象外となった要支援1･2、要介護1の対象者に貸与することで、生活環境の変化を軽減し自立した生活を支援する。

手段

①通所介護等食費助成事業　②自立支援特殊寝台貸与事業

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	通所介護等食費助成事業	④	
②	自立支援特殊寝台貸与事業	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	通所介護等食費助成 年間利用回数	通所介護等食費助成の年間利用回数	23年度年間76,320回に拡大
2	自立支援特殊寝台貸与　利用者数	自立支援特殊寝台貸与の利用者数	毎年度利用率100%の維持
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	回	69,156	73,332	76,056	76,320	76,320	23年度76,320回
	実績1②		41,465					
	③＝②／①	%	60.0					
指標2	目標値1①	人	40	40	40	40	40	毎年度100%
	実績1②		40					
	③＝②／①	%	100.0					
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	福祉部	所管課	介護保険課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	18,646				18,646	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		27,095				27,095	
財源内訳							
一般財源	千円	27,095				27,095	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	低所得者に対する負担を軽減し安定した通所サービス利用が可能となり、また、特殊寝台の貸与対象外となった軽度者に対し自立支援特殊寝台等を貸与することで自立した生活を支援することは、制度改正に伴う支援として区が負担することは適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	通所サービス利用者が年々増加し、区内通所サービス事業所が増えることで、年間利用回数が大幅に増えることから適切です。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	介護保険制度改正に伴う支援については、低所得者に対して負担の一部を軽減することで安定した利用促進や自立した生活を支援する救済策のため、効果的です。
④目的（目標水準）の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	閉じこもり防止や介護予防にもつながる通所介護等食費助成事業は、利用回数の目標値が6割程度であったためです。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	通所介護等食事助成事業は、低所得者に対して負担を軽減し安定した利用促進を図ることができました。また、自立支援特殊寝台貸与事業は、制度改正により貸与対象外となった軽度者に貸与することにより自立した生活を支援することで成果が得られました。このため事業全体を通し介護保険制度改正に伴う支援策としては計画どおり進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		介護保険制度改正の支援策として、通所介護等食費助成事業は、制度改正以前に食費体制加算を行っていた区内27事業所が通所サービスの食事の提供を行うことになりました。また、通所サービスの食費が増額となった区内の通所サービス事業者で提供する食費1食につき200円を限度に助成することで利用促進を図ったが、利用回数の目標値が6割程度であったため達成度が低いとしたが、今後利用事業所の拡大や利用者への制度の普及啓発を行うことにより、目標値に達することが期待できます。
	改革方針		通所介護等食費助成事業は、制度改正以前に食費体制加算を行っていた区内27事業所から区内全事業所へ拡大します。また、通所サービスの食費が増額となった区内通所サービス事業所で提供する食事1食につき200円を限度とした助成から一律200円とする助成に変更します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	通所介護等食費助成事業は、制度改正以前に食費体制加算を行っていた区内27事業所から区内全事業所へ拡大したことにより35事業所で利用できることになりました。また、通所サービスの食費が増額となった区内通所サービス事業所で提供する食事1食につき200円を限度とした助成から一律200円の助成に変更することで利用促進を図るための普及啓発を行いました。
		課　題	利用促進のため、区内全事業所(44所)の拡大や制度の普及啓発を行ったことで、利用事業所が27所から35所となり利用回数も増えているが、利用できる事業者を拡大するために他の通所サービスを加えることや制度の普及啓発を行う必要がある。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	通所介護等食費助成事業は、平成21年4月から、通所サービスに小規模多機能型居宅介護の通いサービスを加えることにより、さらなる利用促進を行います。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	33	後期高齢者医療制度の実施に伴う支援			

目的

平成20年 4月開始の長寿（後期高齢者）医療制度の実施に伴い、今後も被保険者の保険料及び医療に係る負担が増加することが予想できます。こうした状況を踏まえ、被保険者及びその家族に対する経済的支援策を図ります。

手段

新宿区に1年以上住所を有する長寿（後期高齢者）医療被保険者が医療保険適用の病院等に7日間以上入院中または入院した場合に、「入院時負担軽減支援金」を支給します。また、被保険者が死亡した場合は、葬儀を行なった方に対して「葬祭費」を支給します。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	入院時負担軽減支援金の支給	④	
②	葬祭費の支給	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	入院時負担軽減支援金事業の普及	対象者に対する給付率	100%
2	葬祭費事業の普及	対象者に対する給付率	100%
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	100.0	100.0	100.0	100.0		
	実績1②		28.4					
	③＝②／①	%	28.4					毎年度100%
指標2	目標値1①	%	100.0	100.0	100.0	100.0		
	実績1②		65.0					
	③＝②／①	%	65.0					毎年度100%
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	健康部	所管課	高齢者医療担当課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	228,630				228,630	21～23年度ローリング実施済み
人件費		16,898				16,898	
事務費		17,568				17,568	
減価償却費		0				0	
総計		263,096				263,096	
財源内訳							
一般財源	千円	263,096				263,096	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	2				2	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	被保険者等への経済的支援を区が行うことは適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	給付金の性格から申請主義を採っているため、被保険者等への周知徹底による事業普及が重要であり、適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	高齢者に新しい保険制度が導入されたことで、被保険者等に制度への不安や不信感が高まっている現状の中で、経済的支援は医療保険制度を側面から支えるものです。
④目的（目標水準）の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	葬祭費･入院時負担軽減支援金とも目標値に至っていません。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる □ 計画どおりに進んでいる ■ 計画どおりに進んでいない	後期高齢者が安心して医療を受けるセーフティーネットのひとつとして役割を果たしていますが、制度普及のため、被保険者等へのさらなる周知が必要です。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		平成20年度の長寿（後期高齢者）医療制度の開始に伴い事業を新規に実施したため、年度前半では新制度の周知と国の制度見直しの対応が優先されたことで、当該事業の被保険者等への周知が充分ではありませんでした。
	改革方針		事業の周知に努めるとともに、申請件数が少ない現状を踏まえ、21年度予算編成時に次年度以降の予算規模を見直します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	入院時負担軽減支援金、葬祭費ともに予算に対する執行率が低い状況にあったため、21～23年度の計画の見直しを図りました。
		課　題	21年度以降の事業規模を下方修正したことから、現時点ではローリング後の各年度の目標値を目指します。特に入院時負担軽減支援金は、今まで以上に周知活動に工夫を凝らす必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	入院時負担軽減支援金については、都広域連合が持つ入院データを利用することで該当者を把握して、個別に勧奨することを検討していきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	1	基本施策	②
計画事業	34	障害者の福祉サービス基盤整備			

目的

障害者自立支援法に基づく新体系に即した施設･グループホーム等の設置、整備を促進し、障害者の地域生活を支援します。

手段

①障害者入所支援施設(知的) 等の設置促進
②グループホーム(知的) 等の設置促進
③グループホーム (精神) 等の設置促進
④障害者通所施設 (精神) 等の整備促進

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	障害者入所支援施設 (知的) の設置促進について、区有地の活用検討	④	精神障害者施設 (日中活動系) 2所の整備促進
②	グループホーム (知的) 1所の設置促進への取り組み (設置未達成)	⑤	
③	グループホーム(精神) 等の施設整備検討3回	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 障害者入所支援施設 (知的) 等の設置促進	障害者入所支援施設 (知的障害者対象) の設置促進状況	24年度以降の1所開設に向けた建設費補助
2 グループホーム (知的) 等の設置促進	知的障害者グループホーム等の設置箇所数 (累計)	20年度から22年度で3所増 (19年度現在3所　累計6所)
3 グループホーム (精神) 等の設置促進	グループホーム (精神) 等を実施する施設の設置状況	
4 障害者施設(精神) 等の整備促進	新事業体系に移行した施設数 (日中活動系)	20年度から21年度までで4所増 (19年度現在3所　累計7所)

達成水準

		単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	件	0	0	0	1	1	23年度に建設補助
	実績1②		0					24年以降に開設
	③＝②／①	%	0.0					
指標2	目標値1①	所	4	5	6	0	6	
	実績1②		3					
	③＝②／①	%	75.0					
指標3	目標値1①					1		23年度までに検討
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①	所	2	2	0	0	4	既存3
	実績1②		2					計　7
	③＝②／①	%	100.0					

所管部	福祉部	所管課	障害者福祉課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	99,557				99,557	
人件費		1,690				1,690	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		101,247				101,247	
財源内訳							
一般財源	千円	99,844				99,844	
特定財源		1,403				1,403	
一般財源投入率	%	98.6				98.6	
職員							
常勤職員	人	0.2				0.2	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	福祉基盤整備については社会福祉法人等による設置･運営を検討しており適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	新宿区障害者計画･障害福祉計画と整合を図っており、適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	区有地や国･都の補助等の活用を検討しており、効果的･効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	新事業体系への移行や施設活用の検討など、概ね目的を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	グループホーム（知的）については、計画の遅れが生じましたが、他の事業についてはおおむね計画通りに進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		入所施設基盤整備のために区有地の活用方針を確定する必要があります。地域生活支援のため、グループホーム（知的）の増設が必要です。障害者通所施設（精神）の新体系移行についてはスケジュール管理が必要です。
	改革方針		区有地活用の検討を行います。グループホーム（知的）設置法人の募集と施設整備費補助を行います。障害者通所施設（精神）新体系移行を円滑に進めます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	区有地活用については、関連部署との検討を行いました。グループホーム（知的）については、複数の案件について法人から相談を受けましたが、面積不足や改修困難などの事情により設置に至りませんでした。障害者施設(精神）については、精神障害者施設の新体系移行を円滑に進めました。
		課　題	入所施設基盤整備のために区有地の活用方針を確定する必要があります。グループホーム（知的）設置を目指す法人等との連携強化が必要です。また、設置候補地（物件）の近隣住民の一層の理解を得ていく必要があります。精神障害者施設の新体系移行へのスケジュール管理が必要です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	入所施設基盤整備のために区有地の活用方針を確定します。グループホーム（知的）3所の設置については、21年度から22年度に20年度未達成分を上乗せし、実現を図ります。また、設置に意欲のある法人等に対し、さらに情報提供や助言を行います。一方で、設置候補地（物件）の近隣住民の一層の理解を得ることを図ります。精神障害者施設の新体系移行については引き続きスケジュール管理を行います。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	1	基本施策	③
計画事業	35	ホームレス及び支援を要する人の自立促進			

目的

路上生活に至った原因が様々なホームレスの自立支援には、ホームレス一人ひとりに合った、きめ細かな対応が必要です。まず法外による相談や就労指導等、自立への支援を行い、生活保護法以外の他法や自助努力による自立を促します。また、生活保護に至った者に対しては、社会資源の活用や生活習慣確立のための支援を行います。さらに居宅生活をしている被保護世帯には、経済的支援だけではなく、地域社会への参加や就労への再挑戦ができるように援助して、自立に向けたきめ細かな支援をしていきます。

手段

①拠点相談事業　②自立支援ホーム　③宿泊所等入所者相談援助事業　④生活サポート
⑤被保護者自立促進事業（新宿らいふさぽーとプラン）

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	ホームレスの自立支援の推進（ホームレス数の減少）	④	地域社会での安定した自立生活の促進（元ホームレスの被保護世帯に対する支援）
②	ホームレスの自立支援の推進（自立支援ホームでの就労、生活支援）	⑤	就労、自立生活の促進（各種講座への参加を促進）
③	安定した生活への支援（他法を活用し施設等への入所を促進）	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 ホームレス数	ホームレス数（東京都路上生活者概数調査報告）を新宿区総合計画を踏まえ、平成２３年度目標とする。	23年度までにホームレス数を200人
2 自立した入所者の割合	『自立支援ホーム業務委託』により、ＮＰＯが借上げたアパート（2戸・4人まで、1人原則3か月で年間１５人）で、集中的に就労支援、生活指導を行い自立した世帯。	23年度までに年間入所者（15人）の80%を自立させる。
3 被保護者の社会参加、日常生活での自立支援状況	『地域生活安定促進事業（生活サポート）業務委託』により、元ホームレスの被保護世帯に対し、基本的な生活習慣や地域社会での安定した自立生活の維持を支援した世帯。	延べ300世帯へ支援（年間）
4 講座へ参加した延べ人数	『被保護者自立促進事業（就労前支援）委託』により、勤労意欲の向上、地域社会への参加など生活する力を育めるよう支援する講座への延べ参加数。	23年度までに講座参加者延人数を19年9月対比20%増（1,444人・19年9月現在）

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	人	299	288	230	200		23年度までにホームレス数を200人
	実績1②		299					
	③＝①／②	%	100.0					
指標2	目標値1①	人	8(50%)	9(60%)	11(70%)	12(80%)		20年度、入所者13人
	実績1②		8					
	③＝②／①	%	100.0					
指標3	目標値1①	世帯	300	300	300	300		年間300世帯の支援
	実績1②		344					
	③＝②／①	%	114.7					
指標4	目標値1①	人	1,525	1,588(10%)	1,661(15%)	1732(20%)		23年度までに講座参加者を20%増
	実績1②		1,525					
	③＝②／①	%	100.0					

所管部	福祉部	所管課	生活福祉課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	88,205				88,205	業務等の委託料のみ
人件費		0				0	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		88,205				88,205	
財源内訳							
一般財源	千円	23,614				23,614	
特定財源		64,591				64,591	
一般財源投入率	%	26.8				26.8	
職員							
常勤職員	人	0				0	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	広域的な都市問題であるホームレスの自立支援について、地域住民やNPO等との協力・連携及び都・他区との連携を深めていくことで、問題解決に役立ち適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	ホームレスの自立支援を推進することで、ホームレス数が減少していることから新宿区総合計画を踏まえ、目標設定を見直したことは適切と評価します。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	NPO等と協力・連携し、業務を委託実施することでNPO等の機動性と柔軟性が活かされ、ホームレスの自立支援に高い効率性が発揮されている。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	すべての指標で目標値を達成しています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	ホームレス及び支援を要する人の自立支援は、セーフティネット機能として十分その役割を果たしています。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		派遣切れ等による『路上生活を余儀なくされる恐れのある者』の相談者の増により、ホームレス対策の見直しが求められています。
	改革方針		21年度に『ホームレスの自立支援等に関する推進計画』を改定し、ホームレス対策を見直します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	21年5月より『第Ⅱ期ホームレス自立支援等に関する推進計画策定委員会』を立ち上げ22年2月には改定を行いホームレス対策を見直します。
		課　題	経済・雇用状況の悪化に伴い『路上生活を余儀なくされる恐れのある者』も含めたホームレスに対する早期な自立支援の仕組みを充実させることが課題です。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	『第Ⅱ期ホームレス自立支援等に関する推進計画策定委員会』による改定の内容を踏まえて、ホームレス対策の仕組みを改善します。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	2	基本施策	①
計画事業	36	高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備			

目的

元気な高齢者や団塊の世代の経験や能力を活用し、身近な地域での人のつながりや地域交流の活性化を図っていくことが求められています。高齢者やシニア世代にも幅広く利用される施設が必要とされるため、一部のことぶき館を、従来のことぶき館機能にボランティアなど社会貢献活動の拠点とする新たな機能を加えた、シニア活動館として整備運営していきます。

手段

一部のことぶき館を、従来のことぶき館機能にボランティアなど社会貢献活動の拠点とする新たな機能を加えた、シニア活動館として整備運営していきます。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	高田馬場シニア活動館を4月に開設（新規）	④	
②	平成21年度に新たに信濃町シニア活動館を開設するために条例改正	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備	シニア活動館数	23年度末に2館
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	館	1	1	0	0	2	20年度1館 21年度1館
	実績1②		1					
	③＝②／①	%	50.0					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	福祉部	所管課	高齢者サービス課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	7,249				7,249	高田馬場シニア活動館の工事費については、発生主義の考え方により事業費を計上。 (減価償却費の算定) 工事費216,418千円×90%(残存価値10%)÷耐用年数47年＝4,144千円
人件費		4,225				4,225	
事務費		0				0	
減価償却費		4,144				4,144	
総計		15,618				15,618	
財源内訳							
一般財源	千円	15,618				15,618	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0.5				0.5	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	シニア世代など幅広い世代の多様なニーズに対応できる施設を区が整備することは適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	段階的にことぶき館の機能をシニア活動館へ整備していくことは重要であるため適切な目標設定です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	機能転換を含めた拠点整備により、区民により幅広く利用されることから、効果的です。
④目的(目標水準)の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	条例を整備し、地域住民とともに開設に向けて検討ができたため、目的の達成度は高い。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	シニア活動館の拠点整備については事業全体を通し計画どおりに進んでいるといえます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識(課題)		あらたな機能をもったシニア活動館では、シニア世代の多様なニーズに対応できる事業を展開していく必要があります。
	改革方針		利用者懇談会などの実施により、利用者ニーズを的確に聞き取ります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	高田馬場シニア活動館では地域住民主体の運営委員会を発足させ、今後のシニア活動館について検討しました。信濃町シニア活動館開設にむけて利用者説明会を実施し、利用者とともに施設整備を進めました。
		課題	社会貢献活動の拠点として、事業の充実をはじめ仕組みづくりが必要です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続 □ 手段改善 □ 事業縮小 □ 事業拡大 □ 事業統合 □ 休廃止 □ その他(制度改正等)
		内容	今後も幅広い利用者ニーズにこたえるために、引き続き社会貢献活動の拠点としての機能を高めていきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	37	障害のある人への就労支援の充実			

目的

障害者自立支援法の5つの柱の一つである「障害者がもっと働ける社会の構築」のため、就労支援体制の一環として、障害者の就労支援事業の充実と、就労支援の場の充実を図ります。

手段

①障害者就労支援の充実
②高田馬場福祉作業所の建替えと新体系サービスへの移行

事業の主な実施内容

平成20年度

①	区役所内インターンシップの充実	④	施設整備の検討
②	障害者受け入れ企業の開拓と企業の支援	⑤	
③	就労を継続するための相談体制の充実	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	福祉施設から一般就労への移行者数（累計）	福祉施設等から一般企業での就労（一般就労）に移行する障害者数を増やすこと	23年度までに26人以上
2	障害者自立支援法に基づく新体系のサービスを提供する施設への移行状況	障害者自立支援法に基づく新体系のサービスを提供する施設への移行の状況（検討＝50%　移行準備＝70%　移行＝100%）	新体系へ移行（22年度）
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	人	26	26	26	26		
	実績1②		22					
	③＝②／①	%	84.6					
指標2	目標値1①	%	50	70	100			
	実績1②		50					
	③＝②／①	%	100.0%					
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	福祉部	所管課	障害者福祉課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	45,756				45,756	
人件費		4,225				4,225	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		49,981				49,981	
財源内訳							
一般財源	千円	40,348				40,348	
特定財源		9,633				9,633	
一般財源投入率	%	80.7				80.7	
職員							
常勤職員	人	0.5				0.5	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	委託や指定管理による運営を行っており、適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	新宿区障害者計画･障害福祉計画と整合を図っており適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	委託や指定管理による運営を都補助金等を活用して行っており、効果的･効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	年々、一般就労へ結びついており、達成度は高いものと評価します。
総合評価	■ 計画以上に進んでいる □ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	障害のある人への就労支援の充実により、年々一般就労へ結びついており、計画以上に進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		一般就労は順調に進んでおり、引き続き事業を継続していく必要があります。 また、高田馬場福祉作業所の新体系事業への移行について、事業者や利用者に説明する必要があります。また、新たな施設についてどのような設備等が必要か検討が必要です。
	改革方針		就労支援の充実のため、新たに「障害者による地域緑化推進事業」を立ち上げます。 高田馬場福祉作業所の事業者･利用者に新体系事業の説明を行うとともに、新施設の検討を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	就労支援の充実のため、新たに「障害者による地域緑化推進事業」を立ち上げました。 高田馬場福祉作業所の事業者･利用者に新体系事業の説明を行い、新施設の検討を行いました。
		課　題	就労支援の充実のため、更なるきめ細やかな支援が必要です。また、21年度から就労移行支援･就労継続支援事業へ移行した事業所への緑化推進事業委託の拡大が必要です。 高田馬場福祉作業所の事業者･利用者に新体系事業の説明を行うとともに関係条例等の整備を行う必要があります。また新施設の更なる検討を行います。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	新たに立ち上げられた新宿区勤労者･仕事支援センターとの連携を緊密に図りながら就労支援を行うとともに、緑化推進事業を拡大していくこととします。 高田馬場福祉作業所の事業者･利用者に新体系事業の説明を行うとともに関係条例等の整備を行う必要があります。また新施設の更なる検討を行います。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	2	基本施策	③
計画事業	38	新宿区勤労者･仕事支援センターによる就労支援			

目的

就労意欲はあっても、現実的に就労に結びついていない障害者、高齢者、若年非就業者に対して多様な就労機会の提供や、コーディネイトを行い就労支援を行います。

手段

財団法人新宿区勤労者･仕事支援センターにより、障害のある人等の就労意欲の向上や職業準備訓練、職業定着支援等を行い、就労へとつなげていきます。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	障害者や若年非就業者を対象とした就労に関する総合相談窓口の運営	④	障害者就労支援事業（インターンシップ事業･情報処理訓練事業･雇用開拓･継続的雇用のための企業支援）
②	コミュニティショップやサテライトオフィスによる就労支援	⑤	
③	ジョブサポーターの養成による活動支援	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	コミュニティショップやサテライトオフィスでの障害者等の受け入れ人数	コミュニティショップとサテライトオフィスで受け入れた障害者等の人数	平成23年度までに120人の水準達成
2	ジョブサポーターの登録人数	ジョブサポーター養成研修を受講し、実際の活動参加へ同意した人数	平成23年度までに60人の水準達成
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	人	80	100	110	120		
	実績1②		71					
	③＝②／①	%	88.8					
指標2	目標値1①	人	30	40	50	60		
	実績1②		27					
	③＝②／①	%	90.0					
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	地域文化部	所管課	消費生活センター

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	163,775				163,775	
人件費		136,447				136,447	
事務費		38,853				38,853	
減価償却費		0				0	
総計		339,075				339,075	
財源内訳							
一般財源	千円	262,666				262,666	
特定財源		76,409				76,409	
一般財源投入率	%	77.5				77.5	
職員							
常勤職員	人	13				13	
非常勤職員	人	10				10	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	福祉的就労と一般的な企業就労との間には隔たりがあり、その中間を埋める多様な就労機会を就労支援のノウハウを持つ外郭団体が提供し、障害者等の一般就労を支援しており適切と考えます。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	就労支援施設は、施設1箇所当たり障害者等15名、ジョブサポーター8名程度の受入れを目安としており、施設が8箇所あることから目標設定は適切と思われます。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	福祉作業所や民間企業、地域ボランティアとの共同運営等、地域資源との協働をすすめており効率的です。また一般就労までの一貫した支援を、就労支援のノウハウを持つ外郭団体が提供しており効果的です。
④目的の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	当該年度は、予定通り年度内に就労支援施設2箇所を設置および開設し、障害者等の受入れを計画通りに拡大していることから、達成度は高いと考えます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 順調に進んでいない	平成21年4月1日に財団法人新宿区勤労者･仕事支援センターを設立し、財団による就労支援が進められています。また着実に障害者等の就業訓練の場を拡大しており、目標に照らして計画どおりに進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識(課題)		高年齢者就業支援事業(新宿わく☆ワーク)は社会福祉協議会が行なっています。また、財団法人は公益認定を取得しておらず、職業斡旋の機能を持っていません。
	改革方針		財団法人新宿区勤労者･仕事センターは平成21年度中に公益認定を取得します。また平成23年度に高年齢者就業支援事業(新宿わく☆ワーク)を財団の事業として統合し、高齢者の職業斡旋など、さらに多様な就労機会の提供を可能にします。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	現在、公益認定取得へ向けた手続きを進めています。また高年齢者就業支援事業(新宿わく☆ワーク)の統合へ向けた調査をあわせて行っています。
		課題	高年齢者就業支援事業(新宿わく☆ワーク)は社会福祉協議会が行なっており、財団法人は職業斡旋の機能を持っていないため、平成23年度に向けて高年齢者就業支援事業の統合を進める必要がある。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続 □ 手段改善 □ 事業縮小 ■ 事業拡大 □ 事業統合 □ 休廃止 □ その他(制度改正等)
		内容	財団法人新宿区勤労者･仕事センターが職業斡旋機能を取得し、高齢者の就業支援を行なう等、さらに多様な就労支援を行ないます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	2	基本施策	④
計画事業	39	特別な支援を必要とする人への居住支援			

目的

災害により住宅を失った区民の被災後の居住の安定を図るとともに、民間賃貸住宅への入居が困難になっている高齢者、障害者及びひとり親世帯の居住の安定を図ります。

手段

①災害時居住支援
②高齢者等入居支援

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	災害時居住支援 ・支援実績　9世帯　1,305,000円　（延べ473日分）	④	
②	高齢者等入居支援 ・協定保証会社のあっ旋：１２世帯 ・家賃債務保証の助成：３世帯　66,000円	⑤	
		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 災害時居住支援の居住支援率	災害により住宅を失ったりした世帯で一時的な居住先を確保した世帯に居住支援を行った割合	毎年度100%
2 高齢者等入居支援	保証人が見つからず、民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者、障害者及びひとり親世帯に対し協定保証会社を紹介し、保証委託契約の締結をした場合に保証委託料を助成した件数	毎年度25件
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	100%	100%	100%	100%	100%	
	実績1②		100%					
	③＝②／①	%	100.0					毎年度100%
指標2	目標値1①	件	25	25	25	25		
	実績1②		3					
	③＝②／①	%	12.0					毎年度２５件
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	都市計画部	所管課	住宅課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	1,371				1,371	
人件費		3,379				3,379	
事務費		35				35	
減価償却費		0				0	
総計		4,785				4,785	
財源内訳							
一般財源	千円	4,719				4,719	
特定財源		66				66	
一般財源投入率	%	98.6				98.6	
職員							
常勤職員	人	0.4				0.4	
非常勤職員	人	0.0				0.0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	災害により住宅を失った区民や、賃貸住宅への入居で制限を受けやすい世帯など特別な支援を必要とする方への居住支援であり、区の関与が欠かせません。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	特別な支援を必要とする方の居住の安定を図ることから、適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	一時金の助成方法で居住の安定を図ることから、効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	災害時居住支援の達成度は１００％になっています。高齢者等入居支援の実績は保証委託あっ旋は12件でしたが、保証委託料助成は3件でした。
総 合 評 価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	高齢者等入居支援については目標件数に達しませんでしたが、特別な支援を必要とする方への円滑な入居や居住の安定を図ることができたことから、事業全体として計画どおり進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		火災等により住宅を失った区民に対し、一時的な居住場所、規模等について被災者のニーズに合う居住支援が必要です。また、高齢者入居支援事業の対象者に障害者及びひとり親世帯を追加して、より広範囲に居住の安定を図る必要があります。
	改革方針		火災等の一時的な居住先として、場所や規模等について被災者の要望に合う住宅への居住支援を行い、早期の生活再生を図ります。また、高齢者入居支援事業の対象者に障害者及びひとり親世帯を追加して、より広範囲に居住の安定を図ります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	火災等の一時的な居住先として、被災者自らの要望に合った居住先の確保に要する経費を区が一部助成することとしました。また、高齢者入居支援事業の対象者に障害者及びひとり親世帯を追加しました。
		課　題	災害時居住支援について、被災後の厳しい生活環境を考慮し、1日当たりの助成額を増額する必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	災害時居住支援については、1日あたりの助成額を増額します。また、高齢者等入居支援については、現状のまま事業を継続します。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	2	基本施策	④
計画事業	40	分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援			

目的

分譲マンションの良好な維持･管理を促進するため、建物の維持･保全及びマンション管理組合の運営に関する啓発活動、相談及び情報提供を行います。

手段

区内にある分譲マンションの管理組合員、区分所有者を対象にマンション管理に関するセミナーを開催するほか、マンション管理相談、相談員の資質向上に向けた事業、マンション管理組合交流会を実施するなどの側面支援を行います。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	マンション管理セミナーの実施 開催数：２回、延べ参加人数：８３名	④	マンション管理組合交流会の実施 開催数：２回、延べ参加人数：６１名
②	マンション管理相談の実施 実施数：２３件	⑤	
③	相談員の資質向上に向けた事業の実施 開催数：１回、延べ参加人数：１５名	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援	マンションアドバイザー利用助成募集件数に対する利用助成申請件数の割合	割合：毎年度100％
2	マンション管理セミナー参加者数	マンション管理セミナーに参加した人数	人数：年50人
3	マンション管理相談実施数	マンション管理相談を実施した回数	回数：年22回
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	％	100.0	100.0	100.0	100.0		毎年度１００％
	実績1②		0					
	③＝②／①	％	0.0					
指標2	目標値1①	人	50	50	50	50	５０/年	毎年度１００％
	実績1②		83					
	③＝②／①	％	166.0					
指標3	目標値1①	回	22	22	22	22	２２/年	毎年度１００％
	実績1②		23					
	③＝②／①	％	104.5					
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	％						

所管部	都市計画部	所管課	住宅課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	374				374	
人件費		5,914				5,914	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		6,288				6,288	
財源内訳							
一般財源	千円	6,112				6,112	
特定財源		176				176	
一般財源投入率	%	97.2				97.2	
職員							
常勤職員	人	0.7				0.7	
非常勤職員	人	0.0				0.0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	マンションを適正に維持管理することは、住宅ストックの維持や周辺の居住環境を良好に保つことから、区が側面支援することは必要です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	分譲マンションの管理組合員等を対象としたセミナーや管理相談、交流会などの実施は、マンションの適正な維持管理の推進を促しており、適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	関連団体の協力を得ながら効率的に実施しています。
④目的(目標水準)の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	今年度から創設した「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」については応募がありませんでしたが、管理セミナー及び管理相談は計画以上の実績をあげることができました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	分譲マンションアドバイザー制度利用助成については実績がありませんでしたが、管理セミナーや管理相談について、目標以上の実績をあげることができたため、事業全体を通して計画どおり進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識(課題)		今後、分譲マンションの老朽化や、居住者の高齢化により管理組合が十分に機能しなくなっていくことが考えられることから、維持管理に対する支援や、区のマンション相談体制を充実させる必要があります。
	改革方針		分譲マンションの良好な維持管理や再生への支援を促進するため、現在実施している事業に加え、アドバイザーを派遣する仕組みの創設や、マンション管理相談員の資質向上に向けた事業の実施を図ります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	分譲マンションの良好な維持管理や再生への支援を促進するため、「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」を実施しています。また、マンション管理相談員の資質向上に向けた事業を実施しています。
		課題	「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」について、20年度の助成実施件数がなかったことから、制度の利用を促進していく必要があります。また、20年度に「分譲マンション実態調査」を実施しており、その結果を踏まえ、今後の分譲マンション施策に反映させていく必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他(制度改正等)
		内容	「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」について、区が実施するマンション管理セミナー等の際にパンフレットを配布するなど、制度のさらなる周知を図っていきます。また、20年度に実施した「分譲マンション実態調査」の内容を踏まえ、新たな分譲マンション施策について、その方向性を検討していきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	2	基本施策	④
計画事業	41	区営住宅の再編整備（早稲田南町地区）			

目的

老朽化が進んでいる早稲田南町地区の区営住宅は、規模が狭小でエレベーターが設置されていません。また早稲田南町第2アパートは容積率に対して有効利用が図られていません。そのため早稲田南町第2アパートを建替えにより更新し有効利用を図るとともに、居住水準の向上を図ります。

手段

・早稲田南町地区において老朽化が進んでいる区営住宅の整備手法の検討
・早稲田南町第2アパートの建替え

事業の主な実施内容

平成20年度			
①	早稲田南町地区において老朽化が進んでいる区営住宅の整備手法の検討	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	入居者説明実施回数	早稲田南町第2アパートの建替えに関する入居者説明会の開催	毎年度に1回以上の開催
2	基本設計・実施設計の作成	早稲田南町第2アパートの建替えに関する基本設計・実施設計の作成	平成23年度に作成
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	回	1	1	1	1	1/年	
	実績1②		0					
	③＝②／①	%	0.0					毎年度100%
指標2	目標値1①					1		
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	都市計画部	所管課	住宅課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	0				0	
人件費		844				844	
事務費		42				42	
減価償却費		0				0	
総計		886				886	
財源内訳							
一般財源	千円	886				886	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0.1				0.1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区が所有･管理する住宅及びその敷地について、居住水準の向上や土地の有効利用を図ることは区の責務です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	早稲田南町第2アパートは、建替えによる土地の有効活用と居住水準の向上を図る必要があることから適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	早稲田南町第2アパートの建替えによる土地の有効活用と居住水準の向上を図ることができることから、効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	早稲田南町第2アパートの建替えに関する入居者説明を実施することができなかったため、目的を達成することができませんでした。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる □ 計画どおりに進んでいる ■ 計画どおりに進んでいない	早稲田南町地区の区営住宅の再編整備だけでなく、早稲田南町第2アパートの建替えを中心に、榎町地区内における区有施設の再配置について、総合的に検討することに方針を変更しました。そのため、計画どおり早稲田南町第2アパートの建替えに関する入居者説明会を実施することができませんでした。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		早稲田南町地区の所有型区営住宅は、老朽化が進んでいるとともに、規模が狭小であり、エレベータが設置されていません。また、早稲田南町第2アパートは、容積率に対して建築面積が少なく、敷地の有効活用が図られていません。
	改革方針		早稲田南町地区において老朽化が進んでいる所有型区営住宅について、敷地の有効活用などによる再編整備を図っていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	早稲田南町第2アパートの建替えなど、早稲田南町地区の区営住宅の再編整備について、整備手法等の検討を行います。
		課　題	庁内の施設活用検討会において、榎町地区における区有施設の再配置の総合的な検討を進めることとしていることから、今後は、同検討会の検討結果を踏まえた事業内容の見直しが必要です。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	施設活用検討会の今後の検討を注視しながら、事業内容や年度別計画を検討していきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	3	基本施策	①
計画事業	42	建築物の耐震性強化			

目的

建築物の耐震化を促進することにより、市街地の防災性を向上させ、災害に強い安全なまちづくりを目指します。建築基準法に基づき、既存建築物は定期報告の報告率を向上させます。
また、新築建築物は、中間･完了検査率の向上を図ることにより安全･安心な建築物づくりを促進します。

手段

①建築物等耐震化支援事業
②安全、安心な建築物づくり

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	木造住宅及び非木造住宅の耐震診断等に要する経費への助成	④	定期報告の報告率の向上（既存建築物）
②	木造住宅の耐震補強工事及び耐震シェルター等設置、ブロック塀除去に要する経費への助成	⑤	相談機能の充実 安全安心･建築なんでも相談会の実施
③	中間･完了検査受検率の向上（新築建築物）	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	耐震調査･計画費助成（木造）実施件数	木造住宅等の耐震調査･補強計画作成に要する費用の一部助成交付件数	件数：年50件
2	中間検査受検率	中間検査受検数　/　対象件数	100%
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	件	50	100	100	100	350	実行計画の見直しにより、平成21年度より　100件/年に変更
	実績1②		57					
	③＝②／①	%	114.0					
指標2	目標値1①	%	100	100	100	100	100	平成20年度実績 262件/299件
	実績1②		87.6					
	③＝②／①	%	87.6					
指標3	目標値1①	件						
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	都市計画部	所管課	地域整備課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	70,791					
人件費		27,037					
事務費		397					
減価償却費		0					
総計		98,225					
財源内訳							
一般財源	千円	80,941					
特定財源		17,284					
一般財源投入率	%	82.4					
職員							
常勤職員	人	3.2					
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	個々の建築物の耐震化が進むこと、また建築基準法に適合し、安全であることによって、「災害に強い安全なまちづくり」が達成されることについて、区が助成等を行うことは適切であると評価します。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	建物の耐震性を詳細に把握しかつ補強計画の作成を行う「耐震調査・計画費助成（木造）実施件数」を新たな指標とし、建築物の耐震化率の向上に繋げます。また中間検査については、基礎等主要な部分が検査対象であることから、目標設定は適切です。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	事業実施の流れは、区民への耐震化への理解を得るという面から効率的な実施内容です。また、区内建築物の安全・安心を図るには、現場パトロール等の地道な活動が最も効率的であると考えます。
④目的(目標水準)の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	木造住宅の予備耐震診断及び耐震調査・計画作成の実施件数は、目標件数を達成しました。また、中間・完了検査の受検率及び定期報告率を100%達成することより、災害に強いまちづくりにつながるものと考えます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	建築物等耐震化支援事業は、耐震補強工事が目標に達していませんが、耐震診断等は目標を超えており、区民の耐震に対する意識向上が図られていることからも、事業全体を通して「計画どおりに進んでいる」と評価します。安全・安心な建築物づくりは、新築建築物の中間・完了検査の目標値を高く設定し直しました。目標達成に向けて、現場パトロール等新たな啓発活動を開始するとともに、定期報告の啓発に努めています。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		建築物等耐震化支援事業は、耐震調査・補強計画を実施した件数に比べて耐震補強工事まで行う件数が少ないのが現状であり、費用負担の問題や事業の認知度が低いこと、安心して相談できる業者がいないなどが理由として考えられます。安全・安心な建築物づくりは、中間、完了検査は目標を達成していますが、定期報告率は既存建築物全体の報告率の向上に努める必要があります。
	改革方針		建築物等耐震化支援事業については、普及啓発活動の充実と、より利用しやすい制度になるよう見直しを行います。安全・安心な建築物づくりについては、中間、完了検査の受検率及び定期報告率の目標を高く設定し、建築物の安全性の向上に努めていきます。また、定期報告率向上のための方策を考えていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	建築物等耐震化支援事業は、区民が安心して耐震補強工事を行うための「工事監理」の実施の検討、また区報等を活用した普及啓発活動を実施し、耐震診断の件数増に繋げました。安全・安心な建築物づくりは、中間、完了検査の受検時期が近づいた建築物に対して、建築現場に職員が訪問し、チラシ等を手渡して受検についての啓発を行っています。
		課　題	建築物等耐震化支援事業は、対象住宅等への積極的な取り組みが求められています。実績向上を目指し積極的に地域に入っていく必要があります。安全・安心な建築物づくりは、建築物の安全、安心化を図るには、新築建築物だけでなく、既存建築物が適正に維持管理されているかについても検討する必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	建築物等耐震化支援事業は、新宿区耐震補強推進協議会と協働して普及啓発活動を行い、耐震化の実績向上に繋げていきます。また、積極的に地域に入り込んで耐震化を進めるための仕組みづくり（モデル地区）の検討を行います。安全・安心な建築物づくりは、外部評価委員会の指摘を受け、定期報告率の目標を100%に設定します。定期報告率の向上に向け、今年度及び次年度に対象となる建築物に対して啓発チラシを送付します。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	3	基本施策	①
計画事業	43	道路･公園の防災性の向上			

目的

防災機能の強化を図るべき地区の道路･公園を整備し、災害に強い安全なまちづくりを進めていきます。

手段

①（仮称）富久公園の整備
②百人町三･四丁目地区の道路･公園整備
③新宿中央公園の設備改修

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	地区最大級の一時集合場所として「富久さくら公園」開園（4,550.79㎡）	④	
②	百人町三･四丁目地区の道路用地測量調査	⑤	
③	新宿中央公園の放送設備改修は、当初実行計画のローリングにより、21年度に実施することとしました。	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 （仮称）富久公園の進捗状況	当地域の防災性と居住環境の向上を図る施設の出来高	20年度：新設公園整備 21年度：周辺道路カラー舗装等
2 百人町三･四丁目地区道路整備率	計画区画街路延長のうち整備済み区画街路延長の割合	74.7%(23年度末)
3 新宿中央公園設備の改修･整備状況	当公園の防災機能強化設備の改修･整備の出来高	21年度：放送設備･照明設備防災ﾄｲﾚ･変電施設 22年度：自家発電設備
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	100.0	100.0			100.0	(各年度出来高指数) 21年度100%
	実績1②		78.0					
	③＝②／①	%	78.0					
指標2	目標値1①	%	63.7	63.7	63.7	74.7	74.7	
	実績1②		0					
	③＝②／①	%	0.0					23年度100%
指標3	目標値1①	%	0.0	89.0	100.0		100.0	毎年度100% (各年度出来高指数)
	実績1②		0					
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	みどり土木部	所管課	みどり公園課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	164,934				164,934	
人件費		8,449				8,449	
事務費		340				340	
減価償却費		0				0	
総計		173,723				173,723	
財源内訳							
一般財源	千円	101,723				101,723	
特定財源		72,000				72,000	
一般財源投入率	%	58.6				58.6	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	地域の防災性向上のため、道路･公園を確保する必要があり、適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	防災性向上を含めた、望ましいまちづくりを実行できる目標であることから適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	富久地区の公園整備に当り、国庫補助を充当しているため、効率的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	富久地区に防災機能を備えた公園を完成しました。百人町地区においても当初計画のとおりの買収面積を取得しており、事業推進のための測量調査も行い、目的の達成度は高いと評価します。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	新宿中央公園地区の事業は、ローリングより事業の見直しを行ったものの、富久さくら公園の完成によって、当該地域の防災性向上の成果が得られました。百人町地区においても当初計画の目標値をクリアしており、事業全体としては計画どおり進んでいると評価できます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		富久地区においては、公園の活用により防災意識等を高めるため、地域住民による公園サポーター結成の必要性があります。百人町地区では、事業長期化に対し、準備作業が必要です。新宿中央公園ではさらなる防災機能の向上が求められていて、充分な検討が必要です。
	改革方針		富久地区では、公園サポーター結成を推進します。百人町地区では、対象地及び隣接地の用地測量実施に併せて、地権者に事業説明を行い、新宿中央公園では、21年度に設備改修（放送･照明･防災トイレ）を実施します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	富久地区では、周辺7町会による公園サポーターの礎が組織され、住民の意識は高まってきています。百人町地区では、用地測量実施に併せ、事業の現状説明を行いました。新宿中央公園は、防災機能ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟのため実行計画のローリングを行いました。
		課　題	富久地区においては、公園サポーター結成に向けて、さらなる働きかけを行う必要があります。百人町地区では、事業長期化に対し、準備作業が必要です。防災トイレ設置のためローリングを行った新宿中央公園では、その充分な検討が必要です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	富久地区では、公園サポーター結成を推進し、より一層の防災性向上のため、公園誘導のための案内板設置及び隣接区道のカラー舗装整備を行っていきます。百人町地区では、地権者に事業説明を行っていき、21年度は、国有地、民有地の買収を進めます。新宿中央公園では、21年度に設備改修（放送･照明･防災トイレ）を実施します。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	3	基本施策	①
計画事業	44	道路の無電柱化整備			

目的

主要な区道において、電線類を地下に埋設し、電柱を撤去することにより、災害に強いまちづくりを進めるとともに、歩行空間のバリアフリー化や都市景観の創出を図ります。また、再開発等の機会をとらえ、事業者等に無電柱化の整備を要請していきます。

手段

電線共同溝方式（電線共同溝の整備に関する特別措置法に基づき、電線類を収容するため、道路管理者が道路の地下に施設を整備します。）及び既存ストック方式を採用し電線類の地中化を行います。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	補助７２号線（217m）の電線共同溝詳細設計	④	
②	三栄通り（５６０m）の道路詳細設計	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	地中化整備路線延長	電線類を地中化する区道整備予定延長	平成２３年度までに10.3%
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	m	0	10.3	10.3	10.3	10.3	23年度100%
	実績1②		0					
	③＝②／①	%	0.0					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	みどり土木部	所管課	道路課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	24,548				24,548	
人件費		8,449				8,449	
事務費		285				285	
減価償却費		0				0	
総計		33,282				33,282	
財源内訳							
一般財源	千円	33,282				33,282	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	費用負担については、法律に基づく道路管理者としての責務により適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	路線設定については、都市計画道路及び強い住民要望の多い路線であることから、適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	委託業務を活用して効率的･効果的に設計を行いました。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	予定どおり20年度の事業を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	電線共同溝の外部委託の手続きはやや遅れていますが、道路設計を行い21年度の事業実施にむけて成果を上げました。 このため事業全体を通して設定2路線については、計画通り実施したと評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		電線共同溝の事業に当たり高度な技術力が必要なため、外部委託の必要があります。 三栄通りについては、埋設管等が輻輳していて支障移設等に相当時間がかかるため十分な調整を行う必要があります。
	改革方針		さらなる、推進のため平成21年度より1路線（聖母坂通り）の事業追加を行います。 また、外部委託において事業推進して行きます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	地上機器等の位置確定するため補助72号線及び三栄通りの線形詳細設計を行いました。
		課　題	電線共同溝の事業に当たり高度な技術力が必要なため、外部委託の必要があります。 三栄通りについては、埋設管等が輻輳していて支障移設等に相当時間がかかるため十分な調整を行う必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	さらなる、推進のため平成21年度より1路線（聖母坂通り）の事業追加を行いました。関係施設との調整をより徹底し、効率的に事業展開を図っていくため、外部委託において事業推進して行きます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	3	基本施策	①
計画事業	45	木造住宅密集地区整備促進			

目的

若葉･須賀町地区において、住宅の建替えや共同化を促進するとともに、道路、公園等の公共施設を整備し、防災性と住環境の向上を図ります。

手段

若葉･須賀町地区（15．6ha）内において、一定の要件を満たしている老朽化した木造住宅の不燃建替えに対して、建替促進助成を行うとともに、主要生活道路の拡幅等、公共施設を整備します。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	若葉地区事業推進方策検討	④	
②	若葉３－２北地区建替促進事業計画作成	⑤	
③	若葉２－１１地区まちづくり相談員派遣	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 木造住宅密集地区整備促進	若葉･須賀町地区 道路用地等買収面積（累計）	23年度に1,322㎡
2 木造住宅密集地区整備促進	建替え促進助成適用住宅戸数(累計)	23年度に167戸
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	㎡	1,322	1,322	1,322	1,322		
	実績1②		1,179					
	③＝②／①	%	89.2					
指標2	目標値1①	戸	167	167	167	167		事業検討の合意形成を進めました。
	実績1②		121					
	③＝②／①	%	72.5					
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①							
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①							

所管部	都市計画部	所管課	地域整備課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	8,260				8,260	
人件費		16,898				16,898	
事務費		93				93	
減価償却費		0				0	
総計		25,251				25,251	
財源内訳							
一般財源	千円	19,801				19,801	
特定財源		5,450				5,450	
一般財源投入率	%	78.4				78.4	
職員							
常勤職員	人	2				2	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	防災性や住環境の改善が必要な地区において、区が道路等の公共施設の整備を行うことや民間の建替えを支援することは、適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	防災性の向上と住環境の改善を図るため、建替えを促進するとともに、建替えに合わせた道路整備は、目標として適切です.
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	当事業は、地区内の建替えに合わせ、不燃化や公共施設整備を行い、防災性や住環境の向上を図るため、区が建替えを支援することは効果的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	当事業は、共同建替え事業の合意形成が不可欠です。合意形成には長期間を要しますが、積極的なまちづくり懇談会の開催等により合意形成の熟度が高まっています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	道路買収については、道路沿いの民間建替えがなかったことから実績はありませんでしたが、建替え促進については、建替促進事業計画の作成やまちづくり懇談会を開催する等により合意形成が進捗していることから、事業全体としては計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		防災性や住環境の向上を図るため、住宅の建替えや共同化を促進する必要があります。また、このため、地区計画等のまちづくりルールの見直しを含めた検討を行う必要があります。
	改革方針		住宅の建替えや共同化を促進するために、建替え促進地区において共同建替え事業の合意形成を進めます。また、地区計画等のまちづくりルールの見直しを含めた検討を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	住宅の建替えや共同化を促進するために、建替促進地区では、まちづくり相談員の派遣による懇談会の開催や建替促進事業計画の作成を行うなど、権利者の合意形成を進めました。また、都市再生機構と「若葉･須賀町地区のまちづくりに関する協定」を締結し、地区計画等まちづくりルールの見直しを含む事業推進方策の検討を行いました。
		課　題	建替促進地区は、共同建替えの事業化に向けた最終的な合意形成まで至らなかったことから、更に合意形成に向けた支援が必要です。また、地区内の住宅の建替えや共同化を促進するため、地区計画等のまちづくりルールの見直しを更に検討する必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	地区の防災性の向上と住環境の改善を図るため、建替促進地区では、まちづくり相談員を派遣し、まちづくり懇談会を開催することにより更に権利者の合意形成を進めます。また、20年度に検討した事業推進方策や地区計画等まちづくりルールの見直しのための基礎データを踏まえ、地元意向の把握や合意形成を図りながら、地区計画等まちづくりルールの変更のたたき台を作成します。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	3	基本施策	①
計画事業	46	再開発による市街地の整備			

目的

防災･安全･住環境等の課題を抱える地区について、地元権利者等の参加による市街地再開発事業を支援し、安全で安心して住めるまち、地域の特性が活きるまち、みどりの多い快適なまちの実現を誘導します。

手段

①都市再開発法に基づく手続き、再開発組合運営の支援及び補助金交付を行います。
②市街地再開発準備組合の活動支援を行います。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	西新宿六丁目西第6地区の本体工事継続、西新宿八丁目成子地区の本体工事着手、両地区の市街地再開発組合へ指導･助言及び補助金交付	④	
②	西新宿五丁目中央北地区及び西富久地区の都市計画決定、並びに両地区の市街地再開発準備組合への指導･助言 西富久地区の税収効果分析調査	⑤	
③	西新宿5丁目中央南地区、西新宿三丁目西地区及び西新宿五丁目北地区の市街地再開発準備組合への指導･助言	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 事業進捗率1（事業地区）（西新宿六丁目西第6地区、西新宿八丁目成子地区、西新宿五丁目中央北地区）	再開発事業の機運0%から、準備組合等の設立時30%、都市計画決定時50%、事業認可時70%、権利変換計画認可･着工時を90%、完成時を100%とし、評価したものです。	平成23年度に96%の水準達成
2 事業進捗率2（準備地区）（西富久地区、西新宿五丁目中央南地区、西新宿三丁目西地区、西新宿五丁目北地区）	再開発事業の機運0%から、準備組合等の設立時30%、都市計画決定時50%、事業認可時70%、権利変換計画認可･着工時を90%、完成時を100%とし、評価したものです。	平成23年度に50%の水準達成
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	76	80	93	96		
	実績1②		76					
	③＝②／①	%	100.0					23年度96%
指標2	目標値1①	%	35	35	35	50		
	実績1②		35					
	③＝②／①	%	100.0					23年度50%
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	都市計画部	所管課	地域整備課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	1,078,640				1,078,640	
人件費		42,245				42,245	
事務費		233				233	
減価償却費		0				0	
総計		1,121,118				1,121,118	
財源内訳							
一般財源	千円	170,418				170,418	
特定財源		950,700				950,700	
一般財源投入率	%	15.2				15.2	
職員							
常勤職員	人	5				5	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	都市計画事業として事業を推進し、地区内及び周辺地区の住民の理解や関係権利者の合意形成を図るために、区が関与することは適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	市街地再開発事業は長期にわたる合意形成が重要であり、指標は合意形成を評価するものであることから適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	地元の市街地再開発組合等の民間活力を活用して事業を実現することにより、効率的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	西新宿六丁目西第6地区は順調に工事中、西新宿八丁目成子地区は本体工事に着手、西新宿五丁目中央北地区及び西富久地区は都市計画決定し、着実に事業が進捗しています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	西新宿六丁目西第6地区は順調に工事中、西新宿八丁目成子地区は本体工事に着手、西新宿五丁目中央北地区及び西富久地区は都市計画決定し、着実に事業が進捗しており、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		市街地再開発事業は進捗段階や地区特性に応じて課題が異なりますが、都市計画に位置づけられた事業として一定の法的強制力が働くことから、計画の公益性、手続きの透明性が求められます。事業実施にあたっては、地区内及び周辺地区の住民の理解や関係権利者の合意形成、事業採算性の確保が必要となります。
	改革方針		都市計画に位置づけられた事業として、計画の公益性、手続きの透明性を図るとともに、地区内及び周辺地区の住民の理解や関係権利者の合意形成を進め、事業採算性を確保するように、市街地再開発組合等への指導･助言し、調整を図ります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	地区内及び周辺地区の住民の理解や関係権利者の合意形成、事業採算性の確保のため、適切に市街地再開発組合等を指導･助言し、調整を図り、1地区について本体工事に着手し、2地区について都市計画決定を行いました。
		課　題	市街地再開発事業についての計画の公益性、手続きの透明性を図り、地区内及び周辺地区の住民の理解や関係権利者の合意形成を進めるほか、資材価格の上昇等の影響により工事費が高騰したため、事業計画の見直しや事業採算性の確保に向けての調整が必要となります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	安全で快適な住み良いまちづくりの実現のため、引き続き市街地再開発事業の計画の公益性、手続きの透明性を図り、地区内及び周辺地区の住民の理解や関係権利者の合意形成を進める必要があります。また、資材価格の上昇等による工事費の高騰の影響を考慮し、事業計画の見直しや事業採算性の確保に向けて市街地再開発組合等を指導･助言し、調整を図り、事業を着実に促進していくこととします。

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	3	基本施策	②
計画事業	47	地域防災拠点と避難施設の充実			

目的

区民の生命、身体、及び財産を災害等から守るため、災害情報システムの充実を図っていきます。区施設や避難所となる区立小中学校に同報系無線を配備し、迅速な情報提供を図っていきます。また、災害時において地域センターは、地域本部として位置づけられており、地域住民への支援等の拠点として被害状況の把握、避難勧告の指示、区民への情報提供、避難所の開設、ボランティアの支援、罹災証明、救援物資の支給など多岐にわたる役割を担っています。地域本部における情報通信を始め活動拠点としての機能を充実させるため、非常用電源設備の整備を行います。

手段

①災害情報システムの整備
②災害時地域本部の非常電源設備の整備

事業の主な実施内容

平成20年度			
①	同報系防災無線機器のデジタル化に係る調査･検討	④	
②	7か所（整備済みの榎町･落合第二以外）の地域センター(災害時地域本部）で設計委託を実施 （戸塚は21年度の地域センター整備に合わせて実施）	⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 災害情報システムの整備	屋外拡声子局（屋外スピーカー）での音声伝達度	平成23年度までに屋外拡声子局100局･防災ラジオ350台を配備する。
2 災害時地域本部の非常電源設備の整備	非常用電源設備（運転可能時間2日間程度以上）を整備した災害時地域本部数（累計）	23年度までに7か所の地域センターに非常電源設備を整備する。
3		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	局	1	0	420	30	屋外拡声子局100局 防災ラジオ350局	
	実績1②		1					
	③＝②／①	%	100.0					23年度100%
指標2	目標値1①	か所	7（設計）	3	2	2	7	
	実績1②		7（設計）					
	③＝②／①	%	100.0					23年度100%
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	区長室	所管課	危機管理課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	11,445				11,445	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		19,894				19,894	
財源内訳							
一般財源	千円	19,894				19,894	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	地域防災拠点と避難施設の充実については、行政の責務であるため適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	災害情報システムの整備については、区の規模からみて適切です。また、非常電源設備の整備については、既設を含め災害時地域本部の全箇所の整備を行うことから適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	防災上、必要小限度の設置及び整備を目標としているため、効果的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	災害情報システムの整備については、4カ年計画で事業を進行しており、予定どおり進行しています。災害時地域本部の非常電源設備の整備についても予定どおり進行しています。
総 合 評 価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	災害情報システムの整備については、実施設計のための基本計画策定が予定どおり終了しました。また非常電源設備の整備についても予定どおり7箇所の設計が終了したことから順調と判断します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		1　災害情報システムの整備 　基本計画の策定に関し、電波状況の変化や建物環境の変化に、十分注意しながら進めていく必要があります。 2　災害時地域本部の非常電源設備の整備 　区単独施設以外の2か所（四谷･大久保）について、今後、関係機関との調整が必要となります。また、現在設置されている非常電源の容量は運転稼動時間が短いため、地域本部等としての機能が不十分です。
	改革方針		1　災害情報システムの整備 　適正な基本計画の策定のため、電波伝搬調査や音声伝達調査を行います。 2　災害時地域本部の非常電源設備の整備 　区単独施設以外の2か所（四谷･大久保）については、今後、関係機関と調整を行い、23年度までに整備工事完了を目指します。また、設置する非常電源装置の運転可能時間を2日程度とし、災害時の地域本部機能を充実させます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	1　災害情報システムの整備 　適正な基本計画の策定のため、電波伝搬調査や音声伝達調査を行いました。 2　災害時地域本部の非常電源設備の整備 　7か所の地域センター（災害時地域本部）の設計委託を行いました。
		課　題	1　災害情報システムの整備 　基本計画の策定に関しては、電波状況の変化や建物環境の変化に十分注意しながら進めていく必要があります。 2　災害時地域本部の非常電源設備の整備 　20年度の設計調査に基づく工事計画どおりに、適切に実施していく必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	1　災害情報システムの整備 　電波状況の変化や建物環境の変化に、十分注意しながら進めていきます。 2　災害時地域本部の非常電源設備の整備 　設置に当たっては、年度ごとの整備対象施設（地域センター）の組替え等を行い実施します。また、地域センターの構造等にも十分配慮して施工します。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	4	基本施策	①
計画事業	48	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進			

目的

新宿区に住む人にとっても、訪れる人にとっても、安全で安心して過ごせるまちづくりを推進します。

手段

新宿区区民の安全･安心の推進に関する条例に基づく安全推進地域活動重点地区に対し、パトロールに使用するジャンパーを貸与するとともに、ステッカー表示等によりＰＲ活動を行い、安全安心のまちづくりの気運を盛り上げます。また、必要に応じ重点地区に職員を動員して地域の方々と一体となってパトロール等を行います。

事業の主な実施内容

平成２０年度			
①	安全推進地域重点地区の指定	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	安全推進地域活動重点地区の指定数	安全推進地域活動重点地区に指定された地区の延べ数	平成23年度までに85地区
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	か所	55	65	75	85	85	
	実績1②		58					
	③＝②／①	%	105.5					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	区長室	所管課	危機管理課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	8,368				8,368	
人件費		16,898				16,898	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		25,266				25,266	
財源内訳							
一般財源	千円	13,867				13,867	
特定財源		11,399				11,399	
一般財源投入率	%	54.9				54.9	
職員							
常勤職員	人	2				2	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区が行っている自主防犯活動への支援は、区民等が行う防犯活動への参加気運を高めるきっかけとなっており、地域の防犯力向上のため適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	安全・安心条例に基づく自主防犯活動団体である重点地区を区内全域に広め、地域の防犯力の向上を図るために目標設定は適切です。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進のため、地域住民が自主防犯活動をする上で、防犯資器材を交付する等の支援することは、地域の防犯意識を高める結果となり、本事業は効果的・効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	関係部署との連携、協力により重点地区指定団体が予想以上に増加し、安全安心まちづくりが計画以上に推進できました。
総合評価	■ 計画以上に進んでいる □ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	安全安心まちづくりは、地域住民や地域団体が自主的活動を行うことで実現するものであり、条例に基づく重点地区の指定により、自主的活動を側面から支援したことで、安全なまちづくりが推進できました。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課題）		自主防犯活動を行っている方は高齢者が多く、いかにすれば若い世代の人達も活動に参加してもらえるようになるかが課題です。
	改革方針		年々重点指定地区やボランティアグループが増加傾向にあり、若年層もそれに伴い増加しているものの、より強力に推進していきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	重点指定地区や防犯ボランティアグループに支援活動の際に啓発活動を積極的に行いました。
		課題	重点指定地区及び防犯ボランティアグループは増加傾向にあるものの、未指定地区もあることから、各種活動を通じて未指定地区解消に努めます。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続 □ 手段改善 □ 事業縮小 □ 事業拡大 □ 事業統合 □ 休廃止 □ その他（制度改正等）
		内容	重点指定地区や防犯ボランティアグループに対する支援について啓発活動をすることで、住民や地域からの参加機運などを高めるとともに住民や地域の連帯感を醸成し、安全安心まちづくりを推進しながら、関係部署との連携を強めていきます。また、PTAなどと連携して若い世代を取り込んでいき、「安全で安心して暮らせるまつちづくり」を継続していきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	III	個別目標	4	基本施策	①
計画事業	49	民有灯の改修支援			

目的

安全･安心のまちづくりを推進し、まちの防犯性を強化するため、区が民有灯（町会等が管理する私道に設置する街灯）の一斉照度調査を実施し、調査結果を踏まえて、町会等からの申請に基づく改修工事（新設及び改良）を集中的に実施し、照度アップを図ります。

手段

区内の民有灯について一斉照度調査を実施し、調査結果を踏ま えて町会等からの申請に基づき、改修支援工事を順次進めます。

事業の主な実施内容

平成２０年度			
①	民有灯の一斉照度調査	④	
②	民有灯の改修支援工事(新設及び改良)	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	新設したり、改良した民有灯の基数	平成20年度から平成22年度までに、区が民有灯を工事した基数	平成22年度までに4,300基
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	基	4,300	4,300	4,300		4,300	
	実績1②		1,720					
	③＝②／①	%	40.0					22年度100%
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	みどり土木部	所管課	道路課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	165,208				165,208	
人件費		16,898				16,898	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		182,106				182,106	
財源内訳							
一般財源	千円	182,106				182,106	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	2				2	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	サービスと負担の担い手は区です。区内の防犯性を向上させるという観点により適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	区内の防犯性を向上させるため、一斉照度調査の結果を踏まえて町会等からの申請に基づき、3年間で集中的に改修支援工事を行うことから目標･指標は適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	一斉照度調査の結果を踏まえるため、効率的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	20年度は改修支援工事により、22年度までの目標の40.0%、1,720基の改修を行いました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	**改修支援工事により22年度までの目標の40.0%を達成し、防犯性の向上に寄与していると考えます。このため事業全体を通し、概ね計画どおり進んでいると評価します。**

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		民有灯は、平成19年度まで「民有灯新設改良助成」事業により区が工事費用の一部を負担してきました。しかし、区内の防犯性の向上を図り、より安全で快適なまちづくりを目指すため、区が民有灯の改修について、引き続き町会等を支援していくことが必要です。
	改革方針		町会等が費用を負担することなく、区が町会等に代って改修工事を集中的に行います。（平成22年度までの3ヵ年）
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	改修支援工事のために、一斉照度調査を実施しました。また、調査結果を踏まえて町会等からの申請に基づき、暗い民有灯など優先度の高いものから順次改修支援工事を実施しました。
		課　題	引き続き、一斉照度調査の実施結果を踏まえて町会等からの申請に基づき、順次改修を進める必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	平成20年度から平成22年度まで、集中的に改修支援工事を実施するため、引き続き順次工事を進めていくこととします。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅳ	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	50	ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進			

目的

持続可能な資源循環型社会の構築のため、ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進を図ります。

手段

①資源回収の推進
②プラスチックの資源回収の推進
③ごみの発生抑制の推進

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	リサイクル活動団体への支援	④	新宿区３Ｒ推進協議会を設立し、ごみ減量の取組を検討。3Rキャンペーンを実施
②	古紙、びん･缶、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、乾電池の資源回収の実施	⑤	新宿区３Ｒ推進協議会提唱によるエコ自慢ポイントの取組を実施。また、レジ袋辞退率調査を実施。
③	容器包装プラスチックの資源回収の実施	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	資源化率（%）	資源回収量/(区が収集するごみ量＋資源回収量)	平成23年度に25%
2	一人一日当たりの区収集ごみ量（g）	区が収集するごみ収集量／1月1日現在の人口（住民基本台帳人口＋外国人登録人口）／365日	平成23年度に650g
3	プラスチックの回収量（t）	区が回収する容器包装プラスチックの量	量：年3,000t
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	21	22	23	25	25	
	実績1②		21.2					
	③＝②／①	%	101.0					23年度100%
指標2	目標値1①	g	750	720	685	650	650	
	実績1②		725					
	③＝①／②	%	96.7					23年度100%
指標3	目標値1①	t	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000/年	
	実績1②		2,047					
	③＝②／①	%	68.2					毎年度100%
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	環境清掃部	所管課	新宿清掃事務所 生活環境課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	976,575				976,575	
人件費		57,580				57,580	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		1,034,155				1,034,155	
財源内訳							
一般財源	千円	865,561				865,561	
特定財源		168,594				168,594	
一般財源投入率	%	83.7				83.7	
職員							
常勤職員	人	6.5				6.5	
非常勤職員	人	1				1	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	資源回収は循環型社会形成推進基本法の規定等により負担は行政が担いますが、ごみの減量とリサイクルの推進には、行政、区民、事業者が協働し責任と役割を果たしていく必要があります。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	プラスチック回収量は新たな資源回収の理解と協力度を示す指標ですが、ごみ総量の減少等により目標量の再検討を要します。実行計画中のレジ袋削減に取組む事業者数は、把握困難なため指標からはずします。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	資源の回収は、行政回収と区民が自主的に実施する集団回収で行なっています。資源の回収業務は費用対効果からほぼ全て委託しています。3R推進協議会は事業者･区民･区が協働で実施するものです。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	容器包装プラスチックの区全域回収等の資源回収の充実や普及啓発の成果により、資源化率、一人当たり区収集ごみ量はともに20年度の目標を達成しましたが、プラスチック回収量は目標の約68%に留まりました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	容器包装プラスチックの回収量は目標値3,000tに対し2,047tと約68%に留まりましたが、目標量について見直す余地があります。資源化率及び一人一日当たりの区収集ごみ量については目標値を超える成果を挙げることができました。また、3R推進協議会を多くの事業者･団体の参加の下で設立し、新宿エコ自慢ポイントの提唱、共通キャンペーンの開催、区のレジ袋辞退率調査への協力等の取組みを実施できました。このため、事業全体を通し計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		資源化率は前年を上回っていますが、目標値である20%に達していません。市場任せでは改善できない消費行動と事業者活動のギャップを調整し、ごみの発生抑制やリサイクルを推進するには、区民･事業者･行政がそれぞれの立場で取り組むとともに、相互の理解を深める場が必要です。
	改革方針		容器包装プラスチックの区全域回収や回収拠点の増設などにより資源回収量を増加させ、資源化率を高める事業を拡充します。また、集団回収参加率向上のため、きめ細かい周知活動を実施するとともに、参加団体への支援内容の充実について検討します。区民団体･事業者･区の3者で仮称「3R推進協議会」を設置して相互理解を深め、ともに連携して3R施策を検討･実施します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	容器包装プラスチックの資源回収を区全域で実施しました。びん･かん･ペットボトルの拠点回収量は19年度の4,217tから5,124tへと約22%増加しました。集団回収では新たに段ボールを報奨金対象品目に加えるなど参加団体への支援を充実し、参加団体は23団体増え415団体となりました。平成20年4月に3R推進協議会を設置し、エコ自慢ポイントの取組や3Rキャンペーンを実施しました。
		課　題	容器包装プラスチックの回収量は目標の約68%に留まりました。このため、容器包装プラスチックのリサイクルについて更に普及啓発を充実していくとともに、目標量が実態に即しているか再検討する必要があります。回収では、古紙の回収量が前年度より約500t減少しており、費用対効果を考慮した対策を図る必要があります。3R推進協議会の運営については会員が一体感を持って取り組める方法の検討が必要です。また、エコ自慢ポイントの取組の充実･拡大を求める声があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	資源化率、一人当たりの区収集ごみ量とも目標を達成しましたが、今後も目標達成のため狭小路地地区拠点回収の実施など事業を拡大していきます。容器包装プラスチックの資源回収を重点的に普及啓発するとともに、目標量の再検討を行ないます。古紙の回収量減に対しては、区職員によるパトロールや区の資源回収に出すことを明示した古紙回収袋の配布等を行なっていきます。3R推進協議会については各会員の3Rの取り組みを確認し、対外的に発信するため、取り組みの文書化を行います。エコ自慢ポイントを充実･拡大します。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅳ	個別目標	1	基本施策	②
計画事業	51	地球温暖化対策の推進			

目的

平成18年2月に策定した「新宿区省エネルギー環境指針」における区内の温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、区民・事業者の省エネルギーへの取組み、新エネルギー等の導入を促進・支援するとともに、区自らも率先して温室効果ガスの削減に取り組み、範を示すことで家庭・事業所における温室効果ガスの削減を目指します。

手段

①区民の省エネルギーへの取組みの促進・支援
②事業者の省エネルギーへの取組みの促進・支援
③区が率先して取り組む地球温暖化対策

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	「みどりのカーテン」の普及	④	環境マネジメントシステム認証取得費用助成
②	ライトダウンキャンペーンの実施	⑤	雨水利用の促進
③	省エネルギー診断の実施	⑥	区有施設への太陽光発電の導入

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	環境マネジメントシステム認証取得費助成事業者数	区の助成により環境マネジメントシステムの認証を取得した事業者数	平成23年度 40件
2	「みどりのカーテン」設置件数	区民・事業者・学校・公共施設等に「みどりのカーテン」を設置した件数	平成23年度 1,500件
3	雨水利用設備設置区有施設	区有施設への雨水利用設備設置件数	平成23年度 57件
4	温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量	区内における温室効果ガス排出量の平成2年度(2,464千t-CO2)比増減	平成23年度 ＋5.0%

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	件	10	10	10	10	40	
	実績1②		5					
	③＝②／①	%	50.0					
指標2	目標値1①	件	1000	1200	1500	1500		
	実績1②		783					
	③＝②／①	%	78.3					毎年度100%
指標3	目標値1①	件	10	10	10	10	40	
	実績1②		9					
	③＝②／①	%	90.0					
指標4	目標値1①	%	12.0	8.5	5.0	5.0		23区温室効果ガス排出量算定手法により3年後に検証
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	環境清掃部	所管課	環境対策課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	36,473				36,473	
人件費		42,245				42,245	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		78,718				78,718	
財源内訳							
一般財源	千円	78,718				78,718	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	5				5	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区民･事業者等の地球温暖化防止の取組みを区が積極的に後押ししするとともに、区自らも率先して区民･事業者等と一体となって取り組んでおり、適切と評価します。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	成果の見える取組みを新たに指標化するとともに、京都議定書を踏まえた目標を設定し、温室効果ガス排出量の削減に向け、様々な省エネルギー等の取組みを推進していくことで、地球温暖化防止につなげていきます。
③効果的･効率的な視点	□ 効果的･効率的である ■ 改善が必要である	事業者向けの促進･支援について、参加者を更に拡大していくには、より効果的なＰＲ方法の検討が必要です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	区民･事業者へのアンケート形式によるCO2削減量の簡易算定を実施し、3万t を超える削減効果が算出されました。
総 合 評 価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	事業全体を通じて多くの参加者があり、省エネ行動の実践を効果的に促進することができ、地球温暖化防止に寄与したと評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		区民･事業者への意識啓発の効果を高めるため、取組みの成果を『見える化』し、より効果的な取組みの向上につながる仕組みづくりが必要です。
	改革方針		区民･事業者の参加によるCO2削減運動の効果を簡易算定し、区全体の成果を迅速に公表していくことにより、区民･事業者の意識の向上とより一層の実践を促進していきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	家庭･事業所におけるCO2削減に向けた取組みを促進するため、チェック表付きのパンフレットを作成、配布し、取り組み結果から区全体の成果を取りまとめました。
		課　題	簡易算定の精度を高めるとともに、より一層の啓発効果を上げていくために、算定手法の改善と参加者の増大を図る必要があります。また、指標については、平成17年度から継続している環境家計簿事業から、新たに開始した「みどりのカーテン」普及事業に変更するとともに、区内の温室効果ガス排出量の削減状況を追加し、取組みの成果を見える化していきます。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	CO2削減パンフレットの内容を更新し、より効果的なＰＲにより参加者を増やしていくとともに、様々な環境配慮行動をポイント化し、蓄積したポイントにより区民･事業者が植林を行う制度を構築します。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅳ	個別目標	1	基本施策	③
計画事業	52	清潔できれいなトイレづくり			

目的

老朽化した公園トイレと公衆トイレを、清潔で誰もが利用しやすく、バリアフリーに配慮したトイレに改修します。

手段

老朽化した公園トイレ及び公衆トイレの改修工事を、整備指針を策定して改修対象、改修方針を定めて計画的に行います。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	現況調査	④	
②	整備指針の策定	⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 改修箇所数（公園トイレ）	設置から20年以上経過する公園トイレの改修箇所数	平成23年度までに4箇所
2 改修箇所数（公衆トイレ）	設置から20年以上経過する公衆トイレの改修箇所数	平成23年度までに2箇所
3 バリアフリー対応割合（公園トイレ）	バリアフリー対応となっている公園トイレの割合	平成23年度までに14.3%
4 バリアフリー対応割合（公衆トイレ）	バリアフリー対応となっている公衆トイレの割合	平成23年度までに44.0%

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	箇所	0	1	2	1	4	
	実績1②							
	③＝②／①	%						23年度100%
指標2	目標値1①	箇所	0	1	0	1	2	
	実績1②							
	③＝②／①	%						23年度100%
指標3	目標値1①	%	11.1	11.9	13.5	14.3	14.3	
	実績1②							
	③＝②／①	%						23年度100%
指標4	目標値1①	%	36.0	40.0	40.0	44.0	44.0	
	実績1②							
	③＝②／①	%						23年度100%

所管部	みどり土木部	所管課	みどり公園課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	2,415				2,415	
人件費		5,069				5,069	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		7,484				7,484	
財源内訳							
一般財源	千円	7,484				7,484	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0.6				0.6	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	施設の老朽化やバリアフリー対応のための改修は、区の責務により適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	目的である施設の老朽化とバリアフリーへの対応についての目標であることから適切と判断します。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	改修に当たって、効率的に改修を行うための整備指針の策定であることから効果的であると評価します。
④目的(目標水準)の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	整備指針を策定しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	整備指針を策定し、改修対象箇所の選定と改修内容についての方針を定めたことから、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識(課題)		老朽化したトイレが増えてきています。またバリアフリー対応となっているトイレが少ないのが現状です。
	改革方針		老朽化したトイレを改修し、合わせてバリアフリーに配慮したトイレにします。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	改革方針に基づいたトイレに改修するための指針を策定しました。
		課題	指針に沿った改修を行う必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続 □ 手段改善 □ 事業縮小 □ 事業拡大 □ 事業統合 □ 休廃止 □ その他(制度改正等)
		内容	21年度は新宿中央公園、四村橋脇公衆便所の2箇所を指針に沿ったトイレに改修します。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅳ	個別目標	Ⅰ	基本施策	③
計画事業	53	路上喫煙対策の推進			

目的

受動喫煙やたばこの火による被害を防止するため、区内主要駅周辺において継続的なキャンペーンやパトロールによる指導を実施するとともに、区民、事業者、来街者等に対する路上喫煙禁止の普及啓発を行い、きれいな街づくりを進めていきます。
（拡充内容）来街者向け対策として、土日・祝日の指導強化等を進めます。

手段

①路上喫煙禁止パトロールの実施（業務委託による）
②路上喫煙対策協力員による各種キャンペーン等への参加による普及啓発
③路上喫煙率調査の実施（業務委託による）
④路面標示タイル・防護柵看板・標識等の設置
⑤新宿駅東口・西口及び高田馬場駅でのポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーンの実施

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	路上喫煙禁止パトロールの実施（年間295日）	④	ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーンの実施 新宿駅東口3回（雨天中止2回）　西口4回（雨天中止1回）　高田馬場駅周辺11回
②	区内64箇所において路上喫煙率の調査を実施	⑤	
③	路面標示タイルの設置590箇所　防護柵看板75箇所（150枚）　標識7箇所	⑥	

事業の指標　　Ⅳ

指標名	定義	目標水準
1 駅周辺での路上喫煙率	定点における単純平均喫煙率 ※定点（64箇所）それぞれの喫煙率を合計し64で除した数字	23年度に0.50%
2		
3		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	0.50	0.50	0.50	0.50		参考： 平成19年度 平均喫煙率 0.83%
	実績1②		0.65					
	③＝①／②	%	76.9					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	環境清掃部	所管課	生活環境課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	168,286				168,286	
人件費		21,123				21,123	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		189,409				189,409	
財源内訳							
一般財源	千円	189,409				189,409	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	2.5				2.5	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	経費に関しては行政が負担しますが、区民･事業者･行政が一体となって普及啓発に努めています。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	過去、実施した調査は、主に駅周辺を調査ポイントとしましたが、歩行喫煙者の数が駅周辺から住宅地に移行している傾向が見られます。今後、調査ポイントの設定には工夫が必要と考えます。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	路上パトロール員及びキャンペーン委託による普及啓発は順調に成果をあげています。来街者等からの評価も高まってきています。区が実施するキャンペーンについても、ボランテイアの参加を得て着実に成果をあげています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	喫煙率調査実施以降の数値を見る限り、順調に目的は達成されています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	調査方法については、今後検討が必要と考えますが、路上喫煙者の絶対数は順調に減っています。住宅地における路上喫煙対策は定期的な路上パトロール員の派遣、路面標示板等の設置で対応していきます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		現在、8箇所に設置した喫煙スポットは全てが道路上であるため、非喫煙者から苦情が寄せられます。特に新宿駅西口喫煙スポットは歩行者の数が際立って多く、歩行者の動線と喫煙スポットを分離する対策が必要です。
	改革方針		路上喫煙禁止パトロール員による巡回指導を充実するとともに、土日･休日もパトロールを実施します。また、地域団体との連携のもと、路上喫煙対策協力員制度を活用し路上喫煙率ゼロを目指します。また指定喫煙所についても、敷地管理者と協議し設置に取り組みます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	路上喫煙禁止パトロール員による巡回指導は、機動班の活用によって成果がありました。また、土日･祝日についても日数を増やし実施しました。
		課　題	JRに関しては、21年4月1日から駅構内が全面禁煙となります。また、私鉄各社についても全面禁煙が既に実施されています。そのような状況のもとで、区が設置した喫煙スポットが完全分煙化されていない施設であることや、利用率が高く飽和状態にあることなどから、非喫煙者から多くの苦情が寄せられています。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	21年度は、鉄道事業者等との協議の場を設定し、喫煙者、非喫煙者が共生できる施設整備等の方策を検討するとともに、路上喫煙禁止パトロール員による、機動的な普及･啓発をさらに充実させていきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅳ	個別目標	1	基本施策	④
計画事業	54	環境学習･環境教育の推進			

目的

学校･地域･家庭･職場等で、誰もがいつでも環境学習に取り組み 、実践行動に結びつけられるように環境学習･環境教育を推進していきます。

手段

環境学習情報センターの機能を生かし、環境に配慮した行動を実践できるような環境学習を実施し、環境保全活動の支援を行います。また、環境学習情報センターを核として、区民･企業･NPO･学校との連携と協働を進め、普及啓発事業の創意工夫を図ります。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	環境学習ガイドの普及	④	環境学習情報センターを核とした普及啓発の推進（出前授業）
②	環境学習情報センターを核とした普及啓発の推進（エコリーダー養成講座）	⑤	環境学習発表会
③	環境学習情報センターを核とした普及啓発の推進（環境絵画展･環境日記展）	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	エコリーダー養成講座の修了者数（累計）	地域の環境活動のリーダーを養成することを目的とした連続講座の修了者数です。	平成23年度 講座修了者数　180人
2	環境絵画展･環境日記展の応募者数	環境保全について考えて描かれた絵画や日記のコンテストの応募者数です。	平成23年度 応募人数　1200人
3	環境学習発表会の参加者数	学校での環境学習の取組みを広く発信するための発表会への参加数です。	平成23年度 参加人数　350人
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	人	120	140	160	180		
	実績1②		123					
	③＝②／①	%	102.5					毎年度100%
指標2	目標値1①	人	1050	1200	1200	1200		
	実績1②		1224					
	③＝②／①	%	116.6					毎年度100%
指標3	目標値1①	人	350	350	350	350		
	実績1②		211					
	③＝②／①	%	60.3					毎年度100%
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	環境清掃部	所管課	環境対策課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	7,108				7,108	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		15,557				15,557	
財源内訳							
一般財源	千円	15,557				15,557	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							指定管理者が、事業を実施しているため
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区民や事業者に環境学習の機会を積極的に提供するため、専門的な知識や経験を有する指定管理者（環境学習情報センター）が様々な講座や発表会等を開催し、環境活動の支援に取り組むことは適切と評価します。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	講座や発表会等の開催規模や参加実績を踏まえ、環境学習・環境教育を推進していくために適切な数値目標を見直します。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	NPOによる指定管理者によって運営される環境学習情報センターを核として、区民・企業・NPO・学校が連携し、環境学習・環境教育を実施しており、効率的に行われています。
④目的(目標水準)の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	環境学習情報センターにより講座や発表会などの普及啓発事業を展開し、環境への理解や関心を深めることに成果がありました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	環境学習情報センターを核として、区民目線でのイベントの実施や様々な情報提供を行うことで、区民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、具体的な実践活動に結びつけられるような普及啓発の推進を行うことができたとを評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		区民一人ひとりに環境問題に関心をもってもらうことが肝要であり、そのためには環境学習の機会を増やし、環境活動への支援や人材育成を図る必要があります。
	改革方針		すべての世代に対し、学校教育・生涯学習等あらゆる場面において環境学習の推進を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	環境学習情報センターを核とした普及啓発の推進をより積極的に行いました。また、家庭・地域・学校・職場で、環境に対する意識を高めるために、環境学習ガイドを作成し配布しました。さらに、学校での環境学習の取組みを広く発信する場として、環境学習発表会を開催しました。
		課　題	環境学習発表会は、参加校を増やすために、教育委員会と連携してPRすることが必要です。また、エコリーダー養成講座の参加者数の増加を図り、修了者数の指標を見直します。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	各事業への参加募集をより幅広く積極的に行い、区民が環境学習をする機会の増加を図ります。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	IV	個別目標	2	基本施策	①
計画事業	55	区民ふれあいの森の整備			

目的

おとめ山公園に隣接する公務員宿舎の用途廃止後の跡地を取得して、おとめ山公園とあわせた「区民ふれあいの森」として整備し、みどりの拡充を図るとともに、区民がみどりとふれあう機会を創出していきます。

手段

おとめ山公園に隣接する民有地及び国有地を買収により確保し、区民等との協働によりおとめ山公園と一体となる「区民ふれあいの森」として整備します。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	民有地の用地買収交渉及び土地開発公社による先行取得	④	
②	民有地の都市計画公園区域への編入及び都市計画事業認可取得	⑤	
③	国有地の取得要望及び交渉	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 区民ふれあいの森整備率	面積比	平成23年度に27%
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	0	0	0	27.0	27.0	
	実績1②		0					
	③＝②／①	%	0.0					23年度27%整備
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	みどり土木部	所管課	みどり公園課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	3,203				3,203	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		11,652				11,652	
財源内訳							
一般財源	千円	11,652				11,652	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区民ふれあいの森としての整備は、区立公園とするため、区の責務であり適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	事業の段階的な進捗に合わせた目標であることから適切と評価します。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	既存公園に隣接したまとまった土地の取得であり、また都市に残った貴重な緑の保全と拡大にとって効果的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	民有地の取得交渉と関連手続きが完了しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	民有地については、用地取得の交渉が完了しており、国有地については、区からの取得要望を受けて一般への入札を留保して区への売却の審査をしているところです。このため計画通りに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		用地取得のための交渉及び手続きを進める必要があります。
	改革方針		用地取得のための交渉及び手続きを進めます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	民有地取得のための交渉及び都市計画関連の手続きを行い、土地開発公社による先行取得を行いました。また、国有地取得のための交渉を行いました。
		課　題	用地取得のための交渉及び手続きをさらに進める必要があります。また、用地取得後の計画について、住民とともに進める必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	国有地取得のための交渉及び手続きをさらに進めます。また、用地取得後の計画について、住民とともに進めます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅳ	個別目標	2	基本施策	①
計画事業	56	玉川上水を偲ぶ流れの創出			

目的

新宿御苑の散策路に、「玉川上水を偲ぶ流れ」として流れと遊歩道を整備し、江戸東京の水の歴史的シンボルとして、また区民憩いの場として活用し、自然環境の再生を図ります。

手段

整備にあたっては、御苑インフォメーションから大木戸門までの約540mの散策路を3区間に分けて、平成21年度から3か年で段階的に整備します。

事業の主な実施内容

平成20年度

①	・条例の制定、基本協定の締結	④	
②	実施設計業務：散策路中央部「大銀杏」区間	⑤	
③	検討会の開催（2回）	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 偲ぶ流れの整備延長（累計）	整備延長（3ヵ年累計　540m） 21年度　中央区間240m、　22年度　東区間120m、23年度　西区間180m	23年度で整備完了（100%）
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	m	0.0	240.0	120.0	180.0	540.0	
	実績1②		0					
	③＝②／①	%	0.0				0	毎年度100%
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	みどり土木部	所管課	みどり公園課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	8,561				8,561	
人件費		16,898				16,898	
事務費		77				77	
減価償却費		0				0	
総計		25,536				25,536	
財源内訳							
一般財源	千円	25,536				25,536	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	2				2	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	検討会やシンポジウムの開催により歴史的シンボルとして、周辺区民や関係者に周知されています。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	整備内容及び規模から、整備目標は適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	歴史的シンボルとして効果的に計画が行われました。
④目的（目標水準の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	地元や関係者から認知された基本計画策定ができたため、計画段階では高い達成度となりました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	基本計画の策定や関係条例の制定が終わり、順次整備工事に着手できることから、計画通りに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		整備にあたっては、規模や内容について地元や関係者と十分に意見及び協議を交える必要があります。
	改革方針		検討会の開催により、意見集約及び合意形成を図ります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	2回の検討会を開催したことにより、21年度の整備内容及び22年度以降の計画について十分合意形成を図ることが出来ました。
		課　題	今後は、整備後の活用について、十分な意見交換が必要となります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	22年度の整備内容の確認をはじめ、歴史的シンボルとして活用することについて検討するため、21年度はシンポジウムを開催します。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅳ	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	57	新宿りっぱな街路樹運動			

目的

新宿のシンボルになる「りっぱな街路樹」のある道路空間（新宿グリーンシンボルロード）を目指し、道路整備事業等にあわせて 緑量のある街路樹を整備します。維持管理は、道のサポーターや沿道利用者と調整のうえ行います。なお、新宿通りについて は、モール化の検討とあわせて適切な街路樹整備のあり方を検討していきます。

手段

他の実行計画事業「道路の改良」や「道路の無電柱化」、「都市計画道路の整備」により整備します。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	早大理工学部横の整備(道路改良事業に併せ実施)	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	シンボルロードを整備した道路の本数	新宿のシンボルになる「りっぱな街路樹」を整備した道路の路線数	平成23年度までに5路線
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	路線	5		5	5	5	
	実績1②		3					平成23年度 100%
	③＝②／①	%	60.0					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	みどり土木部	所管課	道路課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	288				288	
人件費		8,449				8,449	
事務費		288				288	
減価償却費		0				0	
総計		9,025				9,025	
財源内訳							
一般財源	千円	9,025				9,025	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	まちにうるおいと快適さをもたらす道路づくりについては、区の責務により適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	まちにうるおいと快適さをもたらす道路づくりについては、区民が求める要素のひとつであることから適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	道路整備に併せて実施したため、効率的に緑量のある街路樹整備を行うことができました。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	「グリーンシンボルロード」1路線の整備を行い、目標を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	「道路の改良」により、「りっぱな街路樹」のあるグリーンシンボルロード1路線を整備しました。このため事業全体を通し街路樹整備については、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		「道路の改良」や「無電柱化」に道路の改築に併せて、緑量のある街路樹を整備することが必要です。
	改革方針		早大理工学部横の道路の改良工事に併せ、緑量のある街路樹を整備します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	早大理工学部横の道路の改良工事に併せ、緑量のある街路樹整備を行いました。
		課　題	三栄通りや補助72号線など他路線においても道路の改良時期に併せ、緑量ある街路樹の整備を行う必要があります。また、新宿通りにおける街路樹整備を引き続き検討する必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	22年度に三栄通り及び補助72号線の整備に合わせて、緑量のある街路樹整備を行うため整備内容を検討する必要があります。また、引き続き新宿通りにおける街路樹整備を検討していくこととします。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅳ	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	58	新宿らしい都市緑化の推進			

目的

都市化が進む新宿区において、可能な限り多くの場所で様々な手法により花やみどりを創出する取り組みを行い、公共施設や民間施設の緑化を推進します。

手段

①みんなでみどり公共施設緑化プラン
②空中緑花都市づくり
③新宿花いっぱい運動

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	公共施設緑化　15か所	④	
②	屋上等緑化助成　１０件	⑤	
③	ハンギングバスケットの新設　12基 （新宿三丁目　モア4番街）	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	公共施設緑化　か所数	請負工事または協働により、公共施設緑化工事を実施したか所数	20～23年度　36か所
2	屋上等緑化助成を行った件数	屋上緑化、壁面緑化の設置助成を行った件数	20年度 屋上緑化助成　年10件 壁面緑化助成　年10件 21年度以降　　各年15件
3	ハンギングバスケット、プランターの新設数	1路線または1か所にハンギングバスケット等を新規に設置した数	19年度　55基 20～23年度　80基　計135基
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	か所	9	9	9	9	36	毎年度100%
	実績1②		15					
	③＝②／①	%	166.7					
指標2	目標値1①	件	20	30	30	30	110	毎年度100%
	実績1②		10					
	③＝②／①	%	50.0					
指標3	目標値1①	基	20	20	20	20	80	毎年度100%
	実績1②		12					
	③＝②／①	%	60.0					
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	みどり土木部	所管課	みどり公園課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	27,788				27,788	
人件費		36,457				36,457	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		64,245				64,245	
財源内訳							
一般財源	千円	63,245				63,245	
特定財源		1,000				1,000	
一般財源投入率	%	98.4				98.4	
職員							
常勤職員	人	4				4	
非常勤職員	人	1				1	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	公共施設の緑化を推進することは区の責務です。また、民間施設の空中緑花整備費の一部を区が助成し、区民等の負担を軽減することは適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	公共施設では施設管理者との調整、地元管理者との調整があるため、設置か所を目標とすることは適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	請負工事と区民との協働、工事費の一部助成の方法は、費用対効果からみて効率的に事業を推進しています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	公共施設緑化のか所数、屋上緑化助成件数、ハンギングバスケットの設置数は概ね目標どおり進んでいます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	区有公共施設に特色のある緑化を実施しました。屋上等緑化助成では、特に屋上緑化で8件の助成実績が上がりました。花いっぱい運動では、新たに1路線ハンギングバスケットを設置でき、計画どおり進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		･学校緑化は目標の箇所数を達成しました。 ･屋上、壁面緑化については区による新たな支援策が必要です。 ･ハンギングバスケットの交換に労力がかかりました。
	改革方針		･学校緑化終了後は、区有公共施設全体の緑化を進める必要があります。 ･新たな助成制度を立ち上げます。 ･ハンギングバスケットを物品として購入せず、工事請負で施工することとします。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	･区立中学校1か所のほか、庁舎等の区有公共施設5か所の緑化を実施しました。 ･平成20年4月より、屋上等緑化助成制度を開始しました。 ･ハンギングバスケットの交換を工事請負で処理することとしました。
		課　題	･公共施設緑化は、実施した施工箇所の追跡調査を行い、フォローしていくことが課題です。 ･建ぺい率、容積率の高い新宿駅周辺地域では、空中緑花のより積極的な推進策が必要です。 ･壁面緑化については、工法、効果についてより区民にPRすることが必要です。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	･公共施設緑化は、定期的な巡回、指導を実施します。 ･新宿駅周辺地域では、屋上緑化等推進モデル地区の指定を21年度より実施し、事業を拡大します。 ･壁面緑化については、啓発パネル、パンフレット、区広報を活用してPRを図ります。

事業評価シート

基本目標	Ⅳ	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	59	樹木、樹林等の保護			

目的

民有地の大きな樹木、まとまった樹林、りっぱな生垣を、保護樹木、保護樹林、保護生垣に指定し、維持管理費の一部を助成することにより、都市部における貴重なみどりを保護していきます。また、災害による枝折れなど緊急時の維持管理助成を行います。

手段

・保護樹木等の所有者への支援（維持管理費用の一部を助成、剪定等の維持管理の実施、賠償責任保険の加入など）
・近隣住民に対する働きかけ（保護樹木等に対する理解と協力を働きかけます）

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	保護樹木等の指定及び解除 指定　38本（10件）　　解除　10本（8件）	④	賠償責任保険の加入
②	保護樹木等の維持管理費用の一部助成	⑤	保護樹木等に関する相談・陳情への対応
③	保護樹木等の維持管理の支援	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 保護樹木の指定総本数	区が保護樹木に指定した保護樹木の総本数。新たに保護指定した場合には増加となるが、解除が発生した場合には減少となります。	23年度に指定総本数1,054本
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	本	1,054	1,054	1,054	1,054	1,054	23年度100%（1,054本維持）
	実績1②		1,054					
	③＝②／①	%	100.0					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	みどり土木部	所管課	みどり公園課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	8,603				8,603	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		17,052				17,052	
財源内訳							
一般財源	千円	17,052				17,052	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	大きな樹木やまとまった樹林は、地域のシンボルツリーや文化･歴史の象徴として位置付けられることから、行政がこれらを対象に維持管理を支援することは適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	巨木等の所有者には、既に保護指定を働きかけており、指定本数の増加には限度があります。また、止むを得ない理由により少なからず指定解除が発生します。このため年間指定本数10本は適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	保護樹木等の所有者に対して、助成や支援など様々な方策によりサポートしているため、効果的･効率的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	区が保護樹木等に助成金を支給し、剪定等の支援を行うことにより、所有者の経済的負担が軽減され、樹木が適切に保護されるとともに良好な環境が形成されています。
総合評価	■ 計画以上に進んでいる □ 計画どおりに進んでいる □ 計画通りに進んでいない	平成20年度は、大きな樹木の所有者を対象に、積極的に保護指定を働きかけた結果、目標数値以上の本数を保護指定することができました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		保護樹木の指定本数が減少傾向にあるため、新たな保護指定を増やすために大きな樹木の所有者等に積極的に保護指定を働きかける必要があります。また、解除申請があった場合には、解除を回避又は延期させるための誘導を図る必要があります。
	改革方針		保護樹木の指定本数を増やすために、大きな樹木の所有者等にこれまで以上に積極的に保護指定を働きかけます。また、解除申請があった場合には所有者に対して回避や延期を粘り強く働きかけます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	平成20年度は、大きな樹木の所有者を対象に、積極的に保護指定を働きかけた結果、目標数値以上の本数を保護指定することができました。また、解除申請が提出された場合にも回避を促すことにより、樹木の存置につなげることができました。
		課　題	区内の樹木の保護を図るために、より一層の保護樹木制度の充実を進める必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	「特別保護樹木制度」及び「保護樹木等移植費助成制度」を新たに創設して、保護樹木等の保護と育成に取り組みます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅳ	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	60	アユやトンボ等の生育できる環境づくり			

目的

区民が水辺や生き物などの自然にふれあえる環境づくりを進めるため、親水施設やビオトープなどの整備を進めていきます。

手段

①アユが喜ぶ川づくり
②生き物の生息できる環境づくり

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	神田川ファンクラブの活動 戸塚地域　年8回実施	④	新宿中央公園ビオトープ改修工事 （流れの改修）
②	戸塚地域センター入口部水槽設置等検討委託実施	⑤	
③	ビオトープ地域拠点整備の設計を実施 （東戸山小学校：500㎡）	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 親水施設の整備数	河川改修事業にあわせたアプローチ等の親水施設の整備箇所数	19年度9か所 23年度までに14か所
2 地域拠点ビオトープの整備	公園等に地域拠点となるビオトープを設置したか所数	2年で1か所 23年度までに2か所
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	回	0	5	0	0	5	21年度5か所
	実績1②		0					
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①	か所	0.3	1.0	1.3	2.0	2	23年度100% 1か所について 設計0.3 工事0.7
	実績1②		0.3					
	③＝②／①	%	100.0					
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	みどり土木部	所管課	みどり公園課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	4,139				4,139	
人件費		16,898				16,898	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		21,037				21,037	
財源内訳							
一般財源	千円	21,037				21,037	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	2				2	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区が啓発活動を行うこと、区が設計を委託し、区民参加で案を作成することは、区が主体の事業のため負担割合として適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	開催回数、隔年のビオトープ工事の目標は区民参加が無理なく図れ、適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	ファンクラブの運営、ビオトープの設計委託費用を区が負担することは、費用対効果として効果･効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	ファンクラブの開催と地域拠点ビオトープの整備とも目標を100%達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりにに進んでいない	神田川ファンクラブの運営、地域拠点ビオトープとも目標を達成するなど、区民が水辺や生き物などの自然にふれあえる環境づくりは計画どおりに進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		東京都が工事を進めている神高橋上流部の河川改修工事において、（仮称）戸塚地域センター前面の親水化工事と合わせた区施設の整備が必要です。また、既設ビオトープの補修や適切な管理のための仕組みづくりが必要です。
	改革方針		（仮称）戸塚地域センター内に整備する神田川ふれあいセンターの内容を区民参加で検討します。また、既設ビオトープの補修、拡充、維持管理支援を強化します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	戸塚地域センター入口部水槽設置等検討委託を実施しました。新宿中央公園のビオトープの改修を行いました。
		課　題	神田川ふれあいセンターの水槽設置、展示の内容を確定し、22年2月までに施設をオープンします。また、地域拠点ビオトープ工事では主な利用者である小学校児童の参加を図ります。さらに、新宿中央公園ビオトープでは外来生物の侵入対策を検討します。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	神田川ふれあいセンターの水槽設置、展示の内容を委託により検討します。また、地域拠点ビオトープ工事を小学校児童参加で行います。さらに、新宿中央公園ビオトープでは外来生物の駆除や利用者のマナー向上の働きかけを行います。。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅳ	個別目標	3	基本施策	①
計画事業	61	ユニバーサルデザイン･ガイドラインの策定と推進			

目的

ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めるため、有識者等で構成する検討会議を設置し、ガイドラインを策定します。ガイドライン策定後は、区民や事業者等に対して、ガイドラインの普及啓発を行いユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

手段

①学識経験者等で構成する有識者会議の設置とガイドラインの調査審議
②庁内での検討組織の開催（庁内検討会議、部会）とガイドライン素案の策定
③パブリックコメントの実施

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	庁内検討会議（課長級）の開催とガイドラインの検討（年2回開催）	④	
②	庁内検討部会（係長級）の設置とガイドラインの検討（年3回開催）	⑤	
③	有識者会議の開催とガイドラインの調査審議	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	ユニバーサルデザイン･ガイドラインに基づくまちづくりの推進	ガイドラインの検討･調査審議で30%、素案の策定で50%、策定で90%、普及啓発で100%とします。	まちづくりに関するユニバーサルデザイン･ガイドラインの策定及び普及啓発（平成23年度）
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	50	90	100	100		
	実績1②		30					
	③＝②／①	%	60.0					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	都市計画部	所管課	都市計画課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	2,572				2,572	
人件費		12,673				12,673	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		15,245				15,245	
財源内訳							
一般財源	千円	15,245				15,245	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1.5				1.5	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	ユニバーサルデザインは区、区民、事業者とが連携してスパイラルアップをしていく必要があり、そのためのガイドラインを策定することは適切であるといえます。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	人にやさしいまちづくりをすすめるためのガイドラインの策定であり、適切な目標設定です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	ガイドライン素案策定過程において、庁内検討会議、有識者会議に加えて課題の整理を行うために有識者会議内で部会を開催することとしたため、効果的･効率的であったといえます。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	庁内検討組織及び有識者会議を開催し、ガイドラインの骨子案について、検討することができました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	ユニバーサルデザインの意識を庁内で共通理解として持つための庁内検討組織を開催でき、ガイドラインの内容についても有識者会議で骨子案について検討し、一定程度の方向性を見出せたことから、計画どおりと評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		都市マスタープランに定めた「新宿力で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現のため、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があります。そのためにガイドラインを策定する必要があります。
	改革方針		全庁でのユニバーサルデザインまちづくりの取り組みを進めるため、庁内検討組織を開催し、素案を検討します。また、ガイドライン素案の調査審議のため、有識者検討会議を立ち上げます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	庁内検討会議（課長級）、庁内検討部会（係長級）を開催し、ユニバーサルデザインまちづくりへの取り組みについて合意形成を図り、ガイドラインの骨子案について検討しました。また、有識者会議を2回開催し、学識経験者等の意見を聴きました。
		課　題	ガイドライン素案については、実効性の担保も含めて入念な議論と検討が必要です。そのため、21年度も引き続き骨子案の内容について議論･検討を続けます。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	有識者会議の学識経験者と事務局（区）による幹事会を開催し、ガイドラインの論点整理を行います。その上で有識者会議、庁内検討会議において素案を策定します。パブリックコメント等で区民の方の意見をいただき、ガイドラインを策定します。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅳ	個別目標	3	基本施策	①
計画事業	62	交通バリアフリーの整備推進			

目的

平成17年4月に策定した交通バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区（高田馬場駅周辺地区・新宿駅周辺地区）の整備促進を図るとともに、重点整備地区以外の鉄道駅についても、エレベーター設置補助等によりバリアフリー化を促進していきます。

手段

①交通バリアフリー推進委員会、推進部会及び関係事業者と協議調整しながら、特定事業計画の着実な進捗を図り、鉄道駅へのエレベーターの設置に対して補助を行います。
②重点整備地区の歩行空間の確保・段差解消・視覚障害者誘導ブロック設置・歩行者通行部分のカラー舗装化を実施します。

事業の主な実施内容

平成20年度

①	交通バリアフリー推進委員会、推進部会の開催	④	新宿駅周辺地区 準特定路線1路線（ギャラリー通り・自費工事整備）
②	エレベーター設置補助	⑤	
③	高田馬場駅周辺地区 特定路線（補助72号線南側区間）整備	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	鉄道駅のバリアフリー化	対象駅（3駅）のエレベーター整備状況	平成22年度に100%の水準達成
2	道路のバリアフリー化	高田馬場駅周辺地区整備の進捗状況 特定路線2路線、準特定路線7路線	平成22年度に9路線
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	駅	1	1	1	0	3	
	実績1②		1					
	③＝②／①	%	100.0					
指標2	目標値1①	路線	3	3	3		9	
	実績1②		0					
	③＝②／①	%	0.0					
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	都市計画部	所管課	都市計画課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	119,826				119,826	
人件費		12,674				12,674	
事務費		344				344	
減価償却費		0				0	
総計		132,844				132,844	
財源内訳							
一般財源	千円	112,803				112,803	
特定財源		19,746				19,746	
一般財源投入率	%	84.9				84.9	
職員							
常勤職員	人	1.5				1.5	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	鉄道駅については、地元自治体として関与していく必要があり、適切です。道路については、特定事業計画に基づき、道路管理者自らが行うものです。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	国の基本方針に基づく一方、交通バリアフリー特定事業計画策定部会において協議した結果も反映しているもので適切です。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	エレベーター設置は交通バリアフリーの早期実現のため効果的であり、道路は特定事業計画に基づき、事業者自らが計画的な整備を行うもので効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	鉄道駅については工程の見直しが必要となった2駅について実行計画の見直しを行いましたが、エレベーター設置補助により下落合駅のバリアフリー化が実現しました。道路は高田馬場駅周辺について、3路線が次年度繰越となりましたが、新宿駅地区は自費工事による整備を行いました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	エレベーター設置補助を見直し後の実行計画どおり行いました。道路については整備予定路線において、他事業との競合により整備を次年度以降に繰越すことに計画変更しましたが、交通バリアフリー整備の全体としては計画通りと評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		エレベーターの設置や特定事業計画の実施にあたっては、利用者意見が反映されるよう事業者と協議、調整を図る必要があります。道路については、20年3月に策定した特定事業計画に基づき、整備方針を具体化する必要があります。
	改革方針		鉄道駅については、推進委員会等を活用し、利用者と事業者の間で意見交換等を行っていきます。道路は、新宿駅周辺地区について特定事業計画策定委員とともに整備方針を協議していきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	鉄道駅は、事業者と推進委員で実地調査や意見交換を行いました。道路は、新宿駅周辺地区について特定事業計画策定委員と話し合い、問題点の整理を行いました。
		課　題	鉄道は、施設整備に利用者意見を反映していくために、利用者と事業者の相互理解を支援していく必要があります。また整備にあたっての趣旨や考え方が施工段階にいたるまで周知徹底される必要があります。道路は高田馬場駅周辺地区については変更した計画に合わせて事業を進めていく必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	鉄道駅については、施設のバリアフリー化が利用者にとってより良いものとなるよう、推進委員会等を活用して、引き続き利用者と事業者で意見交換等を行っていきます。道路については、高田馬場地区の積み残し路線について整備を進めます。また、特定事業計画策定委員と20年度実施箇所の効果検証を行うとともに、21年度整備方針を協議します。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	IV	個別目標	3	基本施策	①
計画事業	63	新宿駅周辺地区の整備推進			

目的

交通ターミナルとしての機能と高度な商業･文化･業務機能の集積を併せ持つ新宿駅周辺エリアの魅力を活かし、歩行者の回遊性の向上を軸とした都市基盤の整備を進め、より魅力的で活力ある、歩きたくなるまちづくりを進めます。

手段

東西自由通路整備及びそれに連携した駅前広場の整備や、地下通路の整備等のそれぞれの計画について事業者間の調整を行い誘導していきます。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	東西自由通路整備 基本設計（その1）を事業者と連携して実施しました。	④	駅周辺地区整備計画及び東西駅前広場の整備 地区計画による新宿駅東口まちづくり構想等と調整を行いながら整備方針についての案の検討を行いました。
②	靖国通り地下通路 整備形態等を関係者と検討、協議するとともに、駐車場のあり方等についての検討を行いました。	⑤	
③	新宿通りのモール化 交通量調査、来街者･事業者アンケート等を行い、実施可能な整備計画等について検討を行いました。	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	新宿駅周辺地区の整備計画策定及び整備	新宿駅周辺地区整備の進捗状況	21年度に策定する整備推進計画に基づく整備推進
2	新宿駅東西自由通路の整備	東西自由通路整備の進捗状況 （補助金交付対象）設計５０％、工事１００％	施設整備に対する補助金交付
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%						駅周辺地区整備計画及び駅前広場について、整備方針についての案の検討を行いました。 東西自由通路については、基本設計（その1）を事業者と連携して行いました。都市計画については、引き続き検討していきます。
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①	%	20	50	55	60	60	
	実績1②		20					
	③＝②／①	%	100.0					
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	都市計画部	所管課	都市計画課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	70,596				70,596	
人件費		67,592				67,592	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		138,188				138,188	
財源内訳							
一般財源	千円	113,188				113,188	
特定財源		25,000				25,000	
一般財源投入率	%	81.9				81.9	
職員							
常勤職員	人	8				8	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	新宿駅は、全国的にも利用者の多い主要なターミナル駅であり、関係する多くの事業者の調整を図るため、地元自治体として区が関与する必要があることから適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	新宿駅周辺地区を回遊性の高い魅力ある都市空間にするため、新宿駅東西自由通路の整備や地下歩行者通路の整備等を推進していくことは、適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	東西自由通路の整備について事業者と連携し設計作業を進めることは、回遊性の高い魅力的なまちづくりを進める上で効果的です。また、靖国通り地下歩行者道延伸等の委託調査については、計画内容の検討、関係者調整に向けた調査として効果的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	東西自由通路は、基本設計（その1）を事業者と連携して行いました。靖国通り地下通路については、整備形態等を関係者と検討、協議するとともに、駐車場のあり方等についての検討を行いました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	新宿駅東西自由通路は、基本設計（その1）を事業者と連携して行いました。靖国通り地下通路の延伸は、整備形態、駐車場のあり方等について東京都等と検討を行いました。新宿通りのモール化は、交通量調査、来街者･事業者アンケート等を行い、実施可能な整備計画等について検討を行うとともに、駅周辺地区整備計画及び東西駅前広場について、整備方針についての案の検討を行いました。新宿駅周辺の回遊性向上に向け、事業全体を通し計画どおり進捗していると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		新宿駅東西自由通路は、平成20年度からの事業化が実現し、大いに評価できます。靖国通り地下歩行者道の延伸も含め、都市計画について引き続き検討を行っていく必要があります。
	改革方針		靖国通り地下通路の延伸及び新宿通りのモール化は、東口周辺の歩行者の回遊性向上を図るために必要不可欠であるので、整備を実現していきます。今後は自由通路から駅前広場、そしてまちへの円滑なアクセス、まちの更新などを視野に入れた一体的な計画の策定を行っていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	靖国通り地下通路の延伸及び新宿通りのモール化は、整備に向けた実現化方策について検討を進めています。また、駅前広場や駅周辺地区整備計画についても計画策定に向けた検討を着実に実施しました。
		課　題	新宿駅東西自由通路は、事業者と連携し着実な事業進捗を図るとともに、靖国通り地下歩行者道の延伸も含め、都市計画について引き続き検討を行っていく必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	新宿駅東西自由通路及び靖国通り地下通路の延伸等は、東口周辺の歩行者の回遊性向上にとって必要不可欠であり、着実な実施及び整備の実現に向けた検討を行っていきます。また、駅周辺の整備に関する一体的な計画である駅周辺整備計画の策定についても引き続き検討を進め策定を行っていきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	IV	個別目標	3	基本施策	①
計画事業	64	高田馬場駅周辺の整備促進			

目的

主要ターミナル駅であり、周辺に福祉施設の集積する高田馬場駅において、戸山口や駅周辺道路を誰もが歩きやすく利用しやすい環境にするとともに、魅力と賑わいのある駅前空間の創出を目指します。

手段

鉄道事業者や地域と協議しながら整備を進めていきます。

事業の主な実施内容

平成２０年度			
①	高田馬場駅周辺整備方針の策定	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 整備方針策定	高田馬場駅周辺整備方針の策定	平成２０年度までに策定
2 整備方針に基づく施設整備	戸塚地域センターアクセス道路の整備	平成２１年度までに整備
3 整備方針に基づく駅舎の整備推進	駅前広場整備計画の策定	平成２２年度までに策定
4		

達成水準

		単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	100	0	0	0		
	実績1②		100					
	③＝②／①	%	100					
指標2	目標値1①	%	0	100	0	0		
	実績1②		0					
	③＝②／①	%	0					
指標3	目標値1①	%	10	50	100	0		整備計画策定のための基礎資料を整えました
	実績1②		10					
	③＝②／①	%	100					
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	都市計画部	所管課	都市計画課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	9,660				9,660	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		18,109				18,109	
財源内訳							
一般財源	千円	18,109				18,109	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	副都心線の開通や駅周辺の開発等による交通環境の変化が予想される中、地元要望を踏まえ、駅周辺の整備を区が進めて行くことは適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	地元要望を踏まえながら、駅周辺の安全性･利便性を確保していくための目標設定であり、適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	地元との協議会を設置することで、地元意見の集約や整備計画への反映を効果的、効率的に行っています。また業務委託により、検討作業を効率的に行なっています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	整備方針の策定とともに、短期に実現可能な戸山口の美装化について、関係機関と実施に向けた協議を行いました。また駅前広場整備計画の策定のための基礎資料を整えました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画通りに進んでいな	20年度の目標であった高田馬場駅周辺整備方針を策定し、加えて今後に向けて必要な協議･調整、基礎調査等を行ったことから、計画通り進捗していると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		高田馬場駅戸山口の課題改善策について、戸山口協議会との検討により、短期･中期･長期の改善策を挙げました。高田馬場駅周辺の抜本的な整備には、関係機関の理解と協力が不可欠であり、長期的な取組みが必要です。
	改革方針		高田馬場駅協議会や鉄道事業者との協議等を通じて、高田馬場駅及び駅周辺整備についての方向性を検討するとともに、改善策の実施に向けて事業を進めていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	高田馬場駅及び周辺地区の整備構想について検討を行い、高田馬場駅周辺整備方針を策定しました。また、関係機関に対して要望書による働きかけを行ないました。また、短期的な目標である戸山口の美装化について関係機関と実施に向けた協議を行いました。
		課　題	戸山口協議会との検討によりまとめた高田馬場駅周辺整備方針の実現に向け、鉄道事業者等と実施レベルでの協議検討が必要です。また、駅前広場の整備等、関係機関との協議、調整が引き続き必要な項目があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	鉄道事業者、東京都、道路管理者等の関係機関との協議を委託により効率的に進めていきます。また駅周辺整備方針の実施や駅前広場整備計画の策定に向けた協議、調整を関係機関と進めていきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	IV	個別目標	3	基本施策	①
計画事業	65	中井駅周辺の整備推進			

目的

環状六号線拡幅工事により生ずる中井富士見橋の高架下空間を利用し、西武新宿線中井駅および中井駅周辺の利便性の向上を図ります。

手段

高架下空間を利用し、駐輪場や駅前広場等を含めた中井駅周辺の整備を行います。
また、西武鉄道と協力し駅施設および駅周辺との利便性の向上も合わせて検討します。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	鉄道事業者調整	④	
②	施設整備の検討	⑤	
③	東京都、首都高速道路㈱との調整	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	駅周辺整備（駐輪場・駅前広場）の進捗状況	整備計画を策定して５０％ 設計して70％ 工事が完了して１００％	23年度までに70％
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	30	50	50	70	70	19年度の基本調査に基づき、20年度は整備拡充等を検討しました。
	実績1②		30					
	③＝②／①	%	100.0					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	都市計画部	所管課	都市計画課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	20,000				20,000	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		28,449				28,449	
財源内訳							
一般財源	千円	28,449				28,449	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	駅周辺整備では、地域住民、行政、鉄道事業者など多くの関係者について、区が総合調整をしながらそれぞれの費用負担等役割分担をしており適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	地域の意見を聞きながら、整備計画を策定し、開かずの踏切対策や駐輪場・広場の整備進めるなど、大きな環境改善が見込まれ、より良い利便性を考慮した目標設定であり、適切です。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	道路事業にあわせて高架下空間を活用する事業であり効率的です。駅周辺整備は中井富士見橋の架け替え工事終了後となるため、効率的な整備を実施するよう、関係者等と調整しています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	鉄道事業者をはじめ関係者と協議を進める一方、自由通路や橋梁など整備の拡充のために実行計画を見直すなど、庁内調整を行いました。また地元の意見を聞くための準備を進めました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画通りに進んでいない	中井駅周辺整備については、環状6号線の拡幅整備工事に密接に関係しており、中井富士見橋の架け替え工事終了後に整備を実施することとなります。関係機関等との協議を進めつつ、駅周辺整備の拡充等を組み込むなど、事業の具体化に向け、計画どおり進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		中井駅は、地元駅であるとともに多くの町会に隣接しています。そのため、各町会より様々な要望がある中で、結節点機能の強化やより利便性の良い周辺整備、商店街などの近隣環境への配慮などを行い整備計画を検討していくものです。
	改革方針		中井駅は、駅東側に開かずの踏切があり駅周辺整備に合わせた踏切対策を行う必要があります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	駅周辺状況の検討をする中で、踏切対策として自由通路や橋梁の整備について組み入れるために、実行計画の見直しを行いました。
		課　題	事業の本格化に向け、地元の意見を聞きながら、鉄道事業者と役割分担を行いつつ、整備計画を策定する必要があります。また、利便性を考慮し、駅舎改良を視野に入れながら、周辺整備などを行う必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	鉄道事業者と役割分担の中で協力し、中井駅および中井駅周辺整備計画を検討します。 また、整備計画を策定するに当たっては、地元の意見を聞きながら、内容を検討していきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	IV	個別目標	3	基本施策	②
計画事業	66	自転車等の適正利用の推進			

目的

歩行者の安全で円滑な通行ができるような歩道空間を確保するとともに、災害時の防災活動に必要な空間を確保し、都市景観の保全のために行うものです。

手段

自転車等駐輪場（自転車等整理区画）の整備を図ることにより、駅周辺へ乗入れる自転車の放置を防止し、適正利用を促進すると伴に「声掛け」等の啓発活動を強化します。また、地域住民との協働を図り、自転車の適正利用の啓発活動を実施します。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	区内各駅の駐輪場整備	④	道路空間を利用した自動二輪車駐車場のモデル実施に向けた整備（3箇所）
②	放置自転車の撤去及び啓発	⑤	
③	自動二輪車の駐車対策を促進するために新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐車場の整備に関する条例を改正	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	区内鉄道駅における自転車等駐輪場の整備済駅数	区内鉄道駅31駅に対する駐輪場整備済駅数	区内全駅に駐輪場を設置
2	駅周辺の放置自転車台数の推移	区内既節鉄道駅31駅周辺への自転車の放置台数（放置自転車台数調査の台数）	放置自転車台数目標 2,630台
3	駐輪場受入れ箇所	区営駐輪場への自動二輪車駐車受入れ箇所	23年度末までに3箇所整備
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	駅	31	31	31	31	31	23年度100%
	実績1②		23					
	③＝②／①	%	74.2					
指標2	目標値1①	台	3,593	3,247	2,922	2,630		20年度放置台数の毎年一割減
	実績1②		3,608					
	③＝②／①	%	100.4					
指標3	目標値1①	箇所	0	1	1	1	3	
	実績1②		0					
	③＝②／①	%	0.0					
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	みどり土木部	所管課	交通対策

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	102,104				102,104	245,133千円 (内訳) 歌舞伎町対策費 37,709千円 事業費 32,327千円 事務費 1,158千円 人件費 4,224千円 (歌舞伎町0.5人) 一般 207,424千円
人件費		97,164				97,164	
事務費		8,156				8,156	
減価償却費		0				0	
総計		207,424				207,424	
財源内訳							
一般財源	千円	205,858				205,858	
特定財源		1,566				1,566	
一般財源投入率	%	99.2				99.2	
職員							
常勤職員	人	11.5				11.5	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	公共空間の安全を確保するためには事業を実施する必要があり、適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	必要な駐輪施設の整備状況を示すため、駅数を指標とすることや放置自転車の数を捉えることで改善状況を知ることができることから適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	地域住民と協働による啓発活動は放置自転車の削減に繋がるとともに、効果的な駐輪施設等設置を進めています。
④目的(目標水準)の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	放置台数は、着実に減少してきており、今後も駅周辺に自転車等駐輪場を整備することにより放置自転車は減少することから、達成度は高いです。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	自転車等駐輪場の整備済駅は、着実に増えてきていることや放置自転車等についても目標を達成していることから事業は、着実に進捗していると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識(課題)		放置自転車の削減には、撤去を含む啓発活動を住民との協働により進めて行くことや、駐輪施設の整備が不可欠であり、地域住民との協力が必要です。
	改革方針		道路上を中心とした駐輪場の整備や放置自転車の削減に向け地域住民との協力を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	道路上に駐輪場の整備を行い、その際には、地域住民との協力を積極的に推進しました。
		課題	放置自転車対策のためには、さらに駐輪場の整備が不可欠であり、地域住民の理解を深める必要があります。また、自転車利用への啓発活動を地域住民と協働で行う必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続 □ 手段改善 □ 事業縮小 □ 事業拡大 □ 事業統合 □ 休廃止 □ その他(制度改正等)
		内容	放置自転車を解消し、公共空間を確保するために自転車等駐輪場施設を整備する必要があります。また、ルールとマナーを守った自転車利用の啓発活動を引続き推進する必要があります。

事業評価シート

基本目標	Ⅳ	個別目標	3	基本施策	②
計画事業	67	地域活性化バスの整備促進			

目的

事業者による新宿駅周辺における循環型バスの運行により、回遊性の向上と魅力あふれるまちづくりを目指します。また、地域バスの導入に向けて、運行ルート、運行計画、事業採算確保等についての合意形成を図るための自主運営組織を地域で育成し、必要な支援を行います。

手段

新宿駅周辺循環型バスは、運行事業者と協力し、運行計画作成のための調整を行うとともに、PRや利用促進等の支援を行います。また、地域バスの導入に向けては、地域が主体となった自主運営組織に対して、アドバイザーの派遣等の必要な支援を行います。

事業の主な実施内容

平成20年度

①	地域公共交通会議の運営	④	四谷地域バス準備会の運営補助
②	新宿駅周辺循環型バスの運行事業者及び愛称の選定	⑤	
③	新宿駅周辺循環型バスの運行に向けた協議調整	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 地域活性化バス整備の進捗状況	新宿駅周辺循環型バスの進捗状況	事業者による新宿駅周辺循環型バスの運行
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度(現状)	21年度(目標)	22年度(目標)	23年度(目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①			1			1	21年度運行開始
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	みどり土木部	所管課	交通対策課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	5,284				5,284	
人件費		8,449				8,449	
事務費		407				407	
減価償却費		0				0	
総計		14,140				14,140	
財源内訳							
一般財源	千円	13,511				13,511	
特定財源		629				629	
一般財源投入率	%	95.6				95.6	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスと負担の担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	バスの運営・運行は事業者が行い、利用者が運賃を払うことで、継続的な運行が図られることになり、担い手として適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	継続的に運行するための採算ラインを設定しており、適切と考えます。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	新宿駅周辺循環型バスの導入により、回遊性や利便性が向上し、新宿のまちの魅力が高まることから、効率的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	新宿駅周辺循環型バスは、21年度中の運行開始に向け、運行事業者とともに準備を進めています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	新宿駅周辺循環型バスは、21年度中の運行開始に向け、運行事業者とともに準備を進めています。また、地域バスについては、運行ルートや事業収支を含む運行計画について、地域の方々が主体となった準備会で検討を進めています。このため、事業全体を通し、計画通りに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		新宿駅周辺循環型バスについては、運行開始に向け、運行事業者を選定し、関係機関と調整しながら運行計画を作成する必要があります。また、継続的かつ安定的な運行を行うために、利用促進策を検討する必要があります。
	改革方針		新宿駅周辺循環型バスの運行開始を目指し、運行事業者やバスの愛称を選定して、関係機関と調整しながら運行計画を作成します。また、新宿らしくわかりやすい車両デザインの工夫など、利用促進策を検討します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	新宿駅周辺循環型バスについては、運行開始に向け、運行事業者及び愛称を選定し、関係機関との調整を進めました。また、利用促進のために、地域から愛される魅力あるバスにすることを目的として、開放感のある特徴的な車両へと整備することから、運行開始を21年度中に延期しました。
		課　題	新宿駅周辺循環型バスについては、継続的かつ安定的な運行を行うために、運行開始後も利用を促進する必要があります。また、まちの活性化につなげるために、地域との結びつきを強化する必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	新宿駅周辺循環型バスは、運行開始後に利用状況などについてフォロー調査を行い、利用促進策を検討します。また、平成18年度から開催している導入対策協議会を見直し、利用促進を主な議題とした地域主体の協議会への移行を検討することとします。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅳ	個別目標	3	基本施策	③
計画事業	68	都市計画道路の整備（補助第72号線）			

目的

新宿駅付近から高田馬場駅付近を結ぶ都市計画道路補助第72号線の未開通区間のうち、第Ⅱ期区間（大久保通り～諏訪通り）を重点的に整備して、周辺地域の活性化、周辺道路の混雑緩和を図ります。
また、第Ⅰ期区間(職安通り～大久保通り)についても、早期整備に向けて用地の買取請求等に対応していきます。

手段

計画線内に存在する土地の地権者、建物所有者、その他の土地又は建物に権利を有するものに対して補償を行い、用地を取得します。用地取得が完了した路線については道路の整備を行い、道路の開通を目指します。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	用地取得　8件　（第Ⅰ期　1件　239.56㎡　第Ⅱ期　7件　559.64㎡）	④	
②	用地測量（第Ⅰ期）	⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 第Ⅱ期区間の取得面積	第Ⅱ期区間の事業用地のうち新宿区が取得した面積	21年度に13,518.33㎡（全対象用地の取得完了）
2 第Ⅱ期区間の道路整備延長	第Ⅱ期区間の道路延長のうち、開通済みの延長	23年度に892m（全線開通）
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	㎡	13518.33	13518.33	13518.33	13518.33	13518.33	23年度13518.33㎡
	実績1②		13472.46					
	③＝②／①	%	99.7					23年度100%
指標2	目標値1①	m	892	892	892	892	892	23年度892m
	実績1②		675					
	③＝②／①	%	75.7					23年度100%
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	みどり土木部	所管課	道路課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	1,552,697				1,552,697	
人件費		16,898				16,898	
事務費		159				159	
減価償却費		0				0	
総計		1,569,754				1,569,754	
財源内訳							
一般財源	千円	313,405				313,405	
特定財源		1,256,349				1,256,349	
一般財源投入率	%	20.0				20.0	
職員							
常勤職員	人	2				2	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	道路完成後に見込まれる事業効果や、地元から早期開通の要望が出ていることを考えると、区が直接事業を行うことが適切であると評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	用地取得がほぼ完成している第Ⅱ期区間の早期開通を目標としており、適切であると評価します。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	国庫補助金を充当し区の単独経費の節減を図っているほか、補償基準に則した補償により買収を行っており、効率的に事業を進めることができています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	事業完了の見通しが立ちつつあり、周辺地域では建替が活発になってきました。周辺地域の活発化の目的に寄与していると言えます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	平成20年度中に買収は完了しませんでしたが、おおよそ予定通りに買収が進んでいます。平成22年度末には予定どおり第Ⅱ期区間の全線開通できる見込みのため、計画通りに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		第Ⅱ期区間全線開通のため、未買収地8件の買収を完了させ必要があります。
	改革方針		第Ⅱ期区間の買収完了のため、地権者との交渉を鋭意進めていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	第Ⅱ期区間全線開通のため、未買収地8件のうち7件を買収しました。また第Ⅰ期区間の1件を買収しました。
		課　題	第Ⅱ期区間全線開通のため、未買収地1件を買収する必要があります。また、早期の開通を目指すため、埋設管の敷設工事を進めていく必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	第Ⅱ期区間全線開通のため、未買収地の取得及び道路工事を推進していく必要があります。また、第Ⅰ期区間の事業計画を明確化し、補助72号線全線の開通を目指す必要があります。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅳ	個別目標	3	基本施策	③
計画事業	69	人にやさしい道路の整備			

目的

安全で快適な歩行空間を確保するとともに、生活する人が安心して暮らしやすい道路整備を進めていきます。

手段

①環境に配慮した道づくり
②人とくらしの道づくり
③道路の改良

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	・遮熱性舗装　2,452㎡ ・木製防護柵　289.9m	④	
②	・新規地区の選定（西新宿一丁目地区の決定）	⑤	
③	・舗装改良工事3路線の整備 （中井通り第Ⅱ期、早大理工学部横、双葉通り）	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 遮熱性舗装の施工	遮熱性舗装施工面積	遮熱性舗装：1,300㎡
2 木製防護柵の施工	木製防護柵施工延長	木製防護柵：100m
3 人とくらしの道づくり事業における新規地区の整備	西新宿一丁目地区における整備の完了 ・20年度新規地区の選定 ・21年度地域との協働による整備計画の策定 ・22年度～24年度整備工事	平成20年度に新規地区選定
4 舗装改良工事の施工実績	歩行空間の確保を図りつつ、快適性や舗装構造のレベルアップを行う整備路線数	平成23年度末までに7路線の整備　（2,460m）

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	㎡	1,300	1,300	1,300	1,300	5,200	遮熱性舗装面積
	実績1②		2452					
	③＝②／①	%	188.6					毎年度100%
指標2	目標値1①	m	100	100	100	100	400	木製防護柵延長
	実績1②		478					
	③＝②／①	%	478.0					毎年度100%
指標3	目標値1①			1				平成21年度に整備方針（路線）を決定し平成22年度以降に方針を実施していく
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①	路線	2	4	6	7	7	20年度実績815m 23年度100%（2,460m）
	実績1②		2					
	③＝②／①	%	100.0					

所管部	みどり土木部	所管課	道路課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	216,607				216,607	＜減価償却費の算定＞工事費（通常舗装との差額分）×90%（残存価値10%）÷耐用年数 耐用年数：各舗装材の現時点での施工実績（歩道ブロック10年、車道アスファルト舗装5年） （17年度）1,392千円 （平成18年度）2,609千円
人件費		33,796				33,796	
事務費		327				327	
減価償却費		4,001				4,001	
総計		254,731				254,731	
財源内訳							
一般財源	千円	214,731				214,731	
特定財源		40,000				40,000	
一般財源投入率	%	84.3				84.3	
職員							
常勤職員	人	4				4	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	道路管理者の責務として区民の意見を取り入れながら、安全や環境に配慮した道路整備は率先して取組む必要があることから、適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	整備手法を住民等と協働で検討することよって、より地域の実情に沿った整備が行うことができます。また、遮熱性舗装を増やすことは、生活環境の改善に大きく寄与するものであり、目標設定として適切と考えます。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	国庫補助金等を導入して区単独の負担を軽減し、既存ストックの中で安全な生活道路の整備を行っていくため効率的であり、また、事業実施による成果を区民が直接享受することは効果的と判断します。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	遮熱性舗装、木製防護柵は計画数量を上回る整備を行ったほか、改良工事は当初予定に加え1路線の整備が実施できました。また、「人くら」事業は西新宿一丁目を新規地区として選定しており、目的を達成しています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画通りに進んでいない	平成20年度は目標以上の成果が得られ、目的の達成が図られたと評価します。なお、「道路の改良」事業では、老朽化による工事に併せカラー舗装や排水性・遮熱舗装の施工を行い、景観の向上とともに環境負荷の軽減が図られました。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		本事業は、安全・環境・景観・バリアフリーなどの観点を念頭に置きながら進めていくため、道路の利用状況、沿道住民の要望等広い視野に立って進めていく必要があります。また遮熱性舗装や木製防護柵は経年劣化の経過観察や、より有効な施工箇所の選定などを検証していくことが、必要です。
	改革方針		今後、関係機関と連携し、遮熱性舗装や木製防護柵の耐久性を検証していきます。 また、区民等関係者と協働で安全で快適な道路空間を創出していきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	「人とくらしの道づくり」事業では、次期整備地区を西新宿一丁目地区において地元関係者と協働で道路整備を行っていくことが決定しました。 また、遮熱性舗装についての経年変化や機能劣化等を調査しています。
		課　題	「人とくらしの道づくり」事業において選定した地域は、歩道の設置や、ボラードによる歩車分離が馴染まないため、通常の人くら事業とは違う視点からの交通安全対策を実施することなどを考慮する必要があります。（保水性舗装等の環境面など） また、現在整備手法の方向性が決定していないことから、来年度の国庫補助要望が提出できない状況にあります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	遮熱性舗装、木製防護柵や「道路の改良」事業については、施工方針や施工計画を立て、より効率的な施工が行えるように検討していきます。 また、「人とくらしの道づくり」事業は地元との調整を進め、来年度分の国庫補助改要望の申請期限である10月頃までに地元と整備手法をまとめます。ただし、10月までにまとまらなかった場合や、整備手法が国庫補助の採択要件に合致しなかった場合は、区単費にての施工とします。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅳ	個別目標	3	基本施策	③
計画事業	70	細街路の整備			

目的

幅員4m未満の細街路を4mに拡幅整備して、快適な居住環境の確保及び災害時の安全性の向上を推進するとともに、地域特性やコミュニティにも配慮した適切な道路機能の形成と確保を図ります。また、指定道路図等の整備を進めます。

手段

新宿区細街路拡幅整備条例の基本となる指定道路図等を整備し、整備後は閲覧に供します。道路後退部分を区道の場合は、沿道敷地所有者の寄附･無償使用承諾により拡幅整備し、区道化を推進します。私道（一部、区道を含む）の場合は、自主整備を基本としますが、一定の条件に適合する場合、建築主等の依頼により、区が拡幅整備を行います。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	細街路の拡幅整備	④	
②	指定道路図等の整備	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	細街路拡幅延長	区道と私道の細街路拡幅延長	毎年度6ｋｍ
2	指定道路図･指定道路調書整備数	作成した指定道路調書路線数	平成23年度までに6650路線を整備
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	km	6	6	6	6	毎年度6ｋｍ	
	実績1②		6.08					
	③＝②／①	%	101.3					
指標2	目標値1①	路線	2350	1650	1650	1000	6650路線	計画年数の1年延長と8500路線を精査し6650路線としました
	実績1②		2190					
	③＝②／①	%	93.2					
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	都市計画部	所管課	建築調整課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	255,670				255,670	
人件費		112,498				112,498	
事務費		4,455				4,455	
減価償却費		0				0	
総計		372,623				372,623	
財源内訳							
一般財源	千円	372,223				372,223	
特定財源		400				400	
一般財源投入率	%	99.9				99.9	
職員							
常勤職員	人	13				13	
非常勤職員	人	1				1	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	細街路は建築主等と行政の双方の協力のもとに行い、また、指定道路は特定行政庁の責任において整備するもので適切です。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	指定道路図等の整備については、国による義務化の見直し等に伴い、実行計画の見直しを行いました。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	細街路は区が用地買収を行わずに道路拡幅が可能となるため効率的であり、指定道路は国の運用基準に区の実情に沿った内容を加味しており、より効果的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	細街路の拡幅整備、指定道路図等の整備とも、目標値を達成し、着実に進んでいるので達成度が高いと言えます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	指定道路図等の整備は国による義務化の見直しに伴い、実行計画を見直しましたが、各事業ともそれぞれ目標値を達成することができたので、概ね計画どおり進んでいるといえます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		細街路の拡幅整備は、建築動向にあわせて進めていますが、災害危険度の高い地域では、より一層効果的に整備を進めることが必要です。また、法施行時の包括指定である法42条2項道路が現在においても未判定のものや中心線･後退線が明確でない等により、窓口における道路照会や細街路拡幅整備事業の支障になるなど、区民･事業者に対するサービス低下の要因となっています。
	改革方針		災害危険度の高い地域ではより一層整備が進むように啓発活動を充実します。指定道路は法施行規則改正に伴い平成20年度からの新規事業として指定道路図･指定道路調書を整備することにより的確な道路情報の提供を行います。
21	20年度実績	改革方針への対応状況	細街路は建築なんでも相談会などによる周知に努めました。指定道路は、平成20年度から23年度までの4年間で約6650路線の指定道路図･指定道路調書を整備するよう実行計画を見直しました。20年度については2190路線作成し概ね計画どおり進捗しています。
		課　題	細街路は合意した拡幅整備の内容どおりの整備が着実に実施されることが必要です。指定道路は路線単位での42条2項道路の判定及び中心線･後退線の判定は困難な場合が多く、慎重な判断が求められます。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	細街路拡幅整備は、区民、事業者、区が役割分担して整備する手法であることから、整備実績は建築動向に左右されることがあります。啓発活動を充実させながら、着実に進めていきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅳ	個別目標	3	基本施策	③
計画事業	71	まちをつなぐ橋の整備			

目的

東京都の河川整備事業に併せて、景観に配慮した橋の架け替えを行うとともに、震災対策調査に基づく橋の補強･補修工事を21年度までに実施します。
それ以降は、点検調査を基づき補修工事を行っていきます。

手段

東京都の河川改修事業に併せ、河川工事と同時に区が管理する橋の架け替えを行います。
また、架け替えのない橋については、耐震性の向上や点検調査に基づく老朽箇所の補修（延命化）を行います。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	都の河川改修と併せた橋りょうの架け替え	④	
②	橋りょうの補修工事	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	旧仕様書により設計された橋りょうの架け替え済み橋りょう数	都の河川改修に併せた架け替え済み橋りょう数（河川改修事業の区間内にあるもの）	33橋
2	橋りょうの補修	補修工事を実施した橋りょう数	5橋
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	橋	33	33	33	33	33	
	実績1②		30					
	③＝②／①	%	90.9					23年度100%
指標2	目標値1①	橋	5	5			5	
	実績1②		2					
	③＝②／①	%	40.0					21年度100%
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	みどり土木部	所管課	道路課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	31,979				31,979	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		40,428				40,428	
財源内訳							
一般財源	千円	40,428				40,428	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	補強･補修により、健全化を図ることで、災害時の避難路の確保など、安全で安心なまちづくりに貢献できることから適正と判断します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	橋りょうを架け替えは、都の河川改修に併せた目標を設定しています。また、補修･補強については、調査点検結果に基づき目標を設定しており妥当と考えています。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	同時期に架けられた橋りょうを併せて補修することにより、工事費コストを削減を効果的に実施しています。また、都の河川改修と併せ橋りょうを架け替えることにより効率的に橋りょうの更新が行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	神田川の二橋を補修･補強したほか、現在、河川改修に併せて四村橋と無名橋を架け替えており目標は達成されています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	架け替えについては、東京都の河川改修に併せて実施しています。補修補強については、2橋の工事を行っており、計画どおりと評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		橋りょうの補修･補強は、渇水期に交通規制を行い、事業を実施するため、関係機関との調整が必要になります。また、橋りょうの構造や仕様が一橋づつ異なるため、点検調査を継続的に実施し、より計画的に実施していく必要があります。
	改革方針		点検要領や基準を策定するなど職員による定期点検を適切に実施し、より早い段階で予防補修を計画に組入れていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	点検要領や点検基準（案）を策定し、点検した結果早期に調整が図れ、工期に余裕を持って工事が完了しました。
		課　題	点検要領と点検基準の（案）が策定されましたが、点検する職員への周知に不足があったので、詳細の部分まで点検要領を周知していく必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	点検要領の周知徹底を図るとともに、より予防保全効果の高い補修･補強を実施するため、22年度以降実施する補修計画を定める必要があります。補修計画を策定することにより予算の平準化を進め、より効果的な橋りょうの延命化を実施していくこととします。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	V	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	72	景観に配慮したまちづくりの推進			

目的

現行の景観基本計画を改定した景観法に基づく景観計画を策定･運用するとともに、地域住民との協働により、地域の景観特性に基づく区分地区の指定などの取組みを推進します。

手段

①景観計画の策定及び運用
②地域の景観特性に基づく区分地区の指定

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	景観計画の策定及び運用	④	景観事前協議の推進
②	地域の景観特性に基づく区分地区の指定	⑤	
③	景観重要公共施設等の指定	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 景観計画の策定及び運用	パブリックコメント実施時で50ポイント、景観計画策定時点で80ポイント、円滑な運用開始時点で100ポイントとします。	100
2 地域の景観特性に基づく区分地区の指定実績	指定地区数	5地区 (ローリングにより1地区追加)
3 地域の景観特性に基づく区分地区の指定実績	指定地区策定面積	７０ha
4 景観重要公共施設等指定実績	指定件数	１０件

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	ポイント	80	100	100	100	100	
	実績1②		80					
	③＝②／①	%	100.0					
指標2	目標値1①	地区	4	0	1	0	5	
	実績1②		5					
	③＝②／①	%	125.0					
指標3	目標値1①	ha	70	0	0	0	70	
	実績1②		193					
	③＝②／①	%	275.7					
指標4	目標値1①	件	8	0	1	1	10	
	実績1②		11					
	③＝②／①	%	137.5					

所管部	都市計画部	所管課	景観と地区計画課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	6,443				6,443	
人件費		25,347				25,347	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		31,790				31,790	
財源内訳							
一般財源	千円	31,790				31,790	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	3				3	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	景観計画の策定及び区分地区指定は、新宿区が景観法や景観まちづくり条例に基づき定めることから、区が積極的に関与することが適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	景観法に基づく景観行政団体への移行及び景観計画の策定は、景観法に基づく景観行政を推進する上で適切な目標設定です。既に計画以上の地区数及び面積について、指定を行っています。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	区分地区指定等を含む景観計画の策定は、区の意向のみでなく、地域住民、事業者の意向を踏まえる必要があり、東京都や周辺区と連携しながら進める必要があります。策定に関わる作業は効率的に進められ、費用は効率的に使用されています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	地域の景観特性に基づく区分地区の指定については、計画の目標値を、上方修正しており、目的の達成度も高いといえます。
総合評価	■ 計画以上に進んでいる □ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	区は、計画よりも早く、景観行政団体となり、景観計画を策定しました。また、地域の景観特性に基づく区分地区についても、計画以上の指定をしました。これらのことから、良好な景観の形成に対する成果は得られていると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		総合計画との整合性を図りながら、景観計画素案を取りまとめました。景観行政団体となってこの素案を法定の計画としていくためには、パブリックコメント制度などで住民の意見を聞くほか、周辺区との整合性も図りながら、きめ細かく策定していく必要があります。
	改革方針		総合計画との整合性を図りつつ、特に地形や土地利用の歴史を充分に踏まえ、今後の景観まちづくりを効果的に誘導していくための景観計画を策定していきます。そのためにも、平成20年度中に景観行政団体になるとともに、第一次実行計画「72①景観計画の策定」に引き継いで取り組んでいきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	総合計画との整合性を図り、パブリックコメント制度などで住民の意見を聞き、東京都や周辺区との整合性も図りながら、景観まちづくり計画を、計画よりも早く、策定しました。
		課　題	景観計画の円滑な運用を実施する必要があります。特に、区独自の施策である景観事前協議制度については、景観法に基づく諸制度と整合性をとりながら、必要な見直しを行い、実施する必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	景観計画の円滑な運用を実施します。特に、景観事前協議制度については、景観法による行為の届出制度と併せて効果的な運用を実施するとともに、協議の効率化と、決め細やかな景観誘導を行うことができるよう、提出書類や協議方法などの運用について、必要な見直しを行います。また、地域の景観特性に基づく区分地区については、対象面積の拡大や地区の追加を図ります。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	V	個別目標	2	基本施策	①
計画事業	73	地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進			

目的

地区計画は、公共施設の配置や建築物の形態制限などを「まちづくりのルール」として規定し、地域特性に沿ったまちの将来像の実現を目指すものです。この地区計画制度を活用した、地域主体のまちづくりを推進します。

手段

①神楽坂地区
②新宿六丁目西北地区
③地区計画の策定

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	地区計画の策定	④	初動期のまちづくりを誘導
②	地区計画案の策定	⑤	地区計画によるまちづくりの推進
③	まちづくり方針等の作成	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 地区計画等策定面積	地区計画等策定面積（累計）	約300ha （20～23年度）
2 地区計画に基づくまちづくりの推進状況 （神楽坂地区）	地区計画に基づくまちづくりの推進 （神楽坂三･四･五丁目地区）	地区計画に基づくまちづくりの誘導実績
3 地区計画に基づくまちづくりの推進状況 （新宿六丁目西北地区）	地区計画に基づくまちづくりの推進 （新宿六丁目西北地区）	地区計画に基づくまちづくりの誘導実績
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	ha	40	60	100	100	約300	20年度達成地区 西新宿五丁目中央北地区約2.3ha、西富久地区約3.2ha
	実績1②		5.5					
	③＝②／①	%	13.8					
指標2	目標値1①		—				—	20年度は地区計画届出審査を1件行いました。
	実績1②		—				—	
	③＝②／①	%	—				—	
指標3	目標値1①		—				—	20年度は地区計画届出審査を2件行いました。
	実績1②		—				—	
	③＝②／①	%	—				—	
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	都市計画部	所管課	景観と地区計画課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	26,644				26,644	
人件費		59,143				59,143	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		85,787				85,787	
財源内訳							
一般財源	千円	85,787				85,787	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	7				7	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	地区計画については、区が都市計画で定めることから、積極的に関与することが適切と評価します。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	現在、区内には地区計画ではなく、まちづくり方針等によりまちづくりを進めている地区が3地区約52haあります。今後は、こうした地域をどのように目標に反映していくか検討する必要があります。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	地区計画は住民主体のまちづくりで、区の意向のみでなく地域住民の意向を踏まえる必要があります。策定に関わる作業は効率的に進められ、費用は効果的に使用しています。
④目的（目標水準）の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	平成20年度の地区計画策定面積は約5.5haです。しかしながら、来年度の地区計画策定に向け作業を着実に進めたほか、目標水準の実績値に反映されない地区計画変更（約7ha）を行いました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	2地区で地区計画策定を行い、1地区で地区計画を変更しました。また、新宿六丁目西北地区及び神楽坂地区で地区計画届出審査を行いました。さらに、地区計画ではなくまちづくり方針等によりまちづくりを進めている地区で支援を行ったことに加え、3地区で来年度の地区計画策定の手続きを進めました。地区計画の策定面積目標水準は達成できませんでしたが、事業全体を通し、成果はあったので計画どおりと評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		地域特性を活かしたまちづくりを推進していくためには、地区計画制度の活用が有効です。その上で任意のまちづくり構想やガイドライン等を活用した方がふさわしい地域もあります。こうした実情を踏まえ適切な制度を選択しながら、柔軟にまちづくりを推進していく必要があります。
	改革方針		現在、多くの地区でまちづくり活動が展開されています。また、新たな地区におけるまちづくりの相談も予想されます。今後は、地域の課題にきめ細かく対応し、地域住民と協働によるまちづくり活動を積極的に支援していくため、地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進に引き続き取り組んでいきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	まちづくりに関する地域住民の気運に応じて、地区計画策定業務委託やまちづくり相談員派遣などにより、地区計画策定に向けた支援を行いました。
		課　題	地域特性を活かしたまちづくりを推進していくためには、地区計画制度の活用が有効です。その上で任意のまちづくり構想やガイドライン等を活用した方がふさわしい地域もあります。こうした実情を踏まえ適切な制度を選択しながら、柔軟にまちづくりを推進していくことが課題となっています。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　■ その他（指標定義の見直し検討）
		内　容	住環境の保全とまちの安全性の向上、環境と調和した潤いある市街地の形成など地域の課題解決に向け、地区計画等のまちづくり制度を活用し、区民との協働によるきめ細かな土地利用を誘導していくこととします。また、想定地区以外の地区についても、地域に積極的に地区計画策定を働きかけていきます。なお、地区計画ではなく、まちづくり方針等によりまちづくりを進めている地区があるため、こうした地域をどのように目標に反映していくか検討する必要があります。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	V	個別目標	3	基本施策	①
計画事業	74	歩きたくなる道づくり			

目的

まちの記憶や水とみどりを活かした散歩道や案内施設を整備し、誰もが歩きたくなる道づくりを進めていきます。
また、健康いきがいづくりのためのウォーキングコースを設定します。

手段

①水辺とまちの散歩道整備
②いきいきウォーク新宿
③道路の通称名板の整備

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	散歩道整備	④	
②	ウォーキングコース整備	⑤	
③	通称名の選定	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 散歩道整備実施済区間数	整備実施済長	散歩道整備　550m 神田川沿い　250m 妙正寺川沿い　300m
2 ウォーキングコース整備	ウォーキングコースの整備と併せて、高齢者用の低負荷遊具を設置した、いきいきパークの整備	ウォーキングコース　2路線 いきいきパーク　8公園
3 道路通称名の選定･通称名板の整備	通称名板の整備の整備数	道路通称板の整備　10路線
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	m	550	550			550	
	実績1②		250					
	③＝②／①	%	45.5					21年度100%
指標2	目標値1①		1コース1公園	1コース2公園	2公園	2公園	2コース8公園	
	実績1②		1コース2公園					
	③＝②／①	%	100.0					毎年度100%
指標3	目標値1①	路線	0	5	10		10	
	実績1②		0					
	③＝②／①	%	0.0					22年度100%
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	みどり土木部	所管課	道路課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	14,901				14,901	
人件費		16,898				16,898	
事務費		269				269	
減価償却費		0				0	
総計		32,068				32,068	
財源内訳							
一般財源	千円	32,068				32,068	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	2				2	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	散歩道の整備、案内板や通称名板の整備により、歩行者空間の充実とともに利便性の向上を図ることは区の責務であり、適正と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	事業の実施には関係機関と調整や選定基準等の確立に時間を要しますが、区民との調整も行えるよう目標を設定しており、適切と判断しました。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	東京都の河川整備に併せて散歩道の整備を行うなど、区の事業コストの削減を図っており効率的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	散歩道の整備など確実に進展していることから20年度の目的は達成されたと判断します。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	河川整備に伴う、散歩道の整備については、計画通りに進んでおり、道路通称名の選定に関しては、選定委員会の設立準備と選定委員への依頼が実施されたことから、事業全体を通じ概ね計画通りと評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		散歩道やウォーキングコースの整備に関しては、引き続き関係者と協議･調整を実施していきます。また、道路通称名の選定については、多くの意見を取り入れていく工夫が必要です。
	改革方針		引き続き散歩道等の整備を進めます。また、道路通称名の選定については、公募等を行い、応募された通称名の路線数を踏まえ、選定数の拡大を視野に入れ検討していきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	散歩道整備は引き続き実施します。 道路通称名事業については、検討委員会の委員の選定や依頼を行い、通称名選定基準(案)や募集要領（案）等を策定しました。
		課　題	散歩道の整備方法や案内表示の方法について引き続き工夫検討し、安全で誰もが歩きたくなる道づくりを行っていくことが必要です。地域や利用者の視点に立ち散歩道の魅力を高めていく工夫を行っていきます。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	多くの区民から関心を受けている事業であることから、事業コストを抑えながら、事業を拡大し、成果を区民生活に多く反映させていくことを常に考え、引き続き事業を推進していきます。 道路通称名の選定を行い、標識整備に繋げます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	V	個別目標	3	基本施策	②
計画事業	75	魅力ある身近な公園づくりの推進			

目的

誰もが利用したくなる公園を目指して、公園づくり基本計画を策定するとともに、地域住民との協働により魅力ある身近な公園整備を進めていきます。

手段

①魅力ある身近な公園づくり基本計画の策定
②みんなで考える身近な公園の整備

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	基本計画策定の際の基礎資料となる、現況調査等を実施	④	
②	19年度に設計ワークショップを実施した西大久保児童遊園の整備工事の実施。（307㎡）	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	魅力ある身近な公園づくり基本計画	区、区民等が公園整備及び公園管理･運営を推進する際の基礎的理念になる同計画を策定し、推進していく。	計画策定及び推進
2	整備公園数	地域住民との協働で魅力ある公園に再整備した公園数	平成23年度末に8園の公園整備を完了
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①			1			1	
	実績1②							
	③＝②／①	%						21年度100%
指標2	目標値1①	園	8	8	8	8	8	
	実績1②		5					
	③＝②／①	%	62.5					23年度100%
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	みどり土木部	所管課	みどり公園課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	20,681				20,681	
人件費		8,449				8,449	
事務費		301				301	
減価償却費		0				0	
総計		29,431				29,431	
財源内訳							
一般財源	千円	25,431				25,431	
特定財源		4,000				4,000	
一般財源投入率	%	86.4				86.4	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	新宿区が公園管理者として、公園の今後の整備･運営の指針となる「公園づくり基本計画」をとりまとめ、施設改修を進め、さらに地域住民が参加することは、当事業を進めるうえで適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	「公園づくり基本計画」のとりまとめや住民との協働による公園整備は、公園の空間確保や既存ストック(資産)の活性化につながり、利用者のニーズに応えた公園を実現することが重要であることから適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	「公園づくり基本計画」により既存公園の活性化や機能分担が進み、ストック(資産)の有効化や整備の重点化が図れます。住民との協働での改修案作成は、真に地域住民が必要とする施設が明確となり、整備が効率的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	「公園づくり基本計画」策定では、現況調査等の基礎調査が完了し、西大久保児童遊園の改修完了により20年度目的を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	「公園づくり基本計画」策定のための基礎調査を行い、21年度の計画策定に向けて準備が進展しています。地域住民との協働により西大久保児童遊園を魅力ある公園へと整備でき、利用度も増加傾向にあります。今後、公園サポーターの結成も期待でき、計画どおり進んでいると評価できます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		多様化する区民の公園に対するニーズや利用形態に対応し、区民に愛される魅力ある公園実現のため、整備･管理･運営の基本的な指針づくりが必要です。そのために、区民の視点、地域の意見を取り込みながら進めていく必要があります。
	改革方針		パブリックコメント等の手法を用い、広く区民の意見を取り込んでいくとともに、地域の特性を踏まえた「公園づくり基本計画」を策定するため、地域との連携を図り検討を進めていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	「公園づくり基本計画」は計画策定の基礎資料となる現況調査等を行いました。調査にあたっては区民や利用者の意見聴取･収集のため、町会･地区協議会委員･利用者へのアンケート調査及びヒアリングを行いました。
		課　題	「公園づくり基本計画」の策定や利用ニーズに応えた公園整備に向けて、引き続き、区民の視点、地域の意見を取り込みながら事業を進めていく必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	パブリックコメント等の手法を用い、広く区民の意見を取り込んでいくとともに、地域の特性を踏まえた「公園づくり基本計画」を策定するため、地域との連携を図り検討を進めていきます。 今後の公園整備については、「公園づくり基本計画」を踏まえ、事業を推進していきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅵ	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	76	文化･歴史資源の整備･活用			

目的

区内の貴重な文化･歴史資源を適切な方法で復元、保存し、後世に永く伝えるとともに、積極的な活用や情報発信を行い、区民の地域への愛着や誇りを育みます。また、区民、地域団体、学校、企業等が、自主的に活発な文化芸術活動を行なえるようにするための指針として(仮称)文化芸術基本条例を制定します。これらの取組みにより、地域文化の更なる振興を図っていきます。

手段

区内の貴重な文化･歴史資源である漱石山房の復元のための取組みや佐伯ｱﾄﾘｴの整備･活用、そして、(仮称)文化芸術基本条例の制定には、幅広く意見を聞きながら事業を展開することが不可欠です。そのため、区民、地域団体･学校･企業の代表者、学識経験者等からなる検討組織の設置や、アンケート等の調査、パブリックコメント等の広く意見を聞く取組みを進めながら、事業を実施していきます。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	漱石山房の復元に向けた機運を醸成する取組み 主催ｲﾍﾞﾝﾄ×２回、共催ｲﾍﾞﾝﾄ×２回、小冊子15,000部増刷	④	佐伯ｱﾄﾘｴの整備･活用に向けた取組み 検討会、庁内ﾜｰｸの意見を十分踏まえた基本設計、実施設計の作成
②	漱石公園内情報発信施設の愛称の公募 「道草庵」に決定	⑤	文化芸術基本条例の制定に向けた取組み 区民、地域団体･学校･企業の代表、学識経験者等13名からなる懇談会の設置と運営（年度内4回開催）
③	佐伯ｱﾄﾘｴの整備･活用に向けた取組み 地域住民等による検討会（5回開催）、庁内ﾜｰｸの設置･活用	⑥	文化芸術基本条例の制定に向けた取組み 文化芸術団体等への調査（ｱﾝｹｰﾄ703件、ｲﾝﾀﾋﾞｭｰ35件）、意見ﾊｶﾞｷ付きﾘｰﾌﾚｯﾄ作成（7000部）

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	漱石に関するｲﾍﾞﾝﾄ等による情報発信の実施	夏目漱石、漱石山房、漱石をめぐる人々、漱石と新宿区のゆかり等をテーマにしたイベントの実施、小冊子の作成等による、幅広い情報発信（共催実施を除く）	年2回
2	文化･歴史資源の保存･活用件数	落合地域に残る文化･歴史資源のうち、保存して後世に伝えていくべきものの整備･活用件数	23年度までは佐伯ｱﾄﾘｴの1件。その他、区が保有していない資源については、取得等が具体的になった段階で目標化する。
3	(仮称)文化芸術基本条例の制定	新宿区における文化芸術の振興に関する基本的な事項を定めた条例の制定	条例が制定され、区内で、区民、地域団体、学校、企業等の文化芸術活動の担い手が、自主的に活発な活動を展開している状態
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	回	2	2	2	2	8	
	実績1②		2					
	③＝②／①	%	100.0					
指標2	目標値1①	所	0	0	1	―	1	
	実績1②							
	③＝②／①	%	0.0					
指標3	目標値1①		条例未制定	条例議決	条例の制定	条例の運用	条例の制定･運用	条例は22年4月1日施行予定
	実績1②		条例案検討					
	③＝②／①	%	0.0					
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	地域文化部	所管課	文化観光国際課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	13,874				13,874	
人件費		17,743				17,743	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		31,617				31,617	
財源内訳							
一般財源	千円	31,617				31,617	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	2.1				2.1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区有財産である漱石山房や佐伯ｱﾄﾘｴを区の負担で復元･整備･活用していくことは適切です。また、新宿区全体で、文化芸術振興を図っていくための基本方針を定めることは、区が条例を定めることが最も適切と言えます。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	区有でない文化歴史資源については、予め指標を設けることは困難です。区全体で文化芸術振興を図るための指針の制定を条例の制定としたこと及び漱石山房の復元に向けた機運を醸成するための指標を情報発信事業としたことは、適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	歴史文化資源の整備活用や文化芸術振興の指針を定めるためには、専門性を持った団体等や、地域と連携することが必要です。区民や地域団体等と役割分担をして事業を進められたため、効果的･効率的な実行ができたと判断します。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	枝の3事業ともｽｹｼﾞｭｰﾙどおりに事業を進めることができ、また、指標設定が困難であった落合の文化歴史資源の整備･活用以外の事業は、指標を達成できたことから、達成度は高いと評価します。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	全ての事業がｽｹｼﾞｭｰﾙどおり進行し、指標も達成できました。また、いずれの事業も、区民や地域団体と連携して、役割分担を明確にしながら実施することができ、協働の視点から、また、効果性･効率性の視点からも計画どおりに進行していると評価できます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		佐伯ｱﾄﾘｴや漱石山房は、区の貴重な文化･資源であり、全国的にも非常に重要な資源です。また、区外から区内に文化芸術活動の場を求める人や団体等も意識しつつ、文化芸術振興の基本的な指針は制定していくことが必要です。
	改革方針		区民、地域団体、学校、企業等、区内で活動する主体の意見を幅広く聞き、また、連携して取組みを進めていきます。また、関係各課を集めた組織も立ち上げ、庁内の連携も強化します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	地域住民による検討会や区民、地域団体･学校･企業の代表者、学識経験者で構成する懇談会、庁内ﾜｰｷﾝｸﾞﾁｰﾑ等の検討組織を立ち上げるとともに、ｱﾝｹｰﾄ、ｲﾝﾀﾋﾞｭｰ等により、意見を広く聞きました。また、（社）芸団協やNPO法人漱石山房等の地域活動主体との連携も行いました。
		課　題	事業の進展に合わせて、区民等の意見を、更に広く聞いていくことが必要です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	懇談会等の検討組織における議論を活性化していくために、適切に情報収集や提供を行っていきます。また、文化芸術基本条例については、条例素案や懇談会報告書等をﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄに付して、更に幅広く意見を聞いていきます。また、意見をよせてもらうため、ホームページ等による情報発信を強化するとともに、シンポジウム等の周知ｲﾍﾞﾝﾄを行います。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅵ	個別目標	1	基本施策	②
計画事業	77	地域のお宝発掘			

目的

埋もれた「地域のお宝」を発掘し、広く情報発信し、又は、適切な方法で公開することにより、区民の地域に対する愛着や誇りを育み、地域文化の活性化を図ります。

手段

1　区ホームページ、広報紙、ポスター、チラシ、イベント等により、「地域のお宝」に関する情報を広く募集します。
2　寄せられた情報は、調査、整理し、ホームページ、小冊子、パネル等により区内外に広く情報発信します。
3　「地域のお宝」の種類、性質等に応じ、区役所ロビー等において、適切な方法で積極的に公開していきます。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	区広報紙･ホームページでの周知 「広報しんじゅく」2月15日号掲載･ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞは通年掲載	④	文化財協力員への働きかけ 文化財協力員の研修会での資料配布及び協力依頼
②	周知イベントの実施 お宝写真展　3月9日～3月13日　本庁1階ロビー	⑤	新宿コマ劇場での発掘 劇場閉館時に「コマ劇場のお宝発掘」作業実施
③	関連イベントでの募集告知及び投票箱設置 漱石山房の発信事業「漱石枕流」・「漱石千思万考」	⑥	大新宿区まつり「ふれあいフェスタ2008」での募集 57,000人が参加する祭りでの専用ﾌﾞｰｽでの募集

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1　地域のお宝情報の提供件数	区民から文化･観光資源の発掘情報を提供された件数	毎年度200
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	件	200	200	200	200	800	
	実績1②		71					
	③＝②／①	%	35.5					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	地域文化部	所管課	文化観光国際課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	1,056				1,056	
人件費		845				845	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		1,901				1,901	
財源内訳							
一般財源	千円	1,901				1,901	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0.1				0.1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	身近な地域のお宝について、区民がお宝発掘･情報の提供し、区が情報の募集･整理･発信を実施することは、事業目的から見て適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	既に知られている、いないを問わず、まちのお宝に気付き、興味や関心を持って行動することが地域への誇りや愛着を育むことにつながります。従って、情報の提供件数を指標としたことは適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	身近な地域のお宝について、区民自ら発掘･情報提供し、区は情報の募集･整理･発信役割を担うこととし、明確に役割を分担しており効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	対象を「地域のお宝」と広げたことの周知に努め、地域の言い伝えや写真等が寄せられるなど、提供される情報の内容の幅が更に広がりましたが、寄せられた情報は十分ではありませんでした。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる □ 計画どおりに進んでいる ■ 計画どおりに進んでいない	寄せられた情報量は十分ではありませんが、夏目漱石のｲﾍﾞﾝﾄでも情報を募ったほか、ｺﾏ劇場で発掘作業を行ったり、文化財協力員の会議で協力を依頼する等の募集方法の工夫等により、貴重なｺﾏ劇場の資料やあまり知られていない石像群の情報が寄せられるなど、お宝の内容が広がりを見せてきました。これらについて広く発信することで、新たなお宝の発掘に結び付けていくことができます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		区民から寄せられた文化資源の情報が、まだ十分とは言えません。身近な資源を発掘して共有化し、さらに発展させる取組みが必要です。
	改革方針		寄せられた情報は量は十分ではありませんが、対象を「地域のお宝」と広げたことや、漱石講演会等の関連ｲﾍﾞﾝﾄでの募集等の工夫により、知られていない石像や伝承、豆本ｺﾚｸｼｮﾝが寄せられるなど、お宝の内容が広がってきました。目標を達成できませんでしたが、文化･歴史資源に加え、これらの多彩なお宝を広く発信することで、新たなお宝発掘に結び付けていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	引き続き、対象を「地域のお宝」と広げ、「漱石枕流」等の関連ｲﾍﾞﾝﾄでの募集を行いました。また、文化財協力員の研修会での協力依頼や閉館したｺﾏ劇場でのお宝発掘等を行いました。発掘した情報は、新たな発掘に結びつけるため、3月の周知ｲﾍﾞﾝﾄでﾊﾟﾈﾙ化して発信するとともに、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで公開しています。
		課　題	お宝情報の内容が広がりを見せていますが、純粋なコレクション等の地域に根ざさない情報もあります。より事業目的に即した情報を寄せていただく仕組み作りが必要です。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	お宝の募集に当たり、「区外の人に見てもらいたい、新宿区のお宝」のように、地域とのゆかりやテーマ性を明確にする等、募集方法を工夫していきます。 また、学校のお宝発掘など、発掘方法の工夫にも取り組んでいきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅵ	個別目標	1	基本施策	②
計画事業	78	文化体験プログラムの展開			

目的

気軽に様々な文化、芸術に触れる機会を提供することにより、区民の自主的な文化･芸術活動を活発にすることで、地域文化を活性化を図ります。

手段

プログラムの実施に際しては、文化芸術活動のきっかけづくりとなるように、適切な種目の選定と十分な技量と指導力を持った講師の選任が欠かせません。 そのため、(社) 日本芸能実演家団体協議会や㈶新宿文化･国際交流財団等の専門的なスキルやネットワークを持つ団体等と連携による事業の展開を進めていきます。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	芸術体験ひろば (子どもの日) 楽器作り、人形作り等6種目 (フリー体験) を実施	④	冬の文化体験プログラム バリ舞踊、パイプオルガンの2種目を実施
②	夏休みこども文化体験プログラム 染色、日本舞踊等9種目を実施	⑤	
③	秋の文化体験プログラム 狂言、三味線等4種目を実施	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	高応募率プログラム	応募率 (応募者数／定員数) が、100%を超えるプログラムが、全体に占める割合	毎年度80%
2	プログラム種別	区民に提供するプログラムの種別数	毎年度15種
3			
4			

達成水準

		単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	事前申込みが不要な種目を除く。
	実績1②		53.3					
	③＝②／①	%	66.6					
指標2	目標値1①	種	15	15	15	15	15	
	実績1②		21					
	③＝②／①	%	140.0					
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	地域文化部	所管課	文化観光国際課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	7,091				7,091	
人件費		5,069				5,069	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		12,161				12,161	
財源内訳							
一般財源	千円	12,161				12,161	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0.6				0.6	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	低廉で気軽に多様な本物の文化･芸術を経験できる機会を提供することは、採算を重視する民間では難しく、このような機会を提供する事業を実施することは、区の責務であると言えます。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	多彩な種目を多くの区民に経験してもらうことが、事業目的の達成に欠かせません。高応募率プログラムの実施やプログラムの種別を目標として設定することは適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	適切な種目選定や実績･指導力がある講師の選任が必要なため、日本芸能実演家団体協議会等と連携し、その専門的なノウハウやネットワークを活用することで、プログラムや講師を効率的に選べました。
④目的（目標水準）の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	プログラム種別は目標値に対し140%を達成しましたが、高応募率プログラムについては、応募率が200%前後に達するプログラムが5種ありましたが、目標値に対する達成率は53.3%でした。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	2つの指標については、目標値に対して大幅達成と未達とになりましたが、応募率が200%前後に達する、極めて応募率の高いプログラムが5種あったことや、事後ｱﾝｹｰﾄで、「大変満足（楽しい）･概ね満足（楽しい）」との回答が97.6%、「また参加したい」との回答が93.3%と事業の満足度は高いことから、地域文化活動の活性化を促進することができたと判断し、計画通りに進行していると判断とします。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		区民の自主的な文化･芸術活動を活発化し、地域文化の活性化を図るためには、主に小中学生を対象（一部プログラムは幼児、高校生も対象）として実施してきたプログラムについて、成人を対象にプログラムの拡充や実施期間の拡大を図るなど、更に多くの参加者を得られる事業としていくことが必要です。
	改革方針		今後は、成人向けのプログラムを増加するとともに、春にも実施するなど、対象者や実施期間を拡大し、本物の文化･芸術に触れることができる機会の拡充に努めていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	ほぼ年間を通してプログラムを実施し、また全21種のプログラムのうち、成人対象のものを3種、子どもも成人も参加できるものを9種として、参加の拡大を図りました。
		課　題	特に成人向けのプログラムは、民間の講座と競合しないように、慎重なプログラム選定が必要になります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	（社）日本芸能実演家団体協議会や㈶新宿文化･国際交流財団等の文化芸術団体等との連携を更に緊密にし、プログラム選定には十分な注意を払うとともに、技量や指導力の高い講師の選定に努めてまいります。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅵ	個別目標	2	基本施策	①
計画事業	79	文化創造産業の誘致			

目的

文化創造産業の誘致･育成･振興を図ることで、新宿の賑わいを創出し、地域経済と産業の活性化を図っていきます。

手段

ものづくり産業支援やものづくりマイスター認定制度を実施することで、区内のものづくり産業を支援し、ビジネスアシスト新宿で企業の経営改善や課題解決を支援するなど既存の産業振興施策を活用して誘致育成･振興施策に取り組んでいきます。さらに、文化創造産業育成委員会を設置し、新たな誘致･育成･振興施策を検討していきます。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	文化創造産業育成委員会の設置	④	新宿ものづくりマイスター認定制度
②	ものづくり産業支援	⑤	
③	ビジネスアシスト新宿	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	文化創造産業育成委員会の検討	開催数	23年度までに29回開催
2	ものづくり産業支援事業補助対象事業所数	ものづくり産業支援事業の補助対象事業所件数	23年度までに20件
3	ビジネスアシスト新宿応募企業数	育成企業の応募企業数	毎年度１０社
4	新宿ものづくりのマイスター認定人数	新宿ものづくりマイスター認定者数	毎年5人認定

達成水準

		単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	回	9	10	5	5	29回	
	実績1②		13					
	③＝②／①	%	144.4					
指標2	目標値1①	件	5	5	5	5	20件	
	実績1②		5					
	③＝②／①	%	100.0					
指標3	目標値1①	社	10	10	10	10	40社	
	実績1②		12					
	③＝②／①	%	120.0					
指標4	目標値1①	人	5	5	5	5	20人	
	実績1②		6					
	③＝②／①	%	120.0					

所管部	地域文化部	所管課	産業振興課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	24,333				24,333	
人件費		33,796				33,796	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		58,129				58,129	
財源内訳							
一般財源	千円	58,129				58,129	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	4				4	
非常勤職員	人	2				2	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	企業の自助努力や産業の活性化という視点からの施策であるので、行政が主体となって行うのが適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	全ての事業で指標目標を達成しており、目標設定は適切だと考えられます。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	各事業とも人員の配置を工夫するとともに、区の役割分担を明確にしており、効果的･効率的であると考えられます。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	個々の事業はそれぞれ指標目標を達成するなど、一定の成果をあげています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	各事業は指標目標を達成するなどの成果をそれぞれあげていますが、文化創造産業の育成に結びつく視点が課題となっています。また、文化創造産業の育成について中心的役割を担う文化創造産業育成委員会の設置に関し、施策を検討していくうえでの方向性を示すことができました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		個々の事業は、一定の成果をあげていますが、事業同士の一体性を図る必要があります。
	改革方針		事業間の連携や情報の共有化を図ります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	各事業の事業内容や進捗状況の把握に努めました。
		課　題	事業を行う際に、文化創造産業に対する視点を持つ必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	各事業において、文化創造産業に視点をおいた具体的施策を盛り込めるかどうか検討を行っていきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅵ	個別目標	2	基本施策	①
計画事業	80	新宿文化ロードの創出			

目的

新宿の文化、観光の振興のために誘致してきた企業及び学校等との連携を軸に、文化と産業を融合するしくみづくりや、新たな新宿の文化、観光、芸術の育成と、ビジターズ産業（賑わい産業）の活性化を図るため、場づくりをしていきます。

手段

靖国通りから青梅街道沿いの一帯を「新宿文化ロード」エリアとし、周辺地域にある商店街、学校、企業等と連携したイベントを実施します。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	新宿文化ロード協議会の開催（7月、9月）	④	
②	新宿文化ロードイベントの実施（10月24日～11月25日） 主催イベント：3　　協賛イベント：15	⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 イベントの実施	観客延人数	年2千人
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	人	2,000	2,000	2,000	2,000		
	実績1②		17,274					
	③＝②／①	%	863.7					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	地域文化部	所管課	産業振興課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	8,935				8,935	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		17,384				17,384	
財源内訳							
一般財源	千円	17,384				17,384	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	2				2	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区と周辺地域の団体が協議会を開催し事業を実施するうえで、区の主な役割は広報活動としました。その結果、区の負担が少なくなるとともに、各団体の自主性にまかせたイベントが実施できました。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	参加者数（観客動員数）は事業の効果を計る1つの手段と考えられますが、イベントの特性によっては数値で測れないものもあり、今後数値の見直しや動員数以外の設定を検討していく必要があります。
③効果的・効率的な視点	□ 効果的・効率的である ■ 改善が必要である	参加者数（観客動員数）の少ないイベントがあったため、より効果的な広報周知方法を検討する必要があります。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	協議会への参加団体は16団体にのぼり、18イベントが実施され、参加者は指標目標を大きく上回りました。
総合評価	■ 計画以上に進んでいる □ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	協議会を開催し、区の役割分担を明確にしたうえで事業を実施することで、事業の基本的枠組みが整いました。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		個々のイベントは完成されたものが多く、好評でしたが、周知期間が短く、「新宿文化ロード」イベントとしての一体性をより持たせる必要があります。
	改革方針		イベントの更なる周知や、新たな参加団体を増やしていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	参加団体候補の選定や、広報・印刷物の部数や種類の見直しを行いました。
		課　題	文化の発信と産業の活性化を図るために、「新宿文化ロード」地域の設定や、イベント内容について検討していく必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	基本的枠組みは変更せず、参加団体の増加やイベント内容について検討していきます。参加団体については早い時期からの呼びかけを行います。実施イベントについては、主催イベント時期を分散し、効果的・効率的な運営を図ります。また、広報物の部数の見直しを行い、広報周知活動に努めます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅵ	個別目標	2	基本施策	①
計画事業	81	文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援			

目的

産業の構造的な転換等に迅速かつ柔軟に対応できるよう、フォーラムの開催、ものづくり産業支援、経営の専門家の継続的な派遣などを通じて、中小企業の経営力等の強化を支援し、地域産業の活性化を図ります。

手段

産業振興フォーラム：区内企業を一同に集め、フォーラムや分科会を開催し、課題共有の場を提供します。
ものづくり産業支援：ものづくり産業を営む区内の企業に新製品開発・技術開発事業または販路開拓事業の経費の一部を補助します。
ビジネスアシスト新宿：区内中小企業者に経営の専門家を派遣し、長期・継続的に支援ニーズに応じた指導助言を行います。
新宿ものづくりマイスター認定制度：区内の優れた技術者を募集して審査を行い、「技の名称」として認定します。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	産業振興フォーラムの実施	④	新宿ものづくりマイスター認定制度
②	ものづくり産業支援	⑤	
③	ビジネスアシスト新宿	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	産業振興フォーラムの参加企業数	参加企業数	23年度に340社
2	ものづくり産業支援事業補助対象事業所数	ものづくり産業支援事業の補助対象事業所件数	23年度までに20件
3	ビジネスアシスト新宿応募企業数	育成企業の応募企業数	毎年度１０社
4	新宿ものづくりのマイスター認定人数	新宿ものづくりマイスター認定者数	毎年5人認定

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	社	80	80	90	90	340	
	実績1②		92					
	③＝②／①	%	115.0					
指標2	目標値1①	件	5	5	5	5	20	
	実績1②		5					
	③＝②／①	%	100.0					
指標3	目標値1①	社	10	10	10	10	40	
	実績1②		12					
	③＝②／①	%	120.0					
指標4	目標値1①	人	5	5	5	5	20	
	実績1②		6					
	③＝②／①	%	120.0					

所管部	地域文化部	所管課	産業振興課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	11,420				11,420	
人件費		42,245				42,245	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		53,665				53,665	
財源内訳							
一般財源	千円	53,665				53,665	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	5				5	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区が区内中小企業への支援及び情報を得る場を提供することで、中小企業を育成し地域経済の発展を促します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	各事業を区内中小企業に広め経済の活性化の効果を図る指標として適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	東京商工会議所新宿支部と共催して実施することや、専門家に委託するなどの手法で効率化を図りました。また、委員会において、より効果的な事業実施について検討しました。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	各事業を実施することで、多方面から区内中小企業の経営力強化の支援を行いました。事業の達成度は各事業とも目標水準を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	各事業において計画の目標値を達成しています。ものづくり産業支援と新宿ものづくりマイスター認定制度は、実行計画事業として初年度から計画どおりに進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		20年度から、「文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援」を行うべく新規事業を含めた取り組みを実施しています。新たにものづくり産業支援事業としてマイスター認定制度を設置します。また、事業を計画どおり進めるため、各事業の課題を明確化します。
	改革方針		各事業においては課題解決をめざし、新たな事業を実行計画に加えるなど新しい視点も加え、効果的な中小企業支援を図っていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	20年度より「ベンチャー企業道場しんじゅく」は「ビジネスアシスト新宿」に、産業振興フォーラムは「産業振興フォーラムの実施」に引継ぎました。また、新たに「ものづくり産業支援」と「新宿ものづくりマイスター認定制度」を実行計画に加えました。
		課　題	実行計画事業として、ものづくり産業支援、新宿ものづくりマイスター制度を加え、新たな視点から中小企業への支援を振興します。今後は各事業の実施を通して、多方面からの中小企業の経営力強化への支援を継続し、いかに地域の活性化を図るかが課題です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	多方面からの中小企業支援事業を継続し、分科会開催を通して中小企業間のネットワーク作りを行うなど、企業の活性化した力を他の企業にも効果的に拡げていく必要があります。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅵ	個別目標	3	基本施策	①
計画事業	82	新宿の魅力の発信			

目的

「ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち」を実現するため、文化観光関連団体や民間事業者、NPOなどと連携しながら、新宿全体で年間を通して新宿の持つ魅力を掘り起こし、創造・発信していくことが本事業の目的です。

手段

①(仮称)新宿文化観光ビューローを設置し、文化観光に関わる幅広い主体の参加する枠組みを構築します。
②観光情報の発信力を強化し、新宿のイメージアップを図ります。
③観光案内制度を整備し、おもてなしの心によるコミュニケーション機能を持った案内体制を構築します。

事業の主な実施内容

平成20年度

①	文化観光推進委員会の運営 学識経験者、ホテル、鉄道、旅行情報業、文化芸術振興団体、観光協会等、文化や観光に関わる関係者からなる委員会を設け、「(仮称)新宿文化観光ビューロー」「観光案内拠点」「観光ガイド制度」の各課題について検討を行いました。(回数:委員会3回、検討会9回)	④	新宿まち歩きマップ(観光イラストマップ)の作成 ・日本語版2万部、英語版2千部
②	牛込地域の観光マップの作成 ・日本語版2万部、英語版5千部	⑤	地域ブランドのPR支援事業 ・新宿のジャズをPR(東京マラソンEXPO) ・染色小物商品の委託販売
③	新宿ぶらり散歩塾(新宿まち歩きツアー)の実施 ・全4回、参加者合計:91名	⑥	観光モバイルサイトの運営 ・年12回更新 ・年間アクセス件数:116,576件

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	観光マップによる区内回遊	観光マップを利用して区内を回遊する来街者の人数	平成20年度に年間40,000人の水準達成
2	区内観光情報への関心	観光モバイルサイトへアクセスする来街者の件数	平成20年度に年間40,000人の水準達成
3	(仮称)新宿文化観光ビューローの設置と運営	ビューロー設置に向けた考え方の整理	23年度以降ビューロー運営
4	観光案内制度の創設と運営	観光案内制度の創設に向けた考え方の整理	21年度以降観光案内制度運営

達成水準

		単位	20年度(現状)	21年度(目標)	22年度(目標)	23年度(目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	人	40,000	42,000	43,000	44,000		単年度ごとの水準
	実績1②		57,003					
	③＝②／①	%	142.5					
指標2	目標値1①	件	40,000	120,000	120,000	120,000		単年度ごとの水準
	実績1②		116,576					
	③＝②／①	%	291.4					
指標3	目標値1①				1			22年度に考え方を決定し、23年度以降にビューローを運営していく
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①		1					20年度に考え方を決定し、21年度以降に観光案内制度を運営していく
	実績1②		1					
	③＝②／①	%	100					

所管部 地域文化部 所管課 文化観光国際課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	7,569				7,569	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		16,018				16,018	
財源内訳							
一般財源	千円	16,018				16,018	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	新宿の魅力の創造･掘り起こしや発信力の強化を行い、それを多くの関係主体に働きかけることは行政の役割であり、経費の負担を区が担うことは適切と判断しています。また、民間主体の観光マップでは著名な地域への偏りが出ることから、その作成を行政が担うのが適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	年間を通して新宿の魅力を創造･発信し、おもてなしの心によるご案内を実施していくためには、ホテルや鉄道、NPO、文化観光関連団体等が幅広く参加する事業の枠組みを構築することが必要です。また、人々の新宿への関心を高め、イメージアップを図ることから、指標を「観光マップによる区内回遊」としており、いずれも適切であると評価します。
③効果的･効率的な視点	□ 効果的･効率的である ■ 改善が必要である	ビューローや観光案内制度の検討にあたっては、文化や観光に関わる幅広い主体の参加が不可欠であり、こうした主体が参加する中で、効果的･効率的に考え方を整理することができました。また、人的資源の投入量からも効果的･効率的に事業が行われています。しかし、商業的情報の取り扱いなど、より効果的な観光情報の取り扱い方法を検討していくことが必要です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	ビューロー及び観光案内制度について、文化観光推進委員会によりその基本的な考え方を整理できたことから、達成度は高いと評価しています。また、観光マップによる区内回遊は目標の142.5%を達成し、観光モバイルサイトへのアクセス件数も、達成率291.4%と順調に増えていることから、こちらも高い達成度となっています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	文化観光ビューロー及び観光案内制度は、位置付け･機能･組織形態等、制度創設に向けての基本的な考え方をまとめることができました。21年度の事業展開に向けて、計画通り進んでいるものと評価します。また、観光マップを利用して区内を回遊する来街者の人数は57,003人で目標達成率142.5%、観光モバイルサイトへのアクセス件数は116,576件で目標達成率291.4%となっています。目標達成率を大きく上回る中では、来街者誘引の効果が表れているものと思われます。これらのことから、「新宿の魅力の発信」事業については、計画どおりに進んでいるものと評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		①地域文化の発掘：区民からの情報について、既知の文化資源に関するものが少なくなかったため、新たな発掘を促進する取組みが必要です。 ②文化･観光ルートの整備：「ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち」を実現するためには、観光情報の発信力を強化するとともに、来街者とのコミュニケーションを重視した観光案内制度の整備が必要です。 ③文化･観光施策推進体制の整備：文化･観光施策を推進するために総合的に推進できる組織のあり方の検討が必要です。
	改革方針		文化･観光情報の発掘･収集、広範な情報発信と来街者の誘致、総合的な文化･観光施策の推進体制の整備などの各施策について、施策間の連携を図ります。また、区内には、区民、地域団体、事業者、関係機関や区などがそれぞれ文化･観光施策を実施していますが、これらの多様で多彩な力を結び付け、新宿区全体で文化･観光施策を推進していくように、第一次実行計画「82新宿の魅力の発信」に引き継いで取り組んでいきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	上記の改革方針を踏まえ、文化観光情報の発掘･収集･発信など各施策間の連携を図るため、文化･観光･国際･文化資源に係る各組織を統合し、新たに文化観光国際課としました。また、区民、地域団体、事業者、関係機関や区など幅広い主体が参加する枠組みを構築するため、文化観光推進委員会により「（仮称）新宿文化観光ビューロー」「観光案内拠点」「観光ガイド制度」について基本的な考え方の整理を行ったほか、地域産業や生涯学習財団との連携によるまち歩きツアーの充実や観光イラストマップによる情報発信力の強化も行いました。
		課　題	①ビューローの設置に向けて、事務局の体制や具体的事業、予算などの課題を整理する必要があります。また、新宿区観光協会、新都心新宿PR委員会といった文化観光事業関係団体との調整が必要です。②観光マップは英語圏以外の外国人来街者への対応について課題が残ります。また、新宿の魅力を伝えるコンテンツとして商業的な情報を取り扱えるようにしていくことが必要です。③観光案内拠点はその設置に向けて、駅･ホテル･歴史文化施設といった民間協力施設との調整が必要です。また、観光ガイド制度についてはガイド認定の制度ではなく、区内で活動するボランティアガイド団体との事業連携となったため、その実現に向けてガイド団体との協力体制を構築する必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	①（仮称）新宿文化観光ビューローの設置については第一次実行計画のスケジュールに従い、その検討･準備および関係団体との調整に引き続き取り組むとともに、商業的な情報の取扱いについても検討していきます。②観光情報の発信は、その強化に引き続き取り組むとともに、観光マップについては多言語化を図るよう見直しを行います。また、観光モバイルサイトは21年度以降の目標を上方修正し、内容の充実を図っていきます。③観光案内拠点については、案内拠点の設置と運営に向けた準備および関係施設との調整に引き続き取り組んでいきます。また、観光ガイド制度については「観光シティガイド検討会」における検討結果に基づき、当初に計画していたガイド認定の制度から、区内で活動するボランティアガイド団体との事業連携の制度に方針を転換していきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅵ	個別目標	3	基本施策	①
計画事業	83	歌舞伎町地区のまちづくり推進			

目的

歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生するため、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会（17年1月設置）の下、「犯罪インフラの除去と環境美化」、「歌舞伎町からの新たな文化の創造と発信」、「健全で魅力あふれるまちづくり」など総合的な施策を展開します。また、歌舞伎町ルネッサンスの新たな担い手として歌舞伎町版タウン・マネージメント組織を設立し、繁華街における地域運営モデルを構築するとともに、シネシティ広場の活用や大久保公園のイベント広場としての活用等を進めていきます。

手段

①歌舞伎町ルネッサンスの推進（TMOの運営）②繁華街の防犯・防災活動の推進③歌舞伎町活性化プロジェクトの展開（シネシティ広場の活用）④道路の整備⑤放置自転車対策⑥路上の清掃・不法看板の撤去等⑦大久保公園のイベント広場としての活用⑧まちづくり誘導方針の推進

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	クリーン作戦プロジェクトによる環境浄化・美化	④	まちづくりプロジェクトによるまちづくり誘導方針の改正
②	地域活性化プロジェクトによる、大久保公園でのテント劇場やシネシティ広場でのオープンカフェの実施をはじめ、まち全体をイベント会場とした賑わいの場づくり	⑤	
③	喜兵衛プロジェクトによる、吉本興業東京グループ本部の旧四谷第五小学校への誘致や歌舞伎町タウン・マネージメントの設立・運営	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	放置自転車台数	歌舞伎町地区の放置自転車の台数	平成23年度に920台以下の水準達成
2	繁華街の防犯・防災活動の推進	以前と比較して歌舞伎町が安全になったと思う人の割合	平成23年度に26.4%の水準達成
3	シネシティ広場の使用日数（年間）	シネシティ広場におけるイベント等実施日数	年間365日
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	台	1,260	1,130	1,020	920	920	目標台数以下の達成を目指す
	実績1②		1,238					
	③＝①／②	%	101.8					23年度100%
指標2	目標値1①	%	23.4	24.4	25.4	26.4	26.4	
	実績1②		28.4					
	③＝②／①	%	121.4					
指標3	目標値1①	日	365	365	365	365	365	イベント実施日数　18日 掲示　36日 毎年度100%
	実績1②		54					
	③＝②／①	%	14.8					
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	区長室	所管課	特命プロジェクト推進課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	151,148				151,148	
人件費		68,437				68,437	
事務費		1,158				1,158	
減価償却費		0				0	
総計		220,743				220,743	
財源内訳							
一般財源	千円	220,743				220,743	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	8.1				8.1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	歌舞伎町ルネッサンスは地元や事業者、関係行政機関の協働と連携によるまちづくりの取り組みであることから、適切と評価します。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	目標設定は安全･安心なまちづくりを推進していくうえで適切なものですが、事業を推進していくなかで新たな指標を設定していく必要があります。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	地元や事業者、関係行政機関が協働･連携してそれぞれの役割を果たすことにより、効果的かつ効率的な取組みが行なわれています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	まちが一体となって総合的な施策を展開するための歌舞伎町タウン･マネージメント組織を設立することにより、歌舞伎町が安心して楽しめるまちへと変わりつつあります。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	各プロジェクトの推進により、誰もが安心して楽しめるまちに向けて事業全体を通し、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		歌舞伎町ルネッサンスの実現に向けた取組みが進められる中で、課題として、①歌舞伎町のイメージアップのための情報発信のあり方、②歌舞伎町タウン･マネージメント組織の運営基盤の確立があります。
	改革方針		歌舞伎町ルネッサンスの実現に向けてイメージアップのための情報発信機能の充実が必要です。また、総合的なまちづくりを推進するため、各プロジェクトの推進主体となる歌舞伎町タウン･マネージメント組織の運営基盤を確立し、引き続き取り組んでいきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	歌舞伎町タウン･マネージメントのホームページの開設による情報発信機能の強化や、街の将来ビジョンを示すための歌舞伎町まちづくり誘導方針の改定を行いました。また、タウン･マネージメントの運営体制づくりに取り組みました。
		課　題	区政モニターアンケートの結果では、歌舞伎町のイメージは向上しているとの回答が徐々に増えてきていますが、思わないとの回答も3分の1以上あり、歌舞伎町のマイナスイメージの払拭に向けて、取り組んでいく必要があります。また、エンターテイメントシティ歌舞伎町の実現に向けて、歌舞伎町のまちづくりを推進していく必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	歌舞伎町のイメージアップに向けて、ホームページの見直し等により情報発信内容の充実を図ります。また、クリーン作戦活動団体のネットワーク化による効果的な取り組みや、健全で魅力あるまちづくりに向けて、大久保公園のイベント広場や西武新宿駅前通りの整備を行ないます。さらに、シネシティ広場･大久保公園･コマ劇場仮囲い等を活用したイベントの重点的な実施により、歌舞伎町から元気を発信し、安心して楽しめるまち歌舞伎町をアピールします。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅵ	個別目標	3	基本施策	②
計画事業	84	商店街活性化支援			

目的

地域の特性を活かした魅力あふれる商店街づくり、地域住民と商店会の結びつきを深めた活力のある商店街づくりをより推進していくために、「商店会サポート事業」を効果的に活用しながら、既存の各事業と新しく事業化する空き店舗活用支援を組合せて、商店街の活性化に取り組んでいきます。

手段

①商店会サポート事業　②魅力ある商店街づくり支援　③商店街にぎわい創出支援　④空き店舗活用支援

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	商店会サポート事業	④	空き店舗活用支援
②	魅力ある商店街づくり支援	⑤	
③	商店街にぎわい創出支援	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 活性化モデルとなった商店会数	商店会サポーターの活動により、気づき･行動･変化が起き、活性化のモデルとなった商店会数	23年度までに10商店会
2 魅力ある商店街づくり補助事業実施件数	商店会に対する補助金交付件数	件数：年5件
3 商店街にぎわい創出補助事業実施件数	商店会に対する補助金交付件数	件数：年94件
4 空店舗補助事業実施件数	事業利用者に対する補助金交付件数	23年度までに10件

達成水準

		単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	件	2	2	3	3	10	
	実績1②		2					
	③＝②／①	%	100.0					
指標2	目標値1①	件	5	5	5	5	5/年	
	実績1②		9					
	③＝②／①	%	180.0					
指標3	目標値1①	件	94	94	94	94	94/年	
	実績1②		86					
	③＝②／①	%	91.5					
指標4	目標値1①	件	1	3	3	3	10	
	実績1②		0					
	③＝②／①	%	0.0					

所管部	地域文化部	所管課	産業振興課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	131,587				131,587	
人件費		19,559				19,559	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		151,146				151,146	
財源内訳							
一般財源	千円	83,815				83,815	
特定財源		67,331				67,331	
一般財源投入率	%	55.5				55.5	
職員							
常勤職員	人	2				2	
非常勤職員	人	4				4	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	「商店会サポート事業」を軸に、各商店街において気づき、変化が起き、その流れで、イベント活用支援事業等にも積極的な動きが見られ、商店街の活性化につながっており、総合的に「適切である」と判断します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	おおよそ、目標水準を達成しているので目標設定は「適切である」と判断します。目標水準に達していない部分に関しては、様々なアプローチを検討し、目標達成を目指します。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	商店会サポーターのアドバイスに基づき、地域の特性を活かしたイベントや魅力ある商店街づくり支援で街のハード面の整備が行われており、安心･安全なまちづくりにもつながり、効果的･効率的であると判断します。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	総括的に見ると、目表水準の達成度が高いため、「達成度が高い」と判断しますが、「空き店舗活用支援」に関しては、事業の実行に移せなかった背景を検証し、次年度の目標達成に向け、行動していきます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	「空き店舗活用支援」に関しては、目標達成できていないため、目標達成に向けての取り組みを検証していく必要がありますが、総合的に「商店街活性化支援」については、各項目の評価が適切、効果的･効率的であり、かつ、目的の達成度も高いと評価できると考え、「計画どおりに進んでいる」と評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		「商店会サポート事業」、「魅力ある商店街づくり支援」、「商店街にぎわい創出支援」、「空き店舗活用支援」各事業を商店街の活性化へつなげるため、まず商店街の状況を把握する必要があります。また、これらの事業を効果的に組合わせ、商店街の活性化を行っていきます。
	改革方針		持続可能な商店街への施策推進のために、商売強化に向けた商店会の気づき･行動･変化のサポートを行います。また、商店街の空き店舗解消に向けて、「空き店舗活用支援」に取り組みます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	商店会サポーターが積極的に、課題等の情報収集を行い、サポーター活動を通じて商店街活性化モデル事業につなげることができました。また、支援事業が円滑かつ効果的に実施されるために、商店会向けに支援事業説明会を2月だけでなく、6月にも開催し、空き店舗事業については要綱の制定等、事業の整備基盤を行い、実行に向けて取り組みました。
		課　題	さらなる商店街活性化の為に、商店会レベルだけではなく、、個店の強化の必要があります。また、支援事業の個別相談会及び説明会などを充実させて、商店会が実施しているイベント等の効果をさらに高める必要があります。「空き店舗活用支援」に関しては、関東近県の商工会議所や介護サービス事業者へのチラシの送付など、事業のニーズがありそうなところへPR活動等を積極的に行い、平成21年度は事業が実施できるように行動する必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	商店会サポーターが、各商店会の実情に合ったサポート活動を継続するとともに、活性化のモデルとなる商店会を3商店会創出します。また、個店強化のため、8同業者組合とのネットワークを形成します。支援事業については説明会をより充実させると同時に、商店会サポーターによる助言等も行い、各支援事業がより効果的に実施されるため、商店街を指導していきます。「空き店舗活用支援」に関しては、PR活動を積極的に行うため、周知用チラシを広域に配布したり、トピックスなど利用したホームページでの事業の紹介も行います。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅵ	個別目標	3	基本施策	③
計画事業	85	平和啓発事業の推進			

目的

平和に関する認識を深めるため、「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和の啓発普及活動を推進します。

手段

①平和展･平和のポスター展の開催
②親と子の平和派遣事業、平和派遣者との協働事業
③戦争体験者派遣事業

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	平和展、平和のポスター展	④	トークandすいとんの会
②	親と子の平和派遣事業	⑤	平和講演･映画会
③	平和派遣報告会･映画会	⑥	戦争体験者派遣事業

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 平和派遣報告会の参加者数	平和派遣報告会に参加した人数／年	参加者数：２３年度に１５０人
2 平和講演会の参加者数	平和講演会に参加した人数／年	参加者数：２３年度に３００人
3 平和のポスター展応募校	平和のポスター展応募校数／年	応募校数：全小中学校
4		

達成水準

		単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	人	100	100	150	150	150/年	
	実績1②		90					
	③＝②／①	%	90.0					23年度100%
指標2	目標値1①	人	120	250	300	300	300/年	
	実績1②		203					
	③＝②／①	%	169.2					23年度100%
指標3	目標値1①	校	40	40	40	40	40/年	
	実績1②		27					
	③＝②／①	%	67.5					毎年度100%
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	総務部	所管課	総務課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	3,613				3,613	
人件費		3,380				3,380	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		6,993				6,993	
財源内訳							
一般財源	千円	6,993				6,993	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0.4				0.4	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	平和は区民生活の基本を成すもので、平和啓発事業は区民との協働により継続して実施する必要があります。また、平和を願う児童の育成を区が継続して行う必要があります。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	平和な社会を構築するための啓発は、平和について考える契機を与えることが必要であり、平和事業の実施に関する目標設定は適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	区民との協働により実施することで、内容の充実を図り、より効果的な啓発が可能となっています。また、学校教育の中で平和に関する学習を推進すことも効率的な啓発に繋がっています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	ポスター展は参加校が1校減りましたが、平和派遣者との協働事業等は企画を十分に練ることで、多くの方の参加を得てアンケート結果も好評でした。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	平和のポスター展の参加校は1校減りましたが、その他の各事業については、事業実施方法や周知･広報の方法を見直した結果、昨年に比べてより多くの人に平和について考える契機を提供することができました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		戦後60年以上が経過し、戦争の悲惨さを直接に継承する人が少なくなっている現状のなかで、若い世代が平和の大切さに関する認識を一層深める事業の推進や平和のポスター展への児童･生徒の参加率を高めることが必要です。
	改革方針		戦争の悲惨さと平和の大切さをより多くの若い世代に継承するため、報告会や講演会に映画会を併せて実施するなどの事業実施方法の見直しを行います。また、平和のポスター展への参加率を高めるため、校長会等での広報の充実を図ります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	各事業の参加者を増やすため、平和派遣報告会と映画会を併せて実施するなどの集客力UPの事業実施方法の見直しやチラシ配布などの周知方法の工夫を行いました。また、ポスター展応募増のため、校園長会、副校長･教頭会などで参加要請を行いました。
		課　題	平和啓発の方法として、報告会や講演会等の各事業は有効な手段ですが、日程や場所等で対象が限られてしまうのが課題のため、より多くの若い世代に平和について考える契機を提供する事業実施やパンフレットの作成等が必要になります。また、ポスター展の応募校数が27校のため、応募数拡大を図る取組みの一層の充実を図る必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	従来実施してきた平和啓発事業を継続していくほか、より多くの若い世代に平和について考える契機を提供するため、平和マップを作成して小中学校の生徒に配布します。また、小中学校の生徒達が参加する音楽会を開催し、若い世代がより多く参加するような事業手法を取り入れていきます。

事業評価シート （まちづくり編）

基本目標	Ⅵ	個別目標	3	基本施策	④
計画事業	86	地域と育む外国人参加の促進			

目的

日本人と外国人との交流を促進し、文化、歴史等の相互理解を深めることにより、多様な文化を持つ人々が共に生きる地域社会を形成します。

手段

しんじゅく多文化共生プラザを拠点に地域住民や活動団体のネットワーク化を図るとともに、外国人を含めた様々な人や団体が交流し、互いの理解を深めることができる事業を展開します。また、外国人への情報提供や、相談業務を実施することなどにより総合的な事業として推進します。 また、日本語教室における学習機会の充実を図るとともに、既存の日本語ボランティア教室のネットワークづくりと活動への支援を行っていきます。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	各種講座や交流事業を実施するとともに、地域住民や活動団体の集まりであるネットワーク連絡会が主体となり ①新宿スタートブック ②新宿マップ ③はじめまして 新宿（ＤＶＤ）について取組みを行いました。	④	
②	危機管理課と合同で日仏学院において、多文化防災訓練を行いました。	⑤	
③	日本語教室の地域展開と、日本語教授法講座やレベルアップ講座を行うことにより、日本語ボランティアが主体となった日本語学習支援へとつなげました。	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	しんじゅく多文化共生プラザの月平均の利用者数	しんじゅく多文化共生プラザの月平均の利用者数	23年度までに継続して1,628人/月
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	人	1,505	1,546	1,587	1,628	1,628	
	実績1②		2,070					
	③＝②／①	%	137.5					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	地域文化部	所管課	文化観光国際課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	85,018				85,018	
人件費		28,008				28,008	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		113,026				113,026	
財源内訳							
一般財源	千円	82,962				82,962	
特定財源		2,056				2,056	
一般財源投入率	%	73.4				73.4	
職員							
常勤職員	人	3				3	
非常勤職員	人	1				1	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	国際化に対応した地域社会づくりのためには、日本人と外国人が共に生活する多文化共生のまちづくりを推進することが重要です。そのためには、区と区民がそれぞれの役割を担うのは適切であると考えます。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	日本人と外国人との交流を促進させることにより、相互理解を進めることが多文化共生のまちづくりを推進することとなると考えています。したがって、目標設定は適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	外国語広報紙や生活情報紙の配布先の拡大や、ホームページの毎月の更新など、工夫することができ、効果的･効率的な視点で検討を行い工夫することができました。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	多文化共生プラザの利用者数は、月2千名を超えることができました。このことは、ホームページのアクセス数の増加（百万件）や外国語広報紙の配布場所の拡大（区内約300ヵ所）を通して、多文化共生プラザの更なる利用者周知に寄与しているものと考えます。したがって、達成度は高いと評価します。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	20年度の多文化共生プラザの利用者は月平均2,070名（対前年比1.41倍）と増加したほか、ホームページのアクセス数も1,061,088件（対前年比371,950件増）と百万件を超えることができました。また、日本語教室やボランティアによる日本語支援においては定員を上回る受講者が発生するなど多文化共生のまちづくりを大きく進めることができました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		17年度に設置した「しんじゅく多文化共生プラザ」は、利用者が20年度には75,203名に達しました。多くの外国籍の方が利用し、学び、交流をしているところですが、さらに利用者の一層の拡大を図ると共に、日本人と外国人との交流を促進させることが課題です。
	改革方針		啓発パネル展や国際理解講座等の取組みを通して、更なる利用者の拡大や日本人･外国人の相互理解を進めていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	ハイジア1階で行った啓発パネル展を通して、多文化共生プラザへの理解を深めるとともに、11階にある多文化共生プラザへ誘う仕掛け作りを行いました。また、来日中の韓国人からボランティアで日本人向けに韓国語教室を開催することができた。これは相互の文化を認め理解しあえる場と評価しています。
		課　題	多文化共生プラザを拠点とした、地域住民や活動団体のネットワーク連絡会が主体的に事業を運営できる体制作りが課題です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	ネットワーク連絡会においては、各部会の活動を通して協議会が自主的に運営できる体制作りを進めていきます。そしてこれまで明らかになった課題については、区･地域･NPO団体等が一体となって、協働の取組みの中で、日本語学習や子どもの学習支援の効果的な支援や地域での交流促進、災害時の情報提供等に取組んでいきます。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	Ⅰ	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	87	コールセンターの設置による多様なライフスタイルに対応した区政情報の提供			

目的

区民の多様なライフスタイルに対応するためコールセンターを設置して区民サービスを図り、好感度一番の区役所を目指します。

手段

コールセンターで、1月1日から3日を除いた毎日午前8時から午後10時まで、土日・夜間などの閉庁時間にもオペレータが区の手続き等についての問合せに電話で回答します。
「よくある質問と回答（FAQ）」をデータベース化し、ホームページ上で公開します。

事業の主な実施内容

平成２０年度			
①	コールセンターの管理運営	④	
②	データベース化したFAQの充実	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	コールセンターでの受付件数	電話での年間受付件数及びＦＡＱの年間アクセス数	90,000件
2	コールセンターでの解決率	コールセンターのオペレータが回答（解決）した率	70%
3	コールセンターの認知度	区政モニターアンケートで集計した率	70%
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	件	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000/年	
	実績1②		81,165					
	③＝②／①	%	90.2					毎年度100%
指標2	目標値1①	%	70	70	70	70	70/年	
	実績1②		87.4					
	③＝②／①	%	124.9					毎年度100%
指標3	目標値1①	%	70	70	70	70	70/年	
	実績1②		13.3					
	③＝②／①	%	19.0					毎年度100%
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	区長室	所管課	広聴担当課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	46,219				46,219	
人件費		5,070				5,070	
事務費		1,205				1,205	
減価償却費		0				0	
総計		52,494				52,494	
財源内訳							
一般財源	千円	52,494				52,494	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0.6				0.6	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	電話交換と併せてコールセンター業務を委託しており、閉庁時間にも対応していることから適切であると評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	区民の多様化したライフスタイルに対応した区民サービスを図るために目標設定は適切であると評価します。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	既存の電話交換業務と併せてコールセンター業務を委託することにより、人的な効率化は図られており、総合的には効果的･効率的であると評価します。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	周知度はまだ低いですが、ＦＡＱのアクセス数等も含めた受付件数やコールセンターでの解決率から見ると、達成度は一定水準に達しています。 特に解決率は達成度が高いと評価します。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	周知度がまだ低いことから、特に夜間･休日の電話での問いあわせ件数は低調です。よくある質問と回答をデータベース化して、庁内で情報を共有できる体制にしたことは非常に有効であり、現時点での目的を達成していると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		夜間休日の電話での問合せ件数が低いことが課題であると考えます。
	改革方針		周知度を高めるための広報等を実施するとともに、FAQの追加･改善を進めていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	検討を行い、電話での回答が必要な特定層（高齢者層）に、チラシやマグネットシールでコールセンターの活用をアピールしました。
		課　題	周知度が低い（13．3%）ため、夜間休日の電話での問合せ件数が低いことが課題であると考えます。夜間休日の対応件数は少ないですが、一方セーフティネットとしての役割も果たしています。 今後は、現状の委託体制の見直しを含め検討していきます。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	引き続き、周知度を高めるための広報等を実施するとともに、今年度夜間休日の対応件数の推移を分析し、オペレータの体制等の見直しを検討していきます。

事業評価シート（区政運営編）

基本目標	Ⅰ	個別目標	1	基本施策	1
計画事業	88	コンビニ収納の活用			

目的

多様化する区民生活に対応するため、24時間、365日、全国で納付可能なコンビニ収納を活用し、収納機会の拡大による区民サービスの向上を図ります。

手段

対象業務の拡大により、納付の利便性をさらに高めるとともに、区民への十分な周知を行います。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	軽自動車税のコンビニ収納（平成18年度から）	④	個人住民税（普通徴収分）のコンビニ収納（平成19年度から）
②	国民健康保険料のコンビニ収納（平成18年度から）	⑤	個人住民税（普通徴収督促分）のコンビニ収納（平成20年度から）
③	介護保険料のコンビニ収納（平成18年度から）	⑥	後期高齢者医療保険料のコンビニ収納（平成20年度から）

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 軽自動車税及び個人住民税(普通徴収分)のコンビニ収納利用割合	区役所･特別出張所や金融機関等において、納付書で収納する件数のうち、コンビニ収納による件数の割合	40%の水準達成
2 国民健康保険料のコンビニ収納利用割合	区役所･特別出張所や金融機関等において、納付書で収納する件数のうち、コンビニ収納による件数の割合	40%の水準達成
3 介護保険料（普通徴収分）のコンビニ収納利用割合	区役所･特別出張所や金融機関等において、納付書で収納する件数のうち、コンビニ収納による件数の割合	40%の水準達成
4 後期高齢者医療保険料のコンビニ収納利用割合	区役所･特別出張所や金融機関等において、納付書で収納する件数のうち、コンビニ収納による件数の割合	40%の水準達成

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	40.0	40.0	40.0	40.0	40．0%／年	毎年度40%
	実績1②		36.7					※【19年度実績】25.3%
	③＝②／①	%	91.8					
指標2	目標値1①	%	40.0	40.0	40.0	40.0	40．0%／年	毎年度40%
	実績1②		50.2					※【19年度実績】38.4%
	③＝②／①	%	125.5					
指標3	目標値1①	%	40.0	40.0	40.0	40.0	40．0%／年	毎年度40%
	実績1②		40.3					※【19年度実績】31.8 %
	③＝②／①	%	100.8					
指標4	目標値1①	%	40.0	40.0	40.0	40.0	40．0%／年	毎年度40%
	実績1②		21.5					※20年度開始
	③＝②／①	%	53.8					

所管部	総務部	所管課	税務課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	23,704				23,704	
人件費		14,868				14,868	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		38,572				38,572	
財源内訳							
一般財源	千円	38,572				38,572	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1.8				1.8	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	コンビニ収納は、時間・場所に拘束されずに公金を納付できる環境を区民に提供できるうえ、納期内納付の増加により督促状や催告書の発送に係る経費等も削減できることから、適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	24時間、365日、全国で納付可能なコンビニ収納は、個人のライフスタイルの多様化に対応したものであり、様々な納付方法の一つとして適切です。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	コンビニ収納は、区民サービスの向上と納期内納付の促進を同時に実現できるため、効率的かつ効果的な施策です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	対象業務を計画どおり拡大しました。コンビニ収納利用割合については、国民健康保険料、介護保険料で目標水準に達し、税は目標水準に至らなかったものの、対前年度比11．4ポイント増と着実に実績を伸ばしています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	コンビニ収納の利用割合は、国民健康保険料が対前年度比11.8ポイント増の50.2%、介護保険料も40.3%で目標水準をクリアしたものの、税は、納付書1枚に対する収納限度額が30万円という制約があり、また後期高齢者医療保険料は初年度であったため、目標水準には至りませんでした。 しかし、対象業務の拡大とコンビニ収納の浸透により、全体として、目的である区民サービスの向上に確実に寄与しているため、「計画どおりに進んでいる」と評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		今後もコンビニ収納の周知、活用に努めていくことが必要です。また、事業者への立ち入り検査等を引き続き実施し、確実な個人情報の保護を行っていくことが大切です。
	改革方針		個人住民税普通徴収督促分と後期高齢者医療保険料について、コンビニ収納を開始することにより、対象業務の拡大を図り、納付の利便性を高めます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	個人住民税普通徴収督促分と後期高齢者医療保険料のコンビニ収納を予定通り開始することができ、対象業務の拡大を図ることができました。
		課　題	個人のライフスタイルの多様化に伴い、公金の納付環境整備は、区民サービス向上の観点から、区として取り組むべき重要な課題となっています。このことから、対象業務の拡大により利便性の向上を図るとともに、これからもコンビニ収納の周知を推進していく必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	個人住民税の催告分及び滞納繰越分（新規）のコンビニ収納開始に向け、電算システムなどの環境整備を行います。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	Ⅰ	個別目標	1	基本施策	②
計画事業	89	区政情報提供サービスの充実			

目的

区民と行政との情報の共有化を推進するため、ITを利用した積極的な区政情報の提供を行います。そして、区民にとって必要な行政や民間の様々な情報を的確に提供できるサービスを充実します。

手段

1　ホームページの再構築：現行ホームページを評価し、再構築するとともに、コンテンツ管理システム（CMS）を導入します。　2　情報プレートの貼付：街なかで区のモバイルサイトへのアクセスを容易にするため、広域避難場所案内板等に情報プレートを貼付します。　3　地域ポータルサイトの開設：官民協働により地域ポータルサイトを開設します。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	現行ホームページの調査･分析	④	ユビキタス情報プレートの普及方法の調査及び協議
②	各社コンテンツ管理システム（CMS）製品の比較検討 ※コンテンツ管理システム･･･ホームページ作成支援ツール	⑤	地域ポータルサイトの開設に向けての調査
③	HP作成ガイドライン、HP再構築仕様書案の作成	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 区ホームページの満足度	区政モニターアンケートで問う区のホームページの満足度 『ほしい情報の見つけやすさ』	23年度に「すぐに見つかった」の割合　55%
2 区ホームページのアクセス数	ホームページ（全体）の年間アクセス数 （ページ･ビュー）	23年度に2200万ＰＶ／年 （約6万PV／日）
3 区モバイルサイトのアクセス数	区公式ホームページのモバイルサイト（全ページ）の月平均アクセス数　※HP再構築と情報プレートによる二重影響を考慮し月ベースとする。	20年度月平均閲覧件数を23年度に5割増（23年度で12,000PV/月）
4 地域ポータルサイトのアクセス数	地域ポータルサイト（全ページ）の年間アクセス数	区公式HPトップページ閲覧者の2割強を地域ポータルサイトへ誘導(約25,000ＰＶ／年)

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%		40	50	55	55	21年度再構築 目標値は再構築後の目標数値
	実績1②		37.9					
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①	PV		19,000,000	20,500,000	22,000,000	22,000,000	
	実績1②		18,472,201					
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①	件		10,000	11,000	12,000	12,000	21年度情報プレート貼付 目標値は貼付後の目標数値
	実績1②		8,252					
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①	ＰＶ		5,000	15,000	25,000	25,000	21年度開設
	実績1②		0					
	③＝②／①	%						

所管部	区長室	所管課	区政情報課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	8,044				8,044	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		16,493				16,493	
財源内訳							
一般財源	千円	16,493				16,493	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	進化の早いIT利活用においては、専門業者の最新の技術力を活用し、また、多様な情報を提供するため官民協働による地域ポータルサイトの運営を実施することは適切であると評価します。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	指標1については、正確な指標測定のためアンケート設問に合わせ変更しました。客観的な効果測定のため2～4でアクセス数より指標測定することとしました。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	それぞれの事業展開により、情報サービスの積極的な提供が実現し、区民サービス向上につながるため、効果的･効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	PDCAサイクルを踏まえた現行ホームページの調査･解析に基づき実施するものであり、目的達成度は高いと評価します。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	当初目標スケジュールのとおり調査･解析をを行うことができ、それをふまえた具体的な事業展開の準備につなげることができているため、計画どおり進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		現在の区ホームページは、必要な情報に辿りつきにくく、またアクセシビリティ（障害者･高齢者等にとっての使いやすさ）の配慮も不足しており、まずこれを改善することが最優先と考えています。その上で、利用者ニーズに応えるため、情報の充実や多様なITの活用を考えていく必要があります。
	改革方針		区のホームページを再構築し、必要な情報をわかりやすく提供できるものへとリニューアルします。併せて、情報提供の充実を図るため、地域ポータルの開設を進め、また携帯電話用QRコードの情報プレートを普及させ、街なかで容易に区のモバイルサイトにアクセスできるようにします。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	現行の区ホームページについて、専門の解析業者に調査を委託し、区として目指すべき改善方針を定めました。その手段のひとつであるCMS製品についてもデモンストレーションなどを通じて情報収集を行い、再構築に向けた準備を整えました。また、地域ポータル等の先進的取り組みを行っている自治体への視察調査を通じて多様なIT活用の情報収集を行いました。
		課　題	ホームページの再構築後は、目標とする改善が実現できたかを検証する必要があります。また、区職員がCMSを用いたホームページ管理の意義と方法を理解できるよう、研修やサポート体制を確立していく必要があります。さらに、ITを巡る環境や区政情報の提供に対する区民ニーズの変化に対応していくことができるよう、指標もより適切な設定にするなど現在の計画を柔軟に見直していくことも大切であると考えます。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	現在計画どおり事業を進めています。22年1月から2月にかけ、ホームページの再構築や、情報プレートの普及、地域ポータルの開設が実現する見込みですので、より適切な指標を設定し効果検証と評価を継続的に行っていきます。

事業評価シート　(区政運営編)

基本目標	Ⅰ	個別目標	1	基本施策	②
計画事業	90	証明書自動交付機の導入			

目的

証明書自動交付機を本庁舎、第一分庁舎及び地域センターに設置し、休日･夜間等の閉庁時間にも証明書を発行することにより、取扱時間の拡大、窓口での待ち時間の短縮、申請手続きの簡素化、窓口の混雑緩和等、利便性の向上を図ります。

手段

住民情報システムに接続した証明書自動交付機を、本庁舎、第一分庁舎及び各地域センター(計12箇所)に設置し、休日･夜間等にも住民票の写し、印鑑登録証明書を発行します。利用できるのは、住民票の写しは住民登録している区民、印鑑登録証明書は印鑑登録している区民(外国人含む)です。

事業の主な実施内容

平成20年度

①	システム設計･開発	④	
②	機器設置環境の整備	⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 住民票の写しの交付率	住民票の写しの発行件数のうち、自動交付機による交付割合	平成23年度に、30%の水準達成
2 印鑑登録証明書の交付率	印鑑登録証明書の発行件数のうち、自動交付機による交付割合	平成23年度に、50%の水準達成
3		
4		

達成水準

		単位	20年度(現状)	21年度(目標)	22年度(目標)	23年度(目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%		20.0	25.0	30.0	30.0	21～23年度に達成する水準
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①	%		40.0	45.0	50.0	50.0	21～23年度に達成する水準
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	地域文化部	所管課	戸籍住民課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	58,134				58,134	
人件費		0				0	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		58,134				58,134	
財源内訳							特定財源は20年度のみ
一般財源	千円	31,365				31,365	
特定財源		26,769				26,769	
一般財源投入率	%	54.0				54.0	
職員							
常勤職員	人	0				0	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	休日･夜間等の閉庁時間にも証明書を発行することが可能となるなど、区民サービスの向上を図ることは、行政の責務であるため適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	新宿区自動交付機の利用に関する条例の設置、新宿区一般事務手数料条例の一部改定など、自動交付機導入のための環境を整備し、窓口体制の強化や区民への周知等を行うなど、適切な目標設定です。
③効果的･効率的な視点	□ 効果的･効率的である ■ 改善が必要である	区民に自動交付機の利用を積極的に促し、自動交付機の稼動率を高めていくことによって、取扱時間の拡大、申請手続きの簡素化など利便性の向上を図ることが可能となります。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	区民のライフスタイルが多様化していて、自動交付機を導入することで、利便性の向上を図ることができるなど、適切です。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	証明書の発行について、休日･夜間等の閉庁時間にも証明書の取扱時間を拡大するなど、区民ニーズに対応しています。 また、住民基本台帳カードを活用した自動交付機導入推進事業に係る助成金を受け、区の一般財源投入率を引き下げました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		自動交付機システムの設計･開発及び機器設置環境の整備を進めてきた。事業は計画どおり進んでいます。
	改革方針		平成20年度は進捗管理のもと事業は計画どおり進んできました。進捗管理を徹底し、平成21年6月1日の稼動に向けて取り組んでいきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	平成20年度は進捗管理のもと事業は計画どおり進んできました。進捗管理を徹底し、平成21年6月1日の稼動に向けて取り組んでいきます。
		課　題	平成20年度中に実施する事業内容については、進捗管理のもと計画どおり推進し、21年度についても、進捗管理を徹底し、平成21年6月1日の稼動に向けて取り組んでいく予定です。 また、自動交付機利用について窓口での説明をはじめ、広報紙等の活用により周知を強化するなど、自動交付機の利用促進に努めていきます。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	自動交付機の利用について周知を強化するとともに、設置環境の整備、セキュリティ対策等を徹底し、区民が便利に、安心して利用できるよう、積極的に区民ニーズに対応していきます。。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	Ⅰ	個別目標	1	基本施策	②
計画事業	91	図書館におけるICタグ及び自動貸出機の導入			

目的

図書館資料にICタグを貼付し電子的に管理することにより、図書館資料の一体的な管理や図書整理の時間短縮を図ります。
自動貸出機を導入することにより、カウンター業務の効率化、人件費の削減、開館日の拡大を図ります。

手段

図書館資料（図書・雑誌・視聴覚資料等）の全資料（既蔵資料および新規・寄贈受入資料）にICタグを貼付し、図書館システムに資料情報を記録して電子管理します。
自動貸出機とセキュリティゲートを区立図書館全館およびウィズ新宿に設置し、貸出業務の効率化と、無断持出の防止を図ります。

事業の主な実施内容

平成20年度			
①	図書館資料へのICタグ貼付 自動貸出機13台（全館設置）	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	特別図書整理期間による休館日数	図書整理、清掃等（曝書）のため、年1回まとめて休館を必要とする日数 （現行4～9日）	休館日数の減
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①					1	休館日数の減	
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	教育委員会事務局	所管課	中央図書館

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	31,352,502				31,352,502	人件費 6人×52日 ＝312日
人件費		10,139				10,139	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		31,362,641				31,362,641	
財源内訳							
一般財源	千円	31,362,641				31,362,641	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1.2				1.2	常勤職員1.2人
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	利用者の利便性の向上を図るサービス提供の推進は、区の責務であるため、適切であると評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	特別図書整理期間の短縮により、利用者の利便性を向上させることができることから、適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	ICタグの貼付及び機器の導入により業務の効率化を図ることができました。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	20年度中にICタグ、自動貸出機及び関連機器について設置及びすべての作業が完了できました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	平成21年2月3日からICタグによる貸出返却業務を開始し、円滑に運用されています。 このため事業全体を通し、順調に進行しています。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		利用者満足度の向上を重視したサービス提供を推進するため、ITを利活用し利便性の向上を図っていく必要があります。
	改革方針		利便性の向上を図るため、図書館資料にICタグを貼付するとともに、自動貸出機を導入します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	利便性の向上を図るため、図書館資料にICタグを貼付するとともに、自動貸出機を導入しました。
		課　題	CD･DVDなどのAV資料については、図書資料と比較しICタグの読み取りについてやや劣るため、活用方法について検討が必要です。 自動貸出機について、周知徹底を図り利用率の向上を図ります。また、21年度の特別図書整理については、ICタグ導入後初めての特別図書整理となるため、新規導入機器の操作方法の習熟とともに、作業手順について確実かつ迅速に実施できるよう努める必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	引続きICタグシステムの円滑な運用に努めていきます。 ICタグの特性による取扱い注意事項について職員の情報共有を図ります。新規導入機器による特別図書整理については事前に操作方法の説明及び操作練習を行うとともに、それぞれの資料に適した機器により作業を行い、効率化を進めます。 自動貸出機の利用促進については、特にカウンター混雑時に貸出機への利用者の誘導をいたします。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	Ⅰ	個別目標	2	基本施策	①
計画事業	92	行政評価制度の確立			

目的

施策の企画立案（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）の各段階への区民参画を進めるとともに、総合計画・実行計画の適切な進行管理を図るため、行政評価に外部評価の仕組みを導入し、区政における施策形成過程の一層の客観性・透明性を高めます。

手段

行政運営の意思決定サイクルの透明性を高め、進行管理するため、平成19年度から導入した外部評価制度を行政評価のツールとしてさらに活用し、計画の見直しや予算に反映させるための工夫を行います。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	外部評価の実施（2年め）	④	
②	第一次実行計画の評価に向けての準備	⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 外部評価のしくみの確立	外部評価委員会委員の任期最終年度を一区切りとして、一定の評価のしくみを確立	外部評価のしくみの確立（外部評価委員会委員任期満了に伴う4年間の総括）
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①				1			22年度確立
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	総合政策部	所管課	行政管理課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	3,354				3,354	
人件費		8,091				8,091	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		11,445				11,445	
財源内訳							
一般財源	千円	11,445				11,445	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0.8				0.8	
非常勤職員	人	0.5				0.5	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	限られた行政資源を有効に活用し、公共サービスのあり方を見直して効率的で質の高い行政サービスを実現していくため、区が行政評価を継続的に実施し、公表していくことは適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	外部評価は19年度に導入され、計画以上の成果を達成しましたが、総合計画･実行計画の適切な進行管理のため、さらにそのしくみを確立していく必要があることから、適切と考えます。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	行政評価により効率的で質の高い行政サービスの実現を目指しており、外部評価のしくみの確立で、一層の効果･効率性を図ることができます。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	外部評価の導入から2年目に当たり、行政評価全体のスケジュールの見直しを行い、外部評価委員会の検討時間を十分確保できたことにより、総合評価を行う等、外部評価の精度をより一層高めることができました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	外部評価の導入から2年目となり、初年度に比べ行政運営の意思決定サイクルへの反映度が増して、区政における施策形成過程の客観性･透明性を高めることができていることから、計画どおりに進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		行政評価手法の見直しとして外部評価を実施するため、19年度に外部評価委員会を設置しました。設置2年目を迎え、行政運営の意思決定サイクルの透明性を高めて進行管理していくツールとして、さらに活用していく必要があります。
	改革方針		設置2年目で本格実施となる外部評価については、内部評価と外部評価のスケジュール見直しや、評価の予算への反映についての工夫を図ります。また、行政評価全体として、総合計画･実行計画の適切な進行管理を図ります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	行政評価全体のスケジュールを見直し、外部評価委員会の検討時間確保のための工夫を図りました。また、予算編成後に外部評価委員会で予算への反映についての検証を行い、行政評価の精度向上を図りました。
		課　題	内部評価の方法について、第一次実行計画の評価方法としての視点をもって見直していく必要があります。外部評価においては、第一次実行計画の初年度の評価を行うにあたり、今後の外部評価のあり方を考慮して取り組むため、実行計画の体系や第四次実施計画との関連等、必要な資料･情報を提供し、次年度以降の外部評価の標準化を図る等の働きかけが求められます。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	第一次実行計画初年度評価結果及び外部評価委員の意見を踏まえつつ、行政評価を用いた総合計画及び実行計画の進行を管理するしくみを確立します。外部評価委員会は任期後半に入るため、今後のあり方を考慮して取り組むための働きかけをします。また、新公会計制度導入にあわせて、経営分析手法を活用した行政評価制度への準備を行います。内部評価については新たな評価シートを作成し、さらにその検証を行います。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	Ⅰ	個別目標	2	基本施策	①
計画事業	93	区民意見の分析と施策への有効活用			

目的

区民意見のデータベース化のシステムを導入することにより、区民意見に迅速かつ的確に対応するとともに、収集した区民意見を分析し、その結果を区の施策に有効に反映させていきます。

手段

20年度中に区民意見システムを開発･導入します。
21年度以降は、システムの安定稼動及び職員の活用促進を行っていきます。

事業の主な実施内容

平成20年度

①	システム開発	④	
②	職員向け研修の実施	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	区に寄せられた区民からの意見に対して2週間以内に回答した割合	意見に対して2週間以内に回答した割合	80%
2	区民が意見の提出方法（区長へのはがき･投書･メール）を知っている割合	区民が意見の提出方法（区長へのはがき･投書･メール）を知っている割合	50%
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	80	80	80	80	80／年	
	実績1②		33.4					
	③＝②／①	%	41.8					毎年度100%
指標2	目標値1①	%	50	50	50	50	50／年	指標2の実績については21年度調査実施予定
	実績1②							
	③＝②／①	%						毎年度100%
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	区長室	所管課	広聴担当課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	7,896				7,896	
人件費		0				0	
事務費		5,387				5,387	
減価償却費		0				0	
総計		13,283				13,283	
財源内訳							
一般財源	千円	13,283				13,283	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区に寄せられる区民意見を区の施策･事業に的確に反映していくことは、行政の重要な役割と考えます。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	区民意見システム導入による迅速な回答が、区民サービスの向上につながるため、目標設定は適切と評価します。また、区民からの意見を区政に反映するためには、しくみの周知は重要であるため、適切な目標設定と評価します。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	システム導入により投書の処理依頼にかかる時間が軽減されるとともに、各課に直接依頼することにより、回答（対応）処理の質が高まるため効率的･効果的だと評価します。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	システム開発は終了し、全庁で運用を開始しており、達成度が高いと評価します。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	区民意見システムの開発が完了し、21年3月に導入したため、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		区へ寄せられる区民からの意見については、匿名のものを除き、原則本人あてに回答書を送付します。これまで、意見のデータベース化がされていないことからそれぞれの部署で情報が共有されず、手続が縦割りとなっていました。行政需要が多様化し、区に寄せられる意見が高度化･複合化する中で、より区民満足度の高い区政運営を実現するため、寄せられた意見の分析と施策への反映を行っていくことが行政に求められています。意見処理を通じて区民への説明責任を果たすとともに、事務改善や制度の見直しを一層推進するため、意見のデータベース化が課題です。
	改革方針		20年度中に、区民意見システムを開発、導入します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	21年3月に区民意見システムを全庁に導入しました。
		課　題	･システムの導入期である20年度は、区民からの意見を蓄積･共有するための「管理システム」の円滑な運用開始に重点を置きました。今後は、全庁におけるシステムの有効活用と、システムの蓄積した意見データをいかに有効に施策反映へ活用するかが課題です。 ･区民意見システムを有効活用し、職員一人ひとりの政策形成能力を高めるためには、職員がシステムの操作方法及び分析方法を理解することが重要であり、今後、定期的に職員向け研修を実施していくことが必要です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	･21年度は、意見の分析手法の研究を行うとともに、分析結果の予算要求や行政評価への活用方法を、区長室内の事業でモデル実施します。 ･データベース化した意見の分析及び活用方法について、各事業課においてどのように活用できるかの検討を行い、各課における運用開始に向けた準備を進めていきます。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	Ⅰ	個別目標	2	基本施策	③
計画事業	94	区政の効率性を高めるためのIT利活用の推進			

目的

全庁的なIT利活用を推進し、業務改善や事務効率の更なる向上を図ります。

手段

ITの企画･調達･開発･運用･評価･改善に係る手順を明確化するためのガイドラインを作り、研修を実施し、全庁的な有効活用を促進します。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	平成20年度IT成熟度調査の実施	④	
②	IT成熟度評価の実施	⑤	
③	ガイドライン評価	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	IT利活用のための考え方と手順の明確化	ITの企画･調達･開発･運用等に関する考え方と手順の確立及び活用	ITガイドライン研修毎年度実施、ガイドライン隔年見直し
2	IT利活用の充実	ITの適切な構築･運用等に関するITの成熟度	全庁IT成熟度平均値：3.0（COBIT：IT成熟度標準値）
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	80	90	90	100	100	目標値はガイドライン見直しを含めた全体の完成度
	実績1②		20					
	③＝②／①	%	25.0					
指標2	目標値1①	COBIT	1.0	1.5	2.0	3.0	3.0	20年度目標値は他自治体平均値
	実績1②		1.18					
	③＝②／①	%	118.0					
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	総合政策部	所管課	情報政策課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	498				498	IT成熟度評価業務支援委託経費として、498,795円を支出。
人件費		16,898				16,898	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		17,396				17,396	
財源内訳							
一般財源	千円	17,396				17,396	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	2				2	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	ＩＴ利活用を推進し、効率的・効果的な行政サービスを提供するために、区がシステムの仕様及び契約額の適正化を図ることは適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	ＩＴ成熟度を高め行政サービスの向上を図ることは、区民ニーズに合致しており、指標については、ＩＴの導入・運用等に係る組織的な取り組み状態を示すＩＴ成熟度（COBIT）の標準値が「3」であることから、適切です。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	ＩＴ成熟度調査を踏まえたガイドラインに基づきシステムの仕様及び契約額を適正化することで、システム導入を効率的・効果的に行うことができます。
④目的（目標水準）の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	ガイドラインの精度向上を図るため、外部専門家による評価・提案に基づき、ガイドラインの見直し作業を継続中です。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる □ 計画どおりに進んでいる ■ 計画どおりに進んでいない	ガイドライン案を作成後、ＩＴ成熟度調査を実施し、それを踏まえてガイドライン案の評価及び改善作業を実施中であるため、ガイドラインの完成には至っていませんが、ガイドライン策定作業と併せ、ＩＴの調達・開発に係る支援体制の強化を図ったことで、全庁的なＩＴ成熟度平均値は、目標値を越える成果が得られました。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		事務事業の効率化にあってはＩＴを利活用して業務改善や事務効率の向上を図るため、小型電子計算組織利用検討分科会によって、施策面・経費面・人員面及び技術面での精査を行い、ＩＴ導入に係る予算化を行っています。
	改革方針		区のＩＴ成熟度結果を踏まえ、ＩＴの企画立案・調達・運用評価・改善に関する考え方や手順の明確化を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	区のＩＴ成熟度の更なる向上を図るため、ＩＴ成熟度調査結果の外部評価を行い、第三者の視点から評価・提案を受け、ＩＴ利活用上の課題が明確になりました。
		課　題	ＩＴ成熟度評価・提案に基づき、ＩＴの企画立案・調達・運用評価・改善に係るガイドラインの充実を図る必要があります。また、ガイドラインの庁内配付及び研修を実施し、ガイドラインを有効活用できる仕組みを整備する必要があります。 もって、システムの仕様及び契約額の適正化とシステム導入効果の向上を図ることにより、効率的・効果的な行政サービスの実現に寄与していきます。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	全庁的なＩＴ成熟度調査を継続的に実施します。また、ＩＴ利活用のための考え方や手順に関する項目等の評価・見直しを行ない、ＩＴガイドラインを策定するとともに、庁内ホームページ等を活用し各所属に周知します。また、ＩＴ人材の育成研修にあわせ、ＩＴガイドライン研修を実施します。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	Ⅰ	個別目標	3	基本施策	①
計画事業	95	人材育成センターの開設による分権時代にふさわしい職員の育成			

目的

職員の能力開発を職員の一人ひとりの適性を見ながら計画的･継続的に行い、分権時代にふさわしい職員の育成を図るため、人材育成センターを開設します。

手段

①人材育成センターの開設
②人材育成アドバイザー（民間研修機関の経験豊かな講師）による人材育成事業の実施
③職員フォローアップ制度による継続的な能力開発の実施
④研修体系の再構築

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	人材育成センター設置準備	④	研修体系の再構築
②	人材育成センター事業の構築	⑤	
③	職員フォローアップ制度の制度設計	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 研修実施計画に基づく研修実施率	年度計画に基づく研修実施率 研修実施数／研修計画数	100%
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100%/年	
	実績1②		114.0					
	③＝②／①	%	114.0					毎年度100%
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	総務部	所管課	人材育成等担当課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	2,310				2,310	
人件費		25,347				25,347	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		27,657				27,657	
財源内訳							
一般財源	千円	27,657				27,657	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	3				3	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	職員の人材育成に関する事業であるため、区が実施することは適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	研修実施計画は、人材育成基本方針や毎年度の能力開発目標に応じて内容を検討し、策定するものです。その実施率は、人材育成について、数値で把握可能な指標として適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	プロポーザルにより委託した民間研修機関の経験豊かなコンサルタントを活用し、民間の視点や先進自治体の事例を取り入れながら事業を構築しており、効果的･効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	20年度の事業計画を予定どおり実施しました。 また、事業指標の目標水準を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	民間コンサルタントを活用し、人材育成センター事業や職員フォローアップ制度の構築、研修体系の再構築等を実施しました。目的達成に向けて、計画どおり事業を進めています。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		基本構想･総合計画を実現し、政策形成能力など地域主権の時代にふさわしい能力を有した職員を育成する指針として、平成19年度に人材育成基本方針を策定しました。人材育成基本方針を具現化するためには、職員の能力開発を継続的に行う必要があります。
	改革方針		多様な講座やグループワークを同時に実施できる研修環境を整備するとともに、民間研修機関から人材育成に関して経験豊かな講師を迎え、人材育成等担当課と一体になって職員の継続的な能力開発を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	第一分庁舎6階に新たな研修室等を整備し、現行の研修室と一体的に管理します。 民間コンサルタントを活用し、自考･自律型職員研修等、事業計画を策定しました。 フォローアップシートを使用し、職員が継続的に能力開発を進める制度を設計しました。 選択研修の導入等、人材育成基本方針を具現化するための研修体系にしました。
		課　題	平成20年度に策定した計画を確実に実施することが必要です。 また、各所属と職員が人材育成センターを活用し、所属で人材育成を行う風土づくりや職員の主体的な能力開発を進めるように支援していくことが必要です。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	7月に第一分庁舎6階に研修室等を設置し、人材育成センターとして運営します。 プロポーザルにより決定する人材育成アドバイザー（民間研修機関の経験豊かな講師）を活用し、人材育成事業や職員フォローアップ制度を実施します。実施にあたっては、各所属への相談やアドバイスを行ったり、広報紙を作成し職員の理解を進め、より職員の意欲や能力向上に結びつく内容として実施します。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	Ⅰ	個別目標	3	基本施策	①
計画事業	96	新宿自治創造研究所の設置による政策形成能力の向上			

目的

地方分権の流れが加速し、自治体としての戦略的な力量がますます問われています。様々な角度から情報と知識の集積を図り、区が直面する課題を的確に捉え、分析し、ニーズを先取りした新たな政策を打ち出していく必要があります。そのための一つの方策として、区の中に学識経験者等と職員が連携して政策研究と政策提言を行う「新宿自治創造研究所」を設置し、自治体としての政策形成能力を高めていきます。

手段

① 研究テーマを設定し、関係職員と研究所研究員、テーマ別アドバイザー（学識経験者）によるプロジェクトチーム（PT）を設置して、調査・研究を行います。
② 区職員を対象とした講演会や区民を対象とした新宿区自治フォーラムを開催します。

事業の主な実施内容

平成20年度

①	3つのテーマごとに、PTによる調査・研究を月1回実施し、3月に「中間のまとめ」として整理。	④	
②	区職員を対象とした講演会を、6月と12月に、庁舎内で実施。	⑤	
③	区民を対象とした「新宿区自治フォーラム2008」を10月にコズミックセンターで実施。	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	新宿自治創造研究所による研究の施策への反映	政策形成能力の向上に寄与すると思われる、次の項目における参加職員数の総数。 ①研究テーマごとに設置するプロジェクトチーム（PT）への参加職員数、②研究所が実施する講演会への参加職員数、③総務部人材育成担当課が実施する政策形成に関係する研修等への参加職員数及び自己啓発支援の助成対象職員数	300名（毎年区職員の約1割）
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	名	300	300	300	300	1,200	
	実績1②		409					
	③＝②／①	%	136.3					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部 新宿自治創造研究所担当部 所管課 新宿自治創造研究所担当課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	17,126				17,126	
人件費		16,898				16,898	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		34,024				34,024	
財源内訳							
一般財源	千円	34,024				34,024	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	2				2	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	地方分権が進展するなか、自治体の政策形成能力の向上は不可欠であり、区が当該事業を実施することは必要です。20年度は、15名の職員の参加を得て、研究テーマごとにPTを設置して研究を行ったこと、また職員を対象とした講演会を開催するとともに、自主勉強会を設置したことから、職員の政策形成能力向上が一定程度図ることができました。
②適切な目標設定	□ 適切である ■ 改善が必要である	現在設定している目標の外にも、例えば人事部門が行う研修への参加者数や自主勉強グループ数なども政策形成能力向上の目標として設定することが必要です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	PTや自主勉強会では、専門性の高い非常勤研究員や学識経験者とともに調査研究や勉強を行うことができ、また、学識経験者等による講演は示唆に富むものであることから、職員の政策形成能力の向上には、効果的･効率的と評価します。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	PTへの公募に応じた職員数及び職員を対象とした講演会への参加者数は目標水準の7割弱でしたが、研究所が実施する自主勉強会へは目標通りの参加を得られたことから、目的の達成度は概ね高いと評価します。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	④に記したとおり、目標水準は概ね達成したことから、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		地方分権の流れが加速する中、自治体の戦略的な力量がますます問われており、様々な角度から情報と知識の集積を図り、区が直面する課題を的確に捉え、分析し、ニーズを先取りした新たな政策を打ち出していく必要があります。そのための一つの方策として、区の中に学識経験者等と職員が連携して政策研究と政策提言を行う「新宿自治創造研究所」を設置し、自治体としての政策形成能力を高めていきます。
	改革方針		研究所を予定通りに立ち上げるとともに、その円滑な運営により、所期の目的である政策形成能力向上の達成に努めます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	研究所を予定通り4月に立ち上げ、3つの研究テーマ単位に2名の公募職員を含む計15名の職員の参加を得たPTを設置して研究を行ったこと、また職員を対象とした講演会を2回開催するとともに、自主勉強会を設置し7回開催したことから、職員の政策形成能力向上が一定程度図ることができました。
		課　題	研究所の活動や研究内容等について、より一層職員に周知を図ることが、職員の政策形成能力向上の契機となると考えられることから、情報発信力のアップを図る必要があります。また、21年度に設置される「人材育成センター」とも連携を図る必要があります。さらに、実行計画で当初設定した指標の目標水準（「研究の施策への反映」）では抽象度が高すぎ、適切な評価が難しいことから、「目標水準」の変更が必要です。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	研究所の情報発信力アップの一環として、研究所が所蔵する図書についての職員への貸し出しを新たに行うとともに、自治にかかる文献や先進事例等についての情報整理も行い、職員へ情報発信します。また、「人材育成センター」と、講座や講演会の企画や実施等の面で緊密な連携を図るとともに、各課事業への適切なサポートの継続により、職員の政策形成能力の向上を目指します。さらに、指標についてはPTや講演会、研修等へ参加した職員数により計るものとし、目標水準を、「研究の施策への反映」から「300名（毎年区職員の約1割）」へ変更します。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	Ⅰ	個別目標	3	基本施策	②
計画事業	97	目標管理型人事考課制度の推進			

目的

目標管理型の人事考課制度の推進により、職員の育成や配置管理、昇給･昇任の適正化を図り、組織力を向上させます。

手段

①制度の運用、②趣旨周知、③研修の開催、④意識調査の実施

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	自己申告の実施（当初申告、最終申告）	④	研修の開催（係長研修3回、転入･新任管理職研修1回、校長･副校長研修2回、評定者研修3回）
②	業績評定の実施（定期評定1回）	⑤	手引き作成･配付
③	評定結果本人開示･苦情相談の実施（1回）	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 係長（一般）昇任試験の受験率	係長（一般）昇任試験の有資格者のうち、試験を受験した職員の割合（受験者数／有資格者数）	35.5%
2 職務への取組意欲が向上したと回答する職員の割合	人事考課制度に関するアンケートにおける回答者の割合（向上した回答者数／回答者総数）	70%
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	27.5	30.0	32.5	35.5		
	実績1②		22.6					
	③＝②／①	%	82.2					
指標2	目標値1①	%		50.0		70.0		※アンケートは21、23年度の実施
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	総務部	所管課	人事課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	1,093				1,093	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		9,542				9,542	
財源内訳							
一般財源	千円	9,542				9,542	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	職員の人事管理に関する事業であるため、区が実施するのは適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	職員の意欲の向上は本制度の目的のひとつであり、適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	仕事の目標管理により、職員の主体的な取組みを促し、上司も具体的に指導できることから、効果的です。また、既存の資源（システム等）を活用して、必要最低限の経費で運用できています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	計画どおりに研修を開催し、実施要領の整備や実践的でわかりやすい手引きの作成･配付を行い、制度の整備と趣旨周知は進みました。ただし係長昇任試験の受験率が19年度よりも下がっています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	昇任意欲については達成度が低くなっていますが、制度の整備や趣旨周知等は計画どおり実施できています。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		実施要領を策定し、研修の開催も計画どおり実施しました。制度周知は、繰り返し、かつ効果的に行う必要があります。
	改革方針		引き続き研修を開催します。実施要領のわかりづらい点、補足が必要な点について改正し、あわせて帳票の様式も改正します。実施要領を実践的でわかりやすくかみ砕いた手引きを作成します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	研修はのべ9回実施し、制度周知や評定技術の維持･向上ができました。実施要領については、質問の多い事項について記述を補足したり、19年度の実施結果を受けて帳票を改正する一方、実践的でわかりやすい手引きを作成し、配付しました。
		課　題	制度整備に引き続き、制度実施の効果を高めていく必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	職員意識調査を実施し、制度の実施状況及び職員の意識の変化等を調査します。この結果に基づき課題を抽出し、実効性を高める対策を打ち出します。 打ち出した対策のうち、21年度中に実施可能なものは、実施方法等を改善します。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	98	あゆみの家における指定管理者制度の活用			

目的

子供発達センターが移転した後、柔軟で多様なサービスの提供と効率化を図るために、指定管理者制度を導入します。

手段

①制度導入に向けた調査･研究②保護者会等を通じた情報提供や意見交換③制度移行後のサービス充実に向けた利用者ニーズの把握と検討

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	保護者の制度への理解を深めるため、保護者会等で情報提供･意見交換等を実施	④	
②	既に制度を導入している施設からの情報収集･研究	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	指定管理者制度移行	制度導入について保護者の一定の理解を得ることで20%、指定管理者候補法人の選定開始で50%、候補法人決定･移行準備委託で100%とします。	平成23年度に100%の水準に達成
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%		20.0	50.0	100.0	100.0	
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	福祉部	所管課	あゆみの家

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区が指定管理者制度を活用しサービスを提供することは適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	指定管理者制度導入に当たって、保護者に制度の理解を促すことは適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	柔軟で多様なサービスの提供が可能となる指定管理者制度の導入は効果的かつ効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	制度導入について保護者の意向の把握に努め、一定の理解を得ました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	制度導入に向けて、あゆみの家父母会とともに、制度導入後のサービス充実について検討を行い、一定の理解を得ることができました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		平成24年度指定管理者制度への移行に向けた準備を進めるとともに、保護者への理解を促す必要があります。
	改革方針		制度導入後のサービス充実について利用者のニーズを把握し、保護者とともに検討を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	保護者会等で、制度移行後のあゆみの家の運営方法やサービス充実などを説明し一定の理解を得ました。子供発達センター移転後の跡スペース活用については、父母会代表と意見交換を行うとともに入浴設備設置に関するアンケート調査を実施し、ニーズを把握しました。
		課　題	引続き情報提供や意見交換を行い、保護者の理解を深めるとともに、制度導入がスムーズに行われるよう情報収集するなど、準備を進める必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	子供発達センター移転後の、跡スペース改修案を確定するとともに、指定管理者制度の導入後の生活介護事業のサービス充実に向けた検討を進めます。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	99	児童館における指定管理者制度の活用			

目的

児童館は、児童指導業務委託期間が終了するときや併設していることぶき館が機能転換するときに、指定管理者制度の活用を検討します。なお、子ども家庭支援センターへ移行する児童館は、区の直営とします。

手段

①21年度2館の指定管理者制度の導入
②22年度3館の指定管理者制度の導入
③23年度1館の指定管理者制度の導入

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	21年度の早稲田南町児童館、西新宿児童館の指定管理者制度の導入準備 （条例改正、指定管理者選定）	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 指定管理者制度の活用	指定管理者制度に移行する児童館数	23年度に6館
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	館	0	2	5	6	6	
	実績1②		0					
	③＝②／①	%	0.0					23年度100%
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	子ども家庭部	所管課	子どもサービス課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	580				580	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		9,029				9,029	
財源内訳							
一般財源	千円	9,029				9,029	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区が指定管理者制度を児童館に導入することは、効率的なサービス提供や民間のアイデアを生かした運営が期待でき、適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	児童指導業務委託期間終了後やことぶき館の機能転換を予定している施設の数を目標としたことは、効率的な運営方法への転換であり適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	児童指導業務委託から施設の管理を含めた指定管理者の運営へと切り替えたことにより、より効率的な事業展開が可能となり効果的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	予定していた2所の児童館に指定管理者制度への移行準備ができ、目標どおり達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	児童館における指定管理者制度の活用については、23年度までに導入する児童館を6館とし、2館の児童館について指定管理者を選定しました。このため、計画どおりの成果が得られていると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		区民や地域団体、NPO、事業者などの多様な主体が、それぞれの特色や強みを活かした公共サービスの担い手になることが求められています。
	改革方針		乳幼児や中高生の利用の促進や事業の充実、施設の有効利用を図るため、民間のアイデアを活かした事業運営ができる指定管理者制度を導入し、地域や館の実情にあった事業運営の転換を図っていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	指定管理者制度の活用を行う児童館の数値目標を設定するとともに、事業者の選定など2所の児童館における指定管理者制度への移行準備を行いました。
		課　題	2所の指定管理者制度移行の児童館において、受託事業者が選定に際して示した事業運営の履行確認を行う必要があります。また、22年度以降の指定管理者の選定に、20年度の選定の経験と21年度の指定管理者の事業履行状況の確認を生かす必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	民間のアイデアを生かした事業運営と、より効果的･効率的な施設管理を図るため、児童館に指定管理者制度を導入していく必要があります。このため、23年度までに6所の児童館において指定管理者制度の導入･活用をしていきます。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	100	シニア活動館における指定管理者制度の活用			

目的

柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るために、指定管理者制度を活用します。

手段

①21年度1か所の指定管理者制度の導入
②22年度1か所の指定管理者制度の導入

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	平成21年度、信濃町シニア活動館で指定管理者制度を導入するために条例及び規則の改正	④	
②	平成21年度、信濃町シニア活動館で指定管理者制度を導入するために公募型プロポーザルにより事業者を募集	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	シニア活動館における指定管理者制度の活用	指定管理者制度導入館数	平成23年度末2館
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	館	0	1	1	0	2	22年度100%
	実績1②	館	0					
	③＝②／①	%	0.0					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	福祉部	所管課	高齢者サービス課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	0				0	
人件費		4,225				4,225	
事務費		140				140	
減価償却費		0				0	
総計		4,365				4,365	
財源内訳							
一般財源	千円	4,365				4,365	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0.5				0.5	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	公の施設の管理について、指定管理者制度を区が活用することは適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	指定管理者制度の導入が可能な施設から段階的に導入し、利用者に指定管理者制度を浸透させていくことは適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	民間事業者による柔軟で多様なサービスの提供が可能となる指定管理者制度の導入は効果的かつ効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	条例改正を行い指定管理者制度導入の仕組みづくり及びそれに伴う事業者選定委員会の設置など目的のための達成度は高い。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	シニア活動館における指定管理者制度の活用については、全体を通して計画どおりに進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るために、指定管理者制度を活用する必要があります。
	改革方針		柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るための指定管理者制度導入に向けて、条例の改正及び事業者選定を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	平成21年度に指定管理者制度の活用を行う1か所のシニア活動館において、条例を新設し公募型プロポーザルにより事業者選定を行いました。
		課　題	柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るためには、20年度の選定行程の経験と21年度の指定管理者の事業履行状況の確認を生かす必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	柔軟で多様なサービスの提供を活かし効果的及び効率的な施設管理を図るため、条例の整備及び事業者選定を予定どおり進め、指定管理者制度を導入していきます。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	101	地域交流館における指定管理者制度の活用			

目的

柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るために、指定管理者制度を活用します。

手段

①21年度2か所の指定管理者制度の導入
②22年度4か所の指定管理者制度の導入
③23年度1か所の指定管理者制度の導入

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	平成21年度、早稲田南町地域交流館及び西早稲田地域交流館で指定管理者制度を導入するための条例及び規則の改正	④	
②	平成21年度、早稲田南町地域交流館及び西早稲田地域交流館で指定管理者制度を導入するために公募型プロポーザルにより事業者を募集	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	地域交流館における指定管理者制度の活用	指定管理者制度導入館数	平成23年度末7館
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	館	0	2	4	1	7	23年度100%
	実績1②		0					
	③＝②／①	%	0.0					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	福祉部	所管課	高齢者サービス課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	0				0	
人件費		4,225				4,225	
事務費		240				240	
減価償却費		0				0	
総計		4,465				4,465	
財源内訳							
一般財源	千円	4,465				4,465	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0.5				0.5	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	公の施設の管理について、指定管理者制度を区が活用することは適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	指定管理者制度の導入が可能な施設から段階的に導入し、利用者に指定管理者制度を浸透させていくことは適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	民間事業者による柔軟で多様なサービスの提供が可能となる指定管理者制度の導入は効果的かつ効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	条例改正を行い指定管理者制度導入の仕組みづくり及びそれに伴う事業者選定委員会の設置など目的のための達成度は高いと言えます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	地域交流館における指定管理者制度の活用については、全体を通して計画どおりに進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るために、指定管理者制度を活用する必要があります。
	改革方針		柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るための指定管理者制度導入に向けて、条例の新設及び事業者選定を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	平成21年度に指定管理者制度の活用を行う2か所の地域交流館において、条例を新設し公募型プロポーザルにより事業者選定を行いました。
		課　題	柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るためには、20年度の選定行程の経験と21年度の指定管理者の事業履行状況の確認を生かす必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	柔軟で多様なサービスの提供をいかし効果的及び効率的な施設管理を図るため、条例の整備及び事業者選定を予定どおりすすめ、指定管理者制度を導入していきます。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	102	図書館における指定管理者制度の活用			

目的

図書館サービスの拡充のため、地域館に指定管理者制度を導入することにより、開館時間を拡大し、区民や利用者の満足度の高い図書館を目指します。

手段

平成21年度から3ヵ年をかけて順次、地域館に指定管理者制度を導入します。
平成21年度開始：戸山・北新宿・中町
平成22年度開始：四谷・大久保・角筈
平成23年度開始：鶴巻・西落合

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	戸山・北新宿・中町図書館の指定管理者募集、選定、指定	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 指定管理者制度の導入	地方自治法第244条の2に定める公の施設において指定管理者による管理運営を行う地域館の数	23年度までに指定管理者による運営を地域館8館に拡大
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	館		3	3	2	8	
	実績1②							
	③＝②／①	%						23年度100%
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	教育委員会事務局	所管課	中央図書館

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	0				0	
人件費		25,347				25,347	
事務費		2,595				2,595	
減価償却費		0				0	
総計		27,942				27,942	
財源内訳							
一般財源	千円	27,942				27,942	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	3				3	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	指定管理者制度の活用は、多様な勤務形態や柔軟な職員配置により開館時間の拡大等、利用者サービスの向上が図れることから適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	すべての地域館においてサービスを拡充し、利用者満足度の高い図書館運営を行うことから、適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	指定管理者制度の導入により、区民･利用者満足度の高い図書館運営及び経費の縮減を図ることができるため、効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	当初の予定どおり、戸山･北新宿･中町図書館の指定管理者を指定しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	戸山･北新宿･中町図書館の指定管理者を公募し、選定･指定を行いました。 また、平成21年4月の開設に向けた条例整備等を行い、指定管理者制度の導入は計画どおりに進みました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		開館時間の拡大等、図書館サービスを拡充し、区民や利用者満足度の高い図書館運営を行う必要があります。
	改革方針		図書館サービスを拡充し、区民や利用者満足度の高い図書館を実現するため、地域館全館（8館）に指定管理者制度を導入します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	地域館全館(8館)への指定管理者制度導入決定に伴い、戸山･北新宿･中町図書館の指定管理者の募集･選定･指定を行いました。 また、平成21年度4月の開設に向け、条例の整備等も実施しました。
		課　題	22年度より、四谷･角筈･大久保図書館に指定管理者制度を導入するために、条例を改正する必要があります。また、選定方法の簡素化を図るなどの工夫をする必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	引続き地域館全館（8館）への指定管理者制度導入に向けて事業を進めていきます。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	103	情報処理業務の外注化による専門性の活用			

目的

情報処理業務の一層の効率化と情報システム部門の情報政策機能の強化を図ります。

手段

専門業者の高度な技術力を有効活用し、全庁的システムの安定性を高め、効果的･効率的なシステム運用を実現する。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	ネットワーク管理外部委託見直し	④	
②	パソコン故障対応等の運用管理及びヘルプデスク等の簡易定型業務の外部委託	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	問合せや障害対応等に関する業者委託の割合	イントラネット及びネットワーク運用に係る問合せ･障害対応等に関する委託業者の稼動割合（%）	40%
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	20	30	35	40	40	
	実績1②		20					
	③＝②／①	%	100.0					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	総合政策部	所管課	情報政策課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	25,315				25,315	平成20年、計画ローリング実施。（「庁内情報基盤の強化」実行計画化に伴うデータセンター活用）
人件費		0				0	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		25,315				25,315	
財源内訳							
一般財源	千円	25,315				25,315	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0				0	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区が情報処理業務の一部を外部委託することで、システム運用の効率化が図れるので、適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	業者の専門性を有効活用し、情報処理業務の効率化を図ることで、情報システム部門の全庁的なIT利活用を推進していく情報政策機能強化が進められるため、適切です。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	業者の専門性を効果的に活用しており、障害対応やネットワーク運用管理等の業務が効果的・効率的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	ネットワーク管理とヘルプデスク等業務の外部委託拡充により、情報政策機能強化に向けた情報処理業務の見直しを行ったことで、目標水準に達しています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	委託業務内容の見直し・拡充を行うとともに、競争入札による受託業者及び事業経費の適正化を図りました。これにより、情報処理業務の適正な外部委託化が図れるとともに、全庁的なIT化の調整、適正化、システム導入支援などの情報システム部門の情報政策機能の強化が図られました。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		パソコン操作説明や故障対応等の簡易定型業務を見直す必要があります。また、高度化・複雑化した基幹ネットワークの最適な運用管理や、情報政策の充実に向けた情報システム部門の役割を見直す必要があります。
	改革方針		ネットワーク管理の外部委託及びヘルプデスク等の簡易定型業務の外部委託を拡充します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	パソコン等の故障一次切り分け業務に加え、イントラネット利用に係る問合せ対応、資産管理、セキュリティ対策業務の一部を委託しました。また、ネットワーク規模の拡大に伴い、セキュリティ対策の充実及び障害発生時の早期復旧を図るため、保守要員のスキル及び支援体制を強化しました。
		課　題	平成22年度に予定しているイントラネットシステム及び財務会計・文書管理等システムの更新にあたり、サーバ設置場所の確保及び業務継続性の確保について、検討を進める必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	サーバ設置場所確保及び業務継続性確保のため、データセンターの有効活用に向けた検討を進めます。また、ネットワーク管理外部委託及びヘルプデスク等の簡易定型業務の外部委託を拡充し、それによって捻出されるマンパワーを活用し全庁的IT化の推進、システム導入・調達支援などの情報政策の推進を図っていきます。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	104	児童館･ことぶき館用務業務の見直し			

目的

児童館･ことぶき館の用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替え、業務の効率化と経費の削減を図ります。

手段

児童館･ことぶき館の用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替えます。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	新規用務業務委託開始（1館）	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 委託実施館（累計）	用務業務委託に切り替えた児童館･ことぶき館の数	23年度までに13館
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	館	13				13	
	実績1②		13					
	③＝②／①	%	100.0					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部 子ども家庭部･福祉部 所管課 子どもサービス課･高齢者サービス課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	19,286				19,286	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		27,735				27,735	
財源内訳							
一般財源	千円	27,735				27,735	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	民間事業者等による用務業務の実施は、経費の節減と業務の効率化に寄与しており、適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替えることとしており適切な目標設定です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	用務業務委託の導入により、経費の節減と業務の効率化を達成しており、効果的･効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	用務業務委託の導入により、施設の維持管理についてサービス向上、コストの削減、入札による業者間の競争による質の向上が図られ、目標水準を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	児童館･ことぶき館用務業務の見直しは、用務職員が退職する館に用務業務委託を導入する内容で計画どおり達成しました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		用務業務の効率化と、経費の削減を図る必要があります。
	改革方針		用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替えます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	大久保児童館･ことぶき館の用務業務職員の任期満了に伴い、用務業務委託を導入しました。
		課　題	用務業務を委託した13館について、今後は委託の仕様内容を精査し、より効果的･効率的な業務委託を行う必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	用務業務を委託した13館については引き続き委託を継続するとともに、用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替え、業務の効率化と経費の削減を図ります。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	105	保育園用務業務の見直し			

目的

保育園の用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替え、業務の効率化と経費の削減を図ります。

手段

保育園の用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替えます。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	新規用務委託業務開始（3園）	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 委託実施園数（累計）	用務業務委託に切り替えた保育園の数	平成23年度までに14園
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	園	14				14	
	実績1②		14					
	③＝②／①	%	100.0					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	子ども家庭部	所管課	保育課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	120,154				120,154	
人件費		0				0	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		120,154				120,154	
財源内訳							
一般財源	千円	120,154				120,154	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0				0	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	民間事業者等による用務業務委託の実施は、経費の削減と業務の効率化に寄与しており、適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替えることとしており適切な目標設定です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	用務業務委託の導入により、経費の節減と業務の効率化を達成しており、効果的･効率的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	用務業務委託の導入により、施設の維持管理についてサービス向上、コストの削減、入札による業者間の競争による質の向上が図られ、目標水準を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	保育園の用務業務委託について、当初目標の3園の新規開始を計画どおり達成しました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		用務業務の効率化と、経費の削減を図る必要があります。
	改革方針		用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替えます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	3園の保育園で用務業務職員の退職に併せ、用務業務委託を導入しました。
		課　題	務業務を委託した14園について、今後は委託の仕様内容を精査し、より効果的･効率的な業務委託を行う必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	用務業務を委託した14園については引き続き委託を継続するとともに、保育園の用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替えます。

事業評価シート　(区政運営編)

基本目標	II	個別目標	1	基本施策	①
計画事業	106	学校給食調理業務の民間委託			

目的

区職員が行っている調理業務を民間業者に委託することにより、多様な給食のメニューの導入や給食の質的向上を図るとともに経費の効率的な運用を図ります。

手段

教育委員会に給食調理業務選定委員会を設置し、プロポーザルにより業者を選定。

事業の主な実施内容

平成20年度

①	学校給食調理業務の民間委託	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 給食調理業務委託校数	実行計画に基づき、当該年度、業務委託する校数。	平成23年度まで29校委託
2 学校栄養士(非常勤)	調理業務委託校の都費栄養職員の異動等に伴う採用人数	平成23年度まで15名採用
3		
4		

達成水準

		単位	20年度(現状)	21年度(目標)	22年度(目標)	23年度(目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	校	17	21	25	29	29	
	実績1②		17					
	③＝②／①	%	100.0					毎年度100%
指標2	目標値1①	名	7	11	13	15	15	
	実績1②		7					
	③＝②／①	%	100.0					毎年度100%
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	教育委員会事務局	所管課	学校運営課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	1,787,926				1,787,926	
人件費		0				0	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		1,787,926				1,787,926	
財源内訳							
一般財源	千円	1,787,926				1,787,926	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0				0	
非常勤職員	人	7				7	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	学校給食調理業務を民間業者が行うことにより、多様な給食メニューの導入や給食の質的向上を図れることから適切であると評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	23年度まで毎年4校ずつ拡大し、29校とすることは、全校委託に向けて推進するための適切な目標設定です。 なお、第一次実行計画ローリングにより、21年度学校栄養士（非常勤）の採用人数を2名から4名に変更しています。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	学校給食調理業務の民間委託により、経費の効率的な運用を図れます。
④目的（計画水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	計画どおり、学校給食調理業務の民間委託を推進しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	学校給食調理業務の民間委託を4校拡大しました。 また、委託した各学校の運営協議会においても概ね良好との評価を得ており、計画どおり推進していると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課題）		平成23年度までは、4校ずつ調理業務の民間委託を拡大します。
	改革方針		計画どおり、平成23年度まで4校ずつ調理業務の民間委託を推進します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	平成20年4月から牛込仲之小、柏木小、牛込第三中、落合中で学校給食調理業務の民間委託を開始し、平成16年度からの委託校数は、17校となりました。
		課題	平成23年度まで、4校ずつ調理業務を民間委託します。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続 □ 手段改善 □ 事業縮小 □ 事業拡大 □ 事業統合 □ 休廃止 □ その他（制度改正等）
		内容	平成23年度まで、4校ずつ調理業務を民間委託します。平成21年度の調理業務委託校は、21校となります。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	①
計画事業	107	施設の機能転換			

目的

新たな需要に対応し、より多くの区民が交流できるように、施設の機能を転換します。

手段

①児童館と子ども家庭支援センターの機能転換
②ことぶき館等の機能転換
③生涯学習館への機能転換

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	児童館と子ども家庭支援センターの機能転換（機能転換に向けた榎町児童センターと信濃町児童館の施設整備）	④	
②	ことぶき館等の機能転換（高田馬場ことぶき館から高田馬場シニア活動館への機能転換）	⑤	
③	生涯学習館への機能転換（新宿コズミックセンターを生涯学習拠点機能として活用・社会教育会館の機能転換）	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	子ども家庭支援センター数（累計）	児童館からの機能転換を含め、子ども家庭支援センターを開設する数	23年度に4所
2	機能転換施設数（累計）	ことぶき館等をシニア活動館・地域交流館へ機能転換する施設数	23年度にシニア活動館2館、地域交流館7館
3	利用団体登録数（累計）	生涯学習館への機能転換後の利用団体数	23年度に760団体
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	所	1	3	3	4	4	
	実績1②		1					
	③＝②／①	%	100.0					毎年度100%
指標2	目標値1①	館	1	4	8	9	9	
	実績1②		1					
	③＝②／①	%	100.0					毎年度100%
指標3	目標値1①	団体	760	760	760	760	760	
	実績1②		675					
	③＝②／①	%	88.8					毎年度100%
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	子ども家庭部	所管課	子ども家庭課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	施設管理者である区が、需要に応じて施設の機能転換を図ることは適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	需要に応じた、機能転換施設数等が設定してあることから適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	機能転換に向けた施設の改修や整備は、必要最小限とし効果的･効率的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	機能転換することにより、新たなサービス提供が可能となり、サービスの向上を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	1館のことぶき館をシニア活動館へ、社会教育会館6館を生涯学習館として施設の機能転換を行い、事業全体を通して概ね計画どおりに進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		児童館、ことぶき館、社会教育会館の持つ機能の転換を図り、少子高齢社会に対応した施設整備の方向性を示すとともに、より多くの区民が交流できる施設として整備していく必要があります。
	改革方針		一部の児童館は、子育て相談体制の強化と、要保護児童支援施設として機能転換していきます。 ことぶき館は、地域活動の場、健康の維持増進の場、交流の場として機能転換していきます。 社会教育会館は、多世代にわたる人づくりを進める生涯学習の場として機能転換していきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	子ども家庭支援センターへの機能転換に向けて、2館の児童館で施設整備を行いました。また、1館のことぶき館をシニア活動館へ、社会教育会館6館を生涯学習館として機能転換をし、新たな需要に対応しました。
		課　題	今後も新たな需要に応えるために、引き続き計画どおり施設の機能転換と整備を進める必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	新たな需要に応えるために、施設の機能転換を進めて行きます。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	108	信濃町児童館等の整備と機能転換			

目的

第二次避難所としての機能を持つ施設の耐震補強を行うとともに、外壁改修と設備改修工事を行います。
また、児童館を子ども家庭支援センターへ、ことぶき館を（仮称）シニア活動館へ、それぞれ機能転換します。

手段

耐震補強工事・設備改修工事を実施するとともに、条例を改正し、子ども家庭支援センター・シニア活動館に機能転換します。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	耐震補強工事の実施	④	子ども家庭支援センター内学童クラブの業務委託化
②	条例改正により、児童館を子ども家庭支援センターに機能転換	⑤	信濃町シニア活動館における指定管理者制度の導入
③	条例改正により、ことぶき館をシニア活動館へ機能転換	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 耐震補強工事と機能転換	耐震補強工事を実施し、児童館・ことぶき館を子ども家庭支援センター・シニア活動館へ機能転換した状況	耐震補強工事が完了し、子ども家庭支援センター・シニア活動館へ機能転換
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	施設	1				1	
	実績1②		1					
	③＝②／①	%	100.0					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	子ども家庭部	所管課	子どもサービス課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	658,868				658,868	
人件費		8,449				8,449	
事務費		6,906				6,906	
減価償却費		0				0	
総計		674,223				674,223	
財源内訳							
一般財源	千円	597,885				597,885	
特定財源		76,338				76,338	
一般財源投入率	%	88.7				88.7	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	子ども家庭支援センター・シニア活動館という新たな機能を持つ施設に機能転換する中で、役割に応じて指定管理者制度や業務委託という手法を用いることは、適切であると評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	区民の安全を確保するための施設改修及び区民需要を捉えた目標設定をしており、適切です。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	機能転換と併せて指定管理者制度や業務委託を導入することは、民間のアイデアを生かした運営や経費の削減という効果が期待でき、効果的・効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	年度内に施設改修を完了するとともに、子ども家庭支援センター、シニア活動館への機能転換準備をはたし目標水準を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	施設面及び事業面ともに、所定の計画通り滞りなく終了しました。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		区民の安全を確保するため、第二次避難所を整備する必要があります。また、地域の需要に応えるため、施設の機能転換を図る必要があります。
	改革方針		第二次避難所として施設の耐震補強を行います。また、ことぶき館をシニア活動館に、児童館を子ども家庭支援センターにそれぞれ機能転換します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	耐震補強工事を実施しました。施設の機能転換のための条例改正を行い、シニア活動館及び学童クラブを運営する事業者をプロポーザル方式で決定しました。
		課　題	指定管理者及び学童クラブ受託事業者が、提案した事業を適切に運営していくか確認していく必要があります。また、児童館・ことぶき館から機能転換した子ども家庭支援センター・シニア活動館が民間活力を生かした事業運営を行っているかを検証していく必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　■ その他（制度改正等）
		内　容	子どもの安全安心な居場所として、また、地域需要を捉えた施設として、運営内容の充実を図りながら、今後も子育てしやすいまち・高齢者にやさしいまちの実現を目指します。なお、平成21年度からの事業運営は経常事業として実施します。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	109	旧四谷第三小学校の活用			

目的

駅前に立地するという土地利用の高いポテンシャルを十分に活かし、再開発事業などのまちづくり事業を通して地域貢献できる活用を考えていきます。

手段

旧四谷第三小学校の適正な管理及び有効な活用を実施するため、新宿区施設活用検討会を設置し調査及び検討を行う。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	施設活用検討会及び旧四谷第三小学校の活用検討分科会の開催	④	
②	地区計画の検討と併せ、市街地再開発事業手法を取り入れた活用を検討	⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	地域需要に応えるための方針検討	22年度以降方針実施
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①			1				21年度に方針決定し、22年度以降に方針を実施していく
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	総合政策部	所管課	行政管理課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	施設活用は施設の行政需要や地域の声を聞きながら行政が担うべきものであり、担い手として適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	再開発事業などのまちづくり事業を通して地域貢献できる活用という目標設定は、新宿区都市マスタープランにも沿った目標であり、四谷地区の拠点となるため適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	駅前に立地するという土地利用の高いポテンシャルを十分に活かす方針を、地域の声を踏まえて、施設活用検討会及び施設の関連する課で構成する分科会で検討することは効果的です。
④目的（目標水準）の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	第一次実行計画では新宿区の方針案を平成20年度に決定する予定でしたが、国有地処分方針の変更に伴うまちづくり事業の推進に合わせるため、方針案決定には至りませんでした。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる □ 計画どおりに進んでいる ■ 計画どおりに進んでいない	この施設については、まちづくり事業を通して地域に貢献できる活用を検討する必要があり、まちづくりのスケジュールに対応した調整が必要です。方針案決定を平成20年度に行うことができませんでしたが、まちづくり事業が再び動き始めるとともに、行政内部の施設需要についての調査も終了しているので、平成21年度に方針案を決定できる見込みです。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		第一次実行計画に、施設のあり方検討を位置づけている旧四谷第三小学校の跡地について、四谷地区の拠点となる活用方針をまとめていく必要があります。
	改革方針		施設活用検討会及び分科会で旧四谷第三小学校の跡地活用について、新宿区都市マスタープランの地域のまちづくり方針である、「業務商業と都心居住が調和し、歴史的な文化･景観を保全しつつ賑わい交流機能を備えた施設」を基に四谷地区の拠点となる活用方針を検討します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	待機児童解消などの新たな行政需要に対応するため、施設の関連する所管を施設活用検討会及び分科会へ改組し、関連所管と連携しながら、それらの行政需要の調査を行ったうえで検討を進めました。
		課　題	旧四谷第三小学校の跡地活用方針案について、引き続き施設活用検討会及び分科会で、行政需要を基に検討を進めていく必要があります。 また、待機児童解消対策も含めて、四谷地区の施設等の活用方針案も合わせて施設活用検討会及び分科会で検討する必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	施設活用検討会及び分科会での検討を旧四谷第三小学校跡地活用だけでなく、待機児童の解消も含め、四谷地区の施設等に範囲を広げて検討し、平成21年度にその方針を決定します。そのため、関連する所管を新たに加え施設活用検討分科会を改組し、まちづくりの動向と連携しながら十分な検討を行います。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	110	三栄町生涯学習館の集会室機能の統合			

目的

集会室機能を地域のコミュニティ施設に統合する検討をします。そのうえで、他に集会室機能を統合する場及び生涯学習を展開する場を確保できる場合には、廃止します。

手段

四谷地域におけるコミュニティ場としての方針について、新宿区施設活用検討会及び分科会で調査検討を行う。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	施設活用検討会及び旧四谷第三小学校の活用検討分科会での検討	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	集会室機能の統合及び生涯学習を展開する場の確保による施設の廃止の検討	22年度以降方針実施
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①			1				21年度に方針決定し、22年度以降に方針を実施していく
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	地域文化部	所管課	生涯学習コミュニティ課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	三栄町生涯学習館の集会室機能統合などの検討は、地域の声を踏まえて行政が担うべきものであり、担い手として適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	四谷地区の再開発事業を踏まえて、三栄町生涯学習館の集会室機能統合の検討を行い実施していくことは、四谷地区の協働と自治の学びを進める場としての行政需要に応えていくうえで適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	四谷駅前の再開発事業と連携し、地域のコミュニティ施設方針を、地域の声を踏まえて施設活用検討会及び分科会で検討することは効果的です。
④目的（目標水準）の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	方針案を平成20年度に決定する予定でしたが、国有地処分計画の変更に伴い、再開発計画及び関連事業の方針決定が1年遅れました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる □ 計画どおりに進んでいる ■ 計画どおりに進んでいない	平成19年度中に財務省が国有地の処分変更を打ち出したため、再開発計画（まちづくり計画）が一時滞りました。そのため、新宿区もその計画スケジュールに対応して、再開発計画及び関連事業の検討を行ったため計画（方針案決定）が1年遅れとなりました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		第一次実行計画に、施設のあり方検討を位置づけている三栄町生涯学習館の集会室機能の統合について、方針をまとめていく必要があります。
	改革方針		施設活用検討会及び分科会で旧四谷第三小学校の跡地活用の動向を見定めつつ、関連する第一次実行計画である「生涯学習館への機能転換方針」と合わせて検討します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	施設活用検討会及び分科会で行政需要の調査を行ったうえで、四谷地区における協働と自治の学びを進める場について、旧四谷第三小学校の跡地活用を含めた検討を進めました。
		課　題	旧四谷第三小学校の跡地活用方針案決定が1年遅れたため、引き続きその計画と合わせて、施設利用率が、76%と高く、特にレクホール92%、視聴覚室89%にも昇る行政需要を基に三栄町生涯学習館の集会室機能の統合について検討を進めていく必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	旧四谷第三小学校跡地活用方針との連携だけでなく、四谷地区における協働と自治の学びを進める場としての行政需要を検討し、平成21年度にその方針を決定します。そのため、再開発都市計画などの動向を見極めながら十分な検討を行います。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	111	旧東戸山中学校の活用			

目的

新宿区勤労者･仕事支援センターとシルバー人材センターなどの入る事務所棟と、子ども発達センター、子ども家庭支援センター、学童クラブなどが入る（仮称）子ども総合センターを整備します。グラウンドは多目的運動広場として地域に開放するとともに、子どもの農業体験の場を設けます。また、敷地の一部を民間に貸し付けて、高齢者向けの福祉施設を整備します。

手段

○事務所棟の建設　○（仮称）子ども総合センターの建設　○多目的運動広場の整備　○農業体験の場の整備　○民設民営棟の建設

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	地域説明会の開催	④	
②	各施設の設計図案の作成	⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	施設需要に応えた活用	福祉などの地域サービス施設として活用
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①				1			
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	地域文化部	所管課	生涯学習コミュニティ課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区民ニーズの高い施設の整備を適切に行い、安全かつ快適に区民に提供することは区の重要な責務です。民設民営の企業ノウハウも導入している点においても、適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	区民ニーズを踏まえた目標を設定しています。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	民設民営棟を含む施設であり、民間企業の活力も導入しているので、費用対効果の面において、効果的･効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	20年度に計画していた主な事業が、計画通り進んだ点において、達成度が高いと思われます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	事業全体を通じて計画通りに進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		新たな地域需要への対応と、施設経費の抑制が図れるよう、施設全体の配置計画及び機能転換について検討する必要があります。
	改革方針		地域において新たな需要が認められる場合は、施設経費の抑制が図れるよう、施設全体の配置計画の中で、跡活用を検討していきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	地域説明会を実施し、区民意見･要望を適切に受けとめつつ、利用勝手の良い施設となるよう、関係部署が集まっての検討を進めています。
		課　題	引き続き、区民の方の意見を聞き入れ、計画を進めていく必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	引き続き、区民のニーズに応えるために、計画を進めていきます。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	112	戸山児童館等のあり方検討			

目的

当施設は1階が児童館、2階がことぶき館の複合施設です。
児童館内で実施している学童クラブは、東戸山小学校内へ移転し、児童館は、旧東戸山中学校に整備する子ども家庭支援センターに組み入れます。ことぶき館はシニア活動館への機能転換を検討します。

手段

①施設配置の方針決定

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	施設のあり方検討会開催	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	施設活用	方針決定
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①					1		
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	福祉部	所管課	高齢者サービス課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	施設の有効活用を図るため、施設活用の検討は行政が担うべきものであり、担い手として適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設のあり方を目標設定として行っているので適切といえます。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設の充実を図るべく複合して検討を行っているので効果的･効率的といえます。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設のあり方を目的とした視点で検討を行っているので達成度が高いといえます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設のあり方としての視点で検討を行っています。しかし、若松･大久保地区全体でのあり方検討が必要となっていることから、シニア活動館としての計画まで至りませんでした。今後も、施設の行政需要や地域の声を聞きながら、引き続き検討を進めていきます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設としての検討が必要です。施設全体においての有効な活用を検討する必要があります。
	改革方針		シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設としての検討が必要であるため、大久保地区施設活用検討分科会において、施設全体の有効活用をも視野に入れて戸山児童館･ことぶき館の活用を検討する必要があります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	大久保地区施設活用検討分科会において、行政需要の調査を行ったうえで、施設全体の有効活用をも視野に入れて戸山児童館･ことぶき館の活用を検討しました。
		課　題	今後の施設の有効活用のためには、若松･大久保地区全体でのあり方検討が必要となっています。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	戸山児童館等の施設の活用については、施設の行政需要や地域の声を聞きながら、シニア活動館への機能転換を図りつつ引き続き検討を進めていきます。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	113	旧新宿第一保育園の活用			

目的

有効な活用方法を検討します。
暫定として改修工事を行う施設の仮施設等に活用します。

手段

旧新宿第一保育園施設の有効な活用をするため、新宿区施設活用検討会を設置し調査及び検討を行う。

事業の主な実施内容

平成２０年度			
①	施設活用検討会で活用方針を検討	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	施設活用状況	施設需要に応えるための方針検討	施設配置の方針検討
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	子ども家庭部	所管課	保育課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	施設の有効活用を図るため、施設活用の検討は行政が担うべきものであり、担い手として適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	この施設の活用にあたっては、同施設のある建物の区分所有者と協議に基づく耐震工事の計画を踏まえる必要があり、慎重に検討する必要があるため、目標設定は適切です。
③効果的・効率的な視点	■ 効果的・効率的である □ 改善が必要である	施設の活用方針は施設活用検討会で検討することは効果的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	施設活用検討会で行政需要の調査及び検討を行いました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	現在、施設活用検討会で検討を行っており、計画通りに進んでいます。 なお、平成20年度から平成22年度末まで施設の暫定活用として、東京都社会福祉士会に委託し、生活安定応援事業として新宿区生活サポート相談室を開設しています。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		第一次実行計画に、施設のあり方検討を位置づけている旧新宿第一保育園の施設について、今後の有効な活用を図るため、活用方針検討を行う必要があります。
	改革方針		施設活用検討会で旧新宿第一保育園の活用について施設の活用方針検討を行う必要があります。 また、活用方針決定までの暫定的な活用を図ります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	施設の暫定活用として、東京都社会福祉士会に委託し、生活安定応援事業として新宿区生活サポート相談室を開設しています。
		課　題	区分所有者と協議中であるため、暫定使用が終了する平成23年度からの活用に向け、引き続き暫定活用も含めた施設の活用方法を検討する必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	新宿区生活サポート相談室としての暫定使用が終了後、平成23年度からの活用に向け、引き続き暫定活用も含め施設活用検討会で検討していきます。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	114	旧戸山中学校の活用			

目的

20･21･22年度は、西戸山中学校の統合新校建設期間中の仮校舎として利用します。
23年度以降は、新中央図書館の移転先とします。新中央図書館のあり方の具体的な内容については、21年度に専門家と区民による検討組織を設置し、22年度に一定の方向性をまとめます。

手段

①西戸山中学校の校地を百人町4－3－1から大久保3－1－1（旧戸山中学校校地）へ移転します。
②新中央図書館のあり方の具体的な内容については、21年度に専門家と区民による検討組織を設置し、22年度に一定の方向性をまとめます。

事業の主な実施内容

平成20年度

①	西戸山中学校の仮校舎として活用	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	23年度以降の利用方法である新中央図書館のあり方について検討していきます。	新中央図書館のあり方の方向性のまとめによる活用
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①				1			22年度にあり方の方向性決定
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	教育委員会事務局	所管課	教育政策課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	旧戸山中学校を西戸山中学校の仮校舎として活用し、その後、新中央図書館の移転先として検討することは、区の責務であることから適切であると評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	23年度以降に新中央図書館として活用するため、22年度にあり方の方向性をまとめることは、適切な目標設定です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	統合新校建設中の西戸山中学校の仮校舎として有効に活用するとともに、新中央図書館の整備にむけての調査、検討を行っているため、効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	旧戸山中学校については、西戸山中学校の仮校舎として活用しました。 また、21年度に専門家や区民による検討組織を立ち上げるにあたり、新しく図書館を建設した自治体に対してアンケート調査を行いました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	「第七次学校適正配置計画」に基づき、西戸山中学校と西戸山第二中学校が平成23年4月に統合されます。新校舎は旧西戸山中学校の校地に建設されるため、西戸山中学校の仮校舎として活用しました。 また、新中央図書館の検討組織を平成21年度中に立上げる予定です。 このため、旧戸山中学校の活用については、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

年度状況	状況認識（課　題）		統合新校の仮校舎後の活用方法を検討する必要があります。
	改革方針		西戸山中学校の統合新校建設中の仮校舎として活用します。 また、新中央図書館の移転先を旧戸山中学校として、検討を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	西戸山中学校の仮校舎として活用しました。 また、平成23年度以降に移転する新中央図書館の整備については、最近、新図書館を設立した他自治体に対してのアンケート調査を行いました。
		課　題	平成22年度までは、引き続き西戸山中学校の仮校舎として活用します。 また、新中央図書館として「区民に役立つ中央図書館」を目指し、具体的な検討を図りつつ、コンセプトを明確にしていきます。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	平成21年度には、専門家や区民による検討組織を立ち上げ、新中央図書館のあり方の検討に加え、インターネット、映像、マンガなど様々な情報媒体に対応するメディアセンター機能のあり方についても検討していきます。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	115	大久保児童館等のあり方検討			

目的

当施設は、児童館、ことぶき館、保育園の複合施設です。
児童館内で実施している学童クラブは、大久保小学校内へ移転し、児童館は、旧東戸山中学校に整備する子ども家庭支援センターに組み入れます。
ことぶき館は、地域交流館への機能転換を、保育園は地域の需要に応じた保育サービスの充実を、それぞれ検討します。

手段

施設活用検討会で方針決定

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	施設活用検討で活用方針を検討	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	施設需要に応えるための方針決定	施設配置の方針決定
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①					1		
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	子ども家庭部	所管課	保育課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	施設の有効活用を図るため、施設活用検討は行政が担うべきものであり、担い手として適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	この施設の活用にあたっては、地域の需要に応じた検討を目標にしているため、目標設定は適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	平成23年度の方針決定に向けて、施設活用検討会で検討を行っているため効果的･効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	平成23年度の方針決定に向けて、施設活用検討会で検討を行いました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	現在、施設活用検討会で検討を行っており、計画どおりに進んでいます。なお、旧東戸山中学校に整備する子ども家庭支援センターに組み入れる児童館については、説明会を実施しました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		児童館内で実施している学童クラブは、大久保小学校内へ移転し、児童館は、旧東戸山中学校に整備する子ども家庭支援センターに組み入れることとなりました。ことぶき館と保育園については、大久保地区施設活用検討分科会において、引き続き施設活用を検討していく必要があります。
	改革方針		大久保地区施設活用検討分科会において、ことぶき館と保育園について引き続き施設活用を検討していきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	児童館移転後の保育園及びことぶき館の施設活用について検討しました。
		課　題	大久保児童館等施設は、耐震工事未実施の施設であり、施設のあり方検討と併せて保育園の仮施設の場所も検討していく必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	施設活用検討の対象地区及び施設を拡大し、施設活用検討会で、ことぶき館と保育園についての検討を引き続き行います。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	116	戸塚小売市場廃止後の活用			

目的

大型家具のリユースショップなど、リサイクル活動の拠点の整備を行います。戸塚小売市場廃止後の施設活用として、1階に（仮称）新宿リサイクル活動センター分館を整備します。2階以上は、社会福祉法人に貸し付け、母子生活支援施設や火災等緊急時の被災者一時避難施設として活用します。

手段

耐震診断を行い、耐震補強工事及び改修工事を実施し、戸塚小売市場廃止後の施設整備を行います。

事業の主な実施内容

平成２０年度			
①	耐震診断及び内部改修設計	④	
②	既存施設維持管理	⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設の活用状況	進捗率 耐震診断･内部改修設計をもって50%とします 耐震補強工事完了をもって80%とします 施設開設･運用をもって100%とします	平成22年6月開設･活用開始
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	50	80	100			22年度100%
	実績1②		50					
	③＝②／①	%	100.0					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	環境清掃部	所管課	環境対策課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	28,534				28,534	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		36,983				36,983	
財源内訳							
一般財源	千円	36,983				36,983	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	大型家具のリユース事業を充実させるために、区がリサイクル活動の拠点を整備することは、適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	既存施設を有効活用するものであり、計画的な改修に向けた目標であることから適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	迅速に耐震診断を行い、建物の活用に効果的な耐震設計を行いました。
④目的(目標水準)の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	耐震診断及び耐震設計を行い、施設整備に向けた工事に着手するまでの準備を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	施設の機能転換と再編のための施設整備に向け、計画どおり耐震診断及び耐震設計を行い、工事の着工への準備ができたと評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識(課題)		(20年度からの新規事業) 大型家具のリユースショップを充実させ、リサイクル活動の拠点整備を行うために、戸塚小売市場廃止後の施設の有効活用を図る必要があります。
	改革方針		戸塚小売市場廃止後の施設の有効活用を図るために、耐震診断及び内部改修設計を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	計画どおり、耐震診断及び内部改修設計を行いました。
		課題	耐震診断及び耐震設計に基づき、耐震補強工事を完了させる必要があります。また、22年度からの開設に向け、条例の整備や運営主体選定等の準備を行っていく必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続 □ 手段改善 □ 事業縮小 □ 事業拡大 □ 事業統合 □ 休廃止 □ その他(制度改正等)
		内容	20年度の耐震診断の結果を踏まえ、工事開始までの間、引続き施設の閉鎖管理を行い、昇降機及び階段設置のための耐震補強工事及び施設整備のための改修工事を実施します。また、22年度の開設に向け、関係各課と連携を図りつつ、準備を進めていきます。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	117	高田馬場三丁目地区の施設活用			

目的

老朽化している施設が多いため、建て替えを基本としながら、現在の施設を有効に活用し、子どもや高齢者等の多様なニーズを踏まえた施設に再構築します。

手段

①高田馬場シニア活動館の整備　②私立認可保育所の整備（高田馬場第一保育園）
③高田馬場第一児童館の整備　④戸塚第三幼稚園（休園中）の活用
⑤西戸山社会教育会館分館廃止後の活用　⑥小滝橋いきがい館の活用

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	高田馬場シニア活動館の整備（旧高田馬場第一ことぶき館の1階を活用）	④	戸塚第三幼稚園（休園中）の活用（高田馬場第一保育園の仮園舎として活用）
②	私立認可保育所の整備（高田馬場第一保育園）（既存建物の解体、新園舎の建設）	⑤	西戸山社会教育会館分館廃止後の活用（既存建物の解体、保育園舎の建設）
③	高田馬場第一児童館の整備（高田馬場シニア活動館の2階を仮施設として活用）	⑥	小滝橋いきがい館の活用（跡活用方針検討）

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況（高田馬場シニア活動館）	施設需要に応えた活用	23年度に本格活用
2 施設活用状況（高田馬場第一児童館）	施設需要に応えた活用	23年度までに戸塚第三小学校内で運営
3 施設活用状況（戸塚第三幼稚園）	施設需要に応えた活用	地区全体の施設活用のための活用
4 施設活用状況（西戸山社会教育会館分館廃止後の活用）	施設需要に応えた活用	保育園の定員拡大と保育サービス充実のための活用

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①						高田馬場シニア活動館の本格活用	
	実績1②							
	③＝②／①	%						23年度100%
指標2	目標値1①						戸塚第三小学校内で運営	
	実績1②							
	③＝②／①	%						23年度100%
指標3	目標値1①						地区全体のための施設活用	
	実績1②							
	③＝②／①	%						23年度100%
指標4	目標値1①						保育園の定員拡大と保育サービス充実のための活用	
	実績1②							
	③＝②／①	%						23年度100%

所管部	子ども家庭部	所管課	子ども家庭課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	施設管理者である区が、地区全体の施設需要に応えるために再構築を行っており適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	区民需要を捉えた目標設定であることから適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	再構築にあたっては、地区内の休園中の幼稚園舎を活用するなど、効率的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	現在の施設を有効に活用し、再構築を行っており20年度の目的は達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	ことぶき館を機能転換し、高田馬場シニア活動館を整備しました。高田馬場第一保育園を建替えるために、既存建物を解体し私立認可保育園整備事業者を選定し、建設工事に着手しました。 高田馬場第一保育園･児童館の解体工事に伴い、保育園は休園中の戸塚第三幼稚園を、児童館は高田馬場シニア活動館の2階を仮施設として活用するなど、地区全体の施設活用は計画どおりに進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		老朽化した施設や、役割を終えた施設について、地区の施設需要に応えるよう再構築する必要があります。
	改革方針		建物の老朽度、維持管理費、修繕費などを総合的に考慮し、地区の施設需要に応えた再構築を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	地区全体の施設需要に応えるため、施設活用の検討を行いました。また施設の再構築に向けて、施設整備や建設を行いました。
		課　題	現在の施設を有効に活用し、子どもや高齢者等の多様なニーズを踏まえた施設に再構築するために、引き続き計画事業の進行管理を行う必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	引き続き、建物の老朽度、維持管理費、修繕費などを総合的に考慮し、地区の施設需要に応えた再構築を行います。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	118	戸塚特別出張所移転後の活用			

目的

戸塚特別出張所は、平成22年2月に開設予定の戸塚特別出張所等区民施設へ移転します。同特別出張所移転後は、成年後見制度推進機関「成年後見センター」をはじめとした社会福祉協議会の事業拡大に活用します。

手段

OA機器使用を前提としたフリーアクセス対応工事、高齢者・障害者利用施設としての昇降機設置工事及び耐用年数経過による空調設備工事を行います。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	改修工事に関する社会福祉協議会との事前協議（計3回）	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 跡施設活用（社会福祉協議会）	①活用方針決定 ②社会福祉協議会及び関係各課との協議 ③跡施設活用	平成24年度までに100%活用
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①		方針決定	協議	協議	協議		平成24年度までに100%活用
	実績1②		方針決定					
	③＝②／①	%	100.0					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	福祉部	所管課	地域福祉課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区有施設の有効活用を図るため、施設活用の検討を行うことは行政が担うべきであり、担い手として適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	成年後見制度の普及をはじめ、社会福祉協議会の事業拡大に活用する施設のあり方を目標として設定しているので、適切であると考えます。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	社会福祉協議会及び関係各課と協議を行い、施設を効果的に活用する方針を決定しました。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	現在のところ、社会福祉協議会等との協議の結果、施設の活用方針を決定することができました。平成21年度以降、予定された工事を計画的に進めていきます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	施設の活用方針を決定したことで、一定の成果を上げたものと評価します、平成21年度以降は、エレベーターの設置工事などを計画的に進め、高齢者や障害者にも利用しやすい施設として整備を進めていきます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		社会福祉協議会及び戸塚特別出張所･地域調整課と協議を行い、戸塚特別出張所移転後の跡施設活用についての方針を決定しました。
	改革方針		跡施設は、成年後見制度の普及をはじめ、社会福祉協議会の事業拡大に活用します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	施設課に依頼して平成21年度以降の工事費用等（耐震診断･エレベーター設置及び空調設備更新等）を見積もり、予算計上しました。
		課　題	耐震診断の結果によっては改修工事が必要になることから、社会福祉協議会の事業に影響を及ぼさないような執務環境の整備が必要です。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	平成21年度以降は、エレベーターの設置工事などを計画的に進め、高齢者や障害者にも利用しやすい施設として整備を進めていきます。

事業評価シート　(区政運営編)

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	119	シルバー人材センター移転後の活用			

目的

平成23年度に旧東戸山中学校の新施設にシルバー人材センターが移転した後の跡施設を有効に活用し、消費生活相談や勝訴者団体の活動支援など、消費生活センターの機能充実を図ります。

手段

平成23年度にシルバー人材センターが旧東戸山中学校の新施設へ移転した後に、シルバー人材センター移転後の施設を整備し、消費生活センターを移転します。

事業の主な実施内容

平成20年度

①	シルバー人材センター移転後の施設活用の検討	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用の概要検討	移転後の施設概要の検討及び機能充実の内容について検討･整理する。	様々な視点から検討実施
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度(現状)	21年度(目標)	22年度(目標)	23年度(目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1①					1		23年度消費生活センターとして活用
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	地域文化部	所管課	産業振興課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	区の施設であるシルバー人材センターの移転後の施設活用については、区民サービスの向上のために区が検討整備することが適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	平成23年度の移転整備に向けて、具体的な施設活用の方策の検討を目標としたことについては、適切であると考えます。
③効果的･効率的な視点	□ 効果的･効率的である ■ 改善が必要である	消費生活センターの機能充実のために施設活用することとしていた現計画では、消費者行政の一元化の流れの中で保健所や福祉事務所など連携が必要な機関との対応は変わらないため、消費生活センターの機能充実への効果的な視点から改善が必要です。
④目的（目標水準）の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	シルバー人材センター移転後の施設活用として消費生活センターを移転する内容では、国が検討を進めている消費者行政の一元化の流れに照らすと、施設機能の整備を中心とした現計画では相談機能の総合化などのソフト面での機能充実を図ることが十分でないため、目的の達成度も十分に確保できていません。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる □ 計画どおりに進んでいる ■ 計画どおりに進んでいない	本年度の目標である施設活用を検討する中で、国が進めている消費者庁の設置を中心とした消費者行政の一元化を考慮すると、施設機能の整備拡充を目的とした現計画では効果的な視点や目的の達成度の点で、消費生活センターの機能充実が十分に確保できないため、消費生活センターによる活用のほか他の行政需要も含めて有効活用の方策を検討する必要があります。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		シルバー人材センター移転後の施設活用として消費生活センターを移転する現計画では、消費者行政の一元化を動向を踏まえると他機関との連携が必要な相談機能の総合化などのソフト面の機能拡充が十分ではありません。
	改革方針		消費生活センターの移転計画について見直しを行う必要があることから、消費生活センターの機能充実の視点のほか、他の行政需要も含めてシルバー人材センター移転後の施設活用を再度検討する必要があります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	消費生活センターについては平成21年度の4月に第二分庁舎分館に移転することとし、ハード面での機能整備に加え保健所や福祉事務所と連携した総合的な相談体制を整備するなど、ソフト面の機能拡充を併せて行う検討を実施しました。ただし、消費者団体の活動支援を行う場所の確保が十分でなく、また産業振興に関する事業展開の場所も今後確保する必要があることから、これらの視点から計画の見直しを行います。
		課　題	シルバー人材センター移転後の施設活用として消費生活センターを移転する現計画では、国の消費者行政の一元化を動向を踏まえると相談機能の総合化などのソフト面の機能拡充が十分ではありません。また、消費者団体の活動場所や産業振興に関する事業を展開する場所を確保する必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	平成21年度の4月に第二分庁舎分館に消費生活センターを移転し、ハード面での機能整備に加え保健所や福祉事務所と連携した総合的な相談体制を整備するなど、ソフト面の機能拡充を併せて行うこととし、シルバー人材センター移転後の施設活用については、消費者団体の活動場所としての分館及び産業振興に関する事業展開の場所として活用します。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	120	消費生活センターの機能充実			

目的

消費生活相談や勝訴者団体の活動支援など、消費生活センターの機能充実を図ります。

手段

平成23年度にシルバー人材センターが旧東戸山中学校の新施設へ移転した後に、シルバー人材センター移転後の施設を整備し、消費生活センターを移転します。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	移転後の機能充実等の検討	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	機能充実の内容検討	移転後の施設概要の検討及び機能充実の内容について検討･整理する。	様々な視点から検討実施
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①					1		23年度分館をシルバー人材センター移転後の跡施設へ移転
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	地域文化部	所管課	産業振興課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	消費生活相談や消費者団体の活動支援などの消費者行政は、消費者基本法に基づき区が担うべきものであり、その機能充実についても区が主体的に取り組むべき事項です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	平成23年度の移転整備に向けて、具体的な機能充実の検討を目標としたことについては、適切であると考えます。
③効果的･効率的な視点	□ 効果的･効率的である ■ 改善が必要である	国が検討を進めている消費者行政の一元化の流れに照らすと、施設機能の整備を中心とした現計画では、保健所や福祉事務所など連携が必要な機関との対応は変わらないため、効果的な視点から改善が必要です。
④目的（目標水準）の達成度	□ 達成度が高い ■ 達成度が低い	国が検討を進めている消費者行政の一元化の流れに照らすと、施設機能の整備を中心とした現計画では相談機能の総合化などのソフト面での機能充実を図ることが十分でないため、目的の達成度も十分に確保できていません。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる □ 計画どおりに進んでいる ■ 計画どおりに進んでいない	本年度の目標である機能充実に関する検討を重ねる中で、国が進めている消費者庁の設置を中心とした消費者行政の一元化を考慮すると、施設機能の整備拡充を目的とした現計画では効果的な視点や目的の達成度が十分に確保できないため、計画の見直しを含めて検討する必要があります。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		国の消費者行政の一元化を動向を踏まえ、施設機能の整備拡充を中心とした現計画では、相談機能の総合化などのソフト面の機能拡充が十分ではありません。
	改革方針		国の消費者行政の一元化は平成21年度にも実施される見込みであり、時期的にも平成23年度を待たずに機能充実を図る必要があることから、現計画を見直し平成21年度に保健所や福祉事務所などの連携が必要な機関との一体的に相談体制を整備できるよう移転場所を変更します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	「消費生活センターの機能充実」はまちづくり編の新規事業として位置づけ、本事業は施設活用に関するものとして、事業名を「消費生活センター分館の整備」に変更しました。 平成21年度の4月に第二分庁舎分館に消費生活センターを移転し、ハード面での機能整備に加え保健所や福祉事務所と連携した総合的な相談体制を整備するなど、ソフト面の機能拡充を併せて行います。
		課　題	国の消費者行政の一元化を動向を踏まえ、施設機能の整備拡充を中心とした現計画では、相談機能の総合化などのソフト面の機能拡充が十分ではありません。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　■ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	平成21年度の4月に第二分庁舎分館に消費生活センターを移転し、ハード面での機能整備に加え保健所や福祉事務所と連携した総合的な相談体制を整備するなど、ソフト面の機能拡充を併せて行います。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	121	リサイクル活動センターの機能充実			

目的

リサイクル活動の充実を図るためにリサイクル活動センターを建替えることとし、消費生活センター移転後の後施設とともに解体して、高田馬場福祉作業所等と一体的に整備します。

手段

施設整備検討及び条例整備

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	施設整備検討	④	
②	条例改正検討	⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設の計画的整備	施設整備のための検討開始をもって20%とします 施設整備の検討のまとめを40%とします 設計の検討開始をもって50%とします 施設解体･整備開始をもって100%とします	平成23年度 施設整備開始
2 リサイクル事業についての調査検討	調査検討の開始をもって30%とします 調査検討のまとめを50%とします 関係団体との調整をもって70%とします 運営方法の確定を100%とします	
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	20	40	50	100		
	実績1②		20					
	③＝②／①	%	100.0					23年度100%
指標2	目標値1①	%	30	50	70	100		
	実績1②		30					
	③＝②／①	%	100.0					23年度100%
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	環境清掃部	所管課	環境対策課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	0				0	
人件費		8,449				8,449	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		8,449				8,449	
財源内訳							
一般財源	千円	8,449				8,449	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	1				1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	リサイクル活動の充実を図るために、区民のリサイクル活動の拠点を区が整備することは適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	施設の規模（981.65㎡）及び老朽化(昭和43年築）の度合いから考え、一体的に整備することは、計画的な施設建設に向けた目標であることから適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	他区リサイクル施設の運営方法の調査を生かし、効率的に施設の整備計画及びリサイクル事業に関する検討を開始しました。
④目的(目標水準)の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	家具のリユース事業について、（仮称）新宿リサイクル活動センター分館との連携方針の検討を開始し、方針決定へ向けての検討を行うことができました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	リサイクル活動の充実を図るための拠点整備として、リサイクル事業に関する調査を開始し、運営方針の決定に向けて検討できたと評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		既存施設と消費生活センター移転後の跡施設とともに解体して、高田馬場福祉作業所と一体的に整備するために、施設の管理運営方針に関する検討が必要です。
	改革方針		リサイクル活動の充実を図るために、施設の運営方針及び施設整備の検討を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	施設整備のために、指定管理事業の見直し及び家具のリユース事業の（仮称）リサイクル活動センター分館との連携について検討しました。
		課　題	リサイクル活動を推進するために、事業の運営内容の詳細を検討する必要があります。これを踏まえ、関係団体･機関と協議･調整を行い、施設の整備方針を検討する必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	施設整備のために、引き続き家具のリユース事業の展開方法について、関係団体と検討する必要があります。 また、施設整備に向け、仮移転場所の検討を行うとともに、建替え後は、複合施設として整備するために、高田馬場福祉作業所等との施設検討を行います。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	122	高田馬場福祉作業所の整備			

目的

障害者自立支援法に基づく新体系サービス提供を行い、利用者や地域の障害者の就労支援の場を提供できる施設として充実を図るため移転し整備します。

手段

移転先は、リサイクル活動センター・消費生活センターの場所で、現在の建物を解体して、高田馬場福祉作業所とリサイクル活動センターを、一体的に整備します。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	施設整備の検討	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	整備検討＝50%　設計＝70%　施設整備開始＝100%	23年度施設整備開始
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	%	50	50	70	100		
	実績1②		50					
	③＝②／①	%	100.0					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	福祉部	所管課	障害者福祉課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						事業費は№121に計上します。
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	施設の有効活用に向けて、施設整備の検討において関連する課と整合を図っており、適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	施設の規模及び老朽化の度合いから考え、一体的に整備する目標は、計画的な施設建設に向けた目標であるので適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	リサイクル活動センターと一体的に整備することは、利用者や地域の障害者の就労支援の場の提供を図るうえで効果的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	機能充実が期待でき、達成度は高いと評価します。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	新施設の検討や事業者、利用者へ新体系事業の説明を行うなど、計画通りに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		新体系事業への移行について、事業者や利用者に説明する必要があります。また、新たな施設についてどのような設備等が必要か検討が必要です。
	改革方針		事業者･利用者に新体系事業の説明を行います。また新施設の検討を行います。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	事業者･利用者に新体系事業の説明を行いました。また新施設の検討を行いました。
		課　題	事業者･利用者に新体系事業の説明を行うとともに関係条例等の整備を行う必要があります。また新施設の更なる検討を行う必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	事業者･利用者に新体系事業の説明を行うとともに関係条例等の整備を行います。また新施設の更なる検討を行います。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	123	高田馬場福祉作業所移転後の活用			

目的

高田馬場福祉作業所は、リサイクル活動センター・消費生活センターの場所に整備する新施設に移転するため、その跡地を活用します。

手段

移転後は、障害者グループホーム（精神）等の複合施設の設置を検討していきます。このため、現在借り受けている国有地を取得します。

事業の主な実施内容

平成２０年度			
①	高田馬場福祉作業所の用地取得	④	
②	高田馬場福祉作業所移転後の活用方針検討	⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	施設活用状況	用地取得及び施設需要に応えた活用	移転後の活用方針を検討する。
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①							検討
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	福祉部	所管課	障害者福祉課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	94,500				94,500	
人件費		845				845	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		95,345				95,345	
財源内訳							
一般財源	千円	95,345				95,345	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	0.1				0.1	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	施設の建設、運営に民間法人の検討を視野に入れており適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	新宿区障害者計画･障害福祉計画と整合を図っており適切と評価します。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	社会的入院の解消が期待でき、効果的･効率的と評価します。また、用地取得に当たっては低廉な価格で取得できました。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	福祉基盤の充実が図られ、用地取得も完了し、目的の達成度は高いと評価します。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	精神保健福祉連絡協議会での議論により「病院からの地域生活移行支援事業」を立ち上げました。また、平成20年度には用地取得も完了し、計画全体の中で当事業は計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		退院促進の推進のため、必要なサービスの種類や量を把握する必要があります。
	改革方針		協議会や障害者団体等と調整を図りながら、必要なサービスの種類や量を検討していきます。また、現在借り受けている国有地を取得します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	協議会の報告を受け、21年度から「病院からの地域生活移行支援事業」を立ち上げることとしました。また必要な福祉基盤について検討を行いました。さらに国有地の買収を行いました。
		課　題	施設の設置に向け、平成23年度まで引き続き必要なサービスの種類や量を検証し、跡地活用を検討する必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	今後はさらに「病院からの地域生活移行支援事業」の推移を見ながら、協議会や障害者団体等と調整を図り、必要なサービスの種類や量を検証するとともに、高田馬場福祉作業所整備計画事業と連携しながら跡地活用を検討していきます。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	124	西戸山第二中学校統合後の活用			

目的

学校適正配置計画に基づく西戸山中学校と西戸山第二中学校の統合後、西戸山第二中学校の活用は、福祉などの地域サービス施設として活用することを基本にして検討します。

手段

西戸山第二中学校統合後の適正な管理及び有効な活用を実施するため、新宿区施設活用検討会及び分科会を設置し調査及び検討を行います。

事業の主な実施内容

平成２０年度			
①	施設活用検討会及び西戸山第二中学校統合後の活用検討分科会の開催	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	地域需要に応えるための方針検討	統合後の活用方針実施
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①				1			22年度に方針決定し、23年度以降に方針を実施していく
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	総合政策部	所管課	行政管理課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	施設活用は、施設の行政需要や地域の声を聞きながら行政が担うべきものであり、担い手として適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	福祉などの地域サービス施設としての活用という目標設定は、地域からの要望を踏まえた目標設定であり適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	福祉などの地域サービス施設としての活用方針を、地域の声を踏まえて、施設活用検討会及び施設の関連する課で構成する分科会で検討することは効果的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	平成22年度方針決定に向け、施設活用検討分科会を設置し、行政需要の調査及び検討を行いました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	教育委員会の西戸山中学校と西戸山第二中学校の統合計画と連携を図りながら、平成22年度方針決定に向け施設活用検討会及び分科会で検討行っており、計画どおりにが進んでいます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		第一次実行計画に、施設のあり方検討を位置づけている西戸山第二中学校統合後の活用について、福祉などの地域サービス施設を基本にして活用方針をまとめていく必要があります。
	改革方針		施設活用検討会及び分科会で西戸山第二中学校統合後の活用について、新宿区都市マスタープランの地域のまちづくり方針である、「学校等の施設跡地は、地域の状況にあった有効活用」を基に福祉などの地域サービス施設となる活用方針を検討します。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	新たな行政需要に対応するため、施設活用検討会を開催するとともに、関連する所管で構成する施設活用検討分科会を設置し、関連所管課と連携しながら行政需要の調査を行ったうえで検討を進めました。
		課　題	施設活用検討会及び分科会で、高齢者福祉や障害者福祉等の行政需要をもとに検討を進めていく必要があります。 また、西戸山第二中学校は地域避難場所に指定されており、今後も地域防災拠点機能を維持するという地域の要望についても、併せて検討する必要があります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　■ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	統合後の跡地施設の活用については、高齢者福祉や障害者福祉等の地域サービス施設として活用することを基本に検討していきます。あわせて、地域防災拠点としての機能の継続についても、関連する所管と連携を密にして検討していきます。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	125	西落合児童館等の整備と西落合ことぶき館廃止後の活用			

目的

第二次避難所としての機能を持つ施設の耐震補強を行うとともに、外壁改修と設備改修工事を行います。
また、西落合ことぶき館跡施設を、子育て中の親、子育てが終わった世代、高齢者など幅広い年代の区民が主体的に関わる、三世代交流を基本コンセプトとした児童館内スペースとして整備します。
運営は、三世代交流スペースの事業内容等について話し合いを進めているワークショップ参加者を中心に、区民が主体となる方法を検討していきます。

手段

区民主体のワークショップを実施し、運営内容を検討する。

事業の主な実施内容

平成２０年度			
①	西落合児童館の耐震補強･外壁改修･設備改修工事の実施	④	
②	落合三世代交流ワークショップを実施し、区民主体の運営方法を検討	⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	施設需要に応えた活用	耐震補強工事を実施後、児童館内に三世代交流スペースを整備し、児童館と保育園の複合施設として活用する
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	箇所	1				1	
	実績1②		1					
	③＝②／①	%	100.0					
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	子ども家庭部	所管課	子どもサービス課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	440,864				440,864	
人件費		16,898				16,898	
事務費		6,738				6,738	
減価償却費		0				0	
総計		464,500				464,500	
財源内訳							
一般財源	千円	380,789				380,789	
特定財源		83,711				83,711	
一般財源投入率	%	82.0				82.0	
職員							
常勤職員	人	2				2	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	安全な場所の提供と区民との協働による事業の推進を区が担ったことは適切と評価します。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	区民需要を捉えた目標設定であることから適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	幅広い年代の区民の主体的な関わりにより、三世代交流スペースの準備をし、効果的に行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	耐震補強工事が終了しました。その後、落合三世代スペースの開設準備が整い、目的を達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	耐震補強工事を実施しました。また、区民との協働事業として三世代交流事業のワークショップを実施し、落合三世代交流スペースの開設準備をしました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		区民の安全を確保するため、第二次避難所を整備する必要があります。また、子ども、親、子育てを終えた各世代が、それぞれの役割を担い合いながらつどい、交流できる場づくりが必要です。
	改革方針		第二次避難所として施設の耐震補強を行います。また、区民との協働事業として子どもを中心とした三世代交流事業の実施に向けた準備をします。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	耐震補強工事を実施しました。また、区民との協働事業として三世代交流事業のワークショップを実施し、落合三世代交流スペースの開設準備をしました。
		課　題	運営を区民が担うことによって、地域の実情･要望に応じたイベント等の企画･実践し、地域コミュニティーの拠点となることが必要となります。
	改革方針	方向性	□ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　■ その他（制度改正等）
		内　容	落合三世代交流事業を実施し、子ども、親、子育てを終えた各世代がそれぞれの役割を担い合いながらつどい、交流できる場を提供していくこととします。なお、平成21年度からの事業運営は経常事業として実施します。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	126	落合社会教育会館廃止後の活用			

目的

建物を解体し、地域の保育需要に応えるため、中落合第一保育園の私立認可保育園への建替え用地として活用します。

手段

私立認可保育園建設

事業の主な実施内容

平成２０年度			
①	私立認可保育園整備事業者の選定	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	施設活用状況	施設需要に応えた活用	保育園の定員拡大と保育サービスの充実のための活用
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①			1				
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	子ども家庭部	所管課	保育課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	施設の有効活用を図るため、施設活用検討は行政が担うべきものであり、担い手として適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	この施設の活用にあたっては、地域の需要に応じた目標を設定しているため適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	整備事業者の選定を予定通り終了し、地域の需要に応じた活用として効果的効率的に事業が進行しています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	整備事業者の選定を予定通り終了し、私立保育園建設に向けて準備が整ったので、所期の目的は達成しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	整備事業者を予定通り選定し、私立保育園建設に向けて事業計画が着実に進展しました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		地域の保育需要に応えるために、保育園整備事業者を選定し、建設に向けて事業計画を進めていく必要があります。
	改革方針		保育園整備事業者を選定し、既存建物解体に向けた準備を行ないます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	保育園整備事業者を予定通り選定し、順調に既存建物解体に向けた準備が進みました。
		課　題	私立保育園の建替え用地として活用できるように、引き続き既存建物解体工事終了まで計画の進行管理を行なう必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	整備事業者が予定通り選定され、私立認可保育園建設に向けて事業計画が予定通り進行しているので、継続して進行管理を行ないます。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	127	子ども発達センター移転後のあゆみの家の整備			

目的

子ども発達センターをあゆみの家から旧東戸山中学校の新施設へ移転します。
移転後は、あゆみの家で実施している生活介護事業の環境整備のため、活用します。

手段

移転後の跡スペースを改修し、あゆみの家の生活介護事業拡充のために活用していきます。改修内容や事業の充実についてはあゆみの家父母会と十分意見交換し、意向を反映していきます。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	所内（職員）検討委員会による検討の継続（検討会議１０回開催）	④	区内の類似施設への施設見学会実施（3回）
②	所内（職員）検討委員会とあゆみの家父母会代表者との検討会議の開催（4回）	⑤	
③	利用者の実態と保護者の意向を把握するため入浴設備設置に関するアンケート調査を実施（1回）	⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設改修	生活介護事業の環境整備のため、子ども発達センター移転後の跡スペースを有効活用する。	子ども発達センター移転後のあゆみの家の環境整備
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	福祉部	所管課	あゆみの家

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	既存の施設を有効活用しサービスを充実することから、適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	あゆみの家の生活介護事業が充実することから適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	施設の有効活用により事業充実が図れるため、効率的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	利用者･保護者のニーズを反映した施設改修案を検討しました。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	あゆみの家父母会とともに、生活介護事業の充実に向けた活用案策定の検討を行い、保護者から一定の理解を得ることができました。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		子供発達センター移転後の跡スペースを、あゆみの家の生活介護事業の充実のため、有効活用の方策を検討していく必要があります。
	改革方針		跡スペース部分を改修し、生活介護事業の拡充を図るための環境整備について、関係者と協議を重ねていきます。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	移転後の整備内容及び事業拡充について所内検討会及び父母会代表者との合同検討会を実施しました。また、父母会と十分意見交換するとともに保護者に対する入浴設備設置に関するアンケートを実施しニーズを把握しました。
		課　題	引続き、父母会とともに、利用者のニーズの高い入浴設備も含めた有効活用案及び改修スケジュール案を、検討する必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	基本設計策定に向け、入浴サービスが可能となる入浴設備の設置も含めた有効活用案及び改修スケジュール案を確定していくこととします。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	②
計画事業	128	西新宿保育園移転後の活用			

目的

西新宿保育園移転後は、福祉などの地域サービス施設として活用することを基本に検討します。
施設活用方針が決まり、整備するときに、西新宿ことぶき館を（仮称）西新宿シニア活動館へ機能転換します。

手段

①施設配置の方針決定

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	施設のあり方検討会開催	④	
②		⑤	
③		⑥	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用状況	施設活用	方針決定
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	館			1			
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	福祉部	所管課	高齢者サービス課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	施設の有効活用を図るため、施設活用の検討は行政が担うべきものであり、担い手として適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設のあり方を目標設定として行っているので適切といえます。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設の充実を図るため、関連する課で構成する西新宿保育園移転後の活用分科会で検討することは効果的です。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設のあり方を目的とした視点で検討を行っているので達成度が高いといえます。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設のあり方としての視点で検討を行っています。しかし、西新宿地区全体でのあり方検討が必要であることから、シニア活動館としての計画まで至りませんでした。今後も、新たな行政需要に対応しつつ、有効に活用できるための検討を進めていきます。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設としての検討が必要です。施設全体においての有効な活用を検討する必要があります。
	改革方針		シニア世代の社会貢献活動の拠点として多様なニーズに対応できる施設としての検討が必要であるため、西新宿保育園移転後の活用検討分科会において、施設全体の有効活用をも視野に入れて西新宿ことぶき館の活用を検討する必要があります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	西新宿保育園移転後の活用検討分科会において、行政需要の調査を行ったうえで、施設全体の有効活用をも視野に入れて西新宿ことぶき館の活用を検討しました。
		課　題	今後の施設の有効活用のためには、西新宿地区全体でのあり方検討が必要となっています。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	西新宿保育園移転後の活用検討分科会の中で、福祉などの地域サービス施設として活用することを基本に、新たな行政需要に対応しつつ、有効に活用できるための検討を進めていきます。

事業評価シート （区政運営編）

基本目標	II	個別目標	2	基本施策	③
計画事業	129	中長期修繕計画に基づく施設の維持保全			

目的

既存施設の長寿命化を図るため、「予防保全」の考え方にたった中長期修繕計画に基づき、適切な修繕を行い、修繕経費を削減します。

手段

総務部施設課が保有する「新宿区建築物保全業務支援システム」に各庁舎及び施設等の現況と劣化度の調査結果をデータベース化し、その結果情報を基に「予防保全」の考え方に沿った実行計画期間ごとの修繕計画を策定します。具体的な工事内容や時期は、計画の前年度に現地調査のうえ計画の精査･決定を行い修繕工事を実施していきます。

事業の主な実施内容

平成２０年度

①	地域センターの計画修繕（2所）	④	学校施設の計画修繕（２２校）
②	福祉･保健施設の計画修繕（１０所）	⑤	生涯学習館の計画修繕（1館）
③	清掃センターの計画修繕（1所）	⑥	

事業の指標

	指標名	定義	目標水準
1	予防保全の考え方にたった適切な修繕の実施	予防保全（劣化状況を基に機能不全となる前に計画的な修繕をすること）工事を実施する対象施設数	効率的･経済的な施設の維持保全（中長期修繕計画に基づく修繕の実施　毎年度１００％）
2			
3			
4			

達成水準

		単位	20年度（現状）	21年度（目標）	22年度（目標）	23年度（目標）	20～23年度	備考
指標1	目標値1①	所	36	30	32	38	136	
	実績1②		35					
	③＝②／①	%	97.2					毎年度１００％
指標2	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標3	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						
指標4	目標値1①							
	実績1②							
	③＝②／①	%						

所管部	総務部	所管課	施設課

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	1,219,289				1,219,289	執行委任による計画修繕費のみ計上
人件費		0				0	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		1,219,289				1,219,289	
財源内訳							
一般財源	千円	1,144,719				1,144,719	
特定財源		74,570				74,570	
一般財源投入率	%	93.9				93.9	
職員							
常勤職員	人	0				0	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
①サービスの負担と担い手	■ 適切である □ 改善が必要である	公有財産は、効率的に修繕し、長寿命化を図ることが求められるとともに新たな行政需要への対応を検討し、資産の有効活用を図ることも求められるため、職員による事業の推進が適切です。
②適切な目標設定	■ 適切である □ 改善が必要である	新たな行政需要、付近の施設配置状況、財政状況並びに施工体制などを踏まえ、さらに施設のあり方の見直しによる検討結果も考慮し、対象施設数を見直すので予防保全の考え方に沿った設定で適切です。
③効果的･効率的な視点	■ 効果的･効率的である □ 改善が必要である	工事を計画に基づいて実施することで各施設の同種工事を同時に発注するなど発注方法の工夫も行え、工事予算のさらなる縮減が実現でき、効率的･効果的な工事が行われています。
④目的（目標水準）の達成度	■ 達成度が高い □ 達成度が低い	対象施設の97.2%で計画修繕工事を実施し、かつ、当初予算の70.2%の投入で実施することができたので目的を達成しています。
総合評価	□ 計画以上に進んでいる ■ 計画どおりに進んでいる □ 計画どおりに進んでいない	「施設のあり方検討」による方針の見直しが行われた1施設を除き、計画通り予防保全工事が実施できました。このため、事業全体としては予防保全の考え方にたった適切な修繕が行われたとして計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況･今後の取組み方針

20年度状況	状況認識（課　題）		区財政の厳しい見通しのなかで施設の大規模改修や改築が必要となる時期が到来するという課題があります。また、社会経済状況の変化と区民の多様なニーズに対応する必要があるという課題もあります。この二つの課題を両立させるため効率･効果的な施設経営をしていく必要があります。
	改革方針		より効率･効果的な施設の維持保全を行っていくため「計画的な予防保全」の考え方に立った修繕を行う必要があります。建物の劣化度調査結果を基にした「中長期修繕計画」工事を実施することは施設の長寿命化と修繕費用の削減を図ることになります。
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	「中長期修繕計画」に基づく維持保全工事は、当初の対象施設数のほぼ全部を実行することができました。
		課　題	建設後30年以上経過した施設を多く抱えており、建物の長寿命化対策が必要です。また新たな行政需要への対応を踏まえた空き施設･跡施設の有効活用を図る必要があります。計画の策定にあたっては相互の計画事業の進捗状況を照らし合せて、より効率的で経済的な施設経営を行っていく必要があります。
	改革方針	方向性	■ 現状のまま継続　□ 手段改善　□ 事業縮小　□ 事業拡大 □ 事業統合　□ 休廃止　□ その他（制度改正等）
		内　容	老朽化が原因と思われる維持保全工事が増加傾向です。厳しい財政見通しの中でも事業の中止、休止することはあってはなりません。そのため合理的な中長期修繕計画に基づいた予防保全工事を引き続き実施し、効率的な工事関係予算の執行に努めます。

補助事業の評価

10 補助事業評価一覧表

【まちづくり編】

基本目標	個別目標	補助事業	評価結果	ページ
I 区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	1 参画と協働により自治を切り拓くまち	1 協働推進事業助成	B	344
		2 地域協働事業への支援	B	345
	2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	3 まちづくり活動助成	B	346
II だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	4 区民とつくる子育て情報局事業助成	B	347
		5 プレイパーク活動の推進	B	348
		6 民間学童クラブ運営費補助	B	349
		7 地区青少年育成委員会活動への支援（事業助成）	B	350
		8 認証保育所開設準備期間施設賃借経費補助	B	351
		9 私立幼稚園協議会への事業助成	B	352
		10 私立幼稚園等保護者の負担軽減	B	353
	3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	11 教育研究会事業補助	B	354
	5 心身ともに健やかにくらせるまち	12 公衆浴場設備費助成	B	355
		13 公衆浴場改築改修費助成	B	356
		14 看護高等専修学校事業助成	C	357
		15 妊婦健康診査費助成	改正	358
		16 新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業	B	359
		17 夜間往診事業助成	B	360
		18 妊婦健康診査費助成(里帰り等)	B	361
III 安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち	19 地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金	B	362
		20 区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助	B	363
		21 障害児等タイムケア事業運営助成等	B	364
		22 心身障害者小規模通所施設事業運営助成	B	365
		23 特別養護老人ホーム等建設事業助成	B	366
		24 地域密着型サービス整備助成（認知症高齢者グループホーム）	B	367
		25 福祉サービス第三者評価受審費用助成	B	368
		26 地域密着型サービス整備助成（小規模多機能型居宅介護施設）	B	369
		27 認知症高齢者グループホーム防火対策緊急整備補助	B	370
		28 医療的介護支援事業	B	371
		29 地域密着型サービス整備助成（小規模特別養護老人ホーム）	B	372
		30 精神障害者施設整備助成	B	373
		31 障害者グループホーム等への支援	改正	374
		32 保護司会への事業助成	B	375

基本目標	個別目標	補助事業	評価結果	ページ
III 安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち	33 障害者福祉活動事業助成等	B	376
		34 精神障害者就労移行支援施設運営助成	B	377
		35 高齢者クラブ連合会事業助成	B	378
		36 高齢者クラブバス派遣	B	379
		37 住み替え居住継続支援	B	380
		38 子育てファミリー世帯居住支援（転入・転居助成）	B	381
		39 高齢者等入居支援事業	B	382
		40 災害時居住支援	B	383
		41 民間賃貸住宅家賃助成	B	384
		42 分譲マンションアドバイザー制度利用助成	C	385
	3 災害に備えるまち	43 消防団への事業助成　3消防団	B	386
		44 各種団体への事業助成（防火防災協会　3協会）	B	387
		45 建築物等耐震化支援事業	B	388
		46 各種団体への事業助成（防犯協会　4協会）	B	389
		47 地域防災コミュニティの育成（防災区民組織の育成202組織）	B	390
	4 日常生活の安全・安心を高めるまち	48 消費者活動事業助成	B	391
		49 民有灯の維持助成	B	392
		50 商店街灯の維持助成	B	393
IV 持続可能な都市と環境を創造するまち	1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち	51 たばこ商業協同組合への事業助成	B	394
		52 新宿区ISO14001等認証取得費補助金	B	395
	2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	53 保護樹木・樹林・生垣への助成	A	396
		54 生垣・植樹帯の新設助成 ブロック塀等撤去助成	C	397
		55 屋上緑化、壁面緑化の新設助成	A	398
	3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち	56 違法駐車防止対策協議会への事業助成4協議会	B	399
		57 交通安全協会への事業助成4協会	B	400
		58 私道舗装助成	B	401
		59 私道排水設備改良助成	B	402
		60 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟補助金	B	403
		61 細街路拡幅整備助成	B	404
VI 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち	62 ミニ博物館運営事業助成	B	405
	2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち	63 地場産業団体の展示会等支援	B	406
		64 ものづくり産業支援事業助成	B	407
	3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	65 外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金	B	408
		66 新宿区商店会連合会への事業助成	B	409
		67 魅力ある商店街づくり支援事業	B	410
		68 商店街にぎわい創出支援事業	B	411
		69 商店街活性化促進事業	B	412

【区政運営編】

II 公共サービスのあり方の見直し	1 公共サービスの提供体制の見直し	70 納税貯蓄組合連合会への事業助成	B	413

A：目標以上の成果　　B：目標どおりの成果　　C：目標を下回った　　改正：制度改正等により見直しを要する

11 新宿区補助金等審査委員会答申と補助事業評価の対照表

平成17年3月に新宿区補助金等審査委員会から「区民参加による「協働」型補助金制度の実現に向けて」の答申を受け、区は、平成17年度・18年度に補助金の見直しを進めてきました。
新宿区補助金等審査委員会答申と平成20年度に実施した補助事業の対照は、以下のとおりです。

新宿区補助金等審査委員会答申（平成17年3月）		補助事業評価（平成21年7月）		ページ
答申評価	審査時の補助事業名	平成20年度に実施した補助事業名	事業評価	
区単独補助事業として実施することに概ね問題がないと思われるもの	協働推進基金（助成金）	1 協働推進事業助成	B	344
	公募制自主事業助成	2 地域協働事業への支援	B	345
	公衆浴場設備整備	12 公衆浴場設備費助成	B	355
	民生委員児童委員協議会　民生委員・児童委員研修に対する補助金（団体運営）	19 各地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金	B	362
	住み替え居住継続支援	37 住み替え居住継続支援	B	380
	建築物耐震化支援事業	45 建築物等耐震化支援事業	B	388
	民有灯維持助成	49 民有灯の維持助成	B	392
	商店街灯維持助成	50 商店街灯の維持助成	B	393
	樹木樹林の保護助成	53 保護樹木・樹林・生垣への助成	A	396
	接道部緑化助成	54 生垣・植樹帯の新設助成 ブロック塀等撤去助成	C	397
	私道舗装助成	58 私道舗装助成	B	401
	私道排水設備改良助成	59 私道排水設備改良助成	B	402
	細街路拡幅整備助成	61 細街路拡幅整備助成	B	404
	ミニ博物館の充実	62 ミニ博物館運営事業助成	B	405
実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われるもの	区民とつくる子育て情報局	4 区民とつくる子育て情報局事業助成	B	347
	プレイパーク活動への支援	5 プレイパーク活動の推進	B	348
	民間学童クラブ事業助成	6 民間学童クラブ運営費補助	B	349
	地区青少年育成委員会 都市と農村の青少年交流事業	7 地区青少年育成委員会活動への支援（事業助成）	B	350
	私立幼稚園協議会（教職員の資質向上のための研修に対する助成）（団体運営）	9 私立幼稚園協議会への事業助成	B	352
	私立幼稚園児等保護者負担軽減	10 私立幼稚園等保護者の負担軽減	B	353
	教育研究会　教育内容・教育技術研究に対する補助金（団体運営）	11 教育研究会事業補助	B	354
	特別養護老人ホーム等建設事業助成	23 特別養護老人ホーム等建設事業助成	B	366
	障害者団体事業助成	33 障害者福祉活動事業助成等	B	376

新宿区補助金等審査委員会答申（平成17年3月）		補助事業評価（平成21年7月）			ページ
答申評価	審査時の補助事業名		平成20年度に実施した補助事業名	事業評価	
実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われるもの	認知症高齢者グループホーム整備費助成	24	地域密着型サービス整備助成（認知症高齢者グループホーム）	B	367
	利用者保護体制の充実	25	福祉サービス第三者評価受審費用等助成	B	368
	保護司会　青少年健全育成のための諸活動に対する支援（団体運営）	32	保護司会への事業助成	B	375
	高齢者クラブ連合会（特別事業費分）	35	高齢者クラブ連合会事業助成	B	378
	高齢者クラブバス派遣	36	高齢者クラブバス派遣	B	379
	消防団（団体運営）	43	消防団への事業助成　3消防団	B	386
	防火協会　火災予防等の防火活動に対する補助金（団体運営）	44	各種団体への事業助成（防火防災協会　3協会）	B	387
	防犯協会　地域の防犯活動に対する補助金（団体運営）	46	各種団体への事業助成（防犯協会　4協会）	B	389
	新宿区防災区民組織活動助成金	47	地域防災コミュニティの育成（防災区民組織の育成202組織）	B	390
	違法駐車防止対策協議会（団体運営）	56	違法駐車防止対策協議会への事業助成4協議会	B	399
	交通安全協会（団体運営）	57	交通安全協会への事業助成4協会	B	400
	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟（団体運営）	60	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟補助金	B	403
	外国人学校児童生徒保護者負担軽減	65	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金	B	408
	新宿区商店会連合会「こだわり大賞」に対する補助金（団体運営）	66	新宿区商店会連合会への事業助成	B	409
	キラメキ個性ある商店街づくり支援	67	魅力ある商店街づくり支援事業	B	410
	ふれあい元気あふれる商店街支援	68	商店街にぎわい創出支援事業	B	411
	商店街ステップアップ事業支援	69	商店街活性化促進事業	B	412
	納税貯蓄組合連合会　租税教育・正しい税知識の普及・納税推進の普及啓発活動・会報発行に対する助成（団体運営）	70	納税貯蓄組合連合会への事業助成	B	413
抜本的な見直し・検証をおこなうべきもの	看護高等専修学校事業助成	14	看護高等専修学校事業助成	C	357
	人と猫との調和のとれたまちづくり（地域ねこ対策）	16	新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業	B	359
	遺族会　慰霊祭等に対する補助金（団体運営）	20	区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助	B	363
	たばこ商業協同組合	51	たばこ商業協同組合への事業助成	B	394

新宿区補助金等審査委員会答申（平成17年3月）		補助事業評価（平成21年7月）		ページ
答申評価	審査時の補助事業名	平成20年度に実施した補助事業名	事業評価	
答申以降に新たに事業化したなどにより、答申の評価がないもの	19年度事業化	3 まちづくり活動助成	B	346
	20年度事業化	8 認証保育所開設準備期間施設賃借経費補助	B	351
	20年度事業化	13 公衆浴場改築改修費助成	B	356
	―	15 妊婦健康診査費助成	改正	358
	20年度事業化	17 夜間往診事業助成	B	360
	20年度事業化	18 妊婦健康診査費助成(里帰り等)	B	361
	19年度事業化	21 障害児等タイムケア事業運営助成等	B	364
	19年度事業化	22 心身障害者小規模通所施設事業運営助成	B	365
	18年度事業化	26 地域密着型サービス整備助成（小規模多機能型居宅介護施設）	B	369
	20年度事業化	27 認知症高齢者グループホーム防火対策緊急整備補助	B	370
	19年度事業化	28 医療的介護支援事業	B	371
	20年度事業化	29 地域密着型サービス整備助成（小規模特別養護老人ホーム）	B	372
	19年度事業化	30 精神障害者施設整備助成	B	373
	19年度事業化	31 障害者グループホーム等への支援	改正	374
	19年度事業化	34 精神障害者就労移行支援施設運営助成	B	377
	17年度事業化	38 子育てファミリー世帯居住支援（転入・転居助成）	B	381
	19年度事業化	39 高齢者等入居支援事業	B	382
	20年度事業化	40 災害時入居支援	B	383
	―	41 民間賃貸住宅家賃助成	B	384
	20年度事業化	42 分譲マンションアドバイザー制度利用助成	C	385
	19年度事業化	48 消費者活動事業助成	B	391
	19年度事業化	52 新宿区ISO14001等認証取得費補助金	B	395
	20年度事業化	55 屋上緑化、壁面緑化の新設助成	A	398
	17年度事業化	63 地場産業団体の展示会等支援	B	406
	17年度事業化	64 ものづくり産業支援事業助成	B	407

12 補助事業評価シートの見方

補助事業評価シート

該当する個別目標：III- 1 だれもが互いに支え合い安心してくらせるまち

番号：19

補助事業名	地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金	所管部課	福祉部地域福祉課	事業開始年度	44 年度
根拠法令（要綱）等	地区民生委員・児童委員協議会研修活動助成金交付要綱				
20年度決算額 補助率	1，201，700 円 1／2（限度額有）	補助対象団体（者）	各地区民生委員・児童委員協議会（10地区）		
補助することで達成しようとしている区の目的	民生委員・児童委員相互の連携と資質の向上を図り、地域における行政との協働活動の充実をめざします。				
団体（者）に対する直接の助成目的	地域福祉の担い手である民生委員・児童委員相互の連携、資質の向上を図ります。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

1 助成金交付申請書 （1地区 128,500円を助成限度額とする）
2 事業計画書
（計画概要、対象事業の規模等の確認）
3 収支予算書
4 規約
5 役員名簿

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

・区職員による審査を行う。
・研修に要する経費と助成対象経費の積算等の確認を行う。
助成対象経費（旅費・講師代・会場使用料・施設視察費）
・補助金の流れに沿って確認をする。
交付申請書（計画書等）→交付決定通知→交付請求書→実績報告書

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

実績報告書を徴する（民生委員・児童委員研修実績報告書）
1 研修内容
実施日時、目的、参加人数
2 所要経費（一日及び宿泊研修等）
対象経費及び対象外経費

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

実績報告書を徴する（民生委員・児童委員研修実績報告書）
1 実績報告書から、実施日時、研修目的、参加人数の確認。
2 所要経費の検証により、適正な予算執行を確認している。

今後の課題

各地区が自主的に企画・実施して研修会であり、その経費の一部として重要な助成金となっているため、概ね良好です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　由： 各地区は、区からの研修助成金の目的を把握し、研修会（施設見学等）を企画しています。研修会の実施時期に併せて申請し、実績報告では、申請どおりの成果を上げています。

①区と補助対象者との役割分担

区は、助成金交付要綱に基づき研修経費を補助することによって、各民児協の研修の実施が可能となっています。補助事業者（各民児協）は、研修実行委員等が研修を計画策定し、民生委員・児童委員としての資質向上のために実施しています。

②目標の設定

民生委員・児童委員は、地域福祉を担う一員として、区民の相談に適切に対応し、社会の動向などを迅速に把握する必要があります。識見を高め、社会問題等を認識するための研修を実施することは大変有益であり、このような研修実施に対する補助金支出は適正であると考えます。

③代替手段・効率性

この補助金は新宿区独自のものです。民生委員・児童委員に求められている高度な知識を得るための研修経費として効果的に利用されています。

④目標の達成状況

この補助金を交付することにより、民生委員・児童委員の質の向上と委員相互の連携が図られています。

今後の改革方針

研修補助金を助成することによって、各地区民児協の研修会の実施、民生委員の個人の資質の向上に欠かせない事業であるため、区からの補助は継続します。

補助事業の該当する個別目標名

補助事業の根拠法令（要綱）

補助することで達成しようとする区の目的

補助対象者に対する直接の助成目的

補助金の申請に必要な書類及び審査体制

補助金の精算に必要な書類及び審査体制

課題
補助事業の今後の課題

総合評価とその理由

A：目標以上の成果
B：目標どおりの成果
C：目標を下回った
改正：制度改正等により見直しを要する

区と補助対象者との役割分担

補助することで設定する区の目的

補助金以外の代替手段があるか、効率的か

区の目的は達成されたか

今後の改革方針
検討課題を踏まえた補助事業の今後の方向性

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅰ-1 参画と協働により自治を切り拓くまち

番号：1

補助事業名	協働推進事業助成	所管部課	地域文化部地域調整課	事業開始年度	平成16年度
根拠法令（要綱）等	新宿区協働推進基金条例 新宿区協働推進基金条例施行規則				
20年度決算額 補助率	2,671,634円 50万円かつ助成対象事業費総額の1／2以内	補助対象団体（者）	新宿区に登録し、区民を対象とした非営利活動事業を行うNPO法人		
補助することで達成しようとしている区の目的	区民・事業者等の寄附によって支えられた協働推進基金からNPOへの活動資金助成を行うことにより、協働による地域社会づくりを推進していきます。				
団体（者）に対する直接の助成目的	NPO活動に資金助成を行い、NPOの財政基盤の強化とNPOの特性を生かした区民サービスの促進を図ります。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・規則で定める第6号様式「協働推進基金助成交付申請書」
・必要に応じて見積書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

学識経験者、NPO関係者、公募区民、事業者等で構成する「協働支援会議」により、審査基準に基づいて交付団体及び金額等の審議を行っています。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・規則で定める第9号様式「事業実績報告書」
・1万円以上の支出については領収書（写し）を添付

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

実施事業の視察及び事業実績報告書により、助成対象事業が適切に行われたか審査します。また、事業実績報告書は、区のホームページを通じて公表しています。
さらに、19年度助成事業の紹介冊子を作成し、広く区民に事業内容の周知と基金の趣旨の普及を図っています。

今後の課題

さらなる趣旨の普及を図り、NPOなどの社会貢献活動に対する区民の関心と理解を促進することで、より多くの区民がNPOなどの社会貢献活動に主体的に参加、若しくは寄附という形で参加したりする「みんなで支える地域社会」の実現に向けての環境づくりをさらに推進していく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　計画どおりに実施し、NPOの特性を生かした区民サービスを提供することができたため

①区と補助対象者との役割分担

この補助金においては、区は、審査過程及び助成事業の公表等により区民や事業者からの寄附金が透明性・公平性のもとに活用されていることを周知するなど、基金の趣旨を普及することを担い、交付団体は、NPOが持つ先駆性・専門性を生かし区民ニーズをとらえた事業を実施することを担います。

②目標の設定

協働推進事業助成の目的設定は、NPOなどの社会貢献活動に対する多くの区民の理解を深めることにより、地域活動への参画を促進するものであり、第一次実行計画の個別目標の一つである「参画と協働により自治を切り拓くまち」の実現には必要なもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金により実施したNPOの活動や事業計画等の情報は広く公開してしています。それによって、NPOなどの社会貢献活動を支援しようとする、区民や事業者からの寄附金と区の拠出金を積み立てた基金によりこの補助事業を実施しているため、費用対効果から見て効率的・効果的に行われています。

④目標の達成状況

17団体の申請があり、審査により8団体を選定し、補助金を交付しました。この補助金により、交付団体は活動の幅をひろげることができ、また、それぞれの団体が実施したアンケートからは、参加者の満足度が高く、実施した事業目的に見合った成果があったことがわかります。

今後の改革方針

この補助事業は、NPOなどの社会貢献活動に対する多くの区民の理解を深めることにより、地域活動への参画を促進するものであり、「参画と協働により自治を切り拓くまち」の実現に向けて引続き実施していく必要があります。今後も、区も1事業者として資金を拠出し、区民や事業者からの寄附金とともに積み立てた基金により補助を継続します。

補助事業評価シート

該当する個別目標 Ⅰ－2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

番号 2

補助事業名	地域協働事業への支援	所管部課	地域文化部特別出張所	事業開始年度	15 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区地域協働事業助成要綱				
20年度決算額 補助率	2,761,000 円 1/2 10万円限度	補助対象団体（者）	地域活動団体		
補助することで達成しようとしている区の目的	コミュニティ活動の充実と支援 地域協働事業への支援（公募制ふれあい活動推進）				
団体（者）に対する直接の助成目的	地域が行うイベントや協働に向けた活動を行う地域住民や主催団体に対して、公募制自主事業助成を行い、より地域に密着した事業を展開できるよう支援します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

1 団体の設立趣意書
2 前年度の活動実績
3 補助金交付申請書
4 事業計画書、収支予算書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

事業計画書、収支予算書の記載内容から主に特別出張所職員、町会連合会、地区協議会委員で審査にあたり、所長が決定します。審査の基準としては、次のとおりです。
1 「新宿区地域協働事業助成要綱　第3条」に定める事業

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

1 実績報告書
2 収支書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

事業完了後、提出される実績報告書により以下の内容を審査しています。
1 事業の成果が補助金交付決定の内容に適合していたか。
（要綱第9条、10条）

今後の課題

公募制事業について、応募が多かった場合の評価方法や、事業の周知についての検討が必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　地域のコミュニティ団体の創意工夫を活かし、地域に密着したコミュニティ事業の活性化に効果を挙げることができたため

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は補助金の支出や助成事業の審査を担い、補助事業者はコミュニティ活動を自主的に企画・実施する役割を担います。

②目標の設定

地域のコミュニティ団体の活動を支援することは、地域に密着した事業展開が可能となり地域活動への参加促進につながるなど適切です。

③代替手段・効率性

この補助事業は、地域のコミュニティ活動団体の自主性を尊重して創意工夫されているため、効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、地域に密着したコミュニティ事業を活性化する効果を得ることができました。

今後の改革方針

公募制事業の評価方法の公平性・透明性を高めながら周知を図り、引き続き地域活動団体の自主事業に対する補助を継続します。

補助事業評価シート

該当する個別目標　Ⅰ－2　コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

番号	3

補助事業名	まちづくり活動助成	所管部課	地域文化部生涯学習コミュニティ課	事業開始年度	19　年度

根拠法令（要綱）等	地区協議会まちづくり活動支援補助金交付要綱

20年度決算額 補助率	15,122,280 円 10／10	補助対象団体（者）	各地区協議会 15,122,280 円

補助することで達成しようとしている区の目的	地区協議会が行う地域課題の解決に資するまちづくり活動の事業実施に対し、地区協議会まちづくり活動支援補助金を交付します。

団体（者）に対する直接の助成目的	地区協議会の自主・自立の発想と創意工夫を活かし、より一層の自主的・自立的な取り組みを支援します。

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

①地区協議会まちづくり活動支援補助金申請書
②地区協議会まちづくり活動計画書（総括表）
③地区協議会まちづくり活動計画書（審査会用）
④地区協議会まちづくり活動収支予算書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

①審査体制　区職員による審査（生涯学習コミュニティ課長＋10所所長）
②審査書類　地区協議会まちづくり活動計画書（審査会用）、地区協議会まちづくり活動計画書（総括表）、地区協議会まちづくり活動収支予算書
③審査会において書類審査を行います。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

①地区協議会まちづくり活動支援補助金実績報告書（総括表）
②地区協議会まちづくり活動支援補助金実績報告書（様式第4号）
③地区協議会まちづくり活動支援実績報告書（事業別）
④地区協議会まちづくり活動支援補助金精算書（様式第5号）
⑤地区協議会まちづくり活動支援補助金精算書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

①審査体制　区職員による審査（生涯学習コミュニティ課長＋10所所長）
②審査書類　地区協議会まちづくり活動支援実績報告書（総括表）、地区協議会まちづくり活動支援補助金実績報告書（様式第4号）、地区協議会まちづくり活動支援補助金精算書
③審査会において目的、成果、精算金額の適正について書類審査を

今後の課題

21年度に策定される（仮称）自治基本条例の中で、地区協議会の位置づけが明確化されることに合わせて、自主的な活動が効果的に行えるように新たな財政支援制度への移行が求められています。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　各地域課題解決のため地域住民が問題提起して協議に参画するなど、住民自治の充実を図ることができたため

①区と補助対象者との役割分担

この補助金の申請、執行については、各特別出張所は地区協議会の庶務を担当し、地区協議会は、活動を計画し遂行します。

②目標の設定

目標の設定は、新宿区基本構想の基本理念である「区民が主役の自治」を創造し、総合計画の基本目標である「区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち」をつくっていくことを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金の執行に当たっては、地域住民のボランティアによって担われており、各地域の課題解決に向けた取り組みが効率的・効果的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金により、地域の課題解決に向けた43事業について、地域の自主的な活動として実施することができました。このことにより、各地域住民の住民自治に対する意識の充実・高揚を図ることができました。

今後の改革方針

上記「今後の課題」にあるように、地区協議会による自主的・自立的な取り組みが可能となるような新たな財政支援制度への移行が求められています。
それまでの期間、まちづくり活動の充実を図るため、この補助金を継続するとともに、新たな財政支援制度へスムーズに移行できるように準備を進めます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅱ－2　子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

番号	4

補助事業名	区民とつくる子育て情報局事業助成	所管部課	子ども家庭部子ども家庭課	事業開始年度	H16 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区区民とつくる子育て情報局事業助成要綱				
20年度決算額 補助率	850,000 円 10/10	補助対象団体（者）	新宿子育て情報局		
補助することで達成しようとしている区の目的	区内の子育てグループ等に対して区が支援することにより、区民による地域発の情報と区の情報とを網羅した、わかりやすいホームページを整備し、子育て家庭が求める内容と時期を捉えた情報発信を実現します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	区と協働して作成する子育てに関する総合的なホームページの作成・運用・管理に係る費用を助成することで、常に最新の情報を提供するとともに、さらにコンテンツを充実させて、子育て家庭に対して魅力のある、役立つホームページの運営を目指します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・新宿区子育て情報局事業助成金交付申請書（様式に活動計画書・収支予算内訳書を含む）
活動計画書の内容：活動の具体的な内容（ホームページの運用・管理方針及び目標）、活動のスケジュール
（添付書類）当該申請団体の規約、当該申請団体の会員名簿添付

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

上記提出書類により、ホームページの適正な管理・最新の情報提供・更なる内容の充実を図り、助成目的に合致した活動が行われるかを、区職員が審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・収支決算報告書
・新宿区子育て情報局事業実績報告書
内容：ホームページの概要、更新履歴、アクセス数内訳（アクセスログ解析資料添付）、活動のまとめ、収支決算内訳書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

上記提出書類（事業年度翌年4月に提出）により、ホームページの運用管理体制・内容の更新頻度・活用度等、計画書の内容に対する達成度等について、区職員が審査します。不明な点がある場合、団体事務所にて支出根拠資料等の確認を行ないます。

今後の課題

区民が利用する立場にたって作成・運用していることで、利用者が必要とする情報を発信しており、アクセス数も着実に伸びていることから、ホームページ運用の継続は必要であると考えますが、その運用方法についてはより効果的・効率的な方法について検討する必要があります。また、3か年で自主財源による運営を目指して事業化した経緯も踏まえ、助成金による運営という形態についても見直しが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： ホームページは、区民が利用する立場にたって必要な情報を収集し、作成した特色がよくでており、行政サービスはもちろん、地域の遊び場情報等、区のホームページでは得ることのできない子育てに役立つ情報がわかりやすく紹介されています。アクセス数も着実に伸びており、目的どおりに実施し、予定していた成果を得られたと考えます。

①区と補助対象者との役割分担

作成から運用に至るまでを、公募に応じて参加した区民が中心となって組織する団体が行い、区はその活動を支援しています。この役割分担のもと、これまで十分な成果が得られていますが、団体の自主財源による運営等、運営形態を見直すにあたり、役割分担についても見直しが必要です。

②目標の設定

子育て支援に関する情報提供については、わかりやすく魅力ある内容で、子育て家庭に届く発信が強く求められており、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

地域・行政双方の情報をリアルタイムに発信できるホームページは協働による運用であるからこそ可能であり、代替手段はないと考えますが、より効率的な運営方法の検討が必要です。

④目標の達成状況

ホームページのアクセス数を一つの指標として捉えています。アクセス数は、平成17年度に2,000件／月であったものが、平成19年度に20,000件／月、平成20年には37,000件／月を超え、大きく伸びています。このことからも、新宿区の子育て情報の収集手段として、このホームページが広く認知されていることが伺えます。

今後の改革方針

区民が利用する立場にたって作成・運用していることで、利用者が必要とする情報を発信しており、アクセス数も着実に伸びていることから、ホームページ運用の継続は必要と考えますが、その運用方法についてはより効果的・効率的な方法について検討する必要があります。現在は団体が自主財源を確保するには至っておらず、助成金による運用を21年度も継続しますが、3か年で自主財源による運営を目指して事業化した経緯も踏まえ、助成期間を21年度限りとします。

助成金皆減の影響については、ＨＰ運用規模の縮小や経費見直し等で支出を抑えるとともに、広告収入等自主財源の確保につとめることとします。また、今後の運用方法についても継続して協議を行い、様々な運用形態について検討していきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：II-2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

番号：5

補助事業名	プレイパーク活動の推進	所管部課	子ども家庭部子どもサービス課	事業開始年度	H16 年度

根拠法令（要綱）等	平成20年度新宿区プレイパーク活動助成要綱
20年度決算額 補助率	8,858,164 円 10/10
補助対象団体（者）	新宿区内の公園でプレイパーク活動を実施する団体および協議会（5団体）
補助することで達成しようとしている区の目的	新宿区内の公園等において、プレイパーク活動及びプレイパーク活動の啓発を行う事業を実施する団体の活動に係る経費を助成し、屋外で児童が安心して遊べる環境を確保し、児童の責任に基づく自主的な遊びを支援することを目的としています。
団体（者）に対する直接の助成目的	プレイパーク活動の支援及びプレイパーク活動の啓発活動支援

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

1 助成に係る年間事業計画書
2 定款又は規約の写し
3 会員名簿の写し
4 歳入歳出予算書
5 チラシ・パンフレット等、活動実績のわかるもの等

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

子ども家庭部長を審査委員長とする区職員による審査会を実施しています。
提出された年間事業計画書や予算書の内容について適正がどうかを審査し、助成の可否について決定します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

実績報告書
1 事業の内容（プレイパーク活動回数、イベントの回数、講習会実績等）
2 助成対象事業参加者数内訳
3 活動のまとめ(感想やこれからの課題等)
4 活動の収支決算内訳

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

活動の実施後、実績報告書と支払いを証する書面の提出を受けて内容を審査し、適正な執行を確保しています。

今後の課題

都立戸山公園や区立公園でのプレイパーク活動は安定して行われ、内容も充実しています。啓発活動を通じて、プレイパークを運営する活動意欲を持つ方の養成を図っていますが、人材の発掘・育成はまだ十分ではありません。運営資金については賛助者からの会費等によるものしかなく、自主運営は難しい状況です。こうした課題を踏まえ、さらに公園管理者や地域のプレイパーク事業への理解を得ながら今後運営をすすめる必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： プレイパーク活動が、児童館や放課後子どもひろばと違う体験ができる居場所として活用されているため

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は財政援助、他部署との調整、事業の周知について、補助事業者は、事業運営、啓発活動を担います。

②目標の設定

プレイパーク活動により児童が屋外で安心してかつ自主的に遊べる場が確保されており、目標の設定は適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、地域の方で組織する団体及び協議会が実施しているので、費用対効果から見て効果的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、4団体が区内5か所の公園でプレイパークを実施し、児童が屋外で安全に遊べる環境を確保することができました。

今後の改革方針

都立戸山公園や区立公園でのプレイパーク活動が今後も安定して行われ、児童館や放課後子どもひろばでは経験できない屋外活動を体験してもらうため、プレイパークを運営する団体の育成と場の確保が必要です。チーフプレイリーダーの設置やプレイリーダーの養成、公園管理者との連携により、改善を進めていきます。また、新たに牛込地区でのプレイパーク活動の啓発に取組みます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅱ-2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

番号：6

補助事業名	民間学童クラブ運営費補助	所管部課	子ども家庭部子どもサービス課	事業開始年度	H16 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区民間学童クラブ運営費補助要綱				
20年度決算額 補助率	30,343,600円 10/10	補助対象団体（者）	エイビイシイ風の子クラブ、早稲田フロンティアキッズクラブ、新宿せいが学童クラブ		
補助することで達成しようとしている区の目的	小学校区域内に学童クラブがなく、近隣の学童クラブ需要が多い地域にある民間学童クラブに対し助成を行い、対象児童の保護と安全性及び利便性の向上を図ります。また、時間延長や休日利用など多様なニーズに対応します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	区が必要と判断する民間学童クラブ事業への支援				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

申請書、補助金所要額内訳、事業実施計画書（実施施設の所在地及び構造、開設年間日数及び時間、在籍児童数、指導員数）、歳入歳出予算見積書、法人定款又は規約、登録児童名簿、指導員調書・履歴書・資格証明書、施設現況調書、賠償保険及び傷害保険申込書の写し、その他必要書類（土地建物賃貸借契約書等）

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

申請時に事業者から提出される上記書類について、区職員が助成をするに適した事業者かどうかを審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

毎月：利用状況報告書（開設日数、利用登録児童数、曜日及び学年別の利用児童数）
年度末：事業実績報告書（開設状況、登録児童数、職員の配置状況）、収入支出決算書、その他必要書類

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

上記の報告書類により学童クラブ事業の実施状況及び決算状況を審査し、目的及び成果を確認しています。

今後の課題

民間学童クラブの利用者が増え、区の大規模学童クラブの解消に寄与するなど、民間学童クラブへの補助の効果が認められますが、運営面における質の向上やスタッフの充実など、より利用者ニーズに応えるために引き続き助成方法についての検証が必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： 小学校区に学童クラブがない下落合地区の民間学童クラブに助成するなど、児童の保護と安全性・利便性の向上を図ることができているため

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は学童クラブ事業運営費を担い、補助事業者は児童の健全育成事業を担います。

②目標の設定

目標設定は、学童クラブの需要増や時間延長等柔軟な運営に対応しており、区民ニーズを踏まえており妥当です。

③代替手段・効率性

この補助金は、区要綱により登録児童数に見合った算定基準で実施しており、効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、民間学童クラブの利用者数が前年度との比較で増えるなど、小学校区域内に区の学童クラブがない地域の需要を満たしており、目標を達成しています。

今後の改革方針

早稲田フロンティアキッズクラブ、新宿せいが学童クラブの利用者が19年度に比較して増大するなど、区の学童クラブのない小学校区域への利用ニーズを満たす効果が顕著です。今後も引き続き学童クラブ需要にこたえられるよう、適切な助成方法について検証しながらこの補助を継続していきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅱ-2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

番号：7

補助事業名	地区青少年育成委員会活動への支援(事業助成)	所管部課	子ども家庭部子ども家庭課	事業開始年度	S47 年度

根拠法令（要綱）等	新宿区地区青少年育成委員会事業補助金交付要綱 新宿区都市と農村の青少年交流事業補助金要綱（S59年度～H20年度）
20年度決算額 補助率	9,170,000 円 10/10
補助対象団体（者）	地区青少年育成委員会（10団体）
補助することで達成しようとしている区の目的	青少年の健全育成を目的とした各地区青少年育成委員会の事業の推進を図り、区民と行政による子どもの育ちを応援するまちづくりを行います。
団体（者）に対する直接の助成目的	地域の特色を生かした青少年の健全育成の推進及び都市と農村の交流事業の活性化

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・補助金申請書（事業名、実施日、実施場所、予算額、事業内容）
・事業計画書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

上記の提出書類の事業計画書の内容が、要綱に規程する補助金対象経費の経費項目に合致するか区職員が審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・事業実績報告書（事業名、実施日、実施場所、予算額、事業内容）
・補助金清算書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

実績報告書を区職員が審査します。
必要に応じて区職員が事業に参加して確認しています。

今後の課題

都市と農村の青少年交流事業については、事業に要する交通費の一部を助成しているが、青少年の豊かな体験活動の機会を保障するという視点では、交流の対象地域として農村に限定する必要はないため、交付要綱等の内容を見直していくことが課題です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　10か所ある地区青少年育成委員会は、それぞれ工夫をこらし、地域における青少年の健全育成活動をおこなっています。

①区と補助対象者との役割分担

区は、青少年の健全育成に関する情報提供、事業を実施する際の保険加入、また委員研修を行うなど育成委員会活動の支援を行っています。補助事業者は、地域において事業の実施を行います。

②目標の設定

地域の特色を生かした各地域での青少年健全育成活動や他地域の子どもたちとの交流は、次世代育成にとって必要であり、目標設定は適切です。

③代替手段・効率性

各地区青少年育成委員会は、PTA・町会・民生委員・を始めとする地域における子どもに関わる育成組織や団体が広く参加しており、これに替わる団体は他になく、事業は次世代育成の取り組みとして評価でき、費用対効果からみて、効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことによる、20年度地区青少年育成委員会事業の実績は、10地区あわせて82事業約35,000人、都市と農村の青少年交流事業は、4地区約400人でした。この補助金が、地域の青少年健全育成にとって果す役割は大きいものといえます。

今後の改革方針

1　課題に対応するため、都市と農村の交流事業について、新宿区の子どもたちが、様々な地域の青少年と交流を図ることができるように、「新宿区都市と農村の青少年交流事業補助金要綱（59年度～）」を平成21年3月31日に廃止しました。これに併せて、「新宿区地区青少年育成委員会事業補助金交付要綱」に「自然が豊かな地域の青少年との交流事業」を追加改正し、平成21年4月1日より施行しました。
2　交流の対象地域として農村に限定する必要はなくなったため、この事業の活性化を図っていきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅱ－2　子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

番号：8

補助事業名	認証保育所 開設準備期間施設賃借経費補助	所管部課	子ども家庭部保育課	事業開始年度	H20　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区認証保育所運営費等補助要綱				
20年度決算額 補助率	5,642,000 円 10/10	補助対象団体（者）	・㈱モード・プランニング・ジャパン ・（NPO法人）ケンパ・ラーニング・コミュニティ協会		
補助することで達成しようとしている区の目的	認証保育所公募において選定した事業者に対して、認証保育所A型の開設前の施設の賃借に要する経費の補助を実施し、新規参入しやすい環境を整備するとともに、認可保育園入所待機児童の解消を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	開設準備経費補助により認証保育所A型開設を目指す民間事業者の区内誘致を促進します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

＜開設準備経費＞
認証保育所開設準備経費補助金交付申請書、補助金申請額算出内訳書、対象事業の見積書、改修前後の図面、建物賃貸借契約書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

・提出書類審査
・現地調査（基準職員が名簿のとおり配置されているか確認）
・審査機関は無し

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

＜開設準備経費＞
認証保育所開設準備経費補助金実績報告書、補助金申請額算出内訳書、平面図、工事請負契約書、工事費等請求書、工事費等領収書、家賃の支払いが証明できるもの（振込みの写し等）、認証保育所認証書の写し

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

・補助金交付決定通知後、改修が終わってから実績報告提出
・提出書類審査

今後の課題

認証保育所事業者が、区内に事業参入しにくい条件として、保育所として適切な物件の不足と高額な家賃が挙げられます。そこで20年度より開設前施設賃借経費補助を開始しました。しかし、参入事業者が多くなったとは言い難い状況です。21年度には、さらに新たな試みとして駅改札から5分以内の施設設置条件を撤廃することとしました。今後も認証保育所事業者の区内誘致には、補助金以外でも事業者が参入しやすい仕組みづくりを検討する必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　家賃高騰の中、収支のバランスが取れない、物件が無いなどの理由から事業者の参入が少なかったが、A型2所の開設という目標を達成しました。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は待機児童解消という命題解決に向けてのきっかけづくりを行い、補助事業者は認証保育所を開設することで、区の掲げる課題解決の一翼を担います。

②目標の設定

A型2所の設置目標は、待機児童解消の観点から区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

補助金だけでなく、その他の取り組みも合わせて計画を推進しているので、効果的効率的です。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、認証保育所2所の開設に繋がり、定員枠約60名の確保を達成しました。

今後の改革方針

認証保育所の増設は、待機児童解消対策において重要な位置を占めています。新宿区としては、参入事業者の誘致について、今後とも補助金とその他の工夫を組み合わせて計画を推進していきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅱ-2　子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

番号	9

補助事業名	私立幼稚園協議会への事業助成	所管部課	教育委員会事務局学校運営課	事業開始年度	昭和 48 年度

根拠法令（要綱）等	新宿区補助金等交付規則 新宿区　私立幼稚園教職員研修事業費補助金交付要綱

20年度決算額 補助率	900,000 円 3／4（上限900,000円）	補助対象団体（者）	私立幼稚園協議会

補助することで達成しようとしている区の目的	新宿区私立幼稚園協議会等が、教職員を対象として行う研修に係る経費の一部を補助することにより、研修事業を支援し、もって教職員の資質の向上並びに私立幼稚園の教育の振興及び充実を図る。

団体（者）に対する直接の助成目的	研修会を活発に行うことにより、教職員の知識・教養の向上を図る。

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 補助金申請書、事業計画書、収支予算書、会則、役員名簿	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 補助金実績報告書、研修報告書、収支決算書
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 区職員による書類審査（事業計画書の中で、目的に当てはまる項目を確認している。）		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） 区職員による書類審査（補助金実績報告書、決算報告書及び収支決算書の記載内容を審査し、補助目的に当てはまる項目を確認している。）

今後の課題	実績・効果を見ながら、研修内容等の充実を検証するとともに、区が行う研修に参加を促すなど、研修内容等の見直しが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　由：　区内の私立幼稚園園児数が増加していることから、各幼稚園の教育内容が区民に受け入れられていると判断できるため

①区と補助対象者との役割分担

補助対象者である私立幼稚園協議会は、新宿区内の各私立幼稚園教職員の資質向上に効果が期待できる研修事業を計画し、教職員研修事業費補助金交付要綱に基づき、研修事業計画書を区に提出、実施します。

②目標の設定

政策目的（目標）設定は新宿区における幼児教育の充実に寄与するものであり、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

私立幼稚園はそれぞれ独自性を持ち、独立しているため、共通の研修を実施するにあたっては、全園が参加する協議会が計画、実施しており、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

平成20年度は計9回の研修を実施し、延べ195名の参加がありました。平成21年度の私立幼稚園園児数は微増しており、これは、私立幼稚園の教職員、保育内容などを保護者が評価した結果であると考えられます。

今後の改革方針	新宿区幼児教育のあり方検討会、幼児教育推進会議で検討した結果を踏まえ、幼児教育の質の向上のため、私立幼稚園の教員研修の充実に寄与していきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅱ-2　子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

番号：10

補助事業名	私立幼稚園等保護者の負担軽減	所管部課	教育委員会事務局学校運営課	事業開始年度	①就園奨励費：昭和48年度 ②保育料： 昭和47年度 入園料：平成6年度

根拠法令（要綱）等	①新宿区私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 ②新宿区私立幼稚園等園児保護者保育料及び入園料補助金交付要綱
20年度決算額 補助率	①私立幼稚園就園奨励補助金　44,595,700円 ②私立幼稚園園児等保護者の負担軽減補助金 214,522,850円
補助対象団体（者）	私立幼稚園及び幼稚園類似施設に在籍する園児の保護者
補助することで達成しようとしている区の目的	保育料負担の格差を縮めることにより、保護者が区立幼稚園と私立幼稚園を自由に選択できる環境をつくります。
団体（者）に対する直接の助成目的	私立幼稚園を選択するうえで支障となっている保護者負担の公私格差を縮小することで、保護者が自由に選択できるようにします。

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・申請書
・住民税額決定通知書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

区職員による審査(住所要件、住民税課税・非課税状況、幼稚園在籍状況の確認）を行っています。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・在園確認書（各私立幼稚園）

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

・住基の異動データを基に電算で再計算処理を行っています。

今後の課題

私立幼稚園等保護者の負担軽減の対象者、補助内容について継続して検討していく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　由：　区内の私立幼稚園園児数が増加していることから、保護者が私立幼稚園を選択するうえで、負担軽減が有効に働いていると判断できるため

①区と補助対象者との役割分担

なし

②目標の設定

政策目的（目標）設定は新宿区の就学前教育の充実に寄与するものであり、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

個人情報の管理、適正な支出執行が確保されており、費用対効果から見ても効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

平成20年度に入園料補助金を30，000円から80，000円に、入園料補助金では支給階層の拡大、支給額の増をしました。平成21年度の私立幼稚園の園児数は微増となったことから、保護者の選択肢を拡げ、私立幼稚園の安定経営に寄与しているものと考えられます。

今後の改革方針

保護者の公私立幼稚園の選択傾向を見守りつつ、引き続き公私格差の状況を把握し、是正内容の適正化を図ります。

補助事業評価シート

該当する個別目標　Ⅱ－3　未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

番号	11

補助事業名	教育研究会事業補助	所管部課	教育委員会事務局教育指導課	事業開始年度	17　年度

根拠法令（要綱）等	新宿区教育研究事業補助金交付要綱

20年度決算額 補助率	4，022，000 円 3／4	補助対象団体（者）	新宿区立中学校教育研究会・新宿区立小学校教育研究会・新宿区立幼稚園教育研究会

補助することで達成しようとしている区の目的	区立学校教職員で構成される教育研究会の自主的な教育研究・研究授業への支援を通し、新宿区立学校における教育力の向上を図る。（教員自らの資質向上により、「生きる力を育む教育」「確かな学力育成」を図る）

団体（者）に対する直接の助成目的	区立学校教職員により構成される研究会が実施する、各教科若しくは領域別に行う教育内容または教育技術の研究・研修事業を支援する。

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

○新宿区教育研究事業補助金交付申請書
・事業計画書
・経費の申請内容
・収支予算書
・今年度の研究計画

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

申請書に基づき、事務局（教育指導課長・指導主事・教育活動支援係）による審査を行う。特に、区の教育目標や教育課題の推進にとって効果的であるかの観点で、指導主事による指導・審査を重視していく。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

○新宿区教育研究事業補助金交付実績報告
・事業報告書
・経費の実績内容
・収支決算
・今年度の研究内容、成果

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

実績報告を受けるとともに、その成果が校内研修会等で還元され、新宿区の向上に寄与できたかどうか、教員の資質向上につながるものであったかどうか、また、事業目的に沿った使途か、成果はどうだったか等について審査する。

今後の課題

研究の成果等について、公開授業等を通して、保護者や地域住民に伝えていくことが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　由：　研究会が実施する、各教科若しくは領域別に行う教育内容または教育技術の研究・研修事業が自主的に実施され、教職員の資質向上につながっているため

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は専門的見地での指導・助言を行い、各研究会は新宿区の教育目標に沿った自主的な教育研究を行います。

②目標の設定

新宿区立学校教職員の資質向上を図ることが目的であり、新宿区の教育行政の推進にあたっての基本方針「生きる力・確かな学力を育む学校教育の充実」を踏まえたものであり適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は自助努力を前提とした助成であるため、各研究会は自主財源の確保に努めており、効果的・効率的に研究・研修事業が行われています。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、教員の資質向上を目的とした研究・研修事業は予定以上に実施されました。

今後の改革方針

教員の指導力の向上を図るとともに、公開授業等の実施にあたり、保護者や地域住民の参加をより多く求める工夫を行い、研究の成果について広く伝える手法の開発に努めていきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：II-5 心身ともに健やかにくらせるまち

番号：12

補助事業名	公衆浴場設備費助成	所管部課	地域文化部地域調整課	事業開始年度	52 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区公衆浴場設備費補助金交付要綱				
20年度決算額 補助率	16,740,000 円 10/10	補助対象団体（者）	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部所属の公衆浴場経営者		
補助することで達成しようとしている区の目的	公衆浴場の設備改善に必要な費用について助成を行うことにより、区民の保健衛生、健康増進、福祉の向上、及び燃料のガス化転換により環境負荷の低減、省力化を図り公衆浴場の転廃業を防止し、区民のために公衆浴場の確保を目的としています。				
団体（者）に対する直接の助成目的	公衆浴場の改善に必要な経費を助成し、経営の安定化に役立てます。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

交付金申請書（連帯保証人あり）
印鑑登録証明書
工事見積書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

申請時は、要綱に合致しているかを適正に審査します。また、工事完了後に現場確認をします。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

工事の完工届（工事前後の写真添付）
当該設備の設置工事に係る支払いを証する領収証の写し

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

現状の審査を継続します。

今後の課題

区民の公衆衛生の維持、また地域コミュニティの存続を図るため、公衆浴場の転廃業防止策として助成制度を継続していく必要があります。浴場組合の意向を踏まえ、社会情勢の動向や環境負荷の低減などを考慮し、特別枠を見直す等より活用しやすい制度へと改正していく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： 平成20年度予算の83.7%を助成し、一般5件、特別枠4件の公衆浴場設備の改善が行われ、環境負荷への低減が図れたことなど有効活用されたため

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において区は、公衆浴場の転廃業の防止を担い、公衆浴場経営者は、区民の保健衛生の維持向上、健康増進、地域コミュニティの存続を担います。

②目標の設定

公衆浴場設備補助の目的設定は、区民の健康増進等と環境負荷の低減に資するため適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は年度当初の組合定例会で、浴場経営者に制度の説明を行い組合を通して申請を受け付けているため、効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金により燃料をガス化した公衆浴場は4軒、その他の設備改修工事は5軒あり、平成20年度予算の約8割を助成しました。燃料のガス化により浴場経営者の経済的負担が軽減され、環境負荷の低減にも役立っています。

今後の改革方針

現在、区内公衆浴場全32軒のうち過半数の19軒について、ガス化転換の施設整備が終了しました。平成21年度より緊急時の対応を可能としましたが、今後も公衆浴場の経営者の意向を踏まえ、ガス化補助は一般枠に組み込む等、活用しやすい助成制度とする検討が必要です。

補助事業評価シート

該当する個別目標	Ⅱ-5　心身ともに健やかにくらせるまち

番号	13

補助事業名	公衆浴場改築改修費助成	所管部課	地域文化部地域調整課	事業開始年度	20　年度

根拠法令（要綱）等	新宿区健康増進型公衆浴場改築支援補助要綱

20年度決算額	7,928,000 円	補助対象団体（者）	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部所属の公衆浴場経営者
補助率	1/20		

補助することで達成しようとしている区の目的	東京都と連携し、公衆浴場の改築または改修費用の一部を補助することにより、公衆浴場施設を有効活用した区民の健康増進、区民相互の交流促進等区民の福祉の向上を図るとともに、区民の入浴機会の確保に資することを目的としています。

団体（者）に対する直接の助成目的	老朽化の進んだ公衆浴場施設の区民の健康増進を目的とする改築・改修に必要な経費を助成し、転廃業の防止に役立てます。

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
	助成申請書、事業計画書、工事設計書、工事見積書、既存の浴場施設の営業許可書の写、建物・土地の登記事項証明書（借地：土地所有者の建築承諾書）、法人の登記事項証明書、住民税、事業税等の納税証明書、印鑑登録証明書、所得税確定申告書・決算書の写し、法人税申告書等、営業継続期間保証書、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部の意見書		工事着手時：工事着手届、補助金交付申請書（工事契約書の写添付） 工事完了時：工事完了届、請求書 支払完了時：支払完了届（支払を証する書類添付）
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）
	申請時は、設計図、事業計画書が、健康増進型の改築・改修要件を満たしているかを適正に審査します。 また、工事完了後に現場確認をします。		現状の審査を継続します。

今後の課題	区民の健康増進、地域コミュニティの存続を図るため、公衆浴場の転廃業防止策として助成制度を継続していく必要があります。浴場組合の意向を踏まえ、より活用しやすい制度へと改正していく必要があります。

補助金の評価	総合評価（A・B・C・改正）とその理由 **総合評価：**　B **理　　由：**　区民の健康増進、地域コミュニティの存続に資する、区内初の健康増進型公衆浴場の改築に助成し、有効活用されたため ①区と補助対象者との役割分担 この補助金において区は、公衆浴場の転廃業の防止を担い、公衆浴場経営者は、区民の健康増進、地域コミュニティの存続を担います。 ②目標の設定 公衆浴場設備補助の目的設定は、区民の健康増進等、地域コミュニティの存続に資するため適切です。 ③代替手段・効率性 この補助金は年度当初の組合定例会で、浴場経営者に制度の説明を行い組合を通して申請を受け付けているため、効果的・効率的に行われています。 ④目標の達成状況 この補助金により区内最初の公衆浴場が竣工しました。施設内はバリアフリー化され、車イスのまま利用できるトイレ等高齢者にも障害者にもやさしい公衆浴場となっています。ロビーでは、健康増進事業の開催が予定されています。

今後の改革方針	平成20年度より実施した「健康増進型公衆浴場改築事業」の助成を希望する公衆浴場経営者が続くような補助金制度にする検討が必要です。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅱ－5　心身ともに健やかにくらせるまち

番号：14

補助事業名	看護高等専修学校事業助成	所管部課	健康部健康推進課	事業開始年度	5　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区医師会立看護高等専修学校運営補助金交付要綱				
20年度決算額 補助率	2，700，000 円 10／10（上限あり）	補助対象団体（者）	社団法人　新宿区医師会		
補助することで達成しようとしている区の目的	区民の健康を守るための身近な医療を充実させる				
団体（者）に対する直接の助成目的	新宿区医師会立看護高等専修学校（以下「看護学校」という。）の教育内容の充実及び看護職員の資質の向上を図る				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・看護学校事業概要
・養成所運営収支予算書
・養成所運営費所要額調書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

・区職員による審査
・事業概要、収支予算書をもとに審査しています。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・看護学校事業実績報告
・補助金清算書（養成所運営費実績調書）
・学校会計収支計算書
・定着率向上策

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

・区職員による審査
・事業実績報告書（専任教員の雇用実績）
・定着率向上策等を審査しています

今後の課題

准看護師養成は、現在の医療事情からみて必要性が高いものとは言えません。卒業生の区内医療機関への定着率も低い状況です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　C

理　　由：　卒業生の大多数がそのまま正看護師になる学校に進学しており（卒業生30人中進学者28名　進学率93%）、准看護師養成の必要性が現在では高くないこと、また、卒業生の区内定着率が上がっていないことです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は看護学校が行う看護職員の養成に要する経費の一部を負担し、看護学校は新宿区内で働く看護職員の養成に努めています。

②目標の設定

目標設定は、看護職員を養成するということでは妥当ですが、時代の変化とともに卒業生の区内医療機関への就職率や在学中の区内診療所での就労率が低くなっており、見直しが必要です。

③代替手段・効率性

区民の健康を守るため、身近な医療に従事する看護職員の育成を目指しています。在学中は約40%の学生が区内診療所に就業していますが、卒業後の区内就職率は低く（平成２０年は30名中１名　３%）、現在では直接区民の健康を守る対策とはなっていません。

④目標の達成状況

卒業生の区内定着率向上を看護学校に要請していますが、目覚しい効果はあがっていません。

今後の改革方針

卒業生の区内医療機関への定着率を見ながら、補助金の廃止も含めた抜本的見直しに向け、区民健康センターのあり方と併せて医師会との協議を続けていきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅱ－5　心身ともに健やかにくらせるまち

番号：15

補助事業名	妊婦健康診査費助成	所管部課	健康部健康推進課	事業開始年度	11　年度

根拠法令（要綱）等	新宿区妊婦健康診査費助成要綱

20年度決算額 補助率	92,995,000 円 定額助成	補助対象団体（者）	妊婦健康診査を受診した新宿区民

補助することで達成しようとしている区の目的	妊婦健康診査費の一部を助成することにより、費用負担の軽減を図り、区民が安心して出産できる環境を整え、少子化対策に寄与すること。

団体（者）に対する直接の助成目的	妊娠期間中の経済的負担を軽減し、母体の健康保持増進を図り、健やかに安心して出産できる環境づくりを目指す。

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・妊婦健康診査費助成金申請書兼請求書
・東京都以外で妊婦健診(後期)を受診し、区で発行した妊婦健康診査受診票を使用しなかった場合は、母子健康手帳の妊娠の経過が記載されたページのコピー

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

①東京都国民健康保険団体連合会より区に送付される妊婦健康診査受診票請求原票(2回目)により、区職員が妊婦本人が健診受診日に区民であるかを確認し対象者リストを作成する。②助成金の申請書を送付する。③助成金申請書の内容を審査し口座振込により支給する。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

申請の際に区職員が必要書類を審査・認定し、助成金を支給して終了のため清算、実績報告はない。

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

申請の際に区職員が必要書類を審査・認定し、助成金を支給して終了。

今後の課題

助成金が健診受診後の支払となり、健診受診時の費用負担を軽減することが出来ないため、直接的な負担軽減策を検討していく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　改正

理　　由： 妊婦健康診査を受診する方の多くが本制度を利用しており、安全で安心な出産及び少子化対策に寄与していますが、健診受診時の負担が軽減されるよう、より直接的な手法を検討し実施していくことが必要です。

①区と補助対象者との役割分担

区が安全で安心できる出産環境整備を行い、補助対象者は本制度を利用し出産を迎えるため、適切です。

②目標の設定

区民が安全で安心できる出産環境を整備する事業となっており、適切です。

③代替手段・効率性

健診受診時の負担が軽減される方法を検討し実施することで、より直接的、効率的に助成することができます。

④目標の達成状況

妊婦健康診査を受診する方の多くが本制度を利用しており、安全で安心な出産及び少子化対策に寄与しています。

今後の改革方針

本制度の助成に代わり、平成20年度から、妊婦健康診査受診票の交付枚数を2枚から14枚に、平成21年度から、妊婦超音波検査の交付枚数を1枚から3枚に増やし、健診受診時の負担を軽減させる方法で費用を助成しています。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅱ－5　心身ともに健やかにくらせるまち

番号：16

補助事業名	新宿区猫の去勢･不妊手術費助成事業	所管部課	健康部衛生課	事業開始年度	3　年度
根拠法令（要綱）等	動物の愛護及び管理に関する法律 東京都動物の愛護及び管理に関する条例 新宿区猫の去勢･不妊手術費助成事業実施要綱				
20年度決算額 補助率	8，021，500 円 定額	補助対象団体（者）	区民		

補助することで達成しようとしている区の目的

飼い主のいる猫及び飼い主のいない猫の近隣に対する危害及び迷惑を未然に防止します。さらに、不妊･去勢の手術を通年で行う体制を作り、効果的に野良猫の繁殖を抑え、地域ねこ対策を計画的に推進している町会、猫ボランティア等の負担を軽減していきます。さらに、　飼い主のいない猫に係わる問題を地域で解決するために、「猫にも命があるという考えにたち」地域住民と民間団体及び行政が協働して、地域の実情にあわせたルールをつくり実行します。

団体（者）に対する直接の助成目的

1　飼い主のいる猫に対する不妊･去勢手術助成を行なうことで、不妊･去勢手術を喚起し、飼い主の関知しないところで発生する野良猫の増加を防止します。
2　飼い主のいない猫に対して不妊･去勢手術を行なう区民に対して助成することにより、負担軽減を図ります。

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類

猫の飼い主及び区内で野良猫を世話している区民が申請します。
･飼い猫の去勢･不妊手術費助成申請書
･猫（野良猫）の去勢･不妊手術費助成申請書

審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等）

新宿区内に住所の有る人からの申請を受付けています。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類

手術を実施した指定獣医師が請求します。
･飼い猫/猫（野良猫）の去勢･不妊手術費助成金請求書
･飼い猫/猫（野良猫）の去勢･不妊手術費助成承認書
･飼い猫/猫（野良猫）の去勢･不妊手術完了確認書兼委任状

審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等）

区民の行う、この助成制度を利用した猫に対する不妊･去勢手術数を報告しています。

今後の課題

地域ねこ活動を推進することにより、ねこの糞尿苦情等は減少し、地域ねこ活動を実施していない地域からも活動についての問い合わせが増加しています。このことから、新たな未実施の地域への活動の拡大が必要になっています。これを受けて、区が設立した「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」の自主事業を拡大していきます。

補助金の評価

総合評価（A･B･C･改正）とその理由

総合評価：　B

理　由：　平成20年度中に、1,112頭の猫の去勢･不妊手術に対し助成金を交付しました。これにより近隣からの苦情が本事業への取組相談に変容しています。さらに、町会活動としての取組みも徐々に広がり始めています。具体的には、大久保2丁目町会と東山吹町会の2町会が平成20年度から本事業への取組みを検討し、広報活動等が始められています。戸塚地域においては、取組みを始めていた町会長から隣接町会へ本事業の拡大推進がなされています。

①区と補助対象者との役割分担

区は、猫に対する不妊･去勢手術助成を行なうことで、この手術を区民に対して喚起します。さらに、飼い主のいない猫に対して不妊･去勢手術を行なう区民に対して助成することにより、負担軽減を図ります。補助対象者は、猫に対する不妊･去勢手術を行なうことで、野良猫の発生を抑制し、猫による迷惑被害の軽減に寄与することになります。

②目標の設定

次の3項目について、改善を目指しています。なお、この取組みを推進する区民の都合を優先するため、数値目標は設定していません。①苦情件数の減少　②取組み町会の増加　③本事業を推進するボランティア数（人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会幹事）の増加

③代替手段･効率性

ここで示した区と地域住民が協働で野良猫対策を講じる方法が最も効果的であり、これに替わる手段は、現状では見当たりません。

④目標の達成状況

猫苦情件数の減少：平成18年度158件、平成19年度143件、平成20年度164件（内容が苦情から相談へ変容しています。）
取組み町会の増加：平成18年度6町会、平成19年度6町会、平成20年度7町会
本事業を推進するボランティア数（人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会幹事）：平成19年度18名、平成20年度18名（2名転居等で減、2名増）

今後の改革方針

「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」の活動を拡大、推進することで本事業の目的の拡充を図ります。具体的には、「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」幹事会について、平成20年度2回開催し、これを21年度は、6回開催します。さらに、「猫なんでも苦情相談会」を年1回から2回へ増加します。また、12月に行う「人と猫との調和のとれたまちづくりセミナー」の充実を図ります。このように、これらの事業への支援を行うことにより、本事業の区民の理解を深め、実施地域拡大を図ります。

補助事業評価シート

該当する個別目標	Ⅱ－5　心身ともに健やかにくらせるまち

番号	17

補助事業名	夜間往診事業助成	所管部課	健康部健康推進課	事業開始年度	20　年度

根拠法令（要綱）等	新宿区夜間往診事業に係る補助金の交付に関する要綱

20年度決算額 補助率	13,500,000 円 10/10(上限あり)	補助対象団体（者）	社団法人　新宿区医師会

補助することで達成しようとしている区の目的	新宿区における夜間往診体制を構築し、区内における在宅医療体制の充実を図る

団体（者）に対する直接の助成目的	新宿区医師会診療所医師の往診による、新宿区内における夜間往診体制の充実

補助金の申請	補助金の清算／実績報告
補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・補助金交付申請書 ・事業計画書 ・夜間往診事業運営費収支予算 ・夜間往診事業所要額調書	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・事業実績報告書 ・事業実績詳細報告書 ・補助金精算書 ・本事業に係る会計収支計算書
審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） ・区職員による審査 ・事業計画書と予算書をもとに審査	審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） ・実績報告書の提出により精算(年度末) ・夜間往診業務に従事する医師の雇用実績及び夜間往診の利用実績を審査

今後の課題

平成20年6月から事業を開始しましたが、利用実績があまり伸びなかったため、年度途中に補助対象事業の利用の要件やしくみの見直しを医師会と協議し行いました。
今後はさらに事業の周知等も含め検討し、診療報酬において運営できる事業となるようにしていくことが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　由：　初年度は、利用実績は当初の予定ほどはあがってませんが、区民が安心して在宅療養できるための体制づくりという目的にはかなっており、徐々に利用者が増えてきています。また、往診の利用登録をしている区民は平成21年3月末で135名、うち「しんじゅく医療あんしんカード」を保持している区民は81名にのぼっています。

①区と補助対象者との役割分担

区は事業運営にかかる初期経費と運営経費を補助し、補助対象者（医師会）は、医師会診療所において夜間往診を含め在宅療養者の往診事業を行い、在宅医療体制の整備に寄与しています。

②目標の設定

昨今の医療制度改革にともなう在院日数の短縮化や、高齢者人口の増加などにより、在宅医療体制を整備していかなければならない状況にあり、在宅医療の重要な構成要素である往診体制の整備のための本事業への補助は政策目的として妥当です。

③代替手段・効率性

本補助事業を運用することで、区民がかかりつけ医を持ち、安心して在宅療養できる往診体制を地域全体として整えることができる。往診をしない診療所がかかりつけ医の区民の在宅療養も担保でき、効率的である。

④目標の達成状況

本補助金対象事業をきっかけに、医師会では医師会診療所による昼夜を問わない往診体制の整備や、「しんじゅく医療あんしんカード」の配布（このカードを医師会やかかりつけ医から配布された区民は、必要時医師会診療所に往診を依頼できる）をはじめるなど、区民がかかりつけ医を持ち安心して在宅療養できる、在宅医療の体制整備につながってきています。

今後の改革方針

年度途中で、補助金対象事業の利用の要件やしくみを見直し、在宅療養支援診療所以外のかかりつけ医からの要請やかかりつけ医から「しんじゅく医療安心カード」を配付された区民からの要請にも対応できるようにしました。
引き続き区としては、かかりつけ医の普及に併せて本補助事業の周知を行い、区民の在宅療養体制の充実を図っていきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅱ－5　心身ともに健やかにくらせるまち

番号：18

補助事業名	妊婦健康診査費助成(里帰り等)	所管部課	健康部健康推進課	事業開始年度	20　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区妊婦健康診査実施要綱				
20年度決算額 補助率	3，112，708 円 定額助成	補助対象団体（者）	東京都外での妊婦健康診査等、やむを得ない事情により自己の負担で妊婦健康診査を受診した新宿区民		
補助することで達成しようとしている区の目的	東京都外での妊婦健康診査等、やむを得ない事情により自己の負担で妊婦健康診査を受診した者に対して、妊婦健康診査費の一部を助成することにより、費用負担の軽減を図り、区民が安心して出産できる環境を整え、少子化対策に寄与すること。				
団体（者）に対する直接の助成目的	妊娠期間中の経済的負担を軽減し、母体の健康保持増進を図り、健やかに安心して出産できる環境づくりを目指す。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・母子健康手帳の表紙及び妊娠の経過記載ページのコピー
・領収書
・使用しなかった妊婦健康診査受診票
・申請書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

①区職員が住民確認を行ない、申請書類を審査する。審査に当たり、当該健診が保険適用されているかを、領収書及び医療機関への電話等により確認する。②審査後、助成金額を確定し口座振込により支給する。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

申請の際に区職員が必要書類を審査・認定し、助成金を支給して終了のため清算、実績報告はない。

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

申請の際に区職員が必要書類を審査・認定し、助成金を支給して終了。

今後の課題

助成金が健診受診後の支払となるため、健診受診時の負担を軽減することが出来ません。また、海外での受診については、負担金額や健診受診の記録確認が難しいため、本制度の対象とはなりません。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　妊婦健康診査を受診する方の多くが本制度を利用しており、安全で安心な出産及び少子化対策に寄与しています。

①区と補助対象者との役割分担

区が安全で安心できる出産環境整備を行い、補助対象者は本制度を利用し出産を迎えるため、適切です。

②目標の設定

区民が安全で安心できる出産環境を整備する事業となっており、適切です。

③代替手段・効率性

平成20年度より開始された本制度は、現状行える負担軽減策としては最善の制度です。

④目標の達成状況

妊婦健康診査を受診する方の多くが本制度を利用しており、安全で安心な出産及び少子化対策に寄与しています。

今後の改革方針

健診受診時の負担を軽減することができない、海外での受診については対象とならないという課題がありますが、妊婦健康診査受診票を使用できない方に対しての助成制度としては、現状では最善の制度と考えています。

補助事業評価シート

該当する個別目標 III-1 だれもが互いに支え合い安心してくらせるまち

番号 19

補助事業名	地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金	所管部課	福祉部地域福祉課	事業開始年度	44 年度
根拠法令（要綱）等	地区民生委員・児童委員協議会研修活動助成金交付要綱				
20年度決算額 補助率	1，201，700 円 1／2（限度額有）	補助対象団体（者）	各地区民生委員・児童委員協議会（10地区）		
補助することで達成しようとしている区の目的	民生委員・児童委員相互の連携と資質の向上を図り、地域における行政との協働活動の充実をめざします。				
団体（者）に対する直接の助成目的	地域福祉の担い手である民生委員・児童委員相互の連携、資質の向上を図ります。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

1 助成金交付申請書 （1地区 128,500円を助成限度額とする）
2 事業計画書
（計画概要、対象事業の規模等の確認）
3 収支予算書
4 規約
5 役員名簿

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

・区職員による審査を行う。
・研修に要する経費と助成対象経費の積算等の確認を行う。
助成対象経費（旅費・講師代・会場使用料・施設視察費）
・補助金の流れに沿って確認をする。
交付申請書（計画書等）→交付決定通知→交付請求書→実績報告書

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

実績報告書を徴する（民生委員・児童委員研修実績報告書）
1 研修内容
実施日時、目的、参加人数
2 所要経費（一日及び宿泊研修等）
対象経費及び対象外経費

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

実績報告書を徴する（民生委員・児童委員研修実績報告書）
1 実績報告書から、実施日時、研修目的、参加人数の確認。
2 所要経費の検証により、適正な予算執行を確認している。

今後の課題

各地区が自主的に企画・実施して研修会であり、その経費の一部として重要な助成金となっているため、概ね良好です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： 各地区は、区からの研修助成金の目的を把握し、研修会（施設見学等）を企画しています。研修会の実施時期に併せて申請し、実績報告では、申請どおりの成果を上げています。

①区と補助対象者との役割分担

区は、助成金交付要綱に基づき研修経費を補助することによって、各民児協の研修の実施が可能となっています。補助事業者（各民児協）は、研修実行委員等が研修を計画策定し、民生委員・児童委員としての資質向上のために実施しています。

②目標の設定

民生委員・児童委員は、地域福祉を担う一員として、区民の相談に適切に対応し、社会の動向などを迅速に把握する必要があります。識見を高め、社会問題等を認識するための研修を実施することは大変有益であり、このような研修実施に対する補助金支出は適正であると考えます。

③代替手段・効率性

この補助金は新宿区独自のものです。民生委員・児童委員に求められている高度な知識を得るための研修経費として効果的に利用されています。

④目標の達成状況

この補助金を交付することにより、民生委員・児童委員の質の向上と委員相互の連携が図られています。

今後の改革方針

研修補助金を助成することによって、各地区民児協の研修会の実施、民生委員の個人の資質の向上に欠かせない事業であるため、区からの補助は継続します。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅲ－1　だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

番号：20

補助事業名	区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助	所管部課	福祉部地域福祉課	事業開始年度	年度
根拠法令（要綱）等	新宿区補助金等交付規則　　区内戦没者慰霊祭等に対する助成金交付要綱				
20年度決算額 補助率	315，000 円 10／10（限度額あり）	補助対象団体（者）	新宿区遺族会		
補助することで達成しようとしている区の目的	新宿区遺族会への事業補助を通じて、新宿区として、戦没された方々への慰霊及び関係ご遺族へ弔意を表します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	慰霊祭主催及び他所巡拝等の参加により、戦没者を追悼し恒久平和を願う運動事業の円滑な運営を図ります。 補助対象事業：慰霊祭運営に要する経費、及び巡拝等恒久平和運動参加にかかる経費				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

1　当該年度の事業計画書及び歳入歳出予算書
2　前年度の事業報告書及び歳入歳出決算書
3　会の規約
4　役員名簿

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

具体的な活動計画を記載した事業計画書、並びに歳入歳出予算書の提出を求めて職員による審査を行っています。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

1　実績報告書
2　助成金清算書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

補助金の趣旨に沿って事業が執行されているかどうか、事業実績報告から審査しています。また、活動成果等の状況から事業の達成度を審査しています。

今後の課題

遺族会の歳入に占める補助金の割合は30%を超えており、新宿区からの補助金なくしては各事業の執行に支障をきたすことが予想されます。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　新宿区遺族会は、区内戦没者慰霊祭の主催及び他所巡拝等の参加を通じて、戦没者への慰霊・追悼ひいては平和社会の実現へ向けて真摯に取り組んでいます。こうした活動は区内戦没者やそのご遺族に対する新宿区の思いに合致するものであり、引き続き補助金の対象とします。

①区と補助対象者との役割分担

新宿区遺族会と話し合いながら、主旨の十分な理解を求めたうえで補助事業を実施します。

②目標の設定

従来からの団体補助をあらため、次の3事業のみの事業補助としています。
戦没者遺族等に対して弔意を示す事業として、①区内戦没者慰霊祭②沖縄慰霊巡拝（東京の塔）③お遺骨お出迎え（千鳥ヶ淵墓苑）は適切です。

③代替手段・効率性

国実施事業・東京都実施事業と並び、新宿区遺族会において区内における戦没者遺家族等に対して弔意を示す事業を行うことは、他に代替手段のない事業と考えます。

④目標の達成状況

補助金を活用して実施されている新宿区の慰霊祭には、毎年多くのご遺族が参列しています。こうした活動を続けることにより、区は区内戦没者遺族等へ弔意を示しています。

今後の改革方針

今後も戦没者を追悼し、恒久平和を願う事業に要する経費として、継続して補助金を支給していきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標	III－1だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

番号	21

補助事業名	障害児等タイムケア事業運営助成等	所管部課	福祉部障害者福祉課	事業開始年度	19 年度

根拠法令（要綱）等	新宿区障害児等タイムケア事業運営費補助金交付要綱

20年度決算額 補助率	5，771，000 円 10／10	補助対象団体（者）	（社福）新宿あした会 まいぺーす

補助することで達成しようとしている区の目的	地域生活支援事業としてタイムケア事業を位置づけ、障害児（特に中・高校生）の放課後等の日中活動支援を図るとともに、必要な職員配置を行うための助成を行うことで重度障害児に対する支援充実を図ります。

団体（者）に対する直接の助成目的	障害児タイムケア事業（地域生活支援事業）を行なう法人の運営を助成し、安定運営とともに支援の充実を図ります。

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 所要額調書、事業計画書（配置職員名簿、利用者見込み含む）、法人収支予算書	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 実績報告内訳書、利用者等実績書（配置職員・利用者名簿含む）、収支決算見込書
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） ・支援員の配置基準を上回った配置をするか ・基準以上の配置により取り組み内容を確認		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） ・支援員の配置基準を上回った配置ができているか ・利用者が毎月安定的に利用できているか ・日常支援として行事等取り組み内容が実施されたか

今後の課題

利用者の障害特性に応じた支援と安全確保に対応した支援員配置基準や運営に見合う報酬体系の見直しました。今後は障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の枠の中で採算に合う仕組みを確立していくことが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： 本事業の実施により重度障害児への日中活動の支援が可能となり、一定の成果を挙げられたと考えます。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は運営費の一部を助成し、補助事業者は重度障害児も対象としたタイムケア事業を提供しています。

②目標の設定

目標設定は法定基準以上の職員配置することで、重度障害児への対応も可能なきめ細かなサービス提供を図るという利用者及び保護者のニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

区の空き施設を活用し、コスト面でも法人職員による柔軟な運営努力により効率的な運営です。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、重度障害児も含めた障害児の放課後等の居場所づくりができたことで、利用者及び保護者のニーズに応えることができました。

今後の改革方針

平成21年度に報酬体系を見直しました。今後もさらに、法人の安定した運営が可能な報酬体系の見極めを行うとともに、本補助金の役割を見直すことが必要です。

補助事業評価シート

該当する個別目標	III-1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

番号	22

補助事業名	心身障害者小規模通所施設事業運営助成	所管部課	福祉部障害者福祉課	事業開始年度	19 年度

根拠法令（要綱）等	新宿区心身障害者小規模通所施設事業補助金交付要綱

20年度決算額	15,723,138 円	補助対象団体（者）	（社福）新宿あした会 あした作業所、第二あした作業所
補助率	10／10		

補助することで達成しようとしている区の目的	障害者自立支援法に基づくサービス提供事業者のうち、小規模事業所に対して運営費の助成を行うことで、知的障害者の日中活動の場を安定して確保することができます。 また、国基準を上回る職員配置を行うことで、重度障害者対応を含めた利用者支援の向上を図ります。
団体（者）に対する直接の助成目的	重度障害者対応を促進するとともに、小規模事業所の利用者支援充実及び安定運営に資することを目的とします。

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
	所要額調書、事業所別事業計画書（配置職員名簿、利用者名簿含む）、法人収支予算書、賃貸借契約書写し、指定障害福祉サービス事業者指定通知書写し		実績報告内訳書、事業所別実績報告書（配置職員名簿、利用者名簿含む）、事業所別収支決算見込書
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） ・支援員の法定配置基準を上回った配置をしているか ・基準以上の配置により取り組み内容を確認		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） ・支援員が法定配置基準を上回った配置ができているか ・利用者が毎月安定的に利用できているか ・利用者の毎月の工賃支給状況確認 ・障害福祉サービス給付費等の請求事務ができているか ・的確な支出がなされているか

今後の課題	小規模事業所は、法定人員配置基準だけでは、重度障害者対応や、企業就労支援等のサービスは十分提供できないのが現状です。また、当該事業所のような就労支援系事業所については、新たな授産品目の開発や販路拡大等の工賃増額をめざす工夫や企業就労に結びつける支援を実施するために、就労支援スキルをはじめとする様々なノウハウを持った人的配置が必要です。

補助金の評価	総合評価（A・B・C・改正）とその理由 **総合評価：** B **理　由：** 利用者に支障をきたすことなく運営でき、また、支援員の増配置により重度障害者対応とサービス水準の維持ができたため ①区と補助対象者との役割分担 この補助金において、区は運営費の一部を助成し、補助事業者は障害福祉サービスを利用者へ提供します。 ②目標の設定 目標設定は法定基準以上の職員配置をすることで、利用者支援の充実としてきめ細かなサービス提供を図るという利用者ニーズを踏まえたもので適切です。 ③代替手段・効率性 賃貸料の助成については、地域がら高額であるため一定程度の助成は必要となります。 ④目標の達成状況 この補助金を交付したことにより、事業所の安定的運営が図られ、利用者へのサービス低下を避けることができました。

今後の改革方針	上記「今後の課題」にあるように、利用者支援の充実を図っていく必要があるので、今後もこの補助を継続します。 また、平成21年度から障害者施策の統合により「障害者就労支援施設事業運営助成事業」として、精神障害者施設と一体的な運営助成を行います。

補助事業評価シート

該当する個別目標　Ⅲ－1　だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

番号　23

補助事業名	特別養護老人ホーム等建設事業助成	所管部課	福祉部介護保険課	事業開始年度	56　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例 新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則 新宿区介護保険サービス実施施設整備事業補助要綱				
20年度決算額 補助率	110,195,000円 10／10	補助対象団体（者）	社会福祉法人三篠会外12法人		
補助することで達成しようとしている区の目的	介護保険事業計画に基づき、入所施設を整備充実させると同時に、入所施設での総合的サービスを展開します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	施設整備に必要な経費の補助を行うことにより、特別養護老人ホームの整備を支援します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・補助申請額算出表
・施設整備にかかる資金計画表、年度別施設整備計画、工事費目別内訳
・施設運営の内容（理念、具体的なケアの内容、職員体制等）
・施設整備計画書（整備施設、施設定員、建物規模等）
・建設図面
・区と事業者の施設運営に関する協定書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

・区職員による審査。ただし、公募で事業者の選定を行う場合は、外部委員を含む審査会による審査の結果を踏まえて補助対象事業者を決定する。
・審査内容は、運営法人の適格性、事業運営の確実性、事業の運営方針・理念、サービスの内容、地域との連携、施設の内容など。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・補助申請額算出表
・施設整備にかかる資金計画表
・年度別施設整備計画
・工事費目別内訳
・工事請負契約書及び支出を証する書類

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

建物完成時に現地を調査するとともに、施設整備経費補助に対する工事の実績報告書を区職員が審査し、予定していた施設整備が行われたかを確認する。

今後の課題

矢来町都有地を活用した特別養護老人ホームの整備を着実に進めていく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　平成22年度までに区内特別養護老人ホームの定員を450人とする目標に向けてほぼ計画どおりに進んでいます。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は補助金を通じた施設整備の支援の役割を担い、補助事業者は、施設整備及び施設の運営の役割を担います。

②目標の設定

目標設定は、パブリックコメント等により区民の意見を踏まえた介護保険事業計画に基づいており、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

施設整備の支援としては金銭的な支援が最も有効であり、これに替わる適当な手段はないと思われます。また、この補助制度を活用することにより、社会福祉法人という民間の力を活用することができ、効率的です。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、区民のために区外の特別養護老人ホームが確保されたとともに、矢来町都有地を活用した特別養護老人ホームの整備の着手という効果があり、定員450人分の整備という目標に向けて一歩前進しました。

今後の改革方針

矢来町都有地を活用した特別養護老人ホームの整備を着実に進めるため、今後とも本補助制度を活用していきます。
第4期介護保険事業計画が制定されましたので、本計画に基づき特別養護老人ホームの整備を進めます。

補助事業評価シート

該当する個別目標 Ⅲ－1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

番号 24

補助事業名	地域密着型サービス整備助成（認知症高齢者グループホーム）	所管部課	福祉部介護保険課	事業開始年度	12 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例 新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則 新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱				
20年度決算額 補助率	6，300，000 円 10／10	補助対象団体（者）	社会福祉法人サン		
補助することで達成しようとしている区の目的	認知症の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症高齢者グループホームの区内整備を促進し、在宅と施設の中間的な住まいを供給します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	施設整備に必要な経費の補助を行うことにより、認知症高齢者グループホームの整備を支援します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・補助申請額算出表
・施設整備にかかる資金計画表、年度別施設整備計画、工事費目別内訳
・施設運営の内容（理念、具体的なケアの内容、職員体制等）
・施設整備計画書（整備施設、施設定員、建物規模等）
・建設図面
・区と事業者の施設運営に関する協定書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

・区職員による審査。ただし、公募で事業者の選定を行う場合は、外部委員を含む審査会による審査の結果を踏まえて補助対象事業者を決定する。
・審査内容は、運営法人の適格性、事業運営の確実性、事業の運営方針・理念、サービスの内容、地域との連携、施設の内容など。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・補助申請額算出表
・施設整備にかかる資金計画表
・年度別施設整備計画
・工事費目別内訳
・工事請負契約書及び支出を証する書類

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

建物完成時に現地を調査するとともに、施設整備経費補助に対する工事の実績報告書を区職員が審査し、予定していた施設整備が行われたかを確認する。

今後の課題

矢来町都有地活用及び旧東戸山中学校活用事業を確実に進めていく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： 社会福祉法人サンに対する助成により、定員3人増（合計15から18人）を伴う改修が終了しました。また、矢来町都有地活用事業の建設業者決定、旧東戸山中学校活用事業の建築確認申請により、目標達成に向け事業を進めました。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は補助金を通じた施設整備の支援の役割を担い、補助事業者は、施設整備及び施設の運営の役割を担います。

②目標の設定

目標設定は、パブリックコメント等により区民の意見を踏まえた介護保険事業計画に基づいており、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

施設整備の支援としては金銭的な支援が最も有効であり、これに替わる適当な手段はないと思われます。また、この補助制度を活用することにより、社会福祉法人等の民間法人の力を活用することができ、効率的です。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、法人単独では困難な、定員増を伴う既存認知症高齢者グループホーム改修工事及び新規整備事業が進むという効果があり、第3期介護保険事業計画における定員114人分の整備という目標に向けて一歩前進しました。

今後の改革方針

第4期介護保険事業計画が制定されましたので、本計画に基づき認知症高齢者グループホームの整備を進めます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：III-1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

番号	25

補助事業名	サービス評価事業 （福祉サービス第三者評価受審費用助成）	所管部課	福祉部介護保険課	事業開始年度	15　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱				
20年度決算額 補助率	3，423，260 円 10/10　限度額あり	補助対象団体（者）	介護保険被保険者の利用がある区内所在の高齢者（障害者）サービス提供事業所		
補助することで達成しようとしている区の目的	福祉サービス第三者評価を受けることにより、事業者が行うサービスの質を向上させるとともに利用者が事業者を選択する際の資料の一つに資する。				
団体（者）に対する直接の助成目的	福祉サービス第三者評価の受審を促進する。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・福祉サービス第三者評価受審費用助成申請書
・契約予定金額に関する内訳書又は評価機関の見積書の写し
・区民の利用者数等の推移がわかる資料

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

助成申請について「助成要綱」及び「受審費用助成の手引き」に基づき、評価結果の公表に同意しているか、契約先が適切であるか（認証機関）等の要件に適しているか、契約予定金額がサービス評価受審費用であるかどうか、積算根拠を確認すること等の書類審査を実施する。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・福祉サービス第三者評価受審実績報告書
・契約書の写し
・領収書の写し
・費用の内訳がわかる資料（領収書に記載のない場合）
※補助率に関して、受審費用に係る助成額は、サービス評価受審費用又は30万円（認知症対応型共同生活介護の場合は60万円）のいずれか低い額です。また、これらの額に、改善取組に係る費用が加算された場合、比較の対象とする30万円は60万円となります。

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

実績報告について、必須の評価項目の調査を行い、その調査結果が評価結果に盛り込まれているかどうか、実際の支払額の精算が適正かどうか、事業評価、評価結果に基づく改善課題策定と取り組みの報告がなされているかどうかを確認する。

今後の課題

事業開始より5年が経過し、制度の普及啓発、自発的な受審が少しずつ定着してきていると考えられます。しかし、訪問介護等の在宅系サービス事業者においては、評価にかかる期間など時間的な負担が大きく、受審件数の増加につながりにくいという課題があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　平成20年度の予定件数は17事業所、実績件数は5サービス9事業所で、予定件数のほぼ半数の福祉サービス第三者評価の受審があったため

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において区は福祉サービス第三者評価にかかる事業者の受審費用の一部を担い、補助事業者は、質の向上を図るとともに当該事業所の透明性の確保や周知等を担います。

②目標の設定

福祉サービス第三者評価は補助事業者の質の向上、利用者が事業者を選択する際の資料の一つとなることから、受審費用助成は適切なものです。

③代替手段・効率性

この補助金は、東京都の福祉保健基盤等区市町村包括補助事業の制度を活用し実施しているため、効率的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより第三者評価が実施され、補助事業者は自らの事業所の課題等を把握でき、サービスの質の向上が図られ、利用者が事業者を選択する際の資料の一つとして活用されることができました。

今後の改革方針

在宅系サービス事業者による評価受審を促進するため、東京都福祉サービス評価推進機構は、従来の手法に加え当該在宅系サービス事業者の事業実態に合った評価手法を平成21年度に創設しました。これに伴い、在宅系サービス事業者に即した評価手法を選択することにより、時間的な面での負担が軽減され、第三者評価の受審に取り組みやすくなると認められることから、引き続き福祉サービス第三者評価制度の普及啓発・受審の勧奨を促進し、制度の定着を図ります。

補助事業評価シート

該当する個別目標　Ⅲ－1　だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

番号　26

補助事業名	地域密着型サービス整備助成（小規模多機能型居宅介護施設）	所管部課	福祉部介護保険課	事業開始年度	18　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例 新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則 新宿区介護保険サービス実施施設整備事業補助要綱				
20年度決算額 補助率	0 円 10／10	補助対象団体（者）	（法人格のある団体）		
補助することで達成しようとしている区の目的	通い慣れた介護サービス事業所の職員が利用者宅を訪問し、時には利用者が日常の通所により馴染みになった事業所に宿泊することのできる介護保険サービス（小規模多機能型居宅介護サービス）事業所を整備することにより、介護を必要とする人が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにします。				
団体（者）に対する直接の助成目的	施設整備に必要な経費の補助を行うことにより、小規模多機能型居宅介護の整備を支援します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・補助申請額算出表
・施設整備にかかる資金計画表、年度別施設整備計画、工事費目別内訳
・施設運営の内容（理念、具体的なケアの内容、職員体制等）
・施設整備計画書（整備施設、施設定員、建物規模等）
・建設図面
・区と事業者の施設運営に関する協定書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

・区職員による審査。ただし、公募で事業者の選定を行う場合は、外部委員を含む審査会による審査の結果を踏まえて補助対象事業者を決定する。
・審査内容は、運営法人の適格性、事業運営の確実性、事業の運営方針・理念、サービスの内容、地域との連携、施設の内容など。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・補助申請額算出表
・施設整備にかかる資金計画表
・年度別施設整備計画
・工事費目別内訳
・工事請負契約書及び支出を証する書類

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

建物完成時に現地を調査するとともに、施設整備経費補助に対する工事の実績報告書を区職員が審査し、予定していた施設整備が行われたかを確認する。

今後の課題

20年度は整備目標3か所に対し、成果が2か所の整備の目処にとどまったため、整備促進が課題です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　旧東戸山中学校活用事業及び住吉町での整備を進めることができました。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は補助金を通じた施設整備の支援の役割を担い、補助事業者は、施設整備及び施設の運営の役割を担います。

②目標の設定

目標設定は、パブリックコメント等により区民の意見を踏まえた介護保険事業計画に基づいており、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

施設整備の支援としては金銭的な支援が最も有効であり、これに替わる適当な手段はないと思われます。また、この補助制度を活用することにより、社会福祉法人等の民間法人の力を活用することができ、効率的です。

④目標の達成状況

東京23区では特に整備が遅れている小規模多機能型居宅介護を、公有地の活用及び本補助制度の活用により、20年度目標3か所のうち2所を整備する目処が立ちました。しかし、残りの1か所の整備の目処が立っていません。

今後の改革方針

小規模多機能型居宅介護の整備が進まない状況は東京23区に共通の状態です。
平成21年度から、介護報酬単価が改正され加算措置も設けられたことから、この改正のもとで補助制度が活用されるかを確認する必要があります。
第4期介護保険事業計画が制定されましたので、本計画に基づき小規模多機能型居宅介護の整備を進めます。

補助事業評価シート

該当する個別目標 Ⅲ－1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

番号 27

補助事業名	認知症高齢者グループホーム防火対策緊急整備補助	所管部課	福祉部介護保険課	事業開始年度	20 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例 新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則 新宿区認知症高齢者グループホーム防火対策設備補助要綱				
20年度決算額 補助率	346,000 円 10／10	補助対象団体（者）	有限会社よつ葉アイサービスセンター 346,000 円		
補助することで達成しようとしている区の目的	消防法施行規則の一部が改正され、小規模な認知症高齢者グループホームのスプリンクラー等防火設備整備が義務化されたことを受け、事業者の防火設備整備を支援することにより、入居者の安全を確保します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	スプリンクラー等防火設備整備の経費を支援します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・整備する防火設備整備の仕様
・防火設備の価格等

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

・区職員による審査
・整備しようとする防火設備の内容

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・整備した防火設備の仕様
・契約書（写）
・消防による検査結果通知書（写）
・請求書及び領収書等

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

・区職員による現地確認及び書類審査
・審査内容は、補助協議どおりに事業が遂行されたか、消防の検査結果等

今後の課題

平成20年度は、整備するスプリンクラーの規格が示されたのが平成20年の年末だったため、1か所しか防火設備整備が進みませんでした。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： 整備するスプリンクラーの規格が示されたのが平成20年の年末だったにも関わらず、1か所の事業所について防火設備整備を行うことができました。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は防火設備整備経費の一部を負担し、補助事業者は防火設備を整備します。

②目標の設定

本補助は、認知症高齢者グループホーム運営事業者の経済状態如何にかかわらず、入居者の安全を確保しようとするものであり、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、認知症高齢者グループホームを運営する事業者に対する補助方式を採用しており、費用対効果から見て効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金を活用したことにより認知症高齢者グループホーム1か所が防火設備整備を行いました。

今後の改革方針

消防庁からスプリンクラーの仕様が示されましたので、今後、残りの4か所の既存事業所及び平成20年度に補助内示を行った矢来町都有地活用事業所及び旧東戸山中学校活用による新規事業所の防火設備整備を進めます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：III-3 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

番号：28

補助事業名	医療介護支援事業	所管部課	福祉部高齢者サービス課	事業開始年度	19 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区医療介護支援補助金交付要綱				
20年度決算額 補助率	71,409,000 円 10/10	補助対象団体（者）	（社福）アゼリヤ会、（社福）東京都同胞援護会 （社福）聖母会、（社福）新宿区社会福祉事業団 （社福）邦友会		
補助することで達成しようとしている区の目的	新宿区内に存する特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、医療処置を必要とする区民の受入れに要する費用の一部を補助することにより、医療処置を必要とする区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備に資することを目的とする。				
団体（者）に対する直接の助成目的	医療処置を必要とする入所者受入体制の整備				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・補助金交付申請書
・事業計画書
・特別養護老人ホーム入所者が必要とする医療処置受入計画書
・医療処置を必要とする入所者受入状況表
・医療介護支援補助金所要額調書
・職員配置表

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

審査内容
・医療処置を必要とする入所者に対する介護の体制整備として人員配置基準を超えた職員配置がされているか。
・医療処置を必要とする入所者の受入が行われているか。

審査体制
補助金の目的に沿って医療処置を必要とする入所者の受入が行われるかを区職員により審査。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・補助事業実績報告書
・事業報告書
・特別養護老人ホーム入所者が必要とする医療処置受入報告書
・医療処置を必要とする入所者受入状況表
・医療介護支援補助金精算書
・職員配置表　・人件費支出資料

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

医療処置を必要とする入所者の受入状況の報告と受入計画の実施状況から、医療処置を必要とする入所者の受入が適切に行われたかを審査する。
なお、受入状況については、定期的（四半期に一度）に報告を行わせます。

今後の課題

医療処置を必要とする特別養護老人ホームへの入所希望者の状況等を把握しながら、新たに設置される特別養護老人ホームにおける医療処置者の受入れ体制の整備を進めていくことが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： 高齢化が進む現状では地域で安心して暮らしていく為の支援の一つとして、特別養護老人ホームにおける医療処置者の受入体制の整備は重要です。今後の社会情勢をふまえながら継続して支援を実施していく必要があります。

①区と補助対象者との役割分担

特別養護老人ホームの医療処置を必要とする入所者の受入体制を整備するため、区が財政的な負担をし、補助対象者は体制整備に向けた職員の確保及び、医療処置を必要とする入所者の受入を行うことにより、現行制度を大きく変更することなく体制整備が行われました。

②目標の設定

各施設に対し、医療処置を必要とする入所者の受入割合を定員の1割以上と設定したことで、一定数の入所が行われ、補助目的の達成に向けた取り組みが明確になりました。

③代替手段・効率性

現状では、療養病床や介護老人保健施設への入所ができない医療処置を必要とする入所者の受け入れは特別養護老人ホームが最も適しており、既存の人材等の活用も含めより効率的に行えました。

④目標の達成状況

人員配置による体制整備の実施により、医療処置者の受入が安定的に行われた事、また、20年度に新設された特別養護老人ホームを補助対象とすることで、医療処置を必要とする入所者の受入れ先がさらに整備されたことから、目標の達成については、概ね達成されました。

今後の改革方針

新たに設置される特別養護老人ホームについて、新宿区の入所調整の対象とすることで、本事業による医療処置を必要とする入所希望者の受入れ体制を充実していきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標　Ⅲ－1　だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

番号	29

補助事業名	地域密着型サービス整備助成（小規模特別養護老人ホーム）	所管部課	福祉部介護保険課	事業開始年度	20　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例 新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則 新宿区介護保険サービス実施施設整備事業補助要綱				
20年度決算額 補助率	0 円 10／10	補助対象団体（者）	社会福祉法人		
補助することで達成しようとしている区の目的	区内に小規模特別養護老人ホームを整備することにより、在宅生活が困難になった要介護高齢者の最後の拠り所を整備し、介護を必要とする人が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにします。				
団体（者）に対する直接の助成目的	施設整備に必要な経費の補助を行うことにより、小規模特別養護老人ホームの整備を支援します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・補助申請額算出表
・施設整備にかかる資金計画表、年度別施設整備計画、工事費目別内訳
・施設運営の内容（理念、具体的なケアの内容、職員体制等）
・施設整備計画書（整備施設、施設定員、建物規模等）
・建設図面
・区と事業者の施設運営に関する協定書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

・区職員による審査。ただし、公募で事業者の選定を行う場合は、外部委員を含む審査会による審査の結果を踏まえて補助対象事業者を決定する。
・審査内容は、運営法人の適格性、事業運営の確実性、事業の運営方針・理念、サービスの内容、地域との連携、施設の内容など。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・補助申請額算出表
・施設整備にかかる資金計画表
・年度別施設整備計画
・工事費目別内訳
・工事請負契約書及び支出を証する書類

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

建物完成時に現地を調査するとともに、施設整備経費補助に対する工事の実績報告書を区職員が審査し、予定していた施設整備が行われたかを確認する。

今後の課題

20年度に1か所の開設が目標でしたが、建設の目途が立ったに止まりました。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　旧東戸山中学校の一部を活用した整備が進み、建設の目途が立ちました。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は補助金を通じた施設整備の支援の役割を担い、補助事業者は、施設整備及び施設の運営の役割を担います。

②目標の設定

目標設定は、パブリックコメント等により区民の意見を踏まえた介護保険事業計画に基づいており、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

施設整備の支援としては金銭的な支援が最も有効であり、これに替わる適当な手段はないと思われます。また、この補助制度を活用することにより、社会福祉法人等の民間法人の力を活用することができ、効率的です。

④目標の達成状況

第3期介護保険事業計画では、平成20年度までに小規模特別養護老人ホームを1か所整備する計画でしたが、建設計画の目途が立ったに止まりました。

今後の改革方針

旧東戸山中学校で進めている小規模特別養護老人ホームの整備を着実に進めます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：III－1　だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

番号：30

補助事業名	精神障害者施設整備助成	所管部課	福祉部　障害者福祉課	事業開始年度	19　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区精神障害者社会復帰施設に係る施設整備等補助金交付要綱				
20年度決算額 補助率	5，057，000 円 10/10　（限度額あり）	補助対象団体（者）	社会福祉法人東京ムツミ会 NPO法人工房「風」		
補助することで達成しようとしている区の目的	障害者自立支援法のサービス提供基盤の整備を促進します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	新体系サービスへの移行を円滑に進めるために初期経費の助成を行います。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

新規事業移行計画書
将来2年間の収支計画書
補助事業に係る事業計画書
施設整備・設備整備所要経費及び内訳書
19年度法人決算書及び貸借対照表

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

1事業の施設・設備に関する基準に適合する施設整備が事業計画に反映されているか
2事業の運営に欠かせない設備整備が事業計画に反映されているか
3実施するサービスが、障害者にとって良質でありニーズに対応しているか
4経営の理念を持ち、安定的事業運営が期待できる収支計画がなされているか
上記4点を提出書類に基づき区職員が審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

補助事業の決算報告書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

1新体系事業の施設及び設備に関する基準に適合する整備が達成されているか
2新体系事業の運営に必要な設備、機器、備品が充足されているか
上記2点を提出書類に基づき区職員が審査します。

今後の課題

精神障害者の各施設は、障害者自立支援法の施行に伴い経過期間中の新体系事業移行が求められているため、平成21年度まで、この補助を継続し事業移行を推進していきます。
新体系移行のためには、初期経費の支援だけでなく、事業運営や事業計画などソフト面での支援も強化し、旧制度からの移行を推進し、法に基づくサービス提供基盤の整備が必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B
理　　由：　この助成を活用し、新体系事業への移行が進んでいるため

①区と補助対象者との役割分担
区は、事業移行に必要な初期経費を助成し、財政基盤の脆弱な事業者を支援し新体系事業の基盤整備を推進します。
事業者は、利用者本位で自立を支援するサービスを安定的に提供します。

②目標の設定
区内の小規模通所授産施設等が新体系事業へ移行することを目指すもので、目標は適切です。
経験と実績をもつ事業所が法に基づくサービス提供基盤になるため、適切な助成です。

③代替手段・効率性
この補助制度は、利用者や地域の方々に親しまれ理解を得ている事業者が、これまで蓄積したノウハウを活用して新体系事業を展開することを促進しており、費用対効果からみて効果的・効率的といえます。

④目標の達成状況
平成20年度は2事業所が、施設整備を完了しました。

今後の改革方針

本補助事業は、平成21年度まで継続します。なお、区内全ての精神障害者共同作業所、小規模通所授産施設及び通所授産施設が新体系事業へ移行した時点で、本補助事業は終了します。

補助事業評価シート

該当する個別目標	Ⅲ－1　だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

番号	31

補助事業名	障害者グループホーム等への支援	所管部課	福祉部　障害者福祉課	事業開始年度	19　年度

根拠法令（要綱）等	新宿区障害者グループホーム等支援事業実施要綱

20年度決算額 補助率	72,000円 定額　（1か月24,000円）	補助対象団体（者）	グループホーム運営事業者

補助することで達成しようとしている区の目的	精神障害者の地域生活を支援することを目的としています。

団体（者）に対する直接の助成目的	グループホーム入居者のうち低所得者に対し、家賃の一部を助成し精神障害者の地域生活を支援します。

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
	・申請書 ・本人収入が確認できる書類 ・賃貸契約書及び家賃の領収書（写）		・申請時に提出された書類を区職員が審査し、本人が施設に支払った家賃を確認してから、定額を助成しているため清算は発生しません。
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 本人から提出される申請書により区職員が収入状況を確認（審査）します。 年金証書・工賃収入状況報告書により区職員が収入を確認（審査）します。		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） グループホームから提出される訓練等給付請求書により本人のグループホーム居住を区職員が確認し、本人家賃を助成します。

今後の課題

精神障害者が地域で自立した生活を送れるよう、負担感の少ない家賃で利用できるグループホームの施設整備が必要です。
現在サービス提供を行っているグループホームの家賃設定はまちまちであり、補助額を固定した仕組みでは、利用しにくい場合もあり今後の課題です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　改正

理　　由： 障害者施策の統合による改正により、家賃助成を訓練等給付（扶助費）の枠組みで対応するため

①区と補助対象者との役割分担

区がグループホームの家賃を補助することで、家賃の負担を軽減し、低所得者にもグループホームが利用しやすくなります。

②目標の設定

障害者の一元化を目標にし、知的障害者とのサービスの格差是正を図り、立ち遅れているとされる精神障害者のサービスを充実させたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、所得の低い精神障害者への地域生活支援策として効果的に実施しているといえますが、グループホームによって家賃設定が異なる中で、金額固定の補助のあり方については検討が必要です。

④目標の達成状況

この補助事業の実施により、精神障害者と知的障害者のサービスの一定の格差是正を図ることができました。また、精神障害者の自立した地域生活の促進に寄与しています。

今後の改革方針

平成21年度から障害者施策の統合による改正により、家賃助成を訓練等給付（扶助費）の枠組みで支援を行います。

補助事業評価シート

該当する個別目標：III-1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

番号：32

補助事業名	保護司会への事業助成	所管部課	子ども家庭部子ども家庭課	事業開始年度	S39 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区保護司会事業補助金交付要綱				
20年度決算額 補助率	720,000 円 10/10	補助対象団体（者）	新宿区保護司会		
補助することで達成しようとしている区の目的	青少年非行防止・地域環境浄化活動の推進を図り、区民と行政による安心してくらせるまちづくりを行う。				
団体（者）に対する直接の助成目的	青少年非行防止・地域環境浄化活動の普及啓発事業を助成しＰＲ効果を高める。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

○事業計画書（事業名、実施日、実施場所、予算額、経費説明）
○補助金申請書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

上記の提出書類の事業計画書の内容が、要綱に規程する補助金対象経費の経費項目に合致するか区職員が審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

○事業実績報告書（事業名、実施日、場所、参加人数、経費、経費説明）
○決算報告書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

実績報告書を区職員が審査します。
必要に応じて区職員が事業に参加して確認しています。

今後の課題

1　補助対象事業について、青少年健全育成のために、より一層多様な展開を促進して行くことが課題です。
2　法務省が主唱している「社会を明るくする運動」は、これまで青少年健全育成が中心であった。今後、方向性が変わる可能性があるので、法務省の動向について情報収集を積極的に行っていく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　由： 犯罪を犯した人の立ち直りを地域で支える活動を行うボランティア団体として、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、地域活動を通して青少年の非行防止と環境浄化に積極的に取り組んでおり、保護司会の事業に助成することは、助成目的に合致し評価できます。

①区と補助対象者との役割分担

「社会を明るくする運動」は法務省が主唱し、保護司会が中心となって、「更生保護の日」である7月1日を初日とした強調月間に行事等を実施しています。区は、「社会を明るくする運動」新宿区実施委員会事務局として、実施委員会の開催や全体の進行管理を行い、補助事業者は関係機関・団体と連携しながら新宿通りパレードの準備を進めるとともに、青少年非行防止等に関わる啓発活動として「講演会」を実施しています。

②目標の設定

犯罪や非行を防止し、地域環境浄化活動に取組み明るく安心で安全な地域社会を築くことは、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

保護司は、法務大臣から委嘱された民間のボランティアである。青少年非行防止等の様々な広報活動の内、新宿通りのパレードは区と事業者が各々の役割を果すことにより、効果的・効率的に実施することができており妥当といえます。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、青少年健全育成・青少年非行防止に対する取り組みが、自発的、積極的に行われており、目的に対して概ね達成したといえます。

今後の改革方針

1　「社会を明るくする運動」等、青少年の健全育成活動に関する事業や青少年非行防止に関する事業を対象に取り組みが行われています。実施状況を踏まえながら、更なる事業の活性化を図っていきます。
2　法務省の動向を収集しながら、区の実情に合致した事業の推進を図っていきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標	III－2　だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

番号	33

補助事業名	障害者福祉活動事業助成等	所管部課	福祉部障害者福祉課	事業開始年度	15　年度

根拠法令（要綱）等	新宿区障害者福祉活動基金条例 新宿区障害者福祉活動基金条例施行規則

20年度決算額 補助率	3，342，000 円 上限100万円	補助対象団体（者）	新宿区に住所を有する障害者（その家族を含む。）及びその他の区民並びにそれらのものが組織する団体 平成20年度実績　19団体

補助することで達成しようとしている区の目的	障害者の自立と社会参加を促進する自主活動を援助するため助成金を交付し、心身障害者の福祉の増進を図ります。

団体（者）に対する直接の助成目的	障害者の自立及び社会参加を促進する活動に助成を行い、もつて障害者福祉の増進を図ります。

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
	・新宿区障害者福祉活動事業助成金交付申請書 事業計画書内容　「事業名」「参加者内訳」「事業目的趣旨」「事業内容（実施プログラム）」「団体の概要」「他の補助金申請状況」 ・経費支出内訳書 ・添付文書 「設立趣旨」「日常の活動状況」「名簿」等の資料		・実績報告書（収支清算書・事業実施報告書・経費支出内訳書） 事業計画書内容　「事業名」「参加者内訳」「事業内容（実施プログラム）」「事業のまとめ」「事業評価シート」 ・添付文書 領収書・参加者名簿・ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等、実施事業が具体的に確認できる資料
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 上記の提出書類により、対象事業の目的・趣旨が補助金の目的に合致しているかどうか、実施プログラムの内容・ボランティア人数等で事業を無理なく効果的に行えるかどうかを、新宿区障害者福祉活動事業助成金配分委員会(内部委員）で審議し、配分額を決定します。		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） 実績報告書提出時に、審査を行います。 提出された書類により「補助金が適正に支出されたか」「その事業により障害者の自立・社会参加が増進したか」等について、課内にて審査を行います。

今後の課題

障害者の自立及び社会参加の促進のために、本助成事業は大きな役割を果たしていますが、幅広く障害当事者等の自主的活動を助成するために、常に助成金の公正な配分が求められています。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　平成20年度には19団体に対し助成を行い障害者福祉の増進を図れたため

①区と補助対象者との役割分担

助成対象者が自主的に助成目的に沿った事業を計画し実施します。
区は、助成対象者が事業を実施するために必要な経費の一部を助成するとともに、その自主性に配慮しつつ、事業に対しての助言を行っています。

②目標の設定

目標設定は、障害者福祉の増進を図るためであり、区内の障害者のニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

当事者等の自主的活動に対して、区が必要な支援を行う事業であるとともに、基金の運用収入を活用しているので効率的です。

④目標の達成状況

この助成金を交付したことにより、障害当事者等が様々な事業を行い障害者の自立及び社会参加が促進されました。

今後の改革方針

障害者の自立及び社会参加の促進に果たす役割は、区の直接行う事業のみではなく当事者等が行う活動も重要です。
今後も新宿区の障害者福祉の増進のため助成を続けていきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：III-2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

番号：34

補助事業名	精神障害者就労移行支援施設運営助成	所管部課	福祉部障害者福祉課	事業開始年度	19 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区精神障害者就労移行支援施設運営助成補助金交付要綱				
20年度決算額 補助率	20,802,240 円 10/10（限度額あり）	補助対象団体（者）	（社福）結の会、NPOラバンス、 （社福）東京ムツミ会、NPO工房「風」		
補助することで達成しようとしている区の目的	障害者通所訓練事業対象施設（法外施設）等から障害者自立支援法に規定される新体系事業へ移行した施設に対して、新体系事業の運営に要する経費の一部を補助することにより、利用者の福祉の向上を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	就労移行支援事業等の自立支援法に基づく新体系事業を行なう法人の運営を助成し、安定運営とともに支援の充実を図ります。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

補助金交付申請書
申請額内訳書、室別面積表
指定通知書、定款・運営規定
補助事業に係る事業計画書
法人予算書及び貸借対照表

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

書類審査による事案決定

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

実績報告書
精算書
事業報告書
決算書・貸借対照表

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

職員による書類審査や現場確認による確認

今後の課題

新体系事業においては、利用実績に応じて報酬が算定されるため利用者の出席状況により収入が不安定となることも想定されます。また新宿という地域特性のため事業所経費（施設借上経費）がかさみ運営を圧迫すると想定されます。そこで施設の経営基盤の安定化、確実なサービス提供及び利用者の良好な活動環境の確保のため、施設経費を含めた運営支援を引き続き行います。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： 新体系移行後の各施設が補助制度により運営が可能となり、一定の成果を挙げられたと考えます。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は運営費の一部を助成し、補助事業者は障害福祉サービスを利用者へ提供します。

②目標の設定

法人の安定的な事業運営が目標であり、利用者支援の観点からも目標の設定は適切と考えます。

③代替手段・効率性

賃貸料の助成については、地域がら高額であるため一定程度の助成は必要となります。今後、区の空き施設を活用した運営も検討していく必要があります。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、事業所の安定的運営が図られ、利用者へのサービス低下を避けることができました。

今後の改革方針

上記「今後の課題」にあるように、利用者支援の充実を図っていく必要があるので、今後もこの補助を継続します。
また、平成21年度から障害者施策の統合により「障害者就労支援施設事業運営助成事業」として、精神障害者施設と一体的な運営助成を行います。

補助事業評価シート

該当する個別目標 III-2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

番号 35

補助事業名	高齢者クラブ連合会事業助成	所管部課	福祉部高齢者サービス課	事業開始年度	47 年度

根拠法令（要綱）等	新宿区高齢者クラブ連合会自主運営事業助成要綱

20年度決算額 補助率	連合会事業助成 2,532,250 (うち特別事業費分1,600,000円) 円 10/10	補助対象団体（者）	新宿区高齢者クラブ連合会

補助することで達成しようとしている区の目的	高齢者の積極的な社会参加の促進することで、共に支え合う地域社会の実現を目指しています。

団体（者）に対する直接の助成目的	新宿区高齢者クラブ連合会が行う自主事業の実施経費の一部を助成することで、高齢者の社会参加の機会づくりを支援しています。

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ①新宿区高齢者クラブ自主運営事業助成金交付申請書(高齢者福祉大会) 添付書類 新宿区高齢者クラブ自主運営事業計画書(高齢者福祉大会) ②新宿区高齢者クラブ自主運営事業助成金交付申請書(高齢者スポーツ大会) 添付書類 新宿区高齢者クラブ自主運営事業計画書(高齢者スポーツ大会)	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ①新宿区高齢者クラブ自主運営事業報告書(高齢者福祉大会) ②新宿区高齢者クラブ自主運営事業報告書(高齢者スポーツ大会)
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） ・助成金申請書を受理後、区職員が添付された事業計画書の内容を書面審査し、担当部長が助成を決定しています。		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） ・事業実施日の当日、区職員が開催場所に出向き、実施内容を確認し、実績報告書を受理後、実施内容が事業計画書どおり実施されたか再度、確認しています。

今後の課題

高齢者福祉(演芸)大会やスポーツ大会の開催を実施し、日頃鍛錬した唄や踊りを披露したり、スポーツを行うことで高齢者の健康やいきがいを高め、合わせて高齢者クラブ相互間の連携を高めるうえで、非常に重要と考えています。
一方、会員の高齢化や減少が進む中で、魅力ある高齢者クラブづくりを行うため、区の支援方法の検討が必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： 高齢者福祉(演芸)大会及びスポーツ大会には、それぞれの会場で200名を超える多くの会員が参加しており、会員相互及び地域高齢者との交流の場となっています。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金を交付することで、高齢者クラブが自主的にそれぞれの行事を企画し、実施しています。

②目標の設定

高齢者福祉(演芸)大会等に参加することを目標に、日々、高齢者クラブの会員がクラブ活動に励んでいることから、適正なものと考えます。

③代替手段・効率性

高齢者福祉(演芸)大会等の参加者の規模からして、効果的に実施されています。

④目標の達成状況

この補助金を交付することで、高齢者クラブが自主的にそれぞれの行事を企画し、実施しています。

今後の改革方針

長年にわたり実施されている、高齢者福祉(演芸)大会やスポーツ大会は、高齢者の健康やいきがいづくりを行ううえで、高齢者クラブ連合会にとって、今では欠かせない行事になっております。
一方、会員の高齢化や減少が進む中で、魅力ある高齢者クラブづくりを支援する必要があります。

補助事業評価シート

該当する個別目標：III-2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

番号：36

補助事業名	高齢者クラブバス派遣	所管部課	福祉部高齢者サービス課	事業開始年度	55 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区高齢者クラブバス借上費助成要綱				
20年度決算額 補助率	3,032,000 円 1/2	補助対象団体（者）	・新宿区高齢者クラブ連合会 ・高齢者クラブ（131クラブ）		
補助することで達成しようとしている区の目的	高齢者の積極的な社会参加を促進し、共に支え合う地域社会の実現を目指します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	高齢者クラブ等がバスを利用して行う自主事業を実施するにあたり、バス借上費の一部を助成することで、高齢者の社会参加の促進を目指しています。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・高齢者クラブ用バス借上費助成申請書(添付書類無し)

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

・新宿区高齢者クラブバス用バス借上費助成要綱に基づき、提出された申請書(添付書類無し)の記載内容が助成対象に該当するか、担当職員が書面審査し、担当課長が助成の承認をしています。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・実績報告書 （バス借上代金等、バス借上会社の確認印必要）
・参加者名簿
・旅行の事実を証明できるもの （宿泊先の領収書等）

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

・実績報告書、参加者名簿及び添付書類を受理後、新宿区高齢者クラブバス用バス借上費助成要綱に基づき、書面審査し、計画どおり実施されたか確認しています。

今後の課題

高齢者クラブの会員の高齢化及び減少が進む中、高齢者クラブ連合会が主催する行事には、多くの参加者がありますが、単位クラブ単独では、助成を受けるために必要な参加者が確保できず、利用実績が向上しませんでした。
こうした状況を踏まえ、21年度より、要綱を改正し複数クラブ合同の事業への助成も可能としました。この改正点を各高齢者クラブへ充分に周知し、実績の向上を図る必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： 高齢者クラブのバス借り上げ費の一部助成を行うことで、高齢者の社会参加の促進が図られ、引きこもり防止やいきがい作りの場となっています。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区はバス借上費の一部を助成するのみで、高齢者クラブは、自主的に行事を企画し、運営しています。

②目標の設定

研修旅行等を企画実施することは、高齢者の引きこもり防止及び交流の場づくりとして、適切と考えます。

③代替手段・効率性

この補助金の交付により、研修旅行等が企画実施され、クラブ会員同志の親睦が図られています。

④目標の達成状況

この補助金の交付により、研修旅行等が企画実施され、クラブ会員同志の親睦が図られています。

今後の改革方針

今年度、要綱改正の趣旨を高齢者クラブ会員に周知するとともに、より利用しやすい工夫を検討します。

補助事業評価シート

該当する個別目標	III－2　だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

番号	37

補助事業名	住み替え居住継続支援	所管部課	都市計画部住宅課	事業開始年度	17　年度

根拠法令（要綱）等	新宿区住み替え居住継続支援要綱

20年度決算額	4，156，500 円	補助対象団体（者）	民間賃貸住宅の取壊し等により賃貸借契約の継続が困難となった高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯、区立住宅に居住する世帯
補助率	家賃差額：50%、移転費用：100%（上限あり）		

補助することで達成しようとしている区の目的	民間住宅に居住する高齢者世帯等が住宅の取り壊し等により賃貸借契約の継続が困難となった場合に、転居にかかる費用を一時金として助成し、居住の継続、安定を図る。

団体（者）に対する直接の助成目的	高齢者世帯等の円滑な転居及び居住の安定

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

支援予定登録申請書（以下添付書類）
・居住している住宅の賃貸借契約書
・住民票又は外国人登録記載事項証明書
・収入を証する書類
・その他区長が必要と認める書類

支援申請書　（以下添付書類）
・転居後住宅の賃貸借契約書
・住民票又は外国人登録記載事項証明書
・その他区長が必要と認める書類

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

区の職員が審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

なし

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

なし

今後の課題

住み替え相談から当事業の申請につなげていくことが多いことから、今後とも東京都宅地建物取引業協会新宿区支部との連携を蜜にしていく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　実施件数は計画より下回っていますが、支援を必要としたすべての世帯に対し助成を行うことができたため

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は高齢者等の円滑な転居及び居住の安定を支援し、補助対象者は区内居住を継続することができます。

②目標の設定

取り壊し等を理由に立ち退きを求められている高齢者世帯等に対する円滑な区内転居への支援が必要であることから、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、転居時の負担軽減策として一時金としての補助であることから、効率性が高いと判断します。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、取り壊し等を理由に立ち退きを求められている高齢者等に対する円滑な転居及び居住安定の効果がありました。

今後の改革方針

この補助金による効率性が高く、住宅の確保に特に配慮を要する世帯への補助であることから、目標の達成状況を勘案しながら、適正に補助事業を実施していきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標	Ⅲ－2　だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

番号	38

補助事業名	子育てファミリー世帯居住支援（転入・転居助成）	所管部課	都市計画部住宅課	事業開始年度	17　年度

根拠法令（要綱）等	新宿区転入転居助成要綱

20年度決算額 補助率	22,200,100 円 移転費用（転入・転居）、家賃差額（転居）	補助対象団体（者）	義務教育修了前の子を扶養する、区外から区内の民間賃貸住宅への転入及び区内の民間賃貸住宅へ転居する世帯

補助することで達成しようとしている区の目的	区外から区内の民間賃貸住宅に転入する子育てファミリー世帯へ転入にかかる費用の助成及び子の成長に伴い、区内の民間賃貸住宅に転居する子育てファミリー世帯へ転居前後の家賃差額と移転費用を助成することにより、義務務教育修了前の子を扶養する世帯の居住環境の安定を図ります。

団体（者）に対する直接の助成目的	区内への転入及び区内での転居の促進

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

予定登録申請書　（以下添付書類）
- ・居住している住宅の賃貸借契約書
- ・住民票又は外国人登録記載事項証明書
- ・収入を証する書類
- ・その他区長が必要と認める書類

助成申請書　（以下添付書類）
- ・転居後住宅の賃貸借契約書
- ・住民票又は外国人登録記載事項証明書
- ・契約に要した費用の支払を証する書類
- ・その他区長が必要と認める書類

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

申請書を受け提出書類により区職員が受給資格審査し助成を決定する。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

なし

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

なし

今後の課題

転入、転居助成ともに目標にほぼ届いていますが、予定登録申請後、居住先が見つからなかったことなどにより、予定登録期間内に手続きせず、期限切れとなっているケースが多数見受けられます。そのため、補欠制の導入など受付方法の見直しなどが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　実施件数が予定数に近く概ね計画どおり事業を推進することができたからです。これは、ホームページに事業の案内をより詳しく掲載し申請書のダウンロードが出来るようにしたことと、区報での制度の周知を図ったことによると判断します。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は居住環境の改善を支援し、補助対象者は改善された居住環境において子育てをすることができます。

②目標の設定

子どもの成長に伴い区内の良好な住宅に転居する子育てファミリー世帯に対し、転居に伴う家賃等の負担軽減を図ることが必要であることから、政策目的の設定は、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、作業の投入量に対してほぼ効率的に事業が実施されていると判断します。

④目標の達成状況

転入助成は目標の９６％、転居助成は９０％に達し、概ね計画どおりに事業を推進することができたことから、子育てファミリー世帯の居住環境の安定に対する効果があったと判断します。

今後の改革方針

経済的な負担の大きい子育てファミリー世帯の円滑な住み替えや区内への居住継続を支援する必要があることから、今後も適正に補助を実施していきます。

上記「今後の課題」のとおり、転入・転居の予定登録申請数が助成予定数に達した段階で新たな申請を断っており、予定登録申請者が予定登録期間内に転入・転居をしない場合、助成件数が予定数に達しなくなることから、これを防ぐため、補欠制を導入します。

また、転居助成の需要が多いことから予定数を２０世帯から３０世帯に増やし、子育てファミリー世帯の区内での居住継続のさらなる支援を図っていきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標	Ⅲ－2　だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

番号	39

補助事業名	高齢者等入居支援事業	所管部課	都市計画部住宅課	事業開始年度	19　年度

根拠法令（要綱）等	高齢者の居住の安定確保に関する法律 新宿区高齢者等入居支援事業実施要綱

20年度決算額 補助率	101,175 円 （月額家賃＋共益費等）×3/10（上限あり）	補助対象団体（者）	高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯

補助することで達成しようとしている区の目的	保証人が見つからないことで民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者世帯等の居住の継続と安定

団体（者）に対する直接の助成目的	高齢者等世帯への居住継続支援

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

保証委託契約書、賃貸借契約書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

債務保証制度：住宅課窓口又はＦＡＸにより随時申込書を受け付け、職員による資格要件の審査の後、協定保証会社にＦＡＸで依頼します。
保証料助成：上記の経過を経て協定保証会社と保証委託契約を締結した世帯から、住宅課窓口において随時受け付け、職員が資格要件について審査します。定数に達した時点で受付終了とします。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

なし

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

なし

今後の課題

この補助金による債務保証契約によらず、自主的に保証人を探していただくことが必要ですが、現状では、高齢であることなどの理由から、保証人が見つからない高齢者等世帯があり、保証人を見つけることや依頼することが引き続き困難な状況です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　助成実施件数は計画より下回っていますが、支援を必要としたすべての世帯に対し助成を行うことができたからです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は高齢者の居住の継続と安定を支援し、補助対象者は区内居住を継続することができます。

②目標の設定

区内転居の際、保証人を見つけることが困難な高齢者世帯等への居住継続の支援が必要であることから、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、家賃等債務保証契約締結時の一時金としての補助であることから、効率性が高いと判断します。なお、補助率は、区と保証会社との協定に基づき市場における一般の保証料算出の率に比べて低く設定されています。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、保証人が見つけられず、建物の賃貸契約が困難な高齢者に対する居住継続の効果がありました。

今後の改革方針

この補助金による事業実施の成果が高いと考えられ、また、住宅の確保に特に配慮を要する世帯への補助であり、保証人を見つけることや依頼することが引き続き困難な状況であることから、目標の達成状況を勘案するとともに、東京都宅地建物取引業協会新宿区支部との連携を蜜にしながら、適正に補助を実施していきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅲ－2　だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

番号：40

補助事業名	災害時居住支援	所管部課	都市計画部住宅課	事業開始年度	20　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区災害時居住支援助成要綱				
20年度決算額 補助率	1，305，000 円 定額（1日当たり単身2,000円、複数世帯3,000円	補助対象団体（者）	火災等の災害により住宅を失ったり、居住できなくなった世帯が、一時的な居住場所として民間賃貸住宅等に入居した世帯		
補助することで達成しようとしている区の目的	一時的に居住するための住宅確保に要する経済的支援を行い、早期の生活再生を図り区内居住を継続すること				
団体（者）に対する直接の助成目的	被災世帯の経済的支援と居住の安定				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

1　交付申請時
・申請書　・り災証明書　・賃貸借契約書など　・一時経費の金額が確認できる書類
2　請求時
・領収書など、費用の支払いを証明する書類

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

区の職員が審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

なし

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

なし

今後の課題

現在の助成単価は、単身者は日額2,000円、複数世帯は日額3,000円ですが、被災後の厳しい生活環境を考慮し、助成額を増額することが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　災害は発生しないことが理想ですが、不幸にして生じてしまった災害の被災者のうち支援を必要としたすべての世帯に対して必要な助成を行ってきました。事業は計画通りに進んでいると評価します。

①区と補助対象者との役割分担
区は、一時的に居住するための住宅確保に要する経済的支援を行い、補助対象者は早期の生活再生を図り区内居住を継続することができます。

②目標の設定
火災等の災害により住宅を失ったり、居住できなくなった世帯で一時的な居住場所として民間賃貸住宅等に入居した世帯に、早期の生活再生を図り区内居住を継続するための経済的支援が必要であることから、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性
この補助金は、一時的な居住場所を確保するための経費として60日間に限っての補助であることから、効率性は高いと判断します。

④目標の達成状況
この補助金を交付したことにより、被災後に一時的に居住するための住宅を確保した世帯の早期の生活再生と区内居住の継続に効果がありました。

今後の改革方針

21年度より、助成の上限額を、単身者は日額5,000円、複数世帯は日額6,000円に増額していきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標	Ⅲ－２　だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

番号	41

補助事業名	民間賃貸住宅家賃助成	所管部課	都市計画部住宅課	事業開始年度	１０　年度

根拠法令（要綱）等	新宿区世帯向家賃助成要綱 新宿区学生及び勤労単身者向家賃助成要綱

20年度決算額 補助率	７２，７２９，５５３　円 家賃の一部助成	補助対象団体（者）	区内の民間賃貸住宅に居住する義務教育修了前の子を扶養する世帯及び１８歳以上２８歳以下の単身世帯

補助することで達成しようとしている区の目的	区内の民間賃貸住宅に居住し、または居住しようとする世帯の家賃負担を軽減することにより、子育て世帯及び学生・勤労単身者世帯の居住継続及び地域の活性化を図ります。

団体（者）に対する直接の助成目的	子育て世帯及び学生・勤労単身者世帯の居住継続及び地域の活性化

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・助成申請書　（以下助成決定者提出書類） ・居住している住宅の賃貸借契約書及び家賃支払証明書 ・住民票又は外国人登録記載事項証明書 ・収入を証する書類 ・その他区長が必要と認める書類	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 なし
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 提出書類により区職員が受給資格審査し助成を決定する。		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） なし

今後の課題

民間賃貸住宅に居住し、助成資格を有する世帯への家賃補助をしています。制度のあり方を含め、家賃助成全般の見直しを検討しながら対応していく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　計画どおり事業を推進することができたからです。　しかし、抽選に漏れた世帯が多いことから、資格を有する世帯すべての家賃負担の軽減が図られていません。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は区内居住の継続を支援し、補助対象者は居住継続と地域の活性化を図ることができます。

②目標の設定

子どもの成長または若年により経済的負担が大きい子育てファミリー世帯及び学生・勤労者世帯への家賃補助は、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

補助期間を設定し、一定額を補助する制度であることから、区が住宅を直接供給することに比べ、効率的に事業が実施されていると判断します。

④目標の達成状況

予定件数の１００％に達し、計画どおりに事業を推進することができたことから、子育てファミリー世帯及び学生・勤労単身世帯の居住継続及び地域の活性化に対する効果があったと判断します。

今後の改革方針

少子高齢化が急速に進む中、区内の民間賃貸住宅に居住する子育てファミリー世帯及び学生・勤労者世帯の家賃軽減は、区内居住の継続と地域の活性化のために必要であることから、今後も適正に補助を実施していきますが、上記「今後の課題」のとおり、今後は、家賃助成全般の見直しを検討していきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標	III－2　だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

番号	42

補助事業名	分譲マンションアドバイザー制度利用助成	所管部課	都市計画部住宅課	事業開始年度	20　年度

根拠法令（要綱）等	新宿区分譲マンションアドバイザー制度利用助成要綱

20年度決算額 補助率	0 円 （派遣料の全額又は一部）	補助対象団体（者）	（財）東京都防災・建築まちづくりセンターが実施するアドバイザー制度を利用し、派遣料を支払った区分所有者等

補助することで達成しようとしている区の目的	分譲マンションに関する各種アドバイザー制度を利用した管理組合に対し、派遣料の一部を助成することにより、分譲マンションの適正な維持管理の促進と円滑な建替え又は改修を支援します。

団体（者）に対する直接の助成目的	分譲マンションの適正な維持管理に向けた、マンション管理組合の自主的な活動の支援

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・制度利用助成申請書（以下、添付書類） ・アドバイザー派遣書の写し　・派遣料の支払いを確認できる書類 ・分譲マンションアドバイザー制度利用完了報告書 ・その他区長が必要と認める書類 ・アドバイザー派遣元が作成した検討書の写し（建替えアドバイザー制度の場合）	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 なし
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 区の職員が審査する。		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） なし

今後の課題	20年度に開始した事業で、内容が十分浸透していないこともあり、助成実施件数がありませんでした。今後は、事業のさらなる周知を図るほか、区分所有者等への積極的な啓発活動が必要です。

補助金の評価	総合評価（A・B・C・改正）とその理由 **総合評価**：　C **理　　由**：　助成実施件数が目標件数を下回っていることにより、総合評価を「C」としました。 ①区と補助対象者との役割分担 この補助金において、区は分譲マンションの適切な維持管理の促進と円滑な建替え・改修を支援し、補助対象者は分譲マンションの適正な維持管理に向けて、マンション管理組合の自主的な活動を行うことができます。 ②目標の設定 区が、マンション管理組合の自主的な活動を支援することにより、良好な住宅ストックの存続と住環境の保全及び向上を図ることは、区民ニーズを踏まえたもので適切です。 ③代替手段・効率性 分譲マンションの管理等に専門的な知識を有するアドバイザーの派遣に対する助成であり、効率的な事業の実施が期待されます。 ④目標の達成状況 助成実施件数がありませんでした。

今後の改革方針	20年度において助成実施件数がなかったことから、区が実施するマンション管理セミナー等の際にパンフレットを配布するなど、事業のさらなる周知を図るほか、区分所有者等への積極的な啓発活動を行い、分譲マンションの円滑な改修や建替えの支援を継続して実施していきます。、

補助事業評価シート

該当する個別目標	III-3　災害に備えるまち

番号	43

補助事業名	消防団への事業助成　3消防団	所管部課	区長室危機管理課	事業開始年度	昭和 22　年度

根拠法令（要綱）等	消防団事業に対する補助金交付要綱

20年度決算額 補助率	2，249，750 円 基本割額243,000／団、定数割額2,765／人	補助対象団体（者）	区内3消防団

補助することで達成しようとしている区の目的	区の基本施策目標である、災害に強い体制づくりの実現

団体（者）に対する直接の助成目的	消防団が行う、地域住民との協働による地域防火防災活動の推進を支援します。

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・申請書 ・歳入歳出予算書 ・事務事業計画書	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・歳入歳出決算書 ・事業実績報告書
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 各消防団が実施した前年度の事業実績報告の内容を確認・審査した後、次年度分の補助申請書を審査し補助決定通知を行います。		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） 補助金が目的に沿って適正に執行されているかを、歳入歳出決算書により危機管理課で審査します。また、事業内容が申請内容のとおり実施され、区の目的とする効果があるか確認します。

今後の課題	災害に強い体制づくりをさらに推進するためには、地域防災力の向上に必要不可欠な存在である消防団の活動を、区民に見える形でPRし、区民の理解を深めるような事業を展開していきます。

補助金の評価	総合評価（A・B・C・改正）とその理由 **総合評価：**　B **理　　由：**　区主催の防災訓練や防災区民組織等に対する訓練指導、区民の防災意識向上のための事業が実施されており適切であるため ①区と補助対象者との役割分担 この補助金においては、区は消防団の各種防火防災事業について事業計画書を通じて内容確認することを担い、消防団は地域住民の防災指導・教育を通じて地域防災力の強化・向上を担います。 ②目標の設定 政策目標の設定は、地域の防災リーダーである消防団による防災区民組織等の育成、区民の防火防災意識の啓発及び防災行動力の向上を図るものであることから、目標の設定は適切です。 ③代替手段・効率性 消防団が行う地域防災力の向上や区民の防火防災意識の啓発活動について、区民に対し広報していくことで、より効率的に消防団による地域防火防災活動を推進します。 ④目標の達成状況 この補助事業により、消防団による防災区民組織等の育成、住民の防火防災意識及び地域防災行動力の向上が図られており、目標は達成されています。

今後の改革方針	消防団が行う事業は、地域防災力の向上に大きな影響を持っており、もっとも身近な防災リーダーとして区民に対する防火防災意識の啓発や防災行動力の向上などを継続的、計画的に実施していくことが、区民の安全・安心の向上を図るために必要です。今後は、消防団の活動がより多くの区民の理解を得られ、区の中心的な防災組織として活動できるよう、区としては広報活動を充実し、区民の理解を深めてくことが重要になります。

補助事業評価シート

該当する個別目標	III-3　災害に備えるまち

番号	44

補助事業名	各種団体への事業助成 (防火防災協会　3協会)	所管部課	区長室危機管理課	事業開始年度	平成 3　年度

根拠法令(要綱)等	防火防災事業に対する補助金交付要綱

20年度決算額 補助率	540,000円 活動経費の1／2	補助対象団体(者)	区内3防火防災協会 (1防火防災協会あたり18万円)

補助することで達成しようとしている区の目的	区の基本施策目標である、災害に強い体制づくりの実現

団体(者)に対する直接の助成目的	防火防災協会が行う、地域住民との協働による地域防火防災活動を支援します。

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・申請書 ・歳入歳出予算書 ・事業計画書	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・歳入歳出決算書 ・事業報告書
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 防火防災協会が実施した前年度の実績内容の報告を確認・審査後、次年度分の補助申請書等を審査し、補助決定通知を行います。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 補助金が目的に沿って適正に執行されているかを、歳入歳出決算書により危機管理課が審査します。また、事業内容が申請内容のとおり実施され、区の目的とする成果を挙げているかを確認します。

今後の課題	防火防災協会の行う活動のうち、特に地域住民の防災行動力の向上・防災意識の啓発に関わる事業を強化し、より効果・効率的な活動を行っていきます。

補助金の評価	総合評価(A・B・C・改正)とその理由 **総合評価：**　B **理　　由：**　この補助金の総合評価Bの理由は、地域住民の防火防災意識の啓発のための広報活動や、防災行動力向上のための地域防災イベント・救命教習受講者養成などの事業補助として適正に活用されており、適切であるため ①区と補助対象者との役割分担 区は区民の防災行動力の向上を高める事業への補助・協働を積極的に推進する役割を担い、防火防災協会は区とともに地域住民と協働した防火防災事業を実施する役割を担います。 ②目標の設定 目標設定は、区民の防火防災意識の啓発及び防災行動力の向上であり、安全・安心の向上という区民ニーズを踏まえたもので適切です。 ③代替手段・効率性 防火防災協会の実施する事業は、地域防災力の向上・区民の防災意識の普及・啓発に寄与する事業であり、費用対効果から見て効果的に実施されています。 ④目標の達成状況 この補助事業により、地域住民との協働による地域防災防火活動が実施され、住民の防火防災意識及び地域防災行動力の向上が図られており、目標は達成されています。

今後の改革方針	今後も区は防火防災協会と協議して、災害に強い体制づくりを図るため、区の施策とリンクした事業展開ができるよう、さらに意見交換の場を増やしていきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標	III－3　災害に備えるまち

番号	45

補助事業名	建築物等耐震化支援事業	所管部課	都市計画部地域整備課	事業開始年度	16　年度

根拠法令（要綱）等	・新宿区既存木造住宅等耐震化助成事業助成金交付要綱　・新宿区緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業助成金交付要綱 ・新宿区非木造住宅等の耐震化助成事業助成金交付要綱　・新宿区耐震シェルター等設置助成事業助成金交付要綱 ・新宿区新耐震基準マンション等の耐震化助成事業助成金交付要綱 ・新宿区ブロック塀等除却助成金交付要綱

20年度決算額 補助率	71,091,632 円 （項目によって補助率は異なります）	補助対象団体（者）	助成対象建築物所有者等

補助することで達成しようとしている区の目的	事業の推進により、建築物等の耐震化の促進による耐震性の向上だけでなく、区民等が自らの生命、財産を守るため、耐震改修の必要性に対する意識向上を図ります。さらに、「減災社会」を目指し、区民と区の協働により災害に強い都市づくりや、地域ぐるみで防災に取り組んでいく体制づくりなど、災害に強い人とまちをつくり安心して生活でき逃げないですむまちづくりを実現していきます。
団体（者）に対する直接の助成目的	耐震診断及び耐震補強工事に係る費用の一部を補助することにより、区内住宅の耐震化を促進する。

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ①木造住宅の耐震調査・補強計画作成、非木造住宅等の耐震診断・補強計画作成、ブロック塀除去工事，耐震シェルター等設置 交付申請書、見積書、登記簿謄本等 ②木造住宅の耐震補強工事 交付申請書、見積書、登記簿謄本等、耐震調査報告書・補強計画書その他関係書類	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ①木造住宅の耐震調査・補強計画作成、非木造住宅等の耐震診断・補強計画作成 完了実績報告書、耐震調査・計画報告書、領収書その他関係書類 ②木造住宅の耐震補強工事、ブロック塀除去工事、耐震シェルター等設置 完了実績報告書、工事写真、領収書その他関係書類
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 申請者から提出のあった交付申請書及び添付書類を区職員が審査する。特に②木造住宅の耐震補強工事については、区登録の診断員による耐震調査報告書及び補強計画書と見積書を比較し助成の目的に添っているかの審査を行います。		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） 申請者から提出のあった完了実績報告書及び添付図書を区職員が審査し、併せて現場検査を実施します。申請時に提出のあった補強計画書と工事写真等を比較し、適正に工事が行われたものであるか審査を行います。

今後の課題

現在の助成金支出の仕組みでは、申請等の手続きの区民の負担や審査等の職員に係る負担が大きいため、耐震改修促進計画に掲げる目標達成のためには、区登録診断員の活用や耐震補強推進協議会の協力等により事務負担の軽減につながるような仕組みづくりが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　木造住宅の耐震調査・補強計画は計画以上の件数を実施することができ、また、耐震補強工事は予定の件数には届きませんでしたが、昨年度の1.5倍の件数を実施し、耐震化の促進に繋がりました。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は建築物の耐震化に要する費用の一部の助成を行い、補助申請者は建築物の耐震化により、震災に対する認識を広く持ってもらうとともに、災害に強い安全なまちづくりの形成を行うという役割を担います。

②目標の設定

政策目的設定は、区政モニター等においても常に上位にランクする区民ニーズの高いものであり、適切であると考えます。

③代替手段・効率性

この補助金は建築物の耐震化に要する費用の一部を助成することにより地域防災機能を強化するものであり、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

木造住宅の耐震調査・補強計画は計画以上の件数を実施することができ、また、耐震補強工事は予定の件数には届きませんでしたが、昨年度の1.5倍の件数を実施しました。

今後の改革方針

上記「今後の課題」にあるような仕組みづくりについて新宿区耐震補強推進協議会等と調整のうえ、検証・検討を行います。当該検討結果をふまえ、補助事業の実施について改善を進めます。

補助事業評価シート

該当する個別目標	III-3　災害に備えるまち

番号	46

補助事業名	各種団体への事業助成 (防犯協会　4協会)	所管部課	区長室危機管理課	事業開始年度	昭和 39　年度

根拠法令(要綱)等	地域の防犯活動に対する補助金交付要綱

20年度決算額 補助率	900,000円 活動経費の1／2	補助対象団体(者)	区内4防犯協会 (1防犯協会あたり22万5000円)

補助することで達成しようとしている区の目的	区の政策目標である、安全・安心まちづくりを実現するため。

団体(者)に対する直接の助成目的	防犯協会が行う、地域住民との協働による地域安全活動を支援するため。

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

1平成20年度防犯協会補助金交付申請書
2平成19年度防犯協会補助実績書
3平成20年度防犯協会補助計画書
4防犯協会総会資料
5防犯協会会則
6防犯協会役員名簿

審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等)

防犯協会が実施した前年度の実績内容の報告確認・審査後、次年度の補助申請書(歳入歳出予算書、事務事業計算書)を審査し、補助決定します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

左記記載のとおり

審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等)

補助金が目的に沿って適正に執行されているかを、歳入歳出決算書により危機管理課が審査します。また、事業内容が申請内容のとおり実施され、区の目的とする成果を上げているかを確認します。

今後の課題

住民・事業者などの方々に「犯罪を抑止する地域防犯力の向上が必要不可欠であることを、いかに効率よく効果的に啓発していくか」、また「自分達のまちは自分達がまもる」という意識に基づく自主防犯活動を、いかにして継続実施していくかが課題です。

補助金の評価

総合評価(A・B・C・改正)とその理由

総合評価:　B

理　　由:　防犯知識・意識などの高揚のため、区内4防犯協会合同によるイベントや、各防犯協会ごとに各種催し物や啓発物品を配布するなどし、犯罪抑止には必要不可欠である地域防犯力の向上に努めています。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は4防犯協会事業費を担い、4防犯協会は地域の巡回パトロール等の安全・安心まちづくりのための地域防犯活動を支援し、地域住民の防犯に対する意識の啓発・高揚を担います。

②目標の設定

新宿区に住む人にとっても、また、働きに来る人にとっても、安全で安心して過ごせるまちづくりを目指します。

③代替手段・効率性

防犯協会が行っている地域防犯力の向上のため地域住民と協働で行っているパトロール等が有効で効果的です。

④目標の達成状況

各団体による自主防犯パトロール等が活発化しています。また、地域内の犯罪発生件数も減少傾向にあります。

今後の改革方針

新宿4警察署の防犯協会による区民地域安全の集いを実施したことにより、防犯知識・意識の高揚に繋がり、「自分達のまちは自分達で守る」といった自主防犯活動に対する普及活動に一定の成果を見せており、ボランティア団体も年々増加しています。また、犯罪発生件数も減少傾向にあります。よって、要綱に沿った適正な補助金の運用に努め区内の安全・安心まちづくりを効率的・効果的に推進していくため、補助を継続とします。

補助事業評価シート

該当する個別目標	III-3　災害に備えるまち

番号	47

補助事業名	地域防災コミュニティの育成 (防災区民組織の育成　202組織)	所管部課	区長室危機管理課	事業開始年度	平成 11　年度

根拠法令(要綱)等	新宿区防災区民組織活動助成金交付要綱

20年度決算額 補助率	10,239,370 円 加入世帯数により5万円～7万円／1組織	補助対象団体(者)	新宿区防災区民組織の育成に関する要綱(7新環防第228号)により新宿区に認定された防災区民組織を対象としています。

補助することで達成しようとしている区の目的	防災区民組織の育成･強化を通じて、組織の構成員が平時から減災に向けて活動し、災害発生時には初期消火活動や救護活動を自主的に行えるようになり、ひいては地域全体の自主防災体制が確立･強化されることを目的としています。

団体(者)に対する直接の助成目的	防災区民組織に対して、組織独自の防災活動(自主訓練･勉強会･資機材の整備)に必要な助成金を交付することにより、組織の育成及び活動能力の向上を目的としています。

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類 ①防災区民組織活動助成金交付申請書 ②防災に関する活動年間事業計画書 ③防災区民組織活動助成金請求書	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類 ④防災に関する活動年間事業実績報告書 ⑤防災区民組織活動についてのアンケート
	審査の体制･考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等) ②によって、各組織の年間の活動内容を把握し、活動支出が助成対象として適正であるか区職員が審査しています。		審査の体制･考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等) 年度末に④にて助成金が助成対象となる活動に充てられているか区職員が審査しています。同時に、⑤によって活動の充実度や課題などを調査しています。

今後の課題	現在、助成金額は防災区民組織の加入世帯数または防災区民組織の母体となっている町会･自治会の加入世帯数に基づき算出しています。今後の課題としては、助成金額を世帯数に比するよりも、個々の組織の活動実績に応じて助成するほうが、組織の能力向上に資するのではないか、といったことがあげられます。

補助金の評価	総合評価(A･B･C･改正)とその理由 **総合評価**:　B **理　由**:　助成金の交付により、多くの組織の活動能力を高め、地域の自主防災体制を確立することができたため ①区と補助対象者との役割分担 この助成金において、区は地域における自主防災体制の確立･強化を目的とした対象組織への助成金交付を担い、対象組織は組織の育成及び活動能力の向上を担っています。 ②目標の設定 政策目標設定について、地域の自主防災体制の確立･強化は区全体の安全･安心を推進させるという理由により、区民ニーズを踏まえたもので適切です。 ③代替手段･効率性 この助成金は現物支給ではなく現金支給で行われており、各組織の行う幅広い防災活動に対して柔軟かつ効果的に支援をすることができます。 ④目標の達成状況 防災区民組織が実施する防災活動に要する経費を助成することにより、多くの組織がその活動能力を高め、地域の自主防災体制の確立及び防災意識の高揚を図ることができました。

今後の改革方針	現状の課題について、活動実績に応じた助成金交付は、各組織から活動報告が提出されても対象としている防災活動が多岐にわたっており、一元的な実績評価が困難であるため、これまでどおり世帯に比した助成額支給を基本としますが、各防災区民組織の能力向上が図れるように、防災区民組織活動についてのアンケートを実施します。各組織の行う取組みや試みなどを調査･把握し、集計結果を全組織に紹介することで、組織運営･活動の活性化を促します。

補助事業評価シート

該当する個別目標	III－4　日常生活の安全･安心を高めるまち

番号	48

補助事業名	消費者活動事業助成	所管部課	地域文化部産業振興課	事業開始年度	19　年度

根拠法令（要綱）等	新宿区消費者活動促進等事業助成要綱

20年度決算額 補助率	952,600円 対象経費の1／2	補助対象団体（者）	区内で公益性のある健全かつ自主的な消費者活動を行っている団体

補助することで達成しようとしている区の目的	消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するとともに、その活動成果を広く区民に普及啓発し、消費生活についての区民の理解を深め、団体活動に参加する区民の拡大を目指します。

団体（者）に対する直接の助成目的	消費者団体の公益性のある活動を助成し、健全かつ自主的な活動の活性化を図ります。

補助金の申請	補助金の清算／実績報告
補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類 助成金交付申請書、団体の会則･規約等、年間事業計画書、収支予算書、所要経費明細書、助成金請求書（交付決定後）	**清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類** 助成金交付実績報告書、所要経費明細書（領収書等添付）、収支決算書、助成金清算書（概算払いのみ）
審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等） 公募により提出された事業計画書等の書類を内部審査し、補助用件の適否を確認します。次に審査会で事業内容の評価を行うとともに、必要に応じて団体代表者からの事情聴取などにより、補助すべき公益性のある消費者活動かを審査し決定します。 審査会は審査会設置要領により、産業振興課長、消費者行政担当副参事、主査及び東京都消費生活総合センター活動推進課長の委員4名で構成します。	**審査の体制･考え方**（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等） 対象活動実施後、事業実績報告書等について、実施内容が助成目的に適合した内容かを評価するとともに助成金の費目ごとに使途内容を審査し、不明な点については団体役員に事情聴取し確認します。

今後の課題

この補助金制度をさらに活用しやすい制度にするために、申請方法の見直しや、制度の周知を広く行っていき、助成制度の利用促進と消費者団体活動の活性化を図ります。

補助金の評価

総合評価（A･B･C･改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　20年度は、9団体24事業の助成を実施し、各団体の活動も一定の活性化が見られたため

①区と補助対象者との役割分担

この補助金制度により、区は消費者団体の自主的な活動を活性化させ、さらに消費生活センターで活動している団体以外の新たな団体を掘り起こしていきます。補助団体は団体活動の成果を幅広く区民に情報提供することで、区民の理解を深め、団体活動に参加する区民を拡大します。

②目標の設定

消費者団体の公益的活動を補助制度により助成することで、資力のない消費者団体の活動を促進し、その自主活動成果を広く区民に普及啓発していくことにより、区民の豊かな消費生活の実現を目的にすることは、効果的で適切です。

③代替手段･効率性

消費者団体への事業委託による支援は、支援内容や支援団体が限定されますが、公募による補助制度は、団体活動の促進と支援団体の裾野拡大が可能となり効率的です。

④目標の達成状況

20年度は、9団体24事業の助成を実施し、各団体による様々な学習会や区民向け講座が多数開催され、区民の消費生活の向上に効果がありました。

今後の改革方針

この助成制度をさらに利用しやすい制度にするため、20年度には事業実施後でも申請可能とする要綱の改正を行ないました。21年度は補助率を1／2から2／3に引き上げ、団体の事業規模の拡大と区民の団体活動への参加者増加を図ります。
また、団体の活動成果が区民の消費生活の向上に還元されるよう、区主催イベントでの活動発表や、団体による区民向け講座の区広報の掲載など、区も活動発表の場の提供や住民への周知の支援に努めていきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：III－4 日常生活の安全･安心を高めるまち

番号：49

補助事業名	民有灯の維持助成	所管部課	みどり土木部道路課	事業開始年度	昭和 38 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区私道整備に対する助成に関する規則及び要綱				
20年度決算額 補助率	11,784,000 円 一律 3,000円 / 基･年	補助対象団体（者）	173 団体 3,928 基		
補助することで達成しようとしている区の目的	私道上の照明灯（民有灯）の維持管理を行う町会等に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上と犯罪の防止を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	民有灯の維持管理助成をすることで、民有灯管理者の費用負担を軽減し、以って民有灯の適正な管理を促していきます。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類

民有灯助成金交付申請書

審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等）

区職員が現地調査による審査を実施します。
民有灯助成金決定書で通知します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類

民有灯助成金請求書

審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等）

区では、全ての民有灯の位置の把握に努めており、その存在を一定期間で職員が現地確認している。

今後の課題

維持助成単価の値上げや、区による維持管理の要望が出ています。

補助金の評価

総合評価（A･B･C･改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： 助成金の交付により、民有灯が適切に維持管理されているため

①区と補助対象者との役割分担

補助対象者は、所有する民有灯の維持管理を担い、区は、その電気料金等を助成します。

②目標の設定

政策目的（目標）設定は安全･安心の街づくりを進めるために必要な助成制度であり、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段･効率性

この補助金は各民有灯の実績を審査することにより助成しているため、費用対効果から見て効果的･効率的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、町会の負担が軽減され、安全･安心のまちづくりに向け、一定の維持管理が行われています。

今後の改革方針

助成金の値上げや区による管理の要望については今後の検討課題とし、当面は現助成制度を継続していきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：III－4　日常生活の安全･安心を高めるまち

番号：50

補助事業名	商店街灯の維持助成	所管部課	みどり土木部道路課	事業開始年度	昭和 38 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区商店街灯助成要綱				
20年度決算額	22,921,300 円	補助対象団体（者）	86団体･2,483基		
補助率	8割（上限）				
補助することで達成しようとしている区の目的	新宿区商店街灯の維持管理を行う商店会等に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上と犯罪の防止を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	商店街灯の維持管理経費を助成することにより、商店街灯管理者の経費負担を軽減し、以って商店街灯の適正管理を促していきます。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類

商店街灯助成交付申請書
配置図

審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等）

区職員が現地調査による審査を実施します。
商店街灯助成金交付決定書を交付します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類

商店街灯助成金請求書

審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等）

区では、全ての商店街灯の位置の把握に努めており、その存在を一定期間で職員が現地確認している。

今後の課題

平成17年度に助成内容を見直し各商店街へ周知しながら適切に対応しているが、電気料金の変動に伴い,その都度,助成金額を見直すかどうかが課題と考えています。

補助金の評価

総合評価（A･B･C･改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　助成金の交付により、商店街灯の適正管理が実施されています。

①区と補助対象者との役割分担

補助金対象者は、所有する商店街灯の維持管理を担い、区は、電気料金を助成（料金の最大8割を区で負担）します。

②目標の設定

政策目的（目標）設定は安全･安心の街づくりを進めるために必要な助成制度であり、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段･効率性

この補助金は各商店街の実績を審査することにより助成しているため、費用対効果から見て効果的･効率的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、商店街灯は適切に維持管理されています。

今後の改革方針

現助成制度を継続します。

補助事業評価シート

該当する個別目標 Ⅳ-1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

番号	51

補助事業名	たばこ商業協同組合への事業助成	所管部課	総務部総務課	事業開始年度	平成3年度
根拠法令（要綱）等	新宿文京たばこ商業協同組合環境美化活動事業費助成要綱				
20年度決算額 補助率	1，000，000 円 3／4	補助対象団体（者）	新宿文京たばこ商業協同組合		
補助することで達成しようとしている区の目的	区民の日常生活に身近な課題の改善のためのよびかけを、たばこ商業協同組合が主体となって区内のたばこ小売店が行うことにより、区のたばこ販売者や喫煙者のマナーの向上を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	街の環境美化と喫煙者のマナー向上を図るために、様々な機会を通じて啓発をしていくことが必要であり、とりわけ喫煙者へのマナー向上には、販売業者である「たばこ商業協同組合」を通じて行う環境美化活動事業が重要です。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・新宿文京たばこ商業協同組合環境美化活動事業費助成金交付申請書
・事業計画書
・新宿文京たばこ商業協同組合会則
・役員名簿

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

区職員による審査（事業計画書により、補助金の目的とする取組内容を確認。）

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・新宿文京たばこ商業協同組合環境美化活動事業費助成金実績報告書
・事業報告書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

区職員による審査（事業報告書により、予定していた成果を達成した内容を確認。）

今後の課題

区が進める歩きたばこ禁止や限定した喫煙場所などが一層周知啓発できる方法を、たばこ商業協同組合と協議して進めていくことが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： 区が進める環境美化や歩きたばこ禁止、ポイ捨て禁止などのマナー向上を、たばこ商業協同組合が主体となって区内のたばこ小売店が行うことで、区のたばこ販売者や喫煙者のマナーの意識向上に貢献したため

①区と補助対象者との役割分担

補助対象団体が清掃活動やマナーアップ事業を展開し、区がその一部経費を補助します。

②目標の設定

この補助金の目標設定は、区が進める環境美化活動を踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

区が一部経費を補助し、喫煙者に身近なたばこ商業協同組合が事業展開することで効率的な事業実施ができます。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、区が進める環境美化や歩きたばこ禁止、ポイ捨て禁止などのマナー向上に寄与しました。

今後の改革方針

平成17年度から要綱を制定し、平成16年度までの用品配付から環境美化と喫煙者のマナー向上を図る事業助成に変更しました。
更に平成19年度にはその助成方法を前金払いから概算払いに変更をしています。今後は実績や効果をみながらより一層の効果を得られるための事業内容を、たばこ商業協同組合とともに考えていくことが必要です。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅳ-1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

番号：52

補助事業名	新宿区ISO14001等認証取得費補助金	所管部課	環境清掃部環境対策課	事業開始年度	19 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区ISO14001等認証取得費補助金交付要綱				
20年度決算額	803,000 円	補助対象団体（者）	新宿区内に事業所を有する団体		
補助率	補助対象経費の1/2（上限200,000）				
補助することで達成しようとしている区の目的	京都議定書の目標をわが国が達成するために、区としても区内における二酸化炭素排出量の削減を進めなければなりません。特に区内の消費エネルギーのうち3分の2は産業部門と民生（業務）部門が占めており、その中でも多くを占める中小事業者の環境行動を進展させることが必須となっています。このため、区内の中小事業者における環境マネジメントシステムの認証取得を進めることにより、継続的な環境負荷の低減を実現することを目指します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	環境マネジメントシステム（ISO14001．エコアクション21など）の認証取得における審査費用及び認証・登録費用				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

(1) 新宿区ISO14001等認証取得費補助金交付請求書
(2) ISO14001等認証取得事業計画書
(3) 会社概要、組織概要、又はこれに類するもの
(4) 定款、寄付行為、又はこれに類するもの
(5) 登記簿謄本の写し
(6) 審査及び認証取得に係る経費の見積書の写し
(7) その他区長が必要と認める書類

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

●区職員による審査
申請する事業者が、区内に事業所を有し、年度内に認証の取得が可能か、などについて審査します。なお、当該事業者が区外にも事業所を有している場合の補助金の額については、従業員数による按分などにより区内の事業所にあたる部分のみを補助対象とします。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

●金額確定処理
(1) 新宿区ISO14001等認証取得費補助金交付請求書
(2) ISO14001等の登録証の写し
(3) 審査登録機関と締結した契約書の写し
(4) 領収書の写し等の当該補助事業に伴う支払額を証する書類
●補助金支払い
(1) 新宿区ISO14001等認証取得費補助金交付請求書
●状況報告
(1) 新宿区ISO14001等認証取得費補助金交付事業に係る取組み状況報告書
(2) 認証を継続していることを証明する文書の写し

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

●区職員による審査
・認証の取得が完了すれば対象事業を達成したものとして補助金を交付します。
・補助事業終了後3年間は更新審査の認証を得たことが確認できる文書の写しを毎年送付するものとし、認証の継続ができなかった場合（他の規格や自己宣言に移行した場合を除く）は補助金の返還を求めます。

今後の課題

国内の環境マネジメントシステム取得事業者は年々増加し、ISO14001に関しては2008年9月末で25000件にも及んでいます。これまでは費用や効果の観点から大規模な事業者が取得を進めてきましたが、エコアクション21等の比較的低コストで取得できる規格も登場し、新規取得は大規模事業者から中小事業者へシフトしてきています。そのため、本補助金制度が開始した平成19年度から現在まで、区内の相当数の事業者が当該規格を取得したことが予想されますが、補助件数は6事業者に留まっており、制度の周知が不足していると考えられます。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　由： ISO14001等の環境マネジメントシステムの認証取得には審査が半年程度かかることから、20年度内の取得が完了しない事業者については、次年度に申請するよう調整を行いました。また、平成19年度に補助金を交付した事業者からの取組み状況報告書では、取得前後での軽油使用量、電気使用量が大幅に削減されており、当補助制度が区内の消費エネルギーの削減に寄与したと考えられます。

①区と補助対象者との役割分担
区の地球温暖化対策の推進において中小事業者の積極的な取組みは非常に重要ですが、経済的な問題で十分な取組みを行えない中小事業者は多いです。そこで、区が中小事業者に対して補助することにより、環境に配慮した事業活動が行えるように支援します。

②目標の設定
年間10件の補助件数を設定。

③代替手段・効率性
中小事業者の取組みに対する支援として、省エネ研修セミナー、具体的な指摘・提案を行う省エネ診断、環境経営コンテスト等、取組みの段階に応じた対策と組み合わせて、効果的な普及促進を図ります。

④目標の達成状況
目標の10件に対し、実績は5件でした。期間が次年度にまたがる場合が多く、申請事業者との調整により、効果的な補助制度の活用を図っていきます。

今後の改革方針

定期的に広報やホームページに掲載するほか、商工会などにもチラシの配布を行います。また、事業者向けの各種支援事業の広範なPRを徹底して行い、事業者の実績に応じた対策を効果的に実践していく中で、特に、初期的な取組みに対する助成制度の実績を上げ、更なる取組みへのステップアップに繋げていきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標 IV-2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

番号 53

補助事業名	保護樹木･樹林･生垣への助成	所管部課	みどり土木部みどり公園課	事業開始年度	S47 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区みどりの条例、条例施行規則 新宿区みどりの文化財（保護樹木等）助成金交付要綱				
20年度決算額 補助率	6，564，600 円 ･保護樹木＝1本につき9,000円、2本目からは4,500円 ･保護樹林＝1,000㎡まで9,000円、1,000㎡からは1,000㎡毎に4,500円 ･保護生垣＝1mにつき20mまでは900円、20mからは450円	補助対象団体（者）	区民、事業者		
補助することで達成しようとしている区の目的	区内に現存する樹木、樹林をみどりの文化財に指定し、管理費の一部を支援することにより保護し、区の貴重なみどりを守って行きます。				
団体（者）に対する直接の助成目的	保護樹木等の剪定、落葉の処理、病害虫防除など樹木の維持に必要な管理費の一部を支援していきます。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類

･助成金交付申請書
･案内図
･現況写真

審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等）

･新規の場合は、区職員が現場で樹木の樹勢と規格を審査します。
･新宿区みどりの推進審議会の審議を経て指定します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類

･実績報告書
･助成金交付請求書

審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等）

･実績報告書は職員が書面審査します。

今後の課題

保護樹木等の制度の更なるPRを図り、貴重な樹木を残していくことが課題です。
現在の助成金では保護樹木等の定期的な剪定、消毒等を行う費用のごく一部です。今後は災害での倒木や、所有者が管理しきれない樹木の剪定等の区の支援の拡大、区のシンボルとなる特に重要な樹木の保護、個人宅を中心に建替え等に伴う移植費の支援のしくみづくりが必要です。

補助金の評価

総合評価（A･B･C･改正）とその理由

総合評価： A

理　　由： 平成20年度は、大きな樹木の所有者を対象に、積極的に保護指定を働きかけた結果、目標数値以上の本数を保護指定することができました。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は樹木所有者の負担の軽減と緊急時の支援の役割を担い、補助対象者は、所有する貴重なみどりを適正に維持管理する役割を担います。

②目標の設定

政策目的（目標）設定は保護樹木の指定本数の増大であり、区民のニーズであるみどり豊かな環境づくりに資するため適切です。

③代替手段･効率性

保護樹木所有者の維持管理に要する経済的負担の一部を軽減できる有効な方法です。

④目標の達成状況

働きかけを強化した結果、平成20年度は昨年に続き指定本数が増大しました。この補助金を交付することにより、所有者にみどりの文化財としての意識が育まれ、建築等に際して伐採を免れる等の効果があがっています。

今後の改革方針

･より効果が上がるように事業を継続していきます。
･地域のシンボルとなる樹木を「特別保護樹木」に指定し、保護育成します。
･個人住宅の保護樹木の移植を支援します。
･保護樹木の落葉期の、区による落葉回収を実施します。

補助事業評価シート

該当する個別目標 IV-2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

番号 54

補助事業名	生垣･植樹帯の新設助成　ブロック塀等撤去助成	所管部課	みどり土木部みどり公園課	事業開始年度	S63　年度

根拠法令（要綱）等	新宿区みどりの条例、条例施行規則 新宿区接道部緑化助成金交付要綱

20年度決算額 補助率	552，000 円 ･生垣＝1m当り12,000円又は15,000円　上限額30万円 ･植樹帯＝1m当り5,000円又は10,000円　上限額30万円 ･ブロック塀等撤去＝1m当り5,000円又は10,000円　上限額20万円	補助対象団体（者）	区民、事業者

補助することで達成しようとしている区の目的	みどりの持つ防災機能を都市の中に活かし、みどりによる安心のまちづくりをすすめます。

団体（者）に対する直接の助成目的	接道部の危険なブロック塀を撤去して、生垣や植樹帯にしようと考えている区民等に対し、その経費の負担を一部軽減します。

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類 ･助成金交付申請書 ･設置場所案内図 ･工事計画平面図･断面図 ･施工前の現場写真	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類 ･実績報告書 ･設置場所案内図 ･工事竣工平面図･断面図 ･施工後の現場写真 ･工事領収書の写し　　･助成金交付請求書
	審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的と する具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等） ･区職員が施工前に現場で植栽箇所の条件を審査します。		審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等） ･区職員が現場で植栽状況と規格を審査します。

今後の課題

防犯上の管理のし易さから外構を塀にする方が多く、ここ数年申請は少ない状況です。今後は、生垣の防災面や景観面の効果を積極的にＰＲしていくことが必要です。

補助金の評価

総合評価（A･B･C･改正）とその理由

総合評価：　C

理　　由：　制度のＰＲには努めましたが、助成自体の件数は3件（延長40m）であったため

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は所有者の生垣づくり等の経済的負担の一部を軽減する役割を担い、補助事業者は生垣等を設置し、適正に維持管理していく役割を担います。

②目標の設定

政策目的（目標）設定は生垣等の延長の増大であり、まちにうるおいと安全を与える、区民のニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段･効率性

この補助金は、小規模の個人住宅を対象に行っているため、区民等の経済的負担を軽減し、有効なみどりを効率的に生み出しています。

④目標の達成状況

助成の実績は必ずしも多くありませんが、生垣等は着実に増えています。

今後の改革方針

･より実情に合わせた基準の見直しを検討していきます。
･20年度に生垣緑化啓発パネルの作成と普及パンフレットの内容改定を行いました。昨年同様に区の広報も活用し、更なるPRに　努めます。
･今年度指定予定の「みどりの推進モデル地区」の中で、生垣助成を活用した緑化の推進を図ります。

補助事業評価シート

該当する個別目標 IV-2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

番号 55

補助事業名	屋上緑化、壁面緑化の新設助成	所管部課	みどり土木部みどり公園課	事業開始年度	H20 年度

根拠法令（要綱）等	新宿区みどりの条例、条例施行規則 新宿区屋上等緑化助成金交付要綱
20年度決算額 補助率	2,059,000 円 ・屋上緑化（土厚30cm以上） 工事費の1/2又は3万円/㎡×施工面積のうち低い額 ・屋上緑化（土厚30cm未満） 工事費の1/2又は1.5万円/㎡×施工面積のうち低い額 ・壁面緑化 工事費の1/2又は5千円/㎡×施工面積のうち低い額
補助対象団体（者）	区民、事業者
補助することで達成しようとしている区の目的	地上部に緑化余地の少ない新宿で、新たな緑化空間として建築物の屋上、壁面の緑化を図り、みどり豊かで快適な美しいまちづくりをすすめます。
団体（者）に対する直接の助成目的	自宅や事業所の屋上や壁面を緑化しようと考えている区民等に対し、その経費の負担を一部軽減します。

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・助成金交付申請書
・設置場所案内図
・工事計画平面図・断面図
・施工前の現場写真

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

・区職員が施工前に現場で、屋上、壁面が緑化可能か審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・実績報告書
・設置場所案内図
・工事竣工平面図・断面図
・施工後の現場写真
・工事領収書の写し　・助成金交付請求書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

・区職員が現場で、屋上、壁面緑化の構造、植栽状況、規格を審査します。

今後の課題

建ぺい率、容積率が高い新宿駅周辺地域では、空中緑花のより積極的な推進策が必要です。また、壁面緑化については、工法、効果についてより区民にPRすることが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： A

理　　由： 屋上緑化8件、壁面緑化2件の助成実績があったため

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は所有者の屋上等緑化の経済的負担の一部を軽減する役割を担い、補助事業者は屋上等緑化を設置し、適正に維持管理していく役割を担います。

②目標の設定

政策目的（目標）設定は屋上等緑化件数増大であり、まちにうるおいとやすらぎを与える、区民のニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、小規模の個人住宅を主な対象に行っているため、区民等の経済的負担を軽減し、有効なみどりを効率的に生み出して

④目標の達成状況

屋上緑化助成では目標の80%の件数を達成しました。壁面緑化は道路に面した公共性の高い場所で、2件の助成実績をあげました。

今後の改革方針

・より実情に合わせた基準の見直しを検討していきます。
・20年度に屋上等緑化啓発パネルの作成と普及パンフレットの増刷を行いました。昨年同様に区の広報も活用し、更なるPRに努めます。
・今年度指定予定の「屋上緑化等推進モデル地区」の中で、屋上等緑化助成を活用した緑化の推進を図ります。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅳ－3　人々の活動を支える都市空間を形成するまち

番号：56

補助事業名	違法駐車防止対策協議会への事業助成4協議会	所管部課	みどり土木部交通対策課	事業開始年度	平成 5 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区違法駐車等の防止に関する条例 新宿区違法駐車等の防止に関する条例施行規則 新宿区違法駐車防止対策協議会補助金交付要綱				
20年度決算額 補助率	6,811,000 円 10／10	補助対象団体（者）	区内所轄警察各違法駐車防止対策協議会		
補助することで達成しようとしている区の目的	新宿区違法駐車等の防止に関する条例に基づき区が指定した重点地区において、所轄4警察ごとに設置された違法駐車防止対策協議会と協働で違法駐車を防止するための広報・啓発活動を行うことにより、違法駐車の防止に努めます。				
団体（者）に対する直接の助成目的	違法駐車に対する啓発活動経費を補助することで、協議会の活動を支援しています。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

違法駐車防止対策協議会補助金申請書
違法駐車防止対策協議会会則
違法駐車防止対策協議会事業計画

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

年間の事業予算内訳及び内容等について、区職員による書類審査を行っています。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

違法駐車防止対策協議会補助金実績報告書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

各違法駐車防止対策協議会の違法駐車防止活動については、区と警察も立会い協働で啓発活動することで成果を確認しています。また、活動結果及び成果等については、年1回の総会において報告し承認を受けています。

今後の課題

現状の違法駐車実態や現在の社会ニーズを踏まえ、活動内容の見直しや組織の合理化等の観点から、警察や交通安全協会との話し合いを続け、交通安全協会との組織統合も視野に入れた役割の見直しの協議を進めていく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　地域との協働による違法駐車防止に対する啓発活動の実績が根付いているからです。ただし、補助団体である違法駐車防止対策協議会の活動が、より現在の社会ニーズに見合った効果を発揮できるよう内容など検討の余地があります。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は違法駐車問題に対する総合的な施策の一つとして、区民の自主的な啓発活動を促進するための役割を担い、違法駐車防止対策協議会は、この補助金を活用して啓発活動を実施します。

②目標の設定

区民との協働による活動促進の視点は、区民ニーズを踏まえたものですが、活動内容の見直しや組織の合理化の点で今後検討が必要です。

③代替手段・効率性

事業の効果・効率をより高めるため、交通安全協会との連携・統合について検討協議を進めていく必要があります。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、違法駐車を防止するための広報・啓発活動については、地域に根付いた活動として継続的に実施されており、違法駐車の防止に一定の効果をあげています。

今後の改革方針

上記「今後の課題」にあるように、事業がより効果的・効率的に行われるよう警察や各団体と話し合いを続け、交通安全協会との組織統合も視野に入れ、協議を進めていきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅳ－3　人々の活動を支える都市空間を形成するまち

番号：57

補助事業名	交通安全協会への事業助成4協会	所管部課	みどり土木部交通対策課	事業開始年度	昭和21　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区交通安全協会補助金交付要綱				
20年度決算額 補助率	2,160,000円 定額	補助対象団体（者）	区内所轄警察各交通安全協会		
補助することで達成しようとしている区の目的	区と警察及び所轄4警察ごとに設置された交通安全協会が協働して、区民等に対する交通安全意識の普及啓発を目指します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	交通安全協会が実施している交通安全意識の普及啓発活動の一環として例年実施している「交通安全パレード」や「交通安全運動」等の活動費の一部を助成しています。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

交通安全協会補助金申請書
交通安全協会会則
交通安全協会事業計画

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

年間の行事予定、予算内容、内訳等について、区職員による書類審査を行っています。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

交通安全協会補助金実績報告書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

交通安全パレードや交通安全運動等の協会が実施する事業については、区も人的サポートを行い協働で活動し成果を確認しています。また、活動結果及び成果等については、年1回の総会において報告し承認を受けています。

今後の課題

警察や違法駐車防止対策協議会との話し合いを続け、組織統合も視野に入れた役割の見直しの協議を進めていく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　区からの補助金による交通安全パレードや交通安全運動等の事業の実施により、区民の交通安全意識の普及啓発に一定の成果を見せているからです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は区民の交通安全意識の普及啓発を促進する役割を担い、交通安全協会は一部区の補助を受けながら区民の交通安全意識の普及啓発のための活動を行います。

②目標の設定

区民との協働による活動促進の視点は、区民ニーズを踏まえたものですが、組織の合理化の点で今後検討が必要です。

③代替手段・効率性

違法駐車防止対策協議会との連携・統合について検討協議を進めていく必要があります。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、交通安全パレードや交通安全運動等の活動については継続的に実施されており、区民の交通安全意識の普及啓発に一定の効果をあげています。

今後の改革方針

上記「今後の課題」にあるように、活動内容の充実を検討するとともに、事業がより効果的・効率的に行われるよう警察や各団体との話し合いを続け、違法駐車防止対策協議会との組織統合も視野に入れ、協議を進めていきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅳ－3　人々の活動を支える都市空間を形成するまち

番号：58

補助事業名	私道舗装助成	所管部課	みどり土木部道路課	事業開始年度	昭和 32 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区私道助成整備に対する助成に関する規則及び要綱				
20年度決算額 補助率	43,163,600 円 工事費の8割	補助対象団体（者）	20 件		
補助することで達成しようとしている区の目的	私道の整備を行う区民等に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	助成金を交付することにより、私道の整備を行う区民等の費用負担を軽減し、以って、区民の日常生活の利便性・快適性を確保します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

私道整備工事助成金交付申請書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

区職員が現地調査による審査を実施します。
私道整備工事助成金交付決定書を交付します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

①承諾書　②実績報告書　③私道整備工事助成金請求書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

職員により現地のしゅん工検査をします。
私道整備工事助成金確定通知書を交付します。

今後の課題

私道舗装及び排水設備助成事業を利用していただくよう、事業内容の周知を図っていくことが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　事業実施にあたって、補助対象者の申請に基づき効率的かつ適正に助成することができていると考えます。

①区と補助対象者との役割分担

工事は、地元が実施し、区は工事経費の一部を助成（区が算定する工事の8割）します。

②目標の設定

政策目的（目標）設定は区民の生活環境の向上を図るために必要な助成制度であり、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

助成によって、私道の整備工事が効率的かつ効果的に実施されています。

④目標の達成状況

私道助成事業は、住民生活の利便性に寄与する効果があり、私道を利用する区民の安全な歩行空間確保という目的が達成されています。

今後の改革方針

既存の事業内容を継続していきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅳ－3　人々の活動を支える都市空間を形成するまち

番号：59

補助事業名	私道排水設備改良助成	所管部課	みどり土木部道路課	事業開始年度	昭和 57 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区私道整備に対する助成に関する規則及び要綱				
20年度決算額 補助率	54,976,500 円 工事費の8割	補助対象団体（者）	17 件		
補助することで達成しようとしている区の目的	私道の整備を行う区民等に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	助成金を交付することにより、私道の整備を行う区民等の費用負担を軽減し、以って、区民の日常生活の利便性・快適性を確保します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

私道整備工事助成金交付申請書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

区職員が現地調査による審査を実施します。
私道整備工事助成金交付決定書を交付します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

①承諾書　②実績報告書　③私道整備工事助成金請求書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

職員が現地にてしゅん工検査を実施します。
私道整備工事助成金確定通知書を交付します。

今後の課題

私道舗装及び排水設備助成事業を利用していただくよう、事業内容の周知を図っていくことが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　事業実施にあたって、補助対象者の申請に基づき効率的かつ適正に助成することができていると考えます。

①区と補助対象者との役割分担

工事は、地元が実施し、区は工事経費の一部を助成（区が算定する工事費の8割）します。

②目標の設定

政策目的（目標）設定は区民の生活環境の向上を図るために必要な助成制度であり、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

助成によって、私道の整備工事が効率的かつ効果的に実施されています。

④目標の達成状況

私道助成事業は、住民生活の利便性に寄与する効果があり、私道を利用する区民の安全な歩行空間の確保という目的が達成されています。

今後の改革方針

既存事業の事業内容を継続して行きます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅳ－3　人々の活動を支える都市空間を形成するまち

番号：60

補助事業名	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟補助金	所管部課	都市計画部都市計画課	事業開始年度	S55 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区補助金交付要綱				
20年度決算額 補助率	400,000 円 1/2	補助対象団体（者）	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟		
補助することで達成しようとしている区の目的	第一次実行計画（新宿駅周辺地区の整備推進）の実現				
団体（者）に対する直接の助成目的	標記目的実現のため、区が同盟の活動に参加し、地元総意を結集する。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

①事業計画書
②歳入歳出予算書
③同盟役員名簿
④東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟規約

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

事業報告書・歳入歳出決算書は、区職員が事業計画に即した助成か審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

①実績報告書
②歳入歳出決算書
③同盟ニュース及び事業報告

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

実績報告書・歳入歳出決算報告書は、区職員が審査し、清算を承認する。
同盟文書件名簿及び通帳・領収書などに基づき、同盟帳簿を区職員が審査します。

今後の課題

目的達成には、東西自由通路の開設と併せ、新宿駅東口・西口・南口の連携と回遊性の強化・確保が必要です。そのためには、事業化された東西自由通路の着実な進捗とともに、新宿駅前広場の整備など駅周辺の整備について関係者に働きかけていく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： 東西自由通路の事業化が決定したため

①区と補助対象者との役割分担

区が会員（会長：区長）として地元会員とともに第一次実行計画の実現に向けて活動を行なっています。また役員として副区長、都市計画部長（事務局長）、都市計画課長（事務局次長）、区議（7名）が参加しています。

②目標の設定

第一次実行計画の実現を目指すものであり適切です。

③代替手段・効率性

①記載のとおり、区長が会長として地元とともに活動を行なっており、目的達成のための地元総意を結集する手段として適切かつ効率的です。また、地元と区の代表者及び関係者が一同に会する場として、昭和55年の結成以降、長い活動の中で地元にも浸透し、信頼関係が構築されていることから、今後、標記目的のみならず、区政全般にわたって重要な役割を担うことが期待されます。

④目標の達成状況

東西自由通路が事業化されました。

今後の改革方針

東西自由通路の整備が新宿駅周辺における回遊性を高め、まちの賑わいと利便性の向上に寄与するためには、通路とともに、駅前広場の整備をはじめとした駅周辺の整備を検討していく必要があります。
区は今後も、通路の開設と併せ、必要となるこうした課題に対し補助対象団体の会員として取り組むとともに、補助も継続していきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標　Ⅳ－3　人々の活動を支える都市空間を形成するまち

番号　61

補助事業名	細街路拡幅整備助成	所管部課	都市計画部　建築調整課	事業開始年度	14　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区細街路拡幅整備条例 新宿区細街路拡幅整備条例施行規則				
20年度決算額 補助率	0 円	補助対象団体（者）	細街路拡幅整備事業協力者 （建築主等）		
補助することで達成しようとしている区の目的	幅員4m未満の細街路で区道・私道を4mに拡幅整備し、快適な居住環境の確保及び災害時の安全性の向上を推進します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	道路後退にかかる建築主等の費用負担が軽減でき、後退が容易となるとともに区道化が促進できます。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

①助成金交付申請書
②対象部分の関係図書（平面図、立面図、断面図等）
③その他適用条件を照明する資料（積算資料等）

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

新宿区細街路拡幅整備条例に基づき、建築主と区が事前協議又は任意の協議を行い、道路後退部分を確定させます。
次に、助成を希望する建築主は、必要な資料を添付し、助成金交付申請書を区に提出します。
区の担当者は、移設するような壁、構造、費用や測量の内容、擁壁の撤去費、樹木の移植費等を審査し、助成条件に適合する場合は、交付決定を行い、申請者に対して通知します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

①完了実績報告書
②契約書、領収書等の写し
③完了写真
④建築検査済証の写し
⑤助成金請求書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

交付申請どおりに、成果が完成したことを審査するため、技術的な前と事務手続きの両面で部内検査を行い、適正に助成を行っています。

今後の課題

20年度は補助申請が0件であったが、建築動向や経済情勢により、細街路協議並びに細街路拡幅整備助成の申請が変動するので、細街路の拡幅整備のため、事業の周知に努め、補助申請へと誘導することが必要です。
細街路拡幅整備を効果的に促進するための助成要件及び助成内容の充実が必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　補助申請が0件であったが、当該助成が細街路拡幅整備事業の一環であり、細街路拡幅整備事業が概ね計画どおり事業が進展し、総合評価を「B]と評価していることから、同一の評価を行ったものです。

①区と補助対象者との役割分担

区と建築主または拡幅関係者と条例に基づく事前協議または任意協議の手続きが完了した後、補助対象者は、区に当該補助申請を行います。後退用地を寄附する場合は、測量費が対象となり、擁壁や樹木の移設が必要な場合は、道路後退部分にかかる擁壁の撤去、移設及び樹木の移植当が対象になります。

②目標の設定

・測量助成：10件　・整地助成：8件　・擁壁の撤去助成：5件　・樹木の移植助成：1件

③代替手段・効率性

建築主及び拡幅関係者の費用負担を軽減し、細街路拡幅整備事業を促進するために必要であり、区が直営で実施するより負担が軽減され、効率的です。

④目標の達成状況

・助成申請　0件

今後の改革方針

細街路拡幅整備事業は、建築動向にあわせて着実に進展していく必要があり、今後も本事業を促進するための助成制度として活用を図っていきます。なお、災害危険度の高い地域では、細街路の拡幅整備がより一層進むように啓発活動を充実させるとともに、建築主及び拡幅関係者の意向を踏まえ、助成要件の緩和及び助成内容の充実を検討します。

補助事業評価シート

該当する個別目標	Ⅵ-1　成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

番号	62

補助事業名	ミニ博物館運営事業助成	所管部課	地域文化部文化観光国際課	事業開始年度	平成3年度

根拠法令（要綱）等	ミニ博物館事業及び補助金交付要綱 新宿区補助金交付規則（昭和45年新宿区規則第７号）

20年度決算額 補助率	3，320，000 円 ①新設10/10(上限500万円) ②運営補助月1万円③展示替え等1/2(上限250万円)	補助対象団体（者）	区内各ミニ博物館（計７館）

補助することで達成しようとしている区の目的	区内に所在する文化資源（文化財を有する寺社等）及び産業設備（地場産業・伝統工芸等）に対し、施設の一部を改修等行い、ミニ博物館として一般に公開することにより、区民文化の発展に寄与します。

団体（者）に対する直接の助成目的	文化財の保護と活用を図るため、区内の文化資源や産業の実態を展示公開し、建築物等を活用、改修等を行うことにより、各事業者が自らミニ博物館を新設、運営、展示替え・展示設備改修等の管理運営を行うために要する経費を補助します。

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

（提出書類）
「ミニ博物館新設、運営、展示替え・展示設備改修事業補助金交付申請書」
（添付書類）
①「ミニ博物館新設事業計画書」「収支予算書」
②「ミニ博物館運営事業計画書」
③「ミニ博物館展示替え・展示設備改修事業計画書」「収支予算書」

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

区職員により、展示内容、展示場規模、展示品、開館日を確認し、ミニ博物館として、適切に運営できるか否か、書類審査をします。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

（提出書類）
「ミニ博物館新設、運営、展示替え・展示設備改修事業報告書」
（添付書類）
「事業成果を現す書類」
「収支計算書」（運営補助を除く）

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

区職員により、各館の事業実施状況の現地確認を実施し、事業計画書に記された展示内容、展示場規模、展示品、開館日を確認し、文化財や産業の実態を紹介するとともに、区民が気軽に入れるミニ博物館として運営されているか否か審査します。

今後の課題

ミニ博物館は、区内の文化資源を再評価し、これをもとに区の文化環境を整備するための貴重な施設です。
区民に郷土の文化とその魅力を伝える意義もあり、今後も着実に継続・発展させる必要があります。
しかし、ミニ博物館は、あくまでも設置事業者が主体となって運営している施設です。団体見学の増大により、仕事場等として、支障をきたすこともあるため、見学や観光施策として取り組む際は、十分な配慮が必要と考えます。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： 展示替え等の経費の一部を補助することにより、ミニ博物館の新たな魅力を引き出すことができました。
また、運営補助することにより、既存館のミニ博物館事業を継続することができました。
よって、総合評価は、目的どおり実施し、予定していた成果をあげたものと評価し「B」としました。

①区と補助対象者との役割分担

区の役割は、ミニ博物館の①新設②運営③展示替え・展示設備改修に係る経費の一部を補助することであり、そのことによってミニ博物館事業者の管理運営を支援することです。
補助事業者は、区民が気軽に入れるミニ博物館を広く一般に公開することにより、区民文化の発展に寄与する役割を担います。

②目標の設定

区内に所在する文化資源及び産業設備を整備し公開しているミニ博物館の活動は、区民の身近な文化資源として、区民の地域への愛着を深め、区の文化環境づくりに寄与してきているものであり、目標の設定は適切であると考えます。

③代替手段・効率性

この事業は、民間事業者が自ら運営しており、維持管理の支援を目的に、運営補助や展示替え・展示設備改修等に係る経費の一部を補助しています。 事業の仕組みから代替手段はなく、費用対効果から見て効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

・H19年度に展示替え・展示設備等の経費の一部を補助した1館が、予定どおりH20年6月にリニューアルオープンできました。
・新たに既存館1館に対し、展示替え・展示設備等の経費の一部を補助しました。
・他の既存館5館も継続して、ミニ博物館事業を運営し、運営補助を実現しました。
これらの取組みから、この補助金の目的とする区内の文化資源を積極的に公開するという目標はほぼ達成できたと評価しています。

今後の改革方針

既存7館の運営補助を継続するとともに、より多様な文化資源を発信していくための制度検討に取り組んでいきます。

補助金評価シート

該当する個別目標：VI-2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

番号：63

補助事業名	地場産業団体の展示会等支援	所管部課	地域文化部産業振興課	事業開始年度	17 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区地場産業団体の事業助成補助金交付要綱				
20年度決算額 補助率	2,992,000円 2/3	補助対象団体（者）	新宿区染色協議会、 新宿区印刷・製本産業関連団体協議会		
補助することで達成しようとしている区の目的	地場産業の活性化を図り、地域経済の発展をめざします。				
団体（者）に対する直接の助成目的	新宿区の地場産業である印刷・製本関連業及び染色関連業の団体が自主的に行う事業に対して、補助金を交付することにより、地場産業の振興及び活性化を図ります。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・交付申請書・・・事業計画書、所要経費明細書
・添付書類・・・事業関連資料、前年度決算書・該当年度予算書、団体規約
役員名簿

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

申請書の事業内容(計画）が補助金交付の目的に沿っているか審査する。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・実績報告書・・・事業実績書、所要経費明細書
・添付書類・・・①事業内容の説明資料　②領収書のコピー　③その他

・清算書・・・概算払いの場合のみ、補助金額の確定後に提出

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

事業終了後、事業効果等の実績報告を受け、実施内容が交付申請時の事業目的・計画に沿って実施されているか審査する。

今後の課題

この補助金がなくても目的が達成できるよう、区内産業の実態・構造の変化、市民の生活意識の変化等を踏まえた環境整備を行い、自主的に団体事業が実施できるよう促すことが必要です。また、産業構造等の変化を踏まえ、他の産業も視野に入れ、地場産業の振興を促す必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： 産業団体の自主的事業の効果的実施を促し、地場産業の振興につなげることができたため

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は地場産業の振興及び活性化を支援し、補助事業者である地場産業団体は、自主事業の実施を担います。

②目標の設定

施策目標は、地場産業団体の自主事業の積極的な実施であり、活発な事業実施により地場産業を活性化し、地域の活性化に繋がるなどの理由により、区民のニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

区内の地場産業事業者は、地域に密着した事業者であり文化の担い手としても重要です。この補助金で、地場産業の振興及び活性化のため団体の事業に支援することは、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われていると言えます。

④目標の達成状況

この補助金を交付して展示会等の事業を実施したことにより、地場産業の活性化や文化の継承などの効果があり、目的に対しほぼ達成することができたと言えます。

今後の改革方針

上記「今後の課題」にあるように時代の変化に合わせた仕組みづくりを行い、他の産業も含めた活性化施策として『新宿ものづくりマイスター』認定制度を活用するなど、地場産業の活性化を促していく必要があります。　団体の自主的且つ積極的な事業展開を促すため、補助金を継続します。

補助金評価シート

該当する個別目標 VI-2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

番号 64

補助事業名	ものづくり産業支援事業助成	所管部課	地域文化部産業振興課	事業開始年度	17 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区ものづくり産業支援事業助成補助金交付要綱				
20年度決算額 補助率	4，891，000 円 2/3	補助対象団体（者）	区内で、ものづくり産業を営む中小企業者等		
補助することで達成しようとしている区の目的	地域産業の活性化を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	新宿区の中小企業者等が、経営環境を向上させることを目的として取り組む事業に対して補助金を交付することにより、対象企業の成長を支援し、地域産業の活性化を図ります。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・交付申請書・・・事業計画書、所要経費明細書
・添付書類・・・事業概要が分かる資料（会社案内・パンフレット等）、
社歴（個人事業者は経歴書）、登記簿謄本（個人事業者は住民票）
役員名簿、事業税申告書(控)の写し、事業税納税証明書
直近2期の決算書（賃借対照表・損益計算書等）の写し
（個人事業者は確定申告書(控)の写し）

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

・『ものづくり産業支援委員会』で、補助事業の採択について検討する。
・『ものづくり産業支援委員会』の構成
新宿区産業コーディネーター、学識経験者等（事業者）、
東京商工会議所新宿支部事務局、
地域文化部長、産業振興課長

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・実績報告書・・・事業実績書（事業概要、成果、所要経費明細書）
・添付書類・・・事業内容の説明資料、領収書等のコピー
・清算書・・・概算払いの場合のみ、補助金額の確定後に提出

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

・『ものづくり産業支援委員会』で、補助事業の成果の検証について議論する。

今後の課題

この補助金により区内のものづくり産業の新製品の開発力や販売力を高めることで地域産業の活性化し、地域の活力が生まれる環境を整えていく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： この補助金により、区内のものづくり産業の新製品の開発力や販売力を高めることで、地域産業の活性化のきっかけとなっているため

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区はものづくり産業の振興及び活性化を支援し、補助事業者である対象企業は、自主的な技術革新、販路拡大事業の実施を担います。

②目標の設定

施策目標の設定は、対象企業の支援を実施することで、経営環境を向上、地域産業の活性化を促すことができるため、区民のニーズを踏まえたものであり適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、区内のものづくり産業事業者の新たな成長を促し、地域産業や地域経済の活性化に繋がることであり、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われていると言えます。

④目標の達成状況

この補助金を交付した事により、技術革新や経営環境の向上などものづくり産業の活性化の一端を担うことができました。また、ビジネス交流会での新製品等のＰＲの機会を提供するなど、目的をほぼ達成することができました。

今後の改革方針

平成20年度は、助成を受けた企業の事業成果を活かすため、ビジネス交流会でのＰＲの機会を設定しました。
今後は、区内産業の実態・構造の変化等を踏まえ、ものづくり産業の対象企業の成長を支援するため、他の展示会等への参加支援などについて工夫し、地域経済の活性化を促すための施策として補助金事業を継続します。

補助事業評価シート

該当する個別目標：Ⅵ－3　ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

番号：65

補助事業名	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金	所管部課	地域文化部文化観光国際課	事業開始年度	昭和 58 年度
根拠法令（要綱）等	外国人学校児童・生徒保護者補助金交付要綱				
20年度決算額 補助率	6，258，000 円 6,000円/月	補助対象団体（者）	外国人学校児童生徒保護者		
補助することで達成しようとしている区の目的	外国人学校の児童・生徒の就学の安定性を保つとともに、区の重要施策である子育て家庭の支援を充実させるためです。				
団体（者）に対する直接の助成目的	経済的理由で就学が困難と認められる外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し補助を行うことにより、負担を軽減することを目的としています。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

外国人学校児童・生徒保護者補助金交付申請書
保護者の前年の所得を証明する書類

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的と する具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

区職員による書類審査。
当該保護者が要綱に規定する年間総所得の基準に該当するか確認のうえ、申請書及び関係書類を審査し、補助金交付の適否を決定します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

なし

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

なし

今後の課題

この補助金については、区のホームページ等に掲載を行ない周知している他、対象学校についても、周知・徹底を図っているところです。しかしながら、知らなかったという苦情が若干寄せられていつことなどを踏まえ、平成２０年度、新たに児童・生徒が通う学校に申請もれがないよう、お知らせの文書を発送しました。今後、周知方法について、更に工夫を重ねていくことが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： 経済的理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者９２人に対して、この補助金を交付することにより保護者の負担を軽減することができました。よって、総合評価は、目的どおりに実施し、予定していた成果をあげたものと評価し「B」としました。

①区と補助対象者との役割分担

区の役割は、経済的に困窮する保護者の負担軽減であり、そのことによって子育て家庭を支援することです。保護者は、児童・生徒の就学の安定性を図る役割を担います。

②目標の設定

この補助金の政策目的は、経済的理由で、就学が困難な外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対する経済的支援を行うであり、このことによって児童・生徒の就学の安定性が図られることとなることから、目標の設定は適切であると考えます。

③代替手段・効率性

この補助金は、経済的に恵まれない外国人学校の児童・生徒の保護者に対して、直接補助しているものであり、代替手段はなく妥当であると考えます。また、費用対効果から見ても、効果的・効率的に行なわれているものと考えます。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、児童・生徒の就学の安定性が図られたものと考えます。そのため、目的に対しても、予定とおり達成されたものと評価しています。

今後の改革方針

上記の「今後の課題」にあるように今後の周知方法について、更に工夫していくことが必要であることから、対象学校については、全員に配布できるよう周知徹底してまいります。

補助事業評価シート

該当する個別目標 VI-7 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

番号 66

補助事業名	新宿区商店会連合会への事業助成	所管部課	地域文化部産業振興課	事業開始年度	17 年度
根拠法令（要綱）等	産業振興に係わる団体に対する事業補助金交付要綱				
20年度決算額 補助率	667,000 円 補助対象経費の2／3	補助対象団体（者）	新宿区商店会連合会		
補助することで達成しようとしている区の目的	区内全体の商店会の振興、発展を目指します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	新宿区商店会連合会が実施する事業（「こだわり大賞」事業）に助成することで、にぎわいのある商店街づくりを支援し、区内商店街の発展と地域商業の活性化を図ります。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

提出書類：①交付申請書②事業計画書③経費明細書（申請用）
添付書類：①前年度事業報告書・収支決算書②当該年度事業計画書・収支予算書③会規約④役員名簿

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

申請書の事業内容（計画）が補助金交付の目的に適っているかどうかを審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

提出書類：①実績報告書②事業実績書③経費明細書（報告用）
添付書類：①経費請求書②経費領収書③記録写真④作成物（ﾎﾟｽﾀｰ等）⑤その他必要と認めるもの

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

実績報告書の事業内容及び提出書類内容を審査し、必要に応じ、成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか調査します。

今後の課題

「こだわり大賞」受賞店の効果的なPRや、受賞することに対するメリットなどを工夫して周知し、にぎわいのある商店街づくりを推進していく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： はがきアンケートによりお客様（消費者）の声を聴いて選考する方法にあらため、受賞店数も9店舗（19年度）から18店舗（20年度）に増えたため

①区と補助対象者との役割分担

区は、地域商業及び地域コミュニティに寄与した実績があるこだわり商店を表彰しその実績を効果的にPRすることで、その商店街への集客力を高めていく役割を担い、新宿区商店会連合会が事業の実施を担うものです。

②目標の設定

目標設定は、新宿区商店会連合会が補助事業を効果的に活用することで、商店街のにぎわいや集客力向上、地域の活性化につながり、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助事業は、商店街の持つにぎわいや魅力を来街者へＰＲすることができ、地域商業の発展を図るために効果的に活用されていることから、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われていると言えます。

④目標の達成状況

この補助事業は、地域商業の発展に向けた新宿区商店会連合会の主体的な取組みに区が支援した結果、商店街におけるにぎわいや魅力を高める効果があることから、区民ニーズに対して十分に応えることができたと考えます。

今後の改革方針

本事業が商店街の活性化に向けて効果を発揮するために、新宿区商店会連合会に対し、ＨＰ等を効果的に活用するなど、ＰＲの強化を促すとともに、「商店会サポート事業」と連携し、より事業が充実するよう助言を行っていきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：VI-7　ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

番号：67

補助事業名	魅力ある商店街づくり支援事業	所管部課	地域文化部産業振興課	事業開始年度	15　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区魅力ある商店街づくり支援事業実施要綱				
20年度決算額 補助率	56，227，000 円 補助対象経費の2／3	補助対象団体（者）	区内商店会等		
補助することで達成しようとしている区の目的	地域の特性を活かした、にぎわいと魅力ある商店街づくりを支援するためです。				
団体（者）に対する直接の助成目的	商店会が実施する施設整備事業等に助成することで、区内商店街の集客力強化及び活性化を図り、地域経済の発展に寄与することです。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

提出書類：①交付申請書②事業計画書③経費別明細書
添付書類：①前年度及び当該年度の総会資料等②商店街の状況写真③見積書等④業者選定経過調書等

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

各申請における事業内容（計画）が補助金交付の目的に適っているかどうかを審査会で審査し、承認された事業を交付決定します。

○審査委員：区産業コーデイネーター・商工相談員など

○主な審査項目：事業の緊急性、必要性、効果、独自性等

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

提出書類：①実績報告書②事業実績書③経費明細書④事業効果報告書
添付書類：①契約書②仕様書③完了・検査書④引渡書⑤会計帳簿⑥預金通帳⑦請求書・領収証⑧記録写真その他

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

実績報告書の事業内容及び提出書類内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか調査します。

今後の課題

商店街の施設整備等は多額の経費を要するものが多く、商店会にとっては負担が大きいため、今後も区の支援が必要です。また、更なる集客力強化のため消費者ニーズの変化を踏まえたシステムづくりや、高齢化対策等の地域社会の変化に対応した施設を整備していく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　本事業を実施した全ての商店会から事業効果が高いと評価されている点と、多額の経費を要することが多く商店会にとって大きな負担となっている施設整備事業に対して、区が支援することで、商店街の良好な環境整備につながるものと評価できるため

①区と補助対象者との役割分担

この補助金は、各商店会が区民ニーズにあった快適な買物空間づくりを図るため、企画立案した各種事業を実施し、区はその事業経費の一部を負担し、魅力ある商店街づくりを支援します。

②目標の設定

目標設定は、各商店会が補助事業を効果的に活用することで、商店街のにぎわいや快適な街づくりにつながるなど、地域の活性化を促すとの理由により、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、事業を実施した商店会から高い評価を得ており、商店街の「魅力ある買物空間づくり」を促進するために効果的に活用されていることから、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われていると言えます。

④目標の達成状況

この補助金で商店会の施設整備等の取組みを区が支援することにより、人が集まり交流する、安心安全な楽しい買物空間づくりへの効果があることから、魅力ある商店街づくりの支援に繋がるものと言えます。

今後の改革方針

今後も、時代の変化に合った区民ニーズ等を踏まえ、安心・安全な買物空間づくりによって継続的な集客力の確保、また地域経済や地域コミュニティの発展に寄与できるよう、商店街の施設整備事業等に対し、適切な支援を行っていきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：VI-7　ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

番号：68

補助事業名	商店街にぎわい創出支援事業	所管部課	地域文化部産業振興課	事業開始年度	15　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区商店街にぎわい創出支援事業実施要綱				
20年度決算額 補助率	67,080,000 円 補助対象経費の2／3	補助対象団体（者）	区内商店会等		
補助することで達成しようとしている区の目的	地域の特性を活かした、にぎわいと魅力ある商店街づくりを支援するためです。				
団体（者）に対する直接の助成目的	商店会が実施するイベント事業に助成することで、区内商店街の集客力強化及び活性化を図り、地域経済の発展に寄与することです。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

提出書類：①交付申請書②事業計画書③経費別明細書
添付書類：①見積書等②業者選定経過調書等③その他

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

申請書の事業内容（計画）が補助金交付の目的に適っているかどうかを審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

提出書類：①実績報告書②事業実績書③経費明細書④事業効果報告書
添付書類：①領収証②記録写真③ポスター・チラシ等④その他

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

実績報告書の事業内容及び提出書類内容が、交付申請時の事業目的・計画に沿って実施されているか審査します。

今後の課題

にぎわいと魅力のある商店街づくりには、地域コミュニティづくりやまちづくりという視点による区の支援が必要不可欠です。
今後も、地域特性を活かした事業や消費者ニーズの変化を踏まえた取組みなどに継続して支援をしていく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　本事業を実施したほぼ全ての商店会から事業効果が高いと評価されている点と、イベントを通して商店会と地域住民や来街者との結びつきが深まり、商店街の活性化につながるものと評価できるため

①区と補助対象者との役割分担

この補助金は、商店会が集客力向上や地域との交流を深めるため、企画立案するとともに実施した各事業について、区がその事業経費の一部を負担し、地域コミュニティと連携したにぎわいと魅力のある商店街づくりを支援します。

②目標の設定

目標設定は、各商店会が補助事業を効果的に活用することで、商店街のにぎわいや地域コミュニティの強化につながり、地域の活性化を促すとの理由により、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、事業を実施した商店会から高い評価を得ており、商店街のもつ地域コミュニティ機能の強化などを促進するために効果的に活用されていることから、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われていると言えます。

④目標の達成状況

この補助金で、商店会の地域コミュニティとの連携による取組みや来街者増加に向けたイベント事業等に区が支援した結果、商店街の持つ地域コミュニティ機能の向上などに効果があることから、にぎわいと魅力のある商店街づくりの支援につながるものと言えます。

今後の改革方針

来街者の継続的な増加や商店街の売上向上につながるような、地域の特性を活かした事業や消費者ニーズの変化を踏まえた取組みが行われるよう、「商店会サポート事業」と連携させることで、より積極的に支援を行っていきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：VI-7　ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

番号：69

補助事業名	商店街活性化促進事業	所管部課	地域文化部産業振興課	事業開始年度	15　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区商店街ステップアップ支援事業実施要綱				
20年度決算額 補助率	814,000 円 補助対象経費の2／3	補助対象団体（者）	区内商店会等		
補助することで達成しようとしている区の目的	地域の特性を活かした、にぎわいと魅力ある商店街づくりを支援するためです。				
団体（者）に対する直接の助成目的	区内商店街の活性化及び自立化を促進し、地域経済の発展に寄与することです。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

提出書類：①交付申請書②事業計画書③経費別明細書
添付書類：①前年度及び当該年度の総会資料等②企画書③見積書等④業者選定経過調書等

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

各申請における事業内容（計画）が補助金交付の目的に適っているかどうかを審査会で審査し、承認された事業を交付決定します。

○審査委員：区産業コーデイネーター・商工相談員など

○主な審査項目：事業の緊急性、必要性、効果、独自性等

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

提出書類：①実績報告書②事業実績書③経費明細書④事業効果報告書
添付書類：①契約書②仕様書③納品書④会計帳簿⑤預金通帳⑥請求書・領収証⑦成果物⑧その他

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

実績報告書の事業内容及び提出書類内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか調査します。

今後の課題

本事業が効果的に活用されるために、商店会に対して具体的な成功事例や活動報告等の情報提供の機会をより多く作ることで、商店会の自主的な取組みをさらに促していく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価：　B

理　　由：　本事業を実施した全ての商店会から事業効果が高いと評価されている点と、マップやＨＰの作成によって商店街に対する地域住民や来街者の認知度が上がったことにより、活性化につながる事業であると評価できるため

①区と補助対象者との役割分担

この補助金は、各商店会が商圏拡大につながる事業等を企画立案するとともに主体的に実施し、区がその事業経費の一部を負担して区内商店会の活性化及び自立化の促進を支援します。

②目標の設定

目標設定は、各商店会が補助事業を効果的に活用することで、商店街の集客力の増加や販売促進につながり、地域の活性化を図ることができるとの理由から、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、事業を実施した商店会から高い評価を得ており、商店街の積極的なＰＲとして効果的に活用されていることから、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金で、商店会の主体的な取組みに対し区が支援した結果、地域住民や来街者への商店街のＰＲがなされ、にぎわいと魅力ある商店街づくりにつながったと言えます。

今後の改革方針

今後も「商店会サポート事業」との連携や、商店会に対する情報提供の機会を積極的に作り、商店会の意欲ある取組みをより促進し、商店街活性化事業として効果を高めていきます。

補助事業評価シート

該当する個別目標：区政運営編　Ⅱ－1　公共サービスの提供体制の見直し

番号：70

補助事業名	納税貯蓄組合連合会への事業助成	所管部課	総務部税務課	事業開始年度	昭和26年度
根拠法令（要綱）等	納税貯蓄組合法、新宿区納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱				
20年度決算額 補助率	780，264円 1／2	補助対象団体（者）	四谷税務署管内納税貯蓄組合連合会 新宿納税貯蓄組合連合会		
補助することで達成しようとしている区の目的	納期内納付の推進、口座振替納税の普及拡大等、自主納付の高揚と正しい税知識の普及を推進し、納税意識の高揚を図ることにより、安定的な歳入を確保します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	地域における税知識の普及啓発や納税意識の高揚を図る活動を実施することです。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・補助金交付申請書
・連合会事業計画書
・連合会予算収支予算書
・補助事業対象計画経費内訳書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

区職員による審査（事業計画書の中で目的に当てはまる項目と該当経費を確認し、補助対象事業計画経費内訳書を精査を実施。）

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・補助金実績報告書
・事業報告書
・収支決算報告書
・補助事業対象経費内訳書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

区職員による審査（収支決算報告書と申請書及び補助事業対象経費内訳書を審査し、補助目的に該当しているかを確認。）

今後の課題

納税貯蓄組合の構成員の高齢化が進むとともに組合数及び組合員数が減少している状況にあります。
納税貯蓄組合は納税貯蓄組合法に規定される団体であり、その第10条では国又は地方自治体は納税貯蓄組合に補助ができる旨、規定されています。本補助金は事業に対する補助としていますので、実施事業が区にとってより多くの効果を生むようにすることが課題です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・改正）とその理由

総合評価： B

理　　由： 税制改正に関する広報、都区合同納税キャンペーンへの参加及び独自キャンペーン活動等、納税推進への寄与が大きかったため

①区と補助対象者との役割分担
区は、税務署・都税事務所とともに、税制改正や申告等について広報紙等を通じて広報しています。
納税貯蓄組合連合会は、主に地域において、納税思想の普及啓発にあたります。特に街頭におけるキャンペーンや自主的な納税に関する広報活動を展開しています。

②目標の設定
納期内納付の推進と税知識や納税思想の普及・啓発を地域において積極的に推進していくことを目的としているため、目標設定は妥当です。

③代替手段・効率性
個人・事業者を問わず結成される組合であり、組合員の納税資金の貯蓄の斡旋等により納期内納付の推進を図るとともに、地域における納税思想の普及啓発を積極的に行っており、現在のところ、これに変わる手段等はありません。

④目標の達成状況
税制改正に関する広報周知及び納期内納付や振替納税の推進キャンペーン等に積極的に取り組んでおり、概ね補助金に見合った事業が行われています。

今後の改革方針

概ね補助金に見合った事業活動が実施されていますが、納税貯蓄組合の構成員の高齢化が進むとともに、組合数・組合員数が減少傾向にあり、連合会の活動もやや低下傾向にあります。
納税貯蓄組合連合会は地域において活動を行っている団体であり、他に同様の活動を行っている団体はありませんので、今後も補助を継続していきますが、区にとってより効果的な事業が実施されるよう、納税貯蓄組合連合会との協議を重ねていきます。

平成２１年度
内部評価実施結果報告書

印刷物作成番号
2009－3－2102

平成21年7月発行

編集･発行
新宿区総合政策部行政管理課
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電話　03 - 5273 - 4245 (直通)

古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています

新宿区は、環境への負担を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。